

吉野川水系河川整備計画【素案】に係る
「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の
考え方について

平成 19 年 10 月

国土交通省 四国地方整備局

1. ご意見のとりまとめ（概要）

国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を発表し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところです。

また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。

一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。

このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していきたいと考えています。

まず、「吉野川水系河川整備計画」の策定に向けて、平成18年6月23日に「吉野川水系河川整備計画【素案】」（以下、【素案】という）を発表いたしました。

この【素案】に対する多くの皆さまからのご意見を頂くため、平成18年6月27日から同9月30日までに、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を計11回開催しました。

以上の頂いた意見をもとに【素案】を修正し、平成18年12月18日に「吉野川水系河川整備計画【修正素案】」（以下、【修正素案】という）を発表いたしました。

さらに、この【修正素案】に対する皆さまからのご意見を頂くため、平成18年12月25日から平成19年2月11日までに、「吉野川学識者会議」、「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」、「吉野川流域住民の意見を聴く会」を計11回開催しました。

また、これらの会に参加できない流域住民の方々のご意見を頂くため、平成18年6月27日から同10月7日、平成18年12月19日から平成19年2月28日まで、ハガキやインターネット等によるご意見の募集（パブリックコメント）を行いました。

これら様々な機会を通じて数多くのご意見を頂き、誠に有難うございました。

頂きましたご意見の総括は、表-1のとおりです。

各会場の速記録及びハガキやインターネット等のパブリックコメントにより頂きましたご意見については、吉野川水系河川整備計画のホームページ（<http://www.yoshinoriver.info/index.html>）に掲載しています。

その際、流域住民の方々の方々の氏名等の個人情報については、公表を差し控えさせて頂いております。

表-1 ご意見・ご質問 総括について

①各会場でのご意見発言者数				意見数			発言者数			傍聴者			
				第1回	第2回	計	第1回	第2回	計	第1回	第2回	計	
■吉野川学識者会議				55件	63件	118件	16人	16人	32人	56名	19名	75名	
■吉野川流域住民の意見を聴く会				371件	334件	705件	110人	104人	214人	428名	352名	780名	
下流域	吉野川市	第1回	H.18.7.22(土)	セントラルホテル鴨島	17件	37件	54件	6人	11人	17人	44名	26名	70名
		第2回	H.19.1.20(土)	吉野川市文化研修センター									
	北島町	第1回	H.18.7.23(日)	北島町立公民館	12件	46件	58件	7人	17人	24人	64名	51名	115名
		第2回	H.19.2.4(日)	北島町立公民館									
	徳島市	第1回	H.18.8.5(土)	徳島県建設センター	34件	66件	100件	12人	20人	32人	109名	71名	180名
		第2回	H.19.1.21(日)	徳島県建設センター									
徳島市II	第1回	H.18.9.30(土)	徳島大学工学部共通講義棟JA会館	240件	66件	306件	61人	21人	82人	107名	86名	193名	
	第2回	H.19.2.3(土)											
中流域		第1回	H.18.7.8(土)	美馬市美馬福祉センター	22件	48件	70件	9人	13人	22人	36名	47名	83名
		第2回	H.19.1.27(土)	三好市中央公民館									
上流域	高知県会場	第1回	H.18.7.9(日)	土佐町保健福祉センター	34件	53件	87件	9人	17人	26人	35名	54名	89名
		第2回	H.19.2.10(土)	大豊町総合ふれあいセンター									
	愛媛県会場	第1回	H.18.8.6(日)	四国中央市福祉会館	12件	18件	30件	6人	5人	11人	33名	17名	50名
		第2回	H.19.2.11(日)	霧の森									
■吉野川流域市町村長の意見を聴く会				112件	73件	185件	21人	21人	42人	53名	57名	110名	
下流域	徳島市	第1回	H.18.7.25(火)	徳島県建設センター	41件	24件	65件	10人	10人	20人	25名	19名	44名
		第2回	H.19.2.5(月)	徳島県建設センター									
中流域	美馬市	第1回	H.18.7.11(火)	美馬市美馬福祉センター	26件	22件	48件	4人	4人	8人	16名	15名	31名
		第2回	H.19.1.24(水)	美馬市美馬福祉センター									
上流域	土佐町	第1回	H.18.7.26(水)	土佐町保健福祉センター	45件	27件	72件	7人	7人	14人	12名	23名	35名
		第2回	H.19.1.22(月)	土佐町保健福祉センター									
■パブコメ				281件	640件	921件							
		第1回	H.18.6.27~H18.10.7		281件	640件	921件						
		第2回	H18.12.19 ~H18.2.28										
合計				819件	1110件	1929件	147人	141人	288人	537名	428名	965名	

②パブリックコメントによるご意見提出数

提出方法	意見提出者数		
	第1回	第2回	計
ホームページ	3通	13通	16通
メール	9通	4通	13通
FAX	5通	8通	13通
ハガキ	30通	394通	424通
意見記入用紙	31通	28通	59通
コモンズ経由	7通	5通	12通
合計	85通	452通	537通

③意見分類による意見数

分類	意見数		
	第1回	第2回	計
■【素案】【修正素案】に関する意見	514件	742件	1256件
河川整備計画全般	111件	161件	272件
洪水、高潮等による災害の防止または軽減	178件	187件	365件
河川水の適正な利用	16件	41件	57件
河川環境の整備と保全	131件	183件	314件
維持・管理	78件	170件	248件
■【素案】【修正素案】以外の意見	305件	368件	673件
吉野川水系河川整備計画の進め方について	159件	104件	263件
抜本的な第十堰の対策のあり方について	52件	89件	141件
直轄管理区間外の整備等について	29件	66件	95件
国土交通行政へのご意見・ご質問について	20件	28件	48件
その他	45件	81件	126件
合計	819件	1110件	1929件

2. ご意見への対応

2.1 ご意見の整理

ご意見の整理にあたっては、速記録やパブリックコメントでいただいた文章の中で、同一内容に係るご意見又はご質問とその理由を要約し、一つの「意見及び質問」と定義しました。

一人の発言者が同じ会場において、趣旨や箇所が異なる発言をされた場合には、別々のご意見として取り扱いました。また、一人の発言者が同じ会場において、同趣旨のご意見を繰り返し発言された場合は、繰り返しの発言内容を含めて一つのご意見としました。

2.2 ご意見のとりまとめ

2.1のご意見について、河川管理者の判断により、同様のご意見と思われるものを発言順に並べさせていただきました。

また、同様のご意見と判断したものについて、「意見要旨」を作成し、河川整備計画素案に記載されている順に「テーマ」を作成しました。

2.3 四国地方整備局の考え方

2.2で作成したテーマ毎に、四国地方整備局の考え方をお示しし、できる限り【素案】に反映し、反映できないご意見については、理由を付して公表いたします。

また、理由や根拠となるデータについても、できる限り公表いたします。

2.4 考え方に対応した【素案】内容

みなさまからいただいたご意見について、反映できるものについては、どのように【素案】を修正するのかをアンダーラインや見え消し等で示しました。

また、いただいたご意見で、【素案】に記載されているものについては、【素案】の該当箇所を記載させていただきました。

※なお、今回のご意見のとりまとめにおいて、いただいたご意見の趣旨が異なっている場合は、申し訳ございませんが、再度ご意見をお寄せ下さい。

テーマ		頁
①河川整備計画全般		
共通-0	吉野川の概要について	1
共通-1	地球温暖化に対する方策について	3
共通-2	流域内の交流推進について	6
共通-3	治水・利水・環境の優先順位について	9
共通-4	治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について	16
共通-5	将来予測を考慮した計画策定について	18
共通-6	河川整備計画の見直しについて	20
共通-7	河川整備計画の事業費について	22
共通-8	河川整備計画の事業工程について	24
共通-9	今後の地域住民、関係機関の連携について	28
共通-10	河川利用における観光開発について	33
共通-11	森林の現状と今後について	35
共通-12	森林に関する他機関との連携について	36
共通-13	森林による土砂流出抑制について	44
共通-14	森林による流出抑制について	48
共通-15	流域土砂管理について	62
共通-16	文章等表現内容の改善について	63
共通-17	アンケート(「よりよい吉野川づくりを指して」)の反映について	68

テーマ		頁
②洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減		
治水-1	河川整備において目標とする流量について	72
治水-2	施設能力を上回る洪水への対応について	77
治水-3	平成17年台風14号洪水の流出量について	83
治水-4	治水施設整備に係る費用と効果について	84
治水-5	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(築堤等)	87
治水-6	吉野川の洪水を安全に流下させるための対策(河道の掘削)	99
治水-7	河川整備計画の堤防法線の位置付けについて	104
治水-8	水害防備林、竹林等について	105
治水-9	岩津上流の改修による下流への影響量について	108
治水-10	築堤計画内容の説明について	110
治水-11	吉野川本川堤防の整備の進め方について	111
治水-12	堤防漏水対策について	118
治水-13	堤防侵食対策について	124
治水-14	内水対策の進め方について	126
治水-15	高潮対策について	134
治水-16	津波の影響範囲について	136
治水-17	河口周辺堤防の対策の計画反映について	136
治水-18	勝命箇所の実施に関する計画内容について	137
治水-19	善入寺島地区の実施に関する計画内容について	138
治水-19-1	脇町第一箇所の実施に関する計画内容について	140
治水-19-2	毛田地区の実施に関する計画内容について	141
治水-20	加茂第一箇所の実施に関する計画内容について	142
治水-21	加茂第二箇所の実施に関する計画内容について	144
治水-22	旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について	146
治水-23	旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について	148
治水-24	旧吉野川北川向地区の堤防整備について	151
治水-24-1	今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について	152
治水-25	今切川広島地区の実施に関する計画内容について	153
治水-26	今切川の支川榎瀬江・宮島江・湖川の水門設置について	154
治水-27	旧吉野川・今切川の橋梁改築について	155
治水-28	地震対策について	156
治水-29	堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて	159
治水-30	ダムの洪水調節について	160
治水-31	早明浦ダムの洪水調節能力について	170
治水-32	早明浦ダムの改良について	171
治水-33	柳瀬ダムの改良について	172

テーマ		頁
③河川水の適正な利用		
利水-1	吉野川池田地点の平均総流出量について	173
利水-2	吉野川の正常流量について	175
利水-3	吉野川の自然流量について	176
利水-3-1	地下水の経年変化について	176
利水-4	渇水対策について	179
利水-5	麻名用水について	183
利水-6	国営農地防災事業について	185
利水-7	水利用について	187
④河川環境の整備と保全		
環境-1	河川環境のあり方について	191
環境-2	環境目標の明確化について	200
環境-3	環境目標となる指標の設定について	205
環境-4	環境保全に対する地域住民等との連携	211
環境-5	外来種対策について	212
環境-6	河口干潟について	215
環境-7	連続性の確保について	222
環境-8	ミチゲーションについて	227
環境-9	多自然川づくりの検討について(工法)	229
環境-10	多自然川づくりの検討について(仕組み)	236
環境-11	多自然川づくりの検討について(調査・評価)	238
環境-12	河道掘削時における環境への配慮について	240
環境-13	河川景観について	241
環境-14	旧吉野川における河川環境の保全について	245
環境-15	河川空間(河川敷)の利用促進について	246
環境-15-1	竹林(水害防備林)の保全について	251
環境-15-2	河川空間(堤防)の利用促進について	253
環境-16	河川利用における高齢者への配慮について	256
環境-17	早明浦ダムにおける環境の現状について	257
環境-18	早明浦ダムにおける濁水対策について	260
環境-19	早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について	265
環境-20	早明浦ダム周辺の環境整備について	266
環境-21	水源地域ビジョンについて	267

テーマ		頁
⑤維持・管理		
管理-1	防災情報の充実について	268
管理-2	ハザードマップ等の充実について	277
管理-3	重要水防箇所について	280
管理-4	河道の維持管理について(樹木管理・河積確保)	281
管理-5	ホテイアオイの除去について	287
管理-6	排水ポンプ車の運用について	288
管理-7	樋門等河川管理施設の操作について	290
管理-8	第十堰等の補修について	293
管理-9	排水施設の機能維持について	294
管理-10	不法投棄の現状について	295
管理-11	河川の清掃活動等への支援について	300
管理-12	伐採木等の利活用について	301
管理-13	河川の適正な維持管理について	303
管理-14	河川維持管理への地域住民の参加について	309
管理-15	許認可事務の適正な実施について	311
管理-16	水質事故への対応について	313
管理-17	吉野川に流入する汚濁負荷について	314
管理-18	水質の保全について	317
管理-19	ダム管理規定について	326
管理-20	早明浦ダムにおける護岸補修について	326
管理-21	池田ダムにおける護岸の荒廃について	328
管理-22	ダムの補修・補強について	328
管理-23	ダム堆砂について	329
管理-24	ダム堆砂の利活用について	332
管理-25	河口堰の操作について	332

テーマ		頁
①吉野川水系河川整備計画の進め方について		
その他-1	住民参加に関する仕組みについて	334
その他-2	「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について	346
その他-3	河川整備計画の策定スケジュールについて	346
その他-4	意見の反映方法について	351
その他-5	検討データの公開について	359
その他-6	吉野川学識者会議における委員選定について	361
その他-7	吉野川学識者会議における運営方法について	362
その他-8	吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について	364
その他-8-1	吉野川流域市町村長の意見を聴く会の運営方法について	369
その他-9	吉野川流域住民の意見を聴く会について(開催回数・時間配分)	369
その他-10	ファシリテータの選定方法について	373
その他-11	グラウンド・ルール「意見の反映」について	375
その他-12	公聴会について	375
その他-13	広報について	375
②抜本的な第十堰の対策のあり方について		
その他-14	抜本的な第十堰の対策のあり方について	378
③直轄管理区間外の整備等について		
その他-15	県管理区間の直轄化要望について	402
その他-16	高知県管理区間の浸水被害について	407
その他-17	高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について	408
その他-18	徳島県との連携について	411
その他-19	高知県との連携について	413
その他-20	徳島県管理区間の改修要望等について	415
その他-21	板東谷川(徳島県)の産業廃棄物について	419
その他-22	流域内の廃棄物処理施設の把握について	419
その他-23	砂防事業区間の改修要望等について	420
その他-23-1	市町村管理区間の整備について	422

テーマ		頁
④国土交通行政へのご意見・ご質問について		
その他-24	調査・検討資料の情報公開について	422
その他-25	旧吉野川の樹木伐採について	423
その他-26	光ファイバーの占用について	423
その他-27	防災エキスパートについて	423
その他-28	採取砂利の活用について	423
その他-29	堤防構造について	424
その他-30	上・下流域の関係について	424
その他-31	河川利用への水量調整について	426
その他-32	発電事業について	426
その他-33	占用地の修繕について	427
その他-34	銅山川の完全分水問題について	428
その他-35	今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて	431
⑤その他		
その他-36	回答の特定できなかったご意見	433
その他-37	その他(河川関係以外、感想・意見)	439

「考え方に対応した【素案】内容」の表示説明

- ・ゴシック体及び取り消し線文字：素案文章の修正箇所
- ・下線付き文字：意見要旨に対応する記述内容

表(1) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-0 吉野川の概要について

- a. 吉野川の産業として、もつと漁業と農業を多面的に深く書いてほしい。
- b. 洪水の概要として、皮肉にも、洪水が地味を豊かにし、徳島の産業に大きく寄与していたという歴史的・客観的な表現が欠落しているのではないか。

(a) (吉野川で)漁業のなりわいがどの程度なされてきて、現在どういう環境であるのか、将来にわたってどのようになるのか、そのためには河川の整備をどうすべきなのかという観点からの議論も必要だと思う。水産、漁業資源としての吉野川、漁業生産を維持する上での吉野川という観点を記述も加えて頂ければありがたい。

【学識者 中野委員】

(a) 【素案P5】の「土地利用及び産業」は、ざらっと書いた感じを受けた。例えば、アユ(の養殖)は全国第一位とか、養殖漁業生産高を他県との比較すればインパクトが出るし、内水面漁業が2001年をピークに激減していることは、環境面の1つの数字になると思うので、もつと、産業のところでも漁業と農業を多面的に深く書いて頂けたらありがたい。

【学識者 中村委員】

(a) ダムと堤防がなければ全流域にどんな事が起きてどんな暮らしになるか、それは現代人に耐えられることなのか、考えてみるべきです。やはり全流域の現状をみんなが把握することが、河川整備計画には必要でないことだと思います。

【パブコメ373】

吉野川流域における内水面漁業及び養殖業の盛んさと、藩政期に阿波藩の財政を支えた藍作等は吉野川を代表する特徴と考へ、河川整備計画素案P5(6)土地利用及び産業を修正します。

1. 吉野川の概要
1-1 流域及び河川の概要
【河川整備計画素案P5】
(6) 土地利用及び産業

流域の土地利用区分は、山林が78.5%、水田や畑地等の農地が15.1%、宅地等の市街地が4.6%、河川等1.8%となっている。

流域の産業をみると、農業分野では、古くは吉野川のはん濫水が運ぶ良質な客土を利用した藍作が盛んであった。近年は吉野川下流域の平野部においてレンコン、ニンジン、かんしょ、ダイコンの生産が盛んであり、冬季の温暖な気候を利用して阪神地域を消費地とする都市近郊型農業経営への移行が進みつつある。また、川中島である善入寺島は、農業に利用されており、野菜が生産されている。また、水産業としてスズアオリやアユ、ウナギの生産が盛んである。全国的にも有数であり、養殖業としてスズアオリやアユ、ウナギの生産が盛んである。養殖が盛んであり、その生産量は全国有数である。製造業については、旧吉野川流域を中心として、豊富な水資源を利用した化学工業、食品業や電気・機械器具、紙加工品業、木製品、家具製造業等が分布している。

高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であり、森林の生育に適した自然条件を活かした林業等が営まれている。しかし、木材価格は低迷しており、山村地域では人口の減少と高齢化が進んでいる。

表(2) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※1ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 【素案P6】の歴史について、治水の観点での記載はいいが、皮肉にも、洪水が地味を豊かにし、徳島の(藍)産業に大きく寄与し、それが徳島の経済を全国的に引き上げていたという歴史的・客観的な表現が欠落しているのではないかと思う。 [学識者 中村委員]</p>	<p>※1ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※1ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(b) 洪水は下流の田畑に栄養を送り、上流では美しい河原ができる。だから洪水は必要でもある。洪水と上手く付き合うことが大切である。 [パブコメ150]</p>			

表(3) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-1 地球温暖化に対する方策について

<p>a. 温暖化による異常気象は計画の中に含むのか。</p>	<p>(a) 温暖化にそなえて土手の高さ1m高くなるには、外のすそをどのぐらい広げなくてはならないか？ [バゴメ44]</p>	<p>温暖化による海面上昇や降雨特性の変化は、治水安全度の低下に繋がることから河川管理者も関心を持っていきます。 しかしながら、地球温暖化に伴う影響量については、定量的な把握が難しく、計画に反映できる状況にはありません。 当面は、河川整備計画素案の2、吉野川の現状と課題に記載している治水・利水・環境上のさまざまな課題について、計画的に対応を図りたいと考えています。</p>	<p>【河川整備計画素案P50】 3-1 河川整備の基本理念 吉野川では、明治40年(1907年)に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来100年、また、旧吉野川では昭和42年(1967年)に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来40年が経過した。この間継続して、水管の脛減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿いには、かなりの延長の無堤地区が残り、洪水や高潮の発生に伴う水害が後を絶たない。また、堤防整備等治水事業の進展に伴い、内水(河川に排水できずにはんこした水)は氾濫による水管や堤防漏水・侵食への対応、さらには河川管理施設の老朽化や洪水調節容量の不足などへの対応等、新たな課題が発生している。加えて大規模地震や津波、集中豪雨による災害による大規模な被害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。</p>
<p>(a) 温暖化による異常気象は計画との関係。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)X1さん]</p>	<p>(a) 地球温度の上昇、過去100年間で地球全体が0.7度、それから日本は1度上昇しており、まだこれから上昇すると思うのですが、環境の中にそういう問題も含むものか、 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S1さん]</p>	<p>また、河川整備計画素案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けていきます。将来の気象条件の変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正します。</p>	<p>一方、環境面では、吉野川の流れば、雄大で、川沿いの竹林や、レキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤ等外来植生が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。 また、吉野川の河川敷(高水敷)や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水管防備林として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林なども存在する。</p>
<p>(a) 【素案P50】の基本理念に、新たな課題とあるが、温暖化に起因して多発する集中豪雨や洪水、濁水のような問題の長期化が余り書かれていない。そういうことが懸念されるので、そういったことにも対応できる視点を入れておくべきではないかと思う。 [学識者 村上委員]</p>	<p>近年、吉野川流域においても集中豪雨が多発する傾向にあることから、吉野川の抱える課題として集中豪雨による災害を整備計画素案P50 3-1河川整備の基本理念に追記します。 また、海面上昇に対する調査研究への取り組みとして、海象データの蓄積、及び調査・研究を進める旨、整備計画素案P105 5-4 河川整備の調査・研究に追記します。</p>	<p>これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴、課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を、総合的に展開する。 そのためこのとき、河道区間毎に存在する治水、利水、環境上のさまざまな課題についてに係るある分野の課題を解決するにあたっては、その他の分野への課題についても考慮するなどしなから調和を図りながらのとれた施策を実施する。</p>	<p>【河川整備計画素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等 本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。 本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>

表(4) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※3ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 大きなスーパーは、農地をつぶしてコンクリやアスファルトで固めたものであり、一遍に雨が降ったらどっと下流の川に流れくるので、広い駐車場や建物を造ったら、木を植えるとか、地球温暖化対策をした方がいいと思う。(将来)次々に商業地が整備されて大きなスーパーが来ると、行政だけではなくても手に負えないような状態になると思うので、下流の人もある程度協力しないと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)さん]</p> <p>(a) 最近100年もすれば氷山が皆とけて100年後には80cmは海面が上がると言われております。南田宮にある会社では、今から45年前に塩害が発生していました。海面が、50年で40cm上がった場合、海水が地下水や伏水を押し上げて、田宮あるいは藍住、板野に塩害を及ぼすと思いますので、50年後を見通した建設者の考え方を聞きたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Mさん]</p> <p>(a) 地球温暖化による異常気象により災害が大きくなるのが今後予測される。それを見越した対策を早く考えて頂きたいと思う。</p> <p>[パプコメ96]</p>	<p>※3ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105-1】 5-4 河川整備の調査・研究</p> <p>吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積を行い、調査・研究を進める。</p> <p>環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。</p>
----------------------------	---	-------------------------------	---

表(5) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※3ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 地球温暖化により自然が破壊され、現在も大雨や竜巻が多数発生しているため洪水に備えて対策をお願いします。 [パプコメ271]</p>	<p>※3ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※3～4ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(a) 学識経験者に気象学の方がいないのが残念です。少なくとも50年後の予測をするなら地球温暖化に対するシミュレーションも考慮に入れていただきたいと思っています。 [パプコメ429]</p>		

表(7) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

※6ページの『テーマ/意見要旨』を参照

(c) 吉野川交流推進協議会活動の活発化
 昔舟が上下した様な(交流の)復活を図るには？(現在ではEボート・ラフティング・カヌー？)
 川の駅事業の立ち上げ
 [パブコメ19]

※6ページの『四国地方整備局の考え方』を参照

また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点」の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

(c) レキ川原の保全・育成
 中流域の整備計画の意見としては、堤防の完成と内水問題の解決で要望の大半が満たされる。
 自然十人間＝文化の構図を考える時、いかに川と親しみ、活用交流するか、その足跡が中流域には多く残されている。これの発掘と活用を図るべきである。

[パブコメ19]

(d) 高齢福祉の視点から考えてみると、高齢者も(ソフト面で)やっっていくことがたくさんあるように思われました。上流の人と下流の人との交流とか、下流域・徳島平野の豊かな水に感謝し、その気持をさらに進展させていきたいという思いです。

[学識者 原田委員]

表(8) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※6ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 吉野川の施設・設備が多くあるので見守りたい。吉野川現地講座にもよく応募していますが、余り当たりません。バスを何台か出すとか、(吉野川現地講座を)3~4週連続して行う等多くの人の希望があるのだから考慮してほしい。 [パブコメ111]</p>	<p>※6ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※6~7ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(f) 下流と中流、上流がお互いの思いが理解できるように、「吉野川の出水については中流域が長きにわたり洪水被害をこうむってきたことは事実であり、下流域はそれによって恩恵をこうむったことも事実である」という文言を入れて頂き、40年までの苦労を少しでもわかっていただき、なぜ中流域の人が一生懸命、堤防堤防と言っているのか理解してほしい。 [流域住民(中流域:三好)さん]</p>	<p>(f) 岩津上流については、昭和40年の国(直轄)編入まではそのほとんどが無堤であり、洪水のたびに氾濫がくりかえされていたことは認識しています。河川整備計画素案P14の⑤)改修総体計画(昭和38年)の文章を修正します。</p>	<p>【河川整備計画素案P14】 5)改修総体計画(昭和38年) この計画では、吉野川の治水計画規模を年超過確率$1/80$と決定し、基準地点岩津での確率流量$17,000\text{m}^3/\text{s}$に流域の開発を考慮して$500\text{m}^3/\text{s}$の余裕を見込み、基本高水のピーク流量を$17,500\text{m}^3/\text{s}$として、このうち$2,500\text{m}^3/\text{s}$を早明浦ダムと柳瀬ダムによって調節することを前提に、計画高水流量を、池田地点で$11,300\text{m}^3/\text{s}$、岩津から河口に至る区間は、従来どおり$15,000\text{m}^3/\text{s}$とした。この計画により、昭和40年度より早明浦ダムの建設に着手するとともにことになり、それまでほとんどが無堤地区で、洪水による氾濫が多発していた同年4月から池田～岩津間約38kmの無堤部の改修に同年4月より着手した。</p>	<p>【河川整備計画素案P14】 5)改修総体計画(昭和38年) この計画では、吉野川の治水計画規模を年超過確率$1/80$と決定し、基準地点岩津での確率流量$17,000\text{m}^3/\text{s}$に流域の開発を考慮して$500\text{m}^3/\text{s}$の余裕を見込み、基本高水のピーク流量を$17,500\text{m}^3/\text{s}$として、このうち$2,500\text{m}^3/\text{s}$を早明浦ダムと柳瀬ダムによって調節することを前提に、計画高水流量を、池田地点で$11,300\text{m}^3/\text{s}$、岩津から河口に至る区間は、従来どおり$15,000\text{m}^3/\text{s}$とした。この計画により、昭和40年度より早明浦ダムの建設に着手するとともにことになり、それまでほとんどが無堤地区で、洪水による氾濫が多発していた同年4月から池田～岩津間約38kmの無堤部の改修に同年4月より着手した。</p>
<p>(f) 昭和以前の吉野川治水事業に一切、中流域の対策が見られなかったことは、いかにも残念な事である。中流域の果たした役割について、下流域の人達に理解を得た上で交流する。 「吉野川治水については、中流域が長きに亘り結果として、遊水地としての役割を果たしてきた。すなわち洪水被害を被ってきた事は事実であり、下流域はそれによって恩恵を被った事も事実である。」この文言を、いずれかの場所に挿入して下さい。 [パブコメ19]</p>	<p>(f) 昭和以前の吉野川治水事業に一切、中流域の対策が見られなかったことは、いかにも残念な事である。中流域の果たした役割について、下流域の人達に理解を得た上で交流する。 「吉野川治水については、中流域が長きに亘り結果として、遊水地としての役割を果たしてきた。すなわち洪水被害を被ってきた事は事実であり、下流域はそれによって恩恵を被った事も事実である。」この文言を、いずれかの場所に挿入して下さい。 [パブコメ19]</p>	<p>【河川整備計画素案P14】 5)改修総体計画(昭和38年) この計画では、吉野川の治水計画規模を年超過確率$1/80$と決定し、基準地点岩津での確率流量$17,000\text{m}^3/\text{s}$に流域の開発を考慮して$500\text{m}^3/\text{s}$の余裕を見込み、基本高水のピーク流量を$17,500\text{m}^3/\text{s}$として、このうち$2,500\text{m}^3/\text{s}$を早明浦ダムと柳瀬ダムによって調節することを前提に、計画高水流量を、池田地点で$11,300\text{m}^3/\text{s}$、岩津から河口に至る区間は、従来どおり$15,000\text{m}^3/\text{s}$とした。この計画により、昭和40年度より早明浦ダムの建設に着手するとともにことになり、それまでほとんどが無堤地区で、洪水による氾濫が多発していた同年4月から池田～岩津間約38kmの無堤部の改修に同年4月より着手した。</p>	<p>【河川整備計画素案P14】 5)改修総体計画(昭和38年) この計画では、吉野川の治水計画規模を年超過確率$1/80$と決定し、基準地点岩津での確率流量$17,000\text{m}^3/\text{s}$に流域の開発を考慮して$500\text{m}^3/\text{s}$の余裕を見込み、基本高水のピーク流量を$17,500\text{m}^3/\text{s}$として、このうち$2,500\text{m}^3/\text{s}$を早明浦ダムと柳瀬ダムによって調節することを前提に、計画高水流量を、池田地点で$11,300\text{m}^3/\text{s}$、岩津から河口に至る区間は、従来どおり$15,000\text{m}^3/\text{s}$とした。この計画により、昭和40年度より早明浦ダムの建設に着手するとともにことになり、それまでほとんどが無堤地区で、洪水による氾濫が多発していた同年4月から池田～岩津間約38kmの無堤部の改修に同年4月より着手した。</p>

表(9) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-3 治水・利水・環境の優先順位について

<p>a. 治水・利水・環境における基本理念について、優先順位を明確にするべきだと思う。</p> <p>b. 治水・利水よりも環境にウェイトを置いた整備計画が欲しい。</p> <p>c. 治水、利水に重点を置いた整備計画の策定を行なう。</p> <p>d. 治水対策と環境というのは、これからの時代においては、一緒に考えて考えなければいけない。</p>	<p>(a) p.50の治水・利水・環境における基本理念について、管理責任を伴うことか、国交省は少なくとも優先順位を明確にするべきだと思う。</p> <p>【学識者 端野委員】</p> <p>(b) 治水・利水よりも環境にウェイトを置いた整備計画が欲しい。</p> <p>【学識者 森本委員】</p> <p>(b) 昔と比べて上流には、沢山のダムができて、洪水に備えていると思えます。スノーバー堤防やダムより自然との共存が大事だと思います。水害(年間2800人)(死者32人)は、交通事故(年間100万人の被害者)(死者8728人)よりほかに少ないです。</p> <p>【パブコメ400】</p> <p>(b) 大きな地震が起こればダムも壊れる。吉野川の自然を守ることが一番大事だ。これ以上ダム等造る必要なし、堤防だけ整備すればいい。壊れた自然は元に戻らない！</p> <p>【パブコメ154】</p> <p>(c) 一昨年(H16)の23号台風では、(東毛田)集会所も腰ぐらいまで浸水した。昨年(H17)の14号台風のときにはまたまた早明浦が濁水であったが、満杯状態だったら、一昨年と同じような浸水被害を受けるというデータが出てくるので、特に治水、利水がメーンでなろうかと思う。環境や自然破壊やというの、きれいごとであり、きれいごとで住民や県民はもう守れない。</p> <p>【市町村長(中流域)つるぎ町長】</p>	<p>吉野川では、河道区間毎に河川整備の状況や周辺地域の自然特性・社会特性が異なり、これに起因して河道区間毎に異なる、さまざまな治水・利水・環境上の課題が存在します。現状で存在するさまざまな課題については、各河道区間の現状を踏まえ、地域社会への影響度、切迫性、地域の意向、他の周辺地区とのバランス等を考慮しつつ、順次、適切に対応し、解決を図っていきます。また、ある分野の課題を解決するにあたっては、その他の分野の課題についても考慮するなど、調和を図りながら、施策を進めていきたいと考えています。</p> <p>例えば、吉野川岩津～池田間の河道区間には、長い延長の無堤地区が残り、堤防整備を行い吉野川のはん濠による浸水被害を防止する必要があります。一方で、この区間の河道には、自然に形成された瀬淵があり、そこに多様な生物が生息、生育するなど豊かな水域環境が存在します。また、川沿いには歴史的・文化的景観を創出し環境上の価値もある竹林が存在します。さらに、川沿いの土地は住民により生活・生産の場として使われており十分に考慮する必要があります。</p> <p>これらの課題に対し河川整備計画素案では、期間中に堤防整備を行い、戦後最大規模の洪水が再度発生した場合にも、吉野川のはん濠による浸水被害を防止することとしています。その際の堤防位置等は、将来、河川整備基本方針で定められた計画高水流量の安全な流下が可能となり、また、地域住民が社会活動に使用する堤防の居住地側(堤内側)の土地面積が、極力、大きく確保できるように配慮し設定しています。堤防位置は、現況の河岸より堤防の居住地側(堤内側)の位置であり、概ね現況の平常時における水域を侵しておらず、河道の掘削についても、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととしています。平常時の水域環境に影響は小さいと考えています。さらに掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなど、環境面等その他の課題にも配慮しています。</p> <p>このように、河川整備計画素案に記載されている各種施策の実施に際しては、治水・利水・環境について総合的に調和を図りながら進めていきたいと考えており、河川整備計画素案P50、3-1 河川整備の基本理念の内容を修正します。</p>	<p>【河川整備計画素案P50】 3-1 河川整備の基本理念</p> <p>吉野川では、明治40年(1907年)に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来100年、また、旧吉野川では昭和42年(1967年)に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来40年が経過した。この間継続して、水管の監減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿いには、かなりの延長の無堤地区が残り、洪水や高潮の発生に伴う水害が後を絶たない。また、堤防整備等治水事業の進展に伴い、内水(河川)に排水できずにはん濠した水)はん濠による水管や堤防漏水・侵食への対応、さらには河川管理施設の老朽化や洪水調節容量の不足などへの対応等、新たな課題が発生している。加えて大規模地震や津波、集中豪雨による災害による大規模な被害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。</p> <p>一方、環境面では、吉野川の流れは、雄大で、川沿いの竹林や、レキ河原など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤ等外来種が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。</p> <p>また、吉野川の河川敷(高水敷)や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水管防備林として植林され、過去には和傘等の地域産産を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林なども存在する。</p> <p>これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関わる施策を、総合的に展開する。</p> <p>そのためこのとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境上のさまざまな課題について、に係るある分野の課題を解決するにあたっては、その他の分野への課題についても考慮を十分に配慮するなどしながら調和を図りながらのどれた施策を実施する。</p>
--	---	---	---

表、(10) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※9ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 災害に強い県土づくりの目的のため、治水、利水に重点を置いた整備計画の策定を行なう。 [パブコメ52]</p>	<p>※9ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※9ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(c) 川のことで我々住民が一番問題にしているのは治水と利水です。 [流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p>	<p>(c) 美しい吉野川の流れを止めないで、治水、利水をして下さい。 [パブコメ16]</p>		
<p>(c) やはり、生命・財産を守る治水と利水が最下の必要な事と思います。環境や景観も守り乍ら充分な整備を進めて欲しいです。 [パブコメ29]</p>	<p>(c) 吉野川左岸の下流域に移住してしま すので、特に洪水への備えに関心を 強く持っています。 [パブコメ106]</p>		
<p>(c) 洪水と地震に備える事を第一に考え て、安全と安心の吉野川にしてもら いたい。それも早く進めて下さい。台 風、水害等が「地球温暖化の為」年々 ひどくなって来ています。自然環境や 地域、社会環境に配慮下さい。 [パブコメ100]</p>			

表.(11) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※9ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 自然環境の保全も大切なことは理解するが最も重視するのは災害による人命の保護である。動植物や河川景観のある程度の犠牲は止むを得ない。 [パプコメ156]</p> <p>(c) 自然を守ることは大切なことですが、吉野川の洪水で家のまわりにはん濫して2日ぐらい家から出られなかった流域に住んでいない人はすぐに自然を大切にいたしますが、やはり、流域に住んでいる人の意見を一番に考えて、吉野川を守りたいですね。 [パプコメ157]</p> <p>(c) 吉野川は宝です。水は農業用水として昔から藍作り米作り野菜作りには欠かせないものです。しかし歴史を振り返ると、一目台風などに見まわれると暴れ河となり堤防の欠陥などにより周辺住民の生命財産を奪い、被害は甚大で今も語り継がれています。どうかこの点十分に検討して何時までも愛され親しまれる一級河川として子孫に伝えたいものです。 [パプコメ174]</p> <p>(c) 地球温暖化による洪水、それに地震等、自然を守る前に人命を守っていただくのが一番だと思っております。川のすぐ側で生活している者にとつて、毎日が不安です。 [パプコメ195]</p>	<p>※9ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※9ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
----------------------------	---	-------------------------------	----------------------------------

表、(12) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※9ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 洪水調節の機能＋利用可能な水資源の確保が重要。その為には、一時的に生態系に影響が出て良い。 [パブコメ254]</p>	<p>※9ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※9ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 洪水の時は、家が流されているのを自撃した。洪水の時に耐える吉野川として整備して、自然を壊わさぬようにして欲しいと思う。 [パブコメ224]</p>		
	<p>(c) 急激な地球温暖化で大雨や洪水、竜巻は他国の話では有りません。もし吉野川そして徳島県で起きたらの立場で問題の処理に当たって欲しい。自然景観の保護も大事ですが、人々の家が破壊され人々が滅亡するような事態が有ってはなりません。 [パブコメ239]</p>		
	<p>(c) 何よりも大切なことは、洪水から我々の生命財産を守ることと思います。自然環境も大切と思いますが、先は生命財産をまもることです。 [パブコメ262]</p>		
	<p>(c) 川づくりの取り組みは、洪水、自然、水利、施設、水辺と多面的です。自然を守って、水を使って、施設を保って、水辺を利用する等は皆人々が快感、悦楽する事象ですが、洪水時には毅然と立ち向かい財産を守らなければならずその時点だけは他の事は二の次にならざるを得ません。 [パブコメ275]</p>		

表、(13) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※9ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 川辺に住む私達の安全、安心を守っていただきたい。 [パプコメ333]</p>	<p>※9ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※9ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 洪水による被害を防止してほしい。 [パプコメ341]</p>		
	<p>(c) 環境の点から言うとうと自然を守る美しさを求めることも必要と思うけれど、人命保護の点から洪水に備えることも欠くことが出来ないのではないだろうか。 [パプコメ350]</p>		
	<p>(c) 水は怖い。治水対策に万全を期待します。 [パプコメ358]</p>		
	<p>(c) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」については治水政策及び水利水政策に重点を置く。 [パプコメ382]</p>		
	<p>(c) 流域住民が台風が来ても、地震後に津波が発生しようと安心して暮らせるよう、洪水時に最大に効力を発揮できるダムの建設。特に地盤低い宅地の嵩上げ又堤防を造る事。次に自然環境整備。 [パプコメ399]</p>		
	<p>(c) 最大関心事は治水であり、豊富な水の有効利用です。 柿原堰第十堰も利水面からなくてはならないものでしょう。 [パプコメ406]</p>		

表.(14) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
----------	--------	-------------	----------------

<p>※9ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 何故治水より利水が優先なのか。国土保全とは何ですか。 [パプコメ119]</p>	<p>※9ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※9ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(d) 治水と環境が一体になっていないような気がする。治水対策と環境というのは、これからの時代においては、一緒になって考えなければいけないことではないかと思う。 [流域住民(下流域:徳島)Lさん]</p>		
	<p>(d) 自然を守り、洪水に備えるという両立は難しいと思いますが、両方共頑張ることができるようにしたいものです。 [パプコメ43]</p>		
	<p>(d) 吉野川は私達県民にとって一番誇りに思っている美しい川です。堤防の修理等洪水・地震対策に備えるため、吉野川的美観が損なわれるのは淋しい気がします。でも天災も人の命や財産を失うのでこれも大切です。両方うまく成り立つ様考えてほしいと思います。 [パプコメ130]</p>		
	<p>(d) 全河川の森林・治水・利水・水質・漁業・干潟など事業の検討。視点を環境面から考察すべきと考えます。 [パプコメ259]</p>		
	<p>(d) 川の管理は治水と利水と環境の3つが大事です。治水・利水・環境が成り立つような方策を県なり国なりは講じないといけないと思う。 [流域住民(下流域:徳島)Lさん]</p>		

表(15) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※9ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 治水、利水、環境、いろいろな人々の御意見を大切に河川整備計画を豊かな川、堤の自然と仲良くつき合いたい。 [パブコメ127]</p> <p>(d) 今、目先の利益や利便を求めた人間の開発によって失われた物を取り戻す努力は、世界中で広がっていると感じます。災害に備えるにしても、川を利用するにしても、自然を守ることを前提にしてみたいと思います。 [パブコメ225]</p>	<p>※9ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※9ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.1(16) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般		テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>共通-4 治水・利水・河川利用に関する整備と河川環境の保全について</p>									
<p>a. 治水・利水と環境及びレクリエーション利用と環境は対立関係が起ることから、その回避の仕方等について方針・計画が盛り込まれなければならない。</p> <p>b. 河川整備計画におけるミティゲーションの優先順位は回避を先に、次に環境への影響を最小化、それでも残る環境影響については代償行為を実施すること。</p> <p>c. 河川整備計画の中に盛り込まれている事項(例えば治水面の整備)は、環境などの他の分野の課題も考慮された案となっているのか疑問である。</p> <p>d. 環境面の課題を解消する場合は、河道掘削を平水位以上と決めつけるのは危険性があるのではないか。</p>	<p>(a) 治水・利水と環境及びレクリエーション利用と環境は対立関係(対立関係)が起ることから、コンプリクトの解消の仕方とか、何をベースにすることを明確に示さない議論が進まない。コンプリクトをいかに調整するかということ、河川計画の中で大きな課題であり、その回避の仕方等について方針・計画が盛り込まれなければならない。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p>	<p>河川環境の保全に関する目標については、河川整備計画素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標において、「治水・利水・河川利用との整合を図りつつ保全に努める」と及び「工事等を実施する際は、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、環境の保全に努める」と記載しているところであり、河川空間の利用に関しては、河川整備計画素案P58-1、3-5-3 河川空間の利用に関する目標において、河川環境との調和を図ると記載しています。</p> <p>また、河川環境の配慮事項としては、例えば、河川整備計画素案P63、③ 河道の掘削において、魚類等の生息域となっている良好な水域環境への影響を最小限にとどめるために、吉野川においては平水位以上を掘削することや、そして、今後河川環境構画上等の基礎情報を活用しながら、掘削掘削断面形状についても勾配を緩くし、水際から陸域への連続性に配慮することなどを基本としています。</p> <p>また、実際に河道掘削を行う際にも、環境情報図等の基礎情報を活用しながら、事前に貴重種や外来種の生息・生育状況を把握したうえで、具体的な掘削方法を検討することや、順応的管理を行うなど、河川環境を保全するための必要な対策について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、河川工事等の際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じてミティゲーション等を実施することや、「多自然川づくりを基本とすることなどにより、河川が本来有している生息・生育環境及び、多様な河川景観の保全・創出に努めていきたいと考えています。</p>	<p>(b) 河川整備全体についてミティゲーション措置を講じ、自然なままがよい場所は手を加えないということも検討していただきたい。</p> <p>[パブコメ76]</p>	<p>【河川整備計画素案P50】 3-1 河川整備の基本理念</p> <p>そのためこのとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは、環境上のさまざまな課題について、に係るある分野の課題を解決するにあたっては、その他の分野への課題についても考慮を十分に行う。調和を図りながらの対応を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくりを基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>	<p>(1) 吉野川 1) 動植物の生息・生育環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努める。またとととと、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広域河川原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行うに努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水官力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、<u>なだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施することにより、なだらかな連続性のある河川環境の再生に努める。</u></p>	<p>吉野川の河口部は、潮位変化などにより、水位、変動や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行うに努める。</p> <p>また、堰等の河川横断構造物においては、アユの遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行うように努める。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なミティゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。</p>			

表、(17) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

※16ページの『テーマ／意見要旨』を参照

(c) 【四国地方整備局の考え方P2】の河川整備の基本理念の最後に書かれている「河道区間毎に存在する治水・利水・環境上のさまざまな課題～調和を図りながら施策を実施する」は重要なことだと思いが、この整備計画の中に盛り込まれている事項(例えば治水面の整備)は、他の分野の課題についても考慮して出されている案なのか。そうは思えない。

【学識者 鎌田委員】

(d) 河道全体で言うと、複断面化の解消というのが重要で、それを治水とあわせて環境問題も含めてどう解消していくかという議論であるはずだと思いつながら、なぜ平水位面よりも上だけに話を持っていくのかが理解できなかった。アプリアリ(先天的)にそうするのだから決めて進むことは危険性があるのではないか。

【学識者 鎌田委員】

※16ページの『四国地方整備局の考え方』を参照

(2) 旧吉野川

【河川整備計画素案P58】
1) 動植物の生息・生育環境

旧吉野川の河川環境は、長年に渡る河口堰による湛水等によって形成、維持されていることから、治水との整合を図りつつ、ワンド・よどみ等のある多様な水域・水際環境の保全・再生に努める。

また、魚類等の遡上・降下の移動障害となつている堰等の河川横断構造物については、河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行うように努める。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。

【河川整備計画素案P58-1】

3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるように努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項

(1) 吉野川

1) 洪水を安全に流下させるための対策

【河川整備計画素案P63】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となつている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。

表.(18) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-5 将来予測を考慮した計画策定について

<p>a. 30年先の社会の将来予測について取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。</p> <p>b. 過疎地域の人口の移行(少子高齢化)などをふまえたような計画であるのか。</p> <p>c. 人口動態予測とそれにとりまわり利水予測のデータを示してください。</p>	<p>(a) 対象期間が30年となっているが、ここで書かれているのは、今起こっている課題や事業についてである。30年先のことにしているものがあるが、そういうものを共有した上で、できること、できないこと、どこまでできるかということのみを整理してほしい。</p> <p>[学識者 上月委員]</p>	<p>河川整備計画素案では、地域の将来予測・展望や住民のニーズなどを踏まえて徳島県がとりまとめた県政推進方策である「オンリーワン 徳島行動計画」や各市町の総合計画に示される施策の方向性なども念頭におきながら、現在の吉野川において存在する各種課題の解決に向け、実施する施策の方針・内容を整理しています。</p> <p>また、河川整備計画素案では、今後の河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを位置付けています。将来の情勢変化に伴い発生が危惧される課題等については、最新の科学的知見を取り入れながら調査・研究に努め、その影響量が定量的に把握出来課題が顕在化した段階で必要な見直しを行いたいと考え、河川整備計画素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等の内容を修正します。</p>	<p>【河川整備計画素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>
<p>(a) 30年先の社会の将来予測で公的に発表されているものについて取りまとめ、その情報を皆で共有して議論することが重要ではないか。</p> <p>[学識者 上月委員]</p>	<p>(a) 現在だけでなく将来を考えた計画をお願いします。</p> <p>[パブコメ188]</p>	<p>なお、利水予測について、河川管理者は、申請者から示された必要水量等に基づき、水利権審査等の許認可行為を行っており、許認可を行うこととしているため、独自の利水予測のデータは保有しているものではありません。そのため、整備計画の中では、詳細には記載しておりませんが、なお、水利権申請等に当たっては、申請者が独自に調査・算定した人口動態予測や必要水量予測に基づき行われていいます。</p>	
<p>(a) 地球環境を含む治山～治水の考えの視点に立って、吉野川水系のあり方を十分検討して頂きたい。自然から頂いた水の有効利用、もう一度原点に立ち、未来を見据えた施策の検討。</p> <p>[パブコメ209]</p> <p>(a) 本主に徳島の将来を見つめて案を作ってもらいたい。</p> <p>[パブコメ217]</p>			

表.(19) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※18ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 過疎地域の人口の移行(少子高齢化)などをふまえたような計画であるのか。 [パブコメ35]</p>	<p>※18ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※18ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 少子化、あるいは地域差あるいはこの地域に特徴的な過疎に対しての吉野川(整備計画)への盛りこみが少ない。 [パブコメ12]</p>		
	<p>(c) 人口動態予測とそれにもなう利水予測のデータを示してください。 [流域住民(下流域:徳島II)E2さん]</p>		

表.(20) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-6 河川整備計画の見直しについて

<p>a. 河川整備計画の見直しの時期について、具体的に記しておくべきではないか。</p> <p>b. 河川整備計画は、途中で見直しすることができるのか。</p> <p>c. 生物のモニタリング結果で計画変更が可能なくらい柔軟な姿勢をもっていただきたい。</p>	<p>(a) ”見直しの時期”について具体的に記しておかないと、先の見通しがない中で、時代が変わった時に対応できない。</p> <p>[学識者 上月委員]</p>	<p>河川整備計画は、フォローアップを行い、その時点で河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況や流域の社会情勢等の大きな変化や新たな課題の顕在化等があれば、計画の変更を適切に行うことを河川整備計画素案P59,P86,P90,P98,P100に記載しています。</p> <p>なお、四国地方整備局が行う公共事業は、実施段階において概ね5年毎に、学識者等により構成される四国地方整備局事業評価委員会による事業計画の再評価等が行われ、事業完了後においても事後評価を行うこととしてしています。</p>	<p>【河川整備計画素案P59】 4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間における治水上の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。</p>
<p>(b) (河川整備計画)は長い期間のことなので、途中で見直しすることができるのか。できる場合にはその公表の方法等を教えてほしい。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Gさん]</p>	<p>(b) 計画を立てても、変更可能という基本方針を常に持って欲しい。(意見交換の出来る機会を持ち採用してほしい)</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)L2さん]</p>	<p>【河川整備計画素案P86】 4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する河川整備の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川整備の項目とその内容については、進捗状況をフォローアップするとともに、河床変動や樹木の繁茂状況等河道内の状況の変化や流域の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて、整備項目の追加・削除、実施内容・箇所の変更等の見直しを適切に行う。</p>	<p>【河川整備計画素案P90】 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に向け、河道、河川敷、堤防、ダム及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ち、その本来の機能が発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。</p> <p>なお、今後、河道・河川管理施設や河川占用の状況の変化や全国における被災事例等に基づき知見、管理技術の進展等を勘案して維持管理方法等の見直しが必要となった場合には、項目の追加・削除、実施内容の変更等を適切に行う。</p>
		<p>【河川整備計画素案P98】 4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は以下のとおりとする。</p> <p>なお、河川の維持の項目とその内容については、定期的な水質調査等、継続的なモニタリングにより河川環境の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直す等、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。</p>	

表.(21) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※20ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 素案の中に、今後30年間というスパンの整備方針が盛り込まれていると思うが、どこどこに、必要があれば見直すとか修正をかけるという言葉が出てくるが、そういう見直しや修正をかける場合に、どういう体制のもで行っていくのか、この修正案を見ている限りでは見えなかった。この見直しの仕組みを今後検討頂ければと思う。 [学識者 平井委員]</p>	<p>※20ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P100】 4-2-3 河川環境の保全に関する事項 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題を踏まえ、河川整備の基本理念・目標の達成を目的として計画する実施項目は、以下のとおりとする。 なお、河川整備の項目とその内容については、河川水辺の国勢調査等、継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育環境状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、関係自治体や地域住民等との連携・協働を図る。</p>
<p>(c) 計画が立って生物のモニタリングをしていますか。その結果で計画変更なりどかが可能なくらい柔軟な姿勢を基本にもっていただきたい。 [流域住民(下流域:徳島II)L2さん]</p>			

表.(22) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-7 河川整備計画の事業費について

<p>a. 現状(今年度)の事業費が(この先)30年間継続と考えているのか。また、(河川整備計画の)事業費は、どれぐらいなのか。</p> <p>b. 直近5カ年の工事内容(工事箇所、延長等の工事概要)を示すと。</p> <p>c. 河川の整備や管理にあたっては、限られた予算を有効かつ効果的に使ってほしい。</p> <p>d. 年間の予算が60億では少なすぎる。</p>	<p>(a) 現状(今年度)の事業費が30年間継続と考えているのか。事業費は、見積もりとしてどれぐらいなのか。(事業費)が書かれていないので、リアリティーがないと思う。</p> <p>[学識者 上月委員]</p> <p>(a) 河川整備には具体的にどこにどれくらい金や建設の投資がなされたのかははっきりと数字でわかるように広く広報して欲しいです。</p> <p>[パブコメ122]</p> <p>(b) 直近5カ年の工事内容(工事箇所、延長等の工事概要)と予算額を示すと。</p> <p>[パブコメ80]</p> <p>(c) (河川整備計画は)やはり実行されなければ何にもならない。予算があつて、実行が着々と進められていることと思いませんけれど、その点をひとつお聞かせ願いたい。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Dさん]</p> <p>(c) 河川管理行政の最大の目的は、流域住民の安全を守ることである。限られた予算(税金)を有効かつ効果的(集中的に無駄なく)に使うことを忘れてはならない。</p> <p>[パブコメ32]</p>	<p>河川整備計画素案における整備内容は、戦後最大規模の洪水規模等を目標として必要な整備を計上しており、治水施設整備に関する事業費は概ね1800億円です。この額は、最近10年間に占める事業費(災害復旧除きの年間予算額)の約30年分に相当します。</p> <p>なお、公共事業費は年々減少しており、不確定な要素もあるので、本整備計画は、今後フォローアップを行うこととしており、その時点で予算状況や河川整備の進捗、状況等に変化があれば必要な見直しを行いたいと考えており、その旨を河川整備計画素案P54、3-3 河川整備計画の対象期間等を修正します。</p> <p>河川整備計画素案における整備内容を着実に推進するため、必要な予算確保に努めます。</p> <p>また、浸水被害や頻度の大きい箇所等に重点投資することで、事業効果の早期発現を図るとともに、コスト削減に努め、限られた予算を効率的に執行します。</p>	<p>【河川整備計画素案P54】 3-3 河川整備計画の対象期間等</p> <p>本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。</p> <p>本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。</p>
---	--	---	--

表.(23) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※22ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 治水は重要だが、もっと神経を使って、予算を使ってほしい。 [パプコメ109]</p> <p>(d) (年間の予算が)60億では何もできない。予算を生み出すよう、上へ向かってちゃんと行って頂きたい。 [流域住民(中流域:三好)Dさん]</p>	<p>※22ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※22ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(d) 60億円の年間予算では少なすぎる。 [パプコメ18]</p>			

表.(24) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-8 河川整備計画の事業工程について

<p>a. 整備計画は、5年の具体的な目標を立て、できたかどうかを評価しつつ30年を見ているような方法をとればよいのではないか。</p> <p>b. 30年間の事業の計画一覧表のようなものがあるれば、目標になると思う。</p> <p>c. 吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。</p>	<p>(a) 毎年来る台風や南海地震が間近に迫っている中で、全体的な防災を考えていかざるを得ない。環境や水利用も同時に考えていかねばいけません。一人一人がイメージをはっきりさせ、相互に理解しつつ、それを整備計画の中に活かしていくことが問われているのではないかと思う。</p> <p>整備計画では、5年間ぐらいを目標として、積み上げの中で30年を見ているような方法をとればよいのではないかと思う。</p> <p>[学識者 村上委員]</p>	<p>(a) この整備計画が概ね30年であるが、やはり具体的に5年10年があつて30年があると思う。予算がまだまだ減っていく構造改革の中で、この10年はこまめにぐらいうるだろうか。我々も住民の皆さん方から、(加茂)第二のはどうなつておるのだという話もいたしたが、返事ができない。</p> <p>[市町村長(中流域)東みよし町長]</p>
<p>現在、吉野川では、岩津～池田間の無堤地区である脇町第一箇所(美馬市脇町)、芝生・太刀野箇所(三好市三野町)、加茂第一箇所(東みよし町)で堤防整備を進めており、これらは数年後の完成予定である。また、河口～岩津間では平成16年10月の台風23号で内水により大きな浸水被害が発生した飯尾川内水地区(徳島市国府町)及び桑村川内水地区(吉野川市川島町)で排水ポンプ場(排水機場)整備を進めており、これらの事業は平成20年、21年に完成の見込みであり、その他に石井箇所(石井町)等で漏水対策を進めています。</p> <p>旧吉野川では、治水安全度が低く市街地等への大規模なはん濫被害が想定される新喜来地区(北島町)、中喜来・長岸地区(松茂町)で堤防整備を進めており、この内、長岸地区及び中喜来地区の国道橋上流区間については、堤防嵩上・旧堤撤去を行い事業を概成させる予定です。</p> <p>今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を最優先で進め、早期完成に努めたいと考えています。</p> <p>その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情報・用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実に進めたいと考えています。</p> <p>また、整備の考え方について具体的に記述を行うため、素案P59、1)洪水を安全に流下させるための対策、P65、(コラム⑧) P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82(コラム⑩)の記載の修正を行います。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策 吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>① 堤防の整備 吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狹隘地を除く)については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるおいては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P65】 コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	<p>【河川整備計画素案P65】 コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>

表、(25) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※24ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 30年間は長過ぎて工程がわからず、30年間の間には、社会・経済・財政等の状況が大きく変化する可能性がある。国土形成計画や社会資本整備重点計画等の上位計画との整合性を考えると10年程度が妥当と思われる。このため、計画期間は30年間の全体計画と、その内の最初10年間の計画を示すべきである。 [パブコメ86]</p>	<p>今後の堤防の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。 吉野川は、無堤部においてはん濫による浸水被害が頻発していることから、早期の無堤地区解消を目標としています。その手順については、事業効果の早期発現の観点から、過去の被害状況を勘案し、事業実施中の区間(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の堤防締切の完了を目指すとともに、未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい加茂第二箇所の締切の完了を目指したいと考えております。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。 旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい区間から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、膳瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。 なお、河川整備計画素案P65《コラム⑧》及びP82《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外来による浸水被害を軽減する。 旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。 【河川整備計画素案P82】 コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>
<p>(a) Plan Do Check Action(に沿って)、5年ぐらいの計画を立て、やれるところからやっていき、それが本当にできたかどうかをチェックしながら、30年あるいは50年、100年、120年というように見ていくべきだと考えます。そういう考えを全体の計画の中で考えて頂きたい。 [学識者 村上委員]</p>	<p>(a) (無堤地区の解消は)無堤地区の皆様さんにとつて待ち遠しいので、20年、30年先ではなくて、5年とか10年ぐらいの単位での中長期的な目標数値があれば非常にわかりやすいし、ありがたい。 [市町村長(中流域)三好市長]</p>	<p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外来による浸水被害を軽減する。 旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。 【河川整備計画素案P82】 コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外来による浸水被害を軽減する。 旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。 【河川整備計画素案P82】 コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>
<p>(a) 30年の計画というのではなく、10年ごとに見直しをしながら、その中でやはり可能な限り10年、長くとも15年以内の計画というものをつくって頂きたい。 [市町村長(下流域)阿波市長]</p>	<p>(a) 30年の計画というのではなく、10年ごとに見直しをしながら、その中でやはり可能な限り10年、長くとも15年以内の計画というものをつくって頂きたい。 [市町村長(下流域)阿波市長]</p>	<p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外来による浸水被害を軽減する。 旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。 【河川整備計画素案P82】 コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外来による浸水被害を軽減する。 旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。 【河川整備計画素案P82】 コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>

表.(26) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※24ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」の整備に5年、10年、20年、30年、50年、100年といったように短期整備計画・中期整備計画・長期整備計画を立てて優先順位を付けて河川整備計画を進める。 [パブコメ408]</p> <p>(b) おおむねの30年間の事業の計画一覧表のようなものがあれば、それが目標になり、一番いいと思う。 [学識者 上月委員]</p> <p>(b) この整備計画は30年という定量化された数値が出てくるのですが、30年の背景はどこにもない。5年はおもかく、せめて、10年後、20年後、30年後はこうだというような整備計画ではないと問題だ(と思う)。要所所所で何かを提示すべきではないかと感じます。 [学識者 山上委員]</p>	<p>※24～25ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※24～25ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
-----------------------------	--	-----------------------------------	--------------------------------------

表.(27) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※24ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 上流では無堤地域に対する築堤、下流域では防災や瀧水対策など、上中下流でそれぞれ重点的な事業が違っており、それを工程表みたいに提示するだけでも、首長さんは地域計画に反映しやすいし、地域住民はこの事業が終われば次にどういうことがあるのかということがかかりやすくなるのでぜひお願いしたい。 [学識者 平井委員]</p>	<p>※24～25ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※24～25ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 公共工事は、公正で、効率よく、いつまでに何やるといいう工程表をつくることによって県民の信頼を得られると思う。 [流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p>		
	<p>(c) 吉野川の整備事業のどこから、どのような整備をしていくのか、決った時点で情報公開をして欲しい。 [パブコメ29]</p>		

表.(28) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>共通-9 今後の地域住民、関係機関の連携について</p>	<p>a. 「地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力が無いといけない。その窓口として、防災ステーションなどを活用して住民に語りかけるという姿勢を強調してほしい。</p> <p>b. 環境教育を推進するとともに、川や自然に親しむだけでなく、自然は怖いものだというのをわかってもらうことも教育の大事なものでないかと思う。</p> <p>c. 検討委員会のようなものも設け、子供が安全に遊べる川にするために出来ることを考えていただきたい。</p> <p>d. 10年後、吉野川で親子・友達の声が聞けるよう、吉野川の自然とともに生きたる運動も重要課題です。</p> <p>e. 地域住民、関係機関との連携協働がいわれているのなら、市民団体との情報交換・話し合いなどの機会をつくるべきだ。</p> <p>f. 川とのふれあいの場を、学校・ボランティア・老人会と連携を図るなど、住民参加によるものもつとふしてほしい。</p> <p>g. パートナシップを図りながら、実際に川づくりを協働的にやっていたり、個別の工事についての任意組合、形成の仕組みを、草の根のマッチングなどを参考に書いてほしい。</p> <p>h. 団塊世代の人がやる気になって頂ければ、水防団活動への支援、地域の聞き取り調査や情報共有への支援、若者との交流や若者へのアドバイスなど、色々な発案で何かが出来上がってくるのではないかと。</p> <p>i. (川に係る)切実な生活問題は、どこへどのようにならなければならないか。</p>	<p>(a) p.105の「5-2地域住民、関係機関との連携・協働」について、河川管理者と住民との綿密な協力が無いといけないのではなからいか。その窓口になるものとして、p.75の防災ステーションなどを利用して住民に語りかけるという姿勢を強調してほしい。</p> <p>[学識者 大和委員]</p> <p>(b) 川や自然に親しむという考えだけでなく、自然は怖いものだという体感を通してわかってもらうことも、こからの教育の大事なものでないかと思う。</p> <p>[学識者 田村委員]</p> <p>(b) 自然災害による被害を少なくする為に住民への学習の場をもっと多く与えて欲しい。</p> <p>[パブコメ184]</p> <p>(b) 自然を大切にすることを確保して下住民に働きかけて下さい。それが吉野川の自然尊重や美化につながると思います。</p> <p>[パブコメ188]</p> <p>(b) 吉野川は大変な県民の財産です。そのことを日本中に発信してほしいと思います。そして、その豊かさにもふれてほしいです。そのためには、自然を保護することが大切だと思っています。また、治水の歴史について、教育に生かしてはと思っています。第十層などは、学ぶべき知恵が詰まっているのではないのでしょうか？</p> <p>[パブコメ260]</p>	<p>災害時における防災拠点として整備された「石井河川防災ステーション」は、平常時においては、河川に係わる情報発信や地域のスポーツ交流を図る場としての活用が図られています。</p> <p>また、「子ども達が自然と出会う安全な水辺の創出」や「NPO法人や地域の方々との連携しながら、自然体験の場等として活用される仕組み」を目指し、現在、吉野川市と東みよし町の2か所に「水辺の楽校」が整備され、教育機関等から環境学習等での利用が図られているところです。</p> <p>毎年7月の河川愛護月間には、流域住民の方と連携し、「吉野川流域一斉水質調査」や「水生生物調査」も実施しております。</p> <p>今後、このような既存の施設等を利用するとともに、新たに河川防災ステーションや地域交流拠点等の整備を図り、地域づくりの活動との連携・支援を積極的に推進するよう河川整備計画素案P105、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。</p> <p>広報活動についても、防災情報や河川利用の情報等をホームページや広報誌等に更にご利用して、幅広く流域住民の方に提供し、情報の共有化を図っていきます。</p> <p>様々な地域の課題については、四国地方整備局及び徳島河川国道事務所などに設置している地域づくり相談窓口や出張所としての出張所にお気軽にご相談していただければと思います。</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙」を努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている公園内や水辺の楽校等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>

表.(29) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※28ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 検討委員会のようなものも設けていただき、子供が安全に遊べる川にするためにどのようなことが出来るか考えていただきたい。 [流域住民(中流域)Gさん]</p> <p>(c) 素案には、知らせる努力・住民との協働などの表現は多く記載されているが、それに対してどのような行動を起こすのかという施策が一つも出てない。(意見を)聞き置くではなくて、行動を、文章に残すことをぜひお願いしたい。 [流域住民(下流域:徳島)Gさん]</p> <p>(c) ③川の安全確保 川に親しむ為に安全で遊べる川になるよう、地域のサポートが必要となる。 地域住民のボランティア活動に期待。支援の体制協議が必要。 [パプコメ19]</p> <p>(d) 10年後吉野川で親子・友達の歓声が聞けるようにしたいものです。吉野川の自然とともに生きる運動も重要課題です。 [パプコメ53]</p> <p>(d) 吉野川を整備し川ガキを水辺に作ってほしいと思います。人格形成するのも10才位までのとき、多くの仲間と思い出を作ることから、これからの人生を学ぶのだと思います。そのためにも水迎を利用してもらいたいと思います。 [パプコメ376]</p>	<p>※28ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※28ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(30) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
----------	--------	-------------	----------------

<p>※28ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 地域住民、関係機関との連携協働が いわれているのなら、市民団体との情 報交換・話し合いなどの機会をつくるべ きだ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y1さん]</p>	<p>※28ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※28ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(e) この地域は、吉野川の堰とかかわつ た住民です。それで土木技術者、川 博士(自称)ができたが、国策産業は 衰退したが、恵みのある流土を活か した阿波澤庵づくり、四季の野菜づく りは繁栄しました。10年余、小さな部 落の産業史談に取り組んでいます。 何かと御指導のほどお願いします。 [パブコメ446]</p>		
	<p>(f) 川とのふれあいの場を、住民参加に よってもっとふよやしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)W2さん]</p>		
	<p>(f) 川周辺の学校・ボランティア団体・老 人会と連携して川の清掃や写生大 会・生態系学習などを企画して、川や 周辺に触れる機会をできるだけ多く し、関心を高める必要があるのでは ないかと感ずる。 (意見を聴く会への)参加者が少ない 要因として、吉野川と直に接する機会 が少なすぎるのではないかと思う。関 心が高まれば、地域住民から川の異 状の連絡や、積極的な改善提案など が出てきて、良循環に結びついていく のではないか。 [パブコメ7]</p>		

表.(31) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※28ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 子供時代は水遊び、水泳、魚釣り、大人になっては鮎かけのできる川であってほしい。ところが、吉野川と人間の関係、人間が昔から持っていた吉野川への愛着はなくなった。魚がいけない、川の底を見ても、石という石、全部の石が泥をかぶっている。これでは小魚は育たない。そのような川になってしまった。</p>	<p>※28ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※28ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>[パプコメ66]</p>	<p>(f) 吉野川に架けられた全ての橋について、写真展を見たいです。池田ダムから下流に向かって、船下り等、両岸の自然な景色を眺めたり、イベントがあれば参加したいと思います。</p>		
<p>[パプコメ103]</p>	<p>(f) 吉野川流域一斉水質調査は大変良い計画、実践である。参加した人がとても良いと言っていました。今後も続けて下さい。</p>		
<p>[パプコメ158]</p>	<p>(f) 吉野川流域で、住民同士の交流の場として、もつと各地の市町村が主体となり、水とかかわりあるイベントを住民参加型で開催して欲しい。</p>		
<p>[パプコメ184]</p>	<p>(f) 今後の計画について。松山河川国道では、愛媛大学と連携し、「重信川をはぐくむ会」とし、学生が動いています。吉野川でもそういった計画や働きかけがございませうでしょうか？</p>		
<p>[パプコメ306]</p>			

表.(32) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※28ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 地域との連携の話が、【素案P105】の『今後に向けて』にあるが、今から始めようとしているものがこれだけでいいのかもしれないか書かれていないと思う。パートナーシップを図りながら、実際に川づくりを協働的にやっという仕組み、個別の工事についての合意形成の仕組みをつくって、実際にどういう形で進めていくのかをきちんと書いていかないと、物事は進まないと思うので、景観のマニュアルなどを参考に、しっかりとした合意形成の仕組みづくりについて書いて頂きたいと思う。</p>	<p>※28ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※28ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>[学識者 山中委員]</p>	<p>(g) 水生生物調査・吉野川流域水質調査以外に、地域からの要望の汲み上げ、実施にも協働の姿勢を</p>		
<p>[パブコメ19]</p>	<p>(h) 団塊世代の人に、水消防団活動への協力、地域の全高齢者マップや聴き取り調査、情報弱者への情報共有に向けての支援、又若者と交流をもち、人生の先輩としてのアドバイスをしたり、吉野川の昔も知っているので感想を集めてみようとか、いろいろな発想で何かができ上がってくるような気がする。</p>		
<p>[学識者 原田委員]</p>	<p>(i) 今日のような切実な生活問題は、他にもたくさんあると思うので、どこへどのように言ったらいいのをお聞きしたい。</p>		
<p>[流域住民(中流域:三好)Aさん]</p>			

表.(33) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-10 河川利用における観光開発について

<p>a. 吉野川流域の観光開発について、今後どういような開発が可能なのかを、30年の視点で見、入れてほしい。</p>	<p>(a) 吉野川流域の観光について、今後どういような開発が可能なのかを、30年の視点で見、入れてほしい。 [学識者 中野委員]</p>	<p>吉野川の観光開発については、個々の河川利用計画における河川管理上の支障の有無等を判断する必要が考えられています。また、観光開発に関連した取り組みについては、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいと考え、河川整備計画素案P47、(1) 吉野川を修正します。</p>	<p>2-2-6 河川空間の利用 【河川整備計画素案P47】 (1) 吉野川 吉野川では、アユ等の漁業やジミ等の採捕が行われている。河川敷(高水敷)は、耕作地等の農地として利用されているほか、各種イベントの会場や野球・サッカー等のスポーツ大会会場として利用されており、特に景勝地となっている美濃田の湖洲は、遊覧船を利用する観光客が多く訪れるなど、吉野川の自然を感じる事ができる水辺空間となっている。</p>
<p>b. 吉野川のすばらしさを積極的にPRすることが望まれます。</p>	<p>(a) この雄大な吉野川を、観光にも力を入れて徳島の発展につなげたいと思っています。 [パブコメ6]</p>	<p>平成15年に、一般からの応募により「四国のみずべ八十八カ所」が選定されており、吉野川流域においても、17箇所が該当しています。「四国のみずべ八十八カ所」は、選定された各箇所が連携し、「歴史、文化、風土に潜む魅力創出し、「情ある人間交流の再形成」、「地域の特徴を活かした活性化」、「四季折々に魅力あふれるみずべ」を視点に、産学官はもとよりNPOや住民の皆様が一丸となって、選定されたみずべを核とした地域の活性化、振興、発展、創出を目指しています。なお、河川整備計画素案に、「四国のみずべ八十八カ所」のコラムを追加します。</p>	<p>【河川整備計画素案P49-1】 コラム⑦ 「四国のみずべ八十八カ所」に追加記載</p>
<p>c. 池田ダム周辺の観光開発を促進してほしい。</p>	<p>(a) 徳島の自然の良さ、古さを壊さない様に本当に県民のための事業を。不幸にする事業をしてはならない。田舎は町にしくても良いので、観光地に成るよう、行ってみたい。成る様な徳島作りを。税金の無駄使いは許せません。 [パブコメ139]</p>	<p>早明浦ダム、鯛山川3ダム、池田ダムの各ダムにおいては、水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定した「ダム湖活用環境整備事業」を推進されています。</p>	
	<p>(b) また、徳島を代表する一級河川吉野川のすばらしさをアピールする番組を組むことはどうかと思う。たとえば、テレビだけでなく、自然の写真展やコンクールなど、募集するのはどうか？ [パブコメ234]</p>	<p>また、池田ダムにおいては、河川環境の向上を図り、地域住民が水と緑に親しめる空間を創造することを目的として、「ダム湖活用環境整備事業」を実施しました。</p>	
	<p>(b) 全国に誇れる四国三郎の別名もある吉野川こそわが“ふる里”である。水質もよく、今後積極的に全国P.R.をすることが望まれます。 [パブコメ237]</p>		

表.(34) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※33ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 吉野川を「日本のふるさとの川」としてのモデル河川の指定を国土交通省が行う。 [パブコメ431]</p> <p>(b) 吉野川のように東西に流れている川は全国でも非常に少なく、夕日が日本一美しく見えるビューサイトとか、観光的な観点からアピールするのもおもしろいのではないかと思う。 [学識者 中村委員]</p> <p>(c) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」において池田ダム周辺に「どんぐりの森」、「カブトムシの森」等の植栽事業を行う。 [パブコメ390]</p> <p>(c) 池田ダムの水利用による観光開発の促進について。 [パブコメ435]</p>	<p>※33ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※33ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(35) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-11 森林の現状と今後について

a. 森林の現状と課題を入れるべきではないか。

(a) 森林の管轄が違うため取り上げ方が非常に難しいかもしれないが、どこかに森林の現状と課題を入れるべきではないか。
[学識者 端野委員]

河川管理者としても森林の機能は重要と考えており、河川整備計画素案に、森林及びその地域の現状の項目を追加し、内容を充実させます。

河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としていますが、河川管理者が実施する事業内容に森林整備は含まれていないため、河川整備計画に森林整備を位置付けることができませぬ。そこで、森林整備を担う関係機関との連携を強化することとしたいと思います。

また、四国地方整備局としてもできる限り協力していきたいと考え、河川整備計画素案P5-1、(7) 森林を修正します。

1. 吉野川の概要

1-1 流域及び河川の概要

【河川整備計画素案P5】

(6) 土地利用及び産業

流域の土地利用区分は、山林が78.5%、水田や畑地等の農地が15.1%、宅地等の市街地が4.6%、河川等1.8%となっている。

流域の産業をみると、農業分野では、古くは吉野川のはん藍水が運ぶ良質な客土を利用した藍作が盛んであった。近年は吉野川下流域の平野部においてレンコン、ニンジン、かんしょ、ダイコンの生産が盛んであり、冬季の温暖な気候を利用して阪神地域を消費地とする都市近郊型農業経営への移行が進みつつある。また、川中島である善入寺島は、農業に利用されており、野菜が生産されている。また、水産業については、ジミ、アユをはじめとしたその漁獲量は全国でも有数であり、養殖業としてスズアオノリやアユ、ウナギの生産が盛んである。養殖が盛んであり、その生産量は全国有数である。製造業については、旧吉野川流域を中心として、豊富な水資源を利用した化学工業、食品業や電気・機械器具、紙加工品業、木製品、家具製造業等が分布している。

高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であり、森林の生育に適した自然条件を活かした林業等が営まれている。しかし、木材価格は低迷しており、農村地域では人口の減少と高齢化が進んでいる。

1-1 流域及び河川の概要

【河川整備計画素案P5-1】

(7) 森林

吉野川流域(吉野川流域にかかる市町村全域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られない。また、樹種の構成は、昭和35年から昭和55年頃までは、57%から69%と針葉樹林が増加傾向であったが、その後は僅かに広葉樹林が増加する傾向にあり、昭和55年から平成12年にかけて69%から67%と針葉樹が僅かであるが減少しており、平成12年現在、針葉樹63%程度、広葉樹37%程度となっている。

森林面積に占める国有林と民有林の比率をみると、国有林は全体の12%程度であり、大部分は民有林である。

※各年の森林面積は、吉野川流域にかかる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。

図-1.1.8 樹林別森林面積の推移

※森林の管理者区分の比率は、吉野川流域にかかる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。

図-1.1.9 森林の管理者区分

(a) 吉野川水源地周辺の山林の植生を針葉樹から広葉樹へと変えていく。
[流域住民(下流域:徳島II)E2さん]

(a) 吉野川流域の森林整備、間伐広葉・落葉樹の植林に人とカネを注ぐべき。「森づくり」に尽きる。外材輸入のストップを。地球温暖化阻止のためにも国内林業の再生を図るべし。
[パブコメ329]

表.(36) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-12 森林に関する他機関との連携について

<p>a. 「森林・緑のダム」について、今後、素案に盛り込むこととして、整備計画の現段階で他機関との連絡はどの程度進んでいますか？また今後の予定を教えてください。</p> <p>b. 林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。</p> <p>c. 上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかればならない事業だと思います。</p> <p>d. 濁水の問題も林野庁との連携を強化していく。</p> <p>e. 砂防事業を実施する際に森林整備について連絡調整できるような会議を全流域に広げようと思う。</p> <p>f. 森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の本をつかって町の人が家を立てる活動しています。</p> <p>g. 自治体、住民と連携し、森林整備を検討する場を設けること。</p> <p>h. 森林の整備計画と総合的な法整備を検討してもらいたい。</p> <p>i. 水源涵養機能の保全ということに関係機関が連携し、常時、利水協議会を設置して協議しているという記述にしてほしい。</p> <p>j. 森林について、よくまとめられている。</p> <p>k. p.105の「林野庁」等の関係機関には、山地砂防も入っているのか。</p>	<p>(a) 「森林・緑のダム」について、今後、素案に盛り込むこととして、整備計画の現段階で他機関との連絡はどの程度進んでいますか？また今後の予定を教えてください。</p> <p>[パブコメ14]</p> <p>(a) 水位と森林広葉樹の役割</p> <p>昭和3～40年頃から「森林整備事業」に基づき天然広葉樹を伐採しその後人工林「針葉樹」の山林面積を拡大した。これによって山間部の保水力が極端に低下し大雨時には鉄砲水が発生し山崩れの原因をつくり、平常時は湧水状態で小谷の水を無くし、清流吉野川の水質をより悪くしている。この実状を無視して河川の整備を語る事は無理だ。今こそ「林、国、農」の三位一体の連携施策が望まれる。期待は大きい。</p> <p>[パブコメ452]</p> <p>(b) 森林の機能もはいつてない。農水とは別とは考えないで。</p> <p>[パブコメ28]</p> <p>(b) 森林が整備されない(状態)で、大雨が降ったら流木ごと、昨年の早明浦ダムであったとおりで。林野庁とも連携をとって山の手入れをしてほしい。</p> <p>[市町村長(上流域)土佐町長]</p> <p>(b) 森林整備の問題が遅れているので、林野庁や農水省との連携を図りながら整備計画を立てて欲しい。</p> <p>[市町村長(上流域)大川村長]</p>	<p>一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要と考えられています。</p> <p>河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としています。河川管理者が実施する事業内容に森林整備は含まれていないため、河川整備計画に森林整備を位置付けることができません。そこで、森林整備を担う関係機関との連携を強化する。具体的取り組みを進め、また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めていくこととして、河川整備計画素案P105、5-2地域住民関係機関との連携・協働を修正します。</p> <p>なお、吉野川上流域で実施中の国の直轄砂防事業では、土砂災害を防ぐことと、ダム湖への土砂流入を抑制することでの濁水対策も視野に入れ、適切な事業推進に努めており、治山事業との調整についても行ってきています。砂防事業は、荒廃の著しい流域を対象に行っており、吉野川流域では早明浦ダム流域と祖谷川流域、大豊町の南小川流域で国の直轄事業を実施しています。また、県の事業として吉野川水系内各地では、砂防えん堤、床固工、溪流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。</p> <p>国の各機関が行う森林整備、砂防、河川整備等の事業は、各々根拠法令に基づいて実施されています。森林整備については、森林法の目的である森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため森林管理者が整備・管理を行います。砂防については、砂防法の目的である砂防設備のために施行する作業のため、治山管理者が整備・管理を行います。河川整備については、河川法の目的である洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備・保全されることを図るため、河川管理者が整備・管理を行います。</p> <p>森林整備に関する要望・意見は多くいただきました。今後は森林整備を担当する関係機関とより一層の連携を図っていきたいと思います。</p>
--	--	--

<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙」に努めるとも、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点」の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙」に努めるとも、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点」の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
--	--

表.(37) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>l. 森林整備計画がなくて河川整備計画がどうしてできるのか。</p> <p>m. 森林育成業への取り組みと、自然連鎖の学習をして欲しい。</p> <p>n. ダム堆砂の対策として、森林部局との連携というのではなく、積極的に連携した後データとして含めるという記載にならないのか。</p>	<p>(b) 河川は山から川、海まで一体である。林野庁と農水省も吸収し、森林の分野をもっと書いてほしい。</p> <p>[市町村長(上流域)いの町長]</p> <p>(b) 河川の問題を説明してもらったが、その根源の森林の問題についても少し踏み込んでいただけたらと思う。国土保全法として取り扱いをして頂き、森林関係にも少し踏み込んで農水省と連携を持っていただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Bさん]</p> <p>(b) 我が国の森林は急激に荒廃の一途をたどっています、その要因は廉価の外材輸入にあります。抜本的対策として、現在の縦割り行政を廃止し、旧建設省と農水省部門を合体し国土保全省の創設が不可欠と考えます。森林の公益的評価額(日本学術会議の農水大臣への答申)は、年間67兆7800億円と巨額のものとなっています。森林から受ける恩恵は経済面もさることながら環境面でも筆舌に尽くしがたいものがあります。</p> <p>[バブコメ45]</p> <p>(b) 今の縦割り行政を是正し、国交省内における建設局と河川局、国交省と農水省が連携することを要望します。</p> <p>[バブコメ77]</p> <p>(b) 縦割り行政を是正し、国交省と農水省が連絡を取り合うようにして欲しい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V1さん]</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>	

表.(38) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※36ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 整備計画の内容では、対象が(吉野川に関して)池田ダムから河口までの流域と、上流のダムだけが、治山に關しては、国交省だけでは不可能と思ふ。関連省庁との連絡はないのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Z1さん]</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 山(森林)、川、海(水産業)との循環について、農水省との連携を考えていますか？ [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)X2さん]</p>		
	<p>(b) 現在は、山は農水、川は建設、この分割りでは到底物事は成り立ちません。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S1さん]</p>		
	<p>(b) 吉野川の流域の森林では、間伐、枝打ちの状況がなくて、うっそうと茂っている。いわゆる植林したまま放置しているところがほとんどの状況が多いわけであるが、こういう実態が続くと、生態系あるいは利水・治水にも必ず悪影響を及ぼすということがあるので、四国森林管理局、農水省、独立行政法人水資源機構、あるいは国交省に、こういうことが起こらないよう連携強化を要望しておきたいと思っております。 [学識者 小林委員]</p>		

表.(39) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※36ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 森林の治水・利水に関する効果については、今研究途上にあると思う。この研究途上にある治水・利水についても、それを研究している機関や国交省以外の機関と連携が可能ではないかと思う。そこをもう一歩前に出して頂きたい。1局だけとの連携ではちょっと残念に思うので、連携する機関をできる限り増やして頂きたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Bさん]</p> <p>(b) 本元の森をpushせずにして、子の河川だけpushしてもだめです。その点について、現在はもう、役所の縦割りでしょうがないとお考えなのか、やはり根源までさかのぼるべきか、ご意見を聞かせ頂けたらと思う。 [流域住民(下流域:徳島II)Dさん]</p> <p>(b) 治山、治水ということで、農水省関係、環境省とも連携をしながら、すばらしい吉野川流域だと言われる施策に展開して頂きたい。 [流域住民(下流域:北島)Pさん]</p> <p>(b) 水量、水質を今までと同じように保つためにも、森林の整備をして下さい。年度末に不必要な道路整備をする費用や人を、植林や保全にまわして下さい。 四国全体、日本全体で各省庁と連携をとり、しっかり森林の管理を行い、豊かな土壌の広がる、そんな街で暮らしたいです。 [パブコメ250]</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
-----------------------------	---	--------------------------------	-----------------------------------

表.(40) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※36ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 上流域の森林の整備は、今すぐにも取りかかればならない事業と思います。 [パブコメ29]</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(d) 林野庁とも連携をとって山(森林)の手入れをしてほしい。これは濁水対策の1つの方法ではないかと思ってる。 [市町村長(上流域)土佐町長]</p>		
	<p>(d) 堆砂の除去の問題や、濁水の問題も林野庁との連携を強化していく等の記述がないと、河川法だけで進むことになる。 [市町村長(上流域)いの町長]</p>		
	<p>(e) 四国山地砂防事務所は早明浦ダム上流の方だけか、愛媛県の銅山川流域もやっているのか。直接的にできなくとも、連絡調整できるような会議とかをして、全流域に広げることができたらというふうに思う。 [流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>		
	<p>(e) 吉野川の治水・利水・環境を考えると、河川内だけに留まった整備計画では本質的解決にはならないので、河川整備計画に森や住宅の問題を盛り込むこと。 [パブコメ77]</p>		
	<p>(f) 縦割りの行政を排して、森を生かす方策をたてる。住宅政策との結びつき。 [流域住民(下流域:徳島II)K2さん]</p>		

表.(41) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※36ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 森林の持つ力を信じて、森林活性のため、山の木をつかって町の人が家を立てる活動しています。森林問題を考慮してください。</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)L2さん〕</p>		
	<p>(g) 自治体、住民と連携し、森林整備を検討する場を設置すること。</p>		
	<p>〔パプコメ80〕</p>		
	<p>(g) 森林の問題というのは現在の災害の大きな要素になってきている。整備計画の中で、具体的にこういう形ですれば森林問題というのは河川の安全向上のために解決していくのではないかと、継続的な検討機関の設置をお願いしたい。</p>		
	<p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん〕</p>		
	<p>(h) 森林の整備計画と総合的な法整備を検討してもらいたい。</p>		
	<p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G2さん〕</p>		
	<p>(i) 濁水時になって初めて濁水協議会というのを開くのではなく、常時、林野庁や農水省、いろんな分野の方が集まって、協議して頂ければいいのではないかと。 【素案P105】の森林関係に、特に利水に関係していることを含めて頂きたい。土砂流出だけでなく、水源涵養機能の保全ということで関係機関が連携し、常時の利水協議会を設置して、常時協議しているというように記述にして頂ければと思う。</p>		
	<p>〔学識者 端野委員〕</p>		

表.(42) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※36～37ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(j) 森林についてまとめられている原案(素案)は、立派な案だと思っています。 [流域住民(下流域:徳島)Eさん]</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(k)</p>	<p>【素案P105】の「森林整備を実施している林野庁“等”の関係機関と連携」の“等”には、山地砂防も入っているのか。 [市町村長(上流域)いの町長]</p>		
<p>(l)</p>	<p>森林整備計画がなくて河川整備計画がどうしてできるのですか？もともと一体であるべきものと思います。 [パブコメ119]</p>		
<p>(m)</p>	<p>各会場において、森林整備の意見がかなり多く出たと思うが、この【素案P105】では、2行で片づけられている。 一般に河川事業は、古くから治山・治水と呼ばれ、最上流域は治山事業、中流域の土砂災害に対しては砂防事業、下流については河川事業として行われてきているのではないか。(森林整備の)記述がどこかに欲しいと思う。 [流域住民(下流域:徳島II)Aさん]</p>		
<p>(n)</p>	<p>◎森林の役割 森林育成業への取り組みと、自然連鎖の学習 [パブコメ19]</p>		

表.(43) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※37ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(n) ダムの堆砂について、森林の荒廃による流出ということが考えられると思うのですが、見解をお聞かせ頂きたいと思います。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p> <p>(n) (ダム堆砂の)対策として土砂の持ち出しをされているということですが、たまたまから持ち出すという対策にも税金がかかるわけですから、森林からの流入をとめるといふ観点から、森林対策も必要と思う。 (森林部局と連携する点がある)ここを連携するといふのではなく、積極的に連携した後、データとして含めるといふような記載にならないものか。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>	<p>※36ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※36ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-13 森林による土砂流出抑制について

- a. ダムの濁水対策のために、ダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと。
- b. 土砂災害防止のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。
- c. H116はS51頃に相当する雨があつたにもかかわらず、濁水発生が少なかったのは、森林状況が良くなつたのではないかと検証してほしい。
- d. 同じ国交省だから、山地砂防は記載できるのではないかと。

(a) 上流域には自然のダムという森林があり、濁水や土砂の流入についても人工的なことで解決するだけでなく、自然の資源をもっと利用することを考えていただければ、上流域についてもいろいろな面の活用ができるのではないかと。
 【流域住民(上流域:高知県)Aさん】

(a) 早明浦ダムなどからの濁水の問題、堆砂の問題は、森林状態と非常に密接な関係にあるのではないかと考えられる。森林の状況がある程度モニタリングをして、森林の部局に対策をお願いしたりとか、人工林の対策もあわせて、ハードとソフトをあわせて森林の整備ということをお願いしたい。
 【流域住民(上流域:愛媛県)Aさん】

(a) 豊かで清浄な水の確保のためには、森林整備を河川整備計画に取り入れること。特にダムの濁水対策のために、ダム上流域での人工林の荒廃対策を含む森林整備や崩壊対策に取り組むこと。
 【パブコメ80】

砂防事業では、地すべり、がけ崩れ、土石流、山腹崩壊などからの土砂流出による下流河川における河床上昇による洪水はん濫など、多様な形態で発生する土砂災害から人命や財産を守るなど、構造物の設置によるハード対策に併せ、警戒避難体制の整備等によるソフト対策を実施しています。

特に、荒廃した山地を源流域に持つ河川は、そこから流れ出す土砂によって、河床が上昇して洪水はん濫が発生し、流域に大きな被害をもたらします。このような河川においては、上流域で流出土砂をコントロールし、下流河川の河床の変動が極端に変化しないようにする必要があり、このような流域で実施している砂防事業を水系砂防と呼んでおり、吉野川の砂防事業は土石流対策などの地先対策と水系砂防を目的として実施されています。

吉野川流域においては、国の直轄事業として砂防堰堤、護岸工、渓流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地蔵寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置しています。また、県の事業として吉野川水系内各地で、砂防堰堤、床固工、渓流保全工、護岸工、山腹工等が設置されています。

砂防事業を実施するにあたっては、土砂災害から地域の安全安心を確保することを基本に据えつつ、自然環境に配慮し、地域の歴史・文化や生態系等の特性を生かせるようにしていく必要があります。災害等で特に荒廃した山腹を緑に還元して土砂流出防止と併せ、環境回復・保全を図ることにより、安全で住みよい地域づくりを目指し、吉野川においても吉野川上流域の災害復旧箇所等で山腹工が実施されています。(なお、これらの対策は、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律などに基つき行われています。)

なお、砂防事業の沿革については、河川整備計画素案P20-1、(3) 砂防事業を修正します。

2-1-2 治水事業の沿革
 【河川整備計画素案P20-1】
 (3) 砂防事業

吉野川の砂防事業については、明治18年に曾谷川で国(直轄)による砂防工事に着手したのが始まりである。昭和40年9月には、豪雨により祖谷川筋大西地先の12万㎡におよぶ地すべり性大崩壊をはじめ、各所に崩壊が発生した。それを契機に祖谷川、南小川流域を国(直轄)の砂防区域として、昭和46年4月から国(直轄)による砂防事業を開始し、その後、昭和53年4月には、どじ山をはじめとした崩壊、地すべり箇所が多い赤根川においても国(直轄)による砂防事業に着手した。

源流域の吉野川上流域も、昭和50年の台風5、6号、51年の台風17号と2年連続の豪雨により、山腹崩壊が多数発生し、著しく荒廃した。それを契機に、昭和54年4月より国(直轄)の砂防区域とし、国(直轄)による砂防事業を開始した。

また、昭和57年4月には、地すべり地帯である祖谷川の善徳地区、南小川の怒田・八畝地区で、国(直轄)による地すべり対策事業に着手した。

このように、吉野川流域では、土石流対策などの地先対策と崩壊地などからの急激な土砂流出防止などを目的として砂防事業を実施しており、国(直轄)の事業として、砂防堰堤、護岸工、渓流保全工、床固工を、祖谷川流域、南小川流域、吉野川上流域(汗見川流域、地蔵寺川流域、早明浦ダム上流域)に設置、県の事業として、吉野川水系内各地で、砂防堰堤、床固工、渓流保全工、護岸工、山腹工等が設置されている。

図-2.1.10-2 国(直轄)の砂防区域位置図

表.(45) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

※44ページの『テーマ/意見要旨』を参照

(a) 早明浦ダムは機能向上させていくことが求められている中で、将来的には山の荒廃が下層土で流下して、保水機能が低下する中で水質の悪化が危惧されます。また、ダム周辺町村の過疎化と、スギ、ヒノキだけが生い茂る山容は、早急な対応が必要になっていきます。国有林がわずかで多くは私有林のため、間伐作業なども思うようにいかず、多岐の問題(に対処)がありそうです。そういう問題(に対処)する対策)をしっかりと考えておかないければ、この先30年間の吉野川水系整備計画が所期の目的を達成していかないのではないかと思います。

[学識者 原田委員]

(a) 【素案P105】には、森林保全への取り組みについて、土砂流出の防備機能等の保全が求められるとある。濁水問題を解決していくには、森林の環境整備が大きな問題になっているので、ダム設置者の国とダム管理者の水資源機構等で、森林組合等、担い手づくりのための基金造成ができないものか考えて頂きたい。

[市町村長(上流域)本山町長]

(a) ダムに濁水がたまると、そう簡単に水は澄まない。森林資源を間伐して、健全な森林にすることによって、大雨が降っても足元が洗掘されないように、林野庁とも連携を持って、整備をして頂けるような方策を打ち出してもらわなければならないと思っています。

[市町村長(上流域)土佐町長]

早明浦ダム周辺で実施中のダム事業では、ダム貯水池の水質改善を目的として、貯水池周辺の植栽等を行い、流入土砂抑制を図るグリーンベルト事業を実施しています。これらの事業は、早明浦ダムの濁水対策の一助となっているものと考えています。

今まで実施した森林の整備(グリーンベルト)や砂防事業等の効果について、今後検証していきたいと考えています。

なお、河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を基本としています。従って、森林の機能は、重要と考えますが、河川管理者が、直接実施できる内容には限界があるため、関係機関との連携強化を図ることとし、河川整備計画素案P105、5-2地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。

【河川整備計画素案P105,P105-1】
5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。

また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川と一連の取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。

また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙」に努めるとも、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の集校」等の地域交流拠点の整備についても、国、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

表.(46) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

※44ページの『テーマ/意見要旨』を参照

(a) 台風が来たときに(水が)すぐ濁るのは、山林が荒れているということにほかならないと思います。そういうことをきちっと調査されて、今後、国交省としても森林の方とか農林省の方とかと連携をとるように、上に向かって言って頂きたい。

【流域住民(中流域:三好)Dさん】

(b) 土砂災害防止(ダムへの堆砂・流木対策)のため、住民や自治体等とも連携し流域の森林整備や山腹の崩壊対策を行うこと。

【パブコメ80】

(b) 日々の生活の中で濁水問題により精神的に大きな苦痛をこうむっている。森林の蓄積量と面積については、ここ何十年来変わりはないという現状認識をとられているが、森林の環境が著しく変化していることを、全く理解していないのではないか。山がやせて、日々土砂が流出している環境を改めるには、間伐を徹底して、繰り返しやっていく以外にない。

【市町村長(上流域)本山町長】

(b) 平成16年の台風災害における土砂流出の状況を見ると、ほとんどが針葉樹林の土砂崩壊、山腹崩壊だと思っ。照葉樹林の促進とか、具体的なことは話し合いができるのかどうかお伺いしたい。照葉樹林は水源涵養でも非常に必要なことだと思っので、ぜひ促進をして頂ければと思っ。

【市町村長(上流域) 新居浜市長代理】

※44～45ページの『四国地方整備局の考え方』を参照

※44～45ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照

表.(47) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※44ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) H16はS51ごろに相当する雨があったにもかかわらず、濁水発生が少なかつたのは、森林状況が良くなったのではないか？検証してほしい。その結果をおしえてください。 [パブプロメ13]</p>	<p>※44～45ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※44～45ページの『考え方』を参照</p>
	<p>(c) 森林の土砂流出については、手入れがされない裸地の地点よりも土砂が流出するというようなデータも出始めていますが、検証は済んでいるのか。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>		
	<p>(d) 山地砂防の事業計画もこの河川計画に記載できないか。同じ国交省だから、山地砂防は記載できるのではないか。 [市町村長(上流域)の町長]</p>		

表.(48) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-14 森林による流出抑制について

<p>a. 洪水対策・渇水対策として、森林の整備について検討し、整備計画に盛り込んでほしい。</p> <p>b. 森林状態によって渇水時や洪水時の河川流量が変化することのデータがあることから、吉野川流域においても検証すること。</p> <p>c. 上部の森づくりの実行して緑のダムづくりをしてはどうか。</p> <p>d. 森林の整備は洪水対策・渇水対策につながるもので、ビジョン21委員会の提言を整備計画に盛り込んでほしい。</p> <p>e. 緑のダムとか、山のことを非常に高く、治水・利水に買っておられませんが、実はそんなに効果がありません。大きな治水効果を発揮するような錯覚をお持ちになっているのではないかと考えています。</p>	<p>一般的に、森林は宅地や農地と比べて保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上也重要と考えられています。</p> <p>降雨が河川へ流出する際に影響する要素は、多様かつ複雑であり、その流出過程を厳密に再現計算することは困難です。このため、河川への流出量を算定するためには、実測される降雨量と河川流量の関係を適切に捉えることが重要です。</p> <p>実測された降雨量と河川流量の関係から洪水の流出量は算出しており、基本高水算定時に森林の効果を見込んでいます。治水計画に用いる流出計算モデルは、流域に降った実際の降雨と下流河道での観測された流量を基に構築しており、結果的に森林を含む流域の流出特性を反映したものとなっています。吉野川流域では、同一の流出計算モデルにより、昭和29年～平成16年までの洪水を良好に再現することが可能であることから、森林を含む流域の流出特性は過去から大きくは変化していないと考えられます。</p> <p>また、吉野川流域では、過去から見ても森林面積は流域面積の約8割を占めており、他の土地利用を考えるとこれ以上の森林増量は難しいと思われれます。従って、理計画で見込んでいる以上に洪水緩和機能の増大を期待することができません。</p> <p>一般的に、河川への洪水緩和に寄与すると考えられている森林地域の構成要素は、主に地表樹木、森林土壌、基岩（母岩）であり、のびつと言われていまいし、森林に降った雨水は、その一部は地下深部へ浸透したり、森林土壌内に捕捉されたり、樹木からの蒸発により水蒸気として流域から失われたりするなどに、森林に降った雨の全てが洪水に寄与するわけではありませんが（損失雨量）。吉野川流域においては、この損失雨量は約150mm程度で頭打ちとなり、この傾向は過去から変化していません。</p> <p>このうち、樹木の葉などに捉えられる雨水等は、洪水時の降雨量から比べるとわずかです。また、基岩（母岩）については、その状況により洪水緩和機能への影響は様々ですが、基岩の上には森林土壌が形成されており、人為的な影響は少なく、洪水緩和機能を変化させるものではないと考えられます。</p>	<p>【河川整備計画素案P5-2】</p> <p><コラム①> 森林の水源かん養について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残り一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透のほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。</p>
<p>(a) 河川を論ずる以上、やはり森林から物を考えていかなければならない。本元の森林から健全化するようになっているべきだ。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Bさん]</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものであるため、河川環境をの保全にあたってはしっかりと河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息、生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点の整備」についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加え、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P5-2】</p> <p><コラム①> 森林の水源かん養について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残り一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透のほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。</p>
<p>(a) 最近の洪水のものは森林の荒れからきている部分が多いと思う。森林の整備により、無堤地区の完備、内水問題で洪水の不安は大部分解消されるのではないかと。</p> <p>[パブコメ39]</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものであるため、河川環境をの保全にあたってはしっかりと河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息、生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点の整備」についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加え、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P5-2】</p> <p><コラム①> 森林の水源かん養について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残り一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透のほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。</p>
<p>(a) 異常気象も予測されるかもしれない時に、(森林)のことは、非常に大事なと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Jさん]</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものであるため、河川環境をの保全にあたってはしっかりと河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息、生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点の整備」についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加え、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P5-2】</p> <p><コラム①> 森林の水源かん養について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残り一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透のほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。</p>
<p>(a) 上流の森林の整備も治水機能があることが証明されているのだから、具体的な計画案を盛り込むべきである。森林の整備は予算的にも実現可能であり、自然環境の保護にも重要な役割がある。</p> <p>[パブコメ69]</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】</p> <p>5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と「知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものであるため、河川環境をの保全にあたってはしっかりと河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息、生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の「地域交流拠点の整備」についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加え、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P5-2】</p> <p><コラム①> 森林の水源かん養について</p> <p>森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残り一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再配分されます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。</p> <p>森林流域に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透のほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照

意見及び質問

(a) 森林を含めた総合治水を考えるべき。河川に限定的過ぎる。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]

(a) 治水は山にあり!河川だけを整備するのではなく同時に(まず先に)山の整備をすすめるべきと思う。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H2さん]

(a) 抜本的な洪水対策は山、森林にあると思う。森林整備をお願いします。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V1さん]

(a) 山林の手入れができていないことが洪水の源と思う。国の費用で山林の手入れが出来るようにしてほしい。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)L1]

(a) 森林整備、遊水地の確保などがまずあって、治水問題に取り組んでほしい。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)B2さん]

(a) 渇水・干ばつ対策、森林の保水能力の強化。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Q2さん]

四国地方整備局の考え方

これらのことから、吉野川流域における森林の洪水緩和機能は、過去から大きくは変化していないと考えられます。

一方、森林土壌は、浸透能力が大きく、降雨の大部分は一旦、森林土壌に浸透することから森林の洪水緩和機能を考える上で森林土壌が最も重要ですが、地表面に近い部分の森林土壌が1cm発達するのに約100年(文献によっは約500年)もの長期間を要すると言われており、流域の森林土壌の洪水緩和機能はほとんど変化しません。

従って、吉野川流域の洪水緩和機能は、以上のことから、流域の森林面積の変化がなければ、ほとんど変化しませんが、吉野川流域における洪水緩和機能が今後大きく向上することは期待できませんが、現状の洪水緩和機能は森林保全を行い、森林土壌が保全されることにより維持されるものであり、森林を保全することは重要です。

なお、農林水産大臣の諮問による日本学術会議答申(平成13年11月)では、「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に關して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状態となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。」「森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。」とされています。

森林保全への取り組みについては、河川整備計画素案P105、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働を修正します。

また、同答申では、水資源貯留機能について、「森林が流出を遅らせることは、無効流量を減少させ、利用可能な水量を増加させることを意味し、水資源確保上有利となる」が、「渇水流量に近い流況では(すなわち、無降雨日が続くと)、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する可能性がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかなりの水を消費するからである。」「とされており、「降雨が河川に流出するまでには地形条件や地質条件の影響を受ける。それら森林の機能と誤解しないように注意する必要がある。さらに、森林は水を生み出すわけではないこと、渇水流量が減少する場合もあること、しかしながら、水資源確保上有利であること等、一見矛盾する事実を含めて、森林の水資源涵養機能を正しく理解することが必要である」と述べられています。

表.(49) 素案に対するご意見とその対応

考え方に対応した【素案】内容

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理高等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

表.(50) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

※48ページの『テーマ／意見要旨』を参照

(a) 洪水の防止に限らず、特に根本的な治水対策として最も有効であると思えます。森林整備は流域全体を対象に、樹木の成長に合わせながら保水力の強い森林に誘導していく、息の長い整備計画が必要であると思えます。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F1さん]

(a) (森林整備において)土砂流出の防備機能等のことだけを取り上げて、四国森林管理局との連携を強化ということだが、新河川法の環境や流域全体の治水という理念に沿って、より画期的な計画にしてほしい。2002年の「よりよい吉野川をつくるアンケート」でも、森林保全をやってほしいという意見が多数あり、学識者の意見にも、利水に対する効果もあるとか、中小洪水には効果があるということが、日本学術会議の中にも述べられているので、土砂流出のみでなく、治水・利水のこととしてももう一歩(修正)素案を書きかえて頂くよう要望をしたいと思う。

なお、森林整備については、森林整備だけをもって治水オナーという意味ではなくて、総合的な治水の1つとしての森林の整備という意味なので、誤解のないようお願いする。

[流域住民(下流域:吉野川)Bさん]

(a) 緑のダムといわれる山林を豊かにしない限り今の計画では30年後安全にならないと思う。治水において山林を豊かにしていくという面が必要だと思えます。それが30年後にできるのかどうかを聞きたい。

[流域住民(中流域:三好)Dさん]

【参考】
日本学術会議(平成13年11月)抜粋(地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について;農林水産大臣諮問)

○森林の水源かん養の限界について
・洪水緩和機能
治水問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するよう状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。

・水資源貯留機能
流況曲線上の過水流量に近い流況では(すなわち、無降雨日が長く続く)、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場面がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかかりの水を消費するからである。

○治水・利水計画について
あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。

※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照

表.(51) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 本計画完了後の30年後にしても、洪水に対する住民の不安はなくならない。 水源カ涵養すなわち山林への整備がどうしても必要(間伐植林など)である。その証拠に、台風後吉野川本流が濁っている。狭い河川管理ではダメである。 [パブコメ18]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方』を参照</p>
<p>(a) 吉野川の水は、多くの山脈から発する小谷の水からなるが、山々は荒れた現状。このため、保水力(調整機能)の低下や降雨等の増減(異状気象)が相乗し、吉野川の水量に影響を及ぼされている思いがあります。したがって、今後山を守る関係者と連携を一層深められて、支流域の山々を豊かにする改善対策に取り組みを望みます。 [パブコメ47]</p>	<p>(a) 河川整備と森林整備(立木の間伐推進)は洪水防災の為に車の両軸と思考する。 [パブコメ57]</p>		
<p>(a) 徳島県の山にあるのは、ほとんどが、針葉樹つまり、杉、ひのきで、根っこをほると、カラカラの土です。広葉樹は保水力が大きいので、大きな土木工事を行うのではなく、自然の力を使うべきです。 [パブコメ60]</p>			

表.(52) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

テーマ/意見要旨	(a) 新しくダムを作ることなく、森林保全を行い、吉野川の自然をトータルに保護してもらいたい。決して地方行政でできないことを国が責任をもってほしい。 [パブコメ83]	※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照	※48～49ページの『考え方』を参照
※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照	(a) 渇水対策として吉野川上流域の森林整備(広葉樹を植林するなど)を行い、保水力を高める必要があると思います。 [パブコメ95]		
	(a) 全て自然のままです事業するのは困難と思いますが、もう少し地元の見解も反映して、治水対策は、周辺の森林整備も同時に行う必要が有るのではないかと思います。人工林の間伐は絶対必要ではないか。今、森林整備で行ってはいませんが、もつと予算を増やして、人工林を少なくしたら治水や飲料水も確保出来ると思います。 [パブコメ110]		
	(a) 渇水への備え 各市町村で、山の保水力を増せるように、取組みをしてほしい。 [パブコメ173]		
	(a) 水源林の保全は洪水対策としても重要です。広葉樹林を広くする必要が あります。 [パブコメ188]		

表.(53) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 年度末とか、不必要に工事をしているが、ああいうお金を植林とか森林整備に回してもえないか。森をもっと潤わせて、吉野川全体の保水力を高めてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Oさん]</p> <p>(a) 去年の春に、板東谷川に沿って歩いたが、全然水が流れていない。吉野川の大きな流れになるためには、いろんな山系から水が来るので、山を大事にしないと川には水が来ない。だから、環境を考えていくときに、山とのつながりにまで目を向けて頂けたらと思う。 [流域住民(下流域:北島)Oさん]</p> <p>(a) 洪水対策は、森林の保水力によって解決してほしいと思います。 [バブコメ260]</p> <p>(a) 川を見る前にまず山を見るべきである。山が在ってこそ川が在る。山豊かなれば川豊かなり。川豊かなれば海豊かなり。海豊かなれば地球豊かなり。地球豊かなれば全て豊かなり。 [バブコメ267]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(54) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

テーマ/意見要旨

<p>※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 保水力の高い植林も進めていただきたいです。 [パブコメ336]</p> <p>(a) 昭和20年より以前は小谷でも水が流れていた ◎保水 山を自然に戻す。高知県は雨が多いので戻り易い。 ◎植林を全部切った所は杉松を植えない。 ◎今の植林の間伐は反当り50合以内。 [パブコメ366]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方』を参照</p>
<p>(a) ①森林を守り、育て、山の保水力を維持すること [パブコメ406]</p>	<p>(a) 第一は洪水に対する整備植林 [パブコメ418]</p>		
<p>(b) 森林状態によって渇水時や洪水時の河川流量が変化するとのデータがあることから、吉野川流域においても検証すること。 [パブコメ80]</p>			

表.(55) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照

(b) 那賀川での年間の降水量と流出量の差(蒸発散)が、30年間で約2倍に増えている。増える原因ははつきりして、森林を計画どおりに植えたが、計画どおりに手入れされていないため、葉っぱが生い茂って、遮断量が増えているかと思っております。ですから、(森林の)面積が同じだから水の出入は変わっていないという認識は、非常に情けなく思っております。特に、春先、冬場の渇水(の一因)は、そういう人工林が葉っぱを年々から年中つけているため蒸発散が増えているかと思っております。吉野川でそういう効果が出ないのは、早明浦ダムという大きな貯水池があるため、目に表れにくいだけだと思います。

[学識者 端野委員]

(b) 洪水のときは別ですが、一般論として、例えば1500、1600mmの降雨であれば、そのうち800mmぐらいは(森林の)蒸発散で出てこないで、半分以上は川に出ないで森林で蒸発散してしまうというのが平均の水収支です。そのことをきちんと評価すべきではないかと思う。

[学識者 佐藤委員]

(b) 森林保全の取り組みについて、「重要だと考えているが直接管理ではない」という答えだが、それも今後の課題であって、テーマ的にもどぐらいの効果であるのかということとを、一緒にやっていくべきと総合治水にもうたわれるのであれば、「今後やっていきませう」ぐらいの文言を入れられないのか。

[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Hさん]

※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照

※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照

表.(56) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 吉野川流域ビジョンの報告書の中で、林業の不振などで森林が手入れされず、間伐などが十分行われないう放置された人工林が保水力に影響を与えていて、それが洪水流出にどのような関係があるかということが研究されている。 【素案P5-1】の国有林・民有林別の森林面積だけでなく、そういう荒れているということの記述も入れて頂きたい。</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方』を参照</p>
<p>(c) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Jさん]</p>	<p>(c) 吉野川流域の山間地を早急に上部の森づくりの実行して緑のダムづくりをしてはどうか。県民総ぐるみで、ボランティア活動をしてはどうか。 [パプコメ62]</p>		
<p>(c) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)J2さん]</p>	<p>(c) 先進諸国はダムを撤去する方向に向かっている。コンクリートのダムをなくし森林整備を行い、ダムがなくても河川を管理できる仕組みを作ってください。</p>		
<p>(c) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p>	<p>(c) 森を生かす・・・緑のダム機能について、科学的に検証し、その結果を整備計画に生かしてください。</p>		
<p>(c) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)T2さん]</p>	<p>(c) 緑のダムの整備計画をくわしく。実質計画にしてほしいです。山の保水力をあげる為に人員、経費をかけてほしいです。</p>		

表.(57) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 川の上流にはダムをつくるのはやめよう。それより山林の間伐に力を入れて木の根が水を吸収する様にするのと、大木が少なくなる。空気はきれいになる。 [パブコメ125]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(c) 広葉樹のあるところには、山からの土砂の流入は少ないのではないか。広葉樹が減って保水能力がなくなって川が洪水になっているのではないか。広葉樹に植え替えて、昔に戻るような形にできたら、洪水も少なくなっていくのではないか。 [流域住民(下流域:北島)Jさん]</p>	<p>(c) 水を治めるには、山を治めるにある。山林の手入れ、林道の整備をする。と、水の貯水能力が高まり、大雨が降っても山の植物がその雨水を吸収し徐々に水を放水していく、山林は自然のダムです。早急に林道の整備、山林の整備、そして吉野川の清流が進んでいく、豊かになる。 [パブコメ266]</p>		
<p>(c) ・緑のダムをつくるー上流の山に木を植えきちんと手入れをする。 [パブコメ413]</p>	<p>(c) 川の流域の森林ダムづくり、木立の朝露や夜露の流れが一筋となって大河をつくるのが、川と何百年の前から教えられてきた。 [パブコメ445]</p>		

表.(58) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※48ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 森林の洪水の低減機能について、参考にされていない。ビジョン21からダムの代替案が出ている、これに対する評価をすべき。 [パブコメ1]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(d) 徳島市には、吉野川に関する住民団体から報告書がある。この整備計画策定に関しても、森林の現状等の話も論議していただけたらなお願いたい。 [市町村長(下流域)徳島市長]</p>		
	<p>(d) 森林の整備は洪水対策・漏水対策につながるので、ビジョン21委員会の提言を整備計画に盛り込んでほしい。 [パブコメ5]</p>		
	<p>(d) 森林の状態が河川に与える影響大きいという科学的なデータもあるのだから、吉野川河川整備計画にビジョン21委員会報告書に記載される森林の保全による河川の整備を盛り込むべきであると考えます。 [パブコメ76]</p>		
	<p>(d) ビジョン21委員会の報告(徳島市長意見)を整備計画において検討する場を設置する。(森林の保水力) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)12さん]</p>		

表.(59) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

※48ページの『テーマ／意見要旨』を参照

(d) 森林の活水能力を検証したビジョン21委員会報告書について検討の場をつくる。
[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]

(d) ●●●の要望した「ビジョン21委員会報告書」の内容の検討はどのようにするのか。(発表・意思交換等)※検討結果は市長意思の会2回目で発表するのですか？
[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)N2さん]

(d) 住民が提出している住民案である、ビジョン21委員会報告書をなぜ尊重できないのか。住民を尊重していないことになる。住民参加の意味がない。
[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y1さん]

(d) 徳島市は市民の皆さんの税金を使って、ビジョン21委員会に対して、緑のダム計画についての調査、依頼、委託をいたしました。その結果を受けて、議会としてもそれを尊重するという立場で緑のダム計画というものを徳島市の一つの大きな河川整備計画の柱に打ち立てている。
[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)D1さん]

(d) 徳島市が税金をつかってつくったビジョン21委員会の研究結果はどのような素案に反映されているのですか。
[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S2さん]

※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照

※48～49ページの『考え方』を参照

表.(60) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※48ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 徳島市からも助成をだし、住民も資金もだしあって作成したビジョン21委員会の報告書を検討の素材に載せるべきだ。無視するのは、行政の役割責任に問題がある。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M2さん]</p> <p>(d) 吉野川流域ビジョン21の存在を、国交省の人ばどう(評価)されるのかをぜひ聞きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Nさん]</p> <p>(e) 山には、緑のダムはありません。山にいくら金を入れても、例えば間伐、除伐を強化しましても、決して治水にはならない。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)X1さん]</p> <p>(e) 緑のダムとか、いわゆる山のことを非常に高く、治水・利水に買っておられますけれども、実はそんなに効果がないんです。大きな治水効果を発揮するよかな錯覚をお持ちになっているのではないかと思います。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(61) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※48ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 森林政策と治水は分けて考えていかないといいけない。木を手入れして、立派な杉、ヒノキをつくることは、林業政策からすれば大切なことであるが、それが即治水につながるという考え方は間違っていると感う。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Cさん]</p> <p>(e) 最近、森林を手入れすればダム・堰は要らないという考え方がありますが、これは間違っていると考えています。スギ、ヒノキの手入れは、山の価値や経済性を高めるためには役に立ちますが、それで即、治水効果が出るわけではございません。人の命と財産を守るためには、ダム・堰、堤防は永久に必要ではないかと考えています。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Eさん]</p> <p>(e) 森林についての国土交通省のまとめられている案は、適切な案であると思いません。杉、檜の枝打や、間伐をいくら行っても、洪水がなくなるわけではありませぬので、人の命と財産を守るため、ダムも、堰も、堤防も、必要である事には変わりはないわけです。</p> <p>[バブコメ131]</p>	<p>※48～50ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※48～49ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(62) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-15 流域土砂管理について

- a. 土砂管理について、流域管理という点で、砂防ダムえん堤への堆積や近年の林業の荒廃が、どのように河床変動等に影響しているか触れてほしい。
- b. 山間地における地すべりや土砂崩壊により吉野川をせき止め山津波を発生させる可能性も考えられます。

(a) 土砂管理について、流域管理という点では、県管理の砂防堰堤への土砂堆積量なども含めて、現状の課題として議論してほしい。また、砂防堰堤への堆積や近年の林業の荒廃が、どのように河床変動等に影響しているか触れてほしい。
[学識者 中野委員]

上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点からは、河川管理者も重要であるものと考えております。砂防ダムえん堤の堆積状況については、四国山地防務事務所所管の流域内にある既設砂防えん堤堆積率は、平均すると概ね4～5割となっています。吉野川流域(吉野川流域にかかると市町村全体域の)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られません。

吉野川(池田ダムより下流)管内の河床変動状態については、全川的に見た場合、昭和40年代まで全川的に河床が低下していたが、昭和50年代以降河道はほぼ安定状態であるものと考えています。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用により経年的に変化するものことから、モニタリングにより状況を注視していくこととし、河川整備計画素案P27、1) 河道の管理に、その観点を記載していただきます。現状での河床変化の状態を記載していただくため、河川整備計画素案を修正します。

また、平成16年に、台風や地震など様々な大規模災害が発生したことを受け、災害時の被害軽減を目的に関係機関(四国地方整備局・県・関係市町村)合同で災害情報協議会を設立し、防災情報・災害情報の共有化、災害対策の応援・支援体制の強化等を実施し、住民に対する啓発活動を行っています。

2-1-3 治水の現状と課題
(2) 河川の維持管理
【河川整備計画素案P27】
1) 河道の管理

吉野川及び旧吉野川・今切川を含めた国(直轄)による河川管理延長は約1116kmと四国内の河川で最も長い延長を管理している。全川的に見ると、河道の平均河床高の経年変化の状況は、近年、ほぼ安定している状態にある。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用により経年的に変化するものがあり、その過程で土砂堆積、河道内の樹林化、竹林の放置による繁茂面積の安全性の低下などが懸念される。

2-1-3 治水の現状と課題
【河川整備計画素案P33】
(4) 浸水被害軽減策および危機管理

国土交通省では、洪水、水質事故及び地震等の緊急時には、昼夜を問わず組織体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速・的確な河川情報等の収集・提供に努めており、毎年、緊急時の対応の迅速化等を目的とした訓練を実施している。今後とも災害情報協議会などを通じて関係機関と連携し、防災情報・災害情報の共有化、災害発生時の危機管理体制の強化を図る必要がある。

(b) 近年発生した早明浦豪雨災害や来たる南海地震等の自然災害に対応した防災対策が地域の大きな課題です。地すべりや土砂崩壊が山津波を発生させる可能性も考えられます。下流住民(徳島、香川県)への災害発生に関心を持っていることにより行政として答える役割もあると考えます。
[パブリコM426]

表.(63) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般		四国地方整備局の考え方	
テーマ/意見要旨		意見及び質問	
<p>共通-16 文章等表現内容の改善について</p> <p>a. 基本方針には「総合的な」という言葉があるが、整備計画でなく、なるのか。 b. 【素案】は専門用語が多く、理解できないため、解説を加えてほしい。 c. 【素案】に使用するデータは、最新のものに更新・追加し、誤解を招くような表現や図表は修正してほしい。 d. 【素案】は、目の弱くなった素人の年々におかしくなるは、詳細はともかく誰にでもわかるように提示していただけないでしょうか。 e. 使用するデータは、最新のものに更新してほしい。 f. 分かりにくい表現等の修正、専門用語の解説など、誰にでも分かるようにしてほしい。</p>			
<p>(a) 整備基本方針の目次では「総合的な」という言葉があるが、整備計画では「総合」という言葉がなくなっており、何かその辺の使い分けをしているのか。 [学識者 端野委員]</p> <p>(b) P.4で、人口データは平成17年度10月のデータに更新が必要。 [学識者 平井委員]</p> <p>(c) 文章が非常にわかりづらい表現がある。 [学識者 平井委員]</p> <p>(c) 専門用語が多すぎる。解説を加えてほしい。 [学識者 上月委員]</p> <p>(c) 専門用語が多く、一般の方々には理解ができなかったのではないかと。 [パブコメ3]</p> <p>(c) 素案は、目の弱くなった素人の年寄りにはわかるはずもなく、詳細はともかく誰にでもわかるように提示していただけないでしょうか。 [パブコメ8]</p>	<p>基本方針のタイトルは、全国ほぼ同一の表現で、記述しているため、「総合的な」という言葉を使用しています。</p> <p>なお、人口データにつきましては、現在、平成12年国勢調査結果を流域単位で集計しなおす作業を実施しているところであり、集計出来次第河川整備計画素案P4に記載している流域人口を修正します。</p> <p>6月27日の学識者会議の意見を受け、7月8日以降に開催した「流域市町村長の意見を聴く会」「流域住民の意見を聴く会」において、用語解説書を配付しています。また、HPに掲載しています。</p> <p>さらに、国土交通省では、防災情報の用語をはじめとした内容を総点検し、これまでの発信者側の情報や用語であったものを抜本的に見直し、受け手の立場に立ったものに改善する検討を行い、「洪水等に関する防災情報体系のあり方について」(平成18年10月1日、国土交通省河川局)の提言をまとめ、分かりやすい表現に努めることとしています。</p> <p>河川整備計画素案については、ご意見をいただきながら、分かりやすい表現や見やすいように努めます。</p>		

表.(64) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※63ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 日本語をたくさん使った表現で文書をつくってほしい。 [流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p> <p>(c) 吉野川のあちらこちらの写真、ダム等の写真が載せられています。どこなのか場所が明確な方が興味を持って見る側にとってはよい情報になると思います。 [パブコメ122]</p> <p>(c) 【四国地方整備局の考え方】は字が小さい。 見てほしいのなら、喜んで見るようにつくって頂きたい。せめてページぐらいい書いてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Gさん]</p> <p>(c) P.3の図-1.1.3「徳島平野と吉野川の関係」に「計画規模の洪水時」と入れないと、吉野川は常に水位が高く、市街地の部分に水がオーバーフローするようになりかねない。 [学識者 平井委員]</p> <p>(c) 図2.2.2の括弧の中に吉野川水系水資源開発基本計画分と書かれているが、吉野川総合開発計画における用水供給計画と書くべきである。四国水問題研究会へ出された資料は正しい表現で出されていたと思うので、できたら合わせてほしいと思う。 [流域住民(下流域:徳島)Dさん]</p>	<p>※63ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p> <p>1-1 流域及び河川の概要 【河川整備計画素案P3】 (2) 地形 図-1.1.3 徳島平野と洪水時における吉野川の水面との関係 ※図中に赤線の説明文を記載する。</p> <p>【河川整備計画素案P34-1】 2-2-1 水利用 図-2.2.2 四国4県の開発水量割合(吉野川総合開発計画における用水供給計画)</p>

表.(65) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※63ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 「イワツ」という地名で一般に言われておりますが、全国地名辞典36号では「イワツ」となっています。これは「ツ」が正解なんでしょうか、あるいは「ヅ」が正解なんでしょうか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S1さん]</p>	<p>※63ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>河川整備計画素案文書中の岩津(いわづ)にはふりがなをつけてます。</p>
<p>(c) 【素案P51】の「安全で、安心できる吉野川の実現」の2行目に「地震等さまざまな水害から」とあるが、「地震などによる」などの言葉が要るし、次の行の「人々が安心して暮らせる地域を」は、例えば「流域環境」という言葉の方がいい。その下の行の「段階的に整備を進める」には、「関係機関とか関係団体と連携して」という言葉を補足した方がいい。</p> <p>その下の吉野川の再生のところでは、「清浄な吉野川の流れ等」良好な「自然環境の再生」とあるが、「維持再生を図る」とかそういう言葉を補った方がいい。</p> <p>一番最後のところも、「さらなる流域住民の」という言葉がよくわからないので、その辺も修正したりとか、「環境学習等の河川空間利用」という言葉もわかりにくいので、「環境学習等に資する河川空間利用を創出するため」とかという形で文言的な検討を頂きたい。</p> <p>[学識者 平井委員]</p>	<p>(c) 【素案P51】の「安全で、安心できる吉野川の実現」の2行目に「地震等さまざまな水害から」とあるが、「地震などによる」などの言葉が要るし、次の行の「人々が安心して暮らせる地域を」は、例えば「流域環境」という言葉の方がいい。その下の行の「段階的に整備を進める」には、「関係機関とか関係団体と連携して」という言葉を補足した方がいい。</p> <p>その下の吉野川の再生のところでは、「清浄な吉野川の流れ等」良好な「自然環境の再生」とあるが、「維持再生を図る」とかそういう言葉を補った方がいい。</p> <p>一番最後のところも、「さらなる流域住民の」という言葉がよくわからないので、その辺も修正したりとか、「環境学習等の河川空間利用」という言葉もわかりにくいので、「環境学習等に資する河川空間利用を創出するため」とかという形で文言的な検討を頂きたい。</p> <p>[学識者 平井委員]</p>	<p>【河川整備計画素案P51】 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念 該当箇所を修正いたしました。</p>	<p>【河川整備計画素案P105-1】 5-3 IT(情報技術)の活用 流域の浸水状況や道路(避難路等)の浸水(冠水)状況</p>
<p>(c) 【素案P105-1】5-3の「一方、流域の浸水状況や道路の浸水状況」で流域という言葉が出ていますが、道路は流域とは別の概念みたいに見えるので、そこら辺を具体的に書いた方がいいのではないかと。</p> <p>[学識者 佐藤委員]</p>	<p>(c) 【素案P105-1】5-3の「一方、流域の浸水状況や道路の浸水状況」で流域という言葉が出ていますが、道路は流域とは別の概念みたいに見えるので、そこら辺を具体的に書いた方がいいのではないかと。</p> <p>[学識者 佐藤委員]</p>		<p>【河川整備計画素案P105-1】 5-3 IT(情報技術)の活用 流域の浸水状況や道路(避難路等)の浸水(冠水)状況</p>

表.(66) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※63ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 【素案P105-1】の一番下の行、「水質等水文データ」とあるが「の」とか何か入れないと文章としては成り立たない。 [学識者 大和委員]</p> <p>(c) 語句は分かり易くなりましたが、本来、国土交通省が住民に分かって欲しいこと、例えば、【素案P35】の流況図は、ダム効果を説明しているにも係わらず、豊・平・低・濁の表現を含め住民が理解するには難しい表現と想う。 [学識者 上月委員]</p> <p>(c) 【素案P10】の「文明年間 細川勝元云々」はおかしいです。 『吉野川辞典』では「細川氏が文年間」と書かれており、しかも「信頼性の高い史料ではなく」とあります。新たな信頼性の高い史料あればお示しくください。 (素案で)こんな初歩的なプリントミスをされるのであれば他の資料でもと疑ってしまいます。 [バゾコメ2]</p> <p>(c) 【素案P71】の岩屋谷地区に船戸谷川があるが、船戸谷川は高越山の下からちよつとの間だけで、あとは大藤谷川である。 [流域住民(下流域:吉野川)Fさん]</p> <p>(c) 【素案P1からP21】までの固有名詞等には平仮名が振られているが、P21から次、P61の「狭隘」を最後に平仮名が然らない。これは何か意図的にやっているのか。整理をされた方が読者にとってはうれしいことと思う。 [市町村長(上流域)いの町長]</p>	<p>※63ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105-1】 5-4 河川整備の調査・研究 水質等の水文データ</p> <p>豊・平・低・濁については、用語集に説明を追記しました。</p> <p>【河川整備計画素案P10】 『吉野川辞典』P61の掻き寄せ堤の記載に合わせて修正しました。</p> <p>確認したところ、ご指摘の通りでしたので、河川整備計画素案P22、P44、P62、P64、P67、P69、P71、P76を修正いたしました。</p> <p>固有名詞等で読みにくい部分につきましては、ご指摘の通り、追加しました。</p>
-----------------------------	--	--------------------------------	--

表.(67) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※63ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 【素案P7,50,51とP24,29,55】の内水()の中の文章は同じ表現の方が良いと思います。 [バブコメ20]</p> <p>(c) 【素案P20-1】砂防事業 (S.49),S50,S51年と連年にわたる豪雨で 【素案P40】(S50),S51の台風で斜面崩壊 ()内を追加してはどうか [バブコメ20]</p> <p>(c) 特定種の表について、魚類の中にイチモンジタナゴは種名を記載しないほうが良い。(在来種かどうかが未確認であることや、徳島県では比較的よく見られる種であるため) [学識者 佐藤委員]</p>	<p>※63ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>一般的な用語として内水という用語を使用する場合は、内水(河川に排水できずにはん濫した水)と定義し、固有名詞として使用する場合は、例えば、内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)としています。ただし、一部記載もれがありましたので、修正しました。</p> <p>吉野川上流域の、国(直轄)による砂防事業は、昭和50年、51年の豪雨を契機として、昭和52年4月より直轄調査に着手し、昭和54年4月より直轄事業に着手したため、現行の記載となっています。</p> <p>【河川整備計画素案P44-1,44-2】 イチモンジタナゴを削除しました。</p>

1. 河川整備計画全般

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

共通-17 アンケート（「よりよい吉野川づくりを目標して」）の反映について

a. 2002年の流域アンケートの結果が整備計画に反映されていないのではないか。

(a) 2002年の国交省のアンケート(「よりよい吉野川づくりを目標して」)で、みんなが一番望んだのは環境の豊かな護岸、2番目に森林の保全植生だったと思うが、これらは全然盛り込まれていない。国交省は何のためにアンケートを取ったのか疑問である。
 [流域住民(下流域:徳島)Kさん]

河川整備計画の検討にあたっては、平成14年に行った徳島河川国道事務所のアンケート(「よりよい吉野川づくりを目標して」)により頂いたご意見も踏まえて、「自然に優しい護岸」に関しては、治水上、河岸の深掘れ(洗掘)等から堤防等を防御するため、護岸等の施設整備を行う場合、現況における動植物の生息・生育環境の把握を行い、必要に応じてミチゲーション等を行うなど、環境の保全に努める旨、河川整備計画素案P57に記述を追加します。

「森林の保全や植林」につきましては、河川管理者としても森林の持つ機能は重要と考えています。河川整備計画は、河川法に則り、河川管理者が実施する施策を記載するものであり、河川管理者が直接実施できる内容には限界があるため、森林整備については、関係機関との連携強化を図ることとし、また森林の現状について、河川整備計画素案P5-1,57,105の記述を修正します。

1-1 流域及び河川の概要
 【河川整備計画素案P5-1】
 (7) 森林

吉野川流域(吉野川流域にかかるとる市町村全域の総計)の森林面積は、昭和45年以降の30年間にわたり、概ね3,100km²で推移しており、大きな面積変化は見られない。また、樹種の構成は、昭和35年から昭和55年頃までは、57%から69%と針葉樹林が増加傾向であったが、その後は僅かに広葉樹林が増加する傾向にあり、昭和55年から平成12年にかけて69%から67%と針葉樹が僅かであるが減少しており、平成12年現在、針葉樹63%程度、広葉樹37%程度となっている。

森林面積に占める国有林と民有林の比率をみると、国有林は全体の12%程度であり、大部分は民有林である。

※各年の森林面積は、吉野川流域にかかるとる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。

図-1.1.8 樹林別森林面積の推移

※森林の管理者区分の比率は、吉野川流域にかかるとる市町村全域を対象に世界農林センサスにより算出した。

図-1.1.9 森林の管理者区分

【河川整備計画素案P5-2】

＜コラム①＞森林の水源かん養について

森林に降雨があると、降雨の一部は樹冠を通過して直接地表に達しますが、残りは一度樹冠に貯留され、滴下・樹幹流下・遮断蒸発の3つの部分に再分配されます。地表に達した雨水は、地表面の流れ、表土層中の流れ、より深層の流れとなり、溪流へ向かって移動します。この流れには早いものと遅いものがあり、これらが合成されて溪流の流出量の時間変化が形成されています。

森林流域に降った雨水は、地形条件や森林の状態により、溪流への流出と地下深部への浸透のほか、蒸発散により水蒸気として流域から失われるなど複雑な現象が生じています。

表.(69) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※68ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※68ページの『意見及び質問』を参照</p>	<p>※68ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川中流域(池田ダム～第十堰灌水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努める。またととも、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広いルギ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行うに努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水富力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、なだらか連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施することにより、なだらか連続性のある河川環境の再生に努める。 吉野川の河口部は、潮位変化などにより、る水位、変動や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを併行しながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努める。 また、堰等の河川横断構造物においては、アユの溯上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行うように努める。 なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。</p>
-----------------------------	---------------------------	--------------------------------	--

表.(70) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※68ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※68ページの『意見及び質問』を参照</p>	<p>※68ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P66～68】 2) 堤防漏水・侵食対策</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸透については、堤防漏水の発生状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、計画的に堤防漏水対策を実施する。</p> <p>堤防整備済区間を対象に侵食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、必要箇所に対して侵食対策を実施する。</p> <p><u>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育環境等の把握を行い、必要に応じてミチゲージョン等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。</u></p>

表.(71) 素案に対するご意見とその対応

1. 河川整備計画全般

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※68ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※68ページの『意見及び質問』を参照</p>	<p>※68ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境をの保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえたうえで、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている川には、「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についてもを図り、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
-----------------------------	---------------------------	--------------------------------	---

表(2) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対するご意見とその対応
<p>e. 大雨が降ると鯛山川のピーク波がずれてしまうという問題点はあるのかないのか。</p>	<p>(a) 整備計画には、目標安全度が明記されていない。平成16年台風23号を目標にするといっても、その安全度が無いので理解できない。安全度を180分の1から1つそ200分の1くらいに高めてやってほしい</p>	<p>洪水の計画流量の検討には、貯留関数法による降雨流出計算手法を用いており、降雨と流出の関係を実績の洪水の流下状態の関係性から求めていることから、狭窄部による貯留量は見込まれております。また、複数の実績洪水により分析を行うことにより、様々な支川合流流入パターンや降雨パターン等の洪水の状態を検証したうえで包括しています。なお、その際には、洪水調節施設の能力を考慮しています。</p>	<p>【河川整備計画素案P55、56】 1) はん濫被害軽減に向けた対応</p>
<p>f. 昭和29年9月12日の洪水が過去最大と思われれます。早明浦ダム建設の関係で記録は消却されたのではないのでしょうか。</p>	<p>【流域住民(下流域:北島)Dさん】</p>	<p>旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量1,500m³/sと定められているが、その対策を完了させるには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で1,100m³/s、このうち既設ダムにより100m³/sを調節して、河道への配分流量を1,000m³/sとし、旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川沿いの必要区間について築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p>	<p>旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量1,500m³/sと定められているが、その対策を完了させるには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水に対し、旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で1,100m³/s、このうち既設ダムにより100m³/sを調節して、河道への配分流量を1,000m³/sとし、旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川沿いの必要区間について築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川のはん濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p>
<p>g. H16年の洪水が戦後最大規模というが、鳴門市中心部他にとっては室戸台風規模の防災出水対策を願いたい。</p>	<p>【流域住民(下流域:北島)Dさん】</p>	<p>昭和29年9月洪水のピーク流量は、岩津基準地点で15,000m³/sと、平成16年台風23号(16,400m³/s)より小さかったものと記録されています。しかしながら、当時は、現在の河床と比較して2~4m程度高く、過去の痕跡水位では最大となっている箇所もありま</p>	<p>【河川整備計画素案P8-1】</p>
<p>h. 岩津地点の基本高水24,000m³/sは、狭窄部効果を考慮した数値なのでしょうか。</p>	<p>【流域住民(下流域:北島)Dさん】</p>	<p>旧吉野川では、岩津地点において戦後最大流量を記録した、平成16年台風23号と同規模の洪水を、現在の河床で安全に流下させることを目標としております。</p>	<p>【全流域型】(例:平成16年台風23号) 台風が九州の東側海上を通過し、土佐湾から四国に上陸・縦断すると、池田上流の山地部を中心に激しい降雨がもたらされ、池田下流域においても激しい降雨が見られる。全流域型の降雨特性となります。この場合の洪水特性は、吉野川本川の洪水の流下に加え、支川の合流も比較的大きいため、下流にいくに従い流量が多くなり、大規模洪水となる傾向があります。また、本川の洪水水位が高いレベルにある時点でも、下流域等に降雨が生じるため、内水被害が生じやすい傾向があります。</p>
<p>i. これまでの大きな被害をもたらす洪水の大半は、台風によるものだと思いますが、どのような降雨・流出タイプがあるのかを明示・説明ください。</p>	<p>【流域住民(下流域:北島)Dさん】</p>	<p>旧吉野川の目標流量は、大寺地点における観測流量が昭和36年2室戸台風による洪水のピーク流量(540m³/s(計算値))よりも大きく戦後最大流量を記録した昭和50年8月洪水と同規模の洪水(1,000m³/s)を安全に流下させることとしています。なお、旧吉野川及び今切川の河口付近については、河床勾配が緩いため、潮位が水位の高低や被害の大小に大きく影響します。河川整備計画における下流部の堤防計画については、小松島潮位観測所が昭和26年に観測を開始して以来、最高潮位を記録した昭和36年2室戸台風時の潮位(A.P.3.286m)を考慮して計画しております。</p>	<p>【上流域型】(例:昭和49年台風18号) 台風が九州の西側海上から九州地方に上陸し、その後四国付近を横断した場合は、池田上流の山地部を中心に激しい降雨がもたらされ、上流域型の降雨特性となります。この場合の洪水特性は、池田下流の支川合流量が比較的小さく、内水被害が生じにくい傾向があります。</p>
<p>【流域住民(下流域:北島)Dさん】</p>	<p>(c) 計画目標は平成16年10月台風23号と同規模洪水でよいのではと考えます。</p>	<p>【高潮型】(例:昭和36年台風18号、昭和50年台風6号) 台風が高知県の東側海上を通過し、紀伊水道に進行すると、河口周辺に南方より台風が接近するため、高潮が生じやすい傾向があります。</p>	<p>【高潮型】(例:昭和36年台風18号、昭和50年台風6号) 台風が高知県の東側海上を通過し、紀伊水道に進行すると、河口周辺に南方より台風が接近するため、高潮が生じやすい傾向があります。</p>

表(3) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

テーマ／意見要旨

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

<p>※72～73ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 岩津の狭窄部や大歩危峡には、ポトルネットによる洪水の抑制効果があると思います。このポトルネット部に対する洪水抑制効果に対して、国土交通省はどのような認識があるのか、どのぐらいの効果を期待しているのか教えて頂ければと思います。</p> <p>【流域住民(中流域：三好)Jさん】</p>	<p>※73ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※72～73ページの『考え方』を参照</p>
<p>(d) 狭窄部では、洪水時に流量を調整する機能があると存じますが、池田ダム下流ではそのような箇所がどこもあり、それぞれどの程度の洪水抑制機能があるのでしょうか。</p> <p>また、池田ダム上流の大歩危・小歩危付近の峡谷部では、どの程度の洪水抑制機能があるのでしょうか。</p> <p>【ハブコメ432】</p>	<p>(e) (支川銅山川と本川との)合流点では、銅山川の方が短いので当然早目に(流量の)ピークが来ますよね。大波が降ると銅山川の(流量の)ピーク波がずれてしまうと、(流量が)増えてしまうという問題点はあるのかないのか、あるいはそういう検討をされているか。</p> <p>【流域住民(上流域：愛媛県)Cさん】</p>		

表(4) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

意見及び質問

テーマ／意見要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※73ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 昭和29年9月12日の洪水が過去最大と思われま。吉野川本流の最高水位時に(川口駅付近)銅山川ダムの放流が合流し板野で16m池田四電前国道迄(徳島県三好市池田町シマ地先)、辻宝来橋230cm風間宮内神社前石段11段迄、三庄小学校前道路浸水、貞光駅線路浸水の大洪水でしたが、なぜか早明浦ダム建設の関係で記録は消却されたのではないのでしょうか。将来洪水時のダム運用には貴重な資料と思い残念です。今なら調査することも可能と思われま。</p>	<p>※73ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※72～73ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>[パブコメ328]</p>	<p>(g) 第2室戸台風(S36)で、鳴門市撫養町南浜で床上浸水を体験した。S30～40年代は3度程度上(浸水)があった。H16年の洪水が戦後最大規模というが、鳴門市中心部他にとっては室戸台風規模の防災出水対策を願いたい。</p>		
<p>[パブコメ396]</p>	<p>(h) 岩津の水位流量観測地点は、狭窄部より上流でしようか、下流でしようか。岩津地点の基本高水$24,000\text{m}^3/\text{s}$は、狭窄部効果を考慮した数値なのでしようか。</p>		
<p>[パブコメ432]</p>			

表(5) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※73ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(1) これまでの大きな被害をもたらす洪水の大半は、台風によるものだと思いますが、その規模と通過コースなどにより降雨域や降雨量の特性が異なると思いますが、啓蒙を図り、洪水被害を低減するためにも、どのような降雨・流出タイプがあるのかを明示・説明ください。 [バブコメ432]</p>	<p>※73ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※73ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-2 施設能力を上回る洪水への対応について

<p>a. これからの洪水(対策)は、過去の記録にないような大洪水が起きるという想定し、こうした状況に耐えられるような整備計画を作っていました。</p> <p>b. 計画を立てるときに、異常気象である状況の中で、今までのような台風じゃ済まないんだと、そういうことはあり得るんだということを入れてほしい。</p> <p>c. 治水施設の能力を超えた洪水に対して、現在計画されている堤防はどれだけ対応できるのか。</p> <p>d. 外国の大きな川だったから川を治めることはとんでもない話で、川と一緒にどうやって生きていくかということが問題。吉野川は大きいので、川と共生するというポイントで、今後に向けて書いて頂けたらいいと思う。</p>	<p>河川整備計画素案においても施設能力を上回る洪水への対応は重要であるものと考えており、素案P33の2-1治水の現状と課題(4)浸水被害軽減策及び危機管理等に、「現状での施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。したがって、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくのと並行して、例えばそのような洪水が発生したとしても、壊滅的な被害を回避すること、また、環境的な被害を小さくするための対策を実施することが求められている。」と、記載済みです。</p> <p>堤防が決壊するなど重大な災害の発生に対しては、段階的に施設能力の向上を図るとともに、浸水被害軽減策への取り組み及び危機管理の充実を図るところです。しかし、現在の堤防は、構築・嵩上げを繰り返してきたため様々な危険性を内包しています。そのため、施設能力を上回る洪水の発生時はもちろんのこと、施設能力以下の規模であっても洪水が長時間継続すると、最悪の場合、計画高水位以下で堤防の決壊が生じることも危惧されます。</p>	<p>2-1 治水の現状と課題 【河川整備計画素案P33】 (4)浸水被害軽減策及び危機管理</p> <p>吉野川では、これまで工事実施基本計画に基づき着実な整備を実施してきた。しかし、現状での施設の整備水準以上の洪水が発生する可能性は常に存在している。また、将来、計画された施設整備が完成したとしても、計画規模以上の洪水(超過洪水)が発生する可能性は存在する。したがって、洪水はん濫の発生を防止するための施設整備を着実に進めていくのと並行して、例えばそのような洪水が発生したとしても、壊滅的な被害を回避すること、また、環境的な被害を小さくするための対策を実施することが求められている。</p>
<p>(a) 超過洪水対策が示されていないのはなぜか。 [パブコメ51]</p>	<p>「河川堤防設計指針(国土交通省河川局治水課、平成19年3月23日)」では、計画高水位以下の流水の通常の作用に対しての安全性を確保することとして、堤防設計の考え方が示されています。河川整備計画素案では、この指針に基づき、堤防補強対策(漏水対策、侵食対策)を実施することとしています。</p>	<p>洪水はん濫が発生した場合にも、人的被害の発生を回避するためには、的確な避難を可能とすることが必要である。そのためには、住民が的確な避難行動を取るために必要な情報を分かりやすく提供する必要があります。国土交通省では、自治体による避難勧告・避難指示の発令を支援するため、洪水予報により洪水時に予測される水位情報等を提供している。今後は、用語の見直し等により、より受け手に分かりやすい情報になるよう努めていく必要がある。</p> <p>また、国土交通省は、浸水想定区域図の公表により、自治体による洪水ハザードマップ作成の支援を行っている。平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの公表が義務付けられているが、現在公表済みの自治体は、49市54町であり、今後他の市町においても早急に公表していくよう、支援していく必要がある。</p>
<p>(a) 想定を超える洪水が起きた場合の対応について住民と情報共有することが重要である。 [パブコメ80]</p>	<p>危機管理として、施設能力以上の洪水等が発生した場合の被害軽減措置については、ご意見を頂いているとおり、重要であるものと考えています。</p>	<p>さらに、激甚な被害を発生させざるを得ない堤防(破堤)はん濫の発生を防ぐためには、適切な水防活動の実施が不可欠である。現在、洪水時には昼夜を問わず水防団等が出動し、必要に応じて水防工法を実施している。国土交通省では、水防情報の発令により、水防団等による水防活動の確かな実施を支援している。現在、水防団等の高齢化が進んでいくが、訓練等を通じ、水防体制の強化を図る必要がある。</p> <p>加えて、浸水による被害を最小限に抑えるためには、浸水の危険性がある地域において、浸水に強いまちづくりを進めていく必要がある。国土交通省では、浸水想定区域図の公表等により、浸水危険性のある地域の周知を図っているが、今後とも、自治体や関係機関と連携をとりつつ、総合的な浸水対策の推進を図る必要がある。</p>

表(7) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※77ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 超過洪水対策を入れてほしい。大事なのは計画以上の洪水が来たときにどうやって被害を減らすのか、こういう手だてを、整備計画の中でさらに力を入れて検討すべきだと思う。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]</p>	<p>施設能力を上回る洪水への対策としての危機管理が被害軽減策に関しては、今後も様々な調査研究が必要でです。 また、自治体との防災情報の共有や洪水時の確かな情報伝達等に向けた施設整備やハザードマップの作成支援、危険箇所の市町等への周知、防災訓練の実施、災害情報協議会を活用した市町との連携体制の強化等ソフト面での対策についてこれまでも実施してきたところであり、今後も継続するとともに、災害情報協議会を活用して減災対策についての情報提供等技術支援を通じ、市町との連携を強化します。【河川整備計画素案P55～56、P75、P85、P95～96の記載を充実します。】 《参考》 災害情報協議会の構成 徳島県、吉野川圏域市町、国土交通省</p>	<p>国土交通省では、洪水、水質事故及び地震等の緊急時には、昼夜を問わず組織体制を組み、被害の軽減を目的として、迅速・的確な河川情報等の収集・提供に努めており、毎年、緊急時の対応の迅速化等を目的とした訓練を実施している。今後とも災害情報協議会などを通じて関係機関と連携し、防災情報・災害情報の共有化、災害発生時の危機管理体制の強化を図る必要がある。 堤防・護岸等河川管理施設の状態把握のため、河川巡視等を行っており、不測の事態が発生した場合には、保有する災害対策機械の派遣などを行い被害の防止・軽減に努めている。</p>
<p>(a) 想定外の洪水に対して被害を減らす方法はいろいろある。河川区域内の事業について整備計画をすというところとで切っていないわけではないと思う。河川区域以外のテーマについては、具体的にどの役所とどういう体制をとって、新たなテーマに対して答えようとしていくのか、このプロセスをせひ出してもらいたい。それができるといいかをお聞きしたい。 [流域住民(下流域:徳島)Aさん]</p>	<p>さらに、迅速かつ効率的な水防活動や住民の円滑な避難を支援したり、被災時の応急的な対応により洪水の被害を最小限に抑えることを目的として、河川防災ステーション、排水ポンプ車の作業場、側帯等防災関連施設の整備を実施することとしており、河川整備計画素案P75、85に記載していますが、位置付けをより明確にするため、河川整備計画素案の3. 河川整備計画の項目にも記載を修正します。</p>	<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P55】 5) 浸水被害軽減策及び危機管理 浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p>	<p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P56-1】 3) 浸水被害の軽減策及び危機管理 浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、施設能力以上の洪水・高潮・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p>
<p>(a) もし堤防が決壊したら責任は国土交通省が取っていただけるのか教えてください。 [ハブコメ11]</p>	<p>このように危機管理や防災に関する内容は、河川整備計画素案P33,55～56-1,75,85,95,96,96-1に記載しています。</p>	<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P55】 5) 浸水被害軽減策及び危機管理 浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、施設能力以上の洪水・高潮・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p>	<p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P56-1】 3) 浸水被害の軽減策及び危機管理 浸水の危険性がある地域の周知及び市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、分かりやすい情報提供の推進、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、迅速かつ効率的な水防活動、住民の避難、減災等を目的とした防災関連施設整備、防災訓練、自治体による浸水に強いまちづくりの支援、危機管理体制の強化等、必要な対策を自治体や関係機関と連携しながら実施することにより、施設能力以上の洪水・高潮・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。</p>

表(8) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

考え方に対応した【素案】内容

<p>※77ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 超過洪水に対してどのようなソフト面の対策を立てられているのか。例えば、水が当たりやすいところや弱い部分に住宅地の建設を抑制するとか、そのような法的な対策は考えておられるか。 [流域住民(中流域:三好)さん]</p>	<p>※77～78ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 7) 防災関連施設の整備 【河川整備計画素案P75】</p>
	<p>(a) 計画の基本は(異常洪水量に対応した)洪水対策を最優先に考えるべきである。 [パブコメ55]</p>		<p>①河川防災ステーション・水防拠点等の整備 《本文省略》 ②排水ポンプ車等の作業場の整備 《本文省略》 ③側帯の整備 《本文省略》 ④光ファイバー網等の整備 《本文省略》</p>
	<p>(a) 今、地震への関心が大きい中、洪水への関心は薄い。世代を超えた大きな洪水に備えることが必要である。説得(力)ある行政、政治が必要である。 [パブコメ78]</p>		<p>(2) 旧吉野川 3) 防災関連施設の整備 【河川整備計画素案P85】 ①河川防災ステーション・水防拠点の整備 《本文省略》 ②側帯の整備 《本文省略》 ③光ファイバー網等の整備 《本文省略》</p>

表(9) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※77ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※77～78ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P95】 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備</p> <p>浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進し、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進める。</p>
<p>(a) [パブコメ108]</p>	<p>(a) 地球の温暖化により想像もつかない大雨や水位の上昇による大洪水が将来起きるかも知れません。鳴門方面に見られる多くのハゲ山の土で吉野川の土手を高くして行き、跡地を農地なり施設に利用する計画は如何なものでしょう。</p>	<p>1) 河川情報の収集・提供 《本文省略》</p> <p>【河川整備計画素案P96】</p> <p>2) 地震及び洪水の対応 《本文省略》</p>
<p>(a) [パブコメ133]</p>	<p>(a) 温暖化に対する見地というのが、「新たな課題の発生、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせる必要を見直しを行う」ということだが、今後30年を検討するのにも、何かあれば必要を見直しを行うという一言で片付けていいわけではなく、遊水地を初め、総合治水に移るべきだということ、この計画でうたうべきだと思う。</p> <p>具体的な対策をこれからどうやって、どの部分で総合治水を考えていくんだということを具体的に挙げるべきだということ、理念を語れということではない。</p>	<p>【河川整備計画素案P96】</p> <p>3) 洪水ハザードマップ整備の促進 《本文省略》</p> <p>4) 水防団等との連携 《本文省略》</p> <p>5) 水害防止体制の構築 《本文省略》</p> <p>【河川整備計画素案P96-1】</p> <p>6) 浸水に強いまちづくりの支援 《本文省略》</p> <p>【河川整備計画素案P97】</p> <p>7) 水質事故への対応 《本文省略》</p>
<p>テーマ／意見要旨</p>	<p>意見及び質問</p>	<p>考え方に対応した【素案】内容</p>

表.(10) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

テーマ／意見要旨

<p>※77ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※77～78ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105.P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境全体の保全にあたっては、いかにためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえ、例えば、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙」に努めるとともに、魚道補修の際は、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備については、地域づくり相談窓口などを通じて、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
<p>(a) 100年先には地球の温暖化が起こって、5m水位が上がる説もある。室戸台風、第2室戸台風、ジェーン台風のときには、堤防の(天端)すれすれまで水が来た。 堤防の上から住吉の町をしてみた ら、奥に18m下に家があって、住民は平気で悠々と生活しており、洪水に無関心になっている。 堤防というのは、洪水とか台風のとくによつて状況が違ふ。一番危険なときに備えておかなくてはいけないのではないか。</p> <p>[徳島住民(下流域:徳島II)Fさん]</p>	<p>(a) 超過洪水などによる破堤や内水氾濫などにより浸水被害を受けることを想定し、浸水被害の頻度や被害レベルを分け、ゾーニングによる住宅地や産業建築物の抑制などを図るべきではないでしょうか。 浸水被害の頻度や被害レベルが高い場所は、農地利用に留め、浸水被害の場合は、補償や融資制度を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>[パブコメ432]</p>	<p>※77～78ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(b) ダムその他の工事後に大洪水発生で大きな被害が出た場合、腹を切ることが出きるのか。</p> <p>[パブコメ137]</p>	<p>(b) ダムその他の工事後に大洪水発生で大きな被害が出た場合、腹を切ることが出きるのか。</p> <p>[パブコメ137]</p>	<p>※77～78ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(11) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

【素案】内容

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

テーマ/意見要旨

<p>※77ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 教育テレビで、異常気象についてやっていたのを見たが、吉野川の大洪水の来方を想定していた。計画を立てるときに、異常気象(が想定される)状況の中で、今までのような台風じゃ済まないんだと、そういうことはあり得るんだということを入れてほしい。異常気象による水害というのは、近くに迫っていると理解をしている。</p>	<p>※77～78ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105-1】5-3 IT(情報技術)の活用</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)さん]</p>	<p>(c) 治水施設の能力を超えた洪水に対して、堤防がどれだけ対応できるのか。現在計画されている堤防は、越水に對しての強度というのは想定されているのかどうか。</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)さん]</p>	<p>防災に関する河川の情報については、河川水位、映像等各種情報の提供体制が整いつつある。一方、流域の浸水状況や道路(避難路等)の浸水(冠水)状況、住民の避難状況等の被害に関する情報の収集・共有は、技術的に難しい課題を有していることから、自治体、河川管理者等が協力して、リアルタイムの収集・共有体制について調査・研究を進める必要がある。</p>
<p>(c) 地球温暖化で、全く考えられないような現象が起きてきている。異常気象が来た場合に、本当に堤防は耐えられるのか。異常現象が世界的にも認められてきているので、生命と財産を守るための堤防の抜本的な対策について、見直すべきところもあるのではないかと。</p>	<p>[流域住民(下流域:北島)Gさん]</p>	<p>[流域住民(下流域:北島)Gさん]</p>	
<p>(d) 外国の大きな川だったから川を治めることはとんでもない話で、川と一緒にどうやって生きていくかということが問題。吉野川は大きいので、川と共生するというポイントで、今後に向けて書いて頂けたらいいと思う。</p>	<p>[学識者 佐藤委員]</p>		

表.(12)素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 【素案】内容

治水-3 平成17年台風14号洪水の流出量について

<p>a. 平成17年の台風14号で、もし早明浦ダムが満杯であったら、吉野川はどうなっていたのか。</p>	<p>(a) 2005年9月6日 台風14号が来襲した。早明浦ダム満杯時に、この台風のもたらした雨が吉野川に如何なる状況になったか。 [パブコメ20]</p> <p>(a) 昨年(H17)は湯水で早明浦ダムが空っぽの状態です。台風が来て、ダムがいっぱいになった。現実には早明浦ダムに水があればもっと全体的に出たとか、状態のよって上がるのか。 [市町村長(中流域)東みよし町長]</p>	<p>平成17年9月の台風14号の基準地点岩津における実績ピーク流量は、(13,800m³/s)はであり、実績洪水規模で最大となった平成16年10月台風23号の連続ピーク流量(16,400m³/s)を下回る洪水規模でした。</p> <p>既設のダムが無いと仮定した場合の基準地点岩津のピーク流量は、平成17年9月台風14号では18,800m³/s(戦後第2位の規模)であり、戦後最大規模となった(平成16年10月台風23号の19,400m³/s)に匹敵する規模でした。</p> <p>また、既設ダムの利水容量が満水状態とした場合に活用できる治水容量を用いるを満水として算出した流量は、平成17年9月台風14号で15,100m³/sであり、平成16年10月台風23号(16,600m³/s)と、ほぼ同規模の浸水被害が生じていたものと考えられます。</p> <p>河川整備計画では、いずれの場合も平成16年10月台風23号の洪水規模が大きくなるため、平成16年10月台風23号を河川整備計画の対象洪水として採用しています。</p>	<p>-</p>
---	--	---	----------

表(13) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

【素案】内容

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

治水-4 治水施設整備に係る費用と効果について

<p>a. 堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。</p> <p>b. 整備計画によって、どの程度被害軽減できるか、具体的な数値を示すこと。</p> <p>c. 中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効果的、効果的でないかと思う。内水対策をもっと積極的に推進すべきである。</p>	<p>(a) 堤防工事については費用対効果を示し、堤防を行わない案との比較も行うこと。 [パブコメ80]</p> <p>(b) 台風23号により生じた内水被害のうち整備計画によって、どの程度被害軽減できるか具体的な数値(P65のようなもので、面積・戸数等をより詳しく)を示すこと。 [パブコメ80]</p>	<p>平成16年10月台風23号の実績浸水被害情報は、無堤地区での吉野川のはん濫によるもの、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫によるものに区分して、徳島河川国道事務所のHP、パンフレット等により公表しているほか、河川整備計画素案P7にコラムとして参考記載しています。また、徳島県においても「平成16年台風浸水マップ痕跡マップ」を公表しています。</p> <p>吉野川のはん濫については、河川整備計画素案では、戦後最大規模の洪水に対して吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標とし、必要となる整備内容(堤防の整備、輪中堤・空地嵩上げ等、河道の掘削等)を記載しています。また、その効果に関しては、河川整備計画素案P65にコラムとして参考記載しています。</p>	<p>【河川整備計画素案P7】 【コラム②】平成16年10月洪水の概要</p> <p>【河川整備計画素案P65】 【コラム⑧】吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p> <p>【河川整備計画素案P72】 【コラム⑨】飯尾川流域の例(直轄事業と補助事業が連携した内水対策の事例)</p>
		<p>費用対効果分析は、河川事業では各箇所の事業が上下流・対岸間で効果が影響し合う関係にあり、戦後最大規模の洪水に対する吉野川のはん濫防止を目的とした一体での整備であるため、吉野川国(直轄)管理区間の全区間を対象として実施することとしています。現在、素案の内容についてご意見を伺っているところであり費用が定まらないうえ、効果の発現時期が不明であることなどから確定できませんが、費用対効果が1.3～2.8程度となり、投資は妥当と判断しています。</p>	

表(14) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照

※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照
<p>(b) 吉野川流域における台風23号の浸水被害(床上浸水745戸、床上浸水1975戸、浸水面積7645ha)について、無堤地区による外水氾濫によるもの、内水氾濫によるもの、支流河川の氾濫(単なる低地の排水不良を含む)によるものに区分し地区毎に示すこと。また、河川整備の効果については前記の被害がどのように軽減されるのかを示すこと。</p>	<p>[パブコメ80]</p>	<p>内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫については、平成16年10月 台風23号による家屋浸水被害が大きく、事業中の飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場の新設、桑村川内水地区川島排水機場の増設の完成を河川整備計画素案に記載しており、その他の地区については今後の増水(出水)における家屋浸水状況を注視し、被害の規模・頻度・浸水被害の発生要因等を勘案し、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。飯尾川・桑村川の事業については、概ね10年に1度の降雨(平成16年10月 台風23号降雨波形)に対して床上浸水被害を解消すること(飯尾川については加減堰下流対象)を目標として計画しており、飯尾川については河川整備計画素案P72にコラムとして概要及び効果を記載しています。</p>	<p>※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>
<p>(b) 飯尾川で行われる角の瀬排水機場の新設及び飯尾川総合内水対策事業(補助)により浸水被害(床上浸水、床上浸水、浸水面積)がどの程度減少するかを示すこと。また川島排水機場の整備についても同様に効果を示すこと。</p>	<p>[パブコメ80]</p>	<p>なお、費用対効果の観点から岩津～池田間の堤防整備より下流の内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策を優先すべきとのご意見につきましては、近年、吉野川のはん濫や内水(河川)に排水できずにはん濫した水)はん濫が頻発している中、両事業はバランズをとりつつ進捗させる必要があるかと考えています。</p>	<p>※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>
<p>(b) 築堤、輪中堤・嵩上げ、河道掘削、樹木伐採、排水機場(角の瀬排水機場、川島排水機場など)等全ての工事について、工事区間(箇所)毎に工事費とその事業効果を示すこと。</p>	<p>[パブコメ80]</p>	<p>※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>

表(15) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※84ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 計画の中に、現在(の流下能力)が幾らで、(河川の整備)をすると幾らの(流下能力)になるかということがないため、いいのかわからない。資料を出して頂きたいと思えます。 [流域住民(下流域：徳島)にさん]</p>	<p>第2回住民説明会の説明資料の中で、流下能力等の資料を公表しており、吉野川河川整備計画に関するHP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室等に、閲覧可能となっております。</p>	<p>※84ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 中流の築堤より、下流の内水対策が費用対効果の面で効率的、効果的でないかと思う。このため、内水対策をもっと積極的に推進すべきである。 [パブプロメ86]</p>		

表(16) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-5 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（築堤等）

<p>a. 総合治水についてあまりにも記述が少くないか。</p> <p>b. 堤防の位置は、何案か出して、住民が納得する案を採用するようになった方がいいと思う。</p> <p>c. 地震と違って、水量が多くなると思われる。その補償金の方が、工事費とどうか？自然流の調整は不可能。</p> <p>d. 長い土手(多くは道でもある)を変えるのは大変だから遊水地帯を作るというのはどうか。</p> <p>e. 堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをさせた方がいいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。</p> <p>f. 岩津より上流を有堤化するとすれば、それは「百年河清を俟つに等し」、地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。</p> <p>g. 後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。</p> <p>h. 流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水地や竹林などのような流れをやわらげるような方法も考えらるべき。</p> <p>i. 河畔林等を分断しない。</p>	<p>(a) 総合治水についてあまりにも記述が少ないのではないか。 [パブコメ1]</p> <p>(a) 河道主義でなく、流域全体を視野に入れるべき。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)D1さん]</p>	<p>河川整備計画素案で提示している堤防の位置は、河川整備基本方針で定められた整備目標である計画高水流量に対して手戻りがなく、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう設定しています。このため、例えば、岩津池田間の無堤地区で設定した堤防法線は、概ね現況の河岸より堤防の居住地側(堤内側)の位置に設定されており、平常時の水域環境に影響を与えないものとなっております。また、治水面でも過去に都市部で整備してきたような川を無理に押し込めるような河道計画とはなっていないものと考えています。</p> <p>また、洪水被害を軽減するための対策として築堤等を位置づけている対象は、河川整備計画の目標流量の流下により住家の浸水被害が発生する地区としており、その区間を河川整備計画素案P59～P62に記載しています。</p> <p>また、歴史的・文化的景観の面でも岩津池田間の河岸沿いに植えられ守られてきた竹林の大半を存置できる計画とするなど配慮しています。</p> <p>さらに、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地改変量を最小限にとどめるため、平常時の水面(平水位)以下の掘削は行わず、自然の瀬淵の状態を残すこととして、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、自然環境の改変度を抑制する計画としています。</p> <p>このように、いただいたご意見については、河川管理も河川整備計画素案P59～P64で記載している河道計画を作成する段階で考慮しており、河川整備計画素案に計画の考え方を理解いただくため、記述を追加します。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>① 堤防の整備 吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭隘地を除く)については、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させるおいては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P61】 ② 輪中堤・宅地嵩上げ等 【河川整備計画素案P63】 ③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくするため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせざるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
--	---	--	---

表.(17) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>j. 河川の整備は、堤内地の農地や家屋を守るためにやるものであって、そのためには、堤防をきちんと整備して流水が滞滞なく流れるようにしてほしい。</p> <p>k. 今ある以上に、洪水調節や発電のためにダムを建設するご計画があるのかないのか。できたらつくって頂きたい。</p>	<p>(b) 堤防の位置について、複数案を提示し、必要性など経済面・環境面・景観や風景の面など多角的な観点から検証し、住民意見を反映するべきではないか？ [パブコメ51]</p> <p>(b) 堤防工事等は吉野川の自然環境への影響が大きいことから、様々な観点から複数案を提示し住民参加で決定するようすること。 [パブコメ80]</p> <p>(b) 堤防を工事するのにここを工事する。以上。というのではなく、複数案を示して、住民も参加できるようにしてほしい。住民も参加したい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R1さん]</p>	<p>但し、現在の無堤地区を遊水地域としたり遊水地を整備すべきとの御意見については、無堤地区では吉野川のはん濫による浸水被害が頻発しており現状でも安全度が著しく低いこと、そこに住民が住み社会活動を行っていること、堤防の早期締切に関する御意見が多いことなどを考慮すれば、河川整備計画素案への反映は困難と考えています。</p> <p>なお、堤防の位置は複数案を示し、住民の選択をする場を設けるべきとの御意見につきましては、河川整備計画素案で示している法線案についての基本的な考え方を説明させていただき、その内容について御意見を伺っているところであり、御意見を頂ければ、必要な検討を行い、反映すべきは反映し、反映できない場合はその理由について説明させていただきますと考えています。</p>	<p>※87ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
		<p>新たにダムを建設する計画があるのかとのご意見につきましては、河川整備計画素案では戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水(基準地点岩津にて19,400m³/s)を安全に流下させる方策として、既設ダムにより2,800m³/sを調節し、残る16,600m³/sについては、無堤地区の築堤、掘削等の事業で対応することとしています。このことは、河川整備計画素案P.59に記載しています。従って、河川整備計画では、新規のダム建設など洪水調節施設を新たに建設することは具体的に計画していません。</p>	

表.(18) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対するご意見

素案に対するご意見	四国地方整備局の考え方	素案に対するご意見
<p>※87ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『素案』内容を参照</p>
<p>(b) 堤防の位置というのは、一体どのような方法で決められているのかを聞きたい。</p>	<p>無堤地区のことを議論する住民の意見を聴く会は、設置しないのか。住民から広く意見を求めたら、この堤防の法線の位置も変わってくるのではないのか。</p>	<p>※87ページの『素案』内容を参照</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Mさん]</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Mさん]</p>	<p>※87ページの『素案』内容を参照</p>
<p>(b) やはり本来に住民の意見を反映するためには、できる限り、代替案を含めて提示をして、なぜいろんな案が出てくるのか、その中でなぜこの案を提案したのか、というプロセスを含めて住民に説明する。あらかじめ統一の案だけが出て、これに対して、さあ意見を言えというのは、ちよつと不親切だと思ふ。</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>	<p>※87ページの『素案』内容を参照</p>
<p>(b) 長期的な治水戦略を考えたとき、例えば、遊水地はできるだけ確保しないといけない。堤防で締め切るのは、短期的には安全だけれども、想定外の洪水では、リスクを非常に増大させる。そういったことを踏まえて、総合的にどれを選ぶのかについて、具体的な代替案、(代替案毎の)メトリック・デメリットを提示しないと判断できない。より住民の安全を高め、より環境の大切さを確保するためにどうすればいいのか。そういう中で住民の選択をする場をつくっていくということが、なせできないのか。</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>	<p>※87ページの『素案』内容を参照</p>

表(19) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※87ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 中流域の無堤地区では、堤防整備をしない場合、さらに内水対策を実施した場合の費用対効果、完成時期などを示すとともに第3の整備方式を工夫するなど複数の選択肢を提案すべきである。</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方』を参照</p>
<p>[パブコメ395]</p>	<p>(b) 宅地高上げ、輪中堤、堤防の整備 洪水対策の指針で有る。確かに新しく宅地造成を計画する上においては正しい。しかし既存の住宅生活者にとって個々には無理だし行政もそこまで配慮は不可能だろう。だとすれば生活者の立場は従来より危険な状況に成る。堤防の完備によって吉野川は一本の樋の形に成るから水位も上がると言うもので有る。</p>		
<p>[パブコメ452]</p>	<p>(c) 地震と違って、水量が多くなると逃げられる。その補償金の方が、工事費とどうか？ 自然流の調整は不可能。税金を有効に。</p>		
<p>[パブコメ9]</p>	<p>(c) 本当の治水は水をどじこめないことである。この計画では流水の速さを上げ、水の勢いをます方法をとっている。</p>		
<p>[パブコメ35]</p>	<p>(c) 自然を制するのではなく、自然をうまく利用した河川づくりでなければ、限界がある。</p>		
<p>[パブコメ79]</p>			

表.(20) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対応した【素案】内容
<p>※87ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 護岸補強、山への植林、大きなダム事業より堤防整備事業を自道に進めて下さい。洪水への早道だ。 [ハブコメ135]</p> <p>(c) 川が氾濫するのは当然であって、川の近くの土地は「そういうものだ」との自覚を持って利用するべきです。河川を自然のコントロール下に戻すべきです。川がきれいになれば自然とのふれ合いの場として人々は水辺にやってくるでしょう。 [ハブコメ434]</p> <p>(d) 長い土手(多くは道でもある)を変えるのは大変だから遊水地帯を作るといのはどうか。 [ハブコメ44]</p> <p>(e) 河道のまっすぐに水路化するような堤防計画は時代遅れの考え方ではないか？堤防位置を後退できる場所は、引いて建設し、川にあそびをもたせた方がいいのではないか。自然環境や歴史・文化的景観への配慮が必要ではないか。 [ハブコメ51]</p> <p>(e) 洪水時の水位を高めないことで、破堤時の危険性を低くすると同時に下流域のピーク流量を増大させないこと、さらには内水被害を減じるため、河道幅が広がるような堤防計画とするこ と。 [ハブコメ80]</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方』に対応した【素案】内容を参照</p>

表.(21) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対応した【素案】内容
<p>※87ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 洪水の場合あふれる心配のある箇所は堤防を自然のもので広げる計画はあるのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)D2さん]</p> <p>(f) 岩津より上流を有堤化するとすれば、それは「百年河清を俟つに等し」、すべからず地下水路を建設し、幅員大なる善入寺島付近に放出する方策は如何か。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S1さん]</p> <p>(g) 築堤をして、土地の有効利用をすることにより、景観がそなわれ、吉野川の美しさが失われてしまおうのではないか。吉野川の景観をそなうような築堤はできるだけ避けてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)B2さん]</p> <p>(h) 後生に今の美しい吉野川を残したい。堤防を造るにも環境に配慮して下さい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V1さん]</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方』に対応した【素案】内容を参照</p>

表.(22) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対応した【素案】内容
※87ページの『テーマ／意見要旨』を参照	<p>(h) 井川箇所では、遊水地を堤内側に取り込むように締め切った場合の治水には問題があると考えられることから、堤防法線を変更（河道が広がるように）し広く土地を買収し、遊水機能の維持と自然環境の保全が行える方向で検討してください。</p> <p>[バブゴメ68]</p> <p>(h) 昔から無堤地区にしているところには、大切な役割があり、それをわかつた上で近くに人が住まないようになっているのでは？</p> <p>遊水池が必要だと思う。</p> <p>[バブゴメ79]</p> <p>(h) 堤防設定位置が河道中心からの距離により機械的決められているが、氾濫源の自然環境や歴史・文化的景観さらには遊水機能も考慮し、それらへの影響を軽減できるような位置に変更すること。</p> <p>[バブゴメ80]</p> <p>(h) 遊水地などの伝統的水防の活用というところが同会で取り上げられているが、輪中堤などを吉野川の流域でももっと考えるべきだ。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y1さん]</p> <p>(h) 遊水池の確保。河道の自然な流れと利用し、流下速度を遅くすることを考慮すべき。河川を水路化しない。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Q2さん]</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方』を参照</p>

表(23) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対応した【素案】内容
<p>※87ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 将来の治水安全度を確保するため上、中流域に氾濫源を充分整備すべし。土地の借上げ、買上げetc。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)P2さん]</p> <p>(h) 河川を堤防強化によって水を川にとじ込めるのではなく、遊水地等を増やすべき。あふれてもよい、堤防・環境づくり。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H2さん]</p> <p>(h) 堤防は高く築けば築くほど、壊れた場合の被害はより大きくなる。流れを河道に押し込むという考え方以外に遊水地や竹林などのような流れをやわらげるような方法も考えるべきである。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R2さん]</p> <p>(h) 遊水地帯は平時には無用の長物と思われるが、大洪水の時に水を貯めて下流の堤防の決壊を防ぐ大事な役目を果たして居るのです。 [パブコメ114]</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方』を参照</p>

表(24) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

テーマ/意見要旨

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※87～88ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 私は旧江口渡し場南(三好市池田町シマ地先付近)に住んでおります。一度大水により床下浸水しました。このときは大雨時に池田ダムが併せて放水しました。地形により遊水地帯となっており、輪中堤にするか、樋門をして安心して生活出来るようお願いいたします。 [バブコメ192]</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(h) 川は溢れるものと考えて遊水地をつくる。 [バブコメ413]</p>	<p>(g) 堤防を自然環境への影響と最小化することができる計画に変更してください。位置・・・河道巾を広く。河畔林等を分断しない。高さ・・・低くなるように(河道巾を広く) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p>		
<p>(g) 洪水災害を防止するための河道の洪水疎通能力の向上について。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F1さん]</p>	<p>(g) 洪水を安全に流下させるための対応について [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F1さん]</p>		
<p>(g) 農業系の目から見ると、河川の整備というのは、基本的に堤内地の農地や家屋を守るためにやるのであって、そのために流水が遅滞なく流れてもらうということが必要だと思ふ。 [学識者 佐藤委員]</p>			

表(25) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※88ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>① 毛田地区対岸の清水地区(徳島県三好市三野町清水地先)は広大な農地でございます。(一方)毛田地区は、今まで台風度に農地の被害を受けております。対岸の清水地区に築堤の計画があるのにもかわらず、毛田地区にその計画がないということは、どういとお考えかをお聞きしたいと思っております。</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>[流域住民(中流域:三好)Hさん]</p>	<p>① コンクリートの橋や堰はもういない。堤防をきちんと整備してほしい。 [パブコメ50]</p>		
<p>[パブコメ71]</p>	<p>① 私も吉野川の流域(屋間西貝川)に竹林と農地があります。H16年の洪水により農地の浸水がありました。(竹林)は台風時には年に数回浸水があり、そのたびに少しづつ(竹林)が崩壊しております。浸水防止のため吉野川オアシスから美濃田橋の間の整備をお願いします。</p>		

表.(26) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
※88ページの『テーマ/意見要旨』を参照	<p>① 堤のない所は安心生活を出来るように堤を作る。 [ハブコメ128]</p> <p>① 台風が来るたび田畑、倉庫、家が浸かる。堤防が無いのは絶対ダメ!! 一日でも早く工事をして下さい。 [ハブコメ92]</p> <p>① 岩津(40.2km)より上流、無堤地区の浸水被害の概要並びに対策などについて。 [ハブコメ259]</p> <p>① つるぎ町半田字中藪、通称中藪島は対岸の築堤により一層、遊水地になると思われます。長らく浸水のなかったこの地区も浸水が次第と多くなり、被害も大きくなってきました。小地区への取組みにも配慮をお願いいたします。 [ハブコメ388]</p> <p>① 岩津から下流には堤防が築かれ、洪水から守って来ました。岩津から上流に堤防は不要なのか。 [ハブコメ406]</p>	<p>※87～88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方』を参照</p>

表(27) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※88ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(k) 今ある以上に、洪水調節や発電のため、四国電力と話し合っってダムを建設するご計画があるのかないのか。できたらつくって頂きたいと思う。 [流域住民(中流域：三好)Aさん]</p>	<p>※88ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※87ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(k) 善入寺島をダム化すること。 1. 島の砂・礫を関西地区で売却する。 2. 遊水・濁水の為に島・跡地をダム公園として、利用する。 3. 豊富な水を関西地区に売却する。 ※砂礫及びび水により、ダム建設、管理費用をまかなうことができる。 [ハブコメ163]</p>			

表.(28) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-6 吉野川の洪水を安全に流下させるための対策（河道の掘削）

<p>(a) 計画の中で、新しい堤防をつくることは良いのですが、今の現状で大水が発生した場合、どのように対処していくか。木を切るなどの方法に推進を頂くことが、我々住民にとって、一回一回の台風や大水のときに安心ができます。</p> <p>b. 河道掘削によって、どの程度水位が下がるのかシミュレーションを行ってみたい。</p> <p>c. 大規模な河道の掘削が行われた場合、干潟への土砂流入の低下して干潟がやせてしまうことが予想される。</p> <p>d. 吉野川の河川整備を行う際には、吉野川の清流のイメージを壊さないよう、現在ある自然は十分に残し、あまり人工的な河川にしないであってほしい。</p> <p>e. 狭窄部の江口付近では、河道掘削が【素案】に明記されていますが、その計画では、下流にどのような影響が見込まれるのでしょうか。</p>	<p>現況河道の河床は、長い年月に渡る吉野川の侵食・堆積作用等により形作られたものであり、自然のバランスの中で現状では概ね安定し、動植物の生育・生息の場ともなっています。掘削による大規模な河道を大規模な掘削等により大きく変更した場合、河床は自ずから復元に向かう傾向となるため、流下断面の維持に多大な労力を要し、自然環境へ悪影響を来す結果となります。</p> <p>そこで、整備計画では、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく計画高水流量相当の流下能力が確保可能な川幅を想定し、まず築堤により流下能力を確保することとして、堤防整備後に河川整備目標流量に対し流下能力が不足する区間では、必要最小限の河道の掘削又は樹木の伐採により、流下能力を確保するものとして、河道計画を策定しています。この結果、整備計画において掘削を実施する区間は限定的なものとなっています。</p> <p>また、河道の掘削にあたっては、対策区間の現地の変量を最小限にとどめるため、平常時の水面（平水位）以下の掘削は行わず自然の瀾端の状態を残すこととしたり、掘削に際しての竹林の伐採面積を極力小さくするなどの措置により、環境変化の度合いを抑制する計画としているほか、河床が維持されている現状と流れの状態を大きく変化させないよう留意することにより河床形が維持されやすい計画としています。なお、その内容については、河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に掘削の考え方を記載しているところですが、計画の考え方を理解して戴くために記述を修正します。</p> <p>河道の掘削等による水位低減効果については、場所により異なりますが、最大で0.8m程度です。</p> <p>河床掘削による河口部の干潟への影響は、流れの状態を現状と大きく変化させないように留意することとしているため、少ないものと考えています。</p> <p>河道掘削については、現在の流下能力に応じて計画しているところであり、実施にあたっては、砂利採取計画との整合を図りつつ掘削を行うこととしています。また、対策後につまましても適切な河道管理を行います。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>【河川整備計画素案P63】 ③河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっていると淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
<p>[流域住民(中流域)Eさん]</p> <p>(a) 川底の整備が重要である。吉野川の堤防は、丈夫に出来ている。川底の堆積物を除くだけでも、十分である。</p> <p>[パブコメ57]</p>		
<p>(a) 吉野川に架る橋の上下流の堆積物を取り除き、元の川底に近い状態にさせる。</p> <p>[パブコメ59]</p>		
<p>(a) 石井町から上流に土砂が大変多く堆積しています。おそらく40年位流れてくると土砂は上流から下流に流れてきます。土砂はいくら取ってもいけるはずですが、今後、土砂を流せるのかどうするのか教えてほしい。</p> <p>今現在は土砂が溜まりすぎと違いますか。</p> <p>[パブコメ11]</p>		
<p>(a) ・河床の土砂掘削</p> <p>[パブコメ18]</p>		

表(29) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 砂レキについては、砂利の採取業者に取って頂いて、国交省が税金として徴収する。それによって収入が上がる、河川の(流下)面積が増える、それから骨材、天然の川砂利として利用できるといふ、一石三鳥の得があるのではないかと思う。</p>	<p>※99ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※99ページの『考え方』を参照</p>
<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Tさん】</p>		
	<p>(a) 「超過洪水対策」とは、土砂を踏み台にして水がオーバーフローする現象ではないか、と思いました。天災と人災と両面から考えなければならぬ。自然流水によって川床が平均化されて川はゆったり流れていたように思う。ダム建設以降は、所々に中州ができてここに土砂が堆積するようになった。規定水量が少なくなり、天井川に近い状況になったのではないだろうか。</p> <p>【バブコメ311】</p>		

表.(30) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

考え方に対応した【素案】内容

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※99ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>どうして川の石や砂を取らないのですか？大雨のたびに山から土や石が流れてきて川の底が上ってきて堤防は低くなる一方ではないですか？ダムを作るとか堤防を強化する事ばかり考えないで山、川の底をもう少し考えて下さい。</p>	<p>※99ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※99ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>【バブコメ280】</p>	<p>(a) 川が浅くなって、砂地が多く見られるようになった。護岸工事も大事だと思いますが、川底を深くするのも必要なのではないかと思ます。浅すぎる為、水が表面を流れてしまい、水が少なく砂地が多くなる悪循環が繰り返されて大雨が降るとすぐ溢れそうな浅さで心配です。</p>		
<p>【バブコメ409】</p>	<p>(b) 河道掘削によってどの程度、水位が下がるか。シミュレーションを行ってもらいたい。</p>		
<p>【バブコメ21】</p>			
<p>【バブコメ12】</p>	<p>(b) 高度経済成長の頃には、川砂利が過剰に採られ、それは堤防の安全性をおおひやかすほどでした。その後、川砂利の採取が禁止され、かなり川原も干潟も回復してきたのに、また、大規模に掘削すること心配です。掘削量は環境に配慮した妥当な量なのではしょうか。掘削量をどのように算出したのか。</p>		

表(31) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※99ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※99ページの『考え方』を参照</p>
<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 掘削による効果(水位低下量)や逆に土砂流下への減少による下流域の干潟などへの影響を検証し、その結果を示すこと。 [パブコメ80]</p> <p>(b) 河道掘削や河道内樹木の伐採による治水効果を水位計算結果により示すこと。全ての区間について以下のデータを公表すること。なお、水位計算については計算過程(河積、径深、流速、エネルギー水頭、フルード数、粗度係数)も併せて公表すること。 ○平成16年台風16号、台風23号平成17年台風14号の流量と痕跡水位 ○台風23号の再現水位計算表 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削前の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削後の水位計算結果 ○河川整備において目標とする流量及び計画高水流量での河道掘削及び樹木伐採後の水位計算結果 ○築堤計画区間及び河道掘削や河道内樹木の伐採区間の横断面図(築堤計画を含む) [パブコメ80]</p>	<p>※99ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※99ページの『考え方』を参照</p>
<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 「素案」には大規模な河道の掘削が予定されていますが、この掘削が行われた場合、干潟への土砂流入が低下して干潟がやせてしまうことが予想される。 [パブコメ76]</p>		

表(32) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※99ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 吉野川の河川整備を行う際には、吉野川の清流のイメージを壊さないよう、現在ある自然は十分に残し、あまり人工的な河川にしないいただきたい。 [パブコメ76]</p>	<p>※99ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※99ページの『考え方』を参照</p>
<p>(d) 今では川の中には柳や草の姿がなくなった。以前は(砂利を)とりすぎたことなどで近頃は取っていないように思います。砂利を取り(ほどほどに)、水流を多くしてほしい。現在は浅くなりすぎているように思います。台風時には、堤防がきれる原因にもなると思ふ。 [パブコメ265]</p>	<p>(e) 狭窄部の江口付近では、河道掘削が【素案】に明記されていますが、その計画では、どの程度、洪水流量が増加し、下流にどのような影響が見込まれるのでしょうか。 江口狭窄部を掘削しても大丈夫ですか。 [パブコメ432]</p>	<p>江口地先(東三好橋上流)については、痕跡水位や水位計算の洪水時水面縦断勾配から狭窄による水位上昇の程度を確認したところ、極端な狭窄の影響は見られず、下流へ大きな影響を及ぼすような状況にはありません。</p>	

表(33) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

治水-7 河川整備計画の堤防法線の位置付けについて

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>a. 【素案】の堤防法線は、計画的にどれぐらい意義があるものなのか、この法線の地域住民への説明会はいつごろするですか。また、これは決定として説明会をするのか。</p>	<p>(a) 素案の(堤防)法線は、計画的にどれぐらい意義があるものなのか、この法線の地域住民への説明会はいつごろするですか。また、これは決定として説明会をするのか。 [流域住民(中流域)さん]</p>	<p>整備計画では、概ねの堤防計画位置を示しています。また、詳細な位置は、測量設計を経た段階で定めていくこととなり、その段階で地元説明会を行うこととなります。</p>
<p>b. 堤防上部の道路としての交通機能をよくする相乗効果的計画にしてほしい。</p>	<p>(a) 素案のp.62に、中流域の(堤防を)整備する区間という図面があるが、位置関係や地域的なものについては、完成するまでにもう一度協議頂けるのか。 [市町村長(中流域)東みよし町長]</p>	<p>新規に築堤事業に着手する際には、堤防機能の向上の観点から、道路等他事業者の計画の有無を確認し、兼用工作物として整備出来る場合においては、合併事業として事業着手するなど、効率的な事業展開が図られるよう努めます。</p>
<p>(b) 洪水に対して流域住民の安心安全の為に堤防づくり。～堤防上部の道路としての交通機能をよくする相乗効果的計画。 [パブコメ247]</p>	<p>(b) 北岸の堰堤とバイパスを兼用した道路の整備と河川の整備、阿讃トンネルの効果を三位一体とし、郷土の明るく豊かな未来の構想と夢を実現していただきたいと思えます。 [パブコメ311]</p>	

表.(34) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-8 水害防備林、竹林等について

- a. 歴史的な景観である水害防備林は、それなりの意味や機能があつて残っているのので、必要性を含め、十分にその役割を考えてほしい。
- b. どの竹林を残して、どの竹林を切るのかがもう少し図でわかりやすくしてほしい。
- c. 竹やぶが治水に効果があるとすることは、全面的には言えない。きれいな竹林であれば多少効果があると思うが、竹林と竹やぶは違う。

(a) 歴史的な景観(水害防備林、竹林)というものは、それなりの意味・機能があつて残っているものなので、安易に手をつけるべきではなくて、十分にその役割を考えてほしい。
[学識者 平井委員]

水害防備林は、堤防が無い中、水害防備林として守られてきた竹林の歴史的・文化的な価値、また、吉野川の代表的な景観のひとつとなり、竹林を生息・生育の場とする動植物も存在するなど、大切さを認識しています。
河川内に残される竹林については、これらの機能を考慮しつつ、存置・保全対応を図っていきたくと考えており、河川整備計画素案P57の河川環境の整備と保全に関する目標やP87、P100に記載しているところです。

その考え方にともづき、河道計画では、水害防備林・竹林等の伐採は、堤防敷地及び堤防保全上必要な部分や掘削を実施する上で最低限必要な部分などに留め、可能な限り存置させるものとして策定しています。結果的に伐採せざるを得ない竹林は、堤防敷地及び堤防保全上必要な部分により7ha、掘削を実施する上で最低限必要な部分で7ha、合わせて14ha程度であり、現状で吉野川に残る竹林面積308haの5%程度です。

河川環境等に関する内容は、河川整備計画素案P57.63.87～88,100に記載しています。

(a) 水防竹林の必要性の有無について再考願えればと存じます。
[パブコメ45]

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 吉野川

【河川整備計画素案P57】

1) 動植物の生息・生育環境

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努める。またとまほほ、コアササシ等の繁殖地として利用されている広い式河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行うに努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、なだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施することにより、なだらかな連続性のある河川環境の再生に努める。

吉野川の河口部は、潮位変化などにより、る水位、変動や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いつつ、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努める。

また、堰等の河川横断構造物においては、アユの溯上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行うよう努める。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なモニタリングを実施することなどにより、環境の保全に努める。

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、河口干潟、広い式河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の豊れたらば雄大な河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とし、周辺景観と調和するよう努める。

表(35) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※105ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 水防備林(竹林)について。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F1さん]</p>	<p>※105ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(a) 美しい吉野川の竹林も安全と共存出来ませんか。 [バブコメ332]</p>	<p>竹林が堤防に押しつけられます。美しい吉野川の竹林も安全と共存出来ませんか。</p>	<p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p>
<p>(b) 【四国地方整備局の考え方、治水-8】で、吉野川に残る竹林面積308haの5%を最低限必要な部分ということで伐採することになっているが、その部分かどこなのかを示して頂きたいのと、どこの竹林を残して、どこの竹林を切るのかがもう少し図でわかりやすくならないかと思う。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>	<p>第2回住民説明会等の説明資料により、竹林の伐採位置を示す図の公表を行ってきたところですが、広域図であったため、位置関係が不明確でした。あらためて、竹林の伐採位置を示す図面をとりまとめ、説明いたします。</p>	<p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p>
<p>(c) (平成)16年の台風のとくに、竹やぶでは、洪水で水位が上がると、竹やぶの上流側で流れてきたごみと竹が噛み合い、堰ができてしまう。竹やぶが治水に効果があるというところは、全面的には言えない。きれいな竹林であれば多少効果があると思うが、竹林と竹やぶは違う。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Iさん]</p>	<p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく劣化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P63】 ③河道の掘削等</p>
<p>【河川整備計画素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P87】 2) 水際環境の保全・再生</p>
<p>吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。</p>	<p>吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。</p>	<p>吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることなどにより河川環境の保全に努める。</p>

表.(36) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※105ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※105～106ページの『意見及び要望』を参照</p>	<p>※105～106ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P87、88】 3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p> <p>樹木管理を実施するにあたり、当面措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水・環境・風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスイメージと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスイメージの評価が混在する場合には、コメント(注1)を調整するためにミチゲーション措置(回避・低減・代償等)を講じることを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画素案P100】 ②竹林(水害防備林)の保全</p> <p>吉野川の竹林(水害防備林)は、吉野川固有の河川景観を形成しているとともに、鳥類のねぐらや営巣地に利用されるなど、動植物にとつて良好な生息・生育環境となっていることから、堤防の整備・河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、竹林の保全に努める。</p>
------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	---

表(1) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-9 岩津上流の改修による下流への影響量について

<p>a. 吉野川では、昔から「中流は遊水地」という考えがあったが、この遊水池の意味を説明してほしい。</p> <p>b. 無堤地区の築堤で遊水地帯が減ってくる、下流の水位が上がってしまわないか。</p>	<p>(a) 遊水地帯があることで何かよいことがあるか、無いのかということと合わせ、なぜ遊水地帯なのかという言葉の説明をしていただきたい。</p> <p>〔流域住民(中流域)Gさん〕</p> <p>(a) 吉野川では、昔から「岩津下流は築堤、中流は遊水地」という考えで、中流域で堤防工事が行われていなかったが、遊水地としての効果はあったのか。</p> <p>〔パゾコメ53〕</p> <p>(b) 無堤地区の築堤で遊水地帯が減ってくると、その地域の過去の水位が下流まで行ったら、上がっているのではないかという気がするが、どうなのか。</p> <p>〔市町村長(中流域)美馬市長〕</p> <p>(b) 堤防整備によって下流の洪水ピーク流量が大きくなることを予想されるが、岩津地点での値を示すこと。</p> <p>〔パゾコメ80〕</p>	<p>河川整備計画素案では、河道配分流量の安全な流下を図ることを目標として、対象期間内に順次、無堤地区の堤防整備を進め完成することになっています。</p> <p>従って、本整備計画では平成16年10月台風23号と同規模の洪水を対象として、河口から池田までの堤防締切が完成した状態を想定して、河道流量を算出し、この流量に基づき堤防等の必要な整備内容を決定しています。河道配分流量の決定に際しては、上流改修による下流への影響量は考慮しており、目標流量を河川整備計画素案P54、1) 洪水を安全に流下させるための対応に計画の考え方を理解戴くために記述を修正します。</p> <p>無堤部の締切による下流のピーク流量の増加量は、洪水の規模、継続時間により異なります。その結果については、別途お知らせします。</p> <p>なお、岩津～池田間については、下流側から優先で整備を行ってきた関係から、上流側では改修手が遅れた経緯がありますが、昭和40年改修着手以来、河川改修を実施する区間と位置付け、継続して整備を進めています。</p>	<p>3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P54】</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対応</p> <p>吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量$24,000\text{m}^3/\text{s}$と定められているが、その対策を完了させるには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で$19,400\text{m}^3/\text{s}$、このうち既設ダムにより$2,800\text{m}^3/\text{s}$を調節して、河道への配分流量を$16,600\text{m}^3/\text{s}$とし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。</p>
--	--	---	---

表(2) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容 内容

<p>※108ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 平成16年の台風23号では、岩津で戦後最大の16,400m³/sが流れた。このとき、早明浦や池田ダムが満水であつたら岩津で約2万m³/sぐらいの流量になつていたと巷では言われている。今度、堤防がない地域に築堤をしたときに、遊水地帯から川の本流にどれだけの水量が流れるのか。 [流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p> <p>(b) 吉野川本川の遊水地帯をなくして、堤防をきちつと整備することは、非常にいいことだと思つたが、それを完成することによって、流量あるいは流速等、柿原堰や第十堰に影響があるのかわいのかお尋ねしたい。 [市町村長(下流域)石井町長]</p>	<p>河川整備計画素案に計画を位置づけている無堤部(現在事業実施中の区間並びに未着手区間)の縮切による下流のピーク流量の増加量は、洪水の規模、継続時間により異なりますが、平成16年10月の台風23号と同規模の洪水で、概ね200m³/s程度と見込まれます。</p>	<p>※108ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
------------------------------	--	--	------------------------------------

表(3) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

治水-10 築堤計画内容の説明について

<p>a. 築堤は、外水氾濫を防止する上で有効であるが、締切後に内水被害が発生することも、きちんと住民に説明すべきではないですか。</p> <p>[パブコメ53]</p>	<p>吉野川では、無堤地区の整備に際し、吉野川のはん濫が、流速や土砂を伴い、被災者の人命を脅かし、生活により大きな悪影響を及ぼすものであることを考慮して、これを防止する堤防整備を優先し、堤防締切後は、内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害の軽減及び拡大防止のため、ソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う(河川に排水できずにはん濫した水)被害の状況により必要に応じて内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策を実施を模索するという手順で、段階的に整備を進めています。</p> <p>従って、堤防のみを整備した段階では内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害は発生する場合があります。しかしながら、家屋浸水被害を伴う場合もあります。しかしながら吉野川のはん濫の場合に比べ、大きな流速を伴わないこと、支川からの流出は上流からの洪水の到達に比べ時間的に早く、排水門(樋門)閉扉前にかかりの量が吉野川へ流出すること、洪水位に対し内水位が高いようなら排水門(樋門)はゲートを開く操作をすること等から、浸水頻度は減少し浸水状況も大幅に改善されます。</p> <p>想定される内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害に関する広報等については、これまでも色々な機会を通じて説明等してきたところですが、今後、さらなる広報に努めるとともに、状況を理解いただくために、河川整備計画素案P70の3)内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策に記述を修正します。</p>	<p>吉野川では、無堤地区の整備に際し、吉野川のはん濫が、流速や土砂を伴い、被災者の人命を脅かし、生活により大きな悪影響を及ぼすものであることを考慮して、これを防止する堤防整備を優先し、堤防締切後は、内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害の軽減及び拡大防止のため、ソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う(河川に排水できずにはん濫した水)被害の状況により必要に応じて内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策を実施を模索するという手順で、段階的に整備を進めています。</p>
<p>(a) 堤防整備を行っても内水被害は発生すると想定されるが、築堤区間での浸水予測(台風23号洪水規模での浸水範囲、その内水と外水位及び浸水深)を示すこと。</p> <p>[パブコメ80]</p>	<p>なお、平成16年10月台風23号の浸水被害に関しては、無堤地区での吉野川のはん濫によるもの、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫によるものに区分された情報を、徳島河川国道事務所HP、パンフレット等により既に公表しています。また河川整備計画素案P7にもコラムとして参考記載しています。また、痕跡水位等のデータを公表します。</p>	<p>吉野川の国(直轄)管理区間の川沿いには、現状で35の内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)地区が存在する。これらの地区では、内水被害が発生する場合があります。実際に平成16年10月台風23号などの洪水で内水被害が発生している。</p> <p>また、内水被害の発生する可能性がある地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることからため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行う。</p> <p>また、さらに、内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。</p> <p>冊えて、吉野川沿いには、現状で15箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理144m³/s)が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じて適切な対策を実施する。</p> <p>また、今後は、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設等必要な対策を実施する。</p>
<p>(a) 堤防整備が行なわれると内水被害は不可避である。特に非拡散型氾濫区域である中流域では、内水被害は深刻である。外水対策の後で内水対策を行うという段階的整備方式には問題がある。堤防整備により水害がなくなるなどの幻想を与えてはならない。</p> <p>[パブコメ395]</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P70】 3)内水対策等</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P70】 3)内水対策等</p>

表(4) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>治水-11 吉野川本川堤防の整備の進め方について</p> <p>a. どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で工事を進めてほしい。</p> <p>b. (堤防整備の優先)順位はどのようにして決めているのか。</p> <p>c. 無堤地区の堤防整備を早期に実施してほしい。(勝命、沼田、加茂第二、半田、脇町第一、芝生箇所) (井川、加茂第一箇所)</p>	<p>(a) どの地区から堤防の整備をするのか。施工順序が納得できるような形で工事を進めてほしい。</p> <p>[学識者 田村委員]</p> <p>(a) 最上流にいる者は、下流域の人が水を有効に活用できるように(川を)大事にしないでほしいという精神にあふれている。しかし、堤防の整備の進め方など、下流域からすべての施策が展開される。上流域もこのような精神や責任もあるので、単に河川の管理や整備ということではなく、川全体として考えていかねばならない。</p> <p>[市町村長(中流域)三好市長]</p> <p>(a) 今後(国鉄辻の駅から西、佃に至る方向の)堤防(井川箇所)ができるのはいつ頃になるのか、そういう予測(スケジュール)が欲しい。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Fさん]</p> <p>(b) 堤防がいらぬと言っている三野の大刀野地区と芝生地区は堤防ができ、加茂野宮、清水は平成18年まで用地買収している。(堤防整備の優先)順位はどのようにして決めているのか。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Bさん]</p> <p>(c) 沼田箇所が堤防がいつできるかお聞きしたい。</p> <p>[流域住民(中流域)Hさん]</p>	<p>吉野川の川沿いに残る無堤地区における堤防整備については、河川整備計画に位置付け、対象期間内に整備を実施することとしており、河川整備計画素案P54、P59～P61に記載しています。</p> <p>今後の河川整備に関しては、整備効果の早期発現に向け、まずは、現在事業実施中の箇所の整備を優先で進め、早期完成に努めたいと考えています。</p> <p>その後の整備については、浸水被害の発生状況、背後地の資産集積状況等を考慮しながら、適切に判断したいと考えています。なお、今後の事業段階では、上下流・対岸関係など各種の調整を行うことが必要であり、今後の災害発生状況・事業展開、地元の情報、用地買収等不確定な要素があることから、実際に事業着手段階で具体的に調整しつつ着実かつ適切に河川事業を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、整備の考え方についての重点的な整備を行う必要性について、具体的に記述を行うため、素案P59、65の記載修正を行います。</p> <p>各時点における改修状況は、毎年実施している記者発表やホームページを通じて情報提供しているところであり、今後も実施していきます。</p> <p>今後の堤防の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p> <p>吉野川は、無堤部において、はん濫による浸水被害が頻発していることから、早期の無堤地区解消を目標としています。その手順については、事業効果の早期発現の観点から、過去の被害状況を勘案し、事業実施中の区間(脇町第一、芝生、太刀野、加茂第一)の堤防締切の完了を目指すとともに、未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい加茂第二箇所の締切の完了を目指したいと考えております。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、重点的に整備を実施します。なお、河川整備計画素案P65コラム⑧の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>	<p>3-4 洪水、高潮による災害の発生防止または軽減に関する目標</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画素案P54】</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対応</p> <p>吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量$24,000\text{m}^3/\text{s}$と定められているが、その対策を完了させるには、長時間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね30年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川のはん濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で$19,400\text{m}^3/\text{s}$、このうち既設ダムにより$2,800\text{m}^3/\text{s}$を調節して、河道への配分流量を$16,600\text{m}^3/\text{s}$とし、この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川のはん濫による浸水被害を防止する。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画素案P59】</p> <p>1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量$16,600\text{m}^3/\text{s}$(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>① 堤防の整備</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の無堤地区(狭險地を除く)については、河道整備流量$16,600\text{m}^3/\text{s}$(岩津地点)を安全に流下させるおいては、洪水によるはん濫被害を防止するため堤防の整備を実施する。</p>

表(5) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※1111ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 早く、完成するようお願いいたします。(加茂第二堤防) [バズコメ22]</p>	<p>※1111ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P61】 ② 輪中堤・宅地嵩上げ等</p>
<p>(c) (沼田地区)付近は無堤地区であり、築堤を1日も早く完成させていただきたい。</p>	<p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p>	<p>岩津上流(池田～岩津間)の狭隘地区においては、整備による宅地等の資産の消失を最小限にとどめ、地域住民の生活環境を保全しつつ、浸水被害を軽減すること等を目的として、地元との調整を図りながら必要に応じて輪中堤、宅地嵩上げ等を行う。</p>	<p>なお、輪中堤・宅地嵩上げ等の実施にあたっては、周辺農地等への新たな家屋の立地を防止するため、市町と連携して、災害危険箇所の指定など適正な措置を講ずる。</p>
<p>(c) 三野町の(芝生地区)では、ほとんど堤防が完成しているが一部できていないため、そこから県道沿いまで浸水し、木材団地で多大な被害をこうむったことがある。工事を進めるには時間がかかるとは思うが、一挙にやり上げていただきたい。</p>	<p>[市町村長(中流域)三好市長]</p>	<p>【河川整備計画素案P65】</p>	<p>コラム⑧ 吉野川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果 に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>
<p>(c) (協町第一)付近は無堤地区であり、築堤を1日も早く完成させていただきたい。無堤地区では、23号台風の時に、新しい県道のバイパスをつくっている付近が浸水し、大きな被害があった。</p>	<p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p>	<p>(c) 半田の築堤の早期実現をお願いしたい。 [バズコメ18]</p>	

表(6) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※111ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 無堤地区に早期の築堤をお願いしたい。 [バブコメ25]</p> <p>(c) 早く遊水池帯を解消してほしい。 [バブコメ26]</p> <p>(c) 沼田地区の2.2kmが無堤地域になっている。遊水地帯で家屋浸水もあり、5～10年の間に築堤して頂きたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Bさん]</p> <p>(c) 勝命地区の約2km余りの無堤地域において、平成16年の23号台風により、床上・床下浸水が何十軒か出ている。一日も早く着工(→堤防の整備)していただきたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Cさん]</p> <p>(c) 吉野川の本流の中で、この沼田地区が一番上にあるが、下流から原則としてやっけていくとなつたら、沼田地区は30数年先になるのか。私を知っている範囲では浸水の被害が一番多いのは沼田地区だと思う。一刻も早く計画の中へ入れていただきたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Fさん]</p> <p>(c) 谷島地区(勝命箇所)に無堤地区が2kmある。毎年のように床上浸水等があり農作物が全滅になるので、この解消のため無堤地区に早期実施(堤防の整備)をお願いしたい。 [市町村長(下流域)阿波市長]</p>	<p>※111ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p> <p>※111～112ページの『考え方』の内容を参照</p>

表(7) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※111ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 下流域は現在築堤が全地域終わっており、その恩恵を受けられている。一方、無堤地区の方は直接的に被害を受けているので、この整備計画についてスピードや内容に温度差があるのは当然だと思うが、無堤地区の解消をぜひ早くして頂きたい。 [市町村長(中流域)美馬市長]</p>	<p>※111ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※111～112ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(c) 旧半田町やつるぎ町は、(平成)16年と17年にかなりの被害を受けた。(一方)下流域では、近年浸水したことはないと思う。本当に被害を受けた方の痛みを理解して頂いて、(堤防整備の)早期着工をお願いしたい。 [市町村長(中流域)つるぎ町長]</p>	<p>(c) 基本的には、(堤防整備の)早期着工、早期完成ということになります。 [市町村長(中流域)東みよし町長]</p>		
<p>(c) 毛田(地先)の築堤はいつ頃できるのか。 [流域住民(中流域:三好)Bさん]</p>	<p>[市町村長(中流域)東みよし町長]</p>		

表(8) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※111ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 井川町の美濃田大橋上流の竹林が(水の流れが変わって)ひどく痛んでい るのが見えます。上流に高速道の橋 が出来て水の流れが変わった様に思 います。(井川池田)インターへの入口の 所にも長い橋が掛り水中に橋脚が何 本も出来た。最近よく耳にする事は三 好高校の下(島)の島(JR土讃線橋梁上流 左岸)を建設省が売却されたとか？ あの島の砂利や砂を取れば又水の 流れが変わってしまうのではないでし ょうか。私達は不安です。井川町の辻 地区(井川箇所)が過去何回も洪水で 水に浸かりました。多くの人が何とか 早く井川町へ堤防をと望んでおられ ると思います。予算が無いなどと良く云 われますが無ければ組めばいいと思 います。 [ハブコメ72]</p> <p>(c) 地球温暖化にともない、過去の記録 にない想定外の大洪水が起きる可能 性が大である。沿川住民の資産保護 のため、堤防の整備を急いで欲し い！！ [ハブコメ73]</p> <p>(c) 三加茂町は台風が来る度に谷が増 水するので、洪水になるのが恐くて、 たまらない。早く、加茂第2第1(箇所 の)堤防を完成してほしいと思う。 [ハブコメ117]</p> <p>(c) 脇町柿原地区の堤防の無い所に1日 も早く堤防を造って貰いたいです。 [ハブコメ168]</p>	<p>※111ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※111～112ページの『考え方』を参照</p>

表(9) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※111ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 三加茂町上流の堤防を早く取りかかってほしい。谷や田んぼの雨水で洪水になるのは大変困った。 [パブコメ189]</p>	<p>※111ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※111～112ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 吉野川の下流、徳島市内を守るために遊水地帯を三ヶ所。中庄地区(加茂第一箇所)については出来るだけ早急に堤防の完成をお願いします。 [パブコメ212]</p>		
	<p>(c) 東みよし町(旧三好町)(屋間箇所)で何年か前の九月に二度も洪水で田、畑が冠水しました。一刻も早く堤防を整備して下さい。お願いします。 [パブコメ213]</p>		
	<p>(c) 勝命地区で1日も早く堤防をして下さい。 [パブコメ264]</p>		
	<p>(c) 地形から三好市池田町津中津地域(箸蔵箇所)が一番の危険性を持っている。出来れば自然環境を十分考慮し(例えば竹林を保全し音通りの輪中堤の役目を持たせ)水辺の利用をし昆虫・動植物の観葉の場とするなど考えたと家庭の団らん、青少年の健全育成等にもつながると思う。早期対策をし安全安心の明るい地域づくりをしてほしい。 [パブコメ374]</p>		

表.(10) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※111ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 東みよし町で三庄地区(加茂第一箇所)は80%堤防が完成し残り山口谷川も計画中ですが加茂地区は堤防が出来た昔より周辺の住宅と農地は台風が来る度に被害を受けて来ました。遊水地帯と言って被害を受けても1円の保証もありません。人命、住宅、農地を守るため堤防を作ってください。</p> <p>[バブコメ401]</p>	<p>※111ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※111～112ページの『考え方』に【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 北岸の堤防三好市三野町清水の手前迄工事が進んで居り、美馬市の堤防迄つながらるのは間近と想うのですが、北岸の清水地区と南岸の毛田地区の堤防を同時着工して下されば洪水による被害が無く安心出来ます。で宜しく願います。</p> <p>[バブコメ407]</p>		

表.(11) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-12 堤防漏水対策について

<p>a. 【素案】に示されている箇所以外にも、漏水対策が必要な箇所があるため、整備を行ってほしい。</p> <p>b. 堤防の漏水対策をやっていたらいいが、引き続き堤防の強化に力を入れていただきたい。</p> <p>c. 国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありました。堤防の強化対策について伺いたい。</p> <p>d. 漏水対策における地下水への影響についてお聞きしたい。</p> <p>e. 岩津下流では、川の流れが変わり、北岸の堤防が危険な状態になっている。</p> <p>f. 堤防が水に耐える力は一定ではないと思うが、一番弱い地域で16,000m³/sが流れても大丈夫なのか。</p> <p>g. 最近吉野中下流で、堤の補強工事が大規模に行われているようですが、これ程度に行われなくても思っています。</p>	<p>(a) 漏水対策の必要区間において、今回の計画素案で実施区間になっていない志神と徳島第2箇所についてはどうなるのか。 [市町村長(下流域)徳島市長]</p> <p>(a) 第十堰から上流部分の堤防の補強について、漏水対策、漏水調査を行うつもりであるが、まだ黄色い部分(漏水対策必要区間)が少しあるようだ。漏水対策は完全な整備を行って頂き、地域住民の不安の解消をお願いしたい。 [市町村長(下流域)石井町長代理 助役]</p> <p>(a) 堤防の補強により堤防の決壊が生じない様にしてほしい。 [バブコメ249]</p> <p>(a) 堤防の補強を、早くしてほしいです。洪水にも、地震にも備えることになると思っています。 [バブコメ263]</p> <p>(a) 近年の温暖化で台風が大型化し、近頃の堤防が度々崩壊するのかわかる程水位が寄ってくるのを見えています。堤防を強化して下さい。 [バブコメ338]</p> <p>(a) 台風による洪水対策は、上流の堤防の補強を優先進めてほしい。 [バブコメ348]</p>	<p>堤防漏水に関する整備箇所については、既存の堤防を対象として堤防漏水に対する危険度を定量的に評価し、平成16～17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたところであり、危険度に応じて段階的に対応することとしています。</p> <p>対策必要区間の中で、より危険度の高い一連区間を整備計画期間中の堤防漏水対策実施区間として計画的に対策を実施していくこととしており、河川整備計画素案P66、2)堤防漏水・侵食対策に記載されています。また、それ以外の区間についても、今後、重要水防箇所と位置付け増水(出水)時等の堤防点検を充実させるなど、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的な対策による対応を講じます。</p> <p>漏水対策による地下水への影響に関しては、従来より実施前に各対策箇所の地質状況、地下水利用状況等を調査し、悪影響が予測される場合には影響の無い工法の組合せにより具体的な対策内容を決定することとしており、素案P68に整備に際しての配慮事項を記載します。</p> <p>また、このような箇所では、地下水への状況をモニタリングしつつ事業を進めるなど配慮しているところであり河川整備計画素案P66,90～91,97にも記載しています。</p> <p>現在までの対策は、対策必要区間の中で、危険度の高い石井、鴨島、上板、吉野の対策を行ってきたところであり、平成19年度も引き続き、鴨島箇所、上板箇所を実施することとしております。</p> <p>漏水被害に対する堤防点検については、堤体の材料や基礎の状況が一樣でないこともあり、概ね1kmに1箇所程度の地質調査結果から、堤体への浸透に対する安全性を照査しており、その結果から対策が必要な区間を記載しているものです。吉野川水系では、平成19年3月末現在で、点検対象区間117.9kmに対して約85%にあたる99.8kmの区間の点検を完了しました。その結果、59.5kmと対象区間の約50%において安全性が所定の基準に達していないことが判明しています。旧吉野川など、堤防点検が行えていない一部の区間については、平成19年度末までに、堤防の安全性の照査を完了させるとして点検を進めているところです。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P66～68】 2) 堤防漏水・侵食対策 堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸透については、堤防漏水の発生状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、計画的に堤防漏水対策を実施する。</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の沿岸の有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、必要箇所に対して侵食対策を実施する。</p> <p>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生息・生育環境等の把握を行い、必要に応じてミチゲーション等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90～91】 ② 堤防・護岸の維持管理 堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適切な補修を実施する。 また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するたため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクルに努める。</p> <p>護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p>
---	---	---	--	--

表.(12) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※118ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 洪水に備えるため現在の土手(特に危険箇所)を二重にするか土手巾を倍に補強する。 [バブコメ353]</p>	<p>なお、点検の状況については、HP等により公表しているところですが、 岩津下流の北岸地区の堤防については、河川整備計画素案P66に記載しているとおおり、計画的に漏水対策を実施する区間と位置づけています。 また、川の流れを中央に流せないかのご意見については、川の中のみお筋は、増水(出水)等により、たえず変化する場合もあり、川の流れを操作することは非常に難しいものと考えております。</p>	<p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用したモニタリングを継続的に行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じ適切な補修を実施する。 さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p>
<p>(a) 堤防は弱い箇所調査補修していく。 [バブコメ375]</p>	<p>(a) 道路として使われている堤防が、その震動や圧力によって弱体化してはいないかとても心配しています。イベントばかり目立つやり方は疑問を感じています。 [バブコメ417]</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P97】 (4) 災害復旧 増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。 特に堤防の決壊(破堤)等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂を使用し緊急的な対策を行う。 さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P97】 (4) 災害復旧 増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。 特に堤防の決壊(破堤)等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂を使用し緊急的な対策を行う。 さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。</p>

表.(13) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

考え方に対応した【素案】内容

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

テーマ/意見要旨

<p>※118ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 堤防の漏水対策をやっていた方がいいが、引き続き堤防の強化に力を入れていただきたい。</p> <p>[市町村長(下流域)上板町長]</p> <p>(b) 第十堰から上流に向かって、かなり広範囲にわたっての漏水対策には御礼を申し上げたいと思うが、引き続き取り組んで頂くようお願いしてお</p> <p>[市町村長(下流域)石井町長]</p> <p>(b) 堤防の強化について、漏水対策等も着々と進み、施工して頂いている点に對して、お礼を申し上げたいと思います。今後、引き続きよろしく願いたい。</p> <p>[市町村長(下流域)上板町長]</p> <p>(c) 堤防の強化対策について伺いたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Q1さん]</p> <p>(c) 9月29日、徳島新聞で吉野川は60%の漏水、決壊の恐れありと出ていました。国交省は強度不足36%の都市部を重点改善とありましたが、吉野川整備計画の早期着工を先行して下さるものと信じております。私は大好きな吉野川へひっこして来たばかりです。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V2さん]</p> <p>(c) 上流無堤部の締め切りで下流の堤防の安全度が下がるのではないか(危険度)? 漏水の対策が現実に必要なわけなので、そういったことを中心に、治水対策について、十分に配慮してやってほしい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)N1さん]</p>	<p>※118～119ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※118～119ページの『考え方の【素案】内容』を参照</p>
------------------------------	---	-------------------------------------	------------------------------------

表.(14) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※118ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 今日の新聞に吉野川市の5割で堤防強化すると書いてあるが、… [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R1さん]</p> <p>(c) 最近、堤防漏水対策工事がさかんに取られるが、対策の進め方を知らない。 [バブコメ54]</p> <p>(c) 県民の安全を守る為、とにかく堤防の強化は、大切だと思います。 [バブコメ67]</p> <p>(c) 堤防の安全性の確認 広域に亘って異常に水の浸透速度の早い処はないか。最近下流域で水位の上昇と風波により、堤防の弱い部分があった事例があちこち起こっているが、その対策として、簡単なボーリング調査を計画的にすべき。 [バブコメ205]</p> <p>(c) 堤防がしっかりしているかよく調べしっかりしたものにしてほしい。洪水時にも安心できるようにしてほしい。 [バブコメ281]</p>	<p>※118～119ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※118～119ページの『考え方』に【素案】内容』を参照</p>

表(15) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※118ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 漏水対策における地下水への影響についてお聞きしたい。 [流域住民: 徳島 II) H1さん]</p>	<p>※118～119ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※118～119ページの『考え方』を参照</p>
	<p>(d) 漏水対策で、吉野川沿いの地下水が少し水位が下がるということを時々聞きますが、影響が出ているのではないかと、水に対する考え方も今までの生活圏でそれぞれの方々の思いがあるのでは、今の状況が維持できるような方向で、管理を今後やって頂きたい。 [市町村長(下流域)上坂町長]</p>		
	<p>(d) 護岸工事で徳島市川内町金岡地区(吉野川大橋上流左岸)の堤からの水の浸透がなくなった。 [パブコメ316]</p>		
	<p>(e) (岩津地点の下流では)川の流れが変わっています。南岸方はきちんと(堤防)整備ができておりますが、北岸の方は本当に衰えます。北岸の方に非常にきつい水圧で来るので、堤防も危険な状態になっている。(平成)16年の台風で、川筋が北岸の堤防沿いに流れてきていて、放水すると水圧が上がって、堤防に来るまでに竹やぶの木の根っこが洗い出されている。川の中央の流れがなく、北岸と南岸の両側に流れているのではなにかと思います。川の流れを、両岸ではなくて中央に流せないだろうか。 [流域住民(下流域: 吉野川)Eさん]</p>		

表.(16) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※118ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 吉野川北岸堤防の補強に当って下さい。特に気掛りなのは柿原堰から第十樋門の間である。 [バブコメ114]</p> <p>(f) 堤防が水に耐える力は一定じゃないと思う。一番弱い地域で1万6600m³/sの水が流れても大丈夫だということなのか。 [流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p> <p>(g) 最近吉野中下流で、堤の補強工事が大規模に行われているようですが、これ程迄に行わなくても思ってしまうます。業者に仕事をつくるための工事のような気がしてなりません。必要な所の工事があるのでは。小さな事ですが削溝の掃除等やるべき事があるのでは。 [バブコメ233]</p>	<p>※118～119ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※118～119ページの『考え方』に対応した【素案】内容』を参照</p>

表、(17) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-13 堤防侵食対策について

<p>a. 第十堰下流の藍住町地先の護岸や旧吉野川の洗掘箇所は、侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。</p> <p>b. 堤防は土や砂で作られているので侵食に対して弱いですが、柴で作った沈床を設置することで土手の崩れを防げるのではないかと。</p> <p>c. 何徳円もかけて治水対策の工事をしてても次の台風でその箇所が流出している場合が多々あるので、流れない工法等の工事をしてほしい。</p> <p>d. 海のように大波もないのにテトラポットを入れるのは無駄ではないでしょうか？</p>	<p>(a) 第十堰下流2.5km左岸の藍住町徳命字小塚先に古い石積み護岸が約300mあるが、この侵食対策を兼ねて早急に護岸の整備を実施してほしい。</p> <p>[市町村長(下流域) 藍住町長]</p> <p>(a) (旧吉野川で)洗掘が起こっている場所は、応急修繕はもとより強固な護岸整備を施工していただきたい。</p> <p>[市町村長(下流域) 藍住町長]</p>	<p>・護岸の整備 [パブコメ181]</p> <p>(a) 水位が上がって、堤防中腹まで水が来ているときに強い風波があると、海と同じような波が起こり、堤防の中腹のやわらかいところがかかり侵食されたということが、吉野川にも旧吉野川にも起こっている。それに対する総合的な対策をお考えでしたらお知らせ下さい。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Dさん]</p>
---	--	---

<p>堤防侵食に関する整備箇所については、堤防整備済区間を対象として堤防侵食に対する危険度を定量的に評価し、平成16～17年度に学識者らにより構成された「吉野川堤防強化委員会」の場において審議いただいたこととあり、堤防の安全性の低下が懸念される箇所は、計画的に整備を行う対策実施区間として位置付けており、河川整備計画素案P68、2)堤防漏水・侵食対策に記載しています。また、それ以外の区間についても今後洪水(出水)時等の堤防点検を充実させ、被害の状況を注視し、必要に応じて緊急的な対応を講じてまいります。</p> <p>なお、藍住町の石積み護岸の区間につきましては、整備計画期間中の実施区間として位置付けています。</p> <p>また、堤防侵食対策については、河川整備計画素案P90～91、②堤防・護岸の維持管理及びP97、(4)災害復旧に記載しています。</p>	<p>洪水(出水)時に堤防前面に護岸が無い区間については、侵食作用により被害が発生している実績があり、被害状況等に応じて、対策を行ってきたところなど、堤防前面の河床が深掘れ(洗掘)されるなど、水上特に注意を要する箇所は、重要水防箇所にて定め、市町等への周知を行ってきたところです。</p> <p>洪水(出水)時には、堤防点検等により安全性の確認を行い、危険箇所が確認されれば、関係機関への連絡調整等により、水防活動等が行われています。</p> <p>今後とも、洪水(出水)に備えて、危険箇所周知の充実を図るとともに、洪水(出水)時の堤防点検等を充実させ、被害の状況を注視しながら、対応を行うこととしております。</p> <p>護岸・根固ブロックについては、河岸等の被災防止を目的として、必要な箇所に適切な施工をしてきたところとです。</p>
--	--

<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P66～68】 2) 堤防漏水・侵食対策</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸透に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸24.5km、右岸24.0kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>浸透については、堤防漏水の発生状況を注視しつつ、被災履歴、被災規模、現在の堤防が有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、計画的に堤防漏水対策を実施する。</p> <p>堤防整備済区間を対象に浸食に対する安全性を点検した結果、吉野川では、概ね左岸25.2km、右岸21.8kmの堤防において対策が必要となっている。</p> <p>侵食については、被災の状況を注視するとともに被災履歴、被災規模、現在の護岸の有している安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、必要な箇所に對して侵食対策を実施する。</p> <p>護岸等の整備にあたっては、現況における背後地の社会状況や動植物の生育環境等の把握を行い、必要に応じてミチゲーション等を実施すること及び、多自然川づくりなどにより河川環境の保全に努める。</p>	<p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90～91】 ② 堤防・護岸の維持管理</p> <p>堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適切な適切な補修を実施する。</p> <p>また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の変化を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行なった上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクルに努める。</p>
---	---

表.(18) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※124ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 整備計画の中で、藍住町の堤防侵食対策の場所が具体的に示されているが、住民は、この侵食対策はいつできるのかということが一番身に感じるものではないか。優先順位を決めて頂いて、10年以内、15年以内といったある程度の施工年度を計画に入れられないものか。 11k400は、吉野川の水が直接当たる場所であるため、できるだけ早い時期に着手できますようお願いしたい。 [市町村長(下流域)藍住町長代理]</p> <p>(b) 堤防は土や砂で作られているので侵食に対して弱い。柴で作った沈床を設置することで土手の崩れを防げるのではないか。 [パブコメ44]</p> <p>(c) ・何億円もかけて治水対策の工事を出している場合が多々ある。もったいないので、流れがない工法等の工事をしてほしい。 [パブコメ319]</p> <p>(d) 海のような大波もないのにテトラポットを入れるのは無駄ではないのでしょうか？ [パブコメ255]</p>	<p>※124ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水压等の計器を使用したモニタリングを継続的に行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p> <p>4-2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P97】 (4) 災害復旧</p> <p>増水(出水)等による漏水や河岸の侵食により堤防の安全性が損なわれるなど河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。</p> <p>特に堤防の決壊(破堤)等大規模災害が発生した場合には、被害の拡大を抑制するため、備蓄しているコンクリートブロックや土砂を使用し緊急的な対策を行う。</p> <p>さらに、堤防等の河川管理施設や橋梁や道路等の公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートの協力を得る。</p>

表.(19) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-14 内水対策の進め方について

<p>a. 内水被害対策について、必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。【素案】に示されている箇所以外にも、内水対策の充実を図ってほしい。 (角の瀬の増強、阿波市、吉野川市、鷲谷川、北島町、川内地区(シマ地区、沖ノ洲地区))</p> <p>b. 内水対策の優先順位やスケジュールは、【素案】に含まれないのか。</p> <p>c. 内水対策について、多くの被害箇所対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。</p> <p>d. 堤防が切れて冠水するのではなく、内水が先に冠水して、その水が堤防をこえて川に流れ込むと言う冠水が最近増えており、そのような内水対策についてお聞きしたいと思います。</p>	<p>(a) 素案p.70の内水被害対策について、ハード面では新設1ヶ所・増設1ヶ所だけでなく、35の内水地域がある中で、住民が安心・安全の意識を持てるかどうか不安がある。必要なハード面での投資については前倒しでの対応も必要ではないかと思う。 [学識者 中村委員]</p> <p>(a) 内水排除のための施設の設備について。 [パブコメ25]</p> <p>(a) この河川計画(→整備計画)には阿波市の内水対策、ポンプ場の新設・整備についてあまり書かれていないので、今後の計画に付けるときには地域住民の声を聞き、被害の甚大なところへ早急にポンプの新設・増設をお願いしたい。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Dさん]</p> <p>(a) この計画がこの1年で完成するときには、ポンプ場の増設、新設の計画は盛り込まず、必要であれば追加、検討するということなのか。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>	<p>内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策等については、河川に関する内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害への対応は、<u>家屋浸水被害の軽減を目的とし、必要に応じ、河川管理者等(国土交通省又は都道府県等)が実施し、都市排水等の雨水排水対策は下水道事業者(市町等)、農地・農業施設の湛水防除はかんがい事業者(県等)など、いくつかの行政機関等が、それぞれその目的に応じて実施しています。</u></p> <p>吉野川流域では、平成16年度洪水による大規模な内水被害の発生を受け、<u>国土交通省では家屋浸水被害の大きかった美馬市城の谷地区の排水ポンプ場(排水機場)増設を完了し、飯尾川内水地区角ノ瀬排水機場新設を平成20年度、吉野川市川島排水機場の増改築を平成21年度改築・増設の完成に向け、重点投資しているところ</u>です。</p> <p>その他箇所についても、平成16年から17年にかけて相継いだ大洪水(出水)、特に平成16年台風23号では、川沿いの堤防整備箇所が多くで内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害が発生しており、<u>今後の出水における家屋浸水状況を注視するとともに、</u></p>	<p>【河川整備計画素案P70】 3)内水対策等</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間の川沿いには、現状で35の内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)地区が存在する。これらの地区では、内水被害が発生する場合があります。実際に平成16年10月台風23号などの洪水で内水被害が発生している。</p> <p>また、<u>内水被害の発生する可能性がある地区については、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であることからため、ハザードマップの公表、水害による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的にを行う。</u></p> <p>また、さらに、<u>内水はん濫の状況に応じて、円滑かつ迅速に内水を排除するため、機動性がある排水ポンプ車を配備する。</u></p> <p>加えて、<u>吉野川沿いには、現状で15箇所の既設排水ポンプ場(排水機場)(国(直轄)管理144m³/s)が整備済であるが、今後、これらの施設の老朽化や機能低下が危惧されることから、必要に応じ適切な対策を実施する。</u></p> <p>また、<u>今後は、内水被害を軽減するため、内水被害の危険地域を検証し、家屋等の浸水被害が著しい地区については、排水ポンプ場(排水機場)の新設・増設等必要な対策を実施する。</u></p>
--	--	---	--

表.(20) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※126ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) (川内地区では)排水ポンプで小河川に排水をしているが、洪水時にはこれに及ばないもので、ポンプも整備してほしい。 [流域住民(下流域:北島)Cさん]</p> <p>(a) 内水対策について、角の瀬を実施してもらっているがさらなる能力アップをお願いしたい。 [市町村長(下流域)徳島市長]</p> <p>(a) 内水対策について、川内地区での樋門新設にあわせた排水機場の設置について配慮をお願いしたい。 [市町村長(下流域)徳島市長]</p> <p>(a) 内水対策について、今回の素案でも(吉野川市)内水対策を挙げてもいいのでよろしくお願いしたい。 [市町村長(下流域)吉野川市長]</p> <p>(a) 鶴谷川には、内水排除のための樋門が設置されたが、最近は何度かの出水により樋門が閉められ、農作物の全部、冠水や床下・床上浸水等もあるため、機械排水(ポンプ)の設置を計画してほしい。 [市町村長(下流域)阿波市長]</p>	<p>内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害の発生する可能性がある地区については、内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害の軽減や拡大の防止のためには、流域からの流出量の抑制や低地への家屋進出の抑制が必要であるためことから、地元自治体と連携してソフト対策を実施したいと考えています。 また、さらなる、危機管理対応として、排水ポンプ車等の作業場を必要箇所に段階的に整備し、四国地方整備局等が保有する排水ポンプ車を随機に派遣する等対応についても位置付けており、河川整備計画素案P70、3)内水対策等及びP75、②排水ポンプ車等の作業場の整備に記載しています。</p> <p>なお、四国地方整備局では、排水門(樋門)等の操作について河川整備計画素案P91、③施設の維持管理に記載しているとおおり、操作規則に則り確実な施設の操作に努めています。</p> <p>また、内水(河川に排水できずにはん濫した水)被害を軽減するため、被害の規模、頻度、浸水被害の発生要因等を勘案し、内水(河川に排水できずにはん濫した水)対策の実施の可否、整備の優先順位等を適切に判断していきたいと考えています。</p> <p>その考え方にについて明示するため、河川整備計画素案P70、3)内水対策等に記載しています。平成16年台風23号の浸水被害に関しては、無堤地区による吉野川のはん濫によるもの、内水(河川に排水できずにはん濫した水)はん濫によるものに区分された情報を、徳島河川国道事務所のHP、パンフレット等により既に公表している他、河川整備計画素案P7にコラムとして参考記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 7)防災関連施設の設備 【河川整備計画素案P75】 ②排水ポンプ車等の作業場の整備 内水(吉野川に排水できずにはん濫した水)はん濫時に応急的な対策としての排水ポンプ車及びクレーン車等の必要な作業場を現地状況・内水被害実績等を考慮し、必要な箇所を整備する。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1)河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③施設の維持管理 洪水時に良好な機能が發揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに対応策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これらも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能ないように対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状況を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の水門については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じた適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の水門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>

表.(21) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※126ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) (北島町は)ゼロメートル地帯の内水排除対策が非常に重要である。この対策に非常に関心がある。</p> <p>[市町村長(下流域)北島町長]</p>	<p>※126～127ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(a)</p>	<p>鈴江江湖川河川排水機設置(陳情すみ) 早急に実現を。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)IIさん]</p>	<p>※126～127ページの『考え方の【素案】内容』を参照</p>
<p>(a)</p>	<p>宮島江湖川河川排水機設置(陳情すみ) 早急に実現を。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)IIさん]</p>	
<p>(a)</p>	<p>川島町(吉野川市)に排水樋門が建設されて以降、樋門の建設は遅々として進まず、地域住民、切歯拒腕(ひどく残念がったり怒ったりすること)</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S1さん]</p>	
<p>(a)</p>	<p>堤防のないところに堤防をつくると、内水問題が発生する。【素案P55】の「内水被害への対応」には、新たなポンプ場という記述がないが、新たなポンプ場が必要になってくると思うが、これが30年間に含まれるのかどうか。</p> <p>[学識者 端野委員]</p>	

表.(22) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※126ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 内水対策について、計画段階から決まっている2カ所のポンプ場の整備という以外に何も修正がないというのは心もとない。優先順位をつけるとか、被害の程度に応じてとか、何とか検討して次の素案には前進したものを出してほしい。</p>	<p>※126～127ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※126～127ページの『考え方』に【素案】内容』を参照</p>
<p>〔流域住民(下流域:吉野川)Gさん〕</p> <p>(a) 曾江谷(川)が大水になったときに、堤防内のでころで噴水して水がわき出ているので、堤防が出来上がったあかつきには、そのわき出ている内水もポンプアップで出してもらわないと、内水被害をもたらします。</p> <p>〔流域住民(中流域:三好)Aさん〕</p>	<p>〔流域住民(中流域:三好)Aさん〕</p>		
<p>(a) 石井町石井字石井の川(飯尾川)の近くに住んでおり平成16年の台風で浸水しました。小さな川だから溢れるとは思ってなかった。水が出ない様にしてほしい。どうか至急に内水対策をして下さい。</p> <p>〔パブコメ33〕</p>	<p>〔パブコメ33〕</p>		
<p>(a) 吉野川市鴨島町上浦団地(飯尾川沿川)に住んでおり、洪水の度に周辺道路が冠水し陸の孤島と化してしまいます。排水ポンプの強化と同時に道路の嵩上げを！</p> <p>〔パブコメ121〕</p>	<p>〔パブコメ121〕</p>		
<p>(a) 三好市池田町シマ地区の内水及び本川の浸水による被害対策の為、排水ポンプ場の整備をして頂きたい。</p> <p>〔パブコメ146〕</p>	<p>〔パブコメ146〕</p>		

表.(23) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※126ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 岩津より下流の浸水被害の状況、排水機場(県内108.1km中11箇所設置済み)増設の必然性。 [パブコメ259]</p> <p>(a) 内水対策 [パブコメ181]</p> <p>(a) 吉野川市内のほたる川地区では、平成16年10月の台風23号においても流域一帯に内水が氾濫し、60戸を超える家屋の浸水被害が発生したため、排水機場の新設について、お願い申し上げます。 [市町村長(下流域)吉野川市長代理]</p> <p>(a) 角ノ瀬のポンプ場を、計画どおり早く完成をさせて頂くようお願いしたい。 [市町村長(下流域)石井町長]</p> <p>(a) 沖ノ洲方面は土地が低いのでたびたび浸水する。排水して下さい。 [パブコメ276]</p> <p>(a) 内水による住宅の浸水被害の解消に力を入れてほしい。 [パブコメ315]</p>	<p>※126～127ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※126～127ページの『考え方』に【素案】内容』を参照</p>

表.(24) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※126ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 鈴江水門(榎瀬樋門)からの榎瀬江湖川西側、堤の高上げか、榎瀬へ排水ポンプが欲しい。…H16年23号で道路に65cm浸水(徳島市川内町金岡)。 [パブコメ316]</p> <p>(a) 洪水時に十分活用できるように洪水時に備えて整備の万全を期してもらいたい。(例 瀬詰橋西の排水機場)。 [パブコメ321]</p> <p>(a) 台風のために、私方自治会(日の出第一)では、学島川の北へ100m近く氾濫して、数戸が、床下浸水して困っている。吉野川への排水強化をしてほしい。 [パブコメ348]</p> <p>(a) ②上別宮、北原地区(榎瀬江湖川)の排水設備設置。大雨時に道路が冠水しています。 [パブコメ380]</p> <p>(b) 【素案】p.70に内水対策が入っているが、ポンプ場の整備のスケジュールが書かれていない。この30年間の計画はこのままで、スケジュールなどは計画に含まれないのか。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>	<p>※126～127ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※126～127ページの『考え方』を参照</p>
------------------------------	--	-------------------------------------	-----------------------------

表.(25) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※126ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) (内水対策を)検討する際、被害の甚大さに応じた優先順位などもオープンにするのか。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p> <p>(b) 内水対策(【素案】P70)のうち排水機場の新設・増設について、実施中以外の箇所で今後行う予定の箇所についても具体的に記述すること。 [ハズゴメ80]</p> <p>(b) 排水機場については台風23号の被害分析から、増設すべきところを全て優先順位をつけてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)J1さん]</p> <p>(b) 内水対策というのは、(徳島)市にとつて大変重要な問題で、多少の雨が降っても被害が出るということなので、予算枠があるのはわかっているが、必要な優先順位をつけながら、やるべきことはやる必要があると思う。 [市町村長(下流域)徳島市長]</p> <p>(c) ポンプ場、排水機場の整備についてお聞きしたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H1さん]</p>	<p>※126～127ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※126～127ページの『考え方』を参照</p>
------------------------------	---	-------------------------------------	-----------------------------

表.(26) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

※126ページの『テーマ/意見要旨』を参照

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※126ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 内水被害対策をもっと進めること。素案では川島排水機場と角の瀬の2ヶ所しか内水対策がされていない。他の多くの被害箇所の対策を行うことが必要で、具体的にやることと目標を記述してください。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p>	<p>※126～127ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※126～127ページの『考え方』に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(d) 内水面の洪水対策について16年の23号台風では、徳島市の大木、国府、大松などで、450戸余りの住宅が浸水しました。特に、大木あたりの冠水がありますが、園瀬川の堤防が切れて、冠水するのではなく、内水面が先に冠水して、その水が園瀬川の堤防をこえて園瀬川に流れ込むと言う、典型的な内水面の氾濫であったと思います。最近増えております、こうした内水面対策についてお聞きしたいと思えます。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p>		
	<p>(d) 洪水対策については本流筋の堤防のみの問題を論じ流域の内水面浸水対策については、あまり関心が乏しい。大雨毎に降りだまりによる被害について、充分な配慮が欲しい。特に飯尾川流域について。 [バブコメ214]</p>		

表.(27) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-15 高潮対策について

a. 下流域では、台風時における海面の上昇による堤防の破壊をどのように認識しているのか。
 b. 津波対策及び高潮対策について。
 c. 河口部の高潮や津波対策は、河川、海岸、港湾等の異なる管理者が別々に対応するのではなく、費用負担や事業者、施行区間等を定めて一元的に行う方が効果的で効率的である。

(a) 下流域に於ては台風の時におこる海面の上昇による堤防の破かいをどのように認識しているか
 [バブコメ43]

(b) 高潮対策について具体的にお聞きたい。
 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H1さん]

(b) 津波対策及び高潮対策について。
 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K1さん]

(b) 【四国地方整備局の考え方P40】の治水-15「高潮対策について」などに、第二室戸台風のデータをもとに、河口潮位に侵入波浪を加えた潮位から(計画)高水位を決めると書かれているが、河口潮位の設定には確率論的な話は入っていない。(修正)素案の中に、河口潮位をどうやって決めて治水対策をとるのかという記述が明確に入っていないのは問題である。今後、港湾または海岸の部局、あるいは気象庁の潮位を予測する基本的な考え方が変わったときに、(それを)計画の中へ盛り込む(ためにも)やはり設計の方針が明確に記述されている必要があると思う。
 [学識者 中野委員]

(b) 地球的規模で河川吐き出し口である海面の水位に対応した長期計画はされているか。
 [バブコメ205]

高潮対策として、小松島検潮所において昭和25年の観測開始以降最大である昭和36年9月第二室戸台風規模の潮位に侵入波浪を加えた高さに対して被害が生じないように計画しており、被害実績を考慮しつつ対応することとして、河川整備計画素案P74、5)高潮等対策に記載しています。

河口部における事業の実施に際しては、必要に応じて海岸・港湾等関係機関と調整しながら実施していきたいと考えており、整備計画素案P74、5)高潮等対策を修正します。

吉野川の高潮対策の計画高については、河川砂防技術基準(計画編P72)の1.過去の(既往)最高潮位、2.朔望平均満潮位+既往の最大潮位偏差、3.朔望平均満潮位+推定された最大潮位偏差に基づき、計画対象地域に過去の(既往)最大の水理量(潮位、波等)を発生させたときの気象を採用しています。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項
 (1) 吉野川
 【河川整備計画素案P74】
 5) 高潮等対策

吉野川河口部においては、河道内進入波浪による越波被害の防止・軽減のため、越波実績を考慮し高潮堤防等の整備を実施する。

なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じて、海岸・港湾管理者等関係機関との調整を図る。

表.(28) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※134ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 河口部の高潮や津波対策は、河川、海岸、港湾等の異なる管理者が別々に対応するのではなく、費用負担や事業者、施行区間等を定めて一元的に行う方が効果的で効率的である。このため、一元的に事業の実施ができるように特別法による新しい制度の創設が必要であると思われる。 [パプコメ86]</p>	<p>※134ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※134ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(29) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-16 津波の影響範囲について

<p>a. (地震発生によって、津波はどこまで来るのか。)</p>	<p>津波はどこまで来るのか？ [パブコメ44]</p>	<p>東南海・南海地震後に予想される津波が河川を遡上する区間を徳島河川国道事務所で検討途中段階ではありますが、概略的に試算した結果では、津波の大小はありますが、吉野川においては、河口から第十堰付近まで、旧吉野川・今切川においては、河口から板野町西中富橋(旧吉野川河口より2km付近)までと推定しています。</p>
-----------------------------------	----------------------------------	--

治水-17 河口周辺堤防の対策の計画反映について

<p>a. 吉野川の河口付近から5km前後の両岸側では、現在の堤防高が計画の堤防高よりも低いところがあるが、嵩上げをしないで済むのか。</p>	<p>(a) 堤防の嵩上げについて、河口付近から5km前後の両岸側では計画高より低いところがある。この辺りは嵩上げしなくてもこの30年は対応できるかどうか聞いてほしい。 [市町村長(下流域)徳島市長]</p>	<p>河口部は洪水と高潮の作用を受ける区間であることから、その計画堤防高は一般に2つの外力に対する必要高を勘案して設定する必要があります。吉野川河口部では、昭和36年9月の第二室戸台風でA.P.+3.286mと極めて高い潮位を記録した履歴があること及び紀伊水道に面し台風時には大きな波浪が侵入することから高潮(高波)による必要高が洪水による必要高を大きく上回り、このため高潮により計画堤防高A.P.+7.3mが決定されています。 御意見のように吉野川下流部(四国三郎橋(8キロ付近まで)の現況堤防高は、鮎喰川合流部の導流堤部分を除き、計画堤防高に対して、最大1.4m(概ね0.5m程度)の高さを生じていますが、河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位に対しては、十分な高さとなっていることから、洪水対策としては、当面、整備の必要性が低いものと判断し、本整備計画での対象事業としてはしておりません。 また、吉野川橋は、桁下高が計画高水位を15cm程度下回っており、管理者には河川施設の占用許可に係る更新時に、河川施設等構造令に適合する施設へと改善するよう是正指導を行っています。河川整備計画の目標となる戦後最大規模の洪水位と桁下高の差は1.6m程度あり若干の不足は認められるものの、架橋地点の堤防高は洪水位に対し余裕高が確保されていることから、緊急性は高くはないものと考えています。 なお、高潮・高波対策としては、被害実績を考慮しつつ整備を進めることとし、河川整備計画素案P74に記載しています。</p>
<p>(a) 吉野川橋の桁下が低く、想定を越える洪水が発生した場合、流木が引っかけたり氾濫の恐れがあるが、どの程度の流量でそうした事態が生じるのかを示すこと。また、現況堤防高の著しく低い箇所(吉野川合流部の支川堤防を含む)などについても、どの程度の流量で洪水が現況堤防を越えるかを示すこと。 [パブコメ80]</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P74】 5) 高潮等対策 吉野川河口部においては、河道内進入波浪による越波被害の防止・軽減のため、越波実績を考慮し高潮堤防等の整備を実施する。 なお、河口部における河川整備の実施に際しては、必要に応じ、海岸・港湾管理者等関係機関との調整を図る。</p>	

表.(30) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

治水-18 勝命箇所の実施に関する計画内容について

<p>a. 勝命地区の堤防法線をもつと前に出して、スーパー堤防などの検討はできないでしょうか。</p>	<p>(a) 勝命地区の築堤は原案は盛土となつているが盛土なる法線はもつと前に出すべきでないか。また後ろ、盛土のスーパー堤防的なのは検討できないのでしょうか。国有地は、防災センターにでも使用できないか。 [パゾコメ48]</p>	<p>勝命箇所付近の河道区間は、整備計画目標流量に対し流下能力が不足しており、築堤に加え善入寺地区の櫛木伐採を実施することにより流下能力を確保する計画としています。よって、堤防位置を前出しすることは、難しいと考えています。</p>	<p>-</p>
---	--	---	----------

表.(31) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

治水-19 善入寺島地区の実施に関する計画内容について

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案方に対応した【素案】内容
<p>a. 善入寺島の周辺では、近年、河床が上昇して剣先部から冠水する頻度が高くなっているため、樹木の伐採や河床の掘削をしてほしい。</p> <p>b. ケンザキと呼んでいる所に向かって吉野川の水が押し寄せ、2年連続で真つ二つに割られ困っている。ケンザキ部分の補強をお願いしたい。</p> <p>c. 善入寺島が遊水地帯としての機能を発揮して、下流の堤防に対する圧力を和らげていること、農業者の農地としての生産が行われてきたことが十分に説明されおらず、善入寺島の存在価値が見失われている。</p>	<p>(a) 岩津より善入寺島の間に川底流路の建設をお願いしたい。 [バブコメ4E]</p> <p>(a) 善入寺島が遊水地帯であることはわかっているが、上流で堤防を閉めると善入寺島に水が乗る回数が多くなるので、優良な耕作地を守るためにも河床を下げてほしい。 [流域住民(下流域:吉野川)Dさん]</p> <p>(a) 吉野川の恵みに生かされた農作物によって生活している組合員がたくさんいることを念頭に置いて、善入寺島の整備計画、樹木の伐採、河床の整備などをお願いしたい [流域住民(下流域:吉野川)Dさん]</p>	<p>善入寺島剣先部からの浸水(冠水)については、昭和49年9月洪水の際にも発生しており、12,000~13,000m³/s以上の規模で全島が浸水(冠水)するものと考えられています。岩津地点において流量観測を開始した昭和36年以降、12,000m³/sを上回る洪水は8回発生していますが、時期的にはババツキがあり、近年では、平成5年以來約10年間記録していません。ものの、平成16~17年では3回記録しました。</p> <p>一方、この間の善入寺島周辺区間(30k0~33k0)の平均河床高は概ね安定している状態ですが、昭和40年代に対しては0.5~1.5m程度低下しており、浸水(冠水)ににくい状況となっています。</p> <p>加えて、河川整備計画素案P63、③ 河道の掘削等に記載しているとおり、低水路内の樹木伐採を位置付けており、当該区間の流下能力は上昇することになります。</p> <p>また、樹木伐採後の河床変動の状況、樹木群の再繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、流下能力評価を行って、必要に応じて樹木管理等を行うこととして、河川整備計画素案P90、① 河道の維持管理に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P59】 1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>吉野川の国(直轄)管理区間全川において、河道整備流量16,600m³/s(岩津地点)を安全に流下させることができる河道断面を確保するものとする。その際には、治水効果を早期に発現させるため、現在事業実施中の区間と未着手区間のうち最もはん濫被害の大きい地区の無堤部対策を優先的に実施する。また、その他の無堤部については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>堤防等の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、河道の掘削等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>【河川整備計画素案P63】 ③ 河道の掘削等</p> <p>堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。</p> <p>掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性を高めるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。</p>
<p>善入寺島周辺の樹木伐採の効果は、第2回住民説明会の説明資料の中で、樹木伐採上流部の流下能力不足箇所への洪水位低減効果資料を公表しており、対策により最大0.3m程度水位低減することが見込まれる他、これまで低水路樹木によって捕捉されていた堆積土砂のフラッシュが期待でき、当該地区の特性を踏まえた整備内容であるものと判断しています。</p> <p>当該資料については、吉野川河川整備計画に関するHP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室にて、閲覧可能となっております。</p>	<p>善入寺島周辺の樹木伐採の効果は、第2回住民説明会の説明資料の中で、樹木伐採上流部の流下能力不足箇所への洪水位低減効果資料を公表しており、対策により最大0.3m程度水位低減することが見込まれる他、これまで低水路樹木によって捕捉されていた堆積土砂のフラッシュが期待でき、当該地区の特性を踏まえた整備内容であるものと判断しています。</p> <p>当該資料については、吉野川河川整備計画に関するHP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室にて、閲覧可能となっております。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道修正や樹木伐採を行う。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道修正や樹木伐採を行う。</p>

表.(32) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※138ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) (善入寺島周辺では)、最近河床が上がり、水が少なくなると、少し水が出るたびに冠水してしまう。特にケンザギと呼んでいる所に向かって吉野川の水が押し寄せ、2年連続で真つ二つに割られ困っている。ケンザギ部分の補強をお願いしたい。</p> <p>[市町村長(下流域)阿波市長]</p>	<p>※138ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整理、樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテアオイ等への対応については、河川巡視などのモニタリングにより発見し駆除するほか、「ホテアオイ対策連絡会」等を通じ、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p>
<p>(b) 善入寺島は、阿波市にとって最も大事な農用地であるが、(平成)16年、17年と相次ぐ台風によって耕作放棄地もできており、これ以上被害が出ると農家の方々の経営意欲にも大きく影響するので、先端部分の剣先の護岸補強だけでも取り急ぎ計画に入れて頂きたい。</p> <p>[市町村長(下流域)阿波市長]</p>	<p>剣先部分の護岸被害については、補修等を講じたところですが、必要に応じて、農林関係部局との調整を図りつつ、河川管理者として対応できる部分については対策を講じていきたいと考えています。</p> <p>善入寺島周辺の河道区間については、洪水(出水)時には広大な川幅によって河道貯留が生じています。善入寺島の浸水(冠水)特性は、7,000～8,000m³/s程度の洪水規模を上回ると善入寺島の下端から浸水(冠水)が始まり、12,000～13,000m³/sを上回ると全島が浸水(冠水)状態となり、水を上回ると全島が浸水(冠水)状態となり、洪水規模までは、善入寺島が遊水機能を発揮する場面もあります。</p> <p>吉野川の第一期改修により、善入寺島が全島買収されて以降、川中島の耕作地として農地利用が行われており、こういった経緯の現状をふまえ、河川整備計画素案P9の流域及び河川の概要(6)土地利用及び産業に追記します。</p>	<p>1. 吉野川の概要</p> <p>1-1 流域及び河川の概要</p> <p>【河川整備計画素案P5】</p> <p>(6) 土地利用及び産業</p> <p>流域の土地利用区分は、山林が78.5%、水田や畑地等の農地が15.1%、宅地等の市街地が4.6%、河川等1.8%となっている。</p> <p>流域の産業をみると、農業分野では、古くは吉野川のはん濫水が運ぶ良質な客土を利用した藍作が盛んであった。近年は吉野川下流域の平野部においてレンコン、ニンジン、かんしょ、ダイコンの生産が盛んであり、冬季の温暖な気候を利用して阪神地域を消費地とする都市近郊型農業経営への移行が進みつつある。また、川中島である善入寺島は、農業に利用されており、野菜が生産されている。また、水産業については、シジミ、アユをはじめとしたその漁獲量は全国でも有数であり、養殖業としてアジアオノリやアユ、ウナギの生産が盛んである。養殖が盛んであり、その生産量は全国有数である。製造業については、旧吉野川流域を中心として、豊富な水資源を利用した化学工業、食品業や電気・機械器具、紙加工品業、木製品、家具製造業等が分布している。</p> <p>高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であり、森林の生育に適した自然条件を活かした林業等が営まれている。しかし、木材価格は低迷しており、農村地域では人口の減少と高齢化が進んでいる。</p>	
<p>(c) 善入寺島が遊水地帯としての機能を発揮して、下流の堤防に対する圧力を和らげていること、農業者の農地としての生産が行われてきたことが十分に説明されておらず、善入寺島の存在価値が見失われている。善入寺島が今直面している問題を解決してほしい。そうすることで、洪水に対する心配等も随分と和らぐと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p>	<p>吉野川の第一期改修により、善入寺島が全島買収されて以降、川中島の耕作地として農地利用が行われており、こういった経緯の現状をふまえ、河川整備計画素案P9の流域及び河川の概要(6)土地利用及び産業に追記します。</p>	<p>高知県、愛媛県内の吉野川流域はほとんどが山地であり、森林の生育に適した自然条件を活かした林業等が営まれている。しかし、木材価格は低迷しており、農村地域では人口の減少と高齢化が進んでいる。</p>	

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-19-1 脇町第一箇所の実施に関する計画内容について

<p>a. 脇町第一箇所で、焼却場の後のごみを除けなければ、築堤をしないという噂を聞いたことがあるが、このごみは、合併前の5町村が持ってきたものであるため、焼却場跡を除けないと築堤は完了しないと終わらずに早く完結して頂きたい。</p>	<p>(a) (穴吹橋の北側、脇町第一箇所の堤防が260mにわたって未完のまま放置されているため、大きな被害をもたらしています。焼却場の後のごみを除けなければ、(築堤)しないと聞いたことがありますが、焼却場跡を除けないと築堤は完了しないと終わらずに早く完結して頂きたい。 [流域住民(中流域:三好)Aさん]</p>	<p>揖原最終処分場の廃棄物(ゴミ)処理については、平成18年度に美馬市等関係機関が、揖原最終処分場適正処理検討委員会(公開)を設置し、廃棄物(ゴミ)処理方針の検討を実施しました。この中で、堤防をそのままつくってしまうことから、堤防については、ゴミが残ってしまうことから、堤防については、ゴミが適正に処理された後に締め切る計画となりまし た。今後については、美馬市のゴミ撤去計画並びに築堤の詳細設計等施工計画について、関係機関と調整を図りつつ進めていきます。</p>	
---	---	---	--

表.(34) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-19-2 毛田地区の実施に関する計画内容について

<p>a. 三野から東に堤防ができるとう遊水地が少なくなり、毛田の水位が一段と高くなるのではないかと。毛田地先の治水対策として、北岸の竹林がたくさん生えているところを掘削して川幅を広げてほしい。</p> <p>c. 平成16年の台風23号では、毛田側の水田が2m湛水したが、附図P23の図であれば、この水位はどの辺りになりますか。</p>	<p>(a) (平成)16年の台風で工場や憩いの家(三好市役所 老人憩いの家)が浸かりました。三野から東に堤防ができると遊水地が少なくなり、毛田の水位が一段と高くなるように思われますが、どうお考えでしょうか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Bさん]</p> <p>(b) 毛田の前が一番川が狭いように思いますが、竹林を切って頂くとか、竹林のあたりを掘削して川を広くして下さいでしょうか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Bさん]</p>	<p>各堤防整備事業の着手にあたっては、堤防整備により下流や対岸の無堤地区に被害の拡大がないよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきます。</p> <p>計画に位置づけられている毛田地区の対岸の河道の掘削の効果量については、戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水が流下した場合、毛田地区付近(附図P23の59k2付近)で、現在の水位はAP61.1m、築堤及び河道の掘削後にAP60.4mとなり、水位低減量は70cm程度を見込んでおります。</p>
<p>(b) (毛田地先の治水)対策としては、北岸の竹林がたくさん生えているところを掘削して川幅を広げて、川の流れを蛇行しないようにしてもらえないでしょうか。附図にある掘削では足りないのか、もつと上流の方から北岸の掘削をして頂きたいと思えます。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Cさん]</p>	<p>各堤防整備事業の着手にあたっては、堤防整備により下流や対岸の無堤地区に被害の拡大がないよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきます。</p> <p>計画に位置づけられている毛田地区の対岸の河道の掘削の効果量については、戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水が流下した場合、毛田地区付近(附図P23の59k2付近)で、現在の水位はAP61.1m、築堤及び河道の掘削後にAP60.4mとなり、水位低減量は70cm程度を見込んでおります。</p>	<p>各堤防整備事業の着手にあたっては、堤防整備により下流や対岸の無堤地区に被害の拡大がないよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきます。</p> <p>計画に位置づけられている毛田地区の対岸の河道の掘削の効果量については、戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水が流下した場合、毛田地区付近(附図P23の59k2付近)で、現在の水位はAP61.1m、築堤及び河道の掘削後にAP60.4mとなり、水位低減量は70cm程度を見込んでおります。</p>
<p>(c) 平成16年の台風23号では、毛田側の水田が2m湛水しました。この高さは標高60.5mになりますが、附図P23の図であれば、水位(HWL)は何mぐらいのところになりますか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Cさん]</p>	<p>各堤防整備事業の着手にあたっては、堤防整備により下流や対岸の無堤地区に被害の拡大がないよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきます。</p> <p>計画に位置づけられている毛田地区の対岸の河道の掘削の効果量については、戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水が流下した場合、毛田地区付近(附図P23の59k2付近)で、現在の水位はAP61.1m、築堤及び河道の掘削後にAP60.4mとなり、水位低減量は70cm程度を見込んでおります。</p>	<p>各堤防整備事業の着手にあたっては、堤防整備により下流や対岸の無堤地区に被害の拡大がないよう、上下流、左右岸のバランスを考慮して進めていきます。</p> <p>計画に位置づけられている毛田地区の対岸の河道の掘削の効果量については、戦後最大流量を記録した平成16年台風23号と同規模の洪水が流下した場合、毛田地区付近(附図P23の59k2付近)で、現在の水位はAP61.1m、築堤及び河道の掘削後にAP60.4mとなり、水位低減量は70cm程度を見込んでおります。</p>

表.(35) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-20 加茂第一箇所の実施に関する計画内容について

<p>a. 山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、樋門をつくるのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>b. 山口谷川合流点付近は堤防ができて、内水被害はなくならないと思います。内水被害を軽減するために、洪水時の水位を下げるということが大事だと思いたいので、河道を大きくとってもらいたいと考えます。</p> <p>c. 河道掘削を行った場合に、検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p> <p>d. 山口谷川の修正案に賛成です。地球温暖化の影響で洪水が発生し易くなるので、早めに推し進めて欲しいです。</p>	<p>(a) 平成16年の16号台風と23号台風によって、山口谷川と山陰谷川が氾濫し、内水が相当氾濫しました。その具体的な対策として、堤防をつくるのか、樋門をつくるのかをお伺いしたいと思います。</p> <p>[流域住民(中流域)Fさん]</p> <p>(a) 加茂第一を整備していただいております。山口谷川について、200m手前まで築堤が出来ているが、まだどういった形が流が始まるのか聞いていない。情報提供をもっとしてほしい。</p> <p>[市町村長(中流域)東みよし町長]</p>	<p>山口谷川の支川処理方式は、徳島県と調整した結果、被害軽減効果が最も大きい堤防(バツク堤)による整備方式を採用することとなりました。</p> <p>また、河道掘削については、加茂谷川合流点付近(65k0付近)の流下能力不足に対して、河川整備基本方針では、61k2～65k0の区間の平水位以上の掘削を予定し、さらに不足分の確保のため高瀬谷川合流部左岸直上流部を掘削し対応することとして河道計画を策定しています。</p> <p>河川整備計画素案で設定した河床掘削は、整備の最終目標である計画高水流量の安全な流下のために必要な河床掘削に向け、段階的に整備計画の河道配分流量相当分を整備するものであり、御指摘の高瀬谷川合流点直上流左岸及び山口谷川合流点対岸の掘削箇所は最大限(計画高水流量対応)の河床掘削を見込んでいます。この掘削による山口谷川合流点付近の水位低減量は0.3m程度です。</p>	<p>附図-16 加茂第一箇所山口谷川支川処理方式の変更に伴う法線形の修正</p>
<p>(a) 今回、直轄だけの計画であるが、支流(山口谷川)についても県と協議して、これに付随した計画を持って説明をしていただきたいと思います。</p> <p>[市町村長(中流域)東みよし町長]</p>	<p>(a) 山口谷の内水対策、河道拡中が有効と考えられる予想浸水深を示すこと。</p> <p>[バツゴメ2]</p> <p>(b) 加茂第一箇所の山口谷川合流点付近は堤防ができて、内水被害はなくなると思います。内水被害を軽減するためには、洪水時の水位を下げることが大事だと思いたいので、この河道掘削、河道を拡幅するといった観点で、そこは大きくとってもらいたいと考えます。</p> <p>[流域住民(中流域)Bさん]</p>		

表.(36) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※142ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 東三好橋上流の左岸側(芝生)では、堤防との距離の関係から高水敷を幾らか残せるので、河道掘削を大きくやってもえれば、上流の内水被害が若干でも軽減されるのではないかと思えます。</p> <p>[流域住民(中流域)Bさん]</p> <p>(b) 効果的な場所での河道(=低水路)掘削を堤防工事よりも先に実施するようお願いします。特に高瀬谷上流左岸(59/100~60/400=芝生・太刀野地区)で素案p.63,64より大きく河道掘削を行えば、対岸の浸水被害の軽減(堤防を行わないでも)や上流域での水位低下が望めると考えます。</p> <p>[ハブコメ68]</p>	<p>※142ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※142ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 効果的な場所での河道(=低水路)掘削を堤防工事よりも先に実施するようお願いします。東三好橋上流左岸の掘削を素案p.63,64より大きくしない(東三好橋の橋脚へ影響を及ぼさない範囲で最大限)、洪水時の水位低下が図れるようにしてもらいたい。山口谷合流部は地形上、内水被害が発生しやすい場所となっており、堤防工事が完了しても浸水被害が生じるものと考えます。</p> <p>[ハブコメ68]</p>		
	<p>(c) 河道掘削を行った場合について検討する際は、水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p> <p>[ハブコメ68]</p>		
	<p>(d) 山口谷川の修正案に賛成です。地球温暖化の影響で洪水が発生し易くなるので、早めに推し進めて欲しいです。</p> <p>[ハブコメ42]</p>		

表.(37) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-21 加茂第二箇所の実施に関する計画内容について

<p>a. 加茂第二箇所では、【素案】の堤防法線で行われると、高島の歴史的な景観や水害防備林が保全できなくなるため、堤防法線を見直ししてほしい。</p> <p>b. 堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂けますようお願いいたします。</p> <p>c. 加茂第二箇所のように浸水被害を受けやすいところは、何らかの土地利用の規制をかける方が優先されるべきだと思います。</p>	<p>(a) 加茂谷から上流側(加茂第二箇所)については、堤防の設置位置によって、昔のように潜水橋を渡って島へ渡るといったような景観が全く残せなくなってしまう。今までの歴史的な景観も残るような堤防法線も選択のしよがあると思います。堤防位置を決定事項のように示すというのは、疑問が残る。いろんな意見を汲み、堤防法線も何案か示し、環境や文化的な景観に配慮する。</p> <p>[流域住民(中流域)Bさん]</p>	<p>河川整備計画素案で提示している川幅は、河川整備基本方針で決められた計画高水流量を対象として、将来実施する追加の河川整備に対して手厚りが生じないよう、現在の河道の能力を基本に上下流一連の区間で無理なく流下能力が確保可能となるよう、また、同時に上流域の平野部は狭く、貴重な社会活動の場であるため、極力、堤防の居住地側(堤内側)の土地面積が確保できるよう設定しています。その堤防位置は、概ね毎年発生する程度の洪水位より、堤防の居住地側(堤内側)の高い位置になっています。</p> <p>これに対し、ご意見のように、堤防の位置を堤防の居住地側(堤内側)に後退させた場合には、堤防が流れに直する向きになることから、水衝部(67k2付近)となり、堤内地への危険性が増大します。また、河道幅の高差区間となるため、流速が遅くなり、水位の上昇を招きます。さらに、加茂第二箇所の築堤法を潜すこととした場合、新たに90戸程度の移転家屋が生じることとなります。</p>
<p>[バゾコメ50]</p>	<p>(a) 水害防備林の竹林を保全するとして、三大橋の下流の堤防計画では、竹林のど真ん中に堤防を予定。矛盾がある。</p>	<p>さらに、河川整備計画素案の法線案で計画している堤防位置は、堤防の高さが概ね5m程度であることに対して、堤防に隣接する竹林の高さは概ね8～15m程度であることから、堤防の居住地側(堤内側)に潜水橋を渡って島へ渡るような景観が保全できる計画となっており、且つ川側に竹林を残すことで堤防が目立たず、対岸からの景観を大きく改変する計画とはなっていない。</p> <p>また、文献調査も併せて行いましたが、三加茂町史にも、高島に史跡等は掲載されておりませんでした。</p> <p>以上を考慮し、河川整備計画素案の築堤法線案を採用したいと考えております。</p>
<p>[バゾコメ68]</p>	<p>(a) 加茂第二箇所では、素案における堤防法線で行われると、①高島の特徴的な景観を損なり、②堤防法線が極端に屈曲しており洪水をスムーズに流下させることが出来ないう。洪水流をスムーズに流下させるためには右岸側に河道拡幅を行い河道の屈曲度を減らすことが必要と考えられる。堤防法線の見直しをお願いしたい。</p>	<p>また、文献調査も併せて行いましたが、三加茂町史にも、高島に史跡等は掲載されておりませんでした。</p> <p>以上を考慮し、河川整備計画素案の築堤法線案を採用したいと考えております。</p>

表.(38) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

【素案】 内容

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

<p>※144ページの『テーママ/意見要旨』を参照</p>	<p>第2回住民の意見を聴く会等では、代替案として引堤案と高島を存置させる案の比較検討結果を説明したところであり、その説明資料の中で、各案の効果資料を公表(徳島河川国道事務所HP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室)しております。</p> <p>また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、歴史・文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、専門家や地域住民等との懇談会の設置に向けた取り組みを行ってまいります。</p>
<p>(a) 【素案P21】にある加茂第二箇所の堤防法線をもっと引いて堤防をつくれ、竹林景観も丸ごと残るように思われる。【四国地方整備局の考え方P44】を見ても、この加茂第二箇所に ついては、竹林を何とか残せないかという意見がほとんどです。吉野川固有、特有の景観である竹林は、全国に誇るべき吉野川の景観だと思っております。</p> <p>[学識者 平井委員]</p>	<p>第2回住民の意見を聴く会等では、代替案として引堤案と高島を存置させる案の比較検討結果を説明したところであり、その説明資料の中で、各案の効果資料を公表(徳島河川国道事務所HP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室)しております。</p> <p>また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、歴史・文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、専門家や地域住民等との懇談会の設置に向けた取り組みを行ってまいります。</p>
<p>(b) 加茂第二箇所の堤防法線を変更した場合の水位計算を行い結果も併せて公表頂きますようお願いいたします。</p> <p>[ハブゴメ68]</p>	<p>第2回住民の意見を聴く会等では、代替案として引堤案と高島を存置させる案の比較検討結果を説明したところであり、その説明資料の中で、各案の効果資料を公表(徳島河川国道事務所HP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室)しております。</p> <p>また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、歴史・文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、専門家や地域住民等との懇談会の設置に向けた取り組みを行ってまいります。</p>
<p>(c) (加茂第二箇所の堤防法線)の線引きがちよっと雑ではないか。もう少し地域のことを考えながら線引きを進めるということがあってもいいのではないかと感じております。</p> <p>[学識者 岡部委員長]</p>	<p>第2回住民の意見を聴く会等では、代替案として引堤案と高島を存置させる案の比較検討結果を説明したところであり、その説明資料の中で、各案の効果資料を公表(徳島河川国道事務所HP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室)しております。</p> <p>また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、歴史・文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、専門家や地域住民等との懇談会の設置に向けた取り組みを行ってまいります。</p>
<p>(c) (加茂第二箇所のよう)に浸水被害を受けやすいところは、何らかの土地利用規制をかけるとい方が優先されるべきだと思います。川沿いに新しい施設をつくったりすれば、それだけまた被害が起こる。</p> <p>[学識者 平井委員]</p>	<p>第2回住民の意見を聴く会等では、代替案として引堤案と高島を存置させる案の比較検討結果を説明したところであり、その説明資料の中で、各案の効果資料を公表(徳島河川国道事務所HP、徳島河川国道事務所内の吉野川情報室)しております。</p> <p>また、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。</p> <p>なお、歴史・文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、専門家や地域住民等との懇談会の設置に向けた取り組みを行ってまいります。</p>

表.(39) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>治水-22 旧吉野川板東谷川合流点上流の実施に関する計画内容について</p>							
<p>a. 旧吉野川の板東谷川合流点上流部は、無堤防地区が多いため、早急に堤防の整備を実施してほしい。</p> <p>[バブコメ19]</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の向上を図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等を進めてきました。</p> <p>今後も河川整備基本方針で定めた目標の達成に向けた段階的な対策として、河川整備計画では、上流部・下流部ともに戦後最大規模である昭和50年8月洪水と同規模の洪水(出水)に対し家屋浸水被害が概ね解消することを目標として整備を進めます。</p> <p>目標達成のための方策として、板東谷川合流点より上流区間については、板東谷川付近の開削と既存用地買収区間における河道内の掘削を行い水位を下げ修繕を実施します。整備計画目標対応の改修方式としては、将来実施する築堤等を先行する方法も考えられますが、この場合長い延長の築堤及び河道拡幅のための用地を確保する必要があり達成までに長い年月を要することとなるため、整備計画期間中に効果発現が可能な掘削方式を採用しました。</p> <p>旧吉野川の板東谷川合流点上流部の実施に関する計画内容については、河川整備計画素案P80、②河道の掘削等に記載しています。</p>	<p>[市町村長(下流域) 藍住町長]</p> <p>(a) 板野町では、宮川内谷川の末流の地点(東徳島病院)あたりが増水のたびに浸水する。建設省時代からいろいろ要望してきたが、「下流から実施する」という回答ばかりだ。できれば、上流のバランスのとれた整備計画をしてほしい。</p> <p>[市町村長(下流域) 板野町長]</p>	<p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への天規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外水による浸水被害を軽減する。</p> <p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p> <p>整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中各区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p> <p>【河川整備計画素案P80】 ② 河道の掘削等</p> <p>旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間について、必要な流下断面を確保するための河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制のため河道の掘削を行う。</p> <p>なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。</p> <p>【河川整備計画素案P82】</p> <p>コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>	<p>(a) 西中富地区も無堤防地区であり、一昨年(H16)の台風では手を伸ばしたら届くぐらいのところまで水がきていた危険な場所である。その地区は人口が増えてきているので早急に堤防を整備してほしい。</p> <p>[市町村長(下流域) 板野町長]</p>	<p>整備の考え方について具体的に記述を行うため、素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82(コラム⑩)の記載の修正を行います。</p> <p>今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p> <p>旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい地区から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施していきます。したがって、今後事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。</p> <p>なお、河川整備計画素案P82(コラム⑩)の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>		

表.(40) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※146ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 旧吉野川板野町周辺の改修は災害発生時に困る。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)O1さん]</p> <p>(a) 板野町西中富地区は、近年、宅地造成開発が進み、人口が増加しつつあるところである。(平成)16年の台風時には、造成した土地のところまで水が増水し、住民の方は危険を感じて避難されたと聞いている。 住民が安心して生活ができるよう、早い機会に無堤地区で堤をお願いできたらと思う。</p> <p>[市町村長(下流域)板野町長]</p> <p>(a) 板東谷川のところと板野町の大寺地区で河道の掘削を計画していることが、【素案の附図P35、36】に示されている。 掘削は、そうお金は掛からないと思うし、この掘削をすることで流れもよくなって、増水していた地区が解消されると考えているので、掘削をいっしょやってくれるのか、話して頂きたい。</p> <p>[市町村長(下流域)板野町長]</p>	<p>また、堤防の整備等ハード面以外の対策の1つとして、平成19年3月末に浸水想定区域図を作成・公表致しました。今後、各市町でハザードマップの作成等にご活用いただければと考えております。</p> <p>また、特に堤防の整備が遅れている地域については、市町等関係機関と連携し、ソフト面での対策に取り組んで参りたいと考えています。これらに関しては、整備計画素案P95(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に記載しています。なお、具体的な地盤高データなどにつきましては、災害情報普及支援室(徳島河川国道事務所内)に相談してください。</p>	<p>※146ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(41) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-23 旧吉野川板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容について

<p>a. 旧吉野川の板東谷川合流点下流部では、無堤地区や弱堤地区が残っているため、早急に堤防の整備を実施してほしい。</p>	<p>(a) 旧吉野川が直轄としての取り組みが遅かったこともあって整備が遅れている。できるだけ早く整備計画から実施計画を策定していただき、一日も早い整備を希望、要望したい。 [市町村長(下流域)鳴門市長]</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策</p>
<p>b. 旧吉野川における整備計画において旧堤を利用している理由(考え方)についてお聞きしたい。</p>	<p>(a) 北島町は周囲が水に囲まれているので、全方位を注意する必要がある。無堤地区、弱堤地区が残っているところについて第一にお願いたい。 [市町村長(下流域)北島町長]</p>	<p>今後旧河川整備基本方針で定めた目標の達成に向け早期に治水安全度を向上させるための段階的な対策として、旧吉野川下流(板東谷川合流点下流)及び今切川については、戦後最大規模の昭和50年8月洪水と同規模の洪水に対し、流下断面や堤防高が不足し、川治いに残る旧堤の有効利用等を考慮した場合同も、市街地への大規模なはん濫被害が想定される区間について、堤防整備、河道掘削等を実施し、旧吉野川・今切川のはん濫による大規模な家屋浸水被害を概ね解消します。</p>	<p>旧吉野川下流(河口より14.6km付近下流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川治いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外水による浸水被害を軽減する。</p>
<p>(a) 鳴門市の無堤地区で一昨年前の台風23号にて、畑の冠水状態になった土地があります。国交省に早く堤防を築くように要望するも、いつかわからぬ状態であり、国民の財産を守る下流の無堤地区を早く解消してほしい。 [バブコメ151]</p>	<p>旧吉野川の板東谷川合流点下流の実施に関する計画内容については、河川整備計画素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P80、②河道の掘削等に記載しています。</p>	<p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。</p>	<p>②堤防の整備 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p>
<p>(a) 内水排除のため、ポンプで今切川へ排水するということで、堤防の弱いところこれ以上、水を上げてくるのかというような意見もありましたので、堤防の整備も進めて頂きたい。 [流域住民(下流域:北島)Eさん]</p>	<p>また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。</p>	<p>①堤防の整備 流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。</p>	<p>【河川整備計画素案P80】 ②河道の掘削等 旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間について、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制のため河道の掘削を行う。</p>
<p>また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。</p>	<p>また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。</p>	<p>また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。</p>	<p>また、今切川河口部の河道内の浸入波浪により越波被害を生じる区間については、消波工を整備する。</p>

表.(42) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※148ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 板東谷川下流では、40年ぐらい前に、堤防が新しくできるということで買収をしている。しかし、いまだ堤防ができていない。早急に堤防を築いて頂きたい。 [流域住民(下流域:北島)Fさん]</p>	<p>整備の考え方について具体的に記述を行うため、素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82《コラム⑩》の記載の修正を行います。 今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。 旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前投資効果が大きい地区から順次堤防締切を行うなど効果的な整備を実施しています。したがって、今後も事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝瑞、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。 なお、河川整備計画素案P82《コラム⑩》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>
	<p>(a) 旧吉野川の無堤地区での整備については、既に新規堤防実施地区ということで記載をして頂いている。予算を獲得の上で、一日も早い実現をご要望申し上げます。 [市町村長(下流域)鳴門市長]</p>	<p>【河川整備計画素案P82】 コラム⑩ 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>
	<p>(a) 北島町は、ゼロメートル地帯の川に囲まれた島であると同時に下流なので、津波も来るし、上から(洪水が)流れても来る。工事その他補強によって、随分堤防もできているが、まだ無堤地区が少しあるので、対策をお願いしたい。 避難情報を出すとすると、一番低いところを基準にやらざるを得ないので、凹(無堤地区)がどこにあるか(教えてほしい)。 [市町村長(下流域)北島町長]</p>	

表(43) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※148ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) ◎木津・大津町 木津野の出水です。築堤等対策をお願いします。 [パブコメ396]</p>	<p>※148～149ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※148～149ページの『考え方』を参照</p>
<p>(a) 北島町は、旧吉野川と今切川に囲まれ、土地は水面より3mほど低く土手が切れた時1階がつかつた時があったそうです。土手は古く、土でできているので、台風のため不安です。コンクリートの丈夫なものにしてほしいです。もし切れても水をくみ出すポンプがあればいいのにも思います。 [パブコメ414]</p>	<p>(b) 旧吉野川における整備計画において旧堤を利用している理由(考え方)についてお聞きしたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H1さん]</p>		

表.(44) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-24 旧吉野川北川向地区の堤防整備について

<p>a. 旧吉野川の北川向地区の堤防整備について、早急に実施してほしい。</p> <p>b. (堤防の)工事箇所については、地元と協議して優先順位をつけたいと考えている。できれば最優先順位に住宅がかかる部分を実施し、何年ぐらいいそこを計画して実施していくことを地元で教えてあげたいと思う。</p>	<p>(a) 松茂町北川向地区(広島橋下)では、国交省が川幅を広げるといふ線引きを示してくれないという事で、住民は本当に困惑している。町の事業においても、集落排水などはもう川になるんだから、除外したいといふんだらう、というふうなことで、雨水がたくさん降ると、簡単に浸水する。そういうことで、早く計画を示して5年、10年ぐらいいその計画を示して(実施して)ほしい。 [流域住民(下流域:北島)Aさん]</p> <p>(a) (松茂町北川向地区では)、第2広島橋ができて10年になるが、川の拡張がいまだに実施・実現されていない。どうか予算化して、早急にできるのなら実現していただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Fさん]</p> <p>(a) p.81で、北川向地区の赤く塗ってあるところが掘削の場所だが、鳴門市まで兩岸ずつと早期にお願いしたい。</p> <p>[市町村長(下流域)松茂町長]</p> <p>(b) (堤防の)工事箇所については、地元と協議して優先順位をつけたいと考えている。できれば最優先順位に住宅がかかる部分を実施し、何年ぐらいいそこを計画して実施していくことを地元で教えてあげたいと思う。</p> <p>[市町村長(下流域)松茂町長]</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p> <p>北川向地区周辺においても、昭和58年より長岸地区、平成5年より中喜来地区広島橋上流の改修を行ってきました。</p> <p>中喜来地区(北川向)については、広島橋上流の堤防と一体となって堤内が洪水から防御できる一連区間であり、堤防整備・河道掘削を進める箇所として、河川整備計画素案P77～79、①堤防の整備に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画素案P77～79】 ① 堤防の整備 流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。 表-4.1.8 堤防の整備(築堤)を実施する区間 図-4.1.15 堤防の整備を実施する区間(旧吉野川・今切川)</p>
---	--	---	--

表.(45) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-24-1 今切川老門・中島地区の実施に関する計画内容について

<p>a. 今切港周辺の堤防を整備して頂きたい。整備計画の中で、改修できるランク(優先順位)は、どの程度ぐらいいいになるのか。</p>	<p>(a) 今切港周辺の堤防を整備して頂きたい。整備計画の中で、改修できるランク(優先順位)は、どの程度ぐらいいいになるのか。 [流域住民(下流域:北島)Aさん]</p>	<p>整備の考え方について具体的に記述を行うため、素案P77、1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策、P82《コラム①》の記載の修正を行います。 今後の整備の進め方について、現時点では次のように考えています。</p>	<p>4-1-1洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画素案P77】 1)洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 旧吉野川下流(河口より14.6km付近上流)及び今切川においては、流下断面や堤防高が不足し、川沿いに残る旧堤等の効果を考慮しても、市街地等への天規模なはん濫被害が想定される区間については、堤防整備、河道掘削等を実施することにより、必要な流下断面を確保して旧吉野川・今切川のはん濫外水による浸水被害を軽減する。</p>
<p>(a) 今切港周辺の堤防が、いつの間にか低くなっており、現在の周辺の環境が変わっているため、堤防かさ上げしても具合が悪いので、今切港とその堤防との間に立派な護岸をつくって頂きたい。 四国化成、東亜合成、日清紡績の岸壁は堤防がない。このあたりの対策についても聞きたい。</p>	<p>(a) 旧吉野川では、従来から治水安全度が低く、事前効果的な整備を実施していません。したがって、今後事業効果の早期発現の観点から、まず、事業実施中の長岸、勝端、中喜来、新喜来及びその対岸にあたる広島の堤防整備等の完了を目指したいと考えております。 なお、河川整備計画素案P82《コラム①》の中で、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を示しました。</p>	<p>旧吉野川上流(河口より14.6km付近上流)の流下断面が不足している区間については、河道の掘削を行い、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消する。 整備にあたっては、治水効果の早期発現が可能となるように、現在事業実施中の区間や想定されるはん濫被害が大きい区間を優先的に実施するとともに、未着手区間については、上下流・左右岸のバランスに配慮しながら、計画的に整備を実施する。</p>	<p>【河川整備計画素案P82】 コラム① 旧吉野川・今切川における堤防の整備・河道掘削等による整備効果 に、現在の予算状況で下流から堤防を整備した場合、概ね10年間で着手可能な区間を追加</p>
<p>(a) 今切港の付近の堤防は、水が出るときには県道上へ土のうを盛ったりして、交通の障害にもなる。優先順位を上げて改修を早急にお願したい。</p>	<p>[流域住民(下流域:北島)Cさん]</p>		

表.(46) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

治水-25 今切川広島地区の実施に関する計画内容について

<p>a. 今切川の広島地区の堤防整備について、継続して実施してほしい。</p>	<p>(a) 今切川の左岸は(国道)11号線の北島境から広島島の排水機場、船だまりがあるところまでを順次実施(築堤)して頂いている。継続してこの区間を実施してほしい。 [市町村長(下流域)松茂町長]</p> <p>(a) 今切川の改修の優先順位については、地元の見解も参考にして頂いたりと考えている。災害復旧でなく、災害予防に重点をおいて改修をお願いしたい。 [市町村長(下流域)松茂町長]</p>	<p>加賀須野橋付近の堤防整備については、区間内で実施される加賀須野橋の架け替え工事と工事実施上密接に関連しており県と協議中です。 また、加賀須野橋下流については、堤防整備を進める箇所として、河川整備計画素案P83～85、2)地震対策に記載しています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P83～85】 2) 地震対策 地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せた中規模地震動の耐震対策を推進する。 表-4.1.11(1) 地震対策を実施する区間(築堤) 図-4.1.19地震対策実施箇所(旧吉野川・今切川、中規模地震動)</p>
--	---	--	--

表.(47) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

治水-26 今切川の支川榎瀬江湖川・宮島江湖川の水門設置について

<p>a. 榎瀬江湖川・宮島江湖川の今切川合流点の水門について、南海地震等の不安があるため、早急に整備していただきたい。</p>	<p>(a) 附図-38と41で、(川内地区の)宮島江湖川、榎瀬江湖川の今切川との接点に堰をつくる計画になっているが、川内は低湿地帯であり、台風被害だけでなく南海地震等に不安を感じているので、できるだけ早期に整備をしていただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Cさん]</p> <p>(a) 吉野川の水位が昔に比べ高くなって来た。宮島、沖島辺りは記録によると1mしか標高が無い。満潮時には(今切川が)常時天井川になっている。排水設備で川内地区は守られていると云う。大型化する台風、大地震による津波を考えると(榎瀬・宮島)両江湖川対策が早期必要と思う。</p> <p>[バブコメ183]</p>	<p>旧吉野川・今切川については、整備効果を着実に発現させ、治水安全度の底上げを図るため、水害に対する危険性の高い区間より段階的に堤防の整備等改修を進めてきました。</p> <p>榎瀬江湖川・宮島江湖川と今切川との合流点に設置する水門については、河川整備計画に基づき、今後整備を進める箇所として河川整備計画素案P77～79、①堤防の整備に記載しています。</p> <p>着手時期については、実績浸水被害の状況、背後地の資産集積状況、築堤による他箇所への悪影響の有無などを勘案し適切に判断していきます。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画素案P77～79】 ① 堤防の整備 流下断面・堤防高が不足している区間の内、市街地等への大規模なはん濫被害が想定される区間については、洪水・高潮等によるはん濫被害を防止するため、港湾計画等と調整の上、堤防の整備・水門新設等対策を実施する。</p> <p>表-4.1.9 水門の新設を実施する箇所 図-4.1.15 堤防の整備を実施する区間(旧吉野川・今切川)</p>
--	---	--	---

表.(48) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

四国地方整備局の考え方

意見及び質問

治水-27 旧吉野川・今切川の橋梁改築について

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>a. 北島町は、周囲を河川に囲まれているため、避難路となる橋の強化をお願いしたい。</p> <p>b. 西中富橋は、町道だが、町で橋を架け替えることは非常に難しいので、橋の付近も整備計画に入れて頂き、国の方でこの橋の架け替えをお願いできたらと思う。</p>	<p>(a) 北島町は河川に囲まれた島になっており、最後には島から逃げ出さないといけないので、橋の強化をよろしくお願ひしたい。 [市町村長(下流域)北島町長]</p> <p>(b) 西中富橋付近は、河川の幅が急に狭くなり、流れが早くなっている。もしこの橋が、増水で落ちるといふことになると大変なことになる。町道だが、橋付近も整備計画に入れて国の方で橋の架け替えをお願いできたらと思う。 [市町村長(下流域)板野町長]</p>	<p>旧吉野川・今切川には、橋梁の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下を支障をきたす橋梁が数多く存在します。これらの橋梁は、堤防の整備の進捗に合わせ、改築等対応していきたいと考えます。しかしながら、橋梁改築等の実施には橋梁管理者の費用負担も必要となることから、対策に際し、個別に調整していきたいと考えます。</p> <p>橋梁等の許可工物の改築については、河川整備計画素案P80、③ 橋梁等の許可工物の改築に記載しています。</p>
<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2) 旧吉野川 1) 洪水、高潮等による浸水被害を軽減するための対策 【河川整備計画素案P80】 ③ 橋梁等の許可工物の改築</p>		<p>橋脚の径間長や桁下高の不足により、洪水の流下に支障を与えることが懸念される橋梁等の許可工物については、河川工事に合わせて改築する。なお、改築の際には施設管理者と協議を実施する。</p>

表.(49) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

治水-28 地震対策について

<p>a. 今切川や旧吉野川の河口堰は、耐震性について見積もっているのですか。</p> <p>b. 大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。</p> <p>c. 地震対策・高潮対策等について、大規模地震が予測されていることを前提に、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。</p> <p>d. 地震による液状化現象の対策について。</p> <p>e. 地震対策について、現在最も力を注いでいる点を教えてください！</p> <p>f. 吉野川流域には中央構造線が通っているため、ダムの崩壊が考えられないことはない。だから、そういう対策をやはりきちっと考えなければいけない。</p> <p>g. 南海地震による津波や洪水が起きても、吉野川近くに住民たちが安心できるような、排水門などをつくってほしい。</p>	<p>(a) 今切川の河口堰、旧吉野川の河口堰について、耐震性は見積もっているが、旧吉野川の河口堰は、四国で初めてパイプフロアテーション工法が使われて改良しているが、当時の改良の度合いでは不十分だと思う。 [学識者 山上委員]</p> <p>(b) 大規模地震が予測されていることを前提に検討すべき。 [ハブコメ4]</p>	<p>四国地方整備局は、平成7年度より吉野川河口部及び旧吉野川下流部・今切川において、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に比較的生じる可能性の高い地震を目標外力とした河川堤防の耐震対策に着手し、平成8年度に吉野川を完成、旧吉野川・今切川の対策を継続しています。また、平成16年度より東南海・南海地震に伴い来襲する津波による浸水防止対策として吉野川・旧吉野川・今切川河口への津波監視施設の整備を完了し、吉野川河口部の国(直轄)管理の8排水門(樋門)を対象とした、排水門(樋門)ゲートの閉扉速度の高速化・自動化、付属の設備改良等を進めています。</p> <p>東南海・南海地震を対象として、吉野川では、津波による浸水被害が懸念される河口部の国管理の排水門(樋門)の耐震対策について、は、検討を進め耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施するとともに、河口部の堤防についても被害状況等の検討を行い、必要な対策を行うこととして河川整備計画案P55.4)大規模地震等への対応及びP74.4)地震対策に記載しています。また、旧吉野川・今切川については、液状化等を考慮しつつ検討するも、必要に応じて堤防等河川管理施設の耐震対策について、河川整備計画案P83.2)地震対策に記載しています。また、被害状況等の浸水河川整備計画案P83.2)地震対策に記載しています。なお、吉野川河口部の堤防についても被害状況等の検討を行う旨、河川整備計画案P55.4)大規模地震等への対応及びP74.4)地震対策を修正します。</p> <p>なお、旧吉野川河口堰・今切川河口堰の地震対策については、管理者である水資源機構が、今後、必要に応じ耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施すると聞いており、河川整備計画案P56.2)大規模地震等への対応及びP83.2)地震対策に記載しています。</p>	<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画案P55】 4) 大規模地震等への対応 東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理の排水門(直轄管理樋門)等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、河口部の堤防について被害状況の検討を行う。また、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。</p> <p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標 (2) 旧吉野川 【河川整備計画案P56】 2) 大規模地震等への対応 地震等による災害の軽減に向けて、下流部における堤防整備を促進するとともに、中規模地震動に対する堤防耐震対策を実施して沈下量を抑制し、沈下後の堤防高が期望平均満潮位+1.0m以下となることで発生する地震後の環状的な浸水被害を防止する。東南海・南海地震による地震動及び津波への対応については、下流部に位置する国管理の排水門(直轄管理樋門)や河口堰の耐震対策を進めるとともに、堤防耐震対策についても必要な検討や関係機関との調整を進め、早期事業着手に努める。</p> <p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画案P74】 4) 地震対策 東南海・南海地震対策として、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の国(直轄)による管理排水門(樋門)・堤防等河川管理施設に対して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の埋水(出水)における被害状況、社会的状況等を検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても、必要な対策を実施する。</p> <p>さらに、対策完了以前の地震発生を想定し、地元自治体と連携して、減災に向けたソフト対策を実施する。</p>
<p>(b) (10m以上の)津波が発生した場合吉野川河口は大丈夫ですか？ [ハブコメ3553]</p>	<p>[ハブコメ206]</p>	<p>東南海・南海地震対策として、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の国(直轄)による管理排水門(樋門)・堤防等河川管理施設に対して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の埋水(出水)における被害状況、社会的状況等を検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても、必要な対策を実施する。</p>	<p>東南海・南海地震対策として、地震発生後に来襲する津波によって浸水被害が懸念される河口部の国(直轄)による管理排水門(樋門)・堤防等河川管理施設に対して耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。また、地震後の埋水(出水)における被害状況、社会的状況等を検証し、その影響の程度が著しい河川管理施設についても、必要な対策を実施する。</p>

表.(50) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※156ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 旧吉野川流域住民の一人として、「安心・安全にして生活を営むためにも、“洪水に備える”諸策や”南海大地震の津波”などに如何に対応すべきかについて大いに関心があるだけでなく、住民全員の安全や財産の保全国や県および市などが一緒に早急に対策を講じる必要を感じております。ハザードマップも大切ですが、大津橋が決壊したら逃げる方法がなくなりま</p>	<p>※156ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>[パゾコメ381]</p>	<p>(c) 地震対策・高潮対策等について、直轄管理樋門の耐震補強のみではなく、堤防全体の安全性を検討してほしい。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (2)旧吉野川 【河川整備計画素案P83】 2)地震対策</p> <p>地震等による河川構造物等の損傷や浸水被害を防ぐため、当面、地震・津波の影響が比較的大きい下流部において、築堤等の実施と併せた中規模地震動の耐震対策を推進する。</p> <p>また、東南海・南海地震対応の耐震・津波対策についても、堤防等河川構造物の被害状況と地震後の浸水被害状況の検討を行い、対応が必要な区間については、徳島県が所管し同一地区を防御する海岸堤防・支川堤防・港湾施設等への対応状況等も考慮しつつ、段階的に事業を実施する。</p>
<p>[市町村長(下流域)徳島市長]</p>	<p>(c) 河口部での河川構造物(橋)について、地震対策は十分なのではないか。</p>	<p>さらに、排水門(樋門)・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。</p> <p>加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G1さん]</p>	<p>(c) 下流域への水道水・工業用水を地震後に速やかに供給開始できるよう信頼性を高める対策についても検討してください。</p>	<p>さらに、排水門(樋門)・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。</p> <p>加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)U1さん]</p>	<p>(c) 地震対策についての質問 ①地震による堤防の決壊時の対策について(必要な対策とありますがもっと具体的にお願いします)。</p>	<p>さらに、排水門(樋門)・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。</p> <p>加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V2さん]</p>	<p>(d) ③地震による液状化現象の対策について。</p>	<p>さらに、排水門(樋門)・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。</p> <p>加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V2さん]</p>	<p>(d) ③地震による液状化現象の対策について。</p>	<p>さらに、排水門(樋門)・堰等構造物についても、必要に応じて耐震性を検証し、耐震補強等の必要な対策を実施する。</p> <p>加えて、対策完了以前の地震発生を想定して、徳島県や関係市町等関係機関と連携し、減災に向けたソフト対策を実施する。</p>

表.(51) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

テーマ／意見要旨	(d) 土手をコンクリート化して地震などの時に、液状化は起こらないか調べてほしい。 [ハブコメ198]	※156ページの『四国地方整備局の考え方』を参照	※156～157ページの『考え方』を参照
※156ページの『テーマ／意見要旨』を参照	(e) 地震対策について、現在最も力を注いでいる点を教えてほしい！ [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)W2さん]	※156ページの『四国地方整備局の考え方』を参照	※156～157ページの『考え方』を参照
(f) 南海地震が再び、近いうちにと言われております。このあたりは中央構造線が通っているので、ダムが崩壊が考えられないことはない。(ダム)の地震対策をきちんと考えなければいけない。 [流域住民(中流域:三好)Dさん]	(f) 池田ダム直下流域の住民として一番に思うのがダムの決壊です。2～3年に一度はある大洪水その上30年に50%の確率で予想される南海大地震、ダムの耐震性・対洪水性の診断を十分に実施、公表し、常に安心、安全の確保をお願いしたい。 [ハブコメ374]	ダムの設計は、現行基準に定められた耐震設計法「震度法」によって行われています。「震度法」により設計されたダムは、兵庫県南部地震を含めた過去多くの地震において大きな被害を受けたという報告は聞いておりません。 なお、ダム近辺で震度4以上を記録する地震などがあった場合には、直ちにダムの臨時点検を行い、異常がないかどうかの確認を行っています。	※156～157ページの『考え方』を参照
(g) 近いうちに、南海地震が起こると言われている。津波や洪水が起きて、吉野川近くに住む私たちが安心できるような、排水門などをつくってほしい。 [ハブコメ49]	[ハブコメ49]	※156ページの『四国地方整備局の考え方』を参照	※156～157ページの『考え方』を参照

表.(52) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

治水-29 堤内地の液状化による地盤沈下への取り組みについて

<p>a. 地震時には、堤防の沈下だけでなく、堤内地の液状化による地盤沈下も含めて議論する必要があり、どのようないきまをすべきか。</p>	<p>(a) 地震時には、堤防の沈下だけでなく、堤防から離れた堤内地の液状化による地盤沈下も含めて広い観点で議論する必要があるが、どのような取り組みをすべきか。</p> <p>[学識者 山上委員]</p>	<p>東南海・南海地震については、今後検討を進めることとしています。この中で河川管理者の所掌しているのは、基本的に河川であり、具体的に何をどこまで検討できるか、また、その結果を反映できるかについて、難しいところもありますが、概略検討を行っています。</p>	<p>-</p>
---	--	--	----------

表.(53) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-30 ダムの洪水調節について

<p>a. ダム下流域の降雨や支川の流出量、浸水被害を考慮した、早明浦ダムの操作をしてほしい。</p> <p>b. アメダスなどの情報を活用することで、事前放流が可能になるのですか。</p> <p>c. ダム管理で、弾力的な運用というものが、もっとできるようにしていただきたいと思う。</p> <p>d. 発電ダム等とも連携した洪水調節を実施して欲しい。</p> <p>e. 本来、山崎調整ダムは、早明浦ダムの貯水量に比べて格段に小さく、山崎調整ダムは必要でないのではないかと。</p> <p>f. 洪水期を見直す必要があるのではないかと。</p>	<p>(a) (早明浦)ダムができてからは、ダムの放流により地蔵寺川がせきとめて水位が上がりが、去年は道路が水没した。これは人災だと思ふ。地蔵寺川の増水状況を踏まえた放流、あらかじめ水位を下げるダム操作を行って欲しい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Aさん]</p> <p>(a) 下流域へきれいな水を流すということ、浄化槽の最終処理場施設が土佐町の一番ダム側に建設されて、最後の仕上げの段階に入っているが、ここは早明浦ダムが若干放流すると水没する地域である。水没になったは大変困る使用できるので、水没しないような形の放流計画としか、操作をしていただきたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p>	<p>早明浦ダムでは、洪水(出水)期には9,000万³mの洪水調節容量を用い、下流区間の広い範囲で効果を発揮できるよう定めた施設管理規程に基づき、適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては、流入量を上回る放流はしていません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p> <p>また、ダムには計画対象とする洪水があり、それを越える規模の洪水に対しては、洪水調節これ以上ダムに水を貯めることが出来なくなり、流出量＝放流量を上回ることがないとする場合があります。なお、流入量が計画最大放流量を下回り洪水調節が終了した後は、洪水調節容量を確保するため、計画最大放流量を限度として流入量を上回る放流を行います。</p> <p>また、河川整備計画素案では、早明浦ダムにおいて洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改築することとして、P74、6)に記載しています。</p> <p>各ダムの操作については、5分～10分単位で行っており、施設管理規程等に則り流入量の範囲内で徐々に放流量を増やすような操作を行うことにより、ダム下流の安全性を確保しています。</p> <p>また、早明浦ダム下流の本川や主要な支川には、雨量・水位観測所を設置して、ダム操作等に役立てています。</p>	<p>3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P55】</p> <p>6) ダム管理</p> <p>上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは適正な洪水調節機能の確保を図るとともに、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び、堆砂等による治水・利水への影響を改善する。</p> <p>【河川整備計画素案P74】</p> <p>6) 上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは、洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるように施設を改築するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上については引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくはは宅地高上げ等の対策を実施する。</p>
--	---	---	--

表.(54) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※160ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 早明浦ダム直下の田井地区の浸水に なるため、ダムの放水により地蔵寺川 の流水を止めるようなことがないよう してもらいたい。 [ハブゴメ15]</p>	<p>※160ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(a) 早明浦の流入量が大きくなったからと いってドシと流すが、下流では全然 降ってないときもある。周りの支流から ほとんど水が出ていないので、吉野川 の滝のような流れが一気に走る。それ で土地が崩れ、作物が皆根こそぎ 持っついていられる。 [流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p>		
	<p>(a) (平成)17年度の洪水に対して、徳島 新聞に建設省が、これは(早明浦)ダ ムの調整機能があったから被害が少 なかったという意見が大きく載せられ ていたが、おかしいと思う。秋雨前線 で長く雨が降っているのだから、徐々 に放流していれば、あれだけ大きな 被害はなかったと思う。独断で徳島新 聞に資料を提出するのではなく、住民の 声も聞いて頂きたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Dさん]</p>		
	<p>(a) 早明浦(ダム)の下流域では、洪水の ためにどれだけの災害を受けている か。洪水調節するときにはゲートをも 少し細かくすれば、そんなに被害を受 けないと思います。 じわっと(流量や水位が)上がってき た洪水は被害というものは少ないので すけど、どっと来るやつは、これはも う想像できないぐらいの被害が起きま す。 [流域住民(中流域:三好)Kさん]</p>		

表.(55) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案に対応した【素案】内容

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対応した【素案】内容
<p>※160ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 早明浦ダムの下流では80年に1回水位である。住宅と田畑が浸水する事が4～5回発生していることは、放流の誤りと考えられるので指導を強化して頂きたい。 [パブコメ161]</p>	<p>※160ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※160ページの『考え方』を参照</p>
	<p>(a) 水辺を利用するについては、ダムの放流で最大流量となった場合、冠水している問題あり。 [パブコメ165]</p>		
	<p>(a) 三好郡市町に大洪水が発生した場合今の池田ダムの効力も発揮できるでしょうか？ これからの洪水対策についても強いダム及堤防の施設作ってほしいと思います。 [パブコメ258]</p>		
	<p>(a) 立川川、南小川、穴内川などの主な支流には、水位計と雨量計をつけて、放水の際にはそれを参考として調節をして頂きたいと、第1回で申し上げたが、(四国地方整備局の考え方)に入っていない。これはどう理由で入っていないのか。 [流域住民(上流域:高知県)Aさん]</p>		
	<p>(a) 一昨年(平成16年)の台風ときは、(ダムからの放流)水が多くて、付近の土がほとんど流されてしまった。ダムの放水のやり方を緩やかにしておれば、そんなに被害は受けないのではないかと。ダムのゲートの操作に問題があるのではないかと。 [流域住民(上流域:愛媛県)Cさん]</p>		

表.(56) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
----------	--------	-------------	----------------

<p>※160ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 洪水時におけるゲートの使用等について今以上の考え方はないのか。 [バブコメ307]</p>	<p>※160ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(a) 新宮総合支所の下で、平成16年の台風のとときに大洪水で水位が上がってきて、住民の避難誘導とかがあり、いろいろ怖かった。水を制御できなくなっただけで、どの程度の水位まで上がったのか。どの辺まで逃げたら大丈夫なのか。 [流域住民(上流域:愛媛県)Dさん]</p>	<p>(a) ダム管理と云りますけど私達下流で生活する人間にはわかりません。大雨の最高時に平気で放流する。停電にはなるし、夜間放流して、水位も何も見えない時、不気味なサイレンが鳴る時の不安な恐ろしい気持ちわかりますか？大雨で不安な時に放水だけはやめて下さい。 [バブコメ369]</p>	<p>ダムの放流時には、ダムの操作状況や最大放流量等について、四国中央市などの自治体を始め関係機関に連絡を行います。四国中央市などの自治体では、事前に避難場所を設置するとともに、洪水の状況に応じて避難勧告等を出します。新宮総合支所付近の避難所は新宮公民館となっており、公民館の地盤標高と付近の河川断面から判断すると洪水に対し十分安全な避難場所となっております。</p>	
<p>(a) 洪水時、(早明浦ダム)ゲート放流による落下水の直下流への影響はどのようなでしょうか。その対策は何かでしようか。 [バブコメ432]</p>	<p>(a) 洪水調節の際には、ダム頂部のクレストゲートから放流しますが、その放流水は副ダム等からなる減勢工にて落下の勢いを減少させ、安全に下流に流下させます。</p>	<p>洪水調節の際には、ダム頂部のクレストゲートから放流しますが、その放流水は副ダム等からなる減勢工にて落下の勢いを減少させ、安全に下流に流下させます。</p>	

表.(57) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

素案【内容】を参考

<p>※160ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>最近ではアメダスなどにより降雨予測が分かると思うので、事前放流というのは可能ではないのか。(河川管理者の説明では)、降雨予測が分かっているのに腹いっばいダムに水を貯めて、流量がふえたから放流しようというような感覚に聞こえた。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Hさん]</p>	<p>また、各ダムでは、洪水調節のために空けておく容量、各種用水のために貯留しておく容量などがあり、操作規則や施設管理規程により季節別に容量が定められており、これを変更し、弾力的に運用することは、管理上支障があります。</p> <p>事前放流については、利水容量(下流に供給する用水等を貯留するための容量)を洪水調節のために一時的に使用する必要があり、その場合、洪水調節のために低減させた容量を回復させる必要があります。そのため利水容量を洪水調節のために利用する際は慎重に対応する必要があります。</p>
<p>(b) ダム(の操作)はマニュアルどおりに行われているのかもしれないが、今の(マニュアルで)ダムの役割が適正に最大限に果たせているのかどうか聞きたいと思っています。台風が来るとなれば、普段の流量を増やして、利水容量も洪水調節に(使える)ようなマニュアルをつくれはいいと思います。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Dさん]</p>	<p>早明浦ダムでは、洪水(出水)期には9,000万³mの洪水調節容量を用いて、施設管理規程により適正に洪水対応を行っているところです。この計画で定められた洪水調節容量に加えて、洪水の前に利水容量の一部を放流し、更なる洪水調節容量を確保しようとする場合、利水者の同意が必要なこと、利水容量の確実な回復が大前提になります。現在の気象予測の精度から勘案すると、確実に回復させることが困難なため、予測が外れてしまった場合に漏水被害を増大させる危険性があり、慎重に対応する必要があります。</p>	<p>※160ページの『考え方』に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(b) 現在あるダム(早明浦、池田など)を洪水対策に有効に使う。洪水に備えてダムの貯水を事前に減らす。そんなマニュアルをダム管理に使うってほしい。</p> <p>[バブコメ18]</p>	<p>なお、早明浦ダムにおける治水機能向上のための対応としては、洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるような施設を改築することとして、河川整備計画素案P74、6)に記載しています。</p>	<p>池田ダムでは、管理規程において最低水位が定められており、洪水調節の可能性がある場合は、事前に最低水位に向かって水位を下げる予備放流を実施しています。H16の台風16号、台風23号は、管理開始後初めて計画を上回る洪水でしたが、これら洪水時においても管理規程に基づき適正な操作を実施しました。</p>
<p>(b) 平成16年10月20日の台風23号の洪水のことですが、地田ダムの放水のことですが、午後3時ぐらいに放水すると通報があったと思います。満ち潮が午後5時か6時だったと思います。そうすると石井町あたりの水は堤防下2m~3mぐらいいしかなかつたと思います。私が思うのに台風の前には、洪水防ぐために、台風の前には、全部放水しておくべきだと思います。水も必要だと思えますが下流域の洪水対策が一番大切でなからうかと思えます。</p> <p>[バブコメ143]</p>	<p>なお、今後とも適切なダム管理に努める必要があり、河川整備計画素案P55、6)ダム管理に記載しています。</p>	<p>※160ページの『考え方』に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(58) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※160ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) ダムの被害について。17年度の台風で、善入寺島、大きな被害にあった。濁水といわれていたのに大きな被害、どうしてでしょう。秋雨前線で長雨として台風の四国上陸アメダス等でも予測されるはずで、九州に上陸した時点で整正して放流すべきであり、徳島に上陸にして雨の一番多い夜中に放流しているのが大きな被害です。</p> <p>[バブコメ301]</p>	<p>※164ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 早明浦ダムの洪水時効力を発揮と書いてあるが、いつも台風時はここで水を止めてもらいたい時に放流も大きくする。もっと早くから水を放水してもらいたい。</p> <p>早明浦ダムの上流にダムが何個もあるのは昔からわかっていることで、奥のダムの放流も初めから考えておいして下さい。</p> <p>[バブコメ219]</p>		
	<p>(b) 増水が予測されるのであれば、事前にダムを空にするぐらいに段々に放水をしておけば、氾濫も緩和されるように思う。</p> <p>時間の経過的隘路としてこのような問題が滞在していたことも合わせてご検討頂きたい。</p> <p>[バブコメ311]</p>		
	<p>(b) ダムというものは、百害あって一理なしと、これに尽きる。</p> <p>大雨洪水注意報が出たときに、早くダムの水位を減らして、洪水調節ができないのか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p>		

表.(59) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※160ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(c) (池田)ダム管理で、弾力的な運用というものが、もっとできるようにしたいと思う。 [流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>	<p>※164ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(d) 【素案P55】のダム管理において、濁水調整や洪水調整のために発電ダム等との連携はできないのか。また、そういった意味も含んでいるのであれば結構である。 [市町村長(上流域)いの町長]</p>	<p>(d) 四国電力とか県営ダムとか町営のダムは、かなりの容量を持っていますので、洪水のために各ダムの管理者が連携をとって遊水地帯を回避する。(洪水前)に空っぽにしておいて、貯めて頂いたら遊水地帯の水ぐらいは貯めることができる。 [流域住民(中流域:三好)Aさん]</p>	<p>吉野川2ダム(早明浦ダム、池田ダム)と銅山川3ダム(富郷ダム、柳瀬ダム、新宮ダム)を吉野川ダム統合管理事務所と水資源機構が管理しており、相互に情報共有し連携運用しています。また、自治体への情報提供など、関係機関との連携についても素案にも記載しています。 また、ダムは目的に応じた容量を持っており、操作規程に従い適正に運用され、通常発電専用ダムを洪水調節に用いることはできません。今回の整備計画では、早明浦ダム上流の発電ダムの治水容量への転用ではなく、早明浦ダムの治水機能向上のために洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるような施設を改築することとして、河川整備計画素案P74 6)に記載しています。 なお、発電ダムの放流に関する情報は、下流の河川管理者に通知されることになっており、情報の共有はされています。</p>	<p>【河川整備計画素案P74】 6) 上流ダム群の改良等 上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは、洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるような施設を改築するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。 また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。 池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所に於いて、堤防の新設もしくは空地嵩上げ等の対策を実施する。</p>
<p>(d) 管轄は違うが、(発電ダム等との)洪水時の放水の連携とかについては、とり合ってちゃんとしているのか。 [流域住民(上流域:愛媛県)Bさん]</p>	<p>(d) 「早明浦ダムの治水機能向上が強く求められている」と明記されていますが、具体的にはどのような改善を検討されているのでしょうか。 早明浦ダムの治水容量の大幅な増加を見込めない場合などは、早明浦ダム上流にある3つの発電ダムの容量を一部、または全部を買い上げ、治水容量に転用できないのでしょうか。 [ハブコメ432]</p>		

表.(60) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問 四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容

<p>※160ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 吉野川総合開発事業の要である多目的ダム、早明浦ダムは山崎調整ダム、汗見川取水ダム(?)と池田ダムが組になっているはずである。その意味において、山崎調整ダムと汗見川取水ダム流域が国管理になっていないのは納得できない。説明を求めめる。本来、山崎調整ダムは、早明浦ダムの貯水量に比べて格段に小さく、山崎調整ダムは必要でないのではないか。説明を求めめる。(出来れば撤去)</p> <p>[パブコメ161]</p>	<p>山崎ダムは、早明浦ダム発電所により発電に使用された平常時の流量変動を小さくおさえる等管理規程に従い、安定した流量へと調整するために発電事業者である電源開発が設置した施設です。洪水調節のための治水容量は保持していません。</p> <p>また、汗見川取水堰についても発電事業者である電源開発が設置した施設です。</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(e) 山崎に調整ダムがあるが、発電後30分したら満杯になるぐらいの調整ダムだと思ふ。それぐらいの小さな調整ダムで、本当に(洪水)調整になっているのか。もし、それが本当に機能しているのであれば、連続して異常放流が起きるわけがないと思ふ。ダムの放流指導をどうされているのか、改めてお伺いしたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p>			

表.(61) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※160ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(f) 洪水期というのは、6/1～10/10だが、平成16年台風23号みたいに洪水期ではないときにも来ているので、これに備えて、洪水期の期間を見直すようなことも考えられているのか。また、早明浦(ダム)では、32年間に計画高水を上回るのが4回も来ているので、早明浦ダム上流の電力ダムの有効貯水量の一部を、治水用に譲渡していただくとか、そういう考えはないのか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Oさん]</p>	<p>H16の台風23号時の早明浦ダムでは、非洪水(非出水)期の洪水調節容量8,000万³m³の中で、施設管理規程等にもとづき、適正な洪水調節を実施し、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。よって、現在のところ洪水期間の見直しは考えていません。また、今回の整備計画では上流の電力ダムの容量の買い取りは考えていませんが、早明浦ダムの洪水調節容量を増大する計画としています。また、これとあわせて、改築した放流設備によって低い水位から放流することにより、増強した調節容量を有効に活用していくこととして、河川整備計画素案P74、6)上流ダム群の改良等に記載しています。</p> <p>富郷ダム、柳瀬ダムには洪水(出水)期の設定はなく、富郷ダムでは1,250万³m³の洪水調節容量が年間を通して確保され、柳瀬ダムでは760万³m³の洪水調節容量(一部は予備放流含む)が確保される計画となっています。また、新宮ダムでは非洪水(非出水)期には予備放流により洪水期と同量の500万³m³の洪水調節容量が確保される計画となっています。</p> <p>これらの各ダムの計画は、治水・利水の必要性等の状況を踏まえて決定されており、現在のところ洪水(出水)期を変更する予定はありません。</p>
<p>(f) 洪水期というの、6/1～10/10だが、平成16年台風23号みたいに洪水期ではないときにも来ているので、これに備えて、洪水期の期間を見直すようなことも考えられているのか。また、早明浦(ダム)では、32年間に計画高水を上回るのが4回も来ているので、早明浦ダム上流の電力ダムの有効貯水量の一部を、治水用に譲渡していただくとか、そういう考えはないのか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>	<p>富郷ダムを見ると、通年で同じ洪水調節容量を確保しているか書いてあるが、それ以外の新宮ダムと柳瀬ダム、特に柳瀬ダムの期間の違いがよくわからないので説明してほしい。平成16年の台風23号は10月20日、新宮ダムが洪水容量を確保しなければいけない期間外になるが、このような事態を鑑みると、この期間をもう少しよと延ばす必要があると思う。実際に合わせて改良すべきだと思いが、素案とかが載せるような余地はないか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>
<p>(f) 早明浦ダムや新宮ダムの「洪水期」は7月1日～10月10日になっていますが、岩津地点で戦後最大のピーク流量を記録した平成16年(2004年)の台風23号が「非洪水期」である10月20日であったことや、今後のさらなる長期的な海水温度の上昇＝台風発生期間の長期化を考慮すれば、「洪水期」を延ばす必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>[ハブコメ432]</p>	<p>早明浦ダムや新宮ダムでは、非洪水(非出水)期の洪水調節容量8,000万³m³の中で、施設管理規程等にもとづき、適正な洪水調節を実施し、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。よって、現在のところ洪水期間の見直しは考えていません。また、今回の整備計画では上流の電力ダムの容量の買い取りは考えていませんが、早明浦ダムの洪水調節容量を増大する計画としています。また、これとあわせて、改築した放流設備によって低い水位から放流することにより、増強した調節容量を有効に活用していくこととして、河川整備計画素案P74、6)上流ダム群の改良等に記載しています。</p> <p>富郷ダム、柳瀬ダムには洪水(出水)期の設定はなく、富郷ダムでは1,250万³m³の洪水調節容量が年間を通して確保され、柳瀬ダムでは760万³m³の洪水調節容量(一部は予備放流含む)が確保される計画となっています。また、新宮ダムでは非洪水(非出水)期には予備放流により洪水期と同量の500万³m³の洪水調節容量が確保される計画となっています。</p> <p>これらの各ダムの計画は、治水・利水の必要性等の状況を踏まえて決定されており、現在のところ洪水(出水)期を変更する予定はありません。</p>

表.(62) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※160ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 過去32年間で、早明浦ダムが計画高水を上回る放水をしたとあるが、この銅山川水系の3ダムに関しては、すべて計画高水以内で収まっているということなのか。 計画高水を上回った回数も次回の素案のときに入れたい。 [流域住民(上流域:愛媛県)Cさん]</p>	<p>柳瀬ダムでは、S34、S36、S54の3回計画を超える放流を実施しています。 新宮ダムでも、S54、S62、H16の3回計画を超える放流を実施しています。 なお、H13年には富郷ダムが完成しており、建設前に比べて銅山川の治水機能は向上しています。</p>	<p>※160ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(63) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-31 早明浦ダムの洪水調節能力について

<p>a. p.30の「利水容量がゼロ」という言葉はおかしいので、「貯水量がゼロ」が良いと思う。中ほどの「早明浦ダムは……十分な洪水調節機能を有している」とは言い難い」と記述しているが、洪水調節能力を發揮してないというの、納得できない。書き方をもう少し工夫してほしい。</p> <p>b. 早明浦ダムの治水に対する運用面と施設の改善面についての検討会を立ち上げるような前向きな施策を考えて頂きたい。</p>	<p>ご指摘の通り、「利水容量がゼロ」という表現は間違っていたため「利水のための貯水量がゼロ」と修正いたします。また、洪水調節能力については、誤解を招く恐れがあるので、河川整備計画素案P30、1) 洪水調節を修正します。</p> <p>早明浦ダムでは管理開始以来、S50とS51の2回計画を超える放流をしています。早明浦ダムの治水機能の向上に向け、洪水調節容量を増大し、低い貯水位でも確実に放流できるような施設を改築することとし、河川整備計画素案P74 6)に記載しています。</p>	<p>2-1-3 治水の現状と課題 (3) ダム管理 【河川整備計画素案P30】 1) 洪水調節</p> <p>吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量4,700m³/s、計画放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³を有している。</p> <p>早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来、81回(平成18年3月現在)もの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、濁水により利水のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。</p> <p>早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう計画されているが、管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、その内2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機能を向上が強く求められている。</p>
<p>[学識者 端野委員]</p> <p>(b) 早明浦ダムは、建設当時、80年に一度の洪水に対処できるというところで設計された施工されたと思うが、近年4回か5回ぐらい異常放流をされている。治水に対する運用面と施設の改善面について、シミュレーションを踏まえた検討委員会を立ち上げるような、もっと前向きな施策を考えて頂きたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P74】 6) 上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を実施する。</p>	<p>2-1-3 治水の現状と課題 (3) ダム管理 【河川整備計画素案P30】 1) 洪水調節</p> <p>吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量4,700m³/s、計画放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³を有している。</p> <p>早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来、81回(平成18年3月現在)もの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、濁水により利水のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。</p> <p>早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう計画されているが、管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、その内2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機能を向上が強く求められている。</p>
<p>(b) 早明浦ダム等吉野川の洪水に対する調整ダムとしての機能を十分備えるよう科学的なメスを入れること。 [バブコメ247]</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P74】 6) 上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅地高上げ等の対策を実施する。</p>	<p>2-1-3 治水の現状と課題 (3) ダム管理 【河川整備計画素案P30】 1) 洪水調節</p> <p>吉野川における洪水調節は、吉野川総合開発計画の中核とされる早明浦ダムの役割が大きく、計画流入量4,700m³/s、計画放流量2,000m³/sで、洪水調節容量は9,000万m³を有している。</p> <p>早明浦ダムは、昭和50年4月の管理開始以来、81回(平成18年3月現在)もの洪水調節を実施し、特に平成17年9月5日の洪水においては、濁水により利水のための貯水量がゼロに近い状態にあった早明浦ダムによって、洪水の全量約2億5千万m³の流水を貯留するなど、新宮ダム、柳瀬ダム、富郷ダムと合わせ、下流域の洪水被害の軽減に大きく寄与した。</p> <p>早明浦ダムは80年に1回の頻度で発生する洪水に対応できるよう計画されているが、管理開始以来31年間で、計画最大流入量を超える洪水が4回発生し、その内2回は計画最大放流量を超える放流の実施を余儀なくされており、早明浦ダムの治水機能を向上が強く求められている。</p>

表.(64) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨		見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>治水-32 早明浦ダムの改良について</p>							
<p>a. 早明浦ダムを事前放流が可能 な施設に改善してほしい。</p> <p>b. 早明浦ダムの洪水調節機能を 大きくしたら、ダム下流域はどうか のですか。</p>		<p>(a) 早明浦ダムは圧倒的な治水容量があ るが、構造上クレストゲート下の事 前放流が不可能(発電放流以外に水 を抜けない)という構造が指摘されて いる。事前放流が可能なダムの体質 改善をぜひ考えていただきたい。</p> <p>[市町村長(上流域) 本山町長]</p>		<p>洪水調節容量を増大するとともに、下流域河道の 整備状況を踏まえた最適操作ルールを策定すること により、ダム下流域の洪水被害軽減を図ります。</p> <p>また、改良した放流設備によって低い水位から放流 することにより、増強した調節容量を有効に使用して いくこととして、河川整備計画素案P74、6)上流ダム 群の改良等、4)洪水調節に記載しています。</p>		<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P74】 6) 上流ダム群の改良等 上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容 量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築するとともに、柳瀬 ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う 濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの 安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは宅 地嵩上げ等の対策を実施する。</p>	
<p>(a) 「上流ダム群の改良等」で「早 明浦ダムでは洪水調節容量を増大さ せ、低い貯水位でも確実に放流でき るよう施設を改築する」と書いてある。 事前放水も含め、ぜひそのようにして ほしい。</p> <p>[市町村長(上流域) 土佐町長]</p>		<p>(b) 洪水調節機能のために確実に低貯 水位でも放流できるように施設を考 え、この整備計画に書かれているが、 これは具体的にどのようことを考 えているのか。</p> <p>[市町村長(上流域) 土佐町長]</p>		<p>(b) 洪水調節機能を大きくしたら、具体的 に(早明浦)ダム直下流でどうなるのか ということが全くわからない。</p> <p>[市町村長(上流域) 大豊町長]</p>			

表.(65) 素案に対するご意見とその対応

2. 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

テーマ/意見要旨 意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

治水-33 柳瀬ダムの改良について

<p>a. 上流ダム群の改良等の1つとして、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい。</p> <p>b. p.74に、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うとありますが、これは洪水調節に関するものなのか。</p> <p>c. 富郷、新宮ダムの貯水内の地すべり対策は、どのような状況でして頂けるのか。</p> <p>d. 柳瀬ダムの改修工事について、本体工事の開始時期とか規模とか詳細がわかっているのであれば、流域住民へ説明会等を早目に開催してもらいたい。</p>	<p>(a) 洪水調節機能という観点から、柳瀬ダムにおける放流設備の新設をお願いしたい。</p> <p>[市町村長(上流域)四国中央市長]</p> <p>(b) p.74に、柳瀬ダムで放流設備の新設を行うと書かれているが、これは洪水調節の関係なのか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Bさん]</p> <p>(c) 富郷、新宮ダムの貯水内の地すべり対策は、どのような状況で頂けるのかお聞きたい。</p> <p>事業計画にも書いてあるように、地すべり対策等は特に迅速にお願い申し上げます。</p> <p>[市町村長(上流域)四国中央市長代 理]</p> <p>(d) 柳瀬ダムの改修工事について、本体工事の開始時期とか規模とか詳細がわかっているのであれば、流域住民へ説明会等を早目に開催してもらいたい。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>	<p>柳瀬ダムは、昭和29年に完成した古いダムであり、洪水を放流するゲートはクレストゲートしかありません。このゲートは非常に高い位置からの放流にのみ対応するものであり、初期の段階での放流ができません。さらには、放流できる水位になつたときには、ダムへの流入量が大きくなっており、急激な放流になるおそれがあります。従って、素案P74、6)上流ダム群の改良等に記載している低い水位から放流できるような放流設備の追加を行う事業を、現在実施中であり</p> <p>ます。</p> <p>富郷・新宮ダムの地すべりについては、地盤が変位している場所があることから、観測を実施していただきます。現在、富郷ダムでは排水工を施工しており、危険箇所については、引き続き対策を実施する予定です。また、新宮ダムについても、法面アンカー工の補修を実施しており、今後も引き続き補修工事を実施します。</p> <p>柳瀬ダムのえん堤改良事業の一環で、発着場の工事について地元説明会を実施しました。現在本体工の設計等を行っており、19年度も引き続き設計を中心に作業を進める予定です。今後、本体工事開始にあたっては、詳細事項が決まり次第近隣住民の皆様</p> <p>に説明したいと考えています。</p>	<p>4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項</p> <p>(1)吉野川</p> <p>【河川整備計画素案P74】</p> <p>6)上流ダム群の改良等</p> <p>上流ダム群の適正な洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させ、低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築するとともに、柳瀬ダムでは放流設備の新設を行う。なお、早明浦ダムの施設の改築により放流に伴う濁水問題の長期化を抑制する副次的効果も期待される。</p> <p>また、上流ダム群のさらなる治水機能向上について引き続き検討を行う。</p> <p>池田ダムにおいては、池田地点における河川整備計画の目標流量12,500m³/sの安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において、堤防の新設もしくは地嵩上げ等の対策を実施する。</p>
--	---	---	---

表(1) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>利水-1 吉野川池田地点の平均総流出量について</p> <p>a. p.34に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量が分かる円グラフを入れてほしい。 p.35、36は、ダムがなかったという表現ではなく、ダムを建設したことにより良くなったという表現に変えて欲しい。</p>	<p>(a) p.34の図2.2.1と2.2.2の間に、池田地点で何年から何年の間の平均総流出量がどれぐらいあるという様な円グラフを入れてほしい。 [流域住民(下流域・徳島)Dさん]</p>	<p>吉野川の水利の歴史は古く、様々な経緯や分水があり現在に至っています。その経緯の説明のため、分水の歴史と吉野川総合開発計画について河川整備計画素案P34、2-2-1 水利利用及びNP34-1、(2) 吉野川総合開発を修正します。 現況の流況における表現においては誤解を招く恐れがあるため、河川整備計画素案P36、2-2-2 現況の流況について適正な表現へと修正します。</p>	<p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 2-2-1 水利利用 【河川整備計画素案P34】 (1) 分水の歴史 吉野川流域は、四国4県にまたがる大河であり、その豊富な水資源を多目的に活用しようとして、藩政時代末期から幾多の分水構想が描かれた。 最初に実現したのは、高知県内においてかんがい用水として導水した穴内川分水で、明治33年に竣工し、明治43年には、落差を利用して吉野川で最初の水力発電を行った。さらに昭和15年に発電を目的に仁淀川分水が開始された。 愛媛県では、明治45年に、支川銅山川から二級水系国領川に発電を目的に分水を開始し、昭和37年鹿森ダム(国領川)、昭和41年別子ダム(銅山川)の完成により、別子分水として発電供給と工業用水の確保が図られた。一方、伊予三島市・川之江市(現在の四国中央市)への銅山川分水は、愛媛県と徳島県の協議が成立した昭和11年に事業着手し、戦争による中断をはさんで昭和28年に柳瀬ダムから別子分水が開始された。 昭和42年に、早明浦ダムを中核とする吉野川水系水資源開発基本計画(いわゆる吉野川総合開発計画)が閣議決定された。昭和50年に香川用水により香川県への分水が開始され、古くより利用してきた徳島県も含め、吉野川の水は4県で利用される重要水源となっている。</p>
	<p>図-2.2.1 四国における吉野川の水利利用状況</p> <p>【河川整備計画素案P34-1】 (2) 吉野川総合開発</p> <p>吉野川総合開発計画は、早明浦ダムを中核とし、池田ダム、吉野川・合切川河口堰、香川用水、新宮ダム、富郷ダム、高知分水の各事業がなされ、吉野川水系の洪水調節、四国4県への用水(かんがい、上水道、工業用水)供給及び発電などの多目的事業であり、四国開発の根幹をなしている。 吉野川総合開発計画で年間用水計画は17.3億³m³(不特定かんがい及び既得用水含む)が4県に配分されている。</p>		

表(2) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※173ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) p.35、36は、ダムがなかったという表現ではなく、ダムをつくったことによりよくなったという表現に変えて欲しい。 [流域住民(下流域：徳島)Dさん]</p>	<p>※173ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P35】 図-2.2.4 早明浦ダムによる流況の安定化(池田ダム流入地点) 図中「ダムがない場合の流況」を「早明浦ダムからの補給がない場合の流況」に修正 【河川整備計画素案P36】 2-2-2 現況の流況 平成17年夏渇水では、長期間にわたって取水制限が実施されたが、早明浦ダムからの補給により、河川環境や市民生活への大きな影響が生じることを最小限にとどめられ、9月に来襲した台風14号のもたらした雨により渇水が解消された。 平成17年夏渇水では、早明浦ダムからの補給がなければ、吉野川の流量は減少し、水道用水をはじめとする都市用水、農業用水の取水が困難となり、住民生活に大きな影響を与えていたと考えられる。 平成6年と平成17年の渇水時には、早明浦ダムの利水貯水量が枯渇したため、吉野川水系水利用連絡協議会における調整を踏まえ、発電容量からの緊急放流を実施した。 しかし、早明浦ダムでは、昭和50年の運用開始以来31年間で21回の取水制限を実施している。また、銅山川ダム群でも昭和50年以降31年間で18回の取水制限が実施されている。今後においても関係機関が連携し、合理的な水利用に努め、四国4県の発展に必要な水の安定供給を行う必要がある。 図-2.2.6 平成17年渇水における早明浦ダムからの補給状況 図中「池田ダム地点の自然流量」を「早明浦ダムからの補給がない場合の池田ダム地点流量」に修正 図中「ダムがない場合の流量」を「早明浦ダムからの補給がない場合の流量」に修正 図中「ダムがある場合の流量」を「早明浦ダムからの補給後の流量」に修正</p>

表(3) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

利水-2 吉野川の正常流量について

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>a. 吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。</p> <p>[パプコメ80]</p>	<p>(a) 吉野川全体での維持流量をより多く確保するとともに、第十堰下流の環境を守るために必要な維持流量を確保すること。</p> <p>[パプコメ80]</p>	<p>吉野川における維持流量の安定的な確保については、河川整備計画素案P98、(1)適切な流水管理に記載しているところであり、今後も適切な流水管理に努めていきたいと考えています。また、第十堰下流の河川環境については、今後も継続したモニタリング調査により、動植物の生息・生育環境等の把握に努めていきたいと考えています。</p> <p>生物の生息・生育環境の保全に関する内容は、河川整備計画素案P57、1)動植物の生息・生育環境に記載しています。</p>
<p>(a) 河口域の汽水環境維持に欠かせない、本流への河川維持流量を増やして欲しい。今や塩分濃度が、海と変わらなくなっている。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)P2さん]</p>	<p>(a) 河口域の汽水環境維持に欠かせない、本流への河川維持流量を増やして欲しい。今や塩分濃度が、海と変わらなくなっている。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)P2さん]</p>	<p>(1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系配慮した樹木管理に努める。また、コアラジサシ等の繁殖地として利用されている広レキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行うに努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、<u>なだらかな連続性のある水際環境の再生</u>に必要な対策を実施することにより、<u>なだらかな連続性のある河川環境の再生</u>に努める。</p>
<p>(a) 第十堰の下流の流水量が減ったのが増えたのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Gさん]</p>	<p>(a) 第十堰の下流の流水量が減ったのが増えたのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Gさん]</p>	<p>吉野川の河口部は、潮位変化などにより、る水位、変動や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口主潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努める。</p>
<p>(a) 美しい、吉野川づくりは、第十堰に水の流れを、絶えず供給することで今からでも遅くはなく、至急堰の上(20cm)を流して下さい。工事中でも可能だと思いますがいかがなものでしょうか。</p> <p>[パプコメ244]</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98】 (1) 適切な流水管理</p> <p>四国の社会基盤を支えている都市用水や農業用水等の安定した取水と流水の正常な機能を維持するため、河川の水量・水質を常時監視するとともに、既存の分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行うものとする。また、利水者に対し、取水量を的確に計測するための流量計または水位計等の設置を指導するなど、適切な流水管理に努める。</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに、評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>

表(4) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

利水-3 吉野川の自然流量について

<p>a. 香川、愛媛、高知への分水が行われなかった場合の池田ダム地点の自然流量を示すこと。</p>	<p>香川、愛媛、高知への分水が行われなかった場合の池田ダム地点の自然流量を示すこと。</p>	<p>河川整備計画素案P36図-2.2.6における池田ダム地点の自然流量を提示します。</p>	<p>-</p>
--	---	---	----------

利水-3-1 地下水の経年変化について

<p>a. 吉野川の地下水は、河川改修や地域開発などの影響で、変化しているのではないか。</p> <p>b. 地下水の取水の規制が厳しくなっていると聞くと、それはどういう根拠か。</p>	<p>昭和29年から吉野川で漏水対策をやっているが、その結果、地下水水位が低下している。しかし、吉野川の地下水の復元をすのかどうか、そういう計画が利水にも環境にも維持管理にも出てこない。</p> <p>(川島町では地下水位が)1m50から2mぐらいい下っているから、その水位を上げる(対策)をする必要があるのではないか。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>	<p>吉野川水系の地下水位の動向については、継続的に地下水位を観測することによって変動状況の把握に努めているところ。また、地下水位の観測結果については、地域毎によって傾向が異なっており、明確な変動傾向は示しておりませんが、今後とも地下水位状況を把握するために、地下水観測を継続していきます。</p> <p>地下水規制については、日本の高度成長の時に企業が立地し、そういう中で地下水を過剰に利用した結果、地下水の塩水化、また一部地盤沈下という問題が発生しました。徳島県では、このような状況のもと、昭和58年から地下水の取水要綱により、また平成17年10月1日からは徳島県生活環境保全条例により、地下水取水について規制しているところ。です。</p>	<p>(a) 4年前の台風があつて、北島町の新喜来で堤防が破綻しかけて、去年の10月ごろにきれいに完成した。しかし、堤防の外側へ打ち込んだ矢板の10mぐらいいは撤去したが、残り(10mぐらいい)打ち込んだままの状態である。矢板を打ち込んだために、地下水がなくなるのではないかと、井戸水を利用にできなくなるおそれがあるのではないかと懸念をしている。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)さん]</p>
---	--	--	---

表(5)素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※176ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 吉野川中流域や上流域では、地下水を飲料水などに使っているところもあるが、河川の改修や地域の開発あるいは宅地開発など(の影響)で地下水の状態が変化しているのではないかという気がする。中流域ぐらいで地下水位の状況等のデータがあれば、教えて頂きたいと思います。 [市町村長(中流域)美馬市長]</p>	<p>※176ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(a) 湧水等の変化には常に細心の注意を払って欲しいものである。 [パブコメ231]</p>		
	<p>(a) 近年、著しい江川の枯渇と地下水の沈下を目の当りにしております。池田ダムの運用当時、当局は池田から下流域の多くの中小河川によって賄われるので下流域に異常は無い筈だと説明されました。しかし、現実には地下水の沈下により鴨島町内には有る多くの防火用井戸が枯れ、今なお各家庭の打ち込み井戸も軒並みに鉄管を足して打ち替える始末です。これは江川水系の枯渇が原因であることが明白であります。 [パブコメ236]</p>		

表(6)素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※176ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 農業用に地下水を使っている。現在、水位が下がってしまっ、連続使用に支障をきたしている。 [パブコメ403]</p> <p>(a) (地下水だけを通過)水路を堤内と堤外につなぐことで、(地下水低下の問題を)十分解決するような話にも見えるが、その辺はどういうお考えを持っているのか。 [流域住民(下流域:吉野川)Jさん]</p> <p>(a) 国府町にアユの養殖場があり、これが日量20万³m³地下水を取水しているが、最近、廃業しているので、地下水の塩水化は、昔よりは改善されている。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Uさん]</p> <p>(b) 最近、地下水の取水の規制が厳しくなっていると聞くと、それはどういった根拠で、あるいは水質であるのかお示し頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Dさん]</p>	<p>※176ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表(7) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

利水-4 渇水対策について

<p>a. 近年、渇水被害が頻発しており、【素案】には具体的な渇水対策を記載してほしい。</p> <p>b. 吉野川水系全体の利水の状況や流水の正常な機能の維持、ダム役割等についても情報を公開し、わかりやすく説明して欲しい。</p> <p>c. 渇水対策として、渇水時の流量配分図をつくっておいた方がいいのではないか。</p> <p>d. あらゆるダムによる補給機能がなくなったときの「渇水ハザードマップ」ともいうべき被害想定を作成して公表すべきである。</p>	<p>(a) 渇水が昨年は2回もあつたわけであるが、このことについてどのように整備計画へ載せていくのか。 [流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p> <p>(a) (昨年の)2回の渇水の原因は、徳島への43m³/sという水利権の問題があると思う。このことも今年度の整備計画へ載せておいていただきたいということをお願いしておく。 [流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p> <p>(a) 素案には、渇水対策について何ら具体的な表現が入っていない。それについてどう考えているのか。 [流域住民(下流域:徳島)Dさん]</p> <p>(a) 早明浦ダムの渇水対策として、平成17年の長期少雨傾向のような異常期には、緊急的処置として、水力発電を停止、あるいは抑制し、下流へ放水すべきだと考えます。 [パブコメ78]</p> <p>(a) 渇水対策について [流域住民(下流域:徳島II)F1さん]</p> <p>(a) 流域に引水口を数多くつくり、リザーバー(貯水池)を地下に建設する。 [流域住民(下流域:徳島II)E2さん]</p>	<p>渇水対策については、ダム等の既存の水資源開発施設を有効的に活用することが、大切であり、また、合理的な水利用に関しては、関係諸機関との連絡・調整が必要な事項でもあり、異常渇水への対応も含めて、総合的な検討を進めてまいりたい。河川整備計画素案P98、(2) 渇水への対応に記載しています。</p> <p>また、情報提供については、現在においてもホームページ、パンフレット配布等様々な広報媒体を利用した情報提供や広報を行っているところではあります。今後、より一層充実させていきたいと考えています。</p> <p>HPアドレス: http://www.skr.mlit.go.jp/yoshino/index.html (吉野川ダム統合管理事務所HP)</p> <p>また、不特定用水については、平成17年度及び平成19年度の渇水時に、吉野川水系水利用連絡協議会で不特定用水の削減が提案されましたが実施には至っていません。今後とも吉野川水系の効率的な水利用の推進に努めて参ります。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98】 (2) 渇水への対応</p> <p>吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため「吉野川水系水利用連絡協議会1」や「銅山川渇水調整協議会1」等を通じ、状況等の情報を共有し、渇水時における円滑な渇水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水を利用しての地域住民に対して節水を呼びかける等、啓発に努める。あわせて、広域の水利用及び危機管理の観点から、既存水資源開発施設の有効利用も含めた異常渇水への対応について検討を行う。</p>
---	---	--	--

表(8)素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※179ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 不特定用水については徳島県、大坝の管理については、水資源機構が行っており、国土交通省と連携してやっているが、幾ら連携をとってるといっても考え方が違うのではないだろうか。</p> <p>[流域住民(上流域：高知県)Eさん]</p> <p>(a) 不特定用水43m³/sの(原直し)について、(吉野川水系水利用連絡協議会)への提案をした経緯がありますか。</p> <p>[流域住民(上流域：高知県)Fさん]</p> <p>(a) 不特定用水がどんなものか、簡単にご説明頂きたい。 また、高知県が徳島県とかけ合っ て、不特定用水を濁水の時だけ流すのを止めてくれないか。 この不特定用水の解決なしには、濁水関係は対策にもならないと思う。</p> <p>[流域住民(上流域：高知県)Nさん]</p>	<p>※179ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※179ページの『考え方』を参照</p>

表(9) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※179ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 上板町ですが、北岸土地改良区より通水値いておりますが、降雨の少ない時や土地の上っている関係や配管のミスでの漏水、地区地区でのローテーションにおいて水が来る当番の日も来ず毎年少なからず漏水に悩まされております。 [パブコメ418]</p>	<p>※179ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※179ページの『考え方』を参照</p>
	<p>(b) わかりやすい情報を提供し、共有化を積極的に図らなければ、異常漏水時にどのような漏水調整が適正なのか、県民はわからない。このため、吉野川水系全体の利水の状況や流水の正常な機能の維持、ダムの役割等についてもっと情報を公開し、わかりやすく説明すべきと思われる。 [パブコメ86]</p>		
	<p>(c) 吉野川に限らず、川の水というのはかなりの余裕を持って、河川の生態系が維持されていると考えているので、洪水時の流量配分図(の他に)、(漏水対策として)漏水時の流量配分図というものも、つくっておいた方がいいのではないかと思う。 [学識者 森本委員]</p>		

表.(10) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※179ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 素案の渇水対策(P98)は、あまりにも具体性に欠ける。渇水調整ルールがどのようなものか、発電用水とかダムの底水の活用なども含めた段階的渇水対応についてその原則を明らかにすべきである。さらにあらゆるダムによる補給機能がなくなつたときの「渇水ハザードマップ」ともいうべき被害想定を作成して公表すべきである。</p>	<p>※179ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※179ページの『考え方』を参照</p>
	<p>水害対策については情報の共有化、住民参加が進んでいるが渇水対策については暫無に近い。今後異常渇水はますます頻発するともに異常レベルは高まると思われる。</p>		

[パブコメ394]

表.(1) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

利水-5 麻名用水について

a. 麻名用水取水口周辺は、昭和30年代までのように、南側の堤防に沿った底流を復元してほしい。
 b. 麻名用水に水が流れ込むよう、取り入れ口のバラスや樹木の除去について許可をいただきたい。
 c. 麻名用水については、農水省が働きかけて、協議とかいう形で国交省の方へ行けば解決の糸口が出てくるのではないかと。

(a) 麻名用水取水口周辺は、昭和30年代まで本流は南の堤防に沿って流入路が障害となつて川の形状が変つた。昔流れていたように、南側の堤防に沿った底流を復元してほしい。
 [流域住民：吉野川]Aさん

(b) 麻名用水の取り入れ口の水位が下がり、かんがいの水が少なくなり困っている。対策として本流からスムーズに水が流れ込むよう、取り入れ口のバラス、樹木を取ることについて許可をいただきたい。
 [流域住民：吉野川]Aさん

(b) 麻名用水の取水口周辺では、南岸の堤防治いにあった川の流れが竹林や樹林(の影響で)北の方へ変わり、同時に河道が下がって(平成4年頃から)取水が従来のようにいかにくなくった。国土交通省の責任において、従来7m³/sのところ、5m³/s以上の水を確保できるよう、近々に対策を講じるように要望する。
 [流域住民：吉野川]Aさん

(b) 100年前の麻名用水施設設置時には自然流水で末端まで利用可能であったが、現在では水位が低くなり、地下水に頼っている。再度見直し頂き、ご回答をお願いしたいと思う。
 [パプコメ91]

川は自然によって形成されていることより、取水のために人工的な河道の付け替えを行うことは、国土交通省では困難であることをご理解下さい。なお、川の形状については自然に任ずることが良いと思います。
 また、取水機能の維持に関しては、土地改良区が対策を弄し、協議を頂ければ審査を行い、対応していきたいと思ひます。
 利水の機能維持については、施設管理者が対応することになりますが、麻名用水については、昨年度2月末に取水機能維持のための麻名土地改良区より、改善申請が提出され、3月末にはその改善工事は完成していています。
 また、今後もし引き続き協議を頂ければ、審査を行い対応していきたいと思ひます。

表.(12) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※183ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 麻名用水の取水口の碑に、7m³/sの麻名用水へ関くと、一生懸命取っても3m³/sしか取れないと言われた。木が生えて、その木に土や砂が引っかけたり河床が上がっていく。維持管理とことから言えば、今までどうして放っておいたのか。建設省の管理が悪かったのだから、何とか水が入れるようにできないか。 [流域住民(下流域：徳島Ⅱ)Qさん]</p>	<p>※183ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>(b)</p>	<p>麻名用水の取水は、鴨島町や石井町にとって死活問題であるので、河川管理上いろいろ問題もあると思うが、安全に、安定して取水ができるようにお願いしたい。 [市町村長(下流域)石井町長]</p>		
<p>(c)</p>	<p>土地改良区(麻名用水)は農水省の管轄であるため、農水省に働きかけて、協議とかいう形で国交省の方へ行けば解決の糸口が出てくるのではないかと。農水省の方が補助を出して、河川の中をトンネルとかを敷いて、麻名用水の取水口へ引っ張っていくとか、そういう方法があり、そういう方法で努力された方が近道かと思う。</p>		
<p>[流域住民(下流域：吉野川)Hさん]</p>			

表.(13) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

利水-6 国営農地防災事業について

<p>d. 国営農地防災事業で水をたくさんとると、下流域の漁業とか自然生態系に非常に大きな影響が出ると思う。以前に計画された計画を見直して、現状に合うように取水量を制限していくようなことをやっていただきたい。</p> <p>e. 北島町、松茂、東馬語の農地の件に関しては、農政局の農地防災事業の中に含まれているのではないかと。</p>	<p>国営農地防災事業の取水量については、環境に配慮した上で協議がなされたところでは、<u>申請者である農林水産省が農地面積などにより必要取水量を算出し、協議書を頂き、適正な審査を行い協議をおこなったところ</u>です。</p> <p>審査については、河川法やその他関係法令及び各基準により審査を行っており、<u>環境面については、3ヶ年かけ段階的に取水試験を実施し現状を確認した後、本運用へ移行する予定です。</u></p>
<p>a. 国営農地防災事業は、その取水量がかなりあると思う。そこから水をたくさんとると、下流域の真水が少なくなると、下流域の漁業とか自然生態系に非常に大きな影響が出ると思う。農地は次第に、都市化して行くために、少なくなっている状況であり、随分前に計画された計画を見直して、現状に合うように取水量を制限していくようなことをやっていた方がいい。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)P2さん〕</p>	<p>国営農地防災事業によって、大量の水が吉野川から農業用水として取られる予定ですが、以前の早明浦ダムで底が見えたというような濁水(が発生した場合は、吉野川や旧吉野川に流れる水が減って)、汽水域の生物、底生生物等に影響が出るのではないかと感じます。(現状では)第十堰の漏水があるのと、下流の汽水域に真水が入ってくるが、柿原堰から第十堰までの水が少なくなれば、それだけ漏水が減り、淡水と海水の混ざる割合が変化することに、よって何か影響がないのだろうか。</p> <p>〔学識者 森本委員〕</p>
<p>(a) 多くの住民は国営農地防災事業で水量もかなり減り、いろいろな問題が起こると懸念しているが、具体的な形ではひとつも回答がなされていない。これから30年の計画、方法論は、いろいろあると思うので、このところをご提示して頂きたい。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島)Nさん〕</p>	<p>国営農地防災事業の取水量については、環境に配慮した上で協議がなされたところでは、<u>申請者である農林水産省が農地面積などにより必要取水量を算出し、協議書を頂き、適正な審査を行い協議をおこなったところ</u>です。</p> <p>審査については、河川法やその他関係法令及び各基準により審査を行っており、<u>環境面については、3ヶ年かけ段階的に取水試験を実施し現状を確認した後、本運用へ移行する予定です。</u></p>

表.(14) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※185ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 農地防災事業で柿原堰から旧吉野川に水を流すというのはどうなのではないか。川の生態系に影響を及ぼすので大変気がかりです。 [パプコメ70]</p>	<p>※185ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(c) 現在、第十樋門から取水している分からは、$10\text{m}^3/\text{s}$を上積みし、柿原堰では最大$15\text{m}^3/\text{s}$(の取水となる)。しかし、段階的取水で、秋口のアユの産卵期等は$3\sim 4\text{m}^3/\text{s}$から減量する。柿原堰から第十堰までの間は$3\sim 10\text{m}^3/\text{s}$ぐらい減水するが、第十堰から下流への流量には変化はないので、汽水域には直接の影響がないと、現在のところ見られている。 [学識者 岡村委員]</p>		
	<p>(d) 吉野川の農地防災総合事業は、毎秒何m^3という取水量があるので、それは明記しておいて一つの目標値として掲げるべきではないか。水利権を持っている農業団体もあるので、そういったことを保全、維持するという必要はないか。 [学識者 平井委員]</p>		
	<p>(e) 北島町、松茂、東馬詰の農地の件に関しては、農政局の農地防災事業の中に含まれているのではないか。 [流域住民(下流域：北島)Qさん]</p>		

表.(15) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>利水-7 水利用について</p> <p>a. 池田ダムから下流の流量を減らさないよう、池田ダムからの放流量を増やしてほしい。</p> <p>b. 吉野川の水を有効に利用できよう、利水面を整備し、農業振興、産業誘致等に結び付けてもらいたい。</p> <p>c. 今までは、人間のためにほとんど工業用水、生活用水に使って、利用し尽くせという考え方でやってきたが、そういった考え方は変えるべきではないか。</p>	<p>(a) 四国総合開発の美名のもとに、池田ダムでの放流量については、(計画)当時、徳島県あるいは香川県、高知県と交渉したと思うが、少ないのではないかと、水が余るときには他県へ流すのでは、徳島県は本当に分の悪いことになったと思っている。現在(池田ダムからは)毎秒何m^3/sも増やして頂きたいと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p>	<p>北岸用水、香川用水等、ダム下流への放流量は期別で取水量が決まっており、池田ダム下流への計画放流量を増やすことはできません。河川整備計画素案P35の図を見てわかる通り、早明浦ダムからの補給によって、濁水流量が$17.53m^3/s$から$25.07m^3/s$に改善されています。</p> <p>吉野川の水は、四国4県の広域的な水利用を支えていることから、今後も都市用水や農業用水等の安定した取水等のために、適切な流水管理に努めてまいります。また、濁水時においては、「吉野川水系水利用連絡協議会」等を通じて流況等の情報を共有し、円滑な濁水調整を行うなど、今後も迅速な対応に努めます。あわせて、広域的水資源利用及び危機管理の観点から、既存水資源開発施設の有効利用も含めた異常濁水への対応についても検討を行いたいと考えています。</p>	<p>2-2 河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題 【河川整備計画素案P35】 2-2-2 現況の流況 図-2.2.4 早明浦ダムによる流況の安定化(池田ダム流入地点)</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98】 (2) 濁水への対応 吉野川は四国4県の広域的な水利用を支えるものであり、濁水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため「吉野川水系水利用連絡協議会」や「銅山川濁水調整協議会」等を通じ、流況等の情報を共有し、濁水時における円滑な濁水調整の実施等、迅速な対応に努める。また、水を利用している地域住民に対して節水を呼びかける等、啓蒙に努める。あわせて、広域的水利用及び危機管理の観点から、既存水資源開発施設の有効利用も含めた異常濁水への対応について検討を行う。</p>	

表.(16) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※187ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 吉野川の水は流域住民の財産である。流域住民以外の者に無料で与えてはならない。 [パブコメ413]</p>	<p>※187ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※187ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 吉野川の水資源は徳島にとつては最大の資源であると思います。洪水調整も必要な事ですが、水資源の利用に際してもビジョンを示し、もっともつとアピールすべきであると感じます。 水が無いところには人も産業も育ちません。徳島県人口は65万人まで減少する予測があります。豊かな水資源を有している訳ですから、利水面を整備し、農業振興、産業誘致に結び付けてもらいたい。徳島再生は豊かな自然環境の維持なんかでは図れない。吉野川の水資源整備こそが、徳島再生の第一歩。 [パブコメ17]</p>		
	<p>(b) 用水路を利用した水が発電は出来ないか？ [パブコメ68]</p>		

表(17) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※187ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 戦前少年の頃、新居須の土堤が切れ、せうになつたことを憶えている。戦後、各所にダムが出来て洪水の心配はなくなった。今後はこの水をどんなに使うかが大切であると思ふ。</p> <p>[パブコメ99]</p>	<p>※187ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※187ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 現在は日本だけでなく世界的に異常気象が起きています。私たち吉野川北岸に住み、農業を営んでいる者は将来的には洪水の心配より水不足の状況が起きて来ないか心配しています。早く吉野川の水をもっと有効に利用出来るようなダムや堰等の整備が早急に必要だと思います。</p> <p>[パブコメ126]</p>		
	<p>(b) 香川県は、池田用水後は、全県に分水して、県民に水の懸念をほぼ無とした。本流のある徳島では我原最大のコンピナートである、阿南市では、毎年のように濁水騒ぎをしている。何たる矛盾。</p> <p>[パブコメ149]</p>		
	<p>(b) 水の配水の口を農水省がいくらしても、水がないので管を通したって取れない。聞いた話によると、徳島県は、下水処理が全国最下位という。下水施設をしなければ、(水は)吉野川に(流れて)いく。水を溜めて、有効に利用しないといけない時代である。</p> <p>[流域住民(下流域：北島)Hさん]</p>		

表.(18) 素案に対するご意見とその対応

3. 河川水の適正な利用

テーマ／意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※187ページの『テーマ／意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 水資源の利用についてビジョンを示してほしい、もっとアピールするべきであると思います。洪水をおさえるのは必要な事ですが、産業振興を図るためにも堰の整備をしてもらいたい。 [パブコメ254]</p> <p>(b) 水を汚染するものは困るが水を利用した産業に継いで欲しい。豊富な水を観光、レジャーに。豊富な水を水産養殖など。 [パブコメ359]</p> <p>(b) ◎現在のダムより上の何百もの小岸に小堰を作り除々にダムへ入る。工事費は水利用者オーナー制にして集める。 [パブコメ366]</p> <p>(c) 二、三年前に、県が吉野川で余った水を那賀川の湯水対策に持っていく検討をされたことがあったが、このことについて、国交省はどんなふうにか考えておられるのか。 将来的な流域管理という面からすると、自然共生型流域圏というのが提案されているおり、今までは、人間のためにどんどん工業用水、生活用水に使用して、利用し尽くせという考え方でやってきたが、そういった考え方は変えるべきではないか。 [流域住民(下流域：徳島Ⅱ)Cさん]</p>	<p>※187ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※187ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(1) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-1 河川環境のあり方について

<p>a. 環境や景観は、治水と比べ環境や景観については、治水と比べると情報差がある。多少近づけるような努力してほしい。 [学識者 岡部委員長]</p> <p>b. 環境の保全に対しては、環境省と連携してほしい。</p> <p>c. 環境については、環境保全、地域と川の共生関係の構築に努めてほしい。</p> <p>d. 昔から住民が川と親しんできた豊かな自然環境歴史環境を保全して欲しい。</p> <p>e. 吉野川の豊かな自然を次世代にも伝えることが、大人としての責務であると思う。</p> <p>f. 生物が多く住み、景観の良い吉野川の自然を利用したい。</p> <p>g. 川辺に生息する生物や景観に配慮した河川整備を心がけてほしい。</p>	<p>河川環境のあり方については、河川整備計画素案P51の基本理念に記載しているように、吉野川に残る良好な自然環境や景観等を保全するとともに、地域の自然環境・景観や社会環境に調和した河川空間を創出するための施策を展開していきます。</p> <p>また、河川整備計画素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標に記載しているように、治水・利水・河川利用と整合を図りながら、良好な河川環境の保全に努めていきたいと考えています。またなお、河川環境の保全に関しては、良好な自然環境や景観等を後世に継承していくために、より一層、地域住民や関係機関等と連携して進めていきたいと考えています。</p>	<p>【河川整備計画素案P51】 3-1 河川整備の基本理念 吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念 ○安全で、安心できる吉野川の実現</p> <p>上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害、高潮、地震等さまざまな水害から川沿いの地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、関係機関と連携して段階的に整備を進めることとして、各種治水対策を展開し促進するとともに、既設の河川管理施設の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、濁水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。</p> <p>○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生</p> <p>吉野川に残る良好な自然環境・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原やエコトーン、清浄な吉野川の流れ等自然環境の再生を図るための施策を展開する。</p> <p>○地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造</p> <p>地域の自然環境・景観や社会環境に調和した河川空間を創出し、さらなる流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の河川空間利用を促進創出するための施策を展開する。</p>
<p>[市町村長(下流域)徳島市長]</p>	<p>[パブコメ32]</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河川状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
<p>[パブコメ122]</p>	<p>自然と共生した計画を進めて欲しいです。</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河川状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
<p>[パブコメ58]</p>	<p>自然破壊は極力避けるべきです。将来を見えて計画を立ててほしい。</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河川状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p>	<p>昔から住民が川と親しんできた環境をこれ以上失わないように、最低今残っている自然はくずさないで、レキ河原の再生には意欲的に取り組んでほしい。</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河川状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)T1さん]</p>	<p></p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河川状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>

表(2) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 川の歴史環境を保全してもらいたい。(例. 渡し場跡) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G2さん]</p> <p>(d) 一部の人間の目先の欲と人間のみの都合で自然を地球を壊してきまし。海で、川で浜辺に住んでいる生物あって人間も守られている。最低必要ない最低と言つと、大きな声の人の限りす。徳島の自然を守って下さい。 [パブコメ61]</p> <p>(d) 私とはとりわけ穴吹川に毎夏行っていいますが、これ以上水質を悪くしないよつ、元来のアユ(天然)などの魚を減らさないよう、自然保護に取り組んでもらいたいです。 [パブコメ67]</p> <p>(d) 他県の失敗例を参考にしそそうならないうように最善の方法で取り組んでほしい。目先ではなく、ずっと先を見て自然を守って…徳島の吉野川はとてもすばらしいと誰もが思えるように努力していただきたいと思えます。お金を使えばよりよいものになるという考え方は捨ててほしい。 [パブコメ142]</p> <p>(d) 先人の知恵に学び、人間、自然環境を守りながら、住み良い吉野川を大切に。水と共に生活できる場で共に水の恩恵に感謝できるきれいな川にしてほしいです！ [パブコメ148]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(3) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 川に住む魚が、本当に少なくなってきた。もともと魚が住みやすい川にしてほしい。 [パブコメ152]</p> <p>(d) 早明浦ダムが建設されるまでの天然の鮎や、八つ目ウナギ、セゴリ等の魚がいなくなっている。これらの魚が再び住めるべく河川に再生して頂きたい。 [パブコメ161]</p> <p>(d) 池田より下流の吉野川に住んでいた魚が流域の農作物の消毒等により昭和30年頃以降モクスガニ、エビ、ドジョウ、メダカ、スナヤツメ等川岸(水辺)に住んでいた魚がいなくなっている。このようにいなくなった魚が住めるような環境にしてもらいたい。 [パブコメ178]</p> <p>(d) 人間は自然を壊しすぎ。結果、人間に不都合な現象が起こっていると思う。生活は便利な方がよいとは思いますが、もう充分。これからは自然を壊さないように努力すべきだ。 [パブコメ226]</p> <p>(d) 「美しい日本」ではありませんが、「美しい吉野川」を考えながら私たちが行うべき事を選んで行けばあまり矛盾した事にならないのではないのでしょうか。 [パブコメ238]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(4) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 名田橋から下は泥沼化してシジミを始め二枚貝は全滅に等しい状態になって居ることが悲しいです。出来ることなら昔のような砂地にしてほしいと思います。 [パブコメ215]</p> <p>(d) 今の状況で環境を守ってほしい。 [パブコメ318]</p> <p>(d) 河川をコンクリートで固めた公園とかは最小限にして、川に注ぐ水が豊かで生き物達が沢山存在する自然をどうかこれからも守って下さい。吉野川沿いを散歩することが生きる最大のエネルギーになる人もいます。 [パブコメ346]</p> <p>(d) 吉野川も自然が、きれいな水が、あるだけで人が集うような川になって欲しいと思います。 [パブコメ361]</p> <p>(d) 自然環境を損なわない様にと再生をして地場の青のり、しじみ、あゆなど海産物のよく育つ吉野川にしてほしいです。 [パブコメ365]</p> <p>(d) 何と言って吉野川はすばらしい川です、自然は極力残すようにした方法が良いと思います。 [パブコメ379]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(5) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 吉野川の美しさは徳島にとって大切な大きな財産だと思います。とにかく吉野川を大切にしていきたいと思います。 [パブコメ404]</p> <p>(d) 今後共にどうかくれぐれも方向を間違わないで、清流安全、豊かな美しい自然の景観等を失わないように努めて頂きたいと切望致します！！ [パブコメ439]</p> <p>(e) 吉野川のそばで育った人間は、それぞれ吉野川への歴史があり、その思いがあります。町中で豊かな自然が残っているのをなくさないでほしい。子育てにも、川はいい環境なので、それを次の世代にぜひ残していきたいと思えます。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)T1さん]</p> <p>(e) 豊かな水量、清い流れ、吉野川河口部の風景は徳島に暮らす私の誇りであり、心とむちものである。これを未来へ残すことが大人としての責務であると思う。環境資本の観点からも、この豊かな自然を壊してはいけません。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R2さん]</p> <p>(e) 環境についても国交省は責任を持ってやっていたきたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(6) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 吉野川は全国的にも自然の宝庫でもあります。大切にしたいのが一番です。 昔の河川のはん蓋の経験は、現代の人達は覚えていない人が少ないと思います。私は沖洲地区ですので、いやほど知っております。今の自然は、その災害に打ち勝って、努力した後の自然なのです。若い人達に、それを解って、もらいたいと思います。 [ハブゴメ45]</p> <p>(e) 吉野川固有種の保護 後世に残そう 自然。 [ハブゴメ81]</p> <p>(e) 洪水、地震に備える必要も大きな課題であるが、今、自然破壊が急速に進んでいる。この点を少しでも改善し、残された子孫に残すことができればと考える。 [ハブゴメ176]</p> <p>(e) 自然に感謝し、利用させていただいている事を忘れず、美しい吉野川を次の世代に残せるようお願いしたいと思います。 [ハブゴメ230]</p> <p>(e) 貴方たちの子や孫に負担を押し付けず、素晴らしい自然を残してあげましょうよ。 [ハブゴメ317]</p> <p>(f) 生物の多く住み、人々が楽しく遊べる河川に 景観の良く自然を利用。 [ハブゴメ30]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(7) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 吉野川は自然のままに利用したいです。 [パブコメ34]</p> <p>(g) 六条大橋を渡ったり、沿岸道路を走ったりして見かけるのは、土手とか水際をブロックで固めてる所が多くなったことです。 見た目には丈夫そうですが、水生動物のこともか景観を考えると、なるべく自然のあるまを生かした整備の方が良い。 [パブコメ6]</p> <p>(g) 川辺に生息する生き物などを守りながら整備を心がけてほしい。 [パブコメ141]</p> <p>(g) 自然を大切に、協調性のある河川整備を行なって下さい。 [パブコメ36]</p> <p>(g) 現在の施設を整備し、自然を守るようにしてほしい。 [パブコメ38]</p> <p>(g) “日本一の吉野川に”河川の水辺整備、工作物の新設に当っては、技術的、美利的、景観的に最高レベルのものとしてほしい。全国から、外国から技術者や一般旅行者・観光客が来訪するような、日本一の将来ともに私に地域住民の誇りとなるようなものを作り、整備してほしい。 [パブコメ37]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(8) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(E) 吉野川の自然は徳島の命だと思えます。人の命とこの自然を守る河川整備を願っています。 [パブコメ123]</p> <p>(E) 池田ダムにより、少年時代に遊んだ河原が消え、一の瀬と言う急流に鮎を追ったことも、今は全て夢の中です。どうか、自然を大切にしたい改修との願いです。 [パブコメ129]</p> <p>(E) 吉野川は徳島にとって大切な財産です。洪水に備えながら水辺の自然も守って下さい。 [パブコメ138]</p> <p>(E) 河口干潟の保全や竹林の保全も自然を守るうえで重要なことだと思えます。更に、環境面に配慮した取り組みを続けて下さい。 [パブコメ158]</p> <p>(E) 洪水対策が主要であるが、自然も守りながら、進める。 [パブコメ272]</p> <p>(E) 自然を守る。自然は未来へ残す。よく議論し、河川工事を行ってほしい。 [パブコメ274]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(9) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※191ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 河川整備の際は景観に留意していただき、河川の生き物にも配慮をお願いします。 [パブコメ336]</p> <p>(e) 川をコンクリートで固める必要はない。環境保護が大切である。 [パブコメ383]</p>	<p>※191ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※191ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.1(10) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-2 環境目標の明確化について

- a. 河川環境に関しては、ほとんど「**目標が「努める」という表現になっており、具体的な計画が作成されていない。**」
- b. 河川環境に関しては、目標が明確でない。現状の把握に努めた上で、吉野川の特性を活かした保全目標をしっかりと盛り込んで頂きたい。
- c. **素案の内容は、様々な地点の調査結果や経年変化に基づいて記載されているのか。**
- d. **現在の環境に関するデータを示し、素案に記載して欲しい。**

環境に関する事項については、その現状や因果関係について定量的な調査データが多く、また過去の経年的な調査資料も少ないのですが、これまでに実施されている河川水辺の国勢調査等の結果を基に、河川区分や河川区分毎の環境の変化及び現状と課題の整理を行っています。また、問題点の原因と対応策が、学識者等による検討会、現地実験等である程度明確になっているものについては、実施に関する事項において具体的に記載するようにはしました。なお、素案については、環境調査結果等を再度検討・整理した上で、できる限り記載内容の充実を図っています。

また、河川内の自然環境は、洪水などの様々な要因により大きく変化することが考えられることや、治水のより具体的な数値目標を設定することなどが困難であることなどから「努める」と表記しています。さらに、関係機関等との連携が必要となる水質の保全等についても「努める」と表記しています。なお、「努める」の意味は、例えば河川内の動植物にとつて良好な生育・生息環境を確保するための施策を実施することにより、目標達成に向け努力していくということですが、**河川整備計画素案については、目標達成に向けた実施内容が明確になるように、できる限り記載内容を見直しました。**

2-2-4 動植物の生息・生育状況
【河川整備計画素案P42～44-1】
(1) 吉野川

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、瀬・淵等にアユ等の魚類が多く生息し、アユの産卵場となった瀬も多く存在する等、魚類にとつて良好な生息環境となっている。しかし一方で、外来種であるオオクチバス等も広範囲で確認されており、在来種への悪影響が懸念されている。

また、中流域に見られる広いレキ河原は、コアジサシ等の鳥類の繁殖地として利用されている。しかし、吉野川では、多くの外来植物が繁殖してきており、特にシナダレスズメガヤについては平成12年度及び平成15年度の調査によつて、西条大橋地区、柿原地区等の河原の約50%を覆っていたことが確認されている。シナダレスズメガヤが繁殖することにより、吉野川本来の河川環境であるレキ河原が消失し、動植物の生息・生育環境への影響や微地形変化等、環境と治水の両面に係る問題を引き起こすことが懸念されている。なお、河原に繁殖したシナダレスズメガヤについては、平成16年度の度重なる洪水により大部分は消失したものの、シナダレスズメガヤの繁殖の要因となっている**現在も河道の樹林化等、シナダレスズメガヤが繁殖しやすい河道状態となっていることから、シナダレスズメガヤが侵入・定着し、長年に亘り河道状態となるようにレキ河原を保全・再生する必要がある。**

また、河道には、竹林(水害防備林)やヤナギ類等の樹木が分布しており、サギ類等の鳥類のねぐらや営巣地等に利用されている。一方、ヤナギ類の樹林化に伴う河岸の直立化が進行しており、水辺のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されていることから、吉野川らしい広いレキ河原や水際環境の保全・再生に向けた取り組みが必要である。

吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)では、主に河川に点在し、本流域にはアユやヤマナギシ群落やヨシ群落等が分布している。本流域には、タナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。また、第十堰下流汽水域は、河川及び海からの影響を受ける汽水域といふ特有の環境となつており、多くの生物にとつて良好な生息・生育の場となっている。また、市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができ、貴重な空間となっている。特に、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとつて良好な生息・生育環境となっている。

また、第十堰上流は、緩やかに流れる湛水域となつており、水際にはアカヤマナギ群落等が分布し、水域にはタナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。

(a) 河川環境の整備と保全に関する目標としては、「環境の保全に努める」とだけしか書かれておらず、具体的な計画が作成されていない。「汽水域の河川環境の捉え方に関する手引書」、「河川事業の計画段階における環境影響の分析手法の考え方」などのマニュアル、平成14年の「よりよい吉野川づくりを指して」流域アンケートを活かし、吉野川河口域(汽水域)の豊かな自然、多種多様な生物が成育・生息する自然環境、広大な水辺空間・景観の保全に全力を注ぐ計画を立てるべきである。

また、環境目標の設定にあたっては、河川の変動特性を把握する必要があることから、今後も河川水辺の国勢調査による長期的なモニタリングを行うことにより、洪水等の様々な要因によつて変化する自然環境を把握していきます。

動植物の生息・生育状況については、河川水辺の国勢調査結果をもとに記載しているところですが、その他の環境調査に関するデータについても公開するなど、情報共有に努めていきます。なお、河川整備計画素案P42～44-1, 44-2, 57に特定種の一覧表を記載しています。

[バズコメ71]

また、環境目標の設定にあたっては、河川の変動特性を把握する必要があることから、今後も河川水辺の国勢調査による長期的なモニタリングを行うことにより、洪水等の様々な要因によつて変化する自然環境を把握していきます。

動植物の生息・生育状況については、河川水辺の国勢調査結果をもとに記載しているところですが、その他の環境調査に関するデータについても公開するなど、情報共有に努めていきます。なお、河川整備計画素案P42～44-1, 44-2, 57に特定種の一覧表を記載しています。

表.(11) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※200ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 「努める」という表現が気に入らない。保全に努めるというのは分かるが、これはアクションとしてやるをということには自信を持って書くべきだと思う。そのアクションは例えば前提となる目標に対してそのアクションを続けるのだというところが計画の中になければならないと思うのだが、具体的にどのような環境に対して保全しようとするのか、それに対してどういうアクションを取り続けるのかということが書かれなければならない。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p>	<p>※200ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(a) 汽水域生態系の多様性を保持するたためには、鳥類、底生生物など、様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することが重要である。具体的な保全目標を盛り込んでいただきたい。</p> <p>[バブコメ433]</p>	<p>なお、吉野川においては、前述のように植物や魚類などで特定外来生物として、植物ではアレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にも多くの外来種が確認されており、生態系等への影響が懸念されていることから、今後も河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。</p> <p>また、絶滅危惧種等の確認状況については、表-2.2.1に示すとおりである。これらについても、継続したモニタリングを行うことにより、生息・生育環境の保全に努める必要がある。</p> <p>堰等の河川横断構造物においては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>【河川整備計画素案P44-2】 (2) 旧吉野川</p> <p>旧吉野川・今切川の河口堰上流は、堰の運用によって緩やかな流れとなっており、ワンド・よどみ等のある多様な河川環境を有している。水域には、イチモンジタナゴ等の魚類、クロモ・イバラモ等の沈水植物等が生息・生育しているほか、冬季はマガモ等の鳥類の越冬地として利用されている。一方、外来種であるホテイアオイ等が繁殖しているほか、オオクチバス等が多く生息しており、在来種への影響が懸念されている。また、水際には、オギ群落やハチケマダケ林等が分布しており、チュウサギ等の鳥類等が生息している。</p> <p>なお、旧吉野川・今切川においては、前述のように植物や魚類などで特定外来生物として、植物ではアレチウリ、ボタンウキクサ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にもホテイアオイ等、多くの外来種が確認されており、生態系等への影響が懸念されていることから、今後も河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。</p>
<p>(a) 第十堰から河口までの汽水域は、日本で最大の規模を持ち、吉野川の顔であると思っている。また、第十堰の環境調査は、日本で最大のデータ量を持つと思いますので、そういうデータを(用いて)、具体的な保全目標を盛り込んで頂きたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Qさん]</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p>	<p>【河川整備計画素案P44-2】 (2) 旧吉野川</p> <p>旧吉野川・今切川の河口堰上流は、堰の運用によって緩やかな流れとなっており、ワンド・よどみ等のある多様な河川環境を有している。水域には、イチモンジタナゴ等の魚類、クロモ・イバラモ等の沈水植物等が生息・生育しているほか、冬季はマガモ等の鳥類の越冬地として利用されている。一方、外来種であるホテイアオイ等が繁殖しているほか、オオクチバス等が多く生息しており、在来種への影響が懸念されている。また、水際には、オギ群落やハチケマダケ林等が分布しており、チュウサギ等の鳥類等が生息している。</p> <p>なお、旧吉野川・今切川においては、前述のように植物や魚類などで特定外来生物として、植物ではアレチウリ、ボタンウキクサ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にもホテイアオイ等、多くの外来種が確認されており、生態系等への影響が懸念されていることから、今後も河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。</p>

表.(12) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※200ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 再生事業を優先させるのではなく、今ある自然環境を保持することを最優先させる環境保全目標について盛り込んでいただきたい。そのためには、膨大な汽水域の環境調査データを有効に活用すべきである。 [パブコメ433]</p> <p>(a) 堤防強化工事に関して、特に汽水域の工事については自然環境に配慮すべき保全目標を具体的に盛り込んでいただきたい。 [パブコメ433]</p> <p>(b) 環境に対して、十分盛り込めておらず、目標が明確ではない。 [学識者 鎌田委員]</p> <p>(b) 環境、景観、さらに人と自然とのふれあいの現状把握にもつと努めていただきたい。その上で再生よりも、吉野川の特性を活かした保全目標をしっかりと盛り込んでいただきたい。 [パブコメ2]</p> <p>(b) 環境についての種々な項目にも、それぞれ明確な目標設定をすべきである。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)J1さん]</p> <p>(b) 環境の現状説明記述がほとんどない。目標もあいまい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p>	<p>※200ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p> <p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 1) 動植物の生息・生育環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努める。また、コアジサン等の繁殖地として利用されている広いギ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行うに努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水営力を可能な限りの利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、<u>なだらかで連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施することにより、なだらかで連続性のある河川環境の再生に努める。</u></p> <p>吉野川の河口部は、潮位変化などにより、<u>る水位、変動や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努め</u>る。</p> <p>また、堰等の河川横断構造物においては、アユの遡上も確認されており、<u>概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行うよう</u>に努める。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、<u>河川環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める</u>。</p>

表.(13) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※200ページ『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 河川の本来の姿というのは変動するというのが河川の本来の姿である。だから、どこか一時期に絞りきれないとか、出水により絞りきれない、そういう変動があるからこそ絞りきれないというところであるが、どういう変動パターンがあるのかということとを本来の姿だというふうな位置づけだと思ふ。それは、変動形としての河川というものを認めるのであれば、どういう変動形を持っている姿に戻さなければならぬかが目標であるべきだ。 [学識者 鎌田委員]</p>	<p>※200ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※200～202ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 環境側から、何年までにはどういう調査をし、その次にそれを使ってどうするかといった工程をみたいというものがしっかり出されるべき。努めるという言葉は、治水上・防災上も5年や10年先にここまでやろうと努めるとか、そういうときに使った方がいいのではないかと思います。 [学識者 鎌田委員]</p>		
	<p>(b) 【四国地方整備局の考え方】を昇たから、白い部分が多くて、ほとんど「努めます」という言葉で結ばれていると思うのですが、これは、検討の余地があるという国土交通省の意思表示なのではないか。 [流域住民(下流域:徳島)Qさん]</p>		

表.(14) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※200ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 200ページの「魚類にとつて良好な生息環境となっている。」とありますけれども、吉野川も流域は広いですから、いろいろな地点での生物等の生息調査、あるいは数年来の累積に基づいて、良好な生育環境となっているのか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Gさん]</p>	<p>※200ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※200～202ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(d) (治水、利水、環境の)三位一体ということをきちんと据えるためには、環境保全、現在の環境についてどういうものかというデータを示して、現在の環境を保全すること、昭和40年代の吉野川のように豊かな水量と水質と動植物を復元すること、ビオトープにも配慮することを基本に、計画を練り直して頂けないか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Gさん]</p>		
	<p>(d) 環境目標の設定について、データが少なく言われているが、何年分ぐらい蓄積したら環境の目標を設定できるようになるかと考えられているのか。平成2年から環境調査を始めたと言われていたが、生物別の指標であったり植物であったり、今の段階である分だけでも整備計画の(修正)素案の中に示して頂けないか。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>		

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【案案】内容

表.(15) 素案に対するご意見とその対応

環境-3 環境目標となる指標の設定について

<p>a. 何年頃(例えば昭和40年代)の吉野川を環境目標とするのか？</p> <p>b. 環境保全のための数値指標を設定し、その指標によって管理してもらいたい。</p> <p>c. 絶滅危惧種やアユ・モクズガニ等の生物を指標として設定してほしい。</p> <p>d. 河川水辺の国勢調査については、PDCAサイクルが確立していないことが問題である。また、調査不足を補うための検討が必要である。</p> <p>e. 社会資本整備審議会の河川分科会における環境目標の検討について、吉野川をフィールドとして各論的に行われるように要望したい。</p>	<p>(a) 環境目標について、何年頃の吉野川を目標に河道整備するのかをはっきりさせる必要があるのではないかと、具体的目標が河道整備に関して出ていない。</p> <p>[学識者 岡村委員]</p> <p>(a) 環境の回復の年代を示す。 [流域住民(下流域:徳島II)A2さん]</p>	<p>平成9年に河川法が改正され、法律の目的として「治水」「利水」に、「環境」が加えられ、これまで多自然川づくり等の様々な取り組みを行ってきたいます。河川環境の目標については、治水、利水のように具体的な目標を設定する必要があると考えていますが、現時点ではその具体化には至っておらず、河川整備計画(素案)においても定性的な表現にとどまっています。今後、生態学及び河川工学等の進歩も踏まえながら、具体的な環境目標の設定に向けて調査・研究に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、指摘のような河川環境の目標となる指標を設定するためには、過去の河川環境の定量的な把握や生息種及び周辺環境の変化と生息種の関係等の定量的な把握が必要であると考えております。しかし、環境管理の歴史が浅いことから、過去の生態系に関する環境調査データが不足しており、また、過去と現在では河川を取り巻く自然環境、社会環境等が変化していますが、これらの周辺環境の変化と河川環境との関係を正確に把握することは現時点では困難であると考えています。また、これまで実施されている河川水辺の国勢調査では、生息種の種類数、その経年変化等はある程度把握出来ませんが、生物毎の生息数などの定量的な評価が困難であります。これより過去の年代を環境目標とすることや、絶滅危惧種等の特定の生物における定量的な目標設定については現時点では困難であると考えております。</p>	<p>【河川整備計画素案P45-1】 コラム⑥ 河川水辺の国勢調査とは に調査内容の追加記載と参考図を追加。</p> <p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働 洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。 また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえうえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが、水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
<p>(a) 長期的な環境目標を、昭和40年代の河川環境とし、向こう30年での達成目標を決める。 [流域住民(下流域:徳島II)C1さん]</p> <p>(b) 環境保全については、指標を作成する必要はある。(指標に対して)評点を付け、その評点がどのように移り変わり、そして将来に向けて改善していかるか、指標によって管理してもらいたい。 [流域住民(中流域)Bさん]</p>	<p>現在の取り組みとしては、長期的なモニタリングとして河川水辺の国勢調査を、要因によって変化している自然環境の把握等を行っています。本調査では、生物の種類や経年変化等の広域的、長期的な変化傾向について把握することができません。(生物数の把握は困難)</p> <p>また、河川整備計画の検討に際しては、河川水辺の国勢調査の結果をもとに、河川環境の変化や現状と課題について河川区分毎に整理しています。その結果、河川環境が良好な状態を維持している場合には「保全」、劣化もしくは劣化のおそれがある場合は、「再生・維持管理」することとしています。さらに、課題の原因とその対策方法について、検討会や現地実証等である程度明確になっている場合は、具体的に記載しております。</p>	<p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえうえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが、水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働 洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。 また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p> <p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえうえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スボーツ交流や自然体験の場として活用されているが、水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>

表.(16) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※205ページの『テーママ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 環境対策が入っていない。目標・指標を出すように。 [パゾコメ28]</p>	<p>【河川整備計画素案P105-1】 5-4 河川整備の調査・研究 吉野川等における管理上の課題の解決や河川管理に関わる新しい技術の開発等に向け、水位・流量・雨量・海象・水質等の水文データ及び環境情報の蓄積を行い、調査・研究を進める。 環境に関する目標については、今後も環境状況把握のためのモニタリングを継続するものとし、生態学および河川工学等の学術分野の進展を参照しながら、具体的な目標設定にむけて調査・研究に取り組んでいく。</p>
<p>(b) 環境の保全の中でも、ぜひとも「生物の多様性」の保全に力を入れて頂きたいが、具体的にどのように保全するのか、指標となる生物の種類や数値目標について検討し、検討の方法と検討結果を回答して頂きたい。 [パゾコメ76]</p>	<p>なお、河川環境の目標設定に関しては、今後も環境情報の蓄積等を行うとともに、具体的な指標の設定等に関する検討を進めていきたいと考えています。</p>	
<p>(b) 最終的な環境目標と段階的な達成目標は、具体的な数値指標等により設定し、住民参加により決定すること。 [パゾコメ80]</p>		
<p>(b) 環境目標の達成度は、指標動植物、自然の水辺延長などの具体的な数値指標等によって評価し、その評価は専門家、住民参加で行うこと。 [パゾコメ80]</p>		
<p>(b) 動植物の生息・生育状況の経年変化を具体的な数値等で示すこと(鮎、フナギ、モクズガニ他の魚類、竹林、樹木の面積)。また、れき川原の面積や河口干潟など面積の変化を示すこと。 [パゾコメ80]</p>		

表.(17) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※205ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 環境保全の目標を定め、どのくらい保全されているのか数値で示して欲しい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S2さん]</p> <p>(b) 環境項目の目標設定について、素案では「努める」としか表記がないので30年後に評価できない。具体的な数値設定をする必要がある。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん]</p> <p>(b) 河口干潟について。なぜ守るのかを認識して、守るべき目標の数字を記すこと。(例えば、広さや生き物の種類等) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p> <p>(c) 環境基準に対する数値化については、絶滅危惧種に対してはできずと思う。何種類くらい生息し、どのような保護をし、どのような状態にまで戻すのかということを反映できるのか。 [流域住民(下流域:徳島)Fさん]</p> <p>(c) 環境目標を達成するために、アユ・モズガニ等を指標に決めたり、水辺の自然度などを数値化するなど、指標によって評価すべきではないか？ [バズコム51]</p>	<p>※205～206ページの『考え方』を参照</p>

表.(18) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※205ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 自然環境の保全の項目で、鮎やモクズガニは最も身近で重要な資源であり、自然環境の豊かさの指標となる生物と考えます。その生息量や湖上量をモニタリングし、回復していくことを自然環境保全の目標として下さい。 [パブコメ68]</p> <p>(c) 「干潟の生物多様性」を保全するため「指標となる生物」を決めて、その数を減らさない対策をとっていただきたい。このことについて検討し、検討の方法と検討結果について回答していただきたい。 [パブコメ76]</p> <p>(c) 生物の多様性が豊かなことこそが吉野川の特徴であり、この特徴を河川整備に活かしていただきたい。このことについて検討し、検討の方法と検討結果について回答していただきたい。 [パブコメ76]</p>	<p>※205～206ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※205～206ページの『考え方』を参照</p>

表.(19) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※205ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 環境について、鮎や竹林などは具体的にあげられているが、もっと貴重な動植物を調査・把握し、目標と評価基準を設定すべきだ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y1さん]</p>	<p>※205～206ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(d) 調査不足をどう補うのかは計画の中で述べておくべきだと思うし、水辺の国調についても、モニタリング結果をどのように評価して次のアクションにかなげるかというPDCAサイクルが確立していないことが問題である。ただ、水辺の国調ではどうしても不足部分を補い切れないところがあるので、それを補うための調査をどのように打ち出すかということはお出しして頂きたい。 [学識者 鎌田委員]</p>	<p>(d) 【四国地方整備局の考え方P60】「河川環境の関係を正確に把握することは現時点では困難である」ということで、今までの環境調査のデータもないし、取り組むのも難しいので目標設定は困難であるとお書きになっていますが、実際にそういう状況の中で調査されたり、そういうシステムをお持ちなのであれば、今でも環境の調査をお持ちであるかもしれないし、これからも環境に対して調査とか、関わる公共事業に対する環境調査も十分そういうシステムがでている状態であるのではないかと思います。もしなければ、この際にそういうシステムを確立されるべきではないかと思えます。 [流域住民(下流域:徳島)Pさん]</p>	<p>※205～206ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(20) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※205ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 中央の分科会で環境の目標設定等についての検討が行われているが、それは吉野川の各論ではなくて総論的なものが行われるのか。もしそうであれば、地元の吉野川にフィールドを持って調査をされている方たちもそのテーブルについて、各論的なものが行われるように要望したい。</p> <p>〔流域住民(下流域:吉野川)Bさん〕</p>	<p>※205～206ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※205～206ページの『考え方』を参照</p>
	<p>(e) 環境保全目標策定のための分科会を設置し、時間をかけて協議することをお願いしたい。</p> <p>〔パブコム433〕</p>		

表. (21) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-4 環境保全に対する地域住民等との連携について

a. 河川環境の保全を具体的に進めるには、住民と一緒に議論するとともに、専門家、NPO、市民団体とも連携して進めて頂きたい。

(a) ここを守りたいという具体的な場所を広く住民から聞いて、その場所の具体的な守り方を住民と一緒に議論して頂きたい。

[パブコメ76]

(a) 環境の保全を具体的に進めていくためには、現場を熟知する専門家や地域のNPOや市民団体とも連携して進めて頂いて頂きたい。

[パブコメ76]

(a) 吉野川の環境について検討する場(の設置)。合意形成が難しいようであるので住民が中心となるような調査検討会を設置。

[流域住民(下流域:徳島II)U1さん]

(a) 大自然の中で生活を共存し合う恵みを大切に考えながら環境作りと無理のない安全性の中で、子供達と老人が仲良く導びき伝えて相互行々続く永悠、天地の神の恵を大切に守り伝え、良き方向に進める事を皆んなで協力し作り上げるべきである。

[パブコメ222]

河川環境の保全に関しては、「吉野川流域一斉水質調査」、「水生生物調査」、「吉野川現地(フィールド)講座」、「吉野川流域講座」等の取り組みについて、地域住民等と連携して実施しているところです。また、河川環境の保全・再生を目的とした自然再生事業を行う際には、地域住民やNPO等と連携して進めていきたいと考え、河川整備計画素案P57、3-5-2河川環境の整備と保全に関する目標を修正しています。

【河川整備計画素案P57】
3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

【河川整備計画素案P104】

(4) 川に親しむ取り組み

水生生物調査等の身近な自然である吉野川に親しめる自然体験活動等、将来を担う子供たちの環境教育への積極的な支援や地域住民等との連携した河川愛護活動等を実施し、地域住民の吉野川等に対する関心を高める様々な活動を行う。

【河川整備計画素案P105】

5-1 情報の発信と共有

吉野川等の特性を活かした河川整備を進めるため、流域講座・現地(フィールド)講座等の開催、ホームページや広報紙等を活用して情報を発信し、流域内の相互理解を含め、地域住民と吉野川等に関する情報の共有化を図るとともに、今後より一層地域への情報提供に努める。

また、平成12年より実施している「吉野川流域一斉水質調査」では、流域住民と協働のみならず、協力で毎年調査し、流域内の川の水質情報の共有を図っており、さらに、「吉野川交流推進会議」事務局の一員として、「吉野川上流親子体験隊」等の活動を支援し、流域一体となった川づくりを進めている。

今後も河川愛護モニター、リバーキーパーズ等の制度を積極的に活用し、地域の身近な情報の提供を受け続けていただき、その情報をホームページ、広報紙等を活用して、流域の方々に発信し、地域づくり活動の連携・支援を推進するよう努める。

また、過去の災害について、地域住民と情報共有を図り、災害文化を継承できるように努める。

表.(22) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-5 外来種対策について

<p>a. 吉野川の中流域では、シナダレスズメガヤ等の外来植物群の繁茂が野鳥の生息環境に影響を及ぼしているため、対策を立ててほしい。</p> <p>b. 外来種に対して対策をどうするか、あるいは今後侵入するかもわからない生物に対してどう対応するかを十分に議論しなければならぬ。</p>	<p>(a) 吉野川の中流域では、最近ではコアジサシ(環境省絶滅危惧種)が徳島では営巣しているところが見られなくなりつつある。西条大橋付近では、シナダレスズメガヤが繁茂し、営巣しなくなっている。シナダレスズメガヤの生息環境にも大きく影響するとともに、河道状態の保全等にも大きく影響するため、是非とも対策を立ててほしい。</p> <p>[学識者 小林委員]</p> <p>(b) 環境調査が不十分であるということも課題であり、特に外来種に対しての対策をどうするか、あるいは今後侵入するかもしれない生物に対してどう対応していくのかについても、十分な議論をしておかなければならないのではないか。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p>	<p>(b) 外来魚の徹底的な駆除と(バスニゴイ等)在来魚の保護生存に努力して頂きたい。</p> <p>[パブコメ397]</p>
--	--	---

<p>外来植物であるシナダレスズメガヤ対策としては、河川整備計画素案P86.87においてレキ河原の保全・再生に関する内容を記載しているところですが、今後、自然再生事業等による具体的な対策についても検討していきたいと考えています。</p> <p>また、吉野川には、特定外来種であるアレチウリなど、多くの外来種が確認されていることから、今後とも河川水辺の国勢調査等による継続的なモニタリングを行い、外来種の侵入状況を把握するとともに、必要に応じて専門家及び関係機関等と連携しながら防除等の対策について検討していきたいと考えています。</p>	<p>動植物の生息・生育状況については、河川整備計画素案P44-1、(1) 吉野川及び河川整備計画素案P57.3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標に記載しています。</p>
--	--

<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44-1】 (1) 吉野川</p> <p>なお、吉野川においては、前述のように植物や魚類などで特定外来生物として、植物ではアレチウリ、オオササモ、オオカワヂシャ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にも多くの外来種が確認されており、生態系等への影響が懸念されていることから、今後とも河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。</p>	<p>【河川整備計画素案P44-2】 (2) 旧吉野川</p> <p>旧吉野川・今切川の河口堰上流は、堰の運用によって緩やかな流れとなっており、ワンド・よどみ等の多様な河川環境を有している。水域には、イチモンジタナゴ等の魚類、クロモ・イバラモ等の沈水植物等が生息・生育しているほか、冬季はマガモ等の鳥類の越冬地として利用されている。一方、外来種であるホトテイヤオチエが繁殖しているほか、オオクチバス等が多く生息しており、在来種への影響が懸念されている。また、水際には、オビ群落やハチクマタケ林等が分布しており、チュウササギ等の鳥類等が生息している。</p> <p>なお、旧吉野川・今切川においては、前述のように植物や魚類などで特定外来生物として、植物ではアレチウリ、ボタンウキサ、ナガエツリノゲイトウ、オオササモ、ナルトサワギク、魚類ではオオクチバス、ブルーギル、カダヤシ、両生類ではウシガエルが確認されている。これら以外にもホトテイヤオチエ等、多くの外来種が確認されており、生態系等への影響が懸念されていることから、今後とも河川水辺の国勢調査等により継続的なモニタリングを行い、専門家や関係機関等と連携しながら必要に応じて防除等を行う必要がある。</p>
<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>	

表.(23) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※212ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) シナダレスズメガヤに限らず、アレチウナリもかなり大きな影響、ダメージを与えている。ここではシナダレスズメガヤしかやらないのだというふうにしか読めないで、外来種に対して、どのように発見し、予防的にどう手立をとるのかということ、計画案の中で書き込むべきであり、例えばその中でシナダレスズメガヤに対してはこういう施策が考えられるというように絞り込んだ書き方もあると思う。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p>	<p>※212ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P86】 1) レキ河原の保全・再生</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、吉野川本来の姿である広いレキ河原があり、河原固有の植物やレキ河原に営巣するコアジサシ等が生息・生育している。また、外来植物であるシナダレスズメガヤの急激な繁茂が確認されており、レキ河原に依存する動植物への影響が懸念されていることから、吉野川らしい広いレキ河原を保全・再生するためにはシナダレスズメガヤが侵入・定着し長らくに亘る河川状態を再生することが必要となる。</p> <p>対策の実施にあたっては、川が本来持っている洪水管力を可能な限り利用することを基本とし、<u>侵入・拡大の要因となる河道内樹木の伐採を実施することにも、人為的な除去対策として、直接的な抜き取り等の対策についても検討する。</u>また、対策の実施箇所については、シナダレスズメガヤの繁茂状況、定着特性、レキ河原を利用する動植物の重要性等を踏まえて決定する。</p> <p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、<u>自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。</u>また、河川環境は流域環境と一連のものでもあり、<u>ため、河川環境をの保全にあたっては、河川環境をの保全に</u>河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p>
<p>(b) 3年ぐらい前に西条大橋から上(流)で、ヤナギを切ったり外来植物を抜いたりして(外来種対策の)実験をされて、河川が再生されてすばらしい河原になっている。善人寺島周辺でも切っ</p>	<p>て頂いているところは確実に河川が再生している。早急に第十堰から岩津の周辺まで、河道の整備をして頂いたら、優良農地が随分助かるのではないかと思うので、この整備を早急にお願したい。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Jさん]</p>		
<p>(b) 吉野川河岸を本来の自然の姿に戻して欲しいものです。特に外来植物等の繁殖によって、かつての綺麗な礫河原が失われつつあるのを何とか、ストップをかけ、失われたのを復活させるべく努力すべきだと考えています。</p> <p>[バブコメ106]</p>			
<p>(b) 高瀬の川原に木が沢山、生い繁っているのが気掛りです。</p> <p>[バブコメ439]</p>			

表.(24) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※212ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 山を豊かにし、自然が本来持っている力を取り戻すことで河川も豊かになり、自然災害を小さくくい止めることができます。同じ大きな金額を投じるのであれば、コンクリートで固められた事業でなく、自然の力を回復又は引き出す方法で事業を推進してもらいたいです。 [ハブコメ370]</p>	<p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえうえで、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の、地域交流拠点の整備についても図り、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し一つ、より一層連携、協働した取り組みを行うよう努める。</p>
	<p>(b) 外来植物の対策は、どの程度進んでいるか？ [ハブコメ54]</p>	<p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
	<p>(b) 動植物の生息・生育状況に特定外来生物の確認状況を記載すべきである。 [学識者 佐藤委員]</p>	
	<p>(b) 河道内樹木の繁茂原因は土砂流出量や洪水発生頻度の減少だと考えられるが、どこかに記載しておくほうが良い。 [学識者 佐藤委員]</p>	

表.(25) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-6 河口干潟について

<p>a. 吉野川の下流域はシギ・チドリの中継地となっていることから、環境保全には万全を図ってほしい。</p> <p>b. 河口干潟だけでなく、汽水域にある多様な生態系の保全対策について盛り込んで下さい。</p> <p>c. 河口の多様な生態系を保護することが重要であるため、河口の河川流量の確保、土砂管理が必要である。</p> <p>d. 汽水域の環境保全のために、多方面の専門家、関係機関、地域住民を含めて協議を行い、管理計画を作成して頂きたい。</p> <p>e. 汽水域には多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるか分かっていないと思う。その中で、環境上の重要な場所や劣化した場所を地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。</p> <p>f. 汽水域や河口干潟の環境に配慮した工事をして頂きたい。</p> <p>g. 第十堰の上流と下流は異なった生態系になっているので、明確に分けて記載するべきだと思う。</p> <p>h. 吉野川の汽水域は、日本の河川の中でも非常に優れた場所だと思うので、その目標設定がきちりと述べられて、どう実現するのか考えて頂きたい。</p>	<p>(a) 吉野川の下流域は、シギ、チドリの中継地となっていることから、せひとも環境保全には万全を図ってほしい。 [学識者 小林委員]</p> <p>(a) 吉野川の河口について「干潟保全」だけでなく、吉野川の「汽水域」を正當に評価して、保全を盛り込んで頂きたい。 [パブコメ2]</p> <p>(a) 世界の鳥達の為に、河口の自然をこれ以上こわさないで下さい。吉野川流域の人達の生活を考えると、自然災害に対する対策も大変大切だと思います。できるだけ自然に(悪い)影響を及ぼさない方法を専門の方達に考えて頂きたいです。 [パブコメ175]</p> <p>(b) 汽水域生態系の多様性を保持するために、様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することを盛り込んで下さい。 [パブコメ2]</p> <p>(b) 多くの方に愛されている干潟について、「干潟の生物多様性」「浄化能力」「渡り鳥の休憩地」かには魚の産卵場」を保全するために具体的にとのように取り組むのか。 [パブコメ76]</p>	<p>比較的長い区間の汽水域を有している吉野川の河口部は、潮位変化などによる水位変動や流水の流速、塩分濃度が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海から影響を受ける汽水域という特有の河川環境が維持されている空間となっている。そのため河口干潟については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在していることや、渡り鳥の重要な中継地となるなど、動植物にとって貴重な生息・生育環境となっている。そのため、動植物の生息・生育環境等にについては今後とも河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを行うとともに、</p> <p>また、吉野川の汽水域は、人口が集中している吉野川下流の市街地に隣接していることから、豊かな自然を感じることができ空間となっています。</p> <p>今後、多様な河川環境となっている汽水域に配慮するために、河川工事等の際には、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら、河川環境への影響を評価したうえで施工方法等についても検討していきたいと考えています。</p> <p>また、汽水域に生息・生育する動植物や干潟・ワンド等の水域環境の変動状況を把握するために、長期的なモニタリングである河川水辺の国勢調査を行います。なお、動植物の生息・生育状況については、河川整備計画素案P44,57,101に記載しています。</p> <p>河川整備計画素案P441における吉野川下流域の現状と課題については、汽水域と汽水域における物理環境や生態系の特徴を考慮して、記載内容を修正しております。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況 【河川整備計画素案P44】 (1) 吉野川 吉野川下流域(第十堰湛水域～河口)では、点在し、本際にはアカメヤナギ群落やヨシ群落等が分布している。水域には、タナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。また、第十堰上流汽水域は、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっており、多くの生物にとって良好な生息・生育の場となっている。また市街地に近接しながらも水際にはヨシ群落等が見られるなど、豊かな自然を感じることができ、貴重な空間となっている。特に、河口干潟にはシオマネキ等の底生動物が生息している他、シギ・チドリ類の重要な中継地となっている等、多くの生物にとって良好な生息・生育環境となっている。</p> <p>また、第十堰上流は、緩やかに流れる湛水域となっており、水際にはアカメヤナギ群落等が分布し、水域にはタナゴ類等の魚類が生息している他、冬季にはマガモ等の鳥類の越冬地となっている。</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 吉野川の河口部は、潮位変化などにより、水位、流速や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努め</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P101】 ④ 河口干潟の保全 河川及び海からの影響を受ける吉野川の河口干潟には、シオマネキ等の底生動物やアイアシ等の植物が生息・生育しているほか、シギ・チドリ類の重要な中継地となっており、また、オオヨシキリ等の鳥類にとっては、良好なヨシ群落が繁殖や餌場として利用されているほか、多様な動植物の貴重な生息・生育場となっていることから、良好な干潟環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努め。</p>
--	---	---	---

表.(26) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※215ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 河川法が改正され治水・利水に加え環境が目的に加えられたが、今回の素案では「環境の保全に努める」とだけで、具体的な取り組みが見られない。吉野川河口域は自然的にも重要な場所である。もっと具体的な計画を望む。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)U2さん]</p> <p>(b) 汽水域生態系の多様性を保持するためには、鳥類、底生生物など様々な生物の生息環境を将来にわたり保全することが重要である。</p> <p>[バブコム87]</p> <p>(b) 現在維持されている汽水域のエコトープの保全について盛り込んでいただきたい。</p> <p>[バブコム87]</p> <p>(b) いつまでも干潟のカニたちが住めるように守ってほしいです。</p> <p>[バブコム39]</p> <p>(b) 干潟がなくならない(消えない)ようにしてほしい。</p> <p>[バブコム40]</p> <p>(b) 吉野川河口の茅の増殖・保護をすること、埋立ては絶対不可。</p> <p>[バブコム62]</p> <p>(b) 下流でシジミが掘れるようにして欲しい。</p> <p>[バブコム316]</p>	<p>※215ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※215ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(27) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※215ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) エコトーンの再生を盛り込んでいることは評価できるが、現在維持されている汽水域のエコトーンの保全について盛り込んでいただきたい。 工事をする際には、計画段階から住民等の意見をきき、エコトーンに配慮した工事を進め、さらにモニタリングを行うことを盛り込んでいただきたい。 (河口域では)航路浚渫土砂を干潟に盛り上げて放置され、エコトーンが分断されていることが残念でありませ ん。 [パゾゴメ433]</p>	<p>※215ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※215ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 河口の地形の多様性や生態系の絶妙なバランスを保つことが重要であるため、河口への河川流量の確保、土砂管理が必要である。 [パゾゴメ2]</p>		
	<p>(c) 河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらす砂州の保全や再生は重要である。そのためには、河口域や汽水域の環境に配慮した、適正な土砂管理が必要である。 [パゾゴメ87]</p>		

表.(28) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※215ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 河口域の基盤をなすテラスや、環境の多様性をもたらす砂州の保全や再生は重要である。 そのためには、河口域や汽水域の環境に配慮した、適正な土砂管理が必要である。特に、中小規模の出水時も含めた適度な擾乱をもたらす検討するべきである。また河口域からの砂利採取については慎重に検討すべきである。 [パゾコメ433]</p> <p>(d) 汽水域環境保全のため、多方面の専門家を集めて検討し、管理計画を作成し、実行していただきたい。 [パゾコメ2]</p> <p>(d) 河口域は、多くの行政部局や人々が管理し、関係している場所であるので、河川局関係、関連自治体、港湾局、海岸部局等もちろん市民も含めて、「河口域環境の保全のための協議会」を国主導でつくっていただきたい。 [パゾコメ2]</p> <p>(d) 河川流量の確保により、汽水域の水環境は絶妙なバランスを保っている。今後の利水に関しては、汽水域の生態系への影響も評価し、利水関係者との協議を行うことが必要である。 [パゾコメ87]</p> <p>(d) 汽水域環境の保全のためのガイドラインに照らして、集中した検討を進め、管理計画を作成し実行していただきたい。 [パゾコメ87]</p>	<p>※215ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※215ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(29) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※215ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 汽水域環境の保全のためのガイドラインに照らして、集中した検討を進め、管理計画を作成し実行していただきたい。 [パブコメ433]</p> <p>(e) 汽水域に関しては、多くの生物データがあり、どこが重要なポイントであるかはつきり分かっていないと思う。その中で、保全に重要な地域はどこなのか、劣化した場所はどこなのかを地図に落とすことは、ある程度は可能であると思う。 [学識者 鎌田委員]</p> <p>(f) 汽水域の多様性を保持している水辺、昔の石工による護岸を評価して頂きたい。 [パブコメ2]</p>	<p>※215ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※215ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(30) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※215ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 干潟の面積を減らさないよう配慮した工事をしていただきたい。 [バブコメ76]</p>	<p>※215ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※215ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(f) 他の生きものにとって生き易い自然は、当然人間にとっても生き易い自然なのです。ぜひとも河口干潟は守って下さい。 [バブコメ441]</p>		
	<p>(f) 河口干潟の保全ですが、カニなどのたくさんの生物がすんでいるのは自然を守ってほしい。 [バブコメ442]</p>		
	<p>(g) 吉野川の環境に関して、第十堰の湛水域のところのみが下流域として扱われていて、そこから下(流)は河口域と表現されていた。第十堰を境にして汽水域と真水域になって、全く異なる生態系になりますので、そこは汽水域は汽水域として目標をつくるような手法として明確に分けて書いておくべきだと思います。 [学識者 鎌田委員]</p>		

表.(31) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※215ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 汽水域に対しての目標として、これからは積極的に何もしないと、積極的に何かを残すとかいうことが行われてしかるべきだと思っています。保全をすることなどはそこを残していくという事なのか、あるいはほかの何か外圧がかかったときに、どうやってそれと調整をして、あるいは劣化しないように止めていくのか、保全策として、あるいは目標を達成するために重要な考え方だと思っています。</p> <p>吉野川の河口域あるいは汽水域は、ラムサール条約の登録の動きも出ていますし、日本の河川の中でも非常にすぐれた場所だと思っていますので、中流域で自然再生を行う視点とは全く違ったやり方での何か目標設定というのがある、それがきちりとして述べられて、どう実現するのかということをしつかりと考えて頂きたいと思います。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p>	<p>※215ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(h) 吉野川の“汽水域”をラムサール条約湿地に登録し、将来の展望をもって保全管理計画を立てることを盛り込んでいただきたい。国土交通省が管轄する重要湿地として、ラムサール条約湿地の登録を積極的に進めることを期待したい。</p> <p>[バブコメ433]</p>	

表.(32) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-7 連続性の確保について

<p>a. 河川の連続性の確保については、第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。</p> <p>b. 上～下流の連続性だけでなく、水辺、水辺の連続性(エコトーン)の保全や、本川と支川との連続性の確保についても検討してほしい。</p> <p>c. 可能であれば、移動する生物に配慮するために、池田ダムを改築し、アユ遡上のピーク時にゲートを開放するなどの対応はできないでしょうか。</p> <p>d. 柿原堰の魚道は、水位変動に対応できないことや多様な流速とつながっていないなどの問題があることから改善してほしい。</p> <p>e. 池田ダムにおいて、アユ以外の生物の調査等は行われているのか。</p> <p>f. 池田ダムにおけるアユの遡上量はどれくらいか？また、調査しているのは誰なのか。</p> <p>g. 池田ダムの左岸側にも魚道を設置し、アユが最も生長する時期には発電放水を止めて魚道に流すような改造はできないのか。</p> <p>h. 山崎ダム等の河川横断許可工作物物が魚等の遡上を阻害している場合は、設置者が魚道の改善等の対策を実施すべきである。</p> <p>i. 素案において魚道機能の維持に修正されているが、技術も進化してあるから「向上」を目指してほしい。</p>	<p>(a) 生物の多様性は本川だけで維持されているのではないので、p.101の「河川の連続性の確保」では、「本川と支川との連続性の確保」も検討してほしい。</p> <p>[学識者 上月委員]</p> <p>(a) 上～下流の連続性だけでなく、水辺の高い所から低い所への連続性(エコトーン)の保全が大切である。</p> <p>[バブコメ2]</p> <p>(a) まず昔の事を知る事(良い方を学ぶ)。町中を通る小さな小川に小魚・毛ガニ・エビ・うなぎが上って来る様にする事。そのためにはどうすればよいか考えよう。</p> <p>[バブコメ2]</p> <p>(b) p.101の「河川の連続性の確保」について、魚道のことに関しては、魚は今現在も湖上しているもので、第十堰も盛り込むべきではないかと思いますが。</p> <p>[流域住民(中流域)Dさん]</p> <p>(b) 第十堰、柿原堰の魚道の改修。最端部で緩やかに。</p> <p>[バブコメ74]</p>	<p>実際の連続性(エコトーン)の保全については、河川整備計画素案P87、2) 水際環境の保全・再生に記載しているように、水際において直立化の要因となっているヤナギを伐採することによるエコトーンの再生を考えたい。</p> <p>本川と支川の連続性の確保については、定期的なモニタリング調査を継続し、必要に応じて改善等についても検討していきたいと考えています。</p> <p>第十堰や柿原堰の魚道については、アユの遡上が確認されていることから、今後も現状の機能が維持できるように、定期的な点検等を行いつつながら機能の維持に努めたいと考えています。また、補修等を行う際には、魚道機能の向上についても検討していきたいと考えています。なお、第十堰における魚道等の改善については、根本的な第十堰の対策のあり方なのかで検討していきたいと考えています。</p> <p>また、池田ダムの魚道においてはアユの遡上が多く確認されており、概ね魚道が機能していると考えられます。なお、アユの遡上等にあわせてゲート操作を行うと、池田ダムの貯水位が下がり、吉野川北岸用水および香川用水の取水ができなくなることから、このような操作は実施できません。</p> <p>河川環境に関する内容は、河川整備計画素案P44-1,45,57,101を修正しています。</p> <p>平成12年より水資源機構で実施しているアユの遡上調査では、少ない年で8万匹、多い年で101万匹程度となっております。調査結果については、吉野川ダム統合管理事務所において閲覧可能です。</p> <p>池田ダムの魚道は、右岸側に設置されています。平常時は、右岸側にある発電放水路から放水しており、この水が「呼び水」となるため右岸側に魚道を設置しています。</p> <p>高知県や電源開発(株)に確認したところ</p> <p>「現在のところ山崎ダムの魚道設置については、見通しが立っていません。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p>2-2-4 動植物の生息・生育状況</p> <p>【河川整備計画素案P44-1】</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>堰等の河川横断構造物においては、池田ダムまでは魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p> <p>【河川整備計画素案P45】</p> <p>(2) 旧吉野川</p> <p>堰等の河川横断構造物においては、第十壩門まで魚道が設置され、アユの遡上も確認されていることから、概ね移動の連続性が確保されている。しかし、増水(出水)の影響等により、魚道の損傷や落差の拡大等が懸念されることから、魚道機能の維持等に向けた取り組みが必要である。</p> <p>【河川整備計画素案P57】</p> <p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種等の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後も継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p> <p>(1) 吉野川</p> <p>1) 動植物の生息・生育環境</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰灌漑水域上流端)では、アユ等の産卵場や生息場として利用されている瀬・淵等の良好な水域環境の保全や生態系に配慮した樹木管理に努める。またとともに、コアジサシ等の繁殖地として利用されている広いキ河原の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行うに努める。外来植物対策については、川が本来持っている洪水官力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとする。河岸の直立化については、なだらかで連続性のある水際環境の再生に必要対策を実施することにより、なだらかで連続性のある河川環境の再生に努める。</p>
---	--	--	--

表.(33) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※222ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 第十堰の現況の補修強化 現堰が建設されてから、300年近い歳月を経て、上、下流へ適当に土砂がたまり、上流の水は河岸の地下へ浸透し、しかも、アユ、ウナギなど魚類の遡上を可能にして、いわゆる、活きた川となっている。 [パブコメ348]</p>	<p>※222ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>※222ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) アユやカニなど、川を移動する漁族などの水産生物にとり、池田ダムは、大きな障壁になっているため、可能であれば、池田ダムを改築し、アユ遡上のピーク時にゲートを開放し、一時的に、流水河川に戻すなどの対応はできないでしょうか。 [パブコメ78]</p>	<p>吉野川の河口部は、潮位変化などにより、各水位、変動や流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境となっている。そのため、河口干潟を含む汽水域については、こういった特有の環境に生息・生育する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地であることから、今後においても継続したモニタリングを行いながら、良好な生物の生息・生育環境の保全に向けて継続したモニタリングを行う努める。</p> <p>また、堰等の河川横断構造物においては、アユの遡上も確認されており、概ね魚道機能が維持されていることから、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行うように努める。</p> <p>なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める</p> <p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P87】 (2) 水際環境の保全・再生</p> <p>吉野川では、昭和50年～平成2年にかけて全川的にヤナギ類の群落が発達し、特に岩津下流では拡大傾向となっている。河道内にヤナギ類が繁茂することにより、土砂堆積による砂州の陸域化によって水際が急勾配になり、陸域と水域をつなぐ水際のなだらかな連続性(エコトーン)の消失が懸念されている。水際環境の保全・再生については、ヤナギ類に依存する動植物の生息・生育環境についても考慮しながら、水際のなだらかな連続性が消失している場所について、要因となっているヤナギ類を伐採する。なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とするなどにより河川環境の保全に努める。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 1) 吉野川 【河川整備計画素案P101】 ③ 河川の連続性の確保</p> <p>吉野川には、アユなど遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、支川を含めた魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検等を行い、池田ダム、柿原堰等の魚道の機能を維持するとともに、<u>阿波川・河川への流入支川等との連続性の確保に努める。</u></p> <p>2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P102】 ② 河川の連続性の確保</p> <p>旧吉野川・今切川には、アユなど遡上・降下を行う魚類等が多く生息していることから、<u>支川を含めた魚類等の移動の連続性を確保する必要がある。このため、定期的な点検等を行い、第十樋門等の魚道の機能を維持するとともに、<u>阿波川・河川への流入支川等との連続性の確保に努める。</u></u></p>

表.(34) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※222ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) ダム・堰堤の設置や各種河川工事に伴い、漁族などの生態系の変化や生息数の減少は止むを得ないことですが、例えば、天然アユの場合など、ダム・堰堤の運営や管理を工夫すればある程度まで回復することが他の川で実証されています。具体的な目標数値を決めて、運営・管理の改善計画を設定されたらいかががでしょうか。</p> <p>[パブコメ432]</p>	<p>【河川整備計画素案P105.P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたってはもていくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p>
<p>(d) 柿原堰の魚道は水位変動に対応できないことや、多様な流速(特にゆる場)となっていないなどの問題があり、改善してほしい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p>	<p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されているが、図られている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、図り、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p>	<p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
<p>(e) 池田ダムには、魚道をアユが溯上しているデータがあると思うのですが、他の川(と比べた)場合、それがどのくらい有効なのかということが全然わからぬので、アユ以外の生物の調査等などもやられたかどうかお聞きしたい。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Jさん]</p>		

表.(35) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※222ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 第十堰、柿原堰、池田ダムの魚道を遡上および下降する漁族などの経年データを明示ください。 データが不十分な場合は、「漁業・養殖統計年報」などを利用されたらいかがでしょうか。 [パブコメ432]</p>	<p>※222ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※222～224ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(f) アユの遡上が(池田ダム)の魚道から10万から100万というところ、ものすごい差があると思うのですが、一番最近のデータでは幾らですか。また、どこが調査しているのですか。 [流域住民(中流域:三好)Dさん]</p>		
	<p>(f) 川でいるような魚種が確認されたと書いてある。(アユ遡上量が)定量的にどのくらいかという経年的な変化が全くないというのは疑問である。 [流域住民(上流域:高知県)Oさん]</p>		
	<p>(E) 池田ダムは右岸側しか魚道がないので、左岸側にも魚道を設置し、例えばアユが最も生長する時期には、池田ダムの発電の放水を止めて、魚道の方に流すような改造とかそういうことができないのか。 [流域住民(上流域:高知県)Oさん]</p>		
	<p>(h) 河川横断許可工作物が魚等の遡上を阻害しているため、(山崎ダム)設置者の責任に於いて対策を実施すべきである。 [パブコメ410]</p>		

表.(36) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※222ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(i) 魚道に関して(素案P44-1,P44-2で)、魚道機能の「向上」という文言が、「維持」に交換されている。現在の機能で満足しているとのコメントだが、今後30年間で技術も素材も進化するであろうから、「向上」を目指してほしい。(文言を「向上」に戻してほしい)。 [バブコメ199]</p>	<p>※222ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※222～224ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(i) 【素案P44-1】の文面で気になったのが、「魚道機能の維持向上」の「向上」が消してあるが、維持すればいいという発想なのか。 [流域住民(上流域:高知県)Oさん]</p>		
	<p>(i) 【素案】では、魚道は「維持」としかありませんが、機能向上や改造、増設などの検討の余地はないのでしょうか。 [バブコメ432]</p>		

表.(37) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-8 ミチゲーションについて

<p>a. 河川工事の際にはミチゲーションを行い、環境面にマイナスとならないようにしてもらいたい。</p> <p>b. ミチゲーションの記載箇所にある「必要に応じて」とはどのような意味なのか。</p> <p>c. 「ミチゲーション」という言葉はどのような意味なのか？</p>	<p>(a) すべての工事にミチゲーション処置を行うべきではないか？ [パブコメ50]</p> <p>(a) 堤防工事は景観や自然環境への影響が大きいと思われる。ミチゲーション処置をしっかり行い、マイナスがない工事にするべきではないか。 [パブコメ51]</p> <p>(a) コンクリートを使用し河川の浄化能力が失われてしまう場合は、失われた分を、草を植えるなどして復元する工事も同時にしていってほしい。 [パブコメ76]</p> <p>(a) ミチゲーションについて 工事をあえてしないという考え方もほしい。何のための工事なのか。目的と効果を明らかにしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S2さん]</p> <p>(a) 工事を実施する際に、環境調査により幾つかの懸念材料が出てきた時に、ミチゲーションとして計画の変更が有り得るのか。 [流域住民(下流域:徳島)Nさん]</p>	<p>工事等を実施する際には、河川整備計画素案P57、1) 動植物の生息・生育環境及び河川整備計画素案P58、1) 動植物の生息・生育環境に記載のとおり、今後も専門家の意見を伺いながら、例えば工事範囲内に生息している貴重種を他に移植するなどの対策を行うことにより、良好な自然環境の保全に努めていきたいと考えています。</p> <p>河川工事等の際に実施するミチゲーションについては、河川環境への影響を考慮しながら実施したいと考えています。このため、必ずしも全ての工事が対象とはならないことから、「必要に応じて」と記載しています。</p> <p>ミチゲーションとは、「人間の活動による生態系機能の損失をなくすこと」を前提として検討される手続きのことです。以下に示す3段階があります。</p> <p>○回避:ある行為をしないことで影響を避ける</p> <p>○低減:ある行為とその実施に当たり規模や程度を制限して影響を最小化することや、ある行為の実施期間中、繰り返し返しの保護やメンテナンスで影響を軽減または除去する行為。</p> <p>○代償:代替資源や環境を置き換えて提供して影響の代償措置を行う。</p> <p>※(独)国立環境研究所(EICネットより)</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>(1) 吉野川 【河川整備計画素案P57】 1) 動植物の生息・生育環境 なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。</p> <p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P58】 1) 動植物の生息・生育環境 なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育環境の把握に努め、必要に応じて河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施することなどにより、環境の保全に努める。</p>
---	---	--	--

表.(38) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※227ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 素案p100の、「河川水辺の国勢調査等の継続的なモニタリングにより動植物の生息・生育状況等の変化を把握し、新しい知見を踏まえながら実施項目を見直すなど、順応的に対応する。なお、実施にあたっては、市町村等と連携・協働を図る。」とは何を意味するのか。(例えば)治水(のため計画)が先にあって、そこに絶滅危惧種に指定されている動植物がいた場合、堤防の計画を部分修正するということはあり得るのか。 [流域住民(中流域:三好)Gさん]</p>	<p>※227ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※227ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 多自然型工法であるとかミチゲージョン処置を講ずるところに「必要に応じて」と書いてあるのですが、この「必要に応じて」というのはどういった必要があるときか、教えて頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島)Kさん]</p>		
	<p>(c) 「ミチゲージョン」というあまり一般的に聞かれない言葉は用いるべきではないと思います。どういう意味なのでしょうか? [バブコメ122]</p>		

表.(40) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※229ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 根固めブロックに捨石を行って下さい。危険(スキ間に落ちる)の防止や、景観(植物が生える可能性)向上のため。根固めブロック前は良好な釣り場である。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p> <p>(a) 整備計画が決まった後の工事で、多自然型であるとか環境に配慮したというところが、どう変わるのか教えて頂きたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Kさん]</p> <p>(a) 堤防の河川の境にはコンクリートを使わない工事をし、石垣にする。</p> <p>[パブコメ62]</p> <p>(a) 魚の生域、産卵できる環境を整える。コンクリート製品を少なくして、出来るだけ自然の物を利用するのが好ましい。</p> <p>[パブコメ112]</p> <p>(a) 吉野川をコンクリートでつままないで下さい。水底には蛇(ジャカゴ)を入れて魚がタマコを生み大きくなるよう育てて下さい。今、南岸を石でつまんでいます。これを吉野川の中に入れて水際をつんでください。</p> <p>[パブコメ310]</p>	<p>※229ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (2) 河川景観の維持・形成 【河川整備計画素案P102】 1) 吉野川</p> <p>河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。</p> <p>吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やしき河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ソルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携を図りながら放置された水害防備林の適正な管理に努める。</p> <p>吉野川の河口部では、河口部の雄大な河川景観の維持・形成に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることにより河川環境に配慮するとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画素案P103】 2) 旧吉野川</p> <p>ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られることから、河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植生の回復を図る等、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっていることから、河川工事等の際には多自然川づくりを基本とすることにより、自然度の高い河川景観の創出に努めるとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。</p>

表.(41) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※229ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 当時、鯛浜橋から下流にかけて両岸にはアシやヨシが両岸にきれいに繁茂していて、川の水が引くと、貝、シジミとか、エビ、小魚、ハゼみだいなものが住んでおり、すごくきれいな状態であった。今は護岸工事ができ、見た目はきれいになったが、魚、貝類がほとんどいなくなった。今切川の両岸に頂きたい。</p>	<p>※229ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>[流域住民(下流域:北島)さん]</p>	<p>(a) 生育環境と洪水対策の両面から堤防側面から水位までの(堤防を含めた)水際の生育部分を自然な形で確保してほしい。</p>	<p>【河川整備計画素案P105.P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p>
<p>[ハブコメ384]</p>	<p>(a) 吉野川の“多自然型川づくり”のために河川の植樹運動事業や竹林を活かした高水敷事業を行う。</p>	<p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。</p>
<p>[ハブコメ393]</p>	<p>(a) 県は金が無く、なにもしてくれない。災害復旧工事なども、近自然工法で施工してほしい。やはり国の管理がしっかりしている。</p>	<p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p>
<p>[ハブコメ425]</p>	<p>(a) 北岸の応神あたりの河川工事で、水際にコンクリートのテトラをたくさん入れてきました。吉野川大橋北岸下流には自然の大きな石が入ってますが、ああいゆう工法を増やしてほしい。少々工事費が高くても、コンクリートばかりというのはやめてほしい。</p>	<p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境をの保全にあたってはもていくためには、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p>
<p>[ハブコメ436]</p>	<p>(a) さらには、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>	<p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p>

表.(42) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※229ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 水辺をコンクリートで全部おおうのではなく、うなぎ、カニ、フナ虫ハゼなど生物がすめるようなコンクリートを使わない昔の石理にしてほしい。自然にやさしく、洪水も防ぐ自然工法を増やしてほしいです。 [パブコメ437]</p>	<p>※229ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※229～231ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 国交省も率先して自然工法を推進し、水の保全、自然への環境良化を指導されたい。 [パブコメ261]</p>		
	<p>(c) 【四国地方整備局の考え方P67】の「歴史文化」というところが、線で消されているように見える。歴史文化は、地域にとっても大事なことです。から、そこら辺を説明して頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島)Nさん]</p>		

表.(43) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※229ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) ワンドやよみなどの伝統工法に関しても、(整備計画に)盛り込んでもらえないか。 [流域住民(下流域:徳島)Kさん]</p> <p>(d) 伝統工法をもっと取り入れるべきではないか。 [パゾコム51]</p> <p>(d) 伝統工法は資材や機械が十分でなかった時代に造られたため、自然の流れを読み取って最適・最小の工事となっており、環境保全といった面でも優れていると考えます。こうした伝統工法を研究し、今後の工事に活用することを願います。 [パゾコム68]</p> <p>(d) 吉野川の伝統工法は自然環境や景観への影響が極めて少なく、かつ工事費用もかからないことなど工法・環境面で高く評価できることから、今後の工事に活かすこと。 [パゾコム80]</p> <p>(d) かつてより、伝統的技術の採用が答申の中であり、多自然型工法と関連して、賛成する。今回の素案の中にも、輪中堤や家屋嵩上げなどの工法が取り入れられているが、答申の中に11項程度の工法がある。他の工法について検討されているのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Z1さん]</p>	<p>※229ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※229～231ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(44) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※229ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 河川審議会答申「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A2さん〕</p> <p>(d) 吉野川の伝統工法を取り入れる。低コストであり、住民の知恵が最大限活かされる。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん〕</p> <p>(d) 親水護岸については、今残っているレキ河原を失わないこと。護岸整備が必要な箇所については、自然素材を利用した伝統工法を採用すること。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん〕</p> <p>(d) 他の整備局では伝統工法を見直し余りお金をかけない。自然に配慮した工事がされているが、吉野川ではどうなっているのか？</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S2さん〕</p> <p>(d) 吉野川の伝統工法というのは何十年も壊れていない。ところが、(吉野川市)川田の水制は、大きなものをつくったので壊れたんです。吉野川の伝統工法はよその川とは違ってます。吉野川ではちゃんとした技術になっているはずなんです。それを見極めて、生かしてほしい。その伝統工法によって、水制を設置している場所はすくなくすばらしい場所になっている。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん〕</p>	<p>※229ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※229～231ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(45) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※229ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 吉野川には竹林以外に多くの伝統的治水利水の技術がたくさんある。文化遺産と地球環境の視点からもっと研究保全をすすめていく対策をすべき。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M2さん]</p>	<p>※229ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※229～231ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(d) 侵食対策は水制や捨石等柔構造で行ってください。吉野川には先人が行った水制がたくさんあり、その場所には自然と調和しながら、長年にわたり護岸機能を発揮している。吉野川の伝統工法を調査・研究して工事に活かすように。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p>	<p>(d) 近代になってコンクリートを使って行われている工事と伝統工法との区分というのは何かありますか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Jさん]</p>		
<p>(d) 江戸時代から明治にかけて吉野川の工事。石を敷詰めて工夫をしている苦勞のあとが見られる。これから徳島県民はこれを遺産と心掛け大切に、必要があるならばこのうえはどうすべきか、知恵をしぼるべきです。それが先人に対するつとめではないでしょうか。</p> <p>[ハブコメ182]</p>	<p>(d) ・堤防等の治水対策もよいが、私らが子供の頃、川にあった治水用の、カンナウ(青石と松丸太を組み合わせた物)等の昔の遺産を残してほしい。</p> <p>[ハブコメ319]</p>		

表.(46) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-10 多自然川づくりの検討について（仕組み）

a. 多自然川づくりについては、住民や専門家の意見を聞き、議論できるシステムづくりが大切である。

(a) 多自然川づくりは、いい事例もあれば、悪い事例もあり、その評価を住民も入ってオープンな仕組みづくりについても、専門家などでの議論をして、専門家の意見が広がるようすれば、ちゃんと対応していることになると思います。

[流域住民(中流域)Bさん]

(a) 多自然型工法も場所毎にあった工法があると思います。できるだけ生物環境という視点から最善の方法をとって頂き、それに関しても専門家の方々に相談し、住民から意見を聞くことをやっていたらいいと思います。

[流域住民(中流域)Dさん]

(a) 護岸や多自然工法に、住民の意見をもっと聞くことはできないのか。

[パゾコメ40]

(a) 湖上降下の支障になっている堰の改善(特に第十堰)や正しい多自然川づくりを行うためには、関係住民や専門家の意見を的確に反映させるシステムづくりが大切で、整備計画の素案にシステムづくりを行うことも明記して下さい。

[パゾコメ68]

(a) これまでの河川工事に、自然環境や景観が悪化してきたことから、今後行う工事は「多自然川づくりによる」とし、「学識者や市民等が参加し、多自然川づくりを検討するしくみを構築する」ことを河川整備計画P102に入れること。

[パゾコメ80]

多自然川づくりについては、国土交通省において、今後、必要に応じて専門家や地域住民の方のご意見も伺えるような仕組みづくりについても検討を進めることとしています。また、「多自然川づくりについては、関係機関等と情報共有や意見交換等を行っており、今後も継続して実施するとともに、地域住民や川づくりに関わる関係者等に対して、「多自然川づくりの啓蒙に努めていきたいと考えています。」

なお、災害復旧工事など緊急性を要する工事の場合には、必要に応じて専門家の意見を伺いながら、河川環境にも配慮した構造となるよう検討していきたいと考えています。

【河川整備計画素案P105.P105-1】

5-2 地域住民、関係機関との連携・協働

洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組みむことが必要である。

また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。

一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。

このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。

また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくりの啓蒙に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されているが、水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。

さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。

表.(47) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※236ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 「多自然型川づくり」の理念づくりにおいては地元住民と関係団体の参加が不可欠。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん]</p>	<p>※236ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※236ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(a) 多自然工法に関しては、流域住民や専門家の意見を聞いて、その場所に合った工法で進めていくことだが、私自身としては今のやり方に納得していない。意見が反映される仕組みを考え直して、例えば(多自然川づくりの計画の)素案をつくる段階に、まず流域住民の意見を聞いていただき台のようなものをつくっていくということも考えていかなければ、本当の多自然(川づくり)にならないのではないかと思う。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>		
	<p>(a) ミチゲーションや伝統工法を選択する時に、専門部会や関係する地域住民の方々が計画に参加することで、より密度の濃いものができると思う。整備計画を考えられる時に、そのような仕組みを書いて頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島)Nさん]</p>		

表.(48) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-11 多自然川づくりの検討について（調査・評価）

<p>a. 環境への影響について検証を行い、工事に活かすべきではないか。</p> <p>b. 既に行われた工事箇所において、自然環境を回復して欲しい。</p> <p>c. シオマネキが生息している沿岸近くをコンクリートで固める工事が行われていたが、川にすむ生き物にとつて影響があったのではないかと思う</p> <p>d. 今切川橋梁（JR）下の多自然型護岸工事は、どのようなになっているのか。</p>	<p>(a) 環境への影響について検証を行い、工事に活かすべきではないか。 [パブコメ51]</p> <p>(b) 多自然型工法の効果はどう証明するのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p> <p>(a) 今まで行われてきた工事、伝統工事も含めて分析評価して、今後の工事に活かしていきたいように、この整備計画の中に盛り込んでほしいと思います。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Jさん]</p> <p>(b) 吉野川の主要な水当たり部には多くの取囲めブロックが設置されていますが、水際が直化されたり、エントーンが無くなるなど自然環境を悪化させています。一方で、親水性という面でも大きな問題となっています。このため、既に行われてきた工事箇所での環境対策を行って下さい。 [パブコメ68]</p> <p>(b) これ以上吉野川の環境を悪化させないために、既に行われた工事によって損なわれた自然環境の回復を行うこと。 [パブコメ80]</p>	<p>吉野川における河川環境の把握のために、定期的な河川水辺の国勢調査を行っています。また、河川工事を行うにあたっては、環境への影響について配慮するとともに、今後もこのような調査を継続して行うことにより、河川の自然環境の把握及び保全に努めていきたいと考えています。また、多自然川づくりについては、施工事例等の情報を蓄積し、今後の河川工事に活かしていきたいと考えています。</p> <p>なお、底生動物等に配慮する必要がある箇所については、河川工事等を行う際に、周辺の河川環境を把握したうえで、多孔質の機能を有する材料を使用するなど、生物の生息・生育環境の保全に努めます。既に護岸等のある箇所については、変形・損傷等の状況に応じて、適切な補修方法を検討していきたいと考え、河川整備計画素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標に記載しています。</p> <p>今切川橋梁の下流では、平成4年度に実施した樋門工事において、コンクリートブロックに栗石を詰め、護岸を施工しています。なお、今後も、河川工事の際には、周辺環境に配慮していきたいと考えています。</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等を関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>
--	---	---	--

表.(49) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※238ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 人と川とのふれあいにに関する整備において、住民がどのようなふれあい活動を望んでいるのかを的確に把握した上で、自然河岸である場所に新たな親水護岸を設けるのではなく、既に工事が行われた区間で自然環境を回復することにより、同時に親水性確保を図ること。 [ハブコメ80]</p> <p>(c) 川の沿岸部分には、たくさんシオマネキがいる。この間は、沿岸近くをコンクリートで固める工事が行われていたが、これは、川の沿岸また、川にすむ生き物にとって、いけないことをしたんではないかと思う。 [ハブコメ49]</p> <p>(c) 災害対策や安全管理は、当然、考えていかなければならないが、環境対策に(も)十分注意を払うべきだ。たとえば、現在の吉野川下流の護岸工事は、小魚等のすみかや、産卵する場所を壊しているのではないか？工場の方法により十分共存が可能と思う。 [ハブコメ444]</p> <p>(d) JR勝瑞から池谷駅へ行くまで旧吉野川をまたいでいる鉄橋下の工事は20年前ぐらいいないなと思いますが、多自然型護岸工事はどうなっているの。恐らく止めているのではないか。土木の多自然型の工事についてご回答下さい。 [ハブコメ53]</p>	<p>※238ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※238ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(50) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-12 河道掘削時における環境への配慮について

a. 吉野川全体の自然環境の回復にもつながるような、効果的な掘削方法を検討して下さい。
 b. 水際の環境については、ワンド、水辺の植生などがある多様な環境を保全すること。

(a) 河道拡幅では北陸地方整備局の多自然型川づくり事例にあるような方法で行えば、吉野川全体の自然環境の回復にもつながることから、素案での掘削方法より優れた方法も検討してください。
 [パゾコメ68]

(a) 河川環境に影響の大きい河床掘削を行う場合は、北陸地方整備局の多自然型川づくり事例を参考に、よりよい環境対策を行いながら効果的な方法で実施すること。
 [パゾコメ80]

(b) 水際の環境保全について、多様な環境を保全すること。ワンド、水辺の植物(カバー状)についても保全する。急深になった場所(ここに樹木などのカバーがあるのが最高のピオトープ)も大切なピオトープである。素案はなだらかな砂利の水際だけに注目している。
 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]

河川整備計画素案P63、③河道の掘削等に記載しているように、良好な水域環境の保全に配慮した河道の掘削を行うこととしています。また、工事にあたっては、施工場所ごとに対応する必要があることから、必要に応じて専門家等の意見も伺いながら自然環境に配慮した掘削方法について検討していきたいと考えています。

4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項
 (1) 吉野川

1) 洪水を安全に流下させるための対策

【河川整備計画素案P63】

③ 河道の掘削等

堤防の整備を実施してもなお、流下断面が不足する区間では、砂利採取要請等状況も考慮しつつ河道の掘削を行うとともに、樹木伐採等を行い、必要な流下断面を確保する。

掘削の計画にあたっては、整備後の河床が維持されやすくなるため、現状の流れの状態を大きく変化させないよう留意するとともに、魚類等の生息の場となっている瀬と淵の改変を極力行わないよう平水位以上の掘削を基本とする。水際部から陸域については、連続性を確保して生物の多様性をもたせるため、緩勾配にて掘削を実施するなど、良好な水域環境の保全に努める。なお、河岸沿いに竹林が存在する箇所での掘削の計画にあたっては、竹林の伐採面積の抑制に努める。

(2) 旧吉野川

【河川整備計画素案P80】

② 河道の掘削等

旧吉野川の下流部(河口より14.6km付近下流)では、堤防の整備等対策を実施してもなお、流下断面が不足する河道区間について、必要な流下断面を確保するため河道の掘削を行う。また、旧吉野川の上流部(河口より14.6km付近上流)では、無堤地区における旧吉野川のはん濫による家屋浸水被害を概ね解消することを目的として、はん濫水位の抑制のため河道の掘削を行う。

なお、掘削にあたっては沈水植物や河岸部の植生等、川沿いに残される河川環境・景観の保全・再生に努める。

表.(51) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

環境-13 河川景観について

- a. 河川景観の分析がなされていない。風土・地域の資源として残したい風景について、地域住民と共有する必要がある。
- b. 景観の分野は、住民も参加しやすいので、もっと住民参加の場を開いてほしい。
- c. 河川整備においては、吉野川の良好な景観を守って欲しい。
- d. 景観を保全するための委員会や協議会を設けることを明記して頂きたい。
- e. 河川景観ガイドラインに従って景観の計画を立てて、整備計画の中に入れて頂きたい。

意見及び質問

- (a) 風景とか景観資源についての分析がなされておらず、どこを残していくのかとか、修復していくのかというところが不明確である。それを調査して明確にし、ながら、しつかり位置づけた上で課題を抽出しなければ議論は進まない。
[学識者 鎌田委員]
- (a) 風土性に関しては、風土・地域の資源として残したいと思われているような風景やものをしつかり集めて、住民、地域の方と共有しなければ、いつまでたっても始められないと思う。
[学識者 鎌田委員]

河川景観については、河川整備計画素案P51、○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生及び河川整備計画素案P57、3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標において記載しているように、広大で自然豊かな河川景観の保全に努めていきたいと考えています。

また、一般からの応募により選定された「四国のみずべ八十八カ所」の地点などについて、『河川景観の形成と保全の考え方』を参考としながら、特徴的な河川景観と思われる箇所を抽出するとともに、記載内容についても充実を図りました。なお、河川工事を行う際には、必要に応じて専門家や地域住民等の意見も伺いながら景観への配慮について検討していきたいと考えています。

今後、地域文化・景観に配慮した河川整備の検討を試行的に行うために、『河川景観の形成と保全の考え方』を参考としながら、懇話会の設置に向けた取り組みを行っていきます。

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

2-2-5 河川景観
【河川整備計画素案P46】
(1) 吉野川

吉野川上流域(源流～池田ダム)は、大歩危・小歩危をはじめとする渓谷美からなる四国有数の景勝地となっており、多くの観光客で賑わっている。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、広レイキ河原や藩政時代から水害防備林として植林整備されてきた竹林が広がっており、吉野川の歴史や文化と関わりのある河川景観を醸し出している。とされており、一方、水害防備林(竹林)の多くは放置された状態となっており、河川景観を悪化させる一因となっていることから、吉野川上流～河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

吉野川の河口部では広大な干潟が広がっており、雄大な河川景観となっている。

このような河川景観は、自然の力により形成された景観であるとともに、地域社会の歴史の中において形づくられた吉野川の特徴的な景観となっていることから、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

【河川整備計画素案P46-1】

図-2.2.16 吉野川の特徴的な景観(「四国のみずべ八十八カ所」選定箇所)を追加。

【河川整備計画素案P46-2】

(2) 旧吉野川

第十樋門から今切川分派点までは、水際に生育するオギ群落やハチクマ・マダケ林等と穏やかに流れる水面が一体となり、自然度の高い景観となっている。

今切川分派点から旧吉野川、今切川河口堰までは、市街化が進んでいる平野部を緩やかに流下しており、川沿いには住宅地や工場が点在している。

また、なお、河川河口堰から河口までは、大部分がコンクリート護岸であり、比較的単調で人工的な景観となっている。ことから、そのため、旧吉野川や今切川については、河川周辺の建築物、市街地空間の多様な表情や河川の利用形態等、旧吉野川や今切川を取り巻き空間利用と河川利用の状況を考慮した上、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

【河川整備計画素案P46-3】

図-2.2.17 旧吉野川・今切川の特徴的な景観を追加。

表.(52) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※241ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) (景観に関する調査結果)については、それを公表していくことが非常に重要で、こういうものを我々が重要だと思っていることを公表して頂きたいと思えます。水辺の八十八カ所やフォトコンテストなどを読み解き、どういった景観が重要かということ列挙してマップに落としおくだけで、これを重要な景観と見えますというのを公表していることになりました。</p> <p>[学識者 山中委員]</p>	<p>※241ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(a) 吉野川筋に住んでない人も含めて、(ビューポイント)募集みたいなもの考えてみてはどうか。吉野川に関心を持ってもらうために、どこが一番美しいのか、みんな考えてみてはどうか。</p> <p>[学識者 大和委員]</p>	<p>【河川整備計画素案P57】 3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標</p> <p>河川環境については、河川環境情報等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来種の侵入等、様々な要因で変化していく自然環境について、今後継続したモニタリング等調査により環境特定種の分布状況等も含めて把握し、その状況を評価するとともに評価を行い、必要に応じて自然再生事業等と関係機関、地域住民等と連携しながら行う。</p> <p>なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とすることなどにより、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮するとともに、河川が本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。</p>	<p>3-1 河川整備の基本理念 【河川整備計画素案P51】 ○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生</p> <p>吉野川に残る良好な自然環境・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原やエトーン、清浄な吉野川の流れ等自然環境の再生を図るための施策を展開する。</p>
<p>(a) 吉野川河口は、その広大な景観が徳島県民のふるさとの風景であり、かけがえないものである。「景観」及び「人と吉野川との自然とのふれあい」については、丁寧に地域住民等の声を聴き上げ、住民の思いや日常的な吉野川とのふれあいに對しての検討を行うべきである。</p> <p>[パブコメ433]</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 (1) 吉野川 【河川整備計画素案P57,P58】 2) 河川景観</p> <p>河川景観の維持・形成については、治水との整合を図りつつ、河口干潟、広い河原や河岸の水害防備林等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域の歴史・文化等とともに、吉野川の優れたらに雄大な河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。</p> <p>なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とし、周辺景観と調和するように努める。</p>	<p>3-1 河川整備の基本理念 【河川整備計画素案P51】 ○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生</p> <p>吉野川に残る良好な自然環境・景観等を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原やエトーン、清浄な吉野川の流れ等自然環境の再生を図るための施策を展開する。</p>

表.(53) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※241ページの『テーママ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 素案の102頁・103頁に景観に配慮した樋門という写真がのっているが、どこが景観に配慮されているのかわからない。景観の分野は住民参加しやすいのもっと積極的に住民参加の場を開いてほしい。 [パブコメ24]</p>	<p>※241ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>(2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P58】 2) 河川景観 <u>河川景観の維持・形成については、旧吉野川、今切川の河川景観については、第十樋門から今切川分派点に見られるオギ群落等の植生による比較的自然的な高い景観から、旧吉野川、今切川両河口堰から河口の市街地における人工的な景観まで多様に変化している。このため、そこに流れている豊かで緩やかな水の流れを、川岸と水面が一体となった自然度の高い河川景観のや、市街地空間の中にあっては安らぎを感じることのできる景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。</u> <u>なお、とくに、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とし、周辺景観と調和するように</u>においては自然度の高い河川景観との調和に努める。</p>
<p>(c) 吉野川のイメージは吉野川流域で生産される農作物のイメージとつながる考えられますので、吉野川の河川整備を進める時には、吉野川の持っているイメージを壊さないようお願いいたします。 [パブコメ76]</p>	<p>吉野川のイメージは吉野川流域で生産される農作物のイメージとつながる考えられますので、吉野川の河川整備を進める時には、吉野川の持っているイメージを壊さないようお願いいたします。 [パブコメ76]</p>		

表.(54) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※241ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 川を工事するときは、周りの景色にあった方法を採用してほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R1さん]</p>	<p>※241ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105.P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p>
	<p>(c) 風景の問題。残すべき風景が無数にある。徳島県人にとつてのみならず、広く万人にとつての「自然という財産」の認識が第一。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p>		<p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。 また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。 一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、できるだけ、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p>
	<p>(c) 雄大な吉野川の風景を大事にしてください。可動堰などに頼らない吉野川独自の住民の意見を取り入れた自然景観に配慮した治水対策を望みます。吉野川の魅力はあまり手をかけない自然の風景なのです。税金でイベントや楽校なんて開かなくても、魅力を残してくれさえすれば人も自然と集まってくる。 [パブコメ3357]</p>		<p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。 また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の、地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p>
	<p>(c) 吉野川の土手に立って上流を見たときに昔のままの美しい風景がいっまでも自然のままにいられたらいい。 [パブコメ3386]</p>		<p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>

表.(55) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>※241ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>		<p>(d) 築堤で竹林を一部であっても破壊してしまうと、その景観は長くないので、やはり何かの工事をするに当たっては、結果的に住民からどういふ評価を得ているか、そういう仕組みを入れるということをここに書いておかないと、「努める」だけではなかなか評価できないし、理解できないのではなにか、やはり委員会や協議会を設けるとか、そういうことをこの中に明記して頂きたい。</p> <p>[学識者 平井委員]</p>		<p>※241ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>		<p>※241～244ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>	
<p>(e) (平成18年)10月、河川景観の形成と保全の考え方というガイドラインが河川局から出されましたが、この中で河川景観をどうやって調査・計画して守っていくか、実際にそのやり方を出されておきます。それから見ますと、今の整備計画に書いている内容は非常に心もとないため、この河川景観デザインガイドラインに従って景観の計画を立てて、それをこの整備計画の中に入れて頂きたい。</p> <p>[学識者 山中委員]</p>		<p>旧吉野川・今切川については、河川整備計画素案P101、①水域・水際環境の保全に記載しているとおり、今後も河川工事等を行う際には動植物の生息・生育環境に配慮するなど、良好な河川環境の保全に努めていきたいと考えています。</p>		<p>旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンド・よどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育環境となっていることから、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とし、まずることなどにより河川環境の保全に努める。また、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施するの保全に努める。</p>			
<p>環境-14 旧吉野川における河川環境の保全について</p> <p>a. 旧吉野川は、多様で独得な河川環境を有していることから、環境保全には十分配慮してほしい。</p>		<p>(a) 旧吉野川は、多様で独得な河川環境を有し、ヒドリガモ、マガモ等の越冬場所となっている。今切川と旧吉野川の分岐点の竹やぶにシラサギが群生を形成しているが、いろいろな公害等の関係で生息しなくなっている。今後、竹やぶやその周辺の工事をする場合、環境保全には十分配慮してほしい。</p> <p>[学識者 小林委員]</p>		<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全 (2) 旧吉野川 【河川整備計画素案P101】 ① 水域・水際環境の保全</p>		<p>旧吉野川・今切川の湛水区間にあるワンド・よどみは、魚類や沈水植物等の良好な生息・生育環境となっていることから、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とし、まずることなどにより河川環境の保全に努める。また、河道の掘削が必要な箇所については、治水との整合を図りながら、ヨシ等の抽水植物やクロモ等の沈水植物等の多様な水際環境への影響を軽減するために必要なミチゲーションを実施するの保全に努める。</p>	

表.(56) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-15 河川空間（河川敷）の利用促進について

<p>a. 水辺に近づきやすい親水護岸等を整備するなど、多くの人々が親しみを持てるように河川空間を活用してほしい。</p> <p>b. 水際公園のような整備をして頂き、教育部門に役立てたい。</p> <p>c. 遊魚船の船溜まりや釣場を整備すれば、吉野川に多くの人が遊びに来られるのではないかとと思う。</p> <p>d. 自然を破壊してまで、親水護岸を整備するのはおかしい。</p> <p>e. 旧吉野川下流区については、人と自然の触れ合いの場として美観の向上などの整備が必要であることから、この区間の河川環境整備を促進してほしい。</p> <p>f. 治水は下流から、河川利用は上流から整備するという考え方があってもいいのではないかと。</p>	<p>吉野川では、これまでに「桜づつづみモデル事業」や「水辺の楽校」などの環境整備事業について、関係市町の要望を踏まえながら整備をしてまいりました。今後、河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提供できるよう、関係市町の河川利用に関する計画等も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていきたいと考えています。なお、河川整備計画素案P58-1、3-5-3 河川空間の利用に関する目標及び河川整備計画素案P103、(3) 河川空間の整備と適正な利用に記載しているように、河川空間の整備にあたっては、河川環境との調和を図っていきたいと考えております。</p>	<p>【河川整備計画素案P58-1】 3-5-3 河川空間の利用に関する目標 人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親むことができるように努める。 また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画素案P103】 (3) 河川空間の整備と適正な利用 吉野川水系における河川空間の整備と適正な利用に関しては、身近な生活の場として人々にうるおいややすらぎを与え、人と人がふれあうことができる水辺空間を創出する。また、豊かな自然と美しい景観を保全するとともに、誰もが自由に自然とふれあうことができる親水空間を創出する。 吉野川中流域（池田ダム～第十堰壱水城上流端）は、水辺に残された水害防備林（竹林）等の自然植生との調和を図りながら、戻られたオープンスペースとしての河川敷（高水敷）を活かし、川沿いの地域に密着した多目的な広場等として管理する。また、河川敷（高水敷）を利用した耕作地等の生産緑地との調整を図りつつ、河川敷（高水敷）をスポーツ・レクリエーション等の行える快適な河川空間となるように管理する。</p> <p>吉野川下流域（第十堰壱水城～河口）は、河口部に位置する広大な河川空間を保持していることから、ふるさとシンボルとなる河口部の広大な自然景観や自然環境を活かした親水空間として管理するとともに、市街地に接した河川として河川敷（高水敷）における利用度を高め、スポーツやレクリエーションの場となるよう管理する。</p> <p>旧吉野川・今切川は、吉野川左岸部に位置し、工業地域を含む市街化が進行する地区となっていることから、川沿いの地域住民にうるおいと憩いを与える身近な水辺のオープンスペースとなるよう管理する。</p>
<p>(a) [市町村長（中流域）三好市長] 人と川とのふれあいに関する施策の推進について、旧吉野川に東中高親水公園や桜堤公園の整備を行ってお水、多くの住民の憩いの場として利用されている。吉野川においても、水辺に近づきやすい親水護岸を整備し、子供から高齢者に至るまで吉野川に親しめるような整備を実施してほしい。</p> <p>[市町村長（下流域）藍住町長]</p>		
<p>(a) 吉野川の景観が美しく見える所に若い人や街から人が訪れられるようなホテル（景観を損なわないような落ち着いた）やレストラン、お店があればいいと思います。</p> <p>〔流域住民（下流域：徳島Ⅱ）E2さん〕</p>		
<p>(a) ◎公園化 老若男女が集い、健康の増進を図る。</p> <p>[パブリコM19]</p>		
<p>(a) 中流域は平地が非常に少ないところなので、（築堤をして）広い河川敷ができれば、この地を有効活用できるのではないかと考えている。こういう河川敷の活用についてどのように考えられているかお聞かせ頂きたいと思っております。</p> <p>〔流域住民（中流域：三好）Lさん〕</p>		

表.(57) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※246ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 河川敷の運動グラウンド造りをしてほしい。 [ハブコメ68]</p> <p>(a) 吉野川両岸の堤防道路近くの河川敷等を利用して桜並木を作って頂きたいです。春先の水ぬるむ頃、菜の花、桜花を眺めて自然を満喫することが出来ます。 [ハブコメ77]</p> <p>(a) 自己責任による河川の市民スポーツ利用整備を！ “駐車場とスリップウエイ”欧米の河湖では普通の風景です。 [ハブコメ118]</p> <p>(a) 堤の完了後は、住民県民より何かの記念樹として1本1000円とか貰い、老人でも若い者でも散歩花見等が出来る、大きくなれば観光客も来る吉野川堤にしてはどうですか？ [ハブコメ128]</p> <p>(a) 吉野川両岸を桜並木にすると日本一珍しい川になる。 [ハブコメ166]</p> <p>(a) 子供の未来のために、自然や水迎でふれあいが現在できていないので、人と川とのふれあい整備をしてほしい。 [ハブコメ173]</p>	<p>※246ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※246ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(58) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※246ページの『テーママ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 昔は川と言えは泳いだり、魚を釣ったりと、生活の中に入っていた様に思っ。ダムとか堤防ばかりするのではなく、人が集う場にした方が良いのでは？ 地域住民が集いの場として、例えば桜を植樹し弁当持って楽しめる様、昔に戻すことが大切と思っ。</p> <p>[バブコメ253]</p> <p>(a) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」については、“川と学び川と親しむ”を目的とした「吉野川水園」としての「川の学校」の開校、「河の森」、「吉野川遊水池公園」、「吉野川淡水漁水族園」等の多機能型公園の整備を行う。</p> <p>[バブコメ382]</p> <p>(a) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」において、徳島市川内町旭野に“海鳥の森”、“海鳥観察園”の整備を行う。</p> <p>[バブコメ390]</p> <p>(a) 人と川とのふれあいのできる親水公園の整備をしてほしい。</p> <p>[バブコメ410]</p> <p>(a) 築堤工事がどんどん進むにつれて、その景観も含めて、川というものの計画、構想したいなものを簡単なものでも書いて頂いて、できるだけそれに近づいて、何か少しずつもやって頂けないか。築堤工事の残骸撤去も含めて、竹林のある程度の整備をするなり、そういった計画も順次入れて頂けるのか。</p> <p>[市町村長(中流域)東みよし町長]</p>	<p>※246ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※246ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(59) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※246ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) スポーツの場としてのグラウンドが共有なのは、徳島県で半田の小学校と中学校だけと思われ。つるぎ町半田中藪の中藪島に水際公園的な空間的な整備をしていただき、教育部門に役立ててるのが、住民のすべての悲願である。</p> <p>[市町村長(中流域)つるぎ町長]</p>	<p>※246ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※246ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(b) 昔ながらのかんどり舟のゆきから川にして子供達が学校の教科にとり入れられて。吉野川の干潟を学んだり、しみ取りに気軽にに行ける様なコミュニケーションな場所を作ってほしいです。</p> <p>[パゾコム365]</p>		
	<p>(b) 野島の観察地、河口干潟(などに)看板を立てたり、公園作りをして欲しい。標示、宣伝をして欲しい。観察に行こうと思っても場所がわからない。知らない人が殆んどと思います。</p> <p>[パゾコム443]</p>		
	<p>(c) 吉野川も含めて、川はすばらしい観光資源であると思う。ある一定の場所に遊魚船に対する船溜まりみたいなものをつくっておけば、吉野川を利用して遊びにも来られるのではないかと思う。下流域ではきれいな水の上で遊べる場所があれば、観光客なんかも増えてくるのではないかと思う。</p> <p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p>		
	<p>(c) 浅瀬等を利用し、釣場や公園が出来ないか。</p> <p>[パゾコム58]</p>		

表、(60) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※246ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 素案P.89のような自然を破壊してまで親水護岸をつくるのはおかしい。人がよりつかないところは親水とはいわない。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S2さん]</p> <p>(d) バンプー公園が美しいですか？あんな悲しい醜いセメントほりの公園はない。 [バブコメ2]</p> <p>(d) 【素案P89】の「河川空間の整備と適正な利用」にある親水護岸の整備事例の写真を見て、これが果たして親水護岸なのかどうかというところにも疑問を持っていて、これも住民の望むものにしてほしいと思う。この親水護岸の整備事例が親水護岸かどうかというところからまず議論してほしい。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p> <p>(e) 旧吉野川下流区間(広島橋より下流)は、比較的自然が豊富であり、都市化が進んでいる地区でもあり、人と自然の触れ合いの場として、動線の確保や美観の向上などの整備が必要である。このため、この区間の河川環境整備を促進してほしい。 [バブコメ86]</p> <p>(f) 河川を一体として考え、河川をより地域住民が活用できるためには、治水は下流から、河川利用は上流からという考え方があってもいいのではないか。土地の少ない中・上流域にとつて、そういうことは非常にありがたい話である。 [市町村長(中流域)三好市長]</p>	<p>※246ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表、(61) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-15-1 竹林（水害防備林）の保全について

a. 吉野川の原風景である竹林について、間伐等による整備と保全に取り組んで欲しい。

(a) 異常に竹が繁茂して、人も近づけないような状況になっていることから、樹木管理検討委員会等で検討されていると思うが、適正に間伐していくことを今後進めて頂きたい。

[流域住民(下流域:吉野川)Eさん]

(a) 岩津から上流では、竹林が吉野川の原風景をつくっているが、非常に入りにくい。一部伐採し、地域の人も入っているような、しかもその竹林をできるだけ地域の人たちに利用してもらえように、開放していく方向がいいのではないかと。

[市町村長(中流域)美馬市長]

(a) 竹林が吉野川を吉野川たらしめているのではないかと思う。日本中の河川を見ても、これだけ立派な竹林がずっと続いている川は吉野川だけで、大事な資産かと思えます。ですから、その竹林を間伐をしたり手入れをして、人と竹林の共生をテーマに取り組んでいくところですが、30年先までこのよい状態を結んでいくためにどうすればよいかということ、国交省も考えて取り組んで頂ければと思います。

[流域住民(中流域:三好)さん]

竹林(水害防備林)は、洪水時の被害軽減等の役割を担っていましたが、堤防整備に伴い竹林の意義と役割は変化してきました。また、戦前までは、地場産業を支える資材として利用するために間伐等も行われていましたが、竹の需要が低下したことなどにより、放置された竹林が増加したと考えられます。

なお、放置された竹林(水害防備林)については、地域住民との連携を図りながら適正な管理に努めていきたいと考えています。また、水辺の集約として整備されたバンブーパークやぶるばーくなどでは、関係市町の協力によって竹林の維持管理を行っているところですが、今後も、地域における竹林の有効活用に関する計画等も踏まえながら、可能な範囲で整備整備等の支援を行っていきたいと考えています。

2-2-5 河川景観
【河川整備計画素案P46】

(1) 吉野川

吉野川上流域(源流～池田ダム)は、大歩危・小歩危をはじめとする溪谷美からなる四国有数の景勝地となっており、多くの観光客で賑わっている。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)には、広いレキ河原や藩政時代から水害防備林として植林整備されてきた竹林が広がっており、吉野川の歴史や文化と関わる河川景観を醸し出している。とされており、一方、水害防備林(竹林)の多くは放置された状態となっており、河川景観を悪化させる一因となっていることから、吉野川らしい河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

吉野川の河口部では広大な干潟が広がっており、雄大な河川景観となっている。

このような河川景観は、自然の力により形成された景観であるとともに、地域社史の歴史の中において形づくられた吉野川の特徴的な景観となっていることから、河川景観の維持・形成に向けた取り組みが必要である。

【河川整備計画素案P46-1】

図-2.2.16 吉野川の特徴的な景観(「四国のみずべ八十八カ所」選定箇所)を追加。

4-2-3 河川環境の保全に関する事項

(2)河川景観の維持・形成

【河川整備計画素案P102】

1)吉野川

河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。

吉野川中流域(池田ダム～第十堰湛水域上流端)は、水害防備林(竹林)やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ソルヨシ群落等の多様な水際植物の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携を図りながら、放置された水害防備林の適正な管理に努める。

吉野川の河口部では、河口部の雄大な河川景観の維持・形成に努める。

なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることにより河川環境に配慮するとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。

表.(62) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※251ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 竹林保全活用に向けて吉野川を吉野川たらしめる風景が、竹林であると言っても過言でない。下流においては伐採が進み、見る影もないが、中流域では美しい情景をかもし出している。竹林に、実際に取り組む体制を決め、30年先に致るまで変わりのない風景の保持に努める。 [パブコメ19]</p> <p>(a) 竹林の保全管理と言いますが、穴吹橋から池田町にかけての竹林は両岸とも壊滅状態ではないですか。吉野川の竹林は全国的にも数少ないものだと思えます。竹林を残し、整備保全と言わず伐採とかその他の手入れにお金を使って下さい。川の為にも動植物の為にも地域の人の暮らしにもそのほうがはるかに役に立つと思えます。 [パブコメ364]</p>	<p>※251ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※251ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表.(63) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-15-2 河川空間（堤防）の利用促進について

- a. 地域の活発化を図るためにも、サイクリングロード等を整備してほしい。
- b. 堤防の堤内側と堤外側に坂路を設置してほしい。
- c. 道の駅のような施設があれば、サイクリングなどの目的地になり、憩いの場になると思う。

吉野川では、これまでに「桜づつみモデル事業」などに、関係市町の要望を踏まえながら整備をまいりました。今後も、河川空間の利用促進や子供たちが自然と親しめる水辺を提供できるよう、関係自治体が計画する自転車道や水辺プラザ等の整備について、関係機関等と連携して、可能な範囲で整備整備等の支援を行っていきたいと考えています。

坂路の設置については、地域からの要望や現地状況を踏まえて、設置の可否について適宜判断していきたくと考えています。

【パゾコメ7】

(a) 吉野川オアシスから、上流へ美濃田橋の間位の流域の美化、川とのふれあいを推進し、町の活発化を図るためにも、遊歩道(サイクリング)など整備をお願いします。

【パゾコメ7】

(a) 堤防道路の整備、サイクリング道を造り、桜などを植え、四季を通しい、楽しく安全に川と共に人生を楽しめる美しい吉野川を作りましょう。自然の水を利用した水車小屋を造って下さい。

【パゾコメ85】

(a) 吉野川の土手沿いに通して歩ける道を整備してほしいと思います。現在、一部車道の脇も歩けない所もあるので、そうすれば吉野川に対する感心もより深まると思います。

【パゾコメ63】

(a) 堤防道路をつなげてほしい。

【パゾコメ68】

表.(64) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	【素案】内容
<p>※253ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 残念な事はあの美しい吉野川を自転車で走りにくい事です。車で走った時は自転車の方が気になり、子供なら走らせられないと思います。吉野川の外でなく吉野川を眺めながらの自転車道がずっと続かないかと。そして自転車人口も増え便利になるのではないかと。今はとぎれとぎれの整備で残念に思っています。</p> <p>[パブコメ144]</p>	<p>※253ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(a) 自動車の整備だけでなく、自転車道を充実させ、サイクリングロードを是非作ってほしい。</p> <p>[パブコメ136]</p>		
	<p>(a) 今の子供は川を知らない。河原にラッピング練習コースを。大きな石を取り除き砂地にする足、腰の強化には最高だ。S27年頃まであった井川町西井川～洲津間の大具の渡し。川の流れて進む渡舟の再構築、復元をしてみようか。</p> <p>[パブコメ147]</p>		

表、(65) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※253ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 吉野川堤防上に沿って、上流部から河口部まで連続した歩道・自転車専用道(クルマ・バイク不可)を整備する。 [整備した場合予想されるメリット] 1) 周辺住民が憩え(ウォーキング・ジョギング等に活用)、吉野川へ愛着が深まる。健康レベルと向上に有効。 2) 周辺学校の学生が活用して体力の向上・精神の安定が図れ、厚生駅伝等の地位向上も図れる。 3) お遍路さんが周辺で宿泊したり、遍路道の一部として吉野川のすばらしさを実感してもらう機会に。 4) 数十kmの連続した歩道・自転車道として全国に知られるようになるれば、四季を通じて観光客が訪れる。</p> <p>[バブコメ228]</p> <p>(a) 部分的でも、堤防に桜を植えて欲しい。 [バブコメ443]</p> <p>(b) 堤防外側の道路登り下り坂道、片側だけでなく左右に付けてほしい。 [バブコメ74]</p> <p>(c) “道の駅”のような施設が下流域にもあればいいと思います。サイクリング、ツーリング、ドライブの目的地になるような憩いの場となれば、水辺がもっと身近に感じることができるとは。 [バブコメ153]</p>	<p>※253ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(66) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-16 河川利用における高齢者への配慮について

a. 吉野川を親しみのある川にするために、坂路や遊歩道の整備など、足の悪い人や高齢者に配慮した取り組みが必要ではないか。

b. 高齢化・少子化を踏まえて、ボランティア活動を通じて、住民と連携をとりながら、若い人の視点も入って考えていければよい。

(a) 吉野川を親しみのある川にするため、高齢者が車の行き交う堤防を越えて吉野川の川面へ降りていくには、交通弱者に対して、降りていく道すがらとか、遊歩道風のものをはめ込んだものにしておけば、親しみのある川というような感覚になっていいのではないかと。
[学識者 原田委員]

(a) 上流に行くとき川と陸地との区切りがなかったところに、道路や護岸や堤防ができ、足の悪い人や高齢者にとってはなかなか川に近づきにくい。危険防止のために川へ入るなどという看板を立て、川から人を遠ざけようとしているところについても、配慮した取り組みが必要なのではないか。
[市町村長(中流域) 三好市長]

(a) 水辺の楽校などの部分的な開放とか限定した開放とかいうのではなく、いろんなところから川へ近づけるような方策を考えていくべきだと思う。堤防等ができる段階になります。できるだけスロープのようにして頂けると、小さな子供や高齢者も一緒に行けると思います。
[市町村長(中流域) 三好市長]

(b) 高齢化・少子化を踏まえて、ボランティア活動を通じて、住民と連携をとりながら、若い人の視点も入れて(いろいろな計画を)考えていければよい。高齢の人たちの生きがいとなるような河川利用(既得権のない人にも一坪農園利用の耕作地を提供するとか)がでないかと思う。
[学識者 原田委員]

高齢者等へ配慮するために、これまでに、貞光桜まつみ整備事業や三加茂の水辺の楽校等でバリアフリー坂路を整備してまいりました。

今後の河川空間の整備にあたっては、できるだけ多くの人が利用可能なようデザインを必要に応じて取り入れるなど、安心して川を利用できるような河川空間の創出に努めるとともに、関係市町の河川利用計画も踏まえて、可能な範囲で基盤整備等の支援を行いたいと考えています。

なお、人と川とのふれあいに関する施策については、河川整備計画素案P47,49,58-1に記載しているように、自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進していきたいと考えており、今後も多くの人がより一層川と親しむことができるように努めていきたいと考えています。

2-2-6 河川空間の利用
【河川整備計画素案P47】
(1) 吉野川

吉野川では、アユ等の漁業やシジミ等の採捕が行われている。河川敷(高水敷)は、耕作地等の農地として利用されているほか、各種イベントの会場や野球、サッカー等のスポーツ大会会場として利用されている。また、特に景勝地となっている美濃田の湖洲は、遊覧船を利用する観光客が多く訪れるなど、吉野川の自然を感じることでできる水辺空間となっている。

また、水際は釣り等のレクリエーションや水辺の楽校を中心とした子供の野外における環境学習等、様々な活動の場として利用されている。さらに、近年の健康志向の高まりを背景に、連続性のある堤防などでは散策やジョギング等も日常的に行われており、自然度の高い景観と相まって、河川空間が心身両面において健康の維持に重要な役割を果たしている。今後も、多くの人がより一層川と親しむことが出来るよう、人と川とのふれあいに関する施策について取り組む必要がある。

さらにまた、流域住民の河川環境に対する関心の高まりを背景として、市民団体等の各種団体による河川清掃や各種イベントが盛んに実施されていることから、これらの活動と連携した取り組みが必要である。

【河川整備計画素案P49】
(2) 旧吉野川

旧吉野川・今切川の河口堰上流は、住宅地が広がる平野部を緩やかに流れる豊かな自然空間となっている。水面は、釣りや漕艇の練習に利用されているほか、河川敷(高水敷)にある公園等では散策や野外活動等、多くの人々に利用されている。

また、今切川分派点付近にある三ツ合公園では、各種イベントが開催される等、地域の人々の憩いの場となっている。おまさらには近年の健康志向の高まりを背景に、連続性のある堤防などでは散策やジョギング等も日常的に行われており、自然度の高い景観と相まって、河川空間が心身両面において健康の維持に重要な役割を果たしている。今後も、多くの人がより一層川と親しむことが出来るよう、人と川とのふれあいに関する施策について取り組む必要がある。

【河川整備計画素案P58-1】
3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人がより一層川に親しむことができるように努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流促進に努める。

表.(67) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-17 早明浦ダムにおける環境の現状について

<p>a. 濁水については、早明浦ダム直下流と下流域の被害状況を把握する必要があると思います。また、水質の基準を満たしているか、悪臭のする水が流れています。</p> <p>b. 濁水の原因について教えてください。</p> <p>c. ダムの濁水に起因する地滑りや、それに伴う濁水が現実に発生しているのを保全して欲しい。</p> <p>d. (早明浦ダムには)冷水温の放水の問題がありますが、【素案】では、「冷水温」について、一言も触れられていません。これまでの状況と、分析と、対策について明記ください。</p> <p>e. 早明浦ダム竣工後、生態系が大きく変動しています。聞き取り調査などを行い、どのような変化が起こっているのかを集計、明記ください。</p>	<p>(a) 濁水についてなぜこのような原因になったのか、回答をいただきたい。 [流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p> <p>(a) 平成17年の夏の記録的な長期的小雨傾向で、早明浦ダム(の貯水位)が低下して、水温が低下し、濁水が出てきたとき、どのような漁業被害があったのか。また、香川用水などは濁った水を飲料水にするためいろいろと対策をしたと思うが、どのような(金銭的)被害があったのか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Jさん]</p> <p>(a) ダムが出来た関係が大雨にて放流した際、吉野川の「にこり」が長く続き美観を損なっています(子供のころは泳いだ川も泳げなくなっって残念至極です。)</p> <p>[バブコメ229]</p> <p>(a) (早明浦)ダムがないときには、両岸にすばらしい砂地があったが、今は濁りで石も真っ黒になっている。また、魚もいろいろいたが、ほとんどいなくなっている。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p> <p>(a) 早明浦ダムができて、365日汚れの水ばかり。魚は何もかもうなくなっってしまった。これをどうしてくれるのか。環境破壊は、地球規模で今言われているが、それをどのようににされるのか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Gさん]</p>	<p>早明浦ダム流域の地質は三波川変成地帯に属しており、結晶変岩の多い地質となっています。このため、山腹崩壊や地すべりが発生しやすく、洪水時には大量の土砂が高濁度で流れ込み濁水を発生させます。また、貯まっている土砂が、洪水により巻き上げられるのですが、その土砂の粒子は小さくなかなか沈降しないことも原因の1つであります。その他、降雨による貯水池法面の侵食や、溪流からの水による法面侵食も原因となっており、様々な原因があげられて濁水現象を引き起こしていると考えられています。</p> <p>早明浦ダムの濁水放流の長期化の対策としては、今まで国(直轄)の砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除、選択取水設備の運用等を実施してきたところですが、早明浦ダムの放水設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでき、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せて検討をしていくこととしており、河川整備計画素案P40(2)に記載しています。また、様々な対策の検討は今後も引き続き行っています。</p> <p>また、ダム直下流と下流の水質被害状況把握については、これまでの観測結果を整理するとともに、水資源機構では大豊町にも濁度計を設置する予定です。今後とも詳細に濁水発生の実態把握に努め、濁水長期化の軽減を図ることとしており、河川整備計画素案P98、(3)水質の保全に記載しています。また、悪臭等の原因についても、ダム貯水池及び放流水について調査を行ってまいります。</p> <p>貯水池内地すべり対策については今までもやってきましたが、引き続き何かあった際には対策を行い、災害発生時には速やかに災害復旧工事を行ってまいります。</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画素案P40.41】 (2) 早明浦ダムの濁水</p> <p>早明浦ダムでは管理開始直後の昭和51年の台風17号に伴い記録的な豪雨が発生した。これにより流域内には多くの斜面崩落や侵食が発生し、貯水池に流入した多量の土砂が高濃度の濁水現象をもたらした。このため、ダム下流域では濁水放流の影響が長期化し、濁水が落ちつくまでに約4ヶ月を要したため、大きく報道された。</p> <p>貯水池に流入した土砂は、洪水時以外にも濁水現象が確認されている。水時等の貯水位低下時においても濁水現象が確認されている。</p> <p>また、濁水現象は平成17年の濁水時にも長期化し、濁水と台風14号がもたらせた洪水で濁度10度以上の放流水が48日間継続した。</p> <p>早明浦ダムで発生する濁水現象に対して、その発生機構の解明と軽減対策の検討を目的として学識経験者による「吉野川水系濁水調査委員会」が昭和51年から昭和55年にかけて組織された。</p> <p>この委員会において濁水の発生メカニズムの検討と併せて濁水軽減対策が討議され、森林の整備や治山砂防事業等の土砂流出防止対策が示された。また、濁水時等の貯水位低下時にも湖底の泥質分から濁水が発生したこと、昭和61年から平成5年にかけて「早明浦ダム濁水対策調査研究会」が設置された。</p> <p>これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年からは国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。また、直接的な対策として堆積した貯水池内の土砂排除を行うと共に、流入した濁水の効率的な排出に有効とされる選択取水設備が、平成12年から運用を開始し、さらに「早明浦ダム選択取水設備稼働に関する検討会」で効果的な操作方法について検討し、試行している。</p> <p>しかしながら、平成16年、平成17年には、放流濁度10度以上の延べ日数が50日を超えるなど、さらなる対策が必要と考えられる。このため、学識経験者による「早明浦ダム濁水対策技術検討会」では、濁水をダムから早期に放流可能となる放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとされ、表現に向けた検討が進められている。</p>
---	---	--	--

表、(68) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※257ページの『テーママ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 吉野川の美しさは、日本一であり、世界一であり、今世界の遺産と思う。しかし、濁水で川底の石は焦げ茶色で汚く、きれいな石がヘッドロがとれないという状況にある。ダムがなければ、まさに遺産であり、たくさんのアユの漁師が集まっていただろう。洪水調整という面では私たちも一定の評価はしているが、吉野川の砂を洗い急流になっている沼地をなくし、あるいは氾濫をする。それにより川をやせさせているという実感があると思う。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)しさん]</p>	<p>また、国(直轄)の砂防事業として調査を実施している地すべりは湛水によるものではなく、元々あった大きな地すべりを止めると言うことでもあります。早明浦ダム貯水池周辺の、井尻地区、下中切地区、小南川地区については、平成18年の梅雨前線において、地すべり性崩壊などの活動が確認され、危険な状態にあるため今年度より事業を実施する予定です。</p> <p>早明浦ダムでは、濁度10度以上の場合を濁水とすることを「早明浦ダム濁水対策調査研究会」(S61～H4)にて設定しております。</p> <p>濁水による下流への影響については、同じ濁度でも、その濁水の成分、濁水の期間、その時期等によっても異なってきます。ダム直下流において地蔵寺川、汗見川などの支川とも合流し希釈される事から、それらの流況によっても影響は変わってきます。</p>
<p>(b) 濁水の現状として、年ごとの濁度10度以上の日数が示されていますが、具体的にはどのような影響、被害があるのかを明示ください。(増水時濁水と濁水時濁水を分けて明示ください。)</p> <p>また、濁度10度で分ける根拠、濁度10度未満では影響や被害はないのでしょうか。</p> <p>[バブコメ432]</p>	<p>また、国(直轄)の砂防事業として調査を実施している地すべりは湛水によるものではなく、元々あった大きな地すべりを止めると言うことでもあります。早明浦ダム貯水池周辺の、井尻地区、下中切地区、小南川地区については、平成18年の梅雨前線において、地すべり性崩壊などの活動が確認され、危険な状態にあるため今年度より事業を実施する予定です。</p> <p>早明浦ダムでは、濁度10度以上の場合を濁水とすることを「早明浦ダム濁水対策調査研究会」(S61～H4)にて設定しております。</p> <p>濁水による下流への影響については、同じ濁度でも、その濁水の成分、濁水の期間、その時期等によっても異なってきます。ダム直下流において地蔵寺川、汗見川などの支川とも合流し希釈される事から、それらの流況によっても影響は変わってきます。</p>	<p>また、早明浦ダムにおいて洪水後及び過水時の濁水放流の長期化の軽減については、今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努めるとともに、選択取水設備の運用、底泥除去を継続実施していく。</p>
<p>(c) ダムの濁水に起因する地滑り、それが濁水に通ずる状況は現実起こっており、これを保全して欲しい。</p> <p>[市町村長(上流域)大川村長]</p>	<p>また、国(直轄)の砂防事業として調査を実施している地すべりは湛水によるものではなく、元々あった大きな地すべりを止めると言うことでもあります。早明浦ダム貯水池周辺の、井尻地区、下中切地区、小南川地区については、平成18年の梅雨前線において、地すべり性崩壊などの活動が確認され、危険な状態にあるため今年度より事業を実施する予定です。</p> <p>早明浦ダムでは、濁度10度以上の場合を濁水とすることを「早明浦ダム濁水対策調査研究会」(S61～H4)にて設定しております。</p> <p>濁水による下流への影響については、同じ濁度でも、その濁水の成分、濁水の期間、その時期等によっても異なってきます。ダム直下流において地蔵寺川、汗見川などの支川とも合流し希釈される事から、それらの流況によっても影響は変わってきます。</p>	<p>また、早明浦ダムにおいて洪水後及び過水時の濁水放流の長期化の軽減については、今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努めるとともに、選択取水設備の運用、底泥除去を継続実施していく。</p>

表.(69) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※257ページ『テーママ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 早明浦ダムには冷水温の放水の問題がありますが、【素案】では、「冷水温」について、一言も触れられていません。これまでの状況と、分析と、対策について明記ください。 [パブコメ432]</p>	<p>通常、春から秋にかけてはダム湖の水温は表面付近は暖かく、深部になるほど冷たくなっています。早明浦ダムにおける用水補給では選択取水設備により、基本的には表面～水深4m部分の水を下流に放流しておりますので通常は冷水問題は有りません。 しかし大湧水となりますと、ダム下流の支川の流量も極端に少なくなることから、早明浦ダムから下流へ補給する量は膨大となります。その結果、貯水位が下がり、深部の冷たい水しか補給できない事態がまれに発生することがあります。</p>
<p>(e) 早明浦ダム竣工後、ダム直下をピークに、上流部の生態系が大きく変動している、地元の方々が発言されています。 聞き取り調査などを行い、どのような変化が起こっているのかを集計、明記ください。 その上で、どの程度までの回復を目標とするのかの数値を設定したらいかがでしょうか。 [パブコメ432]</p>	<p>早明浦ダム竣工後のダム下流状況については、昭和59年から早明浦ダム下流河川(土佐本山から山崎ダム下流の区間)において「吉野川環境調査(吉野川ダム統合管理事務所)が実施されています。また、国(直轄)管理区間においては、定期的に環境調査(河川水辺の国勢調査)を実施しており、今後調査を継続してまいります。</p>	
<p>(e) 早明浦ダムによって川原の土地が肥えて植物が繁茂しサイズも大きくなりました。ダムが撤去されればすばらしいのですが...。 [パブコメ434]</p>	<p>※257～258ページの『素案』を参照</p>	

表.(70) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-18 早明浦ダムにおける濁水対策について

<p>a. 早明浦ダムに起因した濁水問題に対して、抜本的な対策を講じてほしい。</p> <p>b. 濁水時の濁水対策として、導水パイパスをつくってほしい。</p> <p>c. 高知分水は、単なる発電の分水なので、異常な大濁水期においては、ダムの濁水の放水を減らすために、この水を戻すような処置はできないのか。</p>	<p>(a) 早明浦ダム建設当時、建設中も建設後も濁水は絶対に出さない、と言われ、地元で了解した経緯があるが、全く抜本的な対策を講じていない。これから30年先、このままでは到底我慢できないので、抜本的な対策を講じるといふ前向きな姿勢を示して欲しい。</p> <p>[市町村長(上流域) 本山町長]</p>	<p>早明浦ダムの濁水対策としては今まで、国(直轄)の砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除、選択取水設備の運用等を実施してきたところです。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せた検討をしていくこととしており、河川整備計画素案P41 (2) 早明浦ダムの濁水に記載しています。また、様々な対策の検討は今後も引き続き行っていきます。</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画素案P41】 (2) 早明浦ダムの濁水</p> <p>これらの技術的な検討結果を受け、昭和54年からは国(直轄)による砂防事業、昭和62年からはグリーンベルト事業(早明浦ダム貯水池水質保全事業)及び高知県による特定貯水池流域保全事業も着手された。また、直接的な対策として堆積した貯水池内の土砂排除を行うと共に、流入した濁水の効果的な排出に有効とされる選択取水設備が、平成12年から運用を開始し、さらに「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」で効果的な操作方法について検討し、試行している。</p> <p>しかしながら、平成16年、平成17年には、放流濁度10度以上の延べ日数が50日を超えるなど、さらなる対策が必要と考えられる。このため、学識経験者による「早明浦ダム濁水対策技術検討会」では、濁水をダムから早期に放流可能となる放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとされ、実現に向けた検討が進められている。</p>
<p>(a) 源流域に近いところは、吉野川の水質を良くしていくと平成30年には土佐町全域に下水道を整備していくこととしているが、早明浦ダムからの濁水で川の魚がほとんど全滅の状態である。ダムに起因した濁水問題の抜本的な改善について今までも何度か話し合いをしてきた。</p> <p>[市町村長(上流域) 土佐町長]</p>	<p>森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している関係機関と連携に努めるとし、河川整備計画素案P105に記載しています。</p>	<p>【河川整備計画素案P105.P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組みむることが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあり、河川環境の保全にあたっては、河川環境には、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p>	<p>【河川整備計画素案P105.P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働</p> <p>洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組みむことが必要である。</p> <p>また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力と知る努力」が重要である。</p> <p>一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあり、河川環境の保全にあたっては、河川環境には、河川における取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。</p> <p>このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。</p>

表.(71) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※260ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 洪水のときには、山林土壌あるいは岩石が一緒にあって、ダムに入ってしまう。(濁水対策として、表面取水の選択取水の言っても、濁った水のどこを取ったら、きれいな水ができるのか。一番根本の濁りのものになっていく山腹開墾に目を向けず、どうして濁水問題が解決できるのか。魚の問題も山から流れてくる濁水を止めることによっては、魚は復活できると思う。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Kさん]</p>	<p>また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえつつ、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発に努めるとともに、魚道補修の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されているが図られている「水辺の楽校」等の地域交流拠点の整備についても、地域づくり相談窓口などを通じ、地域づくりの活動との連携・支援を行なうものとして引き続き推進していく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識し、一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p> <p>さらに、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、森林整備を実施している四国森林管理局等の関係機関と連携に努める。また、上流域で、下草刈り、植樹、間伐等の活動を行っている様々なNPO団体とも連携を深めるように努める。</p>
<p>(a) 濁水と洪水の被害は、人為的な被害であり、自然災害ではないと解釈している。自然災害ではないと解釈しているのか。損害補償とかそういったものを何とかしてくれないか。</p> <p>濁水の対策は、ダムをつくった責任上、解決してもらわないといけないが、その間は、特別交付税でもやってもいい、ダムの濁水を悩まされているところに、それなりの援助をして頂きたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Kさん]</p>	<p>吉野川は、御存じのように魚の宝庫であった。しかし、(早明浦)ダムが出来た後に、絶滅した魚がほとんどと言っても言い過ぎではない。濁水の問題については、再三申し入れをしてきたが、全く改善されない。清流を戻してもらいたいし、元々の魚をもとに戻してもらいたい。ダム湖の上流に落葉樹を植えると、そういうこともやっばり検討していくことによって、濁水も少しでも和らぐのではないかと思う。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Pさん]</p>	<p>※260ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表、(72) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※260ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>平成9年9月台風19号により、20日間に及ぶ長期濁水問題が発生したとき、選択取水について、同年9月30日、10月1日に、水谷・高知県・建設省が本山町、高知新聞北支局、吉野川漁業協同組合連合会、山城町、大豊町、嶺北漁業協同組合、大川村、土佐町に対して「洪水濁水時、特に濁った水を選択取水設備により放流する操作を行います。これにより早く放流濁度を低下させ、濁水放流日数を短くすることができまます。」と説明しています。</p>	<p>※260～261ページの『考え方』を参照</p>
<p>平成9年に水資源機構は、ダム下流域にきれいな水を流すという約束で、選択取水設備を設置するという説明だったが、何年か経って、選択取水設備運用の内容が変わっていくことに対して、下流域には説明はなしということについてお聞きしたい。</p>	<p>[流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p>	<p>平成9年9月台風19号により、20日間に及ぶ長期濁水問題が発生したとき、選択取水について、同年9月30日、10月1日に、水谷・高知県・建設省が本山町、高知新聞北支局、吉野川漁業協同組合連合会、山城町、大豊町、嶺北漁業協同組合、大川村、土佐町に対して「洪水濁水時、特に濁った水を選択取水設備により放流する操作を行います。これにより早く放流濁度を低下させ、濁水放流日数を短くすることができまます。」と説明しています。</p>
<p>(a) 選択取水をするときに、先に下の濁った水を流したらどうか。底泥のヘドロ(を流せば)川の環境が変わるため(以前、水資源機構から、底泥のヘドロは)一生涯流さないという説明を受けたが、それは現実的に不可能ではないかという議論があったが、答えを聞いていない。</p>	<p>[流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p>	<p>しかしその2年後の、平成11年秋に初めて高濁度放流を実施しましたが、その間の周知が十分に徹底されていませんでした。</p> <p>その後、下流自治体、学識経験者、漁協関係者等に参加して頂き、ほぼ年1回、「早明浦ダム選択取水設備操作に関する検討会」を開催し、よりよい選択取水設備の運用方法の検討を行っています。今後とも操作方法については、引き続き詳しく説明を行い、お知らせするよう努めます。</p>
<p>(a) 濁水対策の増水時の対応として、具体的には選択取水が明記されていますが、濁水時濁水の対応について何から示されています。増水時と濁水時の現象を分けて、対策を立てるべきではないでしょうか。</p>	<p>[パブコメ432]</p>	<p>実績としてはH14～H17において、8回高濁度放流を実施しており、検討会で定められた日数に限定して放流を行いました。また、洪水後には、表層取水を行うなど、できるだけ貯水池内の濁度が低い水を放流する操作を行っています。</p>
<p>(a) 早明浦ダムの濁水対策として選択取水をしていると思うが、効果はどうか。</p>	<p>[学識者 佐藤委員]</p>	<p>早明浦ダムの濁水対策としては今まで、国(直轄)による砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除、選択取水設備の運用等を実施してきました。</p> <p>また、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、河川整備計画素案P41(2) 早明浦ダムの濁水に記載しています。</p> <p>これらの対策のうち、堆積した貯水池内の土砂排除、国(直轄)による砂防事業、グリーンベルト事業による土砂流出防止対策は濁水濁水の軽減に効果を発揮していると推察されます。</p> <p>様々な対策の検討は今後も引き続き行っていきます。</p>

表.(73) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※260ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 濁水について何とか解消してもらいたい。ダムが濁水になってきたときは、上流からきれいな水が入っているのをわざわざ濁った水にして下流へ流しているわけである。導水バイパスをつくっていただきたいというようお願いしておきたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p> <p>(b) 早明浦ダムの濁水対策として、早明浦ダムへ流入する、主流および主な支流から直接取水し、ダム下流へ放水するよう迂回路を設置したらいいか がどうか。</p> <p>[パブコメ78]</p> <p>(b) 導水バイパスは(濁水対策に)効果がないと、学識経験者の会で、ご回答があったと聞いているが、流入量が少ない中で、貯めている利水の水を足して発電を行えれば、希釈をするのではないか。また、モデルをつくって実験もしていただくといいやり方があるのではないか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Fさん]</p> <p>(b) 選択取水と導水バイパスについて、水資源機構にしろ、建設省にしろ、説明があやふやな点がある。本山町に、水資源機構から選択取水をするので(早明浦ダムの)改造をしたいというお話があったときには、上下に機械を移動して、きれいな水を流すのでお願いしたいということだったが、大雨が降ったときには、一気にそこから悪い水を流しているのではないか。(濁水対策として)、池田の方まで導水バイパスをつけて頂きたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p>	<p>導水バイパスとは濁水時においてダムへの流入量の一部を導水バイパスによりダム貯水池を迂回し、ダムより下流に水を放流する設備であります。濁水時の流量は少量であり、バイパスした水量だけでは下流河川への必要流量をまかなうことはできません。そのためダムの濁った貯溜水も放流する必要があり、導水バイパスのみによる効果としては薄いと考えます。</p> <p>※260～261ページの『考え方』を参照</p>

表.(74) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※260ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) (濁水対策として)濁水における導水パイパスが余り有効ではないというご意見があったが、緊急事態においては、ダム下で穴内川の発電専用に分水しているのをこの時期だけ緊急的に分水を止めて、本来の水系の方に戻すとか、もし導水パイパスができれば、仁淀川の方で分水しているのを戻すとかいう処置をとれば、濁水の量が率的にかなり減るような気がする。 [流域住民(上流域:高知県)Oさん]</p>	<p>発電については、水利権があるため、下流に流すことは困難であると考えています。なお、高知分水については、上水等の目的にも利用されています。</p>	<p>※260～261ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>(c) 高知分水は、単なる発電の分水なので、(平成17年)のような異常な大渇水期においては、ダムの濁水の放水を減らすために、本来下流に流れていくはずのこの水を戻すような処置はできないのかどうか。 [流域住民(中流域:三好)Jさん]</p>		

表.(75) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-19 早明浦ダムにおけるグリーンベルト事業について

a. グリーンベルト事業の植栽工事では、水質の保全に役に立たない樹種が選ばれているように思う。
 b. 早明浦ダムの湖岸では、植栽した花木が管理されず、成長して見通しを悪くしているところがあるため、早急に除去してほしい。また、今後は支障のないようにしてほしい。
 c. ダム貯水地の水位の変動がかなりあるために、河床から水域までの法面がむき出しのまま、年々侵食されているので、その対策をできるだけ早くお願いをしたい。

(a) グリーンベルト事業で植栽工事は、ダム周辺の整備という点ではいいのかもしれないけれども、水質の保全には全然たまたまにならないような木ばかりを植えて、何でこんなことをしたのだろう。
 [流域住民(上流域:高知県)Dさん]

(b) せっかくな事業(グリーンベルト事業による植栽工事)でやっているのに、後の管理ができていないような状況で、残念に思う。
 [流域住民(上流域:高知県)Dさん]

(b) 早明浦ダム湖岸に植栽している花木等(主として上吉野川橋より上流の県道沿)は成長して葉が繁り見通しが悪くなっているところがあるので早急に除去してください。今後の植栽については交通に支障のない様に気を付けてください。
 [ハズゴメ23]

(c) 美しい国づくりという観点から、ダム貯水地の水位の変動がかなりあるために、河床から水域までの法面がむき出しのまま年々侵食されている。その対策をできるだけ早くお願いをしたい。
 [市町村長(上流域)大川村長代理]

(c) グリーンベルト事業でやっていることはわかるが、濁水になって露出した湖面を、どう対応していくのか、いつごろまでにするのか、そのところを具体的に聞かせて頂きたい。法面(対策)には、シート工法などがあるが、こんな工法も検討しているというようにも教えて頂きたい。
 [流域住民(上流域:高知県)Fさん]

濁水対策の法面緑化のために植栽を行っており、樹種についても見直しを行っています。また、法面緑化により、事業の目的が達成されているかは、今後確認してまいります。

また、交通の妨げになる部分においては、随時伐採を行うなど、適切に管理していけるような体制を整えるよう考えています。

貯水池周辺の法面については、常時満水位以上の裸地ではグリーンベルト事業による緑化や、護岸工事の際に可能な範囲で緑化を行っています。また現在、水位変動の大きい場所での緑化が可能かどうかについて試験中です。

表.(76) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-20 早明浦ダム周辺の環境整備について

<p>a. 昔のように、地域の者がこぞつて楽しみ、親しめる吉野川に少しでも戻るような事業もお願いしたい。</p> <p>b. 早明浦ダムの周辺でも、環境が整えば渡り鳥が営巣すると思うので、環境面の整備には特に力を入れてほしい。</p> <p>c. 早明浦ダムといの町の間には桜の木がずっと植えられているが、最近病気になるようになって枯れかけている。ポランティアだけではどうしようもないので、病気の木や枝を切るなどの対策をして、美しい河川というのを目指してやって頂きたい。</p>	<p>(a) きれいな水で有名だった吉野川が、今はもう濁水で有名になっている。以前は子供たちが魚とりの川遊びに戯れていたが、今は危険だから川へ行ったらいけないとある。できたら地域の者がこぞつて楽しめる・親しめる吉野川に少しでも戻るような事業もお願いしたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p> <p>(b) 早明浦ダムの周辺でも環境が整えば、渡りの途中でヤイロチョウが営巣して声も聞けるのではないかと思うので、環境面の整備には特に力を入れて頂きたいと思う。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p> <p>(c) 早明浦ダムと上流のいの町との間には桜の木がずっと植えられているが、最近病気になるようになって枯れかけている。ポランティアではどうしようもないところまでいつている木もあるので、病気の木や枝を切るなどの対策を、美しい河川づくりとして美しい河川とすることができるだけ目指してやって頂きたいと思う。</p> <p>[市町村長(上流域)大川村長代理]</p>	<p>ダム貯水池周辺では関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備の向上を図ることとしており、河川整備計画素案P89、2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。また、早明浦ダム下流域での親水性を増すような環境の整備については、関係機関に働きかけを行ってまいります。</p> <p>各ダムでは、定期的に環境調査(河川水辺の国勢調査)を実施しており、この結果を管理に活かしていきたいと考えます。</p> <p>病気の状況については確認していますが、桜があるのは貯水池上部の県道(県管理)の部分で水資源機構の事業用地外であるため直接的な対応は難しい状況です。</p> <p>道路管理者に確認したところ、自治体も交えて対策についての検討会等を開くことを考えていると聞いております。検討会や対策の実施においては、道路管理者や自治体とともに、可能な範囲で協力していきたいと考えっております。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (2) 河川空間の整備と適正な利用 【河川整備計画素案P89】 2) ダム貯水池周辺整備の推進</p> <p>ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備の向上を図る。また、「ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」に基づく施策の推進について関係機関と連携し、積極的な支援を行う。</p>
---	--	--	--

表.(77) 素案に対するご意見とその対応

4. 河川環境の整備と保全

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

環境-21 水源地域ビジョンについて

a. 河川整備計画は、銅山川3ダム水源地域ビジョンとの連携協力体制で臨んでほしい。
 b. 水源地域ビジョンとは、どのようなものか教えてほしい。また、その情報は、ホームページを見れば分かるのですか。

(a) 平成13年、14年に(作成した)銅山川の3ダムの水源ビジョンに地域環境整備や水辺が果たす教育の価値などが書かれている。その辺と整備計画との連携協力体制で臨んでほしい。
 [市町村長(上流域)四国中央市長]

(b) p.89に、(銅山川筋の)水源地域ビジョンと書いているが、どのようなものか教えてほしい。
 [流域住民(上流域:愛媛県)Bさん]

(b) (水源地域ビジョンの情報は、)ホームページを見たらよいか。
 [流域住民(上流域:愛媛県)Bさん]

「水源地域ビジョン」とはダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域の発展を図ることを目的とし、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画をいいます。

銅山川での水源地域ビジョンは銅山川3ダムで策定されたものであり、自然環境の保全、地域産業の振興、ダム及びダム湖の活用、受益地域との交流、地域コミュニティの向上などの施策があり、これにより水源地域に対する理解の向上や、地域の産業を活性化するなど繋げるものです。

また、銅山川3ダム水源地域ビジョンのメニューにおいては、実施可能な支援は行っていきたく、関係機関と連携しながら、活性化につながるように調整等を行って参ることとし、河川整備計画素案P89、2)ダム貯水池周辺整備の推進に記載しています。また、ビジョンの情報については、今後当面、吉野川ダム統合管理事務所のホームページにUPしていくことを考えています。
 URL: <http://www.skr.mlit.go.jp/yoshino/index.html>

4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 河川空間の整備と適正な利用

【河川整備計画素案P89】

2) ダム貯水池周辺整備の推進

ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まわり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図る。また、「ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」に基づき施策の推進について関係機関と連携し、積極的な支援を行う。

表-4.1.17 水源地域ビジョン

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

維持管理-1 防災情報の充実について

<p>a. 防災情報が正確かつ迅速に伝わるように、分かり易い情報の整理と伝達方法の改良をしてほしい。</p> <p>b. 通常の水難救助や洪水災害に対しても、水防ボランティアを導入したらいかがでしょうか。</p> <p>c. 地震対策について。住吉、末広、沖洲地区は高潮をもろにうける。住民の直接訓練はまだされていない。細やかな対策を望む。</p> <p>d. 池田ダムからの放流量予測を予報という形を出して欲しい。</p> <p>e. 中町村との連携で行う防災対策についてお聞きしたい。</p>	<p>(a) 河川情報がもう少しわかりやすく市町村の災害対策本部にも伝わるように、情報の整理と、情報を伝達できるように取り組みを改良していただきたい。</p> <p>[市町村長(中流域)三好市長]</p> <p>(a) 増水した河川の水位を表す用語を住民が避難の判断をしやすいよう、わかりやすく記入すること。</p> <p>[パブコメ31]</p> <p>(a) 危機管理対策について、警戒水位になればどう危ないかなど、住民にも少しわかりやすいようにならないかな。住民にわかりやすい言葉で自治体と河川管理者との間で共通認識を持ってやってほしい。</p> <p>[市町村長(下流域)徳島市長]</p> <p>(a) 防災は要因が非常に多いため、全体的なことを考えなくてはならないので、情報をもっと整理して出して欲しい。</p> <p>[市町村長(下流域)北島町長]</p> <p>(a) 災害に係わる情報網の整備を今後ともお願いしたい。情報網の整理をしていただき、わかりやすく対策(防災)をとれるようにすることに一番関心がある。</p> <p>[市町村長(下流域)北島町長]</p> <p>(a) 災害があれば初動活動が大切であるため、防災情報の発信について、できるだけ正確に早く情報を流して欲しい。</p> <p>[市町村長(下流域)板野町長]</p>	<p>徳島河川国道事務所では、昭和32年度より徳島地方気象台と共同で吉野川の洪水予報の発表・通知を行うとともに、昭和33年度より継続して、洪水時における水防・避難情報として水防警報・主要観測所の水位予測を徳島県水防本部を通じて沿川各市町や報道機関等へ伝達しています。</p> <p>さらにまた、平成17年の水防法改正に伴い、水位周知河川(水位情報周知河川)に指定された旧吉野川・今切川を対象とし、平成17年度より住民の避難誘導等のための情報として特別警戒水位・避難判断水位情報の発表を追加しました。</p> <p>またさらには、現在整備中の光ファイバー網を活用して、沿川市町との間を接続し、防災情報等を直接伝達するための整備を順次進めており、これまでに鳴門市、北島町への接続を完成しています。</p> <p>加えて、流域住民の皆様へは、報道機関を通じて情報提供の外にインターネットや携帯電話による情報配信の手段を整える等、徳島県、沿川市町、報道機関等関係機関や流域住民の皆様への防災情報の提供を積極的に行ってきています。</p> <p>その他に、事前の対応として、水防連絡会や重要水防箇所合同パトロールによる沿川市町・水防団体への危険箇所の周知、水防演習・水防技術講習会などの各種訓練や防災情報の普及・啓発活動、技術的支援など、関係機関と連携して防災体制の充実に努めています。</p> <p>本年度からは、河川管理者から提供される情報を、受け手側にとつて分かりやすい表現に改善し、市町村や住民がとるべき避難行動等との関連がわかりやすいよう改善を図りました。また、洪水予報河川においても水位周知河川と同様に避難判断水位を設定し、河川の規模等により異なっていた水位や情報の統一を図りました。</p> <p>今後これらの情報提供・活動を継続的にを行い、情報の活用等について広報に努めるとともに、沿川市町・住民等受け手側で防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、情報の改善・拡充に努めたいと考えその旨、河川整備計画素案P95、1)河川情報の収集・提供を修正します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P95】 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に向け、災害情報協議会等を通じて関係機関相互の情報共有、連携強化を推進し、河川情報の収集・提供、水防団との連携等の支援・協力を進める。</p> <p>1) 河川情報の収集・提供 四国地方整備局防災業務計画書に基づき、洪水、水質事故、地震等緊急時に、組織体制を執り、迅速かつ的確に河川情報等を集集し一般住民の避難、防災活動のための情報として県を通じて関係市町に周知する。また、報道機関、インターネット、携帯電話等を通じて一般住民への情報提供に努める。</p> <p>なお、吉野川(国(直轄)管理区間)は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、報道機関等を通じて地域住民等への情報提供に努める。</p> <p>また、旧吉野川・今切川については、平成17年5月の水防法改正に伴い、「水位周知河川(水位情報周知河川)」として指定されたことから、浸水被害が始まるおそれのある水位情報について関係機関への迅速かつ確実な情報連絡を行うとともに報道機関等を通じて地域住民への情報の周知に努める。</p> <p>ダムに 대해서 同様に関係機関への情報連絡を行うとともに、インターネット、携帯電話等を通じて情報提供に努める。</p> <p>さらに、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図るとともに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。</p> <p>防災情報の提供を行うにあたっては、住民等の受け手側が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報に使用する用語の改善なども含め、提供を行った情報で共通した危険性を認識できるように情報の改善・拡充に努める。</p> <p>【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応 地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に迅速に緊急復旧等緊急的な対応等を実施し、徳島県を経由した各市町村からの出動要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>
--	--	---	---

表(2) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 河川敷に近いところに集落が1つだけあるので、(新居浜市の)上流の状況など河川情報を充実して頂くと助かる。</p> <p>[市町村長(上流域)新居浜市長代理 助役]</p> <p>(a) 洪水予報(何時間後にいくらの流量となるか)を行い、速やかに自治体・住民に伝えるようにすること。</p> <p>[パブコメ80]</p> <p>(a) 23号台風では、上船喰川橋北詰めでは、信君が変わっても、東西南北、どちらも、一台の車も動けず、また現地で整理する、警察が市内の現時点での冠水により通行止めになっている箇所を全く把握していない状況でした。</p> <p>災害時における交通対策は人の生死を分ける重大な問題でありますので、その対策をお聞きしたいと思います。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p> <p>(a) 市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H1さん]</p>	<p>洪水予報については、河川整備計画素案P95にも記載のとおり、気象台と共同で発表しており、関係機関やインターネットを通じて情報提供に努めています。</p> <p>HPアドレス:http://www.river.go.jp/ (国土交通省「川の防災情報」)</p> <p>四国地方整備局は、浸水想定区域を公表しており、これをもとに市町村が洪水ハザードマップを作成して、洪水時における避難場所や避難経路等の情報を事前に地域住民の皆様へ周知することで、円滑な避難を支援する取り組みを進めているところで、円滑な避難の途上に御指摘のような問題が発生する事例を知ることが、水害発生に際して住民自らが危険を回避したり、的確な避難誘導活動を行う上で大変重要であると考えます。</p> <p>今後の各種会議やハザードマップ作成への技術的支援などの機会を通じて、沿川市町等関係機関へ周知していきたいと考え、河川整備計画素案P96洪水ハザードマップ整備の促進に修正します。</p> <p>洪水時等における地域の災害防止、軽減を図るため、国・県・市町村で組織する災害情報協議会などを通じて、防災体制や連絡体制の強化を図ることを河川整備計画素案P95(3)浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備に追記しました。</p>	<p>【河川整備計画素案P96,P96-1】</p> <p>3) 洪水ハザードマップ整備の促進</p> <p>洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表、水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後も可能な限り技術的支援・協力を実施する。</p> <p>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日常から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に自主的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討等の取り組みに対し必要な支援・協力を図る。</p> <p>4) 水防団等との連携</p> <p>洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。また、増水(出水)期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図る。</p> <p>さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</p> <p>5) 水害防止体制の構築</p> <p>地域住民、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。</p> <p>このため、国土交通省と地元自治体で洪水時の河川の状況やはん濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難等の水害防止活動を効果的に行うとともに、保有する雨量や水位等の河川情報をより分かりやすい情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい住民等から現地の情報収集を行う等、様々な情報を共有する体制の確立に努める。</p> <p>また、地域住民、自主防災組織、民間団体等が、災害時に行う水害防止活動を可能な限り支援するよう努める。</p>

表(3) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 一昨年の8月初めの台風10号のような、とてつもない豪雨が吉野川水系に降って、急激に水位が上昇し、緊急に避難をしないといけないというときに、高齢で伏せておられるような方に、情報をいかにか的確に伝達するかという部分がよく見えてこない。緊急に避難するときに平易な言葉で言えば皆さんに通じるということではない。そこあたりの計画をぜひ、30年という長期の展望に立つならば盛り込んでいただきたい。</p> <p>[学識者 山上委員]</p> <p>(a) 地域イントラや地域情報システムをこれからつっていくのだが、公施設や個人の管理者に災害情報、防災情報を直接できるだけ早く伝えていきたいので、情報システムをつくるように、情報をできるだけ早くもらえるような相談に応じて頂きたいと思う。</p> <p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p> <p>(a) 地球温暖化に伴い、過去の記録にない想定外の大洪水が起きる可能性が大である。洪水時の情報の徹底を急いで欲しい！</p> <p>[パブコム73]</p>	<p>※268～269ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P96-1】</p> <p>6) 浸水に強いまちづくりの支援</p> <p>浸水の危険性がある地域の周知や洪水はん濫及び水害対策に関する知見の提供等を通じ、市町による浸水に強いまちづくりを支援していく。</p> <p>【河川整備計画素案P97】</p> <p>7) 水質事故への対応</p> <p>不法投棄や事故などによる油類及び有害物質が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与えるため、水質事故発生時には流出拡散防止対策等を実施する必要がある。そのため、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行うことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。</p> <p>水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。</p>

表(4) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 【素案P33】情報提供とかハザードマップのことがより具体的に became した。鳴門市においては、昨年の8月に徳島河川国道事務所と河川情報の提供に関する協定書を締結させて頂いている。この締結に基づき、現在は河口堰のみの情報だが、大寺橋の観測所や今切河口の堰、それから鍋川などの情報も速やかかな提供が頂けるとありがたい。</p> <p>[市町村長(下流域)鳴門市長]</p>	<p>※268～269ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※268～270ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>		
	<p>(a) (避難)情報ということで、言葉の定義を頂いているが、定着させるということではよろしいか。今までの言葉は難し過ぎたので、ぜひその定義を確定頂いて、情報ということで使っていくって、避難というか事前に人的な被害を防ぐという体制もとっていきたいと思う。</p> <p>[市町村長(下流域)北島町長]</p>				

表(5) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 3年前の台風(平成16年台風23号)で、最も逃げやすい道を早く皆さんにお知らせ頂くということが、減災につながるということを実感した。避難勧告を出される場合は、少なくとも1日ぐらい前に出して頂けることをお願いしておきたい。</p>	<p>※268～269ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※268～270ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
	<p>[流域住民(下流域:徳島)Eさん]</p>		
	<p>(a) 生活していて、危険水域だなと思っただけで逃げないといけないのです。連絡、どのデータで、どう個人として判断するのか。</p>		
	<p>[流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p>		
	<p>(a) 安全のマニュアルの作成 [パプコメ19]</p>		
	<p>(a) ・自然災害による被害を出来るだけ予知して住民の被害ができる限り少なくするよう対処して欲しい。 [パプコメ184]</p>		
	<p>(a) 情報の共有化については、昨年11月に国交省が中心となって、徳島北部災害情報協議会を設立し、その目標、目的の中に、災害情報の共有化を推進するということが書かれている。したがって、そうした河川水位や防災警報、通行規制など総括的に、管理体制の強化ということの中に、国、県、市、関係機関との災害情報の共有化ということも、より具体的に書き加えられることはできるのではないかと。</p>		
	<p>[市町村長(下流域)鳴門市長]</p>		

表(6) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 国土交通省の本省の方でわかりやすい河川用語、防災用語という委員会の検討の結果、通達的に(用語を)変更しようということがあったと伺っているが、そういうことを含めて、用語変更の要点について追加説明をして頂ければありがたい。 [学識者 岡部委員長]</p> <p>(a) (平成16年の台風23号)のときも、1万6000m³/sという情報が流れてきたので避難勧告をいたしました(が、結果として浸水被害は発生しませんでした)。これがたび重なると、水も来ないのに町がやかましく言いよるわというようなことになりかねないので、確実な情報を早い時期に頂きたいという思いがあります。 [市町村長(中流域)東みよし町長]</p> <p>(a) 平成16年の10月の台風のときに、地元消防団は非常招集が掛かり、堤防が切れるということで待機していたが、それを地区住民は余り知らなかった。テレビ等で字幕で放送して頂いたら、即避難できるので、それを切にお願いしたい。 [流域住民(下流域・北島)Fさん]</p> <p>(a) 洪水に対してのはん濫による浸水注意情報など、台風の際に、ケーブルテレビや四国放送テレビなどで、住民に情報を知らせるのは大切だと思ふ。またハザードマップ以外にも(テレビ、ラジオにて)、避難箇所の案内も、してほしい。 [パブコメ234]</p>	<p>※268～269ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※268～270ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(7) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 通常の水難救助や洪水災害に対しても、水防ボランティアを構築、導入したらいかがでしょうか。 [バブコメ78]</p>	<p>御意見のように近年、水防団員・消防団員・消団員の減少やサラリーマン団員の増加に伴い特に平日の参集人員が不足がちになりつつあるなど水防団の組織力の低下が懸念されています。この問題に対して平成17年5月に改正された水防法により、公益法人などが水防団と連携し活動を行うため、「水防協力団体制度」が創設されました。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P96】 4) 水防団等との連携</p>		
<p>(b)</p>	<p>(水防団員の)高齡化が進んでいるが、訓練等を通じ水防体制の強化を図る必要があると、書いてあるが、高齡の方がどんなに訓練をしても、効果的な対応策にならうとは考えられない。どんなに訓練しても、効果はむしろ年々ともどもに低減していきだろ</p>	<p>この制度は、公益法人及び特定非営利法人(NPO)の自主的・自発的な水防活動を促進させるため、水防管理者(市町村長)へ水防協力団体として申請した団体を水防協力団体として指定する制度です。指定された水防協力団体は、地元の水防団・消防団等と連携して水防協力業務を行うこととなります。こういった各団体との連携については河川整備計画素案P96に記載しています。</p>	<p>洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「吉野川上・下流水防連絡協議会」を定期的に開催し、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。また、<u>榑本(出水)期前に重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等により水防体制の充実を図る。</u></p> <p>さらに、<u>洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齡化している現状を踏まえ、水防活動の機械化等の省力化に努める。</u></p>		<p>【学識者 山上委員】</p>

表(8) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 地震対策について。住吉、末広、沖洲地区は高潮をもちにうける。住民の直接訓練はまだされていない。細やかな対策を望む。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)W1さん]</p>	<p>御意見のように徳島県が公表した津波浸水予測区域図によれば、徳島市の沿岸域は海岸側や河川(市内河川網)等からの津波の侵入により浸水被害を受けることが予測されており、訓練等を行う備えることは重要です。訓練等に関しては、最近、県内各地の各市町村や自治会単位で実施されていることが報道等を通じて紹介されているところであり、四国地方整備局でも平成18年7月30日に国の各種出先機関・四国4県・公益法人等多数の参加を得て大規模津波防災総合訓練を実施しました。 吉野川河口域からの津波の浸水については、2つのシナリオが考えられます。1つは、東南海・南海地震により現況堤防が沈下し、その上を津波が越えて侵入する場であり、これについては、現況堤防が高いために、地震により沈下した場合でも沈下後の堤防高が津波の高さより高いと考えられ、従って津波が侵入する可能性は低いのではないかと考えています。 もう一つは、河口域の樋門等が閉まらず、ここから津波が侵入するケースであり、これに対しては、現在、津波の遡上範囲にあたる第十堰から下流の沖の州樋門、新町樋門など国管理の8排水門(樋門)については、津波警報などが発せられると排水門(樋門)が自動で閉まるよう整備を実施したところであり、平成19年度から本運用を行っていくこととして</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理 洪水時に良好な機能が發揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月11月～3月11月以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。 なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能ないように対策を行い、確実な施設の操作に努める。 また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。 吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じて適切な補修を実施する。 旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。 水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>(d) 我々は下流域に住んでいるので、池田ダムからの放流量というのが大事になってくる。情報の出し方は、工夫が要ると思うが、放流量の予測を予報という形で出していたらいいと思います。 [流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>	<p>池田ダムについては、施設管理規定に沿った関係機関等に対する情報提供等及び住民の方への警報局・警報車によるサイレン・スピーカー放送や巡視による周知を実施しているところ。また、通常のダム放流量情報に加え、8,000m³/s放流が予測された場合には関係機関に情報提供を行い、ダム諸量についてはインターネット等でリアルタイム情報を提供しています。今後とも情報提供に努めるため河川整備計画素案P95、1)河川情報の収集・提供を修正します。 HPアドレス:http://www.river.go.jp/ (国土交通省「川の防災情報」)</p>		

表(9) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※268ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 早明浦湖の水量発電揚水の為に鳴らす本山町吉野川阿波呂のサイレンをもっと明るさのある音声で鳴らして欲しい。悪い響きで町に活気なく衰亡する気がする。</p> <p>[パブコメ57]</p>	<p>電源開発振興に確認したところ 「発電放流警報のサイレンは、河川入川者に危険をお知らせするために鳴らすものです。このため、注意喚起の目的にかなうようなサイレン音にしています。」 という回答を頂いております。</p>	<p>—</p>

表(10) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>維持管理 2-2 ハザードマップ等の充実について</p>					
<p>a. 高齢者、障害者、病人などに対するハザードマップについて、補完してほしい。</p> <p>b. 地形の特殊なところ(岩津)については、いろいろな形でコミュニケーションをし、地域の特性を踏まえ、本場に役に立つハザードマップを作成するための支援をしてほしい。</p> <p>c. もっと身近な洪水に対してのハザードマップが必要になると思うので、それを早急につくってほしい。</p> <p>d. 吉野川では、ハザードマップをつくられるので、住民の方々にもその説明をして、それと移動する人は移動するとか、そういったことも考えの中に入れてあげることが必要なのではないか。</p> <p>e. 災害マップ資料を出して頂きたい。</p>	<p>(a) 大水・地震・災害のときに、孤立した高齢者、障害者、病人などに対するハザードマップという人的なものが抜け落ちていたので、補完をしてほしい。</p> <p>【学識者 原田委員】</p> <p>(b) 岩津が鶴首になっており、その水が意外と早く来ると言われている。地形の特殊な形のところ(岩津)については、いろいろな形でコミュニケーションをしていただいで情報をより的確に流してほしい。</p> <p>【市町村長(中流域)美馬市長】</p> <p>(b) 地域の特長性を十分勘案し、本場に活用できる生きたハザードマップにしたい。吉野川流域全体で、浸水地域にハザードマップを作っていた方がいいが、もう少し精度を上げたものもお願いたい。そうすると、市町村もより効果的なハザードマップになるのではないかと。</p> <p>【市町村長(中流域)美馬市長】</p>	<p>浸水想定区域は、洪水時の人的被害の防止を目的として避難措置を重点的に講じる区域であります。</p> <p>平成17年に改正された水防法においては、河川管理である国土交通省等に浸水想定区域の指定及び浸水した場合に想定される水深を明らかにすることが義務付けられています。</p> <p>なお、浸水想定区域については、本川堤防の決壊・越水等を想定したシミュレーション結果であるため、支川のほんの少し、高潮、内水(河川に排水できずにはんできた水)等は考慮されていません。したがって、浸水想定区域に指定されていない地区においても浸水被害が発生する場合があります。</p> <p>吉野川・旧吉野川・今切川の浸水想定区域は、吉野川水系河川整備基本方針の河川整備の目標である計画規模(吉野川下流は1/150、吉野川上流・旧吉野川・今切川は1/100)の洪水で浸水が想定予想される区域を示しています。</p> <p>一方で同時に市町村長には、浸水想定区域の公表があった場合には、これは避難場所や災害弱者施設等の位置・名称などを示した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配布等により、周知するための配付する等の措置が求められており、周知するためには配付する等の措置を求め、この規定に従い整備が進められつつあります。</p> <p>一方で、浸水被害等が頻発する地域では、過去に発生した規模の洪水(出水)による吉野川のはん濫や内水(河川に排水できずにはんじた水)被害など、住民の懸念の対象となる水害に対する避難情報を整備し共有することも極めて重要です。あり、また、これら頻発する浸水被害に関する情報は、市町村毎の水害の成因・状況、河川・はん濫域の特性、各市町村が重視する防災上の課題や、市町村防災計画における被害想定などにより大きく異なっています。</p> <p>このため、洪水ハザードマップの作成にあたっては、市町村毎に様々な工夫が凝らされています。</p> <p>例えば、平成18年6月に各戸へ配付された吉野川市のハザードマップでは、平成16年台風23号の浸水実績について聞き取り調査を行うなどして、内水(河川に排水できずにはんじた水)はん濫地域、浸水(冠水)した道路、早めの避難が必要な区域などきめ細やかな情報が示されています。するなど工夫された優れたものとなっております。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P96】</p> <p>3) 洪水ハザードマップ整備の促進</p> <p>洪水時に適切に対応するため、各市町の洪水ハザードマップの作成・公表、水防体制や避難誘導体制の拡充に向けた取り組みに対し、今後可能な限りの技術的支援・協力を実施する。</p> <p>さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、日常から浸水被害を軽減するための備えを進めるとともに、洪水時に主体的かつ適切な行動がとれるように、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画画検討等の取り組みに対し必要な支援・協力を図る。</p>		

表(11) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※277ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 「浸水想定区域図総括版」は、150年に1度の洪水ということで、どこもかしこも2～5mの浸水となっており、実質、あまり役に立たないのではないかと。23号台風程度のもっと身近な洪水に対してのハザードマップが必要になると思うので、それを早急につくってほしい。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>	<p>また、板野町の洪水ハザードマップでは、行政機関・住民代表を委員としたハザードマップ作成委員会の立ち上げや、作成途中の住民説明会の開催など、地域住民等の意見が大きく反映されたものとなっています。 国土交通省としては、今後ともそのため、各市町村別の課題に関する相談や解決に向けて必要な情報等に関しては、各市町村より個別に相談頂ければ、できる限り技術的支援・協力をしていきたいと考えており、その旨河川整備計画素案P96、3)洪水ハザードマップ整備の促進を修正します。</p>	<p>※277ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(c) 災害危険地域を住民に分かりやすく明示し、危険地の開発を抑制することとで被害軽減を図るための具体策を検討すること。 [パブコム80]</p>	<p>(c) ハザードマップ作成のあり方(吉野川の現状に即したもので、マニュアル等に縛られすぎない)を住民参加で検討し、利用する側の住民が日頃から被害回避行動を起こしやすいハザードマップが作成されるようにすること。 [パブコム80]</p>	<p>なお、吉野川・旧吉野川・今切川における浸水想定区域図については、徳島河川国道事務所のHP [http://www.tokumilit.go.jp/river/sonaeru/bousai/index.html] に掲載を行っています。また、各市町村の洪水ハザードマップについては、各市町村のHPに掲載されていますので、詳細は各市町村に問い合わせ頂ければと思います。</p>	
<p>(d) オーストラリアの川は、洪水をとてもおさめることはできないという前提ですから、ハザードマップをつくって、国が金を出して、1mとか2mとか家をかさ上げてやっている。(国内でも) 脇川(の例があります)。(吉野川でも) ハザードマップをつくれるのですから、住民の方々にもその説明をして理解願って、それで逃げ出す人は逃げ出すとか、そういうことまでも考えの中に入れてあげることがあるのではないかなという気がします。 [学識者 佐藤委員]</p>			

表、(12) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※277ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) ソフト面での洪水対策(洪水ハザードマップの整備等)は、各市町ごとではなく流域広範囲での検討が必要だと思います。また、各市町での検討には時間がかかるので、国がリーダーシップをとって検討を行って頂きたいと思えます。</p> <p>計画規模以上の洪水により浸水被害が発生した場合の最悪の事態を想定し、ライフラインへの影響、浸水が予想される時間、復旧までにかかる期間等も試算し、流域住民に啓発して頂きたいと思えます。</p> <p>[パブコメ299]</p>	<p>※277～278ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※277ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>	
<p>(d)</p>	<p>(意見を聴く会場で)展示してあった、150年間での吉野川の洪水予測マップの件です。 鳴門市撫養町木津などの水位予測が、少なすぎないように実感されます。なお大麻町でも、尻無し川の樋殿(谷)川の氾濫は常態化しています。この地帯の水位予測も少なすぎます。</p> <p>讃岐山地からの水の流入がもつと多くなり、水位が高くなるのではないかと。よって、マップに誤解が起こりかねません。</p> <p>そこで、シュミレーションの注釈や条件に、誤解が無いように、もっと大きな字で断りを記すとよいかと存じます。</p> <p>[パブコメ313]</p>	<p>(d) ◎木津・大津町 木津野の出水です。ハザードマップ等対策をお願いします。</p> <p>[パブコメ396]</p>		

表(13)素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
※277ページの『テーマ/意見要旨』を参照	(e)川の災害マップも今日はもらえなかったのですが、それもありませんでした。そういう資料は、浸水の災害マップはあるのかないのか、流水の資料のデータはあるのかないのか。ぜひその資料を出して頂きたいと思えます。	[流域住民(下流域:徳島)Gさん]	※277～278ページの『四国地方整備局の考え方』を参照	※277ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照	
維持管理-3 重要水防箇所について					
a. 重要水防箇所の選定基準はなにか。	(a)重要水防箇所の選定基準はなにか。[流域住民(下流域:徳島II)NIさん]		重要水防箇所とは、洪水時に堤防が崩れたり、洪水が堤防を越えるなどの被害を受ける恐れがあり、重点的な見回りや点検が必要な箇所をいい、この重要水防箇所に選定する基準として、堤防高、堤防断面、漏水、水衝・深掘れ(洗掘)、堤防斜面の崩れ(法崩れ)・すべり、工作物の6つの項目に分類されます。	—	
			また、選定された箇所の状態、洪水時に被災を受けける可能性や点検の実施必要性の有無等によって重要度が区別されており、A・B・要注意の3つのランクがあります。		
			洪水時に被災を受けける可能性の高い区間を”重要水防箇所A”、Aほどではないが被災を受けける可能性がある箇所が”重要水防箇所B”に指定され、要注意区間は、工事中の箇所や新しく堤防が設置された箇所などが指定されています。		

表(14) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
維持管理-4 河道の維持管理について（樹木伐採・河積確保）	<p>a. 川の中の樹木については、民間ボランティアをつかって伐採するべき。</p> <p>b. 全県民の参加によって、河口から池田までの堤防に桜の木を植える事業をしてほしい。</p> <p>c. 加茂第二地区の河川内の木を切ったいはいいけない説明して頂きたい。</p> <p>d. 川の中にどんどん木が増え、洪水時に流水を妨げるので、計画を早めに立てて、早く取り除いてほしい。</p> <p>e. 自然を守ると言う事は、人の手を加えずにおくこと。自然種の、雑草木の生育が不可欠である。</p> <p>f. 流水の減少と水流の緩慢による堆積物の増加は、魚類の棲息を圧迫している。抜本的な解決策は無いためだろうか。</p>	<p>(a) 川の中の木を民間ボランティアをつかって木をきるべき。 【パブコメ17】</p>	<p>樹木の伐採については、法的人格のある団体等(改良区や農協)については協議の上、伐採を実施している箇所があります。基本的には河川管理者が伐採・処分することが妥当であるとされており、樹木管理については、河川整備計画素案P87,88、3)河道内樹木の取扱いに記載しているとおり、管理計画を立案し実施していくこととされています。また、樹木伐採については、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載しています。</p> <p>なお、ご協力頂ける部分については、今後、住民の皆様・団体とも連携していきたいと考えています。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P87,88】 3) 河道内樹木の取扱い</p> <p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p> <p>樹木管理を実施するにあたり、当面措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水・環境・風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、プラスとマイナスの評価が混在する場合には、コンプリケイト^(注1)を調整するためにミチゲーション措置(回避、低減、代償等)を講じることを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p>
			<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理</p> <p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にもモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整理や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整理、樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテイアオイ等への対応については、河川巡視などのモニタリングにより発見し駆除するほか、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じ、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p>	

表(15) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※281ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 河口から池田まで堤防に桜の木を植える、全県民参加、(一人1本名前をつける)約67万人 [パブコメ31]</p> <p>(b) せつかく堤防を強化整備してらんだから桜でも植えてゆったり出来る場所もいいのでは。 [パブコメ145]</p> <p>(c) 加茂第二地区で、河川の木や竹とか切りたいと事務所の方に連絡したら、勝手に切ってもうたら困ると言われました。どうして切ったらいけないか説明していただきたい。 [流域住民(中流域)Iさん]</p> <p>(d) 柳や小さい木は細いうちに切らないと、太くなってからだと1本切るのに莫大な費用が掛かる。今のようないろいろな総合計画をもっと早目に立てていけばこういうことがなかったのではないかと思う。 [流域住民(下流域・吉野川)Dさん]</p> <p>(d) 昭和54年の早明浦ダム、池田ダムが完成してこの方、河川の中にどんどん木が増えており、邪魔でないかと思うが、(これについてどのように考えているのか。)</p> <p>[流域住民(下流域・徳島)Cさん]</p> <p>(d) 【素案P90】の中ほどの「河道整正や樹木伐採」は、河川敷に堆積している砂利までは踏み込んでいると認識した方がいいのか、そこまでは踏み込んでいないと認識した方がいいのか。 [市町村長(上流域)Iの町長]</p>	<p>堤防への桜など樹木の植樹について、樹木の倒伏による堤防の損傷や水防活動時の支障となるため、直接堤防へ植樹することは出来ませんが、堤防の居住地側(堤内側)に腹付け盛土を行い、その箇所に桜等を植樹し、良好な水辺空間の形成を図り、地域住民の憩いの場を創出させ、併せて堤防の強化及び水防活動時の土砂備蓄等を目的に関係市町と共同で実施する「桜づつみモデル事業」という事業がありますので、その事業の要件も考慮しつつ関係市町の要望、計画を踏まえて必要な支援を行っていききたいと思っております。</p> <p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、河道整正及び樹木伐採を実施していききたいと考えており、そのことについては、河川整備計画素案P90に記載しています。</p> <p>なお、樹木伐採については、平成16年より洪水の疎通能力の維持及び普段河川の水が流れている低水路の管理等のため、善入芋島北岸について樹木伐採を実施しています。</p> <p>また、土砂の掘削については、砂利採取規制計画により砂利採取が可能な箇所については、採取許可を行っています。</p>	<p>※281ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。</p> <p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じ河道整正や樹木伐採を行う。</p> <p>特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整正、樹木管理等の措置を実施する。</p> <p>また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じて、適切玉に護岸・根固め等の補修を実施する。</p> <p>旧吉野川のホテアオイ等への対応については、河川巡視などのモニタリングにより発見し駆除するほか、「ホテアオイ対策連絡会」等を通じ、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p>

表、(16) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※281ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 河川敷や河原に生える雑木を早く取り除いて下さい。 洪水時に流水を防げます。 [パブコメ26]</p> <p>(d) 井川町の美濃田大橋上流の竹林が(水の流れが変わって)ひどく痛んでいるのが見えます。上流に高速道の橋が出来て水の流れが変わった様に思えます。(井川池田)インターへの入口の所にも低い橋が掛り水中に橋脚が何本も出来た。最近よく耳にする事は三好高校の下(島)JR土讃線橋梁上流(左岸)を建設省が売却されたとか？あの島の砂利や砂を取れば又水の流れが変わってしまうのではないのでしょうか。私達は不安です。 [パブコメ72]</p> <p>(d) 河川敷内の樹木の撤去、水の流れを良くする。 [パブコメ74]</p> <p>(d) 水量が少なくなって来て、川原の中の雑木が大きくなり林→森になってしまいそうで洪水時が心配である。 [パブコメ152]</p> <p>(d) ・河道内樹木の伐採、マイナス面洪水営力 [パブコメ181]</p> <p>(d) 河川の中に、アカメヤナギがたくさん生えている。(平成)16年の台風のとぎに随分倒れたが、アカメヤナギに随分、ビニール袋や上流の流木も掛かっていった。アカメヤナギの対策も必要ではないかと思う。 [流域住民(下流域:北島)Pさん]</p>	<p>※282ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※282ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(17) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※281ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 阿波市市場町香美郷社前番地の木を切っほしい。15～7米200本余り。直径400。 [パプコメ427]</p> <p>(e) 自然を守ると言う事は、人の手を加えずにおくこと。自然種の、雑草木の生育が不可欠である。 [パプコメ165]</p> <p>(e) 水際環境の保全及び更生</p> <p>人為的に伐採し急勾配を無くする事は増水によって両岸の弱く成った個所が削り取られ川幅が広く成る事で水の勢いが四方に散って川底を埋め浅く平にし瀬を無くし、方々に水溜りを作りヘドロを量産するように成る。ダム底の万年ヘドロと同じ様なものだ。更に昔の様な高い河原も無くする事になる。現に大きな瀬が少ない。</p> <p>[パプコメ452]</p> <p>(f) 昔から川は、自然と共に形態を変えてきた。人が、川の周辺に住み、川のあるべき姿を、人が技術で強制的に維持している。水は、高い所から低い所に流れるのが自然であり、山は水に削り取られ、下流に行き堆積するのは、あたりまえである。ダムの浸漬及び河床の整備も必要ではなからうか？</p> <p>[パプコメ165]</p> <p>(f) 辻渡し場周辺の河床のように流水の減少と水流の緩慢による堆積物の増加は、魚類の棲息を圧迫している。池田ダム設置後の影響と思われるが抜本的な解決策は無いものだろうか。人工的森林の破壊は予想外の災害を引き起す。</p> <p>[パプコメ231]</p>	<p>※282ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※282ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(18) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※281ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 私の所は市場町伊野で吉野川北堤防と九頭宇谷に挟まれて水が貯る所です。だから台風が来て吉野川の水位が上ると樋門が閉ざされ私の集落は泥水で囲まれ舟が出るほどです。いつも台風が上陸するのを恐れています。吉野川の水底が上っているのではないのでしょうか、バラスを取るとかしてはどうでしょうか。</p> <p>[パブコメ194]</p>	<p>※282ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※282ページの『考え方』を参照</p>		
	<p>(f) 昭和50年までは、たくさん砂バラスを採取していた。河床を安定させて、ある程度深く掘れば水も流れるだろうが、アカメヤナギなり、シナダレスズメガヤナギが繁茂した中で、砂州が毎年毎年大きくなって、障害物になっている。相当な量の砂州が河川の中に堆積している現状を、今後河川管理の中でどういふうにしていくのかお聞かせ願いたい。</p> <p>[流域住民(下流域・徳島Ⅱ)Bさん]</p>				
	<p>(f) 川田川と吉野川本川との合流点付近では、近年の度重なる台風等の影響もあり土砂が堆積し、川田川から吉野川へ水が流れにくくなっている。素案附図の中に、掘削等の施工場所の記載をよろしく願いたい。</p> <p>[市町村長(下流域)吉野川市長代理]</p>				
	<p>(f) 上流域の川底(バラス砂雑木)等の整備をする</p> <p>[パブコメ251]</p>				

表(19) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※281ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 長いことこの地を留守にしており久しぶりに48年ぶりに戻りました。當川の余りにも汚なさに墮立ちを禁じ得ずそちらへ発信します。除草して川ん中きれいにすれば治水の一になるの解らんか。</p> <p>[パブコメ363]</p> <p>(f) 吉野川を通るたびに感じることは雑草、雑木、砂たまりが多く、台風のと等雑木や高い草等に七夕ならいいけどこみがいっぱいからみついなきたならしい…。見た目もきれいな川とは言えないのか残念です。すぐ川辺の生き物とか？大事とか自然幅が言いますが、洪水のためには川の幅があるのに流れている所が少ないのでは。ある程度川の中程位は砂、雑木草等、取り除けばいいのではと思っています。</p> <p>[パブコメ145]</p> <p>(f) ・北岸と南岸の堤防の内側で川が蛇行している。川の中の草、木を取り除いて川床を均等にする。 ・高瀬の潜水橋、現在は砂がたまりすぎて固定堰になってほっていて一部分しか流れず深掘れになっている。</p> <p>[パブコメ360]</p>	<p>※282ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※282ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>		

表(20) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
維持管理-5 ホテイアオイの除去について		a. ホテイアオイによる実害や除去に要する費用を教えてください。 b. 「ホテイアオイなどの発生状況、対応策を、支川管理者等と情報共有や連携した取り組みを行う。」と追記できないか。		(a) ホテイアオイによる実害や除去に要する毎年の費用を教えてください。 [学識者 上月委員]		昭和60年代など大量発生により、橋脚にひっかかりなどにより流水の阻害になった事例があります。加えて大量発生することによる水質の悪化が懸念されます。 処分費用については、洪水(出水)の規模により変化しますが、過去5年間で最高が約5000万円、最低が約300万円、平均が約2000万円となっています。 なお、処分費用の縮減に向け、ホテイアオイが成長する前に除去を行っています。 ホテイアオイの除去に対する考え方については河川整備計画素案P27、1) 河道の管理に記載しています。		2-1-3 治水の現状と課題 (2) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P27】 1) 河道の管理 吉野川及び旧吉野川・今切川を含めた国(直轄)による河川管理延長は約116kmと四国内の河川で最も長い延長を管理している。全川的に見みた場合、河道の平均河床高の経年変化の状況は、近年、ほぼ安定している状態にある。しかしながら、河道は局所的に見ると、繰り返される洪水等の作用により経年的に状態が変化するものであり、その過程で土砂堆積、河道内の樹林化、竹林の放置による繁茂面積拡大・高密度化等による洪水流下への支障や局所的な深掘れによる堤防等施設の安全性の低下などが懸念される。 また、旧吉野川では外来種であるホテイアオイ等が繁茂しており、気象条件等によって非常に速い増殖が見られることから、河川環境、河川利用等に障害を及ぼす状況にもなっており、早期に発見して駆除する必要がある。 これらの河道管理を実施していくにあたって、河川の縦横断面測量や環境調査等モニタリングを定期的に実施しており、今後とも河道の適正な維持管理を実施する必要がある。 4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ①河道の維持管理 事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握に努める。 洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じ河道整理や樹木伐採を行う。 特に洪水を安全に流下させるための対応として、河道の掘削、樹木伐採を行う箇所及び吉野川中流域の清谷川合流点～美馬中央橋付近等については、河床変動及び竹林の繁茂状況を定期的にモニタリングし、流下能力評価を行い、必要に応じて、河道整理、樹木管理等の措置を実施する。 また、増水(出水)後は、河川巡視等により点検を行うとともに、水衝部付近の局所的な深掘れ等が見られる箇所については、その進行状況の点検等を実施し、必要に応じ、適切に護岸・根固め等の補修を実施する。 旧吉野川のホテイアオイ等への対応については、河川巡視などのモニタリングにより発見し駆除するほか、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じ、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。	
(b) 「ホテイアオイなどの発生状況、対応策を、支川管理者等と情報共有や連携した取り組みを行う。」とする内容を記述できないか。 [学識者 上月委員]		(b) 徳島県等の関係機関により、昭和61年に「ホテイアオイ対策連絡会」を設立し、ホテイアオイの発生状況の情報共有など連携を図っていますので、その内容については、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載します。		徳島県等の関係機関により、昭和61年に「ホテイアオイ対策連絡会」を設立し、ホテイアオイの発生状況の情報共有など連携を図っていますので、その内容については、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載します。		徳島県等の関係機関により、昭和61年に「ホテイアオイ対策連絡会」を設立し、ホテイアオイの発生状況の情報共有など連携を図っていますので、その内容については、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載します。		徳島県等の関係機関により、昭和61年に「ホテイアオイ対策連絡会」を設立し、ホテイアオイの発生状況の情報共有など連携を図っていますので、その内容については、河川整備計画素案P90、①河道の維持管理に記載します。	

表(21) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		【素案】内容		
テーマ/意見要旨		意見及び質問		考え方		
維持管理-6 排水ポンプ車の運用について						
<p>a. ポンプ車の配置を的確にできよう。また、要望したときには即時に応じていただけよう。取り組みをお願いたい。またポンプ車の稼働実績と運営規程について教えて欲しい。</p> <p>b. 排水ポンプ車は今、何台あるのか。また、今後、増強の予定はあるのか。</p> <p>c. 香川、高知、愛媛などの県との連携はどのようになっているのか。</p>	<p>(a) 池田ダム直下流の(池田地区)では、フラップゲートなどの対策をしていただいていたが昨年も浸水したので、ポンプ車の配置を的確にできるよ。また、要望したときには即時にお願いしたい。</p> <p>[市町村長(中流域) 三好市長]</p>	<p>排水ポンプ車の稼働実績について平成16、17年度の合計は、下記のとおりです。</p> <p>【出勤回数】</p> <p>排水ポンプ車《30m³/min》2回 排水ポンプ車《60m³/min》4回 排水ポンプ車《150m³/min》4回</p> <p>排水ポンプ車の出勤については、素案のP96に「保有する災害対策用機械の派遣等を行う」と記載しており、各市町村からの出勤要請を徳島県において検討して頂き、徳島河川国道事務所へ要請を頂くようになり、要請内容を踏まえて状況判断し、出勤するようになります。</p> <p>要望請手続きが、わかるよう河川整備計画素案P96、2) 地震及び洪水の対応を修正します。</p> <p>また、出勤する場合は排水ポンプ車を設置する場所の確保等も必要になってくるため、事前に設置スペースの確保等の準備をお願いします。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応</p> <p>地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧等緊急的な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出勤要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>	<p>(a) 石井の防災ステーションのポンプ車の稼働実績と運営規程について教えて欲しい。</p> <p>[流域住民(下流域: 吉野川) Dさん]</p>	<p>排水ポンプ車の出勤状況については、リアルタイムで提供できるシステムは現在のところ整備されていませんが、徳島県の要望を受け、排水ポンプ車等の派遣を行っていますので、徳島河川国道事務所若しくは徳島県へ問い合わせ頂ければ確認できます。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応</p> <p>地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧等緊急的な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出勤要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>
<p>(a) 内水対策の排水ポンプ車について。</p> <p>[流域住民(下流域: 徳島 II) KIさん]</p> <p>(a) 内水被害対策に排水ポンプ場は具体的に名前が出ている2ヶ所以外は計画がない様な国交省の答えだったがポンプ車の配備等の具体的な被害、軽減の策がほしい。今後30年間内水被害を受け続けなければならぬのか。</p> <p>[パブコメ]</p>	<p>排水ポンプ車の稼働実績について平成16、17年度の合計は、下記のとおりです。</p> <p>【出勤回数】</p> <p>排水ポンプ車《30m³/min》2回 排水ポンプ車《60m³/min》4回 排水ポンプ車《150m³/min》4回</p> <p>排水ポンプ車の出勤については、素案のP96に「保有する災害対策用機械の派遣等を行う」と記載しており、各市町村からの出勤要請を徳島県において検討して頂き、徳島河川国道事務所へ要請を頂くようになり、要請内容を踏まえて状況判断し、出勤するようになります。</p> <p>要望請手続きが、わかるよう河川整備計画素案P96、2) 地震及び洪水の対応を修正します。</p> <p>また、出勤する場合は排水ポンプ車を設置する場所の確保等も必要になってくるため、事前に設置スペースの確保等の準備をお願いします。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応</p> <p>地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧等緊急的な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出勤要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>				
<p>(a) 排水ポンプ車の利用する手順の説明頂きましたが、非常にまどろっこしい。台風時期にそういう情報がリアルタイムで表れてくれるような広報をして頂けると、より利用しやすいと考えるところがあります。</p> <p>[市町村長(中流域) 三好市長]</p>	<p>排水ポンプ車の稼働実績について平成16、17年度の合計は、下記のとおりです。</p> <p>【出勤回数】</p> <p>排水ポンプ車《30m³/min》2回 排水ポンプ車《60m³/min》4回 排水ポンプ車《150m³/min》4回</p> <p>排水ポンプ車の出勤については、素案のP96に「保有する災害対策用機械の派遣等を行う」と記載しており、各市町村からの出勤要請を徳島県において検討して頂き、徳島河川国道事務所へ要請を頂くようになり、要請内容を踏まえて状況判断し、出勤するようになります。</p> <p>要望請手続きが、わかるよう河川整備計画素案P96、2) 地震及び洪水の対応を修正します。</p> <p>また、出勤する場合は排水ポンプ車を設置する場所の確保等も必要になってくるため、事前に設置スペースの確保等の準備をお願いします。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P96】 2) 地震及び洪水の対応</p> <p>地震や洪水において、堤防・護岸等河川管理施設等の状況把握のため、河川巡視等により被災状況についての把握を行い、迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>また、不測の事態が発生した場合には臨機に応急復旧等緊急的な対応等を実施し、徳島県を經由した各市町村からの出勤要請に応え、保有する災害対策用機械の派遣等を行うことで、地震・洪水被害の防止・軽減に努める。</p>				

表(22) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※288ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) [排水]ポンプ(車)について、現在6台ということですが、今後、増強の予定はあるのか。 [市町村長(中流域)東みよし町長]</p> <p>(b) (池田町)シマ地区も(内水で水が)たまりこんでいきますから、そういうことも考えておられるのかどうか。(排水ポンプ車は)何台あるのか。 [流域住民(中流域:三好)Dさん]</p> <p>(c) 香川、高知、愛媛などの県にどれぐらいの(ポンプ車)設備があるのか、(それらの県との)連携がどうなっているのかをお聞きしたいと思えます。 [市町村長(中流域)東みよし町長]</p>	<p>排水ポンプ車の増強については現在のところ徳島河川国道事務所では計画はありませんが、四国全体での洪水(出水)時における派遣状況等も原ながら、過不足を判断しつつ、必要であれば整備することになると思います。</p> <p>なお、四国地方整備局にある排水ポンプ車の総台数は、平成19年3月時点で高知地区7台、愛媛地区4台、香川地区2台、徳島地区8台、合計21台となっており、徳島河川国道事務所では6台保有しています。なお、洪水(出水)対応など6台で対応が困難な場合は他県の事務所へ応援要請を行い対応することとなっています。</p> <p>また、四国が保有する災害対策用機械で対応が困難な場合は、近隣地方(近畿、中国、九州など)に応援要請を行い、人員及び機械の派遣をお願いする場合があります。</p>	<p>※288ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(23) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		4 国(直轄) 排水ポンプ場(排水機場)及び排水門(樋門)について	
テーマ/意見要旨		国(直轄) 排水ポンプ場(排水機場)及び排水門(樋門)について	
維持管理 7 樋門等河川管理施設の操作について		国(直轄) 排水ポンプ場(排水機場)及び排水門(樋門)について	
<p>a. 昨年の台風では、第十樋門の操作は適切に行われたのか。</p> <p>b. 角ノ瀬樋門の内水被害では、管理者のミスが被害を大きくしたため、【素案】の中に、管理の内容を盛り込んでほしい。</p>	<p>(a) 昨年の台風で、北島町北村地区の堤防が破綻寸前になったが、第十樋門の開閉はやっているのか。</p> <p>〔流域住民(下流域:北島)Eさん〕</p>	<p>国(直轄)排水ポンプ場(排水機場)及び排水門(樋門)については、「操作規則」を作成しており、その規則に従って操作しています。そのことについては、河川整備計画素案P91、施設の維持管理に記載しています。</p> <p>なお、第十樋門については、基本的に洪水の時には閉めています。</p> <p>また、角ノ瀬のゴム堰については、県管理であり県に確認したところ過去操作ミスによる被害は無いとの事でした。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項</p> <p>(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】</p> <p>③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が發揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p>
<p>c. 鈴江水門に關しても住民にもっとどういう機能をもっているのか、説明をしていただきたいと思ひます。</p> <p>d. ポンプ設置後は、県や市町村のポンプ場と連携できるような手法や連絡調整をお願いしたい。</p>	<p>(b) 角ノ瀬樋門の内水被害については、洪水と満潮が重なったときに、管理者のミスから大きな被害を出したという事実がある。自然現象だけではなく、人工的なことも踏まえた中で被害を大きくした。今後そういうことがないように、計画の中に管理の内容を盛り込んでほしい。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島)さん〕</p>	<p>国(直轄)排水ポンプ場及び排水門等については、操作規則により、水位を定めておき、被害が発生しないよう適切な操作を行っています。</p> <p>また、国(直轄)排水門及び排水ポンプ場操作については、河川整備計画素案P91にも記載しているとおり、地元の方にも記載している員へ情報提供し、操作状況の確認も行っています。なお、水位・雨量情報については、インターネット及び携帯電話による情報配信も実施しています。</p>	<p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これらも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上層の設置、遠隔操作、自動操作等が可能ないように対策を行い、確実な施設の実作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>e. 高知の中筋川では、洪水時にポンプの排水調整を行っているが、吉野川ではそのような考え方はないのか。</p>	<p>(b) 飯尾川の角ノ瀬樋門の管理や下流の不動町の樋門の管理が、先だつての台風で開放するのが遅れたという点だが、樋門を上げるのが遅いなどという感じは音からあった。最近では気象の予測が正確になっているので、できるだけ早く上げてほしい。</p> <p>〔流域住民(下流域:吉野川)さん〕</p>	<p>また、国(直轄)排水門及び排水ポンプ場操作については、河川整備計画素案P91にも記載している員へ情報提供し、操作状況の確認も行っています。なお、水位・雨量情報については、インターネット及び携帯電話による情報配信も実施しています。</p>	<p>また、国(直轄)排水門及び排水ポンプ場操作については、河川整備計画素案P91にも記載している員へ情報提供し、操作状況の確認も行っています。なお、水位・雨量情報については、インターネット及び携帯電話による情報配信も実施しています。</p>

表(24) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※290ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 鈴江水門についても住民にもっとどういう機能をもっているのか、説明をいただきたいと思います。</p> <p>[パブコメ195]</p>	<p>排水門等の機能は、堤防の居住地側(堤内側)の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなった時に、その水が堤防の居住地側(堤内側)に逆流しないように設ける施設です。</p>
<p>(c) 【素案P91】(施設の維持管理)に「閘門」という文字が出てくるが、これは実際にあるのか。附図を見ると、どこかにあるのか。</p> <p>[市町村長(上流域)いの町長]</p>	<p>排水ポンプ場の機能については、洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住地側(堤内側)に降った雨水が川へ出ていかないの、この水を川へくみ出す施設をいいます。</p> <p>河川整備計画素案P91に記載している閘門については、旧吉野川と今切川を結ぶ「鍋川」にあります。</p> <p>なお、排水門(樋門)、排水ポンプ場(排水機場)の持っている機能説明については、今後、現地(フィールド)講座などの開催を行っていきたく思います。</p>	<p>※290ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(d) 今、角の瀬樋門の横でポンプアップの工事をしているが、後から継ぎ足しですということはコンクリートの強度とかに問題があると思う。(また、ポンプ設置後は)、国土交通省管理の角ノ瀬樋門と県管理のゴム堰、それにポンプアップの3つの管理となり、複雑で管轄が違うため、操作が非常に難しいと思う。そこから迎をしっかりとシステム管理し、マニュアルを地元の者にもわかるようにして頂きたい。</p> <p>[流域住民(下流域：吉野川)さん]</p>	<p>角ノ瀬排水機場については、角ノ瀬樋門建設時から排水ポンプ場(排水機場)計画があり、今回問題となっている排水門(樋門)は排水樋門を念頭に設計されています。また、今回の排水ポンプ場(排水機場)設計に当たって、排水門(樋門)の再検討をした結果、問題はないため、既存施設の有効利用とコスト削減のために使用しています。</p> <p>なお、国土交通省管理の角の瀬排水機場、角の瀬樋門、徳島県管理のゴム堰、不動堰の操作について、各管理者と情報共有を図っていき、適切な管理に努めていきます。</p> <p>また、県、市町村との連携についても「災害情報協議会」などを有効に活用し、情報共有を図っていきたくと思います。</p>	<p>排水ポンプ場の機能については、洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住地側(堤内側)に降った雨水が川へ出ていかないの、この水を川へくみ出す施設をいいます。</p>
<p>(d) 中流域では、内水の排除が大きな課題です。吉野川の大支流には、ポンプ場をつくって頂いています。県や市町村がつくるポンプ場を有効活用するという意味で、きちんと連携できるような手法や連絡調整をお願いしたいと思う。</p> <p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p>	<p>排水ポンプ場の機能については、洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住地側(堤内側)に降った雨水が川へ出ていかないの、この水を川へくみ出す施設をいいます。</p>	<p>排水ポンプ場の機能については、洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住地側(堤内側)に降った雨水が川へ出ていかないの、この水を川へくみ出す施設をいいます。</p>

表(25) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方	
テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容	内容
※290ページの『テーマ/意見要旨』を参照	<p>(e) 支川の水が洪水時にスムーズに(本川に)流れ込めるのか。それが流れ込めないからポンプにするというのですが、ただポンプにしても、洪水時に本川にじゃんじゃん吐いてもいいのか。高知の中筋川では、洪水時にポンプとか、流下断面の確保するというよりも、支川の水が流れ込めるための本川の水位を規定するとか、そういうような考え方はないのかをお伺いしたい。</p> <p>【学識者 佐藤委員】</p>	<p>堤防等の施設の安全性を確保することを前提として、計画高水位を上回る区間が生じた場合に、本川外水位の上昇を防ぐため、排水ポンプの運転規制を行います。</p> <p>吉野川においては、現状では、排水ポンプの運転規制を行うまでに至った事例はありませんが、堤防等の施設の安全性が懸念される状況になる場合には、排水ポンプの運転規制を行うこととなります。</p>	<p>※290ページの『考え方』を参照</p>

表(26) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

維持管理-8 第十堰等の補修について

<p>a. 上堰の破損によって、上水道の施設に影響のないように適切な補修をしてほしい。</p> <p>b. 柿原堰ではひどい濁水が見られるため川島町上流までの水位を復元することを切望する。</p> <p>c. 第十堰から上(流)に塩が上がっているのでしょうか。</p>	<p>(a) 徳島市は第十堰の下で水道水を取水しているが、一昨年(H17)の台風23号で井戸がいくつかわ破害にあった。上堰の破損が上水道の施設に影響のないように適切な補修が行われるようにしてほしい。</p> <p>[市町村長(下流域)徳島市長]</p>	<p>平成16年洪水以降に実施した第十堰の形状把握調査により把握した30箇所の破損箇所のうち、早期に補修が必要な箇所について、平成17年度より4か年計画で、順次、補修を実施しています。</p> <p>平成18年度も、引き続き補修を実施する予定であり、その内容については、平成18年10月23日に記者発表したところ です。</p> <p>次年度以降についても、毎年大きな洪水後には形状把握調査を実施し、その結果は公表することとしており、必要に応じて、補修を実施していきます。</p> <p>排水門(樋門)等の操作については河川整備計画素案P91、③ 施設の維持管理に記載しています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理</p> <p>洪水時に良好な機能が發揮できよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の実情に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これからも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上層の設置、遠隔操作、自動操作等が可能となるよう対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>(a) 第十堰について、4年間の補修計画の内容を具体的に示すこと。 [パブコメ80]</p>	<p>平成18年度工事については、平成19年3月下旬に完成しました。</p> <p>なお、平成19年度についても引き続き補修を行う予定であり、平成18年度と同様に着手時の記者発表や見学会の開催を予定しています。</p>	<p>平成18年度工事については、平成19年3月下旬に完成しました。</p> <p>なお、平成19年度についても引き続き補修を行う予定であり、平成18年度と同様に着手時の記者発表や見学会の開催を予定しています。</p>	<p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>(b) 柿原堰ではひどい濁水が見られ昔の面影が無く、柿原堰を早急に改修し、川島町上流までの水位を復元することが先決であり善処を切望する。 [パブコメ236]</p>	<p>平成17年の増水(出水)により柿原堰の一部が損傷したため、補修を行っています。今後も河川巡視などにより点検を行い、必要に応じ補修を実施していきたくと思います。</p>	<p>平成17年の増水(出水)により柿原堰の一部が損傷したため、補修を行っています。今後も河川巡視などにより点検を行い、必要に応じ補修を実施していきたくと思います。</p>	<p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
<p>(c) 第十堰から上(流)に塩が上がっているのでしょうか。 [流域住民(下流域・徳島)Gさん]</p>	<p>海水の影響をうける感潮域については、第十堰までであり、第十堰より上流については、海水の影響はありません。</p>	<p>海水の影響をうける感潮域については、第十堰までであり、第十堰より上流については、海水の影響はありません。</p>	<p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>

表(27) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問		考え方	
維持管理－9 排水施設の機能維持について					
<p>a. 内水排除の対策について、県との連携で河道掘削とか樋門のコントロール等工夫してほしい。</p> <p>b. 県の一級河川(五明谷と伊沢谷)と吉野川の合流点にある排水機場(の能力)を発揮するため、早急に伐採計画を立ててほしい。</p> <p>c. 樋門導水路の樹木や土砂堆積よって、排水に支障が生じてしまうため、導水路の整備をお願いしたい。</p>	<p>(a) 内水排除の対策について、県との連携で河道掘削とか樋門のコントロール等工夫してほしい。浸水は内水が主だと思つたため、配慮をお願いしたい。</p> <p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p> <p>(b) 県の一級河川(五明谷と伊沢谷)と吉野川の合流地点で、内水面の機場の下に雑木が群生している。機場(の能力)を十二分に発揮するためにも、現状を見てください、早急に伐採計画を立てて欲しい。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Cさん]</p>	<p>排水門(樋門)などの施設については、河川整備計画素案P91、③施設の維持管理に記載しているとおり、洪水時に良好な機能が發揮出来るよう、河川巡視等を実施しており、機器の不具合等が発見された場合については、対応することとしています。</p> <p>ご意見のように土砂等による導水路閉塞を発見した場合についても対応する必要がありますので、その内容についても河川整備計画素案P91、③施設の維持管理に記載します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理 洪水時に良好な機能が發揮できるよう、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を見つけた場合には速やかに必要な対策を実施する。</p>		
	<p>(c) 排水機場から本川に出る導水路の樹木が非常に大きくなっており、また、その部分に土砂が堆積しているため、川の流れがとまってしまつたので、排水機場から本川までの間の整備をお願いしたい。</p> <p>[市町村長(下流域)吉野川市長]</p>				

表(28) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		4-2-1 洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する事項	
テーマ/意見要旨		【河川整備計画素案P93】	
意見及び質問		河川美化	
<p>維持管理－10 不法投棄の現状について</p> <p>a. 不法投棄が増加し、洪水時には第2次災害を引き起こすのではないかと懸念。このデータを地域に流すことで抑止の働きになるかもしれない。また警察と協力、監視活動を強化してほしい。</p> <p>b. 昔は、「川を汚さない」という考えが川の利用の根底にあったが、今では、一人一人のモラルがなくなってしまう。</p> <p>c. 川岸をきれいにさえすれば、不法投棄は減るのではないかと思う。</p>		<p>河川などの場所にどんなゴミがあるか、不法投棄の現状を確認できる資料の作成を行い、地域住民への周知等を実施し、今後とも連携・協働を図っていききたいと思えますので、その内容については河川整備計画素案P93、⑤ 河川美化に記載します。</p>	
		<p>河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、不法投棄行為者について、撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川などの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後河川美化への連携・協働を図る。</p>	

表(29) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※295ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 廃棄物の不法投棄を防ぐために警察と協力、監視活動を強化してほしい。 【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)B3さん】 (a) 徳島は豊富な水によって成り立っている。水をきれいにする事で土地も人も健康を維持出来ると思います。川にゴミを捨てる人に罰金を厳しくする。 【パブコメ56】 (a) 不法投棄はどんなに少量でも罰則を重くして、氏名を公表するようにして欲しい。住民みんなが監視するつもりで見守っていくよう、PRして欲しい。 【パブコメ90】 (a) ゴミの不法投棄についてほんとに努力しているの？ 【パブコメ119】 (a) ペットが死んだ時、堤防の竹林に持って行っているのをよく見掛けます。市の方に運動をしかけて下さい。 【パブコメ168】 (a) ごみのポイ捨て、不法投棄、ゴミの回収 【パブコメ181】 (a) 【素案P29】に、環境美化に今後とも管理を続けていく、こういう表現を盛り込まれているが、現実には不法投棄の問題を見ると、もちろん啓蒙活動は大切だと思いが、国土交通省は刑事告発をするとか、もっと厳しい表現で盛り込んで頂いて、徳島の自然を守って頂けたらと思う。 【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Sさん】</p>	<p>不法投棄については、日常の河川巡視により監視等を行っており、また、夜間パトロールについても関係機関と協力し実施しています。 今後も河川整備計画素案P93、⑤ 河川美化に記載しているとおお、関係機関と連携を図りながら実施していきたいと思えます。 不法投棄については、河川巡視などにより不法投棄者がわかる場合は、行為者に対し連絡を行い、撤去指導を実施しています。また、悪質な行為に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や河川法などに罰則規定があるため、今後も関係機関と連携を図り適切な対応をしていきたいと思えますので、河川整備計画素案P93を修正します。</p>	<p>※295ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(30) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※295ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 不法投棄に対しては、早く発見して、警告を出すとしないと、莫大な経費が要しているように思う。 [流域住民(下流域：徳島Ⅱ)Dさん]</p> <p>(a) 堤防から川へ入る坂道に、ごみは捨てたら罰せられますよという警察署の表示があり、罰則規定があるが、いまだ法規の適用というのを聞いたことがない。河川パトロールは、警告程度に回っているのではないか。民間委託をやって、もう少し厳しく当たって頂きたい。 [流域住民(下流域：北島)さん]</p> <p>(a) 吉野川は非常にゴミが多くてびっくります。緑も多く水も比較的きれいな川なのに、洪水の後はものすごいゴミが出る事が残念です。流域の方々にゴミを川に流さないよう、強く指導して下さい。 [パプコメ268]</p> <p>(a) 【素案P93】の河川美化に、水質の悪化、魚が減ってきたという話が出ているが、実際には、他に生活排水の問題とか河川に投棄されたゴミの問題があり、ダムだけが原因だと云えないような現状である。 【素案】に、悪質な行為に対しては適切な対策を実施すると書いているが、実際に取り締るところまでして頂けるのか。どの場所に不法投棄があるかを確認できる資料を作成し配るとあるが、このような地図をつくっても、それが不法投棄にどこまで対策として効果があるのか疑問に思っている。もう少し踏み込んだ内容をこの計画の中に盛り込んで頂きたい。 また、上流域の住民意識、河川美化に関する住民意識の向上に役立てるような支援も盛り込んでいただきたい。 [流域住民(上流域：高知県)Mさん]</p>	<p>※295～296ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※295ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(31) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※295ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 河川へのゴミの不法投棄が多すぎると監視、取締りを徹底してほしい。(条例等を作ってはどうか)。 [パブコメ319]</p> <p>(a) 阿波麻植大橋下流の香美橋南詰付近から善入寺島出入口周辺のゴミの散乱、バトロールの時間外に不法投棄する物と見られる。また土日曜日などの夕方に島内廃ビニールなど時々焼かれてるのを見かけます。監視カメラ施設して見てはいかがでしょうか。 [パブコメ339]</p> <p>(b) 休日、吉野川グラウンドで遊んでま。残念なのは、グラウンドにあったゴミ箱がなくなりましたが、なくなったのは、一人一人のモラルです。ゴミは、決まった場所に、分別すれば。みんな協力……。 [パブコメ28]</p> <p>(b) 台風の後や堤防沿いにプラスチックのゴミが散乱しているのを見ると、心が傷みます。 [パブコメ177]</p> <p>(b) 河川敷に捨てられている廃棄物、水源の森に捨てられている廃棄物、谷合いに捨てられている廃棄物が川を汚してしまっている現実が、徳島県の中でたくさん見ることができ。 [流域住民(下流域・徳島Ⅱ)Rさん]</p>	<p>※295～296ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p> <p>不法投棄については、河川巡視の強化や関係機関との連携等により、適切な対策を図るほか、ご意見のとおり、流域住民の一人一人のご理解や意識の向上を図っていく必要があると考えております。このため、河川管理者としては、流域講座や現地(フィールド)講座などを活用し、河川愛護の思想普及に努めたいと思います。</p> <p>なお、その内容については、河川整備計画素案P93へ記載します。</p>	<p>※295ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(32) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※295ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 吉野川は、この数年汚れてきている。汚れてきているというのは、廃棄物と柿原堰の下流に砂レキが堆積して、景観が荒れてきているという2点がある。 廃棄物については、国交省が管理を徹底するとしても、流域の皆さんがキャンペーンとか、教育をしていく、自分たちの川であるという意識を持ってないと限界があると考えている。 [流域住民(下流域：徳島Ⅱ)Sさん]</p> <p>(b) 四国にある川の中で、旧吉野川が一番、家庭ごみの不法投棄によって汚くなっている。住んでいる住民の意識の向上を充実させるようにしないと直らない。 [流域住民(下流域：北島)Lさん]</p> <p>(b) ゴミ類、空き缶、ビニール袋などが捨てている光景をよく目にしました。 [パプコメ257]</p> <p>(b) ・川辺、川の中の美が失われて、ゴミの山と化している様に思う。 [パプコメ333]</p> <p>(b) 美しい吉野川であって欲しい。 ゴミ(ポリ他)、濁水 [パプコメ200]</p> <p>(b) ごみ投棄については河川のみならず、今更、親の教育は無理。とすれば各省連携して、小学校の基本的な教育から「美しい日本」を始めなければならぬのではないのでしょうか。是非、ごみ行政に取り組んでいただきたい。 [パプコメ428]</p>	<p>※298ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※295ページの『考え方』を参照</p>

表(33) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>※295ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>		<p>(c) 三ツ合橋から加賀須野橋までの今切川両岸は、きれいに整備されていて、不法投棄はほとんど見当たらなかった。きれいにさえすれば、不法投棄は減るのではないかと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Jさん]</p>		<p>※298ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>		<p>※295ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>	
<p>(a) 台風後、河原の木に農業資材のビニールや黒マルチが引っかかり、環境が悪い。</p> <p>(b) 河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等について、どのように考えているのか。</p>		<p>(a) 台風後、河原を見れば木の枝に農業資材のビニール、黒マルチが帯のごくひっかかって環境も悪い。</p> <p>[パブコメ16]</p>		<p>御指摘のとおり台風などの増水(出水)後には、ゴミ等が樹木に引っかかり河川景観等に支障が生じているため、不法投棄に対する監視や河川清掃などを実施していますが、今後も河川整備計画素案P93、⑤河川美化で記載しているとおろし、不法投棄の監視については関係機関と連携を図り、河川清掃については地域住民の方の協力を得ながら実施していきたいと思っております。</p>		<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P93】 ⑤ 河川美化 河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。 また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川監視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、不法投棄行為者について、撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。 さらに、河川などの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>	
<p>(a) 上流域により農業用ビニールが流れ、中・下流の河原の風景は目に余る。早急な対策要。</p> <p>[パブコメ241]</p>		<p>(a) 上流域により農業用ビニールが流れ、中・下流の河原の風景は目に余る。早急な対策要。</p> <p>[パブコメ241]</p>		<p>河川の清掃については、河川管理者による清掃及び地域住民・市民団体の方のご協力を頂きながら実施しています。今後も河川整備計画素案P93、⑤河川美化で記載しているとおろし、地域住民、市民団体の方々の協力を頂きながら実施していきたいと思っております。御指摘のような不備等が無いよう適切に実施していきたいと思っております。今後ともご協力をお願いします。</p>		<p>さらに、河川などの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>	
<p>(b) 台風の後、子供たちと一緒にごみの掃除をしようと思っただけで、アドプト事業の方は個人でお願いし、アドプト内容が、河川のごみは国交省に聞いてくれと言われた。河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等についてはどのように考えているのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Gさん]</p>		<p>(b) 台風の後、子供たちと一緒にごみの掃除をしようと思っただけで、アドプト事業の方は個人でお願いし、アドプト内容が、河川のごみは国交省に聞いてくれと言われた。河川の環境やごみ、大事な干潟の環境等についてはどのように考えているのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Gさん]</p>		<p>河川の清掃については、河川管理者による清掃及び地域住民・市民団体の方のご協力を頂きながら実施しています。今後も河川整備計画素案P93、⑤河川美化で記載しているとおろし、地域住民、市民団体の方々の協力を頂きながら実施していきたいと思っております。御指摘のような不備等が無いよう適切に実施していきたいと思っております。今後ともご協力をお願いします。</p>		<p>さらに、河川などの場所に不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>	

表(34) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

維持管理－12 伐採木等の利活用について

<p>a. 流木等の再利用の研究をすべきである。</p> <p>b. 吉野川の竹資源を燃料・肥料・水質浄化・鈴虫のねぐら等に利用してほしい。</p> <p>c. 吉野川の堤防の草をバイオマスエネルギーとして、燃料・肥料に利用してほしい。</p> <p>d. 自然の中で育った木を循環利用という形で、河川工事に使って頂きたい。</p>	<p>(a) 流木等の再利用の研究をすべきである。</p> <p>[パプコメ17]</p> <p>(b) 吉野川の竹資源を燃料・肥料・水質浄化・鈴虫のねぐら等に利用してほしい。</p> <p>[パプコメ31]</p> <p>(c) 吉野川の堤防の草をバイオマスエネルギー、燃料・肥料に利用してほしい。</p> <p>[パプコメ31]</p>	<p>堤防除草の刈草については、河川整備計画素案P90.91、② 堤防・護岸の維持管理に記載していますが、農家での再利用や堆肥化などを実施していただき、今後も有効利用を実施していきます。また、流木等についてはゴミや泥と混じっているため分別を行い、地域の方に持ち帰って頂くなど、再利用に努めていきます。</p> <p>竹についても一部竹炭やチップ化などを行い、再利用に努めています。</p> <p>これまでも河川工事の中で国産木材を利用しています。今後とも、できる限り利用するよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>河川工事への国産木材の利用については、立入防止柵や河岸の補修などに利用しており、今後も可能な限り、国産木材の河川工事への利用に努めていきたいと思っておりますので、その内容については、河川整備計画素案P102、P103に記載します。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90.91】 ② 堤防・護岸の維持管理 堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じた適切な補修を実施する。 また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じた適切な補修を実施する。 なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等^①、変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後同様のリサイクルに努める。 護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じた適切な補修を実施する。 特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用したモニタリングを継続的にを行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じた適切な補修を実施する。 さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p>
--	--	--	---

表(35) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※301ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 戦後、造林した山林がどんどん立派になってきているが、これ以上利用していかないと、土砂災害があったら流木も一緒に流れ落ちていくというのが現状である。それだけ破壊力を持った木が育っている。そういう自然の中でどんどん太ってきた木を循環利用という形で、河川工事の中に使っていたらいいと思っている。 [流域住民(上流域:愛媛県)Dさん]</p> <p>(d) 森について・・・(森は川と密接につながっている)森を生かす第一の方法は木を使うこと、その方策を考える。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p> <p>(d) 工事のあり方に関して、資材とか建材にぜひ地域素材を使っていくと技術集団の育成も大切である。そういった観点もその中に入れて頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Nさん]</p>	<p>※301ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 (2) 河川景観の維持・形成 【河川整備計画素案P102】 1) 吉野川 河川景観については、流域の特性、土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その維持・形成に努める。 吉野川中流域(池田ダム～第十堰)湛水域上流端(は、水害防備林(竹林)やレキ河原等の特徴的な河川景観を有していることから、河道の掘削が必要な箇所については、緩傾斜にすることでオギ・ツルヨシ群落等の多様な水際植生の回復を図るなど、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、地域住民との連携を図りながら放置された水害防備林の適正な管理に努める。 吉野川の河口部では、河口部の雄大な河川景観の維持・形成に努める。 なお、河川工事等の際には、多自然川づくりを基本とすることにより河川環境に配慮するとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。</p> <p>4-2-3 河川環境の保全に関する事項 【河川整備計画素案P103】 2) 旧吉野川 ヤナギや竹林等が繁茂する水際には、多様な植生が見られることから、河道の掘削が必要な箇所については、多様な水際植生の回復を図る等、良好な河川景観の維持・形成に努める。また、河口堰下流は、コンクリート護岸が続く単調で人工的な景観となっていることから、河川工事等の際には多自然川づくりを基本とするなどにより、自然度の高い河川景観の創出に努めるとともに、排水門(樋門)等の構造物は、地域の歴史・文化、周辺景観と調和するように努め、木材を利用する場合は、国産木材の有効利用に配慮する。</p>

表(36) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

維持管理－13 河川の適正な維持管理について

<p>a. 善入寺島の一部が洪水により壊れたからと(いって、)無駄な投資はすべきでない。占有を取り消し、堤内民地を探させるべきである。</p>	<p>(a) 善入寺島は遊水地として全島買収された国有河川敷であり、この一部が洪水により表土が流出したり護岸が壊れたからと(いって、)無駄な投資はすべきでない。占有を取り消し、堤内民地を探させるべきである。 [パブコメ74]</p>	<p>四国地方整備局としては、平成16年は記録的な台風の来襲により3度の浸水被害が発生したため、流失した砦カゴ護岸の原型復旧等を実施してきたところ です。</p>
<p>b. 河川敷占用地(善入寺島を含む)ではすべて農薬の使用禁止や肥料の搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。</p>	<p>(b) 河川敷占用地(善入寺島を含めて)はすべて農薬の使用を禁止し、肥料についても搬入、散布量の基準を設け制限してはどうか。 [パブコメ46]</p>	<p>河川内には、ご指摘の牧草地を含め耕作地が多数存在します。</p>
<p>c. 善入寺島には、下水の汚泥などが肥料として持ち込まれているが、それには有害な化学物質が含まれており、水質汚染につながるのではないかと、川に持ち込まれる肥料や農薬に対して管理してほしい。</p>	<p>(c) 善入寺島に鴨島の下水の汚泥と兵庫の食品かすとまぜられたものが、リサイクル肥料として大量に持ち込まれている。もともとが汚泥なので、大量の水銀・鉛・カドミウムが含まれていることがわかっていて、川の水質を守るためには、川に持ち込まれる土や化学肥料や農薬などをしっかりと管理する必要はあると思う。事が大修事に発展する前に、不法投棄まがいの行為を禁止してほしい。 [パブコメ32]</p>	<p>そこで使われる堆肥は適量であれば、大部分は農作物に吸収され河川には影響ない範囲と考えていますが、適量の範囲については、現在徳島県農林部員にて施肥の規制条例を策定中であり、その結果をもって平成19年5月1日に施行された「徳島県肥料等の不当に大量な施用等の防止に関する条例」に基づき、関係機関と連携し適正な河川管理を実施していきたいと思ひます。</p>
<p>d. 小島橋から脇町大橋までの牧草地では、堆肥を積み込んで景観も悪く、糖尿病とかの問題が出てきます。何か解約や違約金のようなものをとれるのでしょうか。</p>	<p>(c) 善入寺島に鴨島の下水の汚泥と兵庫の食品かすとまぜられたものが、リサイクル肥料として大量に持ち込まれている。もともとが汚泥なので、大量の水銀・鉛・カドミウムが含まれていることがわかっていて、川の水質を守るためには、川に持ち込まれる土や化学肥料や農薬などをしっかりと管理する必要はあると思う。事が大修事に発展する前に、不法投棄まがいの行為を禁止してほしい。 [パブコメ32]</p>	<p>それに伴い、罰則等についても、今後制定された条例を適用していきたいと思ひます。</p>
<p>e. 河道内の清掃活動、樹木や竹の伐採などを行い、水の流れや景観を守ってほしい。</p>	<p>(c) 善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたさん捨てられており、その畑に肥料という形で化学物質がいろいろ入ってくる。そういうものがたまっていくと、水道水等にも汚染があるのではないかと、川に持ち込まれる土砂や農薬等に対して、国交省の方に管理をして頂き、生活に密着した環境の保全を考えてほしいと思う。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>	<p>また、堆積した施肥は景観上も良いものではないので、速やかな圃込み等を指導しています。</p>
<p>f. 不法係留している船舶は、洪水の阻害や津波による打ち上げなどの問題があるため、撤去すべきだと思ひます。</p>	<p>(c) 善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたさん捨てられており、その畑に肥料という形で化学物質がいろいろ入ってくる。そういうものがたまっていくと、水道水等にも汚染があるのではないかと、川に持ち込まれる土砂や農薬等に対して、国交省の方に管理をして頂き、生活に密着した環境の保全を考えてほしいと思う。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>	<p>農薬については、農薬取締法等関係法令を使用者が遵守することにより河川への影響は少ないと思ひますので、巡視等で多量に使用するなどの行為を発見した際は、状況把握や行為者に対しての指導を行うようにしています。</p>
<p>g. 河川敷に放置されている車について、見栄えが良くない。見栄えをよくするため、ボランティアを含めて何か対応はしているのか。</p>	<p>(c) 善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたさん捨てられており、その畑に肥料という形で化学物質がいろいろ入ってくる。そういうものがたまっていくと、水道水等にも汚染があるのではないかと、川に持ち込まれる土砂や農薬等に対して、国交省の方に管理をして頂き、生活に密着した環境の保全を考えてほしいと思う。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>	<p>河川敷の水田目的の使用は禁止されていませんか。</p>
<p>h. 河川敷の水田目的の使用は禁止されていませんか。</p>	<p>(c) 善入寺島に、産業廃棄物として汚泥がたさん捨てられており、その畑に肥料という形で化学物質がいろいろ入ってくる。そういうものがたまっていくと、水道水等にも汚染があるのではないかと、川に持ち込まれる土砂や農薬等に対して、国交省の方に管理をして頂き、生活に密着した環境の保全を考えてほしいと思う。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>	<p>河川敷の水田目的の使用は禁止されていませんか。</p>

表(37) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		素案に対するご意見とその対応	
テーマ/意見要旨		意見及び質問		【素案】内容	
<p>i. 吉野川には、農地転用可能な河川敷がかなりあるが、これを有効利用する計画はあるのか。</p> <p>j. 昔の人達が築いた土堤を現在は高速道路のように車が走り、傷ついている。早急に補修、補強を強く要望します。</p> <p>k. 堤防に野菊等が咲いたと思うと草刈機で刈り取られてしまう。野草を残し、自然を守ってほしい。</p> <p>l. 河鵜の駆除を積極的に行って欲しい。</p>	<p>(c) 善入寺島の不法投棄の問題は、風評被害として野菜の産地に打撃を与えている。国交省としては、流域内の産業廃棄物の不法投棄問題をどう考えられているか。</p> <p>〔流域住民(下流域・徳島Ⅱ)さん〕</p>	<p>※303ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>		
	<p>(d) 附图-13で、小島橋から脇町大橋までの間の河川敷で牧草を作っておられますが、いろいろな堆肥を積み込んで景観も悪いし、堆肥をやめることによつて、糖尿病とか多く出てくる。こういうところに何か解約とか違約金のようなものをとれるのでしょうか。</p> <p>〔流域住民(中流域)Hさん〕</p>				

表(38) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※303ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 吉野川の河道内の清掃活動・樹木や竹の伐採、水の流れや景観を守ってほしい。 [パブコメ31]</p>	<p>河川の清掃や樹木伐採については、河川整備計画素案P87,88,90,93に記載しているとおおり、河川の良好な状態を保ち、また、本来の機能が発揮されるよう適切に実施していきます。</p>	<p>4-1-2 河川環境の整備と保全に関する事項 (1) 動植物の生息・生育環境の保全・再生 【河川整備計画素案P87,88】 3) 河道内樹木の取扱い</p>	<p>吉野川では、河道内樹木の繁茂・拡大により洪水を安全に流下させる上で支障となっている箇所やレキ河原の減少等、吉野川本来の景観や自然環境を変化させている箇所について、治水・環境・風土の側面から吉野川の望ましい河川環境の創出・再生を目的として樹木管理を行う。</p>
<p>(e) 岸辺の草・砂・砂利など失くさないこと、渡り鳥・うなぎ・えび・じみが生息し存続できるように。子供達が川遊び、大人も泳げる川に戻してください。草刈りの回数をもっと増やして美しい堤防であって欲しいです。交通安全のためにも。 [パブコメ255]</p>	<p>水の流れや景観の保全については、河川の清掃や不法投棄への対応など、安心して河川を利用できるよう、適切に対応していきたいと思えます。</p>	<p>樹木管理を実施するにあたり、当面措置を行う管理対象樹木に関する管理計画を立案し、初めに個別箇所の管理目標を明確に定めた上で、現状の河道内樹木を治水、環境、風土の観点からそれぞれ評価する。その結果、全ての観点からプラスと評価される場合には「保全・促進」、マイナスと評価される場合は「排除・改善」するための手法を検討する。また、ブラスとマイナスの評価が混在する場合には、コンクリート^{注1)}を調整するためにミチゲージョン措置(回避、低減、代償等)を講じることを基本として、目標の達成に向けた適正な管理に努める。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P90】 ① 河道の維持管理</p>	
<p>(e) 大洲の国立の施設に居りました。そこには、脇川という小さい河川がありました。また、(流域の)大洲市の人々は、100%利用し、地域おこしに役立っていました。鵜飼い、カヌー、河原での芋たき、寒中水泳など魚の狩り以外に活用、そして大切なことは「川を汚さない」と云う考えがこれらの利用の根底にあったように思います。 [パブコメ115]</p>	<p>旧吉野川のホテイアオイ等への対応については、河川巡視などのモニタリングにより発見し駆除するほか、「ホテイアオイ対策連絡会」等を通じ、関係機関と情報共有を行うなど、連携を図り、早期の駆除に努める。</p>	<p>事業実施箇所における効果の持続性や洪水の流下に支障を生じないように、河道については、河川巡視や縦横断面測量等、定期的にモニタリングを行い、土砂堆積や河床低下等の河道状況の把握の把握を努める。</p>	<p>洪水の疎通能力の維持及び低水路の安定化を図るため、必要に応じて河道整理や樹木伐採を行う。</p>	

表、(39) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※303ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 今切川の下流では、船が多くとめてある。洪水のときの阻害になるのではないかと。津波のとき、海水といっしょに堤内に打ち上げられるのではないかと。舟留りを作ってほしい。 [パブコメ41]</p> <p>(f) 不法に係留している個人の釣船は撤去すべきと思う。 [パブコメ58]</p> <p>(f) 旧吉野川に船の不法占拠。 [パブコメ53]</p> <p>(f) 船の不法係留について本当に努力しているの？ [パブコメ119]</p> <p>(g) ごみの掃除をボランティアでなされていると思うが、河川敷に車が放置されて、臭栄えが余り良くない。臭栄えをよくするという点に対して、ボランティアも含めて何か協力とか、なさっているのかどうかお聞きしたい。 [流域住民(下流域・北島)Gさん]</p>	<p>ご意見のとおり不法係留については、河川管理上支障となる場合があり、四国地方整備局としても河川巡視等を行い、支障になる場合は、撤去指導など可能な範囲で対応していますが、マリーナ整備については、徳島県が計画し、実施することになると思っています。</p> <p>不法に係留されている船などについては、関係機関と協議を行い、撤去指導を実施しており、また、廃船と思われるものについては、関係法令に則り撤去を行っています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ⑤ 河川美化</p> <p>河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、不法投棄行為者について、撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所にも不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄に関する流域講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努めるとも、今後も河川美化への連携・協働を図る。</p>

表(40) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※303～304ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 河川敷の水田目的の使用は禁止されていますか。 [パブコメ46]</p> <p>(h) (吉野川には)農地転用可能な河川敷がかなりあるのですが、十分活用されていないと思っております。現在の吉野川流域の河川敷の中で農地として利用可能なところが何%あるのか、それと有効利用する計画があるのかどうか教えてください。 [流域住民(下流域:徳島)Rさん]</p> <p>(i) 農地に利用することにより、ヤナギ、ガヤ等外来植物予防に役立っている。 [パブコメ19]</p> <p>(i) 昔の人達が築いた土堤を現在は、高速道路のように車が走り、どれだけ傷ついているか、計り知れない。早急に補修、補強を強く要望します。 [パブコメ44]</p> <p>(i) 吉野川南岸下流域の堤防上に多数の亀裂があるが強度、耐久性に問題はありますか？ [パブコメ216]</p> <p>(i) 川原に車が乗り込めない様にする事も大切です。 [パブコメ434]</p>	<p>現在河川区域内で行われている水田や畑は新河川法(昭和40年)制定以前から行われているものであり、草地等に変更していくためには、その占用地を生活の糧としている占有者に対し負担を掛けることとなりますので、許認可事務については、河川整備計画素案P93、④許認可事務に記載しているように、過度の負担にはならないように気をつけながら、河川管理上の支障がないよう是正してまいります。</p> <p>河川敷地の占用として、耕作地などで利用されていますが、昭和39年新河川法制定後は耕作地などの新規占用は認めていませんので、ご理解願います。</p> <p>堤防や護岸については、河川整備計画素案にも記載しているとおり、河川巡視などにより点検を行い、必要に応じて適切な補修を実施しています。 また、堤防の除草についても堤防の状況を確認するため、年2回実施しています。 なお、ご意見の吉野川南岸下流域の堤防については、河川巡視などにより舗装版に亀裂が入っていることは確認しており、補修を予定しています。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P93】 ④許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取等に基づき適切に対処する。</p> <p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P90,91】 ②堤防・護岸の維持管理 堤防や護岸については、洪水時に機能が維持されるよう、平常時における点検の実施や必要に応じて適切な補修を実施する。 また、洪水時においても、河川巡視等による堤防漏水や護岸等被災状況の把握に努めるとともに、洪水後には、堤防・護岸の変形等の有無について巡視・点検を行い、必要に応じて適切な補修を実施する。 なお、堤防については、堤防の変形・ひび割れ等の一変状を早期に発見するため、堤防除草を出水期の前後(年2回)に行った上で徒歩巡視等の点検を実施し、必要に応じて適切な補修を実施する。なお、刈草については、農家での再利用や堆肥化などを実施しており、今後も同様のリサイクルに努める。 護岸については、護岸の変形・ひび割れ等の変状を早期に発見するため、平常時の河川パトロールカーによる河川巡視の他、吉野川の河口域(河口～名田橋付近)や旧吉野川・今切川では巡視船による点検を実施し、必要に応じて適切な補修を実施する。</p>

表(41) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※304ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(k) 堤防沿いに、カワラナデジコやねじり草、野菊等が咲いたと思うと、いつも草刈り機で刈りとられてしまします。野草を残していき、堤防沿いに美しい花を咲かせることによって、自然を守っていきましよう。 [パブコメ177]</p>	<p>※307ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>特に、上板、鴨島箇所等の吉野川下流域において過去から堤防漏水が頻発している区間については、河川巡視や堤防に設置した間隙水圧等の計器を使用したモニタリングを継続的に行い、堤防漏水対策工の効果等を把握し、今後の堤防漏水対策に反映するとともに必要に応じて適切な補修を実施する。 さらに、円滑な河川巡視に向けて、管理道等必要な施設の整備・補修を実施する。</p>
<p>(1) 河川の駆除を積極的に行って欲しい。 [パブコメ397]</p>	<p>(1) 河川の駆除を積極的に行って欲しい。 [パブコメ397]</p>	<p>河川管理者としてカワウの駆除は難しいことをご理解願います。</p>	<p>—</p>
<p>(1) カワウが多く住んでいる。このカワウの駆除をしてもらいたい。 [パブコメ178]</p>	<p>(1) カワウが多く住んでいる。このカワウの駆除をしてもらいたい。 [パブコメ178]</p>		

表、(42) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
維持管理－14 河川維持管理への地域住民の参加について	<p>a. 住民が河川管理に参画しなく、よりよい吉野川づくりは望めないのではないか。</p> <p>b. 善入寺島は、日本有数の恵まれた耕作地帯であるという面で、環境と農業と両面から考えて頂きたい。(農水省から5年間補助があるように)、環境面の補助として、環境団体やNPOなどへ補助も出して頂きたい。</p>	<p>(a) 計画の内容には、地域住民とのかわりや、管理における住民との役割分担という概念がまったく含まれていない。住民が河川管理に参画しなく、よりよい吉野川づくりは望めないのではないか。</p> <p>[パプコメ5]</p>	<p>河川管理については、現在においても住民の皆さんと協働できる項目については、実施しています。例えば、河川整備計画素案P91、③施設の維持管理における樋門等の操作については地元の方の協力を頂きながら実施しており、また、河川整備計画素案P93、⑤河川美化においては、河川愛護モニターを公募により委嘱し、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えて頂いています。</p> <p>今後も協働できる項目については、河川整備計画素案PI05、5-2 地域住民、関係機関との連携・協働に記載しているように、住民の皆さんの協力を頂きながら実施していきたいと思っております。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P91】 ③ 施設の維持管理 洪水時に良好な機能が發揮できず、排水門(樋門、樋管)、水門、排水ポンプ場(排水機場)等の施設については、平常時の河川巡視による他、洪水の発生する可能性が高い4月～11月は月2回以上、12月～3月は月1回以上の頻度で排水門(樋門)操作員による点検を実施するとともに、専門家による定期点検を年1回以上実施し、機器の不具合・故障及び排水門堤外の導水路の閉塞等を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する。</p> <p>なお、排水門(樋門)等の操作は、操作規則に則り地元自治体及び地先の吏債に詳しい地元の方の協力を頂きながら実施しており、これらも協力を頂く必要があるが、今後予想される排水門(樋門)等の操作員の高齢化や人員不足等の問題に対応するため、排水門(樋門)操作環境の改善を図る上屋の設置、遠隔操作、自動操作等が可能なるように対策を行い、確実な施設の操作に努める。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)については、施設の状態を総合的に診断し、機能が低下しないよう計画的な施設の修繕を実施する。</p> <p>吉野川の堰については、施設の適切な機能維持のため、河川巡視により点検し、必要に応じ適切な補修を実施する。</p> <p>旧吉野川・今切川の堰、閘門については、施設管理規定に基づき適切な維持管理を実施する。</p> <p>水文観測所については、定期的に保守点検を実施し、機能を維持する。</p>
				<p>【河川整備計画素案P93】 ⑤ 河川美化 河川の監視体制の強化や地元の方の協力を得ながら河川愛護思想の普及啓発を行うことを目的として委嘱している河川愛護モニターの積極的な活動など、地域住民や関係機関と連携・協働により、今後さらなる河川美化に努める。</p> <p>また、ゴミ、土砂等の不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃を実施し、河川巡視の強化や悪質な行為に対しては、関係機関との連携を図り、不法投棄行為者について、撤去指導を行う等の適切な対策を行い、放置車両等についても関係機関と連携を図り、撤去等の適切な対策を実施する。</p> <p>さらに、河川のどの場所にも不法投棄がされているか確認出来る資料を作成し、関係機関及び地域住民へ周知等を行うとともに、不法投棄に関する添付講座や現地(フィールド)講座を開催し、河川愛護思想の普及に努めるとともに、今後も</p>

表(43) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※309ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 河川ハットロールを民間に委嘱ダム管理を民間に委嘱してはどうでしょうか。 [パブコメ301]</p>	<p>※309ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>【河川整備計画素案P105,P105-1】 5-2 地域住民、関係機関との連携・協働 洪水による被害の発生防止・軽減を図るためには、関係機関が連携し、防災対策に取り組むことが必要である。 また、防災に関する情報を適切に活用するためには、「知らせる努力」と知る努力」が重要である。 一方、河川は多様な生物を育むとともに、自然の力と地域社会の歴史の中で形づくられた景観を持つ地域固有の自然公物である。また、河川環境は流域環境と一連のものでもあるため、河川環境の保全にあたっては、流域環境の保全に連動した取り組みと流域における取り組みが一体となって進められることが重要である。 このため、良好な生物の生息・生育環境や河川景観を保全するためには、地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、それぞれの役割を認識しつつ、協働による川の自然環境調査や調査結果の共有等において、より一層連携する必要がある。 また、外来種については、モニタリングにより侵入状況等を踏まえたうえで、専門家や関係機関等と連携しながら、必要に応じて防除等の対策を行う。さらに、地域住民や川づくりに関わる関係者に対して、「多自然川づくり」の啓発を図り、とともに、魚道補修等の際には、必要に応じて関係機関等と連携・調整を図りながら、機能向上に向けた調査・検討を行う。なお、既に整備が図られ、スポーツ交流や自然体験の場として活用されている「水辺の楽校」等の「地域の交流拠点等の整備」についても、既に整備が図られ、スポーツ交流の活動との連携・支援を行うものとして引き続き進捗を図っていく。地域住民、市民団体、自治体、河川管理者等がこれまでの取り組みに加えて、各々の役割を認識しつつ、より一層連携・協働した取り組みを行うよう努める。</p>
<p>(b) 善入寺島、大野島橋周辺非常に苦しい。官民一体できれいにしたい。四国八十八の水辺でもあるので、きれいにしたい。 ゴミ拾い年数回していますが、これぐらいではきれいになりません。NPO等に補助をすとかきれいにしてほしい。 [パブコメ301]</p>	<p>河川の清掃活動への補助については、「アドプトプログラム吉野川」による活動や、毎年7月に開催している「吉野川一斉清掃」などボランティアにより、地域住民の方のご協力を頂きながら実施しており、今後も引き続き実施していきたいと思っております。</p>	<p>(善入寺島では、平成16年の洪水ですごい被害があったが遊水地帯だからという意見が多かった。(善入寺島は)遊水地帯であると同時に、日本有数の恵まれた耕作地帯である。環境と農業と両面から考えて頂きたい。環境団体やNPOなどへ補助も出して頂きたいと思う。 [流域住民(下流域：吉野川)Dさん]</p>	<p>(b) 川のゴミの清掃作業は、川に関係ある市町村ごとに区域化して、競争意識(をもった)ボランティア活動(として)国の指導のもと実施すること。 [パブコメ445]</p>

表(44) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		4 国地方整備局の考え方		素案に対するご意見とその対応	
テーマ/意見要旨		意見及び質問		【素案】内容	
維持管理-15 許認可事務の適正な実施について a. 河口干潟などの環境保全上、重要なおとりに事業が行われると、どのような手続きを経て許認可をすればいいのか明確にしておかなくてはならないと思う。 b. 堤防は洪水を防ぐだけでなく、せつかくのスペースを多面的に、積極的に活用すべきである。		許認可は、各事業者が事業計画する施設構造に對して、河川法に基づき申請しているか、施設の構造については、河川法第13条において定められている「河川管理施設等構造令」に適合しているかどうか、その他「工作物設置許可基準」「河川敷地占用許可準則」などの各基準等を踏まえた計画及び占用主体となっているか、各事業者が計画した施設が関係法律並びに各基準等のプロセスに従い計画されているかを審査するものです。 許認可の要件を具体的に記述すると、先ほど述べた関係法律及び各基準に関する内容を記述することとなりますが、河川整備計画素案P93、④許認可事務に、許認可手続き及び各基準の原点である「河川法に基づき適正に実施する」という記述としています。		4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。	
(a) 許認可について、河口干潟などの環境保全上、重要であるところに事業が行われるときに、どういふふうな手続きを経て許認可をすればいいのか明確にしておかなくてはならないと思う。 [学識者 鎌田委員]		許認可は、各事業者が事業計画する施設構造に對して、河川法に基づき申請しているか、施設の構造については、河川法第13条において定められている「河川管理施設等構造令」に適合しているかどうか、その他「工作物設置許可基準」「河川敷地占用許可準則」などの各基準等を踏まえた計画及び占用主体となっているか、各事業者が計画した施設が関係法律並びに各基準等のプロセスに従い計画されているかを審査するものです。		(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。	
(a) 吉野川河口の橋の建設、高速道路の建設など、河口の干潟をめちゃめちゃにして、あの自然を郷土に活かすことを考えてない。 [パプコメ60]		許認可の要件を具体的に記述すると、先ほど述べた関係法律及び各基準に関する内容を記述することとなりますが、河川整備計画素案P93、④許認可事務に、許認可手続き及び各基準の原点である「河川法に基づき適正に実施する」という記述としています。		(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。	
(a) 河口の干潟に架橋ができることは、反対していたが、もつと県民が納得する方法があったと思う。 [パプコメ59]		なお、環境保全についても河川法の柱の一つであるため、審査時には配慮していきます。		(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。	
(a) シオマネキなど貴重な生態系を守るためにも東環状大橋の建設を中止して高速の案は廃止して下さい。 [パプコメ160]		(a) シオマネキなど貴重な生態系を守るためにも東環状大橋の建設を中止して高速の案は廃止して下さい。		(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。	
(a) 北岸、南岸をよく利用します。が、両方とも非常に走りにくい。堤防という面を考えれば、又、幹線道路ということからして、もう少し広く、直すぐな道としてはどうでしょう。堤防強化策として両岸を1~2m高くして広くすれば、洪水に備えられるでしょうし、広くすれば、走りやすくなるでしょう。アンダーパスは仕方ないとしても、(国道、県道優先)、安全な堤防は、上記の条件が必要になると思います。同時に土手という所、(川の中州ではなく)に自然を多く残すことも出来るのではないのでしょうか？ [パプコメ398]		(a) 北岸、南岸をよく利用します。が、両方とも非常に走りにくい。堤防という面を考えれば、又、幹線道路ということからして、もう少し広く、直すぐな道としてはどうでしょう。堤防強化策として両岸を1~2m高くして広くすれば、洪水に備えられるでしょうし、広くすれば、走りやすくなるでしょう。アンダーパスは仕方ないとしても、(国道、県道優先)、安全な堤防は、上記の条件が必要になると思います。同時に土手という所、(川の中州ではなく)に自然を多く残すことも出来るのではないのでしょうか？		(1) 河川の維持管理 【河川整備計画素案P93】 ④ 許認可事務 河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。 また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取法等に基づき適切に対処する。	

表(45) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※311ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 第十堰の騒ぎの時には堤防補強という事を大きくうたっていたが、西環状文橋の時には後退していたように思う。西環状線の橋をかける時には、堤防補強をもつとすると、河川協議を行ってください。</p> <p>[パプコメ403]</p>	<p>※311ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※311ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>		
	<p>(a) 吉野川河口の新しくつくられている橋、ああいうのは最悪だと思います。必要が理解しかねます。あと高速道も最悪です。見直しを今からでもして下さい。</p> <p>[パプコメ370]</p>				
	<p>(a) 河川流量の確保により、汽水域の水環境は絶妙なバランスを保っている。今後の利水に関しては、汽水域の生態系への影響も評価し、利水関係者との協議を行うことが必要である。</p> <p>[パプコメ433]</p>				
	<p>(b) 堤防は洪水を防ぐだけでなく、せっかくのスペースを多面的に、積極的に活用すべきである。旧鴨島町旧川島町間の堤防は早急に道路として整備し、国道192の渋滞緩和に役立てて欲しい。ここ以外にも、さらに道路として活用できる箇所は数多くあると思う。</p> <p>[パプコメ334]</p>		<p>堤防の上端(天端)や河川敷については、現在も道路や公園として農市町が占用申請を行い、利用しています。今後においても各管理者から協議があれば、適正に対応していきたいと思えます。</p>		
	<p>(b) 柿原用水取水水口小魚の迷入防止対策。</p> <p>[パプコメ74]</p>				
	<p>(b) 吉野川北岸、11号から小松海岸にかけて、通学路、サイクリングロード、その他避難道路になっていない。防犯灯(外灯)を設置して下さい。</p> <p>[パプコメ243]</p>				

表(46) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
維持管理－16 水質事故への対応について					
<p>a. 水質事故への対応について は、具体的な事例を想定して表 現すれば、対処方法がわかりや すいのではないかと思う。</p>	<p>(a) 水質事故への対応について、具体 的な事例を想定して、少し具体的に 表現すれば、対処方法がわかりやす いのではないかと思う。 [学識者 池田委員]</p>	<p>油類や有害物質の流出による水質事故につい ては、不法投棄によるものや事故によるものなど、 様々な事例があるため、その内容については、河川 整備計画素案P97、7) 水質事故への対応を修正し ます。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 (3) 浸水被害軽減策及び危機管理体制の整備 【河川整備計画素案P97】 7) 水質事故への対応 不法投棄や事故などによる油類及び有害物質が河川に流出する水質事故は、 流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与え るため、水質事故発生時には流出拡散防止対策等を実施する必要がある。そのた め、対応に必要な資機材の整備を行う。また、定期的に「吉野川水系水質汚濁防 止連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、水質事故訓練等を行う ことで、迅速な対応が可能となるよう体制の充実を図る。</p>	<p>水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携 して水質事故防止に向けた取り組みを行う。</p>	

表(47) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		4 国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>維持管理-17 吉野川に流入する汚濁負荷について</p>					
<p>a. 現状での吉野川水系の汚濁負荷率(農業排水・工業排水・生活排水がどのレベルであるか)に関する統計的な数値はないのか。 [学識者 池田委員]</p>	<p>河川整備計画素案P37、(1)水質状況に、平成12年度における発生源別流出負荷割合の円グラフを追加します。</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画素案P37】 (1) 水質状況 吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流はAA類型、大川橋下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足しており、良好な水質を維持している。旧吉野川・今切川は、第十樋門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流がB類型、今切川河口堰上流がC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準を満足しているが、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低い状況にあり、今後下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人々の生活や産業を支えている水道用水やかんがい用水等として、また、河川で生物が生息・生育するための水として重要であることから、三河川水系関係機関と連携のもと、下水道の整備率の向上や合併処理浄化槽の設置等の促進等により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量低減による良好な水質の維持に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>図-2.2.8 発生源別流出負荷割合(平成12年度)</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画素案P58】 3) 水質 良好な水質を維持することについては、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育している生物にとって重要であることから、下水道事業等の関連事業との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する努める。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全 吉野川は良好な環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p>
<p>b. 家庭排水や工場排水を、河川に直接入れないでほしい。 c. 吉野川が汚れない様に、下水道処理等の整備を早く進めてほしい。</p>	<p>良好な水質の維持のためには、関係機関と連携のもと下水道や合併浄化槽等による汚濁負荷量の削減への取り組みが必要であり、現在、吉野川では、水質保全のために旧吉野川流域下水道事業等の施設整備が進められています。また、良好な水質を維持するためには、流域全体での取り組みも重要であることから、流域一斉水質調査や水生生物調査等、地域住民と連携した取り組みを行うことにより、良好な水質の維持に向けた広報、啓発等に努めていきたいと考えています。</p>	<p>図-2.2.8 発生源別流出負荷割合(平成12年度)</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画素案P58】 3) 水質 良好な水質を維持することについては、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育している生物にとって重要であることから、下水道事業等の関連事業との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する努める。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全 吉野川は良好な環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p>	
<p>(b) 川辺の家の生活排水を直接入れないでほしい。 [パブコメ68]</p>	<p>川辺の家の生活排水を直接入れないでほしい。 [パブコメ68]</p>	<p>図-2.2.8 発生源別流出負荷割合(平成12年度)</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画素案P58】 3) 水質 良好な水質を維持することについては、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育している生物にとって重要であることから、下水道事業等の関連事業との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する努める。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全 吉野川は良好な環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p>	
<p>(b) 早明浦ダムを造り、香川県への分水以前の吉野川の透明度は良く、深い所でも底が見え、鮎も小魚も沢山いましたが、その後は悪くなり今は1m強位、魚は激減した。生活排水や工場排水を流すべからず、と主張したい。 [パブコメ187]</p>	<p>早明浦ダムを造り、香川県への分水以前の吉野川の透明度は良く、深い所でも底が見え、鮎も小魚も沢山いましたが、その後は悪くなり今は1m強位、魚は激減した。生活排水や工場排水を流すべからず、と主張したい。 [パブコメ187]</p>	<p>図-2.2.8 発生源別流出負荷割合(平成12年度)</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画素案P58】 3) 水質 良好な水質を維持することについては、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育している生物にとって重要であることから、下水道事業等の関連事業との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する努める。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全 吉野川は良好な環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p>	
<p>(b) 全ての家庭の汚水が川に注ぎその水が世界の海を日々汚れさせていることがとても心配です。水がきれいだと全ての生物(動物)が正しい形で生きると存じます。汚水を川に入れたい方法はないのでしょうか。 [パブコメ245]</p>	<p>全ての家庭の汚水が川に注ぎその水が世界の海を日々汚れさせていることがとても心配です。水がきれいだと全ての生物(動物)が正しい形で生きると存じます。汚水を川に入れたい方法はないのでしょうか。 [パブコメ245]</p>	<p>図-2.2.8 発生源別流出負荷割合(平成12年度)</p>	<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画素案P58】 3) 水質 良好な水質を維持することについては、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育している生物にとって重要であることから、下水道事業等の関連事業との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する努める。</p>	<p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全 吉野川は良好な環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p>	

表(48) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※314ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 浄化槽の点検、水質調査5000円は高くて払えません！！水質管理は、直接業者の方へ指導を御願います！！ [パブコメ218]</p> <p>(b) ◎水源地方では農薬を使用しない。 ◎米作農家には代償金を出す。 ◎中流域地方は洗剤の使用少くする。 ◎水中生物が居なくなつた。 [パブコメ366]</p> <p>(b) ・北島町民は、旧吉野川の水をひいて飲んでいきます。吉野川への家庭用排水物全て流された後の水と工場水を水道水としているため飲めるものではありません。水不足の時などはひどいです。旧吉野川をきれいにしてほしいです。また、JAたばこ工場のあと地に日亜化学工場がきましただが、その排水が不安です。管理体制はできているのでしょうか。 [パブコメ414]</p> <p>(c) 吉野川がこれ以上汚れない様、下水処理システムを整備を早く進めてほしい。 [パブコメ79]</p> <p>(c) 池田町に下水浄化施設がないため汚水が池田ダム下流より半田町位までの吉野川の水質が悪いと思います。この間の吉野川に水源を求め飲料水を取水し、住民に供給しているのが多く、よく調査して下さい。 [パブコメ178]</p>	<p>※314ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足していることから、引き続き定期的な観測による水質状況を把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、「吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り現況水質の維持に努める。</p> <p>併せてダムにあたっては、淡水赤潮が発生していることから、引き続き定期的な水質観測を行い、水質・底質の動向を注視していく。</p> <p>また、早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水放流の長期化の軽減については、今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努めるとともに、選択取水設備の運用、底泥除去を継続実施していく。</p> <p>さらに、銅山川における河川環境の保全については、関係機関と連携し、水環境向上のため、現状の取り組みを継続する。</p>
------------------------------	---	---------------------------------	--

表(49) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※314ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 第十堰をすることを考える前に、まず下水をしようとかいう話もあつたが、もう少し合併浄化槽とか、水問題はいろいろ考えることができると思う。それで、可動堰をつくる前に、まず水をきれいにする、それはやはり私たちが生活から出す水をどうにかしないといけないということだと思う。</p> <p>〔流域住民(下流域：北島)Oさん〕</p> <p>(c) 藍住町の正法寺川は正に「ドブ川」です。この汚れが、吉野川に注いでいます。早く、下水を進めて下さい。</p> <p>〔パブコメ276〕</p> <p>(c) 新宮町内667戸に対し合併処理槽を(県～国)が各家庭に無料で設置し川に流す。各家庭から出る雑排水を浄化してはどうか。</p> <p>〔パブコメ300〕</p> <p>(c) 鳴門の水は、まずいです。藍住・板野の下水道の整備を早くして下さい。おいしい水を希望します。旧吉野川の水をきれいにする為税金は有効に使いたしましょう。</p> <p>〔パブコメ378〕</p> <p>(c) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」に吉野川の水質改善及び旧吉野川の水質改善を図るために公共下水道の整備又は合併処理浄化槽の設置の基盤整備の促進を盛り込む。</p> <p>〔パブコメ392〕</p> <p>(c) 水質状況については、徳島県の下水道普及率は低く全国最下位である。普及率も含めてそのようなことを記載してはどうか。</p> <p>〔学識者 佐藤委員〕</p>	<p>※314ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※314～315ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>

表(50) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		4 国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>維持管理－18 水質の保全について</p> <p>a. 柳瀬ダムや早明浦ダムで、良好な水質を維持している”とは言えない原因を教えてください。</p> <p>b. 水質悪化の著しい地域やその生物環境を保全再生するため、環境水利権の考えを取り入れてほしい。</p> <p>c. 具体的に水質の基準や保全の行動の指針を示してほしい。</p> <p>d. 河川工事によって水質が低下しないように具体的にとのような対策をとるのか検討していただきたい。</p> <p>e. 吉野川は、徳島市の水道水源となる大切な水であるため、国交省としては常に住民に対して、自らの飲料水が衛生的に保持されるよう指導徹底を図ってほしい。</p>		<p>貯水池のCODは、基準値内ではあるものの近年増加している傾向を示しており、また貯水池内においても淡水赤潮が発生していることから、今後それらの動向を注視していくため、河川整備計画素案P37、(1) 水質状況を修正します。</p> <p>今後とも引き続き貯水池監視を行い、赤潮が発生した場合は水質分析等の調査を行っていきます。</p> <p>柳瀬ダムや早明浦ダムの淡水赤潮の分析結果からは、原因はペリディニウム(渦鞭毛藻類)によるものであり、湖の景観障害は生じていますが、毒性はありません。</p> <p>また、有機物量については、貯水池内において強烈減量を測定しており、データを提示します。</p>		<p>2-2-3 水質 【河川整備計画素案P37】 (1) 水質状況</p> <p>吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流はAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足しており、良好な水質を維持している。旧吉野川・今切川は、第十樋門から旧吉野川河口堰までA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流がB類型、今切川河口堰上流がC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準を満足しているが、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低い状況にあり、今後下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人々の生活や産業を支えるための水として重要であることから、また、河川で生物が生活・生育するための水として重要であることから、二のこから、関係機関と連携のもと、下水道の整備率の向上や合併処理浄化槽の設置等の促進等により、工場や家庭排水からの汚濁負荷を低減による良好な水質の維持に向けた取り組みが必要である。</p> <p>また、ダム湖の環境基準については、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムは湖沼A類型、高郷ダムは河川AA類型、池田ダムは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD75%値、COD75%値は環境基準を満足しており、良好な水質を維持しているが、淡水赤潮が発生していることもあり、水質・底質の動向を注視していく必要がある。</p>	
<p>(a) 池田ダムを作った時点より中・下流の川は汚れた。あのダムは中・下流の者にとっては悪い物である。(堤防の側で生活をしている人々の意見を聞いてほしいと思う)。江川の清流もなくなり本当に池田ダムは悪い物だ。</p> <p>[パブコメ164]</p>		<p>3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標 【河川整備計画素案P58】 3) 水質</p> <p>良好な水質を維持することについては、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生活・生育している生物にとって重要であることから、下水道事業等の関連事業と関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取り組みを推進する努める。</p>			

表(51) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>f. 多くの地方公共団体が吉野川の水を上水道の水源にしていることから、具体的な言葉で水質の大切さや重要な水であるという点を記載してほしい。</p> <p>g. 流域での水質データがあれば、市町村としても、汚水や生活雑排水の規制に向けた活動ができると思う。</p> <p>h. 徳島市の下流ではジジミやアオノリがとれると思うが、ダム湖で発生している淡水赤潮は、そういうものに影響はないのか。</p>	<p>(b) 水質悪化の著しい地域の水辺やその生物環境を保全再生するために環境水利権の考えを取り入れてほしい。 [学識者 上月委員]</p> <p>(b) 正法寺川は、家庭の雑排水が流れ川での役目をしているという異例な川である。現在旧吉野川から2m³/sの年間200日という限定で、この水を薄めるために水を頂いているが、この水をもう少し長目に流して頂けないか。清流ルネッサンスⅡという事業もしている正法寺川なので、環境面を考慮しても、ご理解頂いて、水を頂けないか。 [流域住民(下流域:北島)Pさん]</p>	<p>環境用水については、居住地区の親水性の向上等公共の福祉の増進に資するものであれば、地方公共団体等に許可できるものとなっています。今後、環境用水の申請があれば、上水道など生活に関わる利水状況や取水を優先させたいうえで、取水が行われる河川の環境保全に必要な水量とのバランスを考慮しながら、検討していきたいと考えています。</p> <p>また、環境用水は水利権の一つであり、環境用水の許可受主である市町村などから申請があった際、流水の状況、利水状況を勘案して許可されるものであり、許可の基準については素案P93「許認可事務」にあるように、河川法に基づき適正に実施していきたいと考えています。</p> <p>正法寺川への導水事業は河川管理者として平成5年に行ったものであり、その水量、期間の算定に当たっては過去10年程度の流量を調査し、決定されたものであり、現在の流量はその頃からあまり変化が見られないため、新たな水源手当が出来なければ正法寺川への流入量を増やすことは難しいと思われまます。</p>	<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P93】 (1) 河川の維持管理 (4) 許認可事務</p> <p>河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。</p> <p>また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取等に基づき適切に対処する。</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全</p> <p>吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足していることから、引き続き定期的な観測により水質状況を把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会等を通じて情報共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り現況水質の維持に努める。</p> <p>併せて、ダムにあたっては、淡水赤潮が発生していることから、引き続き定期的な水質観測を行い、水質・底質の動向を注視していく。</p>	
<p>(b) 新町川の入り口にポンプ場がありましたが、なぜ、ポンプ場がつけられたのかかわからないので、説明をお願いしたい。 (新町川のポンプ場で)水をくまないと水が流れなくなり、(水が汚くなつた)というのは、昔とどこが変わり、どういう理由で流れなくなったのでしょうか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Gさん]</p>	<p>(b) 河川整備上の水質保全等については素案P98,99に記載がありますが、地域と協力し、水質の保全や改善に努めていきたいと考えています。</p> <p>水質の保全については、吉野川、旧吉野川、今切川における環境基準は、素案P37に示すように、河川AA類型から河川C類型に区分されています。現状では、概ね環境基準を満足している状況となっていますが、吉野川の水は、関係市町が利用している水道水の重要な水源ともなっていることから、今後も定期的な水質の監視を行うとともに、下水道事業等と連携して水質の保全に取り組んでいきたいと考えています。また、河川整備計画素案P98,99.(3)水質の保全に記載しているように、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続していくとともに、今後も水質調査結果を公表するなどにより、良好な水質の維持・改善に向けた広報・啓発等に努めていきたいと考えています。</p> <p>[学識者 上月委員]</p>	<p>河川整備上の水質保全等については素案P98,99に記載がありますが、地域と協力し、水質の保全や改善に努めていきたいと考えています。</p> <p>水質の保全については、吉野川、旧吉野川、今切川における環境基準は、素案P37に示すように、河川AA類型から河川C類型に区分されています。現状では、概ね環境基準を満足している状況となっていますが、吉野川の水は、関係市町が利用している水道水の重要な水源ともなっていることから、今後も定期的な水質の監視を行うとともに、下水道事業等と連携して水質の保全に取り組んでいきたいと考えています。また、河川整備計画素案P98,99.(3)水質の保全に記載しているように、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続していくとともに、今後も水質調査結果を公表するなどにより、良好な水質の維持・改善に向けた広報・啓発等に努めていきたいと考えています。</p>	<p>河川整備計画素案P93 (1) 河川の維持管理 (4) 許認可事務</p> <p>河川区域内の土地の占用、工作物の新築・更新、土地の形状変更、砂利の採取等、許認可事務を河川法に基づき適正に実施する。</p> <p>また、砂利採取については、砂利資源の枯渇傾向や河川管理施設、河川環境への影響に配慮しながら砂利採取等に基づき適切に対処する。</p> <p>4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 【河川整備計画素案P98,99】 (3) 水質の保全</p> <p>吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水やかんがい用水等に利用されるなど、流域に暮らす多くの人々の生活や産業活動を支えていることから、良好な水質を保全することは人間生活と調和のとれた自然豊かな河川環境を保全するための重要な課題となっている。</p> <p>水質の保全にあたっては、吉野川及び旧吉野川・今切川の水質(BOD75%値)は、環境基準を概ね満足していることから、引き続き定期的な観測により水質状況を把握する。水質が悪化した河川においては、浄化事業について検討するとともに、環境用水については申請があれば適切に対応する。また、良好な水質を維持するためには、流域全体における取り組みが重要となることから、吉野川流域一斉水質調査や水生生物調査など、地域住民等と一体となった水質保全の取り組みを継続するなど、良好な水質の維持に向けた広報・啓発等を行う。また、吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会等を通じて情報共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り現況水質の維持に努める。</p> <p>併せて、ダムにあたっては、淡水赤潮が発生していることから、引き続き定期的な水質観測を行い、水質・底質の動向を注視していく。</p>	

表(52) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※317ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 「良質な水質の維持に努める」とあるが、この「努める」とは具体的にどのような「努める」のか？ 具体的に水質の基準や保全のためにおこなう行動の指針を示してほしい。 [パブコメ32]</p>	<p>さらに、護岸工事等の際に発生する濁りについては、シルトフェンス等により拡散防止に努めていきます。</p> <p>徳島市内を流れる新町川は、昭和40年頃よりの急速な産業経済の発展と市街地人口の増加に伴い、水質汚濁が進みました。</p>	<p>※317～318ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(c) 21世紀は水の世紀と言われ、きれいな雨水はすこく価値がある時代になります。伝統工法や過去の歴史から、(吉野川で)どうしてこのように良質な水が守られたのかを学んで頂きたいと思えます。 [流域住民(下流域：徳島)Sさん]</p>	<p>(c) 吉野川は今でも水がきれい、このきれいな状態を継続することができれば、世界的に誇れる資源になり、観光資源になると思う。だから、今より悪化させないこともありますし、かつて、アユがいっぱいいた、そういう川に戻すような努力をしてもらいたいと思えます。 [流域住民(中流域：三好)Jさん]</p>	<p>このため、国土交通省は昭和50年より直轄河川浄化事業として工事に着手し、昭和54年度にポンプ施設及びポンプ(3m³/s)を完了し運用を開始しました。その後、平成4年度に3m³/sのポンプを、平成6年度にはさらに3m³/sのポンプを増設し、水質も改善されました。</p> <p>完成後は徳島県へ引き継ぎを行い、管理については徳島市へ委託しています。</p>	
<p>(c) 現在のアユは、縄張り争いをせず、ダムのヘドロなんかを食べているため、泥臭い。香魚という感じが全然ない。 [流域住民(中流域：三好)Dさん]</p>	<p>(c) きれいな良い水が飲みたい。北島町の上水道の取水口は旧吉野川の北島町高房ですが、上流の採屑排水や工業、農業排水を殆んど使っている。上水道は、第十堰付近から取水できるように計画されたい。 [パブコメ21]</p>		

表(53) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨	意見及び質問				
※317ページの『テーマ/意見要旨』を参照	<p>(c) きれいな水が保てます様願っています。 [パブコメ88]</p> <p>(c) 水道水を利用する事を一番に考える事。ダム→水の汚染がある。安心して飲める水の確保。国の計画はお金を使う事のみで専念している。税金の無駄使いは最小限に。 [パブコメ94]</p> <p>(c) 支川や支流の水を美しくする方法を行政に指導してほしい。 [パブコメ111]</p> <p>(c) 四国一の清流穴吹川の環境水質保全。穴吹川にもっと鮎を放流して下さい。吉野川の水質は近年劣化が進行しています。人による汚染が進まぬよう管理強化を願います。もう一度泳げる河川にしてほしい。 [パブコメ167]</p> <p>(c) ・水質浄化流量の確保 [パブコメ181]</p>	※317～319ページの『四国地方整備局の考え方』を参照	※317～318ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照		

表(54) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※317ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 福井県の九頭竜川で、10年前に「ドロンプロジェクト」というのがあった。流域全体できれいな水循環を守って、同時に水生動物を豊かにしようという目的のもとで河川整備がされていた。そういった考え方というのを今回の吉野川の河川整備計画案に取り入れていくことはできないのか。農業を振興していくためにも、きれいな水循環をどうやって保っていくかをテーマに掲げて、河川整備計画案を練ってもらいたい。そのために、「ドロンプロジェクト」の内容をぜひとも取り入れてもらいたい。</p>	<p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Jさん】</p>	<p>※317～319ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※317～318ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
(c)	<p>鳴門市は、旧吉野川の水が飲料水であるが、生活排水が全部、旧吉野川に流れ込んでいる。早ききれいな水を飲みたいので、その点の説明をお願いしたい。</p>	<p>【流域住民(下流域:北島)Fさん】</p>		
(c)	<p>旧吉野川水系に下記問題が増大している。 両岸に「ヒシ」が多く蓄っている。底にはヘドロが貯まり悪臭。</p>	<p>【パブコメ246】</p>		
(c)	<p>川を美しく保つ為の方法を周辺住民に伝えて欲しいです。 松茂町は自然が素晴らしいのに水がとてもカルキ臭いのが、気になります。</p>	<p>【パブコメ252】</p>		
(c)	<p>水は生命の源。人間にとっても動植物にとっても！！清流を維持する事は命を守る為という事を第一にして欲しい。</p>	<p>【パブコメ344】</p>		

表(55) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

※317ページの『テーマ/意見要旨』を参照

意見及び質問

(c) 川は、私たちの暮らしに役立っている。いつまでも清流であってほしいが、水質に関しての記載が、【素案P57、58】のほんの数行に過ぎない。川の安全は、洪水が起こらない、そういう安全面だけではなしに、水質とどうか、その中身の安全ということもあると思う。清流でなくなってしまう危険性というのを非常に感じている。
[流域住民(下流域：徳島Ⅱ)Rさん]

(c) 川の水で遊べるように、“きれいな水”になりますように、お願いします。
[パプコメ438]

(c) ダムに注目
ダムが出来てからはその美しい表状は全く消えてしまい、この汚れの原因は、家庭排水？糞尿処理場の排水？ダム底の万年ヘドロ？関係行政は原因究明に全力投球を!!郷土の誇る清流吉野川を更生しよう。
[パプコメ452]

(c) 吉野川水系河川整備計画「素案」について
本場に吉野川河川の整備を計画するのなら、第一に池田ダム「撤去」を考えるべきだ。香川県、北岸用水にはダムでなくとも神垣を作る事で十分に対応が出来る。濁水による利水？水は無く成らない。その都度対処出来る。洪水？大洪水には持ちきれないから「放水」する。これが又より危険だ。急に水位が上昇するから積土砂!!
[パプコメ452]

四国地方整備局の考え方

※317～319ページの『四国地方整備局の考え方』を参照

考え方に対応した【素案】内容

※317～318ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照

表(56) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※317ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 多くの方が、現状の水道水に満足しているのに、河川工事によって水質が低下しないように具体的にどのような対策をとるのが検討していただきたい。 [パプコメ76]</p>	<p>※317～319ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※317～318ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>		
	<p>(e) 徳島県石井町にある浄水場の水源の近くで、一番環境の悪い地域があります。計画の中に入っていないので、具体的なこととお伺いしたいと思います。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A2さん]</p>				
	<p>(e) 吉野川は、徳島市の水道水源となる大切な水であるため、国交省としては常に住民に対して、自分達の飲料水が衛生的に保持されるよう指導徹底を図ってほしい。 [パプコメ82]</p>				

表(57) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※318ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 多くの地方公共団体が、吉野川水系の水を上水道の水源にしているという意味で、水質保全のための努力を今まで以上にしたい。現状で吉野川の本川と旧吉野川ではかなり水質が違ふと思うので、それをよくしていくという水質保全の体制を整えたらどうかと思う。そういう意味で、この前質問してこへ出てきた、汚濁負荷の割合というのを参考にすれば、どの部分を重点的に整備すべきかというのが出てくると思います。(水質については)、素案からかなり改善されていると思うが、例えば【素案P57】の「連携を図りながら良好な水質の維持に努める」では、極めて漠然とした話になるので、より具体的な言葉で、「多くの市町村の上水道の水源など多種多様な動植物の命の水として」などの重要なイメージをどこかに入れてほしい。数字で環境基準を達成しているから大丈夫というだけでなくて、いかに重要な水であるか、水質を大切にしなければならぬかということをどこかで記載してほしい。</p>	<p>[学識者 池田委員]</p>	<p>※317～319ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>※317～318ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>	
<p>(g)</p>	<p>吉野川の幾つかのポイントでは、環境面で大丈夫という話(水質が環境基準を満足している)はあるが、(流域でみた場合)どうなのだろうか。そういう情報があれば、汚水や生活雑排水をできるだけ減らしてくれだとか、そういう活動も市町村としてもやっつけていけるので、非常にいいのではないかなと思います。</p>	<p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p>			

表、(58) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※318ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 【素案P37】に「淡水赤潮が発生していることもあり、水質の動向を注視……。とあるが、「水質と(底)質の動向を注視……」と追記できないか。</p> <p>[学識者 上月委員]</p> <p>(h) 徳島市の下流ではシジミやアオノリがとれると思うのですが、(ダム湖で発生している淡水赤潮は)そういうものには影響はないのでしょうか。</p> <p>[流域住民(下流域：徳島) Tさん]</p> <p>(h) 川にも赤潮が起きているということなので、具体的にそれに關して研究を持ってやるべきではないかと思いません。</p> <p>[流域住民(下流域：徳島) Tさん]</p>	<p>海域で発生する赤潮に対して、ダム湖などで発生するものは淡水赤潮(赤褐色)と呼ばれています。</p> <p>吉野川本川下流の汽水域(名田橋～吉野川橋)では、海産のプランクトンによる発生が確認されており、淡水赤潮の原因種とは異なっていることや、発生時期が違ふこともあり、直接的な関係はないものと考えられます。なお、ダム湖の淡水赤潮については、今後とも引き続き続き貯水池監視を行い、発生した場合は水質分析等の調査を行ってまいります。</p> <p>底質については、ご指摘のとおり、河川整備計画素案P37に追記します。</p>	<p>2-2-3 水質 【河川整備計画素案P37】 (1) 水質状況</p> <p>吉野川の環境基準類型指定の状況は、大川橋上流はAA類型、大川橋直下流から河口まではA類型であり、両区間とも環境基準(BOD75%値)を満足しており、良好な水質を維持している。旧吉野川・今切川は、第十樋門から旧吉野川河口堰まではA類型、旧吉野川河口堰下流ならびに今切川河口堰下流がB類型、今切川河口堰上流がC類型となっており、いずれの区間も概ね環境基準を満足しているが、徳島県における汚水処理施設の整備率は全国的にも低い状況にあり、今後下水道整備の遅れ等により水質悪化が懸念されている。吉野川の水は、流域に暮らす多くの人の生活や産業を支えている水道用水やかんがいの用水等として、また、河川で生物が生息・生育するための水として重要であることから、<u>二</u>の<u>ことから</u>、関係機関と連携のもと、下水道の整備率の向上や合併処理浄化槽の設置等の促進等により、工場や家庭排水からの汚濁負荷量低減による良好な水質の維持に向けた取り組みが必要である。</p> <p>また、ダム湖の環境基準については、早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムは湖沼A類型、富郷ダムは河川AA類型、池田ダムは河川A類型に指定されている。全ダムにおけるBOD75%値、COD75%値は環境基準を満足しており、良好な水質を維持しているが、淡水赤潮が発生していることもあり、水質・底質の動向を注視していく必要がある。</p>

表(59) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方	
テーマ/意見要旨		意見及び質問	
維持管理－19 ダムの管理規定について a. ダムの運用は、どこが管理しているのですか。また、管理規程は公表されているのですか。		(a) 早明浦ダムの管理規程は公表されているものか。 [流域住民(上流域:高知県)Hさん]	管理規程については公表可能です。 通常ダムの運用については、操作規則や施設管理規程に基づき各ダムで実施しています。しかし、必要があると認めるときは、吉野川ダム統合管理事務所が各ダムに、流域全体をにらんだ効果的な操作方法について指示を出します。
維持管理－20 早明浦ダムにおける護岸補修について a. 瀬戸川地区のバックウォーター地域において、護岸対策と山崩れ防止対策を講じてほしい。 b. 吉田橋下流の護岸が老朽化しているため、早急に点検し、施設の補強や整備をしてほしい。		(a) 瀬戸川地区のバックウォーターについて、16年度・17年度の2年ぐらいかけて蛇かごを置いて整備されたのだから、ダムの洪水時には蛇かごが見えないぐらいまで水位が上がり護岸の役割を果たしてほしい。ぜひ現地をしっかりと見ていただいで、しっかりとバックウォーターに対する対策をとっていただきたい。 [流域住民(上流域:高知県)Aさん]	瀬戸川貯水池上流端付近は、巨レキが多く、洪水(出水)時に河床部が侵食されるため、河床付近の斜面保護として「根固め護岸工」を施工しています。平成14年の洪水(出水)により、既設護岸が崩壊したため、平成16年から18年にかけて、護岸工を復旧しました。今後とも、貯水池斜面の崩落等が発生した場合、必要に応じて護岸工等を行って行くとともに、周辺箇所については、地元自治体等と協議していきます。 山腹崩壊については、土佐町と現地確認を行い、崩壊箇所は、瀬戸川沿いあるいは山の斜面であり、場所によって豪雨によるものや河川の増水によるものが原因と考えられます。他の危険箇所や予算との兼ね合いもありますが、今後、水資源機構として護岸工の延長などを検討していきます。 また、水資源機構では町道より低標高部において、平成17年下半期から平成18年上半期にかけて護岸工を実施しました。今回、護岸部について調査を行ったところ変化は生じておりません。ご意見のあった町道より高標高部の人家周辺においては、現在、土佐町で変状確認を実施中と聞いており、適宜、調査状況や調査結果について情報確認を行ってまいります。
(a) バックウォーター地域の山くずれ防止工事(瀬戸川)まだまだ不十分。歩道も復旧できていない。 [パプコメ15]		(a) 早明浦ダムの湛水区域)最上流の川井地区では、布団かごで護岸を固めていたが大変な状態になっている。その上部で大規模な地すべり現象を起こしている。下流で中村地区では、人家の前の坪先にクラックがはいって何百年も続いた家を出ていけないうような危険な状態に犯されている。これらは、(早明浦)ダム(の湛水)が起因していることは間違いないので、ぜひ調査してもらいたい。 [市町村長(上流域)土佐町長]	

表、(60) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

※326ページの『テーマ/意見要旨』を参照

意見及び質問

- (a) 瀬戸川の終点に私の土地があるが、洪水のときにバックウオーターでダム水位が上がって、山腹崩壊が起こっている。【四国地方整備局の考え方P92】には、(平成)16年度から18年度にかけて整備をしたと回答を頂いているが、これで行ったとお思いなのか。また、川井橋の右岸側の上部の森林鉄道や通学路も、ずたずたになつたまま修理ができていない。【四国地方整備局の考え方】に、修理のためにつくった橋は地元の要望によって残してあげたというような感じの書き方が出ているが、やくにさわってたまらない。
 【流域住民(上流域・高知県)Iさん】
- (b) 吉田橋の下流域は、護岸ができてからかなり年月もたつて、コンクリはどんどん劣化していると思う。そのようなところの施設の補強・整備を、早急に点検をしてお願いたい。
 【流域住民(上流域・高知県)Dさん】
- (b) 早明浦ダム下流域の右岸・左岸は、ほとんどコンクリートの壁になってしまっているが、いまだ崩壊しているところがあるが、国がやるのか、県がやるのかということでご責任逃れをしている。
 【流域住民(上流域・高知県)Bさん】

四国地方整備局の考え方

里道等は水資源機構の用地外にあること、また仮橋も損傷していますが、これは機構が護岸工事のために施工し、地元自治体の要望により残したものです。このため、補修については地元自治体等と協議してまいります。

早明浦ダム下流直轄区開内の護岸においては点検を実施し、必要に応じて補修等適切に対応します。

早明浦ダム下流国(直轄)の管理区間左岸の護岸が陥没している箇所については補修済みです。右岸については、関係機関が現況調査しましたが、護岸の崩壊等は確認できませんでした。

河川の管理区分については、早明浦ダム下流の地蔵寺川との合流点付近まで国土交通省、合流点から下流は高知県の管理区間です。護岸崩壊等の災害が生じた場合は、それぞれの管理者が対応します。

考え方に対応した【素案】内容

—

表(61) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		4 国地方整備局の考え方		【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
維持管理-21 池田ダムにおける護岸の荒廃について a. 池田ダム中流の三好市池田町大利地区では、護岸の荒廃によって増水の度に危険が増大して不安な日々を送っています。一度現地を見て調査してほしい。		大利地区につきましては、水資源機構において現地調査を行うとともに、その後も巡視等で現地の状況を監視しているところですが、当該地区の対策にあたっては、 ダム管理用地・河川区域、民地など色々な利用形態があることや、地滑り防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されていることから、三好市(旧 池田町)をはじめ関係機関が協同して行う必要があると考えており、引き続き協議していきます。 また、今後、現地の状況についても巡視等により確認を行っていきます。			
(a) 池田ダム中流の三好市池田町大利地区の護岸の荒廃によって、増水の度に危険が増大して不安な日々を送っています。一度現地を見て調査してほしいませんか？ [パブコム65]		(a) 早明浦ダムができてから、大利地区から川崎地区(大川橋から川崎の学校の下の辺まで)が、非常に崩壊しやすいので、ぜひとも護岸の方をお願いをしたいと思っております。 [流域住民(中流域・三好)Mさん]			
維持管理-22 ダムの補修・補強について a. 早明浦ダムは、100年計画のダムですが、既に40年が経過しているため、この河川整備計画の中で補強や修繕による延命対策を講じないのですか。 b. ダムが出来るとき、水資源開発公団から援助をもらい、プールの構造が、もう40年経つ。水資源機構で修理できるのか。		(a) 早明浦ダムは100年計画のダムで、これまで40年経っている。30年間の計画で、国交省は早いうちに補強・修繕することにより延命対策をすむという方針を打ち出しているが、ダムにも当てはまらないのか。 [市町村長(上流域)いの町長]		4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P93】 (2) ダムの維持管理 上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効果的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流水処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、除去した流水や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、高瀬、柳瀬、新宮ダムにおいては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い、必要に応じて迅速に対策を講じる。 また、柳瀬ダムでは、既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度より えん堤堤改良事業 として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、コスト等に配慮しながら適切な事業実施を図る。	
(b) ダムが出来るとき、もう吉野川では水泳ができないからと、水資源開発公団から援助をもらい、プールをつくった。もう40年たち、これが修理の段階になる。水資源開発公団でまた復活もできるのか。 [流域住民(上流域・高知県)Kさん]		(b) プールの補償は、自然施設の損失に対する補償であり、基準で必要最低限度の費用負担しか出来ないことになっており、維持管理費分の補償については認められておりません。また、昭和49年3月に締結した、大豊町当時の水公団、電源開発(株)の3者の協定書においても、同様の内容が明記されており、修繕・改築等はできません。			

表(62) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		【素案】内容			
テーマ/意見要旨		意見及び質問		考え方			
<p>維持管理-23 ダム堆砂について</p> <p>a. 近年の度重なる出水によってダム堆砂が進み、ダムの洪水調節効果が減少しているのではないですか。早く何かの処置を考えてほしい。</p> <p>b. 早明浦ダムの堆砂量の経年変化において、平成5年から平成8年あたりまで約50万m³の土砂が減少している理由を教えてください。</p> <p>c. 池田ダムのバックウオーターの川底が上がってきて、平成16年の台風16号及び台風23号のときに水際公園が湛水した。さらに河床の上昇が続くとイタノ地区も湛水する可能性があるのか、どのように今後対策されるのかお聞きしたい。</p>		<p>(a) 近年の度重なる出水により、ダム堆砂は進み、ダム洪水調節効果は、減少し、河川水位が上がっているのではないかと、このままではダムがもたないかと、早く何かの処置を考えて頂きたい。</p> <p>市町村長(中流域)つるぎ町長]</p> <p>(a) 堆砂を一定減らすという項目があれば環境にもいいと思うし、アユの生息もよみがえるのではないかと。</p> <p>[市町村長(上流域)いの町長]</p> <p>(a) (柳瀬ダムと同様に)、富郷、新宮ダムでも状況を見て、堆砂の撤去、堰堰改良事業としての放流設備等を実施する計画であるが、今後どのような時期に、どのような状況でして頂けるのかお聞きしたい。</p> <p>[市町村長(上流域)四国中央市長代理]</p> <p>(a) (池田)ダム貯水(池)の白地の方では、何年か前には見えてなかった土砂が露出しており、池田ダムの貯水量も随分減っているのではないかと思います。</p> <p>早明浦ダムと池田ダムの堆砂量が2%と言われましたけど、それはいつ調査されたのですか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Dさん]</p> <p>(a) 濁水になると湖底に相当量の堆砂土があらわれていて、大川村のイメージダウンにもなっているようで、ダム使用延命の観点からも積極的な対策をお願しいたい。</p> <p>[市町村長(上流域)大川村長代理]</p>		<p>ダムでは、堆砂を貯める容量として堆砂容量を確保しています。おり、毎年堆砂量を調査しています。富郷ダム、新宮ダムの堆砂量については、堆砂容量内の範囲であり、ダムの機能上問題は生じておりませんが、柳瀬ダムを除く各ダムでは、治水・利水容量内の堆砂はわずかで、将来的には堆砂が進み、ダムの機能に支障をきたす恐れがあることから、貯水池の流入土砂抑制や土砂排除などの対策を検討実施してまいります。</p> <p>また、柳瀬ダムでは、利水容量と洪水調節容量などの有効容量内の堆砂率は約1割であり現在のどの特殊ダム機能の障害は発生していませんが、今後3年度より堆砂排除等の対策を検討・実施しております。今後とも引き続き容量回復の為、ダム貯水位が低下した時などにおいて堆砂排除を行う予定であり、河川整備計画素案P93、(2)ダムの維持管理に記載しています。</p> <p>また、池田ダムでは、利水・洪水調節容量などの有効容量内の堆砂量はわずかで、貯水容量は確保されています。早明浦ダムの堆砂については、貯水位が下がれば土砂の撤去を実施しています。また、堆砂土の有効活用については、関係機関と調整しながら進めてまいります。</p>		<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P93】 (2) ダムの維持管理</p> <p>上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効率的な流量調整を継続する。そのため、各ダムや水又観測所等の河川管理施設を定められた点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流水処理や堆砂対策等を適切に実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、除去した流水や堆砂については、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、富郷、柳瀬、新宮ダムにおいては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い、必要に応じて迅速に対策を講じる。</p> <p>また、柳瀬ダムでは、既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成17年度よりえん堰堤改良事業として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手しており、コスト等に配慮しながら適切な事業実施を図る。</p>	

表(63) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
テーマ/意見要旨		意見及び質問			
<p>※329ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>		<p>◎ダム濁水時に底の土砂を取り除く事。 [パブコメ366]</p> <p>(a) 吉野川の池田ダムから上流の堆積砂の除去 [パブコメ411]</p> <p>(a) ダム(池田)の湛水区域内の土砂の堆積は毎年増えています。土砂の取り除き計画は出来ているのでしょうか。吉野川流域住民は毎日、美しい吉野川をながめ、1日の英気を養ってきました。美しい吉野川を守り、災害に強い有効活用できる方策を願っています。 [パブコメ440]</p> <p>(b) P32早明浦ダムの堆砂量の経年変化について、平成5年から平成8年あたりまで約50万m³の土砂が減っている。なぜここだけが減っているのか、説明すべきだと思う。 [市町村長(上流域)いの町長]</p> <p>(b) P32のダム堆砂量の年毎の数量を示すこと。また、P41の濁水発生との関連で、ダム上流域での斜面崩落などの発生面積、箇所数及び斜面崩落を発生させる原因となる豪雨発生件数を年毎に示すこと。 [パブコメ80]</p>		<p>※329ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p> <p>※329ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p> <p>堆砂の減少については、堆砂量を算出するための深淺測量の測量誤差等が主な原因ではないかと考えます。</p> <p>早明浦ダムと柳瀬ダムにおける堆砂量については、年毎の数字を提示いたします。また、早明浦ダム上流域での斜面崩壊及び豪雨発生件数についても提示します。</p>	

表(64) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※329ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 池田) ダムのバックウオーター(川底)が上ってきて、平成16年の台風16号及び台風23号のときに、水際公園が初めて湛水しました。さらに河床の上昇が繰々とイタノ地区の高目どころも湛水する可能性があるのではないかと危惧しております。(池田ダム上流6km区間の)河床上昇について、どのようなデータがあって、それは閲覧できるのですか。また、どのように今後対策されるのかお聞きしたい。</p> <p>[流域住民(中流域：三好)Jさん]</p>	<p>平成16年の台風16号及び台風23号による貯水池周辺の浸水被害の原因は、計画規模を超え管理開始以降第1位と第2位となる最大規模の洪水であったことによるものです。また、池田ダムのダム事業用地の高さ(余裕高)は、池田ダムが建設された当時の基準で設定されていますが、新たに定められた現在の基準には足りません。このため、現在の基準に見合うように、ダム事業用地の高さを確保する対策を実施しています。また、水際公園はもと河川敷(高水敷)河川内に設置されており、ある規模以上の洪水になると浸水するものです。</p> <p>なお、池田ダムの堆砂測量はダム上流の約9.7kmまでの範囲で行っています。</p>	<p>※329ページの『考え方に対応した【素案】内容』を参照</p>
<p>(c) 池田ダムの堆砂率は1%程度ということですが、これは、ダム本体より、どのくらい上流までを対象とした値でしょうか。</p> <p>池田ダムより上流は、一部、河床が上昇しているように見えます。ダム設置後の河床の経年変化について明記ください。</p> <p>池田ダム湖半の一部は洪水時に冠水することを前提にした遊水地だとのことですが、その場所を明記ください。</p> <p>それ以外の遊水地の場所も明記ください。</p> <p>[パブコメ432]</p>	<p>河床状況のデータは、吉野川ダム統合管理事務所において閲覧できます。</p>		

表(65) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
維持管理-24 ダム堆砂の利活用について							
<p>柳瀬ダムの堆砂の継続利用を a. 柳瀬ダムの堆砂の継続利用を お願しいたい。 b. ダムの堆砂を道路線形改良に 利用することができるかどうか教 えてほしい。 c. 柳瀬ダムの堆砂除去や流水 の有効利用について、手続きな どの具体的な内容を教えてまし い。</p>		<p>(a) 柳瀬ダムの堆砂の除去と堆積土 の利活用について継続してお願しい たい。 [市町村長(上流域)四国中央市長] (b) (県道)17号線の早明浦橋から役場 まで11kmの間にカーブが大小合わ せて107箇所ある。ダムの堆砂をあげ て道路線形の改良に使えばどうかと 提案したが、依然として検討するとい う話でしかない。できるのかできな いのかはっきりしてほしい。 [市町村長(上流域)大川村長] (c) P94に、柳瀬ダムで堆砂の除去の状 況とかか流水の有効利用の例というの があるが、この事業の具体的内容や 新居浜市内での活用手続きなどの 具体的内容について教えてほしい。 [流域住民(上流域:愛媛県)Cさん]</p>		<p>柳瀬ダムの堆砂利用については河川整備計画素 案P93、(2)ダムの維持管理に記載しており、今後と も継続利用をお願しいします。 ダム管理上支障のない範囲(治水・利水に影響を 及ぼさない範囲)であれば、ダム貯水池内に盛土(ダ ム堆砂活用)して道路の線形改良を行なうことは可 能です。しかしながら、道路線形改良は道路管理者 が事業主体となりますので、事業の実施については 関係者に働きかけを行なってまいります。 新居浜市内での活用については、運搬は可能であ るため、利用については今後調整してまいります。</p>		<p>4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項 【河川整備計画素案P93】 (2)ダムの維持管理 上流ダム群については、引き続き統合管理により流域全体の効率的な流量調 整を継続する。そのため、各ダムや水文観測所等の河川管理施設を定められた 点検基準に基づき適正に管理を行うとともに、流水処理や堆砂対策等を適切に 実施し、ダム(貯水池)機能の確保を図ることが重要であり、除去した流水や堆砂 については、可能な限り有効活用を図る。また、早明浦、富瀬、柳瀬、新宮ダムに おいては貯水池内の地すべり滑動についても、監視を行い、必要に応じて迅速 に対策を講じる。 また、柳瀬ダムでは、既存施設のさらなる有効活用を図ることを目的として、平成 17年度よりえん堀堤改良事業として放流設備の新設とともに堆砂除去等に着手し ており、コスト等に配慮しながら適切な事業実施を図る。</p>	
維持管理-25 河口堰の操作について							
<p>a. 夏の水稻管理に水が要るとき に、水が農地に入るように年に よって天候の変化があるの ので、その変化に伴った河口堰の運用 をお願しいたい。 b. 今切川の河口堰の開閉のタイ ミングが悪いため、水の逆流や 大きな水位差が発生し、コミがた まったり魚が死ぬ被害が発生し ている。</p>		<p>(a) 夏の水稲管理に水が要るときに、 再々、今切川河口堰を抜かれる。第 十の水が少なければ、夏場はどうし ても下の堰を抜くのを控えてもら いたい。それに、塩分が混ざって仕 方ない。 [流域住民(下流域:北島)Mさん] (a) 応神の西の方で、パイプラインで水 を入れて、5月末ぐらいから田をつ くが、このパイプラインの水が少な い。水利組合に聞くと、松茂の(堰) が開いているという。年によって天 候の変化があるので、その変化に 伴った松茂の可動堰の運用をお願 しいたい。 [流域住民(下流域:北島)Cさん]</p>		<p>堰の運用については、堰湛水域を利用して水利 用を行っている利水者・関係行政機関で構成して いる管理運営協議会で年間の貯水位の運用を決 めています。落操作は定水位操作により生じる堤 防の居住地側(堤内側)の比較的低地での内水 (河川に排水できずにはん出した水)排除を主目的 としています。また内水を排除することにより水路 の水質浄化や塩水の遡上に伴って起きる堤防の居 住地側(堤内側)での塩害防止に役立っておりま す。 ですから堰の運用に関しては、所屬している機 関・団体を通じて協議会の場で提案して頂ければと 思いますが、過去の協議会においては貯水位の運 用について利水者からの提案がありました。 堰の主目的は塩水の遡上防止です。堰上流に塩 水が遡上しないように塩分濃度計を堰の上下流に 設置して常時監視し必要に応じて操作しています。 H17年の濁水時には4溝1落操作や落操作での最 低水位を通常T.P-0.5mまで下げるところをT.P- 0.2mまでの運用を実施しました。</p>			

表(66) 素案に対するご意見とその対応

5. 維持・管理

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

<p>※332ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 旧吉野川(河口堰)は3湛2落で、計画水位を保って水が農地に入るように(操作を)しておりますが、干潮時には大谷川上流の潮どめ樋門をあけて、旧吉野川の水位を落として頂きたい。台風時、大雨のときは、雨が今からどれだけ降るといのが気象情報で事前にわかると思いますが、気象情報をしっかりと聞いて、それに対応できるような処置をとって頂いたらと思う。 [市町村長(下流域)松茂町長]</p>	<p>台風や大雨時の旧吉野川河口堰の操作については、大寺橋観測点の流量や板野町に設置している雨量観測データ等を勘案して操作を実施しています。 平成16年の大型台風が襲来した際は、大きな高潮となったため、塩水の遡上を防ぐことを第一義的に操作を行いました。このため堰上流水位が通常の管理水位より高くなりました。 今後も各種観測データや気象情報を把握しながら、安全で確実な操作に努めて参ります。</p>	<p>—</p>
	<p>(b) 今切川の河口堰の開閉のタイミングが悪いため、水の逆流や大きな水位差が発生し、ゴミがたまったり魚が死ぬ被害が発生している。 [パブコメ347]</p>	<p>堰上流において、逆流や急激な水位変化を発生させないように堰の操作を行っております。湛水域内で原られるゴミは上流から流れてきたものと思われれます。またコイヘルペスのように細菌に起因すると思われる大量の斃死についての報告は聞いたことがありますが、堰操作によって魚が大量に斃死したことはありません。また堰下流については潮汐の関係があり逆流や水位差が発生することはあります。 なお、川辺に流れ着いたゴミはアドプトプログラムによりゴミの回収活動を行っております。また冬季においては堰上流にフェンスを設置しゴミが流下しないような措置を講じています。</p>	

6. その他

表(1) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>① 吉野川水系河川整備計画の進め方について</p>	<p>その他-1 住民参加に関する仕組みについて</p>	
<p>a. 住民が参加し、有識者と意見交換できる流域委員会を設置するべきである。</p>	<p>(a) 住民意見が反映する決定過程自体を公平な第三者的機関で議論してほしい、流域委員会方式など、どうして採用できなかったのか。決定の場にはやはり国交省の内部になっているため、すべて公開できないものもあるかもしれないので、その辺の透明性が今後もっと高まるようなやり方を検討していただきたい。</p>	<p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。</p>
<p>[パブコメ1]</p>	<p>(a) 住民意見が反映する決定過程自体を公平な第三者的機関で議論してほしい、流域委員会方式など、どうして採用できなかったのか。決定の場にはやはり国交省の内部になっているため、すべて公開できないものもあるかもしれないので、その辺の透明性が今後もっと高まるようなやり方を検討していただきたい。</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域で多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。</p>
<p>(a) 流域住民(中流域)Aさん</p>	<p>(a) 直接、住民の生活に関わることなので住民への声かけを、多くし、もっと多数の住民にこの、整備計画を知ってもらう努力が必要だと思ふ。そのためには、やはり、「流域委員会」設置が望まれる。</p>	<p>今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができるところから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p>
<p>[パブコメ30]</p>	<p>(a) 一方通行の意見聴取と通り一辺等の国交省側からの返答だけでは、理想的な河川の整備は不可能です。住民・学識者・国交省の三者が議論できる流域委員会を設置するべきである。</p>	<p>国土交通省としては、これまでに2度、素案、修正素案をお示し、「意見を聴く会」やパブリックコメント等を通じ、みなさまから幅広く丁寧かつ公平にご意見をお聴きする取り組みを進めてきました。お聴きしたご意見については、そのままとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。頂いた意見をもとに素案を練り直し、それに対して再度意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様のご意見を十分に反映していけると考えています。</p>
<p>(a) 整備計画をつくるための委員会を作りたい。学識経験者が入るのもよいだろう。委員会は、住民が公募によって応募をし、その人たちによってつくられたもので、国土交通省の協力を得ながら独自(住民参加)でこの河川整備計画をつくるというのがあるべき姿だと思ふ。</p>	<p>[パブコメ34]</p>	<p>これまで頂いたご意見は、吉野川は流域が四国4県にわたり流域面積が広く、抱える課題や関心事項が地区毎に異なることから、「ダム」に関する「無埒地区の解消」「環境の保全」等と会場毎に特色があるなど、地域や立場により異なる多様なご意見を伺うことができており、丁寧に幅広くかつ公平に意見を聴くという考えに沿った形で、整備計画策定作業が進められているものと認識しています。また、「吉野川流域住民の意見を聴く会」吉野川市町村長の意見を聴く会を各地域毎に実施することは、妥当と考えています。</p>
<p>[流域住民(下流域)Eさん]</p>	<p>(a) 今のままでは、いい意見集約はできない。住民代表を含め委員を公募し、応募者で「吉野川委員会」のようなものを作って行うべきである。</p>	<p>いただいた全てのご意見、ご意見に対する河川管理者の考え方、素案への意見の反映状況を文書として整理し公表することで、流域住民のみならず情報共有が図れているものと思っております。</p>
<p>[パブコメ42]</p>	<p>(a) 今のままでは、いい意見集約はできない。住民代表を含め委員を公募し、応募者で「吉野川委員会」のようなものを作って行うべきである。</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域で多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。</p>

表(2)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※334ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 民衆が問題解決のため「委員会」設立、官の側は説明要因として列席する、「委員会」関係者の衆議によって組織、傍聴・発言自由、会議録にも記載する。 [パプコメ45]</p> <p>(a) 「意見」 「透明性を確保したうえで、公平・公正に各層から選ばれた委員(公募も含む)による吉野川流域委員会(第三者機関)」を設け、現在聴取されている意見の集約、その調整を図るため、住民対話集会、住民討論会、公開勉強会、リバーミーティングなど、住民が参加しやすい方法で検討・合意を図り、この委員会で整備計画を決めるべきである。 [パプコメ71]</p> <p>(a) 河口域は多くの行政部局や人々が管理し、多くの市民が大切にしている場所でもあるので、市民の意見を反映する場を設けていただきたい。住民意見を反映させるためには、広く様々な立場の住民が参加した流域委員会の設置を強くお願いしたい。 [パプコメ87]</p> <p>(a) 流域的な視点から、総合的にものを見ていくときには、さまざまな分野で検討も必要。 将来的な変動を予測しつつ、計画できるような検討委員会なり、仕組みを計画の中にぜひ入れて頂きたい。30年の計画は、総合的、流域的な観点が必要であり、多分野の方々から、住民も含めて決めていくような仕組みをこの計画の中に入れて頂きたい。 [流域住民(下流域：徳島Ⅱ)Nさん]</p> <p>(a) 住民意見を反映させるために、広く様々な立場の住民が参加した流域委員会の設置を強くお願いしたい。 [パプコメ433]</p>	<p>※334ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表(3)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>b. 住民参加型の仕組みを実現してほしい。</p>	<p>(b) 住民参加型の仕組みを実現してほしい。 [パブコメ2]</p> <p>(b) 一元的に国土交通省が意見を集約し、検討の結果返してくるという方法ではなく、住民と学識経験者、それと河川管理者が平等に意見を練り上げていくような場にしないと、意見を集約して返事をもらうのでは、本当の住民参加とは言えないと思う。 [流域住民(下流域:徳島)Fさん]</p> <p>(b) 今のようなやり方では住民参加とはいえない。もつと長年そこに住んで川ととも暮らししてきた住民の意見・知恵がこの河川整備計画には重要だと考える。よりよい川づくりとは何なのかをまず住民と話し合わなければ、その計画作りなどできない。 [パブコメ79]</p> <p>(b) 総合的な治水対策は住民の協力がなしに実現不可能であるため、住民や自治体と連携し、総合的な治水対策を検討する場をつくること。P73やPI05に「連携・共同した取り組み」についての具体的対策として、住民参加による検討会等を設置すること。 [パブコメ80]</p> <p>(b) 異常気象が続く時代、河道だけで治水対策に問題がある。森林、水田、田畑、土地利用・・・等総合治水と自治体住民参加の仕組みをつくっていくべきだ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M2さん]</p> <p>(b) 会のあり方について:テーマ別に深く議論できる場の設定が必要で案の採用決定の場に住民参加が必要。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)J1さん]</p> <p>(b) 住民意見採用の段階で住民参加の仕組みを持つべき [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]</p>	<p>四国地方整備局では河川整備計画素案をお示しし、流域住民のみならず皆様からご意見をお聴きして、できる限りの河川整備計画素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明するなどご意見に対して四国地方整備局の考え方をとお示しし、それについて質疑応答や意見交換を通じ、ご意見を伺うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p> <p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く、地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。</p> <p>「吉野川流域住民の意見を聴く会」については、地区ごとに会場を設けることで、より多くの方に参加していただき、地域が抱える多様な意見を聴けるものと考えています。</p>	<p>—</p>

表(4)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※336ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 住民参加の時代、意見聴取だけで終わらないシステムをつくるべきだ。議論、提案しあうことができること。共に理解・行動を高めていく制度・仕組みをつくるべきだ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M2さん]</p> <p>(b) 各種意見聴取会の意見の取り扱い(反映)については、検討する場で住民が参加できるようにする。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん]</p> <p>(b) 整備計画をつくるための会のもち方について今のやり方は住民参加とはいえない。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)DI1さん]</p> <p>(b) 今後住民参加による整備計画づくりをどう進めていくのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)B2さん]</p> <p>(b) 計画が出来上がる前に長い時間を費やして欲しい。現場に立ち、その土地に暮らす人、環境に問うてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)L2さん]</p> <p>(b) 河川整備計画ができるまでは吉野川の治水の工事が何もかもストップしてしまっているかのように錯覚されて、早期実現を書かれています。いる方がいらつしやると思うが、工事実施基本計画に基づいて、治水のための工事は着々と去年予算が行われておりますので、30年の大事な計画は、本日に議論に議論を重ねて、真の住民参加で実現していただきたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)J1さん]</p> <p>(b) 国家公務員に対する信頼度がダウンしている中での会議であるので、世論づくりの会議であるというようにしないで、本日にこの吉野川というものを大事にしていくのだということで会議を進めて頂きたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p>	<p>※336ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表(5)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※336ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 教育再生チャレンジ会のようにこれもやらせかな?と思う。最初に結論ありきで型として、会議を開いているように思えてならない。 [パブコメ14]</p> <p>(b) 吉野川流域住民の意見を聴く会開催の真の狙いは何ですか? [パブコメ15]</p> <p>(b) 積極的な連携には、計画の段階で住民の参加がシステムの中に入ってくるということが大切だと思う。個々の計画の中で、そういった住民が参加できるような仕組みを考えている、そういうことを目指している、ということを書いて頂ける意思があるのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Nさん]</p> <p>(b) 案をつくってにおいて、それに対して意見を聞くというのでは、陳情行政みたいになってしまわないかという不安がある。もっとオープンに議論するべきではないのか。遊水地の議論が難しいというのは、これが要は住民参加になってないからではないのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Mさん]</p> <p>(b) 住民不参加で話を進めていいのか。やはり、どんなことがあるろうとも意見を聞くという体制が必要なのではないのか。 [パブコメ201]</p> <p>(b) 川というものに余りにも住民の意識が少ないのは、非常に残念である。だからといって、行政の方で余りにも一方的なやり方というのはどうか。 [流域住民(上流域:愛媛県)Cさん]</p> <p>(b) 河口域は、多くの市民が大切にしている場所でもあるので、(その整備と保全には)市民の意見を反映する場を設けていただきたい。 [パブコメ433]</p>	<p>※336ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表(6)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>c. 住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の方式が良いと思う。</p>	<p>(c) 住民の意見をとり入れた計画づくりは、賛同いたします。 [パプコメ25]</p> <p>(c) 住民の意見を聞くという姿勢は、高く評価している。 [流域住民(下流域:吉野川)Dさん]</p> <p>(c) 国土交通省とともに手を携えて整備計画に参加させていただきたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p> <p>(c) 会の進め方、意見聴取方法については整備局が現在進めている方法で、十分住民の意見を反映できると思います。 [パプコメ47]</p> <p>(c) 住民意見を反映させる仕組みを議論することも大切だが、現在国土交通省が進めている方法でも、十分意見は反映できる仕組みであると考えている。 [パプコメ54]</p> <p>(c) 流域委員会方式は、委員の人选で中立性、公平性の確保が困難であること。人数に限度があり、選ばれた人だけの偏った人の意見になりかねず、流域全体の多くの様々な意見が繁栄し難いと思われる。このため、住民の意見の聴き方としては、流域委員会方式より、現在の国土交通省の方式が良いと思う。 [パプコメ86]</p>	<p>※334,336ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

6. その他

表(7) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>d. それぞれの立場の人たちが話し合える場所づくりが必要だと思ふ。</p>	<p>(d) 多々の選択肢があつて、それを多く地域の住民と一緒に話し合つていけない。そうしたときに、計画者と地域の人、専門家たちが語り合つていくということが非常に大切なのに、このプロセスの中にはない。 [流域住民(下流域:徳島)Iさん]</p> <p>(d) 今回の学識経験者、市町村長、住民の意見の聴取方法では、理想的な川づくりは不可能である。3者それぞれが討論できる場所づくりをなぜ、やらないのでしょうか。 [パブコム70]</p> <p>(d) 議論を深めるためには学識者の方にも入って頂いて、専門的に分野ごとに運営をしていくべきではないか。 [流域住民(下流域:徳島)Iさん]</p> <p>(d) 専門家と地域住民と本当に身近に被害に直面している人も含めてその対応について知恵を集めたらどうか。そういうところにぜひ研究活動もスタートしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島)Aさん]</p> <p>(d) この形式では意見がまとまらない。専門家の意見も直接聞きたい。 [パブコム13]</p> <p>(d) 専門家の意見を取り入れる事。 [パブコム387]</p> <p>(d) 今後は、河川管理者、学識者、地元住民を構成員とした専門委員会を設置し、討議した方が、有効かつ効率的な策定につながると思います。 [パブコム432]</p> <p>(d) 吉野川をフィールドにして調査をしている県外の研究者、現地に詳しい専門家の意見も含めて、より広い公開性をもって決定していただきたい。 [パブコム433]</p>	<p>今回提示した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめて公表することなどから、それぞれの方のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>

表(8)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>e. 意見が事前に想定される範囲のものであつたなら、計画作成後に地元説明会で微調整を行えば充分である。</p>	<p>(e) 上中下流域での第一回目、意見を聴く会が終った。各種の意見が出たと思うが、その内容は想定内のものが多かったはず。想定内率ほどの程度か。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)B1さん]</p>	<p>今回提示した方法は、まず河川整備計画素案の内容を説明して、さまざま関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、ご意見を頂き、できる限り素案に反映したいと思っております。従って、ご意見が事前に想定されるものとは考えておりません。</p>
<p>f. テーマごと、分科会方式で意見を交換する場が必要である。</p>	<p>(f) 住民の意見を聴く会」の継続とは別に、環境分野にしばられた議論の場を設け、ひとつひとつの問題点に対して、その問題に関係する方が集まり議論が深められる場、合意形成の場をつくっていただきたい。 [パブコメ75]</p> <p>(f) 環境保全については、吉野川の自然環境をこれ以上悪化させないよう、環境目標の設定、治水対策のあり方やミティゲーションの進め方についての十分な議論を行う。 [パブコメ80]</p>	<p>今回提示した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめ公表することなどから、それぞれの方の意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>
<p>(f) 意見聴取が広く浅く過ぎて、専門的な深まりまで至らない。テーマごとに学識経験者も混じえて、意見交換や議論をすべき。また、さまざまな団体の意見を言う場になじまず、別の機会が必要。</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p>	
<p>(f) 環境とか治水とかというようにテーマごとに意見交換の場を設置してほしい。</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R2さん]</p>	
<p>(f) 意見をもっと多くの人(ここに来れない)に聞くために、小さい地区で数多くの分科会方式の会を持つべき!</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p>	

表(9)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※341ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 建設的な議論をおこなうため、テーマ毎に、質疑応答、議論する場が必要。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]</p> <p>(f) もっと住民が参加しやすいように、分野別の会をひらいてほしい。たとえば「河口干潟 について」というような。環境面が弱すぎるので。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S2さん]</p> <p>(f) 環境より利水という意見があったが、納得がいかない。環境と治水についてまず、十分な意見交換を計るべき。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p> <p>(f) いろいろ(意見が)出てますが、一体、コモンズはどうしたいのかとお聞きしたい。 1つずつぶとしていくのであれば、それこそ分科会をつくって、週に1回でも半年とか1年ペースでやるべき。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A1さん]</p> <p>(f) 日置いて、治水なら治水、第十なら第十という確たるものを発表していただけるような仕組みを考えて、交通整理してください。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)S1さん]</p> <p>(f) 治水・利水と並んで重要な環境ということで、分科会方式みたいなものを検討して頂いて、環境に対して他の部門や環境省などの他の省庁との連携、特に環境の(意見)を(計画)に反映できるような方式を考えて頂きたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Bさん]</p> <p>(f) 治水・利水・環境とかではなくて、「堤防」、「無堤地区の解消」というテーマで議論をしたらどうか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Mさん]</p> <p>(f) 単時間の議論のやりとりでは十分でないと思うので、森林については、環境の分科会も必要だと思ふ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Lさん]</p>	<p>※341ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

考え方に対応した【素案】内容

表.(10) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※341ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(f) 意見を聴く会を繰り返しやるのがいいのか、あるいは大体の意見が集約できたようだから、過去を踏まえて、一つ一つ深みのある議論に持っていくのがいいのか。何回かやって頂けるのなら、1項目とか2項目だけに絞って、これからやりまますという方法をぜひおとり願いたい。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Dさん】</p>	<p>※341ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>g. 流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要がある。</p>	<p>(g) 流域の全戸に対してアンケート調査・聞き取り調査を行う必要があるのでは？</p> <p>【パプコメ79】</p>	<p>今回提示した方法は、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、貴重なご意見を丁寧に幅広く公平に頂けると考えております。今後は、流域住民のみならず数多くのご意見をいただけるように、新聞への折り込みチラシや、ケーブルテレビを利用した広報活動などを実施し、更に広報の充実を図っていきたくないと考えております。</p>	<p>—</p>
<p>h. 吉野川に関係する市民団体等の意見を聞く場を設けること。</p>	<p>(h) 吉野川に関係する市民団体等の意見を聞く場を設けること。</p> <p>【パプコメ80】</p>	<p>今回提示した方法は、さまざまな関係者の皆様から「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、貴重なご意見を丁寧に幅広く公平に頂けると考えております。今後も、さらに幅広くご意見が頂けるよう努力していきたくと思っております。</p>	<p>—</p>
<p>(h) 吉野川に関係する市民団体や学者等を交えた議論の場を作ってほしい。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん】</p> <p>(h) 自然保護・環境保護等、吉野川流域で活動する団体から、意見を聞き反映する場を設ける。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん】</p>	<p>(h) 吉野川に関係する市民団体や学者等を交えた議論の場を作ってほしい。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん】</p> <p>(h) 自然保護・環境保護等、吉野川流域で活動する団体から、意見を聞き反映する場を設ける。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん】</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

表.(11) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>i. 住民の意見が十分に出来る事が重要であるため、ディスプレイ方式の会にする方がよい。</p>	<p>(i) ディスカッション方式の会にすることがよい。何事も公平にしようであれば、住民の意見が十分に出来る事が重要である。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)W1さん]</p>	<p>今回提示した方法により開催したこれまでの会では、まずは河川整備計画素案の内容をご説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聞きすることを目的としていました。今後は、第2回以降は流域のみならずから直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をとお話しし、みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きしていきます。</p>
<p>j. 住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。</p>	<p>(i) 国交省から住民への一方通行の情報提供では、意見の交換はできない。住民意見を反映したいのであれば意見交換会を開く必要があると思う。 [パプコメ7]</p>	<p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えのできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示します。</p>
<p>k. 1回目で出た意見を検討し、計画素案を修正すると思うが、再度、修正したものを示したうえで、議論の場を設けることができるか、</p>	<p>(i) 聴きおだけの会ではなく、意見交換の出来る会にしてほしい。そこで出た意見は十分に尊重してほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)R2さん]</p>	<p>ご意見を徹底的にお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>
<p>l. 「住民の意見を聴く会」という場は、意見のやりとりの場でなければならぬ。</p>	<p>(k) 意見を検討し、計画素案を修正されると思いますが、再度示された上での議論の場を設けられますか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)X2さん]</p>	
	<p>(i) この場というのはやりとりの場でなければならぬ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p>	

表.(12) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※344ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(i) 意見を深めると言いながら、出た意見に関する質問も受け付けな いし、それを深めて応答することもなく、次の課題に移ってしまう。 浅い議論の繰り返しを何回しても、深まっていくとは思えないの で、これは仕組みそのものに問題があると思う。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Hさん]</p>	<p>※344ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>m. 意見を聴くだけでなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。</p>	<p>(m) 「質問と答弁」「意見を聞きおろすだけ」でなく、大切なポイントはしっかりと時間を確保して議論する場にしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)N2さん]</p> <p>(m) 行政主導で、聴きおろすという公聴会を何度もやってきて、市民のそれに対して不信感がすごい。コメントという第三者機関ができてくることと、ある程度期待しました。でも、どうもそれも怪しい。コメントとはまた違う時間で、ぜひ前提条件となるルールづくりについて話す時間をたっぷりとってください。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A1さん]</p>	<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的として時間配分を行ってきましたが、第2回以降の「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」からは、流域のみならず、四国直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間を多く取り実施していきます。取っていただきたいと考えております。 なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えのできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示します。 ご意見を徹底的にお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	<p>—</p>
<p>n. 私たち住民がどんな意見を出しても、枠組み自体は変わっていかないかと考えてよいか。</p>	<p>(n) 私たちがどんな意見を出しても、枠組み自体は変わっていかないというふうにとらえてよろしいでしょうか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p>	<p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。 今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考えています。</p>	<p>—</p>
<p>o. 県民として何をなさなければいけないかという義務も、今後の重要な課題である。それが県民の行政への参画と思う。</p>	<p>(o) 生命、財産というは、非常に重大なこと、皆さん盛んに国土交通省並びに県の方へ要望しているが、要望するだけでなく、県民として何をなさなければいけないかという義務というふうなことも、今後の重要な課題である。それが県民の行政への参画と思う。 [流域住民(下流域:北島)Jさん]</p>	<p>流域の皆様とは共回事業、吉野川、旧吉野川の川づくりを進めていかなければならないと考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。</p>	<p>—</p>

表.(13) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>6. その他</p>							
<p>その他ー2 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言について</p>							
<p>a. 国交省がまとめた「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言をなす採用しないのか。</p>	<p>(a) 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」の最終提言は、「計画策定の各段階で市民参加を行い意思決定を段階的に積み上げていくしくみ」の重要性を強調し、それを総合治水・市民参加検討委員会(仮称)や吉野川流域協議会(仮称)としてまとめている。国交省自身がつくったものをなぜ採用しないのか。 [パブコム51]</p>	<p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。 河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。 「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会(H12.2.12)」の提言も貴重な意見として受け止めています。が、今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができるところから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p>	<p>ー</p>	<p>a. 河川整備計画について、いつ頃正式に決定するのですか。</p>	<p>(a) (学識者会議は、)今年度何回かやって、今年度で終わるといふことを目標にしているのか、あるいは議論が収まらなければ引き続き何年間(も)かけてやるのか? [学識者 鎌田委員] (a) (河川整備計画は)今素案の段階のようだが、今後これを正式決定するのはいつごろなのか。 [流域住民(上流域:愛媛県)Gさん] (a) これで学識者会議はラストではないということか。 [学識者 岡部委員長] (a) 第3回またこういうようなことを続けるのでしょうか。 [流域住民(中流域:三好)Dさん] (a) 第3回はいつあるのですか。 [流域住民(中流域:三好)Dさん]</p>	<p>吉野川水系河川整備計画については、できるだけ早期の策定を目指して、鋭意作業中です。しかしながら、関係者の皆様から、できるだけ丁寧に幅広く公平にご意見をいただき、河川整備計画素案に反映することが重要であると考えています。 「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」、「パブリックコメント」等を通して、ご意見を頂きます。吉野川水系河川整備計画の早期策定に、なお一層のご協力をいただきたいと思います。</p> <p>「意見を聴く会」等については3回目を同様の取り組みで行う予定です。 3回目の「住民の意見を聴く会」においても、策定の流れにお示ししましたように、質疑応答や意見交換を通じてご意見をお聴きします。</p>	<p>ー</p>
<p>その他ー3 河川整備計画の策定スケジュールについて</p>							

表.(14) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>b. 一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。</p>	<p>(b) 一日も早く、河川(整備)計画を実行をすべきで(ある)。 [パプコメ11]</p> <p>(b) 大いなる議論は結構な事ですが、今にも人の生命、財産が失われるかもしれないという時期に来ているのに、危機感が感じられません。 [パプコメ11]</p> <p>(b) 議論のテーマはどこかで終止符を打ち、早く実施の時期を見出していただいたらありがたい。 [市町村長(中流域)つるぎ町長]</p> <p>(b) 第十堰を素案に取り込むと議論が散逸し、急ぐべき整備計画の策定が遅れてしまう。一日も早い整備計画の策定により、流域住民の生命、財産を守り、安心して過ごせる吉野川にしてほしい。 [パプコメ49]</p> <p>(b) 早く(河川)整備計画の位置づけを行い、住民を安心させてほしい。 [パプコメ54]</p> <p>(b) 未だ堤防のないところ、内水被害が発生している箇所、堤防漏水が発生している箇所を整備計画への位置づけを早く行い、住民を安心させることが大切と考えます。 [パプコメ55]</p> <p>(b) 近年異常気象による洪水災害が多発しているため、議論も大切であるが、一日も早い整備計画の実施・実行が一番必要である。 [パプコメ84]</p> <p>(b) 基本計画については、全面賛成。安心、安全の事業について早期着手し、併せて抜本的対策も。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)PIさん]</p>	<p>※346ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(15) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※347ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 流域住民の生命と財産を守る”何よりもその事が大切だし一番に考えなければ・・・議論よりも一日も早い着工を望みます。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)O2さん]</p> <p>(b) 吉野川整備計画の早期着工を 吉野川整備計画については、吉野川のあるべき姿を、かなり時間をかけて議論していますが、最近では異常気象の影響もあり、全国的に今までに例のない、大洪水が発生しており、多くの被害が出ております。 議論も大切ですが、流域住民の生命と財産を守るためには、吉野川整備計画に決められている立派な計画を一日も早く、着工し、住民の安心と安全を図られることが急務かと思われまます。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p> <p>(b) 吉野川整備計画の早期着工を。大洪水が明日にも来るかもわかりません。議論よりも早く着工を・・・。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)O2さん]</p> <p>(b) 吉野川整備計画の早期着工を願います。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y2さん]</p> <p>(b) 吉野川整備計画の早期着工をお願いします。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y3さん]</p> <p>(b) 早期着工が間違っているかのごとき発言があつたが、堰や堤防を直すにしても、10年という最低の歳月がかかる。早く着工すると、それが早く完成する。30年かかることだから30年後に着工していいという話にはならない。 いつ来るかわれませんが災害に備えるのが国土交通省の仕事です。国は国民の命と財産を保障しなければなりません。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p>	<p>※346ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(16) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※347ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 国交省が、地域毎の具体的な実施計画の取りまとめを速やかに推進するべきである。洪水の危機はいつ来襲するかも分からないのであるから、とにかく工事に着手して欲しい。 [パブコメ75]</p>	<p>※346ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(b) この整備計画が遅れば遅れるほど、無堤地区の解消が遅れてくるので、早く整備計画をまとめて、つくって頂きたい。 [市町村長(中流域)美馬市長]</p>	<p>(b) 無堤地区の解消は、中・上流(域)にとつて、いづろるやっつけてくれるかというのが偽らざる気持ちです。すべてを完成して、事業に着手するというのでは、余りにも時間をかけ過ぎることになる。災害に対する備えはいつでもやっておかないといけないわけですから、できるだけ速やかに計画をまとめて実行に移して頂けるように、多くの皆さんにそういう声を届けて頂きたい。 [市町村長(中流域)三好市長]</p>	
<p>(b) 住民は市から配布された「災害に備えて」(水害・土砂災害・地震から身を守るため)と四国地方整備局が発表した堤防の強度計算をみていると不安と心配をあたえている。 もっと多くの住民の意見を集約するべきである。しかし、こんなことを3~5も開催する前に住民の命と財産に関することを、すぐ実施し、不安を1日でも早く無くする工事を見せることである。 [パブコメ162]</p>	<p>(c) ●●●大臣は「国民が安全、安心と思えるインフラを隅から隅まで整備することは国土交通省の責任だ。予算は限られており、いろいろな知恵が必要とされる」といわれている。国交省は、強力なリーダーシップを発揮され、しっかりと当計画を進めていただきたい。</p>	
<p>c. 国交省は、強力なリーダーシップを発揮され、しっかりと当計画を進めていただきたい。</p>	<p>[流域住民(下流域:徳島II)BIさん]</p>	

表.(17) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
<p>※349ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 広く県民の意見を聞くのは良いのですが、マスコミはじめ、いまだに事業の推進を妨げようとする傾向が強すぎます。その上に、自らの政党のためにする主張で県民をあおっている人の意見が出過ぎています。ある程度の賛同があれば決断して、事業を進めて下さい。水源の確保に森林保全を主張する団体の人など、その保全の為に山で生活する人がどれだけいますか。実行しない人達の主張に惑わされないようにして下さい。</p> <p>[パブコム93]</p>	<p>—</p>
<p>d. 今回の計画が向こう30年という非常に長期にわたる計画なので、今時間をかけて(議論する)ことは非常に意義のあることだと思う。は非常に意義のあることだと思う。</p>	<p>(d) 今回の計画が向こう30年という非常に長期にわたる計画なので、今時間をかけて(議論する)ことは非常に意義のあることだと思う。我々も言い続けるので、よろしくお願いします。</p> <p>[市町村長(上流域)大豊町長]</p>	<p>※346ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(18) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

その他-4 意見の反映方法について

<p>a. 意見をどのように取り扱い、反映されていくのか教えてほしい。</p>	<p>(a) 「吉野川学識者会議」で意見が出たものでまた修正して第2次案をつくって、またそれを2回目のときに検討していくというやり方になっていくのでしょうか。 [学識者 平井委員]</p>	<p>今回提示した方法により開催したこれまでの会では、まずは河川整備計画素案の内容をご説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的としていました。第2回以降は、流域のみならず、四国から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、出来る限り河川整備計画素案に反映し、反映出来ない意見については、理由を付して公表しています。また、吉野川水系河川整備計画のホームページでもご覧いただけます。みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きします。</p>
<p>(a) グラドルールについての質問と意見。 質問ですが、反映されるか、されないかを決定する場というのほどこなんでしょうか、その決定する場での議論は公開されるのでしょうか。その決定するに当たっての根拠となるデータなども、公開されるのでしょうか。 [流域住民(中流域)Aさん]</p>	<p>(a) 住民の意見は、どのように扱われるのか、住民には、わからない。 [パプコメ30]</p>	<p>なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えできない意見等については、再度四国地方整備局の考え方を整理してお示します。</p>
<p>(a) 今回の会は意見を聞き置いただけなのか、出された意見についてだちに修正し、具現化するのか確認したい。整備計画に意見が反映され、変更もあり得るとのことか。 [市町村長(上流域)大川村長]</p>	<p>(a) 市町村長、住民の意見はどれほど反映されるのか。 [市町村長(上流域)土佐町長]</p>	<p>ご意見を徹底的にお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>
<p>(a) これまで出た意見をどう生かすのか？ [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)P2さん]</p>	<p>[パプコメ76]</p>	<p>—</p>

表.(19) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※351ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 意見を公表しても、どの意見がどこに反映されているのか、意見の保障をしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y1さん]</p> <p>(a) 各NPO等からの団体からのまとめた意見はどうか扱われますか? アンケート集約の後(うしろ)に、多くの人がいます。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p> <p>(a) 出された意見は、誰が?どこで?議論され(検討)、どう活かされるか? [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)X2さん]</p> <p>(a) 国交省の方にお聞きしたいのは、今日、一体どういうメリットを感じられましたか。検討します、聴きおきますという返事が何度かありましたが、本当にそれが実現されるのかどうか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A1さん]</p> <p>(a) 前回、住民の皆さんが意見を発表されても、ほとんどお答えがなかった。まず1回目のその後の状況はどうなっているか。 [流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p> <p>(a) 今までたくさん意見があったが、何ら回答がない。その質問に対して回答してほしい。 [流域住民(下流域:徳島)Iさん]</p> <p>(a) ホームページなどで回答をお願いします。 [流域住民(中流域:三好)Jさん]</p>	<p>※351ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表、(20) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※351ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 言いつばなし聞きつばなしの会。心は別の処に有りにならいことを願います。 [パブコメ200]</p> <p>(a) この整備計画について、(住民は)自分の持っている意見を出して、その出てきた意見をまとめるのは国土交通省の仕事であって、住民の仕事ではない。整備計画素案をまず済ませてしまおうというのが筋だと思ふ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)さん]</p> <p>(a) 「素案に対する意見」を言え、というがその説明がどこにも無い。目かくしをしておいて、目前の「コト」への感想を迫るようなもの。それだけでは止らず、これを以って、「広く大衆の民意を問うた」とされる事。どうか、そんな事がありませぬように。 [パブコメ248]</p> <p>(a) 吉野川水系河川整備計画の文章を直すことではなく何をしていくのかを計画していくことではないのか。 意見を聞く会を開いてどのように取り組んでいくのかをつめていくのではないか。 [パブコメ305]</p> <p>(a) 1月22日に各市長村長の会があったが、その中での要望に対して、国がどのような考え方であったか、そして、今日の吉野川上流域の住民意見がどこまで反映されるか。 [流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p> <p>(a) (これまでの国交省の回答は、「こういう条件があつて無理」、「聞いたことは資料として残してある」ばかりで、「我々はここまでやりました」というお話がないから、誰からも「誠にご足労かけた」、「お世話になりました」という言葉が出ない。精一杯にやった結果が、今日1つでも2つでも出てきていけば、こへ出席されている地元の人も納得すると思う。要するに、この場が過ぎたら、規定の方針どおりに国はやっていく。(この会)をしなれば帳面が消えないので、というようにみんな疑っている。 [流域住民(上流域:高知県)Hさん]</p>	<p>※351ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(21) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※351ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 第1回に意見を言ったが、質問も【四国地方整備局の考え方】に書いてないし、その回答もない。 上水道の水源が23号台風等々で崩壊をして、その原因が、(学識者も)六条の橋の下の中州の集積によるものだと言っていた。第十堰の近くだから外しているのだったら、それはそれとして、この回答の中に文章として(書いて)くれたらいい。 認識されている中で回答がないということは、どういうことか、皆さんの前でばきりさせてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Bさん]</p>	<p>吉野川水系河川整備計画(素案)に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方についてそのその他14に記載しています。</p>	<p>—</p>
<p>b. 住民の方からの意見を十分に聞き、整備計画に反映してほしい。</p>	<p>(b) それぞれの場所の住民の方が川からメリット、デメリットを受けているので、その場所について一番よく知っている住民の方からの意見を十分に聞き、整備計画に反映してほしい。 [学識者 森本委員]</p> <p>(b) 地域で住んでいる人が一番その川をよく知っているの、意見を聞いていただくのにはありがたいが、形だけでなく本当に、いろいろな形でそれが活用できるようにお願いしたい。 [市町村長(中流域)美馬市長]</p> <p>(b) 住民の意見を聞く会が形式だけにならないようにより意見は取り入れられるようにして下さい。 [パブコメ19]</p> <p>(b) 安全で安心して暮らせるよう、多くの流域住民の意見を河川整備計画に反映していただきたいと考えている。 [パブコメ54]</p> <p>(b) 流域住民の意見を河川整備計画に反映していただきたい。 [パブコメ55]</p>	<p>※351ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	

表.(22) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※354ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 住民の意見が反映されないような素案では意味がないように感じます。住民の意見を聞き置くのではなく、十分な検討を行い、反映して頂きたい。住民意見は反映されるのでしょうか [パプコメ67]</p> <p>(b) 住民意見の聞いてもらった後、聞きっぱなしにならないようにしてほしい。住民意見を聞いたという既成事実だけに利用しないほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Iさん]</p> <p>(b) 整備計画というのは、上流から下流まで全ての人が十分満足するような答えは出ないとは思いますが、皆さんの声をたくさん聞いて、これを十分この整備計画に反映して頂いて、いい計画になったらいいと思う。 [流域住民(下流域:吉野川)Jさん]</p> <p>(b) 国交省からの回答は、いつも何とかに配慮しますという抽象的な文言だけで終わるため、皆さんは何も答えて頂いてないという話になるわけです。 [流域住民(下流域:徳島)Nさん]</p> <p>(b) いっても聞き置くばかりではなくて、住民からの意見を聞いてそれを使っていく、そういう世の中にこれから変わっていただくうし、変わらざるを得ないのではないかと思います。 [流域住民(下流域:徳島)Tさん]</p> <p>(b) 吉野川は私達、徳島県民の命の水ですし、心のふるさとでもあります。これからの吉野川の川づくりは、県民の意見を必ず取り入れて頂きたいと思えます。吉野川というこの美しい自然を将来の子供達世代に残せる様にして下さい。 [パプコメ36]</p> <p>(b) 吉野川水系河川整備計画について、1年間に1回位は意見を聞いて欲しい。 [パプコメ46]</p>	<p>※351ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	

表.(23) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※354ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 地域住民の意見を一番に考えてほしい。 [パブコメ48]</p> <p>(b) 既得権のある人間が、自己の利益の為に吉野川を利用する時代は終わっています。そんな事が続けば、徳島も日本も世界の流れから取り残され、今の徳島の子供達、その子供の子供達の将来はありません。真摯に吉野川のあるべき姿を考えることの出来る人達で整備計画を立て、県民に計るべきです。県外に住んでいる徳島県人も皆、この吉野川を大切に思い、吉野川の将来を見つめています。 [パブコメ82]</p> <p>(b) 議論をする、意見を聞くということは、お互いがその交換した意見の中で、合意の積み上げがあって初めて建設的な話し合いになるのではないかと。そういうことが、そういう計画決定プロセスの前提ができてない。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p> <p>(b) 洪水対策は徳島市民ではなく、中・下流域住民の意見に沿って行うこと。(被害損失は中流域)。 [パブコメ241]</p> <p>(b) 吉野川の地域の意見を聞いても、ペーパーの上での話だけになって、実際に反映されたいと思う。 財政や人員の削減と(厳しい)現状だが、もうちょっと汗をかいた政策、意見を聞いて、地域にふさわしいきれいな町づくりをしてほしい。 [流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p> <p>(b) 皆さんの意見を聞いても、それを反映させなければ、この会は何にもならないと思う。 [流域住民(上流域:高知県)Pさん]</p>	<p>※351ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(24) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※354ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 地域説明会を何回開催したというような地元対策だけで本当地域の声を繁栄させた計画にしようとする誠意がまったく見られない。大変残念な会であったと存じます。諸々の根源が解消されないのであれば、交付金等により解決する方法よりないと思われ。終始弁解ばかりで何の内容もない。これで策定されると思うと、どんな計画になるのか危惧される。</p> <p>[パブコム303]</p>	<p>※351ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	
<p>c. もっと多くの住民の意見を集める方法を考えていただきたい。</p>	<p>(b) 市民の意見を取り入れ、自然豊かな吉野川がこれからも子供達に残してやれるよう取り組んでほしいです。</p> <p>[パブコム355]</p>	<p>住民のみならず皆様からのご意見は、第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」の開催以降、さらに数多くの流域住民のみならず皆様からのご意見をお聴きできるよう、今後は、第1回の取り組みでの住民の皆様からのご意見を踏まえ、ホームページ、新聞への折り返しみチラシ、ケーブルテレビを利用した広報活動などを幅広く追加実施したことにより、多くのご意見をお聴きすることが出来ました。今後も同様の広報に努めていきます。事柄上、更に広報の充実を図っていきたくないと考えております。</p>	
	<p>(c) もっと多くの住民の意見を集める方法を考えていただき、多くの住民意見を河川整備に反映していただけるようお願いいたします。</p> <p>[パブコム76]</p>		
	<p>(c) 活発な議論の場所、機会が少なく、これでは充分住民の意見を取り入れられないのではないか。</p> <p>河川管理者という、住民より優位な立場に立っていて、意見をいっぱい聴きませんが、最終的には私たち河川管理者が決めますよというようなイメージを受けた。川はだれのものかということに謙虚に受けとめていただけて、本当に真摯な気持ちで住民の意見を聴いていただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)H2さん]</p>		
	<p>(c) パブリックコメントに対してのお答えを、役場に置いてあるとか市庁舎に置いてあるということでは十分周知できないのではないかと思います。(今)会場として中流域なり上流(域)でして頂いていますが、もう少し小さく旧町村単位で、いろいろなご質問に対して早期にお答えを頂いたら、住民の皆様も納得頂けるのではないかと思います。</p> <p>[市町村長(中流域)東みよし町長]</p>		

表.(25) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※357ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 住民不在で話が進むとありますが、住民に話を聞かせるのも行政ではないでしょうか。そうすれば、住民の意見の反映したものとなるのではないのでしょうか。このような状態で、住民不在にしてよいのでしょうか？僕もよくわかりません。そちらの御威光におまかせいたしますというのが、僕の意見です。</p> <p>[パブコメ223]</p>	<p>※357ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	
<p>d. 記録を確実にしてほしい。</p>	<p>(d) 北島会場にて地元代表者(●)が申出たにも拘らず本日(9/30)の陳情内容の発表がなかった。記録を確実に頼みます。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島II)匿名]</p>	<p>記録については、吉野川水系河川整備計画ホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)において、会議資料及び速記録等を掲載しております。</p>	
<p>e. 意見を聴く会へは、最高責任者が、積極的に出てきて頂いて、責任ある回答を頂きたい。</p>	<p>(d) 一生懸命に審議しても、まとまなければ何年か経ったら(あの会は)何だったんだと思うであろう。今日の話はまとめるのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Dさん]</p>	<p>「意見を聴く会」には、河川整備計画作成のそれぞれの機関の責任ある立場の者が参加し、皆様のご意見をお伺いしております。</p>	
	<p>(e) 直轄管理区間編入の有無を決定される人が、地元に来て説明を聞いて聞くべきではないか。(決定権のない)四国地方整備局に言っても意味がない。やはり意見を聞いたら、こういう意見が出ているということ(決定権のある人に)言ってもらわないと。聞いただけで後のことは知りません、という姿勢だったら、何のための会なのか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p>		
	<p>(e) 本日(の会には)、整備計画の内容を変更できる権限を持たれた方がいらっしゃるのか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p>		
	<p>(e) 1月22日に上流域の市町村長の意見を聴く会が土佐町であったが、整備局の局長さんが不在だったと聞いた。意見を聴く会へは、最高責任者としてぜひ出席をしてほしい方が、何で抜けているのだろうと疑念を持った。ぜひ積極的に出てきて頂いて、責任あるご回答を頂きたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Iさん]</p>		

表.(26) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

その他-5 検討データの公開について

<p>a. 意見を計画に反映させる過程や検討データは、公開(住民参加)で済ませたい。</p>	<p>(a) データに基づく説明が出来るものは検討内容を公開していただけるといふ解釈でよいか。 [流域住民(中流域)Aさん]</p> <p>(a) 今回の整備計画の進め方は、あまりにも情報が少なく、根拠となるデータもあまりにも示されていません。工事がどのような必要性のもとに、どのような成果を期待してのものなのか(を)もつとわかりやすく示した方がよいと思う。情報公開をもつと徹底してほしい。 [パブコム12]</p> <p>(a) 国交省の方には、このような議論が出来るような適正なデータを示していただきたい。 [流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p> <p>(a) 意思決定過程の透明性及び意見を述べる機会があり、情報公開もされ、中広く住民の意見を取り入れる方法となっている。 [パブコム47]</p> <p>(a) 意思決定の過程における透明性と十分な情報の公開で住民は安心できる。 [パブコム55]</p> <p>(a) 意見等に対して的確な回答を行うとともに意見を出した住民への確認を行うこと。整備計画に対する住民意見の取り扱いを住民参加で行うこと。 [パブコム80]</p> <p>(a) 今回の集会の結果をふまえ、更に「集会」の必要があるかどうかの判断とその公開はどのようにされるのですか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)D3さん]</p>	<p>四国地方整備局では河川整備計画素案をお示しし、流域住民のみならずご意見をお聴きして、できる限りの河川整備計画素案に反映し、反映できないご意見については、理由を付してご説明するなど四国地方整備局の考え方をお示しし、それについて質疑応答や意見交換を通じ、ご意見を伺うという過程を繰り返すことで、皆様のご意見を適切に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p> <p>河川整備計画素案についていただいたご意見で、四国地方整備局の考え方を示すために必要となるデータについては、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」で公表いたします。しており、それ以外の公表したデータにつきましては、現在徳島河川国道事務所、吉野川ダム統合管理事務所の資料閲覧室(平日)や石井防災センター(土・日・祝日)に備え付けており、閲覧可能となっております。公表したデータについては、閲覧できるようにしていきます。</p>
--	--	---

表.(27) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※359ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 会のあり方について:意見を聞く会等だけを公開にするのではなく、計画に反映できるかどうかを検討し、意志決定する場こそ公開してほしい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)]Iさん]</p> <p>(a) 双方向性と透明性を高めるため、住民の意見に対する国交省の見解を資料をつけて公開すること。</p> <p>[パプコメ86]</p>	<p>※359ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(a) 計画の中に、農地防災事業の話の内容を気にしている人たちに情報がきちんと伝わるような仕組みや公開のシステムみたいなものを盛り込んでほしいのではないかと、いつも縦割りのことで拒否されますけど、住民から見れば別々ではなく、総合的な観点で非常に心配されているわけです。そこを考慮して頂きたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Nさん]</p>		
	<p>(a) 数年前深夜通じて討論された第十堰検討委と河川局の問題点や原データ(数値)の疑問点をクリアーにされていないが全体的にピックアップした点は評価できる。但し国、県の費用負担(大抵は造る分の半分は国、現時保守は県で長い目でみると県の負担が大きくなる)の点などに全く触れていないので今後、関係部門の方々の御苦労は大変とお察し致します。今後共、情報公開、民間を含めた話し合いを期待します。</p> <p>[パプコメ367]</p>		
	<p>(a) 情報をみんなにわからせて考えてもらうというシステムをつくって頂きたい。情報は開示しても、みんながコンピューターを見るわけじゃない。本当に住民の意見を聞くのであれば、事前に配って下さい。そういうことが本当の情報公開であって、そこからややって頂きたいと思います。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Oさん]</p>		

表.(28) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他-6 吉野川学識者会議における委員選定について</p>				
<p>a. 学識者会議の委員を選定した根拠を示してほしい。</p>	<p>(a) 学識者委員の選定の根拠を示してほしい。 [パブコメ6]</p>	<p>(a) 学識者のメンバーの中には、住民参加、総合治水という概念を専門にした方がおられない。その専門家を追加するべきだ。 [パブコメ5]</p>	<p>河川整備計画素案の検討を進めるにあたっては、河川法に基づき、河川に関する様々な分野の学識経験者からご意見をいただくため、河川管理者が委員を選定しました。</p> <p>また、吉野川の河川整備に対する具体的なご意見をいただくものであることから、委員の選定にあたっては、吉野川のことをよく知っている、四国内に在住されている学識経験者の方を選定しました。</p>	<p>—</p>
	<p>(a) 学識者の中に森林水文学の専門家が一名入っていますが、森林水文学においては種々な説があり、複数の専門家を列入して議論していただきたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Jさん]</p>	<p>(a) 学識者会議の構成メンバーはどのようにして選ばれたのであろうか。地球レベルで、今後の異常気象発生の警鐘が打ち鳴らされているにも拘らず当会議のメンバーの中に気象学識者が皆無であるのは如何なる見であるのか。 [パブコメ75]</p>		
	<p>(a) 学識者(会議)でも、専門家の人が何名かしか入っていないと思うが、もっと幅広い学識者の人に意見を聞くようなことはないのか。今回の3部会方式というやり方で、計画がつけられることにすごい不安感がある [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Mさん]</p>	<p>(a) 先の学識者会議のメンバーには気象学者が入ってなかったが? [パブコメ216]</p>		

表.(29) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容			
<p>その他ー7 吉野川学識者会議における運営方法について</p>									
<p>a. 議論の進め方として、パート別に、課題抽出し、その後で目標について議論してはどうか。また、ご意見/時間配分などについて改善してほしい。</p>	<p>(a) 議論の進め方として、パート別に、課題抽出に関してしっかりと議論をし、その後で目標について議論するというように中身を少し分けながら、系統的な議論を行うことを提案する。そのためには、回数が増えるかもしれないが、意見をゆっくりに聞くようなプログラムを進めてほしい。 [学識者 鎌田委員]</p>		<p>時間配分や開催回数を考慮することで、ご意見をしっかりお聴きできるよう努力していきます。 いただきましたご意見についてとりまとめ、各会の中でご紹介させていただき、学識者の方が意見交換を行うとともに、それぞれの立場からご意見をお聴きします。 また、いただいたご意見については、とりまとめで公表するとともに、四国地方整備局の考え方を明示し、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきます。</p>		-		-		
	<p>(a) 余りに短い時間配分に学識者の意見がすいあげられていない。改善してほしい。説明(が)長くても質問などできないではないか。 [パブコメ4]</p>		<p>ご意見をお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>		-		-		
	<p>b. 流域住民や市町村長の意見も入れて議論を進めてもらいたい。 c. 学識経験者に対して質問、意見交換をしたいので、そういう場をぜひつくってもらいたい。</p>		<p>(b) 流域住民や関係自治体町村長からの意見についても、とりまとめで学識者会議に資料として提出してもらい、それらの意見を参考にしながら議論を進められればと願う。 [学識者 平井委員]</p>		<p>今回提示した方法は、「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」を公開のもと実施すること、また、お聴きしたご意見及び、四国地方整備局の考え方については取りまとめで公表することなどから、それぞれの会のご意見及び、四国地方整備局の考え方については互いに情報を十分共有できると考えています。</p>		-		-
<p>(c) 学識者会議に、流域住民の代表者を1/2ぐらいにすべきではなかったか。 [パブコメ19]</p>		<p>(c) 学識者会議に、流域住民の代表者を1/2ぐらいにすべきではなかったか。</p>		-		-		-	
<p>(c) 学者ばかりでなく付近住民の知恵を借りるべき。 [パブコメ33]</p>		<p>(c) 学者ばかりでなく付近住民の知恵を借りるべき。 [パブコメ33]</p>		-		-		-	
<p>(c) 学識経験者に対しても住民も質問もしたいし、意見交換もしたいので、そういう場をぜひつくってもらいたいなどのような考えなのか。また、そういった疑問がある場合、どの様に解決されていくのかということについて伺いたい。</p>		<p>(c) 学識経験者に対しても住民も質問もしたいし、意見交換もしたいので、そういう場をぜひつくってもらいたいなどのような考えなのか。また、そういった疑問がある場合、どの様に解決されていくのかということについて伺いたい。 [流域住民(下流域:徳島)Fさん]</p>		-		-		-	

表.(30) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※362ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 前回も言ったが、学識経験者との意見交換もできず、反論があつても、直接議論ができない。相互交流が極めて不徹底で、納得がいくまでの議論しないままでは合意形成は難しい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p>	<p>※362ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(c) 学識者(専門家)の会議(場)に、傍聴者との質疑の場を設けるべし、と思うがいかがか？ [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)X2さん]</p>		
	<p>(c) 学識者会議へ意見等の(住民が)時間を。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A2さん]</p>		

表.(31) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>その他-8 吉野川流域住民の意見を聴く会の運営方法について</p>							
<p>a. 住民と行政がきちんと意見交換や議論ができる場の設定を要望する。</p>		<p>(a) 第2回、第3回の会では、もともと地域の住民と、本当にひざを交えて意見を聴くような場をつくっていただきたい [流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p> <p>(a) 住民の意見を聴く会での進行のあり方などをみ限り、決して住民参加とは言えない計画づくりに疑問を感じています。吉野川の河川整備計画策定にむけ住民と行政がきちんと意見交換できる場の設定を要望します。 [パブコメ77]</p> <p>(a) 意見に対する答えがでても反論する機会がない。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p> <p>(a) コモンズは以前、これは意見を聴く会であって議論をする場ではないと、おっしゃった。議論する場ではないというのであれば、意見を反映するための手当てはどうやってできるのですか。意見を聴くけれども議論をするというやり方をとらないと判断されたと思っている。コモンズの権限で。そうだとすれば、そういう議論をする場というのはどう形をつくるのかということを知りたい。それでないと言われるのであれば、国交省は、意見を聴く会であって議論をする場ではないとコモンズに指示されているのか、それを聞きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]</p>		<p>第1回「意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聴きすることを目的として時間配分を行ってきましたが、第2回以降の「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」からは、流域のみならず、四国直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きする時間を取っていきたいと考えております。</p> <p>また、今後ともいただいたご意見については、とりまとめを公表するとともに、四国地方整備局の考え方を示し、質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきま</p>		<p>す。</p> <p>ご意見をお聴きして河川整備計画素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。</p>	

表.(32) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※364ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 吉野川整備に関しての会運営の方策 国交省さんと住民は対等の立場で、先入観や偏見を持たず、ありのままを素直に受け入れる会合であって欲しいと考えます。前回から待たされた結論、課題として残された事項などについて、相互の確認を取ることが、会を進めていく上で必須の要件と考えます。従来からの進行方法は、各項目ごとに前もって決められた時間の範囲内で事業を処理しようとする。しかしそれでは深みのある対論は到底得られない。 実りある結論を得ようとするとき、従来のような必要と思われる項目を網羅しては「百年河清を俟つ」に等しい。対論の項目を1～2位に絞って打ち発止の議論を戦わさざるべきと考えます。 [パブコメ259]</p>	<p>※364ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>b. 意見を聴く側のスタッフが余りにも多すぎるとはいえないか。</p>	<p>(a) 住民を交えて協働で河川整備計画をつくるのであれば、一堂が会せる場を常々持つということをこの河川整備計画の中に、文言として残すということを求めたい。 [流域住民(下流域: 徳島 II) Kさん]</p> <p>(b) (意見を聴く)側のスタッフが余りにも多すぎるとはいえないか。 [パブコメ64]</p> <p>(b) この規模の集会で国交省のスタッフの多さに驚いています。住民の感覚では考えられない。 [流域住民(下流域: 徳島 II) H2さん]</p> <p>(b) 徳島市の説明会においては、国交省側の出席スタッフ数の多いのも目立っていた。大部隊が度々出向くようでは官費の無駄遣いである。一考されては如何でしょうか。 [パブコメ75]</p> <p>(b) (今日の会に国交省)の人はこれだけの方が来ているが、民間では代表者が出て聞いて、(後で)横に連絡をとるようにしている。 [流域住民(下流域: 徳島) Hさん]</p>	<p>スタッフの人員については、第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」での運営結果を参考に、適切な運営を図っていきます。</p>	<p>—</p>

表.(33) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>c. 会のあり方について、議論をすべきである。 (会のあり方については、議論をすべきではない。)</p>	<p>(c) まず会のあり方を話し合ってください。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A1さん]</p> <p>(c) 会のあり方をどうするかという話を話し合うことこそ住民参加だと思ふ。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G3さん]</p> <p>(c) 素案そのものの議論はこの下流域では一向にやっとなかろうと思いません。入り口論、この会のあり方の問題というのは日を改めて、これこそ何日でもやっとなかろうと思いません。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F1さん]</p> <p>(c) 入り口はやっとなかろうとおかなく、出口が違ってしまうので、その過程も無駄な時間を過ごしてしまうようになります。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G1さん]</p> <p>(c) 小田原評定をやめよう。こうしている間に、大きな地震が来たらどうするのか。大きい台風が来たらどうするのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F3さん]</p> <p>(c) 素案についていいか悪いか、またどういう方法があるかということ論議するのが今日の会だ、今の段階になって、入り口論を論議すること、非常に、非常におかしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p> <p>(c) この運営のあり方について、幾つかの課題の説明がまだなかったと思う。その点についてきちんと説明をして頂いてから、それを踏まえた上で(議論に)入ってもらいたい。 [流域住民(下流域:徳島)Aさん]</p>	<p>吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。</p> <p>河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聞きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。</p> <p>今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができてから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。</p>	<p>—</p>

表.(34) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※366ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 出された意見の取りまとめやすさを前提にして、この会を進めていくように思う。 意見を聴く会であるので、意見が出やすく、発表しやすいように会を進めることが絶対条件である。今回の会は、素案を中心に集中して進行し、意見の聴取が能率よく前に進んでいくような会の進め方をしてほしいと思う。 6項目のどの項目かをまず先に言えと言われたのでは、はじめに素案について意見を言おうとしている者にとっては、出る幕がないように思う。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Aさん]</p>	<p>※366ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>d. 会の進行方法について、実施方策を探るとともに、変更した場合は事前に教えて欲しい。</p>	<p>(c) 当初の説明をしっかりと、分りやすく(具体的)にかつ、優先度を考え、順番にしていだきかったです。目次別にする必要があるのでしようか。 まずは聞く側の立場を考慮した説明が必要ではないでしょうか。流域全体の住民生活、(農業関係者の意見が多く)他の考えを受け入れる司会者の配慮も(片よらない)必要ではないか。 [パブコメ211]</p>	<p>今後とも「住民の意見を聴く会」の進行が円滑に行われるよう、改善すべきところは改善していきたいと思っております。また、会の進行方法を変更した場合は、ホームページ等を通して、お知らせしていきたいと考えておりますので、円滑な会の進行にご協力をお願いします。</p>	<p>—</p>
	<p>(d) 意見を聞く会で意見の表明方法を(シートによる)を変更したことを事前に早く教えてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)M1さん]</p>		
	<p>(d) 徳島市の説明会においては、県議会議はじめ環境団体所属者の発言が目立って多かった。限定される住民が限定された事項にし、か興味を持っていない証左であり、もつと合理的で効率の高い実施方策を探るべきではないだろうか。 [パブコメ75]</p>		
	<p>(d) たくさんの方の意見を聞くのは大事だが、できるだけ、議論が始まったら、そのテーマについて関連する質問を受けて、皆さんがごのテーマについて一緒に考えられるという進行をして頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>		

表.(35) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
<p>※367ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) この会の進め方は、非常に効率も悪いし、何回、何十回やっても同じである。もつと我々の目に見える格好で、誰がどう決めて、どういうふうにかそれが実行されていくのか、そういうことをちゃんと目に見えて教えて頂かないと。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Gさん]</p>	<p>※367ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>e. 発言のルールを決めて、そのルールを徹底してほしい。</p>	<p>(d) 次回開催時、会進行の改善を求めます。 [パブコメ202]</p>	<p>「意見を聴く会」について、参加された住民の皆様が公平に発言出来るようファシリテーターと協力し、改善を図っていきたいと思います。</p>
	<p>(e) 発言するときは匿名にしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島)Bさん]</p>	
	<p>(e) ルールの理解ができていない中で議論するのは、とても迷惑。ルールが徹底できてないと思うし、それ自体が問題だと思う。 [流域住民(下流域:徳島)さん]</p>	
	<p>(e) 資料の中に大概説明してあると思う。それ以外の質問を聞いたらどうですか。 [流域住民(下流域:徳島)Kさん]</p>	
	<p>(e) 発言のルールを次のように決めてください。 1. ひとり5分以内とする。 2. 結論を先に説明を後にする。 3. 5分すぎたら発言をやめさせる。 4. 司会者の権限をもっと強くする。 だからだろ何をいっているのかわからない人がいる。発言者が偏って他の人の発言のチャンスがなくなる。 [パブコメ15]</p>	
	<p>(e) 発語時間を5分以内に制限せよ。広く多くの人の意見を聞く必要がある。だから発言は途中で打ち切れ。 [パブコメ87]</p>	

表.(36) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>その他-8-1 吉野川流域市町村長の意見を聞く会の運営方法について</p>							
<p>a. 事前に国土交通省の職員が市町村役場を訪ねて打ち合わせをして回っているが、もし事実であればやらせでないか。</p>	<p>(a) 市町村長の意見を聴く会の前に国土交通省の職員が市町村役場を訪ねて打ち合わせをして回っているのではないかと聞いている。もし事実であればやらせでないか。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p>	<p>(a) 市町村から会議の前に概要を教えてくださいたいという問い合わせを受け、市町村長に素案の概要についてご説明をさせていただいているところでありませう。</p>					
<p>その他-9 吉野川流域住民の意見を聞く会について（開催回数・時間配分）</p>							
<p>a. 質疑応答の時間(回数)を十分確保するよう、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営を改善してほしい。</p>	<p>(a) 時間が短い。しっかり議論をするのであれば、意見が公の場で聞けるようなプログラムをつくってほしい。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p> <p>(a) 素案の説明に時間をかけすぎているのではないか？ おおむね1年間を目安にしているのであれば、形式だけの会議にならないよう工夫をするか、徹底的に時間をかけるかという選択をしてほしい。</p> <p>[パブコメ6]</p> <p>(a) 検討方法に関して、今回のように時間で切ってしまうのは、充分な意見が出てこない。回数を3回をめぐりと決めるのではなく、ことごと意見が出るまで、会議を重ねてほしい。</p> <p>[パブコメ5]</p> <p>(a) 議論を深める時間が時間が足りない</p> <p>[パブコメ21]</p> <p>(a) 時間があればあるほどたくさんの方の発言があると思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Jさん]</p> <p>(a) フォアシテータの方には、今後の回数や時間を多くとってもらえるような運営をお願いしたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p>	<p>第1回「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」では、河川整備計画素案の内容を説明させていただくこと、河川整備計画素案に対するご意見をお聞きすることを目的として時間配分を行ってきました。第2回以降は「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意見を聴く会」から、流域のみならず、四国地方整備局の考え方を示し、みなさまとの質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聞きする時間が多くなるように会議時間の設定の見直しを行っていきます。回数についても、「住民の意見を聴く会」グラウンド・ルールで表明しているように必要と判断される場合は、開催回数を追加します。</p>					

表.(37) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※369ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) ホームページに書き込む(だけでなく、「意見を聴く会」の場を設け意見を述べ、(河川管理者が)聞くという事をやって欲しい。 [流域住民(下流域:徳島)Dさん]</p> <p>(a) 1時間くらいで意見を聴ける筈もなく、全会の構成や時間割等を根本的に改めるべきである。 [パブコム64]</p> <p>(a) あらゆる人が参加できるよう、もう少し会場を増やし、日程を増やしていただきたい。 [パブコム79]</p> <p>(a) 質疑応答の時間を十分確保するよう、「吉野川流域住民の意見を聞く会」の運営を改善すること。 [パブコム80]</p> <p>(a) 今後20～30年程度の、これからの「吉野川」のあり方について話し合うのが、この意見聴取の会では、時間が少ないのでは。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G1さん]</p> <p>(a) これまでは国交省の一方通行でまったく議論という形にはなっていない。相方向でやり取り出来る時間を十分とってほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Y1さん]</p> <p>(a) 意見聴取について、前回は会場で意見をのべたが2点に限定された。今回も数は5点だが相互に意見を論じられず、やり方そのものに限界がある。中立性、透明性といふながら回数を決めるのも、聴取の方法も決めるのは国交省でフィシリテーターではない。不公正である。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p> <p>(a) 運営について、全然質問ができない箇所が何カ所もあり、到底時間が足りない。 [流域住民(下流域:徳島)Iさん]</p>	<p>※369ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(38) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※369ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 圧的に(会議の)時間が足りない。環境分野については、今日できないのは覚悟しているが、環境の目標値は非常に大事なことで、これは改めてやって頂きたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p> <p>(a) (テーマ毎の時間が)最大30分ということですが、今回のテーマは膨大な数です。これを30分でしてしまうのは、普通に考えて無理だと思います。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Aさん]</p> <p>(a) <フアンリテータから意見の簡潔化を求められ>簡潔に言ってしまうと、意見は誤解される。(1人あたりに)5分の時間も掛けられない住民の意見を聴く会に何の価値がありますか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Eさん]</p> <p>(a) (会の進行上)聞きたいことがあったが断ち切られました。私も同じ意見だったので、もうちょっとやってほしい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Oさん]</p> <p>(a) コモンズさんの方から、最低限時間は確保したいというようなことをおっしゃったかと思うが、今やっていることは相反するのではないか。138のテーマを時間の確保をもって議論をする、住民の意見を聴くということが、こういう形式で可能なかどうかということも議論したいということであって、その他の議論のその前提を言っていると思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Kさん]</p> <p>(a) 過去2回の意見を聴く会などを通じ、特に、上流部や下流部では、時間が不足していたようです。</p> <p>[パブコム432]</p>	<p>※369ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(39) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>b. 会場の設定は一般の人がわかりやすい場所を設定してほしい。</p>	<p>(b) 会場の設定は一般の人がわかりやすい場所を設定してほしい。参加したくてもわからなかったら出席づらい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Iさん]</p> <p>(b) 本山町は早明浦ダムの直下で、今までに大きな被害を受けているが、この中に聴く会ができてないことは非常に残念に思っている。本山町で聴く会を開く予定があるのか。本山町が希望したら本山町でやって頂けるのか。 [流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p> <p>(b) 利水に関連のある香川県では、意見を聴く会はやらないのでしょうか。 [パブコム432]</p>	<p>会場の設定については、住民のみならずが数多く参加できるよう選定しておりますが、これからも、できるだけ分かりやすい場所になるよう設定していきます。</p>	<p>—</p>

表.(40) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

その他ー10 ファシリテータの選定方法について

<p>a. なぜ、ファシリテータを選定したのか。またコモンズに派遣要請をするに至った経緯は公開されているのか。</p>	<p>(a) ファシリテータを務められたコモンズさんに国土交通省がファシリテータの派遣要請をするに至った経緯は公開されているか。たとえば、他団体にも、同様の要請を行ったのか。 [バブコメ27]</p> <p>(a) 今日の会、なぜコモンズに頼むのか。今まで、国交省住民の意見を聴く会をやられていたのだから、そういうふうにはやられたらいいのではないですか。今のコモンズさんのようなやり方を取り入れられてご自分でやったらいいのではないか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Z1さん]</p>	<p>ファシリテータ選定の経緯については、社団法人土木学会四国支部からファシリテータの人材を有する団体等の推薦をいただき、人材の保有や地域特性等を考慮し、選定を行いました。</p> <p>詳細は、吉野川水系河川整備計画のホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)及び特定非営利活動法人コモンズのホームページ(http://www.commonsv.or.jp/)で公開していますので、ご覧下さい。</p>
<p>b. ファシリテータへの委託費用について、教えてもらいたい。</p>	<p>(b) 費用は幾らかかっていますか。全部オープンにしてやるべきです。それをごまかすから、不信感を抱きます。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A1さん]</p> <p>(b) コモンズさんにいい意見言ってます。国交省のつかみどころのない間の抜けたような話、またこっちの住民の批評も厳しい意見を言われて大変苦労したと思います。1時間30万で請求しなさい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A3さん]</p>	<p>ファシリテータ選定の経緯については、社団法人土木学会四国支部からファシリテータの人材を有する団体等の推薦をいただき、人材の保有や地域特性等を考慮し、選定を行いました。</p> <p>詳細は、吉野川水系河川整備計画のホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)及び特定非営利活動法人コモンズのホームページ(http://www.commonsv.or.jp/)で公開していますので、ご覧下さい。</p>
<p>c. ファシリテータを介しての形そのものにも不満が出ているので、再考の必要があると思う。</p>	<p>(c) 進行を第三者的な中立的な立場のコモンズさんをお願いされたということは、いいと思う。 [流域住民(中流域)Aさん]</p> <p>(c) 今後またこういう会をコモンズがファシリテータでやるのですか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A1さん]</p>	<p>ファシリテータ選定の経緯については、社団法人土木学会四国支部からファシリテータの人材を有する団体等の推薦をいただき、人材の保有や地域特性等を考慮し、選定を行いました。</p> <p>詳細は、吉野川水系河川整備計画のホームページ(http://www.yoshinoriver.info/)及び特定非営利活動法人コモンズのホームページ(http://www.commonsv.or.jp/)で公開していますので、ご覧下さい。</p> <p>流域住民との意見交換の進行について、河川管理者、住民から中立的な進行・促進の役割を果たす組織等を介して実施することが、中立性及び透明性の観点から重要であると考えているため、ファシリテーターに進行を依頼しております。</p>

表.(41) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※373ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 有識者の方の意見と、これからの会の進め方ですけど、下流域に戻ってきたときには、また違う形でコモンズさんが会ができるのかどうか、そういう意図があるのかどうか、ちょっとお聞きしたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Z1さん]</p>	<p>※373ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(c) 通訳(ファシリテータ)は要らないと思う。じかに聞く方が早い。 [流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p>		
	<p>(c) ファシリテータを紹介しての形そのものにも不満が出ているようですので、これは再考の必要があるかと思えます。 [流域住民(下流域:徳島)Iさん]</p>		
<p>d. コモンズという組織はボランティアでやっているのか</p>	<p>(d) コモンズという組織はボランティアでやっているのかどうか、それをお聞きしておきたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p>	<p>徳島河川国道事務所から、運営業務を請け負っているコンサダント会社から再委託を受けています。また、その性については、コモンズのホームページ(http://www.commonsv.or.jp/)に掲載しております。</p>	<p>—</p>
<p>e. 意見書の回答について説明してほしい</p>	<p>(e) 平成18年11月17日付コモンズ第606号で国土交通省徳島河川国道事務所長あてに送られた意見書(②枠組みの説明、③素案以外のテーマに対する議論の確保、④進行上の留意点)と、これに対する国交省の回答を、まず説明を頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>	<p>コモンズの意見書に対する回答は、コモンズのホームページ及び吉野川水系河川整備計画のホームページでも公表しております。</p>	<p>—</p>
<p>f. 司会の方は決められたルールどおりこの会議を進めていただきたい。</p>	<p>(f) 意見をまとめるのは国土交通省の仕事であり、住民の仕事ではない。整備計画素案をまず済ませてしまうというのが筋だと思う。司会の方は決められたルールどおりこの会議を進めていただきたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Iさん]</p>	<p>河川整備計画の策定にあたっては、様々な方々のご意見を聴き、それを反映し、四国地方整備局が策定するものです。</p>	<p>—</p>

表.(42) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>その他-11 グラウンド・ルール 「意見の反映」について</p>							
<p>a. グラウンド・ルールは現状では住民意見を反映できる仕組みと は言い難いので、改善を要す る。</p>	<p>(a) グラウンド・ルールは現状では住民意見を反映できる仕組みとは言 い難い。改善を要する。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]</p>	<p>「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルールに関する意見 等については、平成18年6月28日～8月6日まで実施しており ましたが、今後とも意見募集を行い、必要な場合改訂を行 います。</p>					
<p>その他-12 公聴会について</p>							
<p>a. 流域団体の方で意見を発表 する場が公聴会であるというふう にお答えいただいたので、公聴会 の日程を教えてください。</p> <p>b. 高知県本山町で公聴会を催し ては如何か。</p>	<p>(a) 公聴会は、まだ日程は決まっていないというところで、流域団体の方 で意見を発表する場がこの公聴会であるというふうにお答えいた したので、そちらの方を答えていただけたいと思います。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)I2さん]</p> <p>(b) 高知県本山町で公聴会を催しては如何。 [パブコメ57]</p>	<p>公聴会の開催について、具体的日程はまだ決定しており ません。決定次第、速やかにみなさまにお知らせしたいと 思います。</p>					
<p>その他-13 広報について</p>							
<p>a. PRが十分ではなかったの ではないか。住民の方々にもう少 し周知徹底してたくさん来ていた けるように考え直すべきだと思う。</p>	<p>(a) 今回の参加体制がどのようになっているのか。 [流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p> <p>(a) このような会議をする上には、もっと幅広く周知徹底を次回はお願 いしておきたい。 [流域住民(上流域:高知県)Eさん]</p>	<p>「学識者会議」、「住民の意見を聴く会」、「市町村長の意 見を聴く会」開催についての広報活動については、会を開 催する前に、開催日時・場所などを記者発表し、四国地方 整備局のホームページ(http://www.skr.mlit.go.jp/)や吉 野川水系河川整備計画のホームページ (http://www.yoshinoriver.info/)等への掲載、地域の防災 無線や、FMラジオでの放送などを実施しております。 今後は、流域住民のみならず数多くのご意見をいた だけるように、新聞への折り込みチラシや、ケーブルテレビ を利用した広報活動などを実施し、更に広報の充実を図つ ていきたいと考えております。 第1回の取り組みでの住民の皆様からのご意見を踏まえ、 ホームページ、新聞への折り込みチラシ、ケーブルテレビ を利用した広報活動などを幅広く追加実施したことにより、 多くのご意見をお聞きすることができました。今後も同様の 広報活動に努めていきます。</p>					

表.(43) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※375ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) PRが十分ではなかったのではないかと。住民の方々にももう少し周知徹底してたくさん来ていただけたらよいように。 [流域住民(上流域:高知県)Hさん]</p> <p>(a) 今回は意見募集の広報が不十分であり、多くの住民が意見を持っていながら、それを述べる機会を失っています。広報の仕方について、考え直すべきと考えます。 [パブコム76]</p> <p>(a) もっと前から(開催案内を)発表してもらいたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C1さん]</p> <p>(a) 開催の周知方法を再度検討して、もっとたくさん参加者を集めてください。パブコムも同じく。吉野川の今後30年のことを決めるのに、流域65万人のうち、これだけの人数で定議しているだけでは話にならない。みんな興味ないので仕方ないですが…。 [パブコム8]</p> <p>(a) 素案とはどんなものか周知が不足。簡単に1枚にまとめて各戸に配る。 [パブコム94]</p> <p>(a) この折込みチラシの作成・配布にどれだけの血税を使ったのか、知りたい。紙質はこれ程が厚いものが必要なのか。いくらハガキ代わりの面があっても……。もっと、効果があり、周知徹底のためにはよい方法が他にないのか。 [パブコム109]</p> <p>(a) このような一面仕立ての広報紙は少し見にくく感じます。 [パブコム122]</p>	<p>※375ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(44) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※375ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 意見ハガキの字の訂正～投函下さい→ください ご覧下さい→く ださい 統一してひらがなにしてください。 [パブコメ191]</p> <p>(a) 今回の資料は、今日(出席の)4割の方が、21日から見ているし、当然持つてくるべきだ。むだ遣いではないか。我々の税金を使っているのだから。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Gさん]</p> <p>(a) このような上質の紙を使うのは、もったいないと思いました。 [パブコメ235]</p> <p>(a) 公開している文書はとも片よった報道だと思います。意見の要約がどうしても国交省側のまどめになっています。住民の意見がストレートに伝わっているとはとても思えません。(前回出席していて、その場での意見が反映されていないと思う。)すべての意見を上手にまどめよとは申しませんが、国交サイドの意見広報ばかりをしないでください。 [パブコメ12]</p> <p>(a) 吉野川市で発言させて頂いたことが、ニュースレターで「善入寺島の存在感というものを見失っている。」と書いてあるが、「存在感」だけでなく、「存在価値」というものが整備素案の中で欠落しているのではないかと申し上げたので修正をして頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Pさん]</p>	<p>※375ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(45) 素案に対するご意見とその対応

6. その他	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 素案方に対応した[素案]内容
6. その他	② 抜本的な第十堰の対策のあり方について	<p>② 抜本的な第十堰の対策のあり方について</p> <p>その他ー14 抜本的な第十堰の対策のあり方について</p>	<p>河川整備計画に関する「抜本的な第十堰の対策のあり方」の取扱いは、平成18年5月23日に「吉野川河川整備計画の策定に向けて」で公表したとおりです。</p> <p>従前は現堰を撤去し可動堰に改築することを前提としていたことから、堰上げ現象の再現、流下能力の把握を主体に検討してまいりました。第十堰に関する調査については、基礎調査として平成16年4月の「よりよい吉野川づくり」に向けての公表において、「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、吉野川水系を現状よりも少しでも良くするため、可動堰にはこだわらずに、これまで検討してこなかった可動堰以外の方法について検討を進め、あらゆる選択肢について評価を行って結論を得たいと考えているところです。このため以来、第十堰周辺の複雑な流れ・河床変動の状況・現第十堰の状況や詳細な構造等を把握し、あらゆる選択肢について評価、検討するために、必要となる変状調査・空洞化調査、横断測量等の基礎調査を継続的かつ着実に実施すともにしてきており、平成16年、17年の洪水時には堰周辺の詳細な水位調査、洪水痕跡測量を行いました。更に、平成18年度からは、右岸深掘れ部の洗掘深調査や堰取付部の構造調査等精度を更に高めるための調査を開始しました。</p> <p>今後、分析作業を行い、これら、基礎調査・分析作業の結果等を踏まえて検討・評価に進んでいきたいと考えています。</p> <p>現在策定作業を進めている「吉野川河川整備計画(直轄管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)については、河川整備の実施に関する事項を定めるため、各種の必要となる検討を行い、素案を作成してまいります。</p> <p>素案では、洪水を安全に流下させるための対応に関し、14k2から19k8までの区間については、第十堰(斜め固定堰)の影響区間とし検討の対象外としています。</p> <p>素案で示している洪水を安全に流下させるための対応は、柿原堰(24k0)上流において、堤防の整備、輪中堤・宅地嵩上げ等、河道の掘削等を予定しており、これらの整備内容については手戻りが生じないものと見込んでいます。</p> <p>14k2から19k8までの洪水を安全に流下させるための対応については、抜本的な第十堰の対策のあり方の検討の内容により行うこととしています。</p>
	<p>a. なぜ、一番危険な第十堰付近から対策を行わないのか。</p> <p>b. 第十堰の対策をなぜ整備計画から除くのか。</p> <p>c. 身近な人の不安をよそに可動堰に反対した無責任な人達は何を考えているのでしょうか。</p> <p>d. 六条大橋下流では、アカメヤナゴの繁殖による河床の変化などによって、上水場の水源が改められた現状がありながら、それを改善する計画が【素案】に入っていない。</p> <p>e. 第十堰に関する調査の進捗やスケジュールを説明して頂きたい。</p> <p>f. 「抜本的な第十堰の対策のあり方」は、整備計画と同じ30年のスパンで考えているのか。それとも、基本方針のように、長期的な計画を考えているのか。</p> <p>g. 今回の整備計画は、「抜本的な第十堰の対策」除きで策定出来るかと考えているのか。策定が可能であれば、その理由を教えてください。</p> <p>h. 第十堰の抜本的な対策についての検討は、いつ頃からどのようなやり方で行うのか。</p> <p>i. 第十堰問題等の大きな事業ばかりにとられず、築堤や非水ポンプ設置など、今すぐに必要なものから早急に取り組んでほしい。</p>	<p>なぜ、一番危険な第十堰付近から対策を行わないのか。</p> <p>[パプコメ1]</p> <p>(a) 第十堰の存在価値と被害について、どのように認識しているのか。</p> <p>[パプコメ43]</p> <p>(a) 第十堰が第一の問題と言っているのに、放ったらかしでは、国交省も県も市も、総力を挙げて研究・討議してほしい。30年以内に第十堰に問題が起こったら、たれが責任とるのか。</p> <p>[流域住民(下流域・徳島 II)Fさん]</p> <p>(b) 第十堰改築問題を除いて議論するのは残念である。防災危機管理など緊急を要するのではないのか。</p> <p>[パプコメ8]</p> <p>(b) 第十堰の対策を除くのは、おかしいのではないのか。</p> <p>[パプコメ11]</p> <p>(b) 第十堰の対策をなぜ除くのか。</p> <p>[パプコメ19]</p>	

表.(46) 素案に対するご意見とその対応

6. その他	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>j. 第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なことであり、可動堰計画が行われてきたにもかかわらず、6年間、何の手当ても打たれていない。今回、先送りをするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。</p> <p>k. 05年に決定した「河川整備基本方針」により、第十堰の可動堰問題の再浮上が必ずとなりまし</p>	<p>(b) 第十堰の可動堰化についても議論すべきである。 [パブコメ20]</p> <p>(b) 第十堰は今回除くようだが、吉野川を語るときに何を問題としていいのか。住民の生命と財産を守ることができるのか。 [パブコメ37]</p>	<p>【参考】 「吉野川河川整備計画の策定に向けて」(四国地方整備局、平成18年5月23日、抜粋)</p> <p>国土交通省四国地方整備局では、徳島県知事が流域の様々な意見を聴取されたうえでまとめられた「吉野川の整備の在り方(第十堰を含む)」についての要望(平成16年3月29日)を受けとめ、吉野川の現状を治水・利水・環境の各視点から、少しでも良くしていくことが肝要であるとの認識のもと、平成16年4月27日に『「よりよい吉野川づくり」に向けて』を策定し、吉野川の河川整備のあり方についての基本的な考え方を示したところとす。</p> <p>また、平成17年11月18日には河川法に基づき「吉野川水系河川整備基本方針」が策定されました。</p> <p>一方近年は、度重なる大規模洪水や異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼしています。</p>	<p>このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していききたいと考えています。</p> <p>策定にあたっては、関係各県、関係市町村、流域住民の方々のご理解とご協力を得ながら、以下に示す今後の進め方のもとに取り組みこととしました。</p> <p>また、進捗状況については、今後とも適宜お知らせしていきます。</p> <p>＜今後の進め方＞ 平成16年4月に発表された『「よりよい吉野川づくり」に向けて』における基本的な考え方に基づき、吉野川水系河川整備基本方針を策定し、吉野川河川整備計画を「吉野川の河川整備(国(直轄)管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、各々の検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を策定します。</p> <p>策定にあたっては、専門的立場の学識経験者、流域住民の方々と及び関係知事・市町村長から多くの意見を幅広く聴取し、情報公開、住民参加のもとで、具体的な整備内容の検討を進めます。</p>
<p>m. 第十堰問題は棚上げするはずが、一転、調査を開始すると報道されました。整備局は、住民の意見を聴く意志があるのか。</p>	<p>(b) 住民投票の結果をふまえて、第十堰いっしょに整備計画を立ててほしい。 [パブコメ38]</p>	<p>また、進捗状況については、今後とも適宜お知らせしていきます。</p>	<p>このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していききたいと考えています。</p>
<p>n. 吉野川に見られる、数々の堰についても、どのような対策をお考えでしょうか。</p>	<p>(b) 第十堰の問題が重視されてなく、この先30年の計画にも関わらず、明記されていない。第十堰について、もっと重要性を認識してもらい、今後どうするか伺いたい。 [流域住民(下流域：徳島)Aさん]</p>	<p>また、進捗状況については、今後とも適宜お知らせしていきます。</p>	<p>このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していききたいと考えています。</p>
<p>o. 河川断面は洪水対策として重要と思うが第十堰は流路阻害とならないのか。</p>	<p>(b) 吉野川の一番大きな問題は「第十堰の問題」であり、この問題を棚上げするのはおかしい。 [パブコメ56]</p>	<p>また、進捗状況については、今後とも適宜お知らせしていきます。</p>	<p>このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していききたいと考えています。</p>
<p>p. 第十堰を放置しておいて上流の整備はあり得ないと今まで言ってきたことに対して、方向転換したのであれば、なぜ方向転換したのかというご説明はなさるべきだと思う。</p>	<p>(b) 上堰の青石ぐみ、下堰の工法など文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えてほしい。</p>	<p>また、進捗状況については、今後とも適宜お知らせしていきます。</p>	<p>このため、四国地方整備局では、今後早期に「吉野川水系河川整備計画」を策定し、必要な河川整備を着実に実施していききたいと考えています。</p>

表.(47) 素案に対するご意見とその対応

6. その他	テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
	<p>r. 和歌山県新宮から阿南まで水を袋に入れて海上を引っぱって来ると云う。吉野川と云う大河があるのだから、可動堰を造って真水を溜めてほしい。</p> <p>s. 最初、可動堰での送水計画ではなかったのですか。阿南工業地域の毎年の渇水による操業停止、吉野川の浄水を送水管にて送ることは、容易に出来るかと考えます。</p> <p>t. 「抜本的な第十堰の対策」に関する具体的提案</p> <p>u. 国交省は、上流・下流、どれぐらの範囲を第十堰の抜本対策としてお考えになっているか。</p> <p>v. 早明浦ダムが渇水時、水を制限するということになったら、旧吉野川の水は濁るので、第十堰を根本的に可動堰に変えて頂いて、美しいきれいな水を旧吉野川に十分に回してほしい。</p> <p>w. 平成18年11月17日付コメント第606号で国土交通省徳島河川国道事務所長あてに送られた意見書(①第十堰対策を除く理由)と、これに対する国交省の回答を、説明頂きたい。</p>	<p>(b) 吉野川の治水・利水は、第十堰を抜きに考えられないことから、第十堰のあり方を説明すべきである。 [パプコム61]</p> <p>(b) 第十堰を除く堤防整備に重点が置かれ抜本的な部分が含まれていないように感じます。 [パプコム67]</p> <p>(b) 住民の安全と財産を守るのが国交省の仕事であることから、第十堰の計画も(整備計画に)盛り込むべきでは。 [パプコム69]</p> <p>(b) 素案を作るにあたって第十堰を除くのは不自然です。どうしても下流域の問題を考えると、第十堰を除いて議論することにはやはり違和感がある。(どうしようもないことも理解できるが) [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)UIさん]</p> <p>(b) 第十堰がなぜ素案からはずされるのか。これまで、洪水の原因といわれて来たのに。十分な説明がなければ他の議論も空論に終わってしまう。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)YIさん]</p>	<p>1. 「吉野川の河川整備(国(直轄)管理区間)」(但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く) (中略)</p> <p>2. 「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、平成16年4月27日の「『よりよい吉野川づくり』に向けて』で表明したとおり進めるため、これまで検討してきた可動堰以外のあらゆる選択肢についての検討・評価をすべく、まずは、戦後最大規模となった平成16年の洪水についての分析をはじめ、必要なら基礎調査を行います。その後、それらの結果を踏まえて検討・評価します。</p>

表.(48) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 第十堰問題は緊急に整備計画を建てよ(近年の異常気象は地球規模的にも恐れを覚える [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Hさん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
	<p>(b) 可動堰をやらせない、固定堰を残すということが決まってから、意見がいろいろ言えるのです。肝心かなめのものを除いて議論しろと いってもできるわけではない。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A3さん]</p>	
	<p>(b) 今回の計画は第十堰問題について外されており、やはり根本的には無理がある。 [パプコメ75]</p>	
	<p>(b) 吉野川流域整備計画の柱は、無堤地区の築堤化と第十堰の改築をの2つだと思いが、整備計画で第十堰の改築計画には何ら触れてない。下流域の住民は、やはり第十堰可動堰化を要望していたと思う。(今回の会議は)立派な会議で、流域住民にとってありがたい方向には進んでいると思うが、2本の柱の1つが抜けていることが残念で仕方がない。 柿原堰や第十堰を歴史的遺物として残すのなら、第十堰の南側にある広域な敷地にその原形を形として博物館に残せばいい。あくまでも抜本的な可動堰改革でやっていただきたい。 [流域住民(下流域:吉野川)Hさん]</p>	
	<p>(b) 前回徳島市民による住民投票の結果は、徳島県の歴史における最大の汚点であり、また、第十堰の可動堰の議論をしてほしいと思っております。 [流域住民(下流域:徳島)Bさん]</p>	
	<p>(b) 第十堰は、人の生活に関係があり、こんな大事なことを放っておいてはいけないと思う。 固定堰があるのは徳島だけで、他の府県は全部閉鎖式の堰になっている。国交省はどのような考えを持っているのか聞きたい。 [流域住民(下流域:徳島)Jさん]</p>	

表.(49) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 吉野川第十堰(大正12年完成)</p> <p>公共事業は地方の活性化を図ると考える行政側の姿勢には理解出来る、としながらも県民の思いは大型公共事業による環境汚染の実態を知らされ、せめて清流吉野川は我々が守るのだとの強い意志を持って反対運動を起こしたのだろう。</p> <p>[パブコメ452]</p> <p>(c) 集中豪雨になると思うだけでこわいと思います。こんな不安をどりのぞいて頂きたい。身近な人の不安をよそに可動堰に反対した無責任な人達は何を考えているのでしょうか。</p> <p>[パブコメ11]</p> <p>(c) 河口堰(第十堰)の可動堰、賛成する。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Eさん]</p> <p>(c) 一刻も早く可動堰を設置して稀に降る大水に備える。上部を道路にすれば余分な橋を作らなくてもよくて一石二鳥である。可動堰が出来る事によって下流住民も安心する。又、徳島環状線にも併用出来る。</p> <p>[パブコメ24]</p> <p>(c) この問題を政争の具としてはならない。過去の愚かさ、(第十堰政策問題)を反省すべきであり、特にメディアは無責任である。河川管理の責任は、国土交通省にある。無責任な意見には、配慮する必要はない。技術問題を情で解決しようと思うな！</p> <p>[パブコメ55]</p> <p>(c) 可動堰反対は徳島県にとって最大の悲劇である。</p> <p>[パブコメ87]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(50) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 第十堰は絶対に可動堰ですべきだと思う。可動堰にする場合は、小塚の付近が吉野川で狭まくなっているのか、一番いいのではないと思う。</p> <p>【流域住民(下流域:北島)Cさん】</p> <p>(c) 第十堰の改修工事は必要であるが全面改修が当面無理であるなら、傷みのひどい堰堤から計画的に改修事業を進めてもらいたい。下流の住民は洪水被害を最優先に防ぐよう配慮を願っている。</p> <p>【パプコメ242】</p> <p>(c) 可動堰の作成については、第十堰の今迄の機能を十分考え科学的データをもとに、更に安心、安全の為の堰を。</p> <p>【パプコメ247】</p> <p>(d) 徳島市の水源である第十堰の上堰あたりに、水流があつまり、水源の井戸のある岸がかなり侵食されています。この侵食をやわらげるために六条の川原を掘削し取ってしまったらと思う。</p> <p>【パプコメ12】</p> <p>(d) 徳島市住民、石井町では、上水道の水源として吉野川の水を利用しているが、(六条大橋の下流では)河床変化によって、その水源が壊れたという現状がある。その原因を把握しながら計画に入れないというずさんさを指摘したいと思う。</p> <p>六条大橋の下流では、アカメヤナギの繁茂によって河床変化があり、流れが変わったことは国交省も管理者として把握してははず。(台風)23号で大きな破堤をして、なおかつこの計画の中にそれが入っていない。砂州をもとに戻す計画が入っていない。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島)Iさん】</p> <p>(d) (第十)堰の上に、30万市民の水源があることを認識すべきである。</p> <p>【パプコメ62】</p> <p>(d) 水源が洪水などで破壊されないよう水防に努めていただきたいが、第十堰周辺においてどのような整備計画を行おうとしているのか。</p> <p>【パプコメ76】</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(51) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(d) 第十堰の上流河道においても洪水流下に支障となる樹木の伐採を行うこと。 [パブコメ80]</p> <p>(d) 第十堰の上流河道において、洪水流下に支障となる木々の伐採をしてはどうか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)W1さん]</p> <p>(d) 旧吉野川を愛し水利の恩恵を受けて生きておられる者です。第十の堰はぜひ必要です。 [パブコメ159]</p> <p>(d) 夏の晴天が続いて川の水位が下がったときに、畑に水をやらなければならぬが、(旧吉野川から北島町に引いている)パイプラインで取水する水がなくなる。旧吉野川の水位を上げるためには、第十堰を改修して、湯水期に旧吉野川の方にも水が十分流れるようにして頂きたい。 現在の堰は、水の調節が全くとできない。第十堰の可動堰化を絶対に推進して頂きたい。(堰を)ただ嵩上げするだけでなく、可動堰で水の調節ができるような堰をつくって頂きたい。 [流域住民(下流域:北島)Bさん]</p> <p>(d) 365日、四国の山脈の雨は、ものすごく降っていると思う。雨は降るのに、農家の方を中心に(水不足に)困っている。徳島市内の人が(第十堰可動化に)反対した意味がわからない。水というのは、飲み水の、農家やあらゆる産業に必要な水資源ということ、なぜ訴えてくれないのか。 [流域住民(下流域:北島)Hさん]</p> <p>(d) 第十樋門から今切川、旧吉野川への取水量が少ない。第十堰、北岸下流側に堆積した中州を撤去してほしい。 [パブコメ347]</p> <p>(e) 鳴門市内の上水・工水は、旧吉野川から取水していることもあり、できるだけ早く、抜本的な第十堰の対策部分の整備計画策定手続きに着手していただきたい。 [市町村長(下流域)鳴門市長]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(52) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 抜本的な第十堰の対策」を整備計画に反映させる場合は、第十堰に関する調査の進捗やスケジュールを説明して頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p> <p>(e) 第十堰検討の場の設置スケジュールを説明してほしい。 [流域住民(下流域:徳島II)C1さん]</p> <p>(e) 住民投票のとき、国交省は(第十堰が)今にも切れて、徳島の県民の命が危ないと言った。もちろん調査した裏づけがあった上で言ったわけでしょう。あれからも10年近くたっているが、また調査されているのか。 [流域住民(下流域:徳島II)Eさん]</p> <p>(e) 第十堰について、新聞等々で調査ばかり聞く。(国土交通省は)リーダーシップをとって、50年、100年先の計画をどんどん進めてほしいと思う。 [流域住民(下流域:北島)Hさん]</p> <p>(e) 利水上、治水上、第十堰は240年にわたってそれなりの機能を果たしてきたと思うが、第十堰は固定堰と可動堰で、どちらが治水上、利水上ベターなのか、十分ご検討して頂くようお願いしておく。 [市町村長(下流域)石井町長]</p> <p>(f) 「抜本的な第十堰の対策のあり方」については、整備計画と同じ30年のスパンで考えているのか。それとも、基本方針のように、もっと長い(150年程度)長期的な計画を考えているのか。 [流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p> <p>(g) 今回の整備計画は、「抜本的な第十堰の対策」除きで策定出来ると考えているのか。策定が可能であれば、その理由を教えてください。 [流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(53) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(g) 最も生命・財産のために必要だと言われた可動堰計画が、なぜ別枠になったか。別枠になって計画をつくることができるのか。そのことについて、まず(議論を)始めてもらいたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(g) 知事からの要望で、第十(堰)とその他を2つに分けて始まったわけだが、そもそもこれを住民が納得しているかどうかの確認はどこでとって頂いたのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Hさん]</p>		
	<p>(g) 国交省の担当の方が、知事の意向で(第十堰とその他を)切り離したという話をされたが、何が根拠で切り離せと言ったのか知事に確認されたのか。国交省側としては、分けて考えるべきなのか、一緒に考えるべきなのか、どちらがベターだと思われるのか。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Eさん]</p>		
	<p>(g) 知事の意向で、(第十堰とその他を)分けて考えるというお話が出た。本当は国交省は一体でやりたいんだけれども、政治の力が働いて、今回分離してやらざるを得ないのであれば理解できる。そこをはっきり言って下さい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Eさん]</p>		

表.(54) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 第十堰の抜本的な対策についての検討は、いつ頃からどのようなやり方で行うのか。</p> <p>流域住民(下流域:徳島)Eさん</p> <p>(h) 現時点の検討の方法は、十分な情報公開がされていない。今後、第十堰の検討で、突然仕組みが発表されるのであれば、これは住民合意というにはほど遠く、再び混乱が起こる心配がある。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島)Cさん〕</p> <p>(h) 〔抜本的な第十堰の対策のあり方〕についての検討はいつ、どのようになら進めていくのか？</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島II)GIさん〕</p> <p>(h) 第十堰可動堰を再検討し、実施してほしい。それが徳島県民の為に、子孫への最大のプレゼントとなる。また観光名所ともなり得る。住民投票およびその結果は無効である。なぜなら吉野川は徳島市民だけのものではないからである。可動堰の再検討は今後行われるのか。</p> <p>〔パブコメ10〕</p> <p>(h) 今日の聴く会はやかった。質問者、回答者ともよかった。私は第十堰可動化推進論者である。いつ、第十堰を論議できるのか。</p> <p>〔パブコメ204〕</p> <p>(h) 第十堰を補修して頂くのは非常にありがたいと思っているが、(第十堰の)抜本的な対策をできる限り早く結論を出して頂きたい。</p> <p>今の素案をたたき台とした意見を聴く会が済めば、ほぼ成案としてまとまるのではないかと。したがって、この第3回で最終とりまとめを行い、この河川整備計画を早く策定して頂いて、抜本的な第十堰の対策のあり方の具体的な検討を開始してほしい。</p> <p>〔市町村長(下流域)鳴門市長〕</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(55) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※378,379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(i) 第十堰問題等の大きな事業ばかりにとらわれず、築堤や排水ポンプ設置など、今すぐに必要なものから早急に取り組んでほしい。</p> <p>[パプコメ29]</p> <p>(i) 第十堰以外にも、危険な場所がたくさんあるのではないのか。</p> <p>[パプコメ39]</p> <p>(i) 第十堰主体の整備計画案はやめてほしい。</p> <p>[パプコメ152]</p> <p>(i) 吉野川学識者、吉野川流域住民、吉野川市町村長の諸氏と、河川管理者の意見公開、聴取会の公開を期待する。 抜本的な第十堰のあり方を除く進捗状況の公開実施を望みます。</p> <p>[パプコメ186]</p> <p>(i) 第十堰を含んだ議論であるかないかというところに関して、合意がとれないままに進めたとしても、堂々めぐりで終わってしまう可能性がある。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Jさん]</p> <p>(i) 第十堰が危険であるというのは、従来の河川管理者の認識だった。第十堰の検討を先送りしたり、6年間放置しているのであれば、第十堰が洪水に対して危険でなかった、という説明をしていただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p> <p>(i) 第十堰は、吉野川全川の中で最も危険なことであるということでも動堰計画が行われてきた。にもかかわらず、6年間、何の手当でも打たれていない。今回、先送りをするのは、河川管理者としての説明責任を果たしたとは言えないと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Cさん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(56) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(i) 10年ぐらいい前、住民投票が盛り上がったときに、県民の生命と財産を守るために、今すぐにも(第十堰が)壊れるみたいな話でパンフレットをつくって県民に危機感をあおったのです。それが、どうするか決まっていなくて、これはそのままほっておいていいのですか。それは非常に無責任な話だと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)AIさん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(i) 国交省がずっと危険と言っていた第十堰の部分を後回しにしても大丈夫なのか。(整備計画と)分けるのは、いいのだが、先に危険で大事なところをすべきじゃなかったかと思う。危険と言われているところを後回しにされて大丈夫なのかということと説明をして頂きたいと思う。</p> <p>いろいろな問題があるから、現実問題としてすぐにとりかかれなくていいのはわかっていたが、第十堰の方が重要であるならばスケジューリングさえもないというのはおかしいのではないか。具体的にいつから第十堰の検討が始まるのか。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Bさん]</p>		
	<p>(i) 第十堰の問題を議論していた時は、1万9000m³/s流れたら第十堰は切れると言っていた。しかし、あれから10年。安全なんだと言っているのだけれど、説明がないので不信感を持って10年間来ているわけです。そのことについて説明責任があると思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p>		
	<p>(i) 第十堰の問題で、過去に可動堰化に賛成、反対の意見があり、対立があったため、他の計画が止まってしまったという説明だったが、(当時)旧建設省は吉野川流域の中で、最大かつ最も緊急を要する課題が第十堰だと言われたのではないか。対立の原因は、まさに建設省がつくられたのではないか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>		
	<p>(i) 第十(堰)のことについて、一緒に討議してくれと要望しているわけではなくて、第十(堰)はほっといて議論しても大丈夫だということを説明して下さらなければ、とても納得ができない。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Hさん]</p>		

表.(57) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(j) 過去に、すぐ可動堰化しなければ危険であるというために、調査をされていなかったのか。過去の調査の結果はどうだったのか説明して下さい。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Iさん〕</p> <p>(j) (第十堰は)「今現在、補修しているからしばらく大丈夫です」と一言言ってくれたらそれで済む。それをなぜ言わないのか。早くこの30年の計画に進みましょうと、課長が「お願いします」の一言でも言ってくれたら喜んで進む。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Bさん〕</p> <p>(k) 05年に決定した「河川整備基本方針」により、「治水上支障となる既設固定堰に必要な対策を行う」との文書が盛り込まれたことにより、可動堰建設は白昼夢となり、可動堰問題再浮上必至となりました。</p> <p>〔パブコム66〕</p> <p>(k) 第十堰問題を早急に取り組み。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)IIさん〕</p> <p>(k) 第十堰建設以来、現固定堰が壊滅的打撃を被ったと言う話はなく、国家財政逼迫の折りから、「可動堰建設」は断念し、「現固定堰」を、ご先祖様や子々孫々のためにも愛情を込め、補修管理をすべき。</p> <p>〔パブコム83〕</p> <p>(k) 近年の洪水は、内水によるものも多く、第十堰が原因のものはないかと思う。可動堰がないと云々と不安をおおる意見にはきちんと説明してほしい。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)IIさん〕</p> <p>(k) 第十堰は今のままで危険と思われる所は補修して可動堰が又浮上しないように。</p> <p>〔流域住民(下流域:徳島Ⅱ)VIさん〕</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(58) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>水洗便所がこの五、六年で10倍になっている。最終的に、全部水洗便所になって、それが皆、吉野川へ流れてくる。それを可動堰でせきとめてしまったりどうなるのか。可動堰は絶対つくらんように。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)A3さん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	
	<p>(k) 第十堰下流に水門を設ける事は反対します。現行の堰及び堤防を補強することにより水害時の災害防止対策として貰いたい。水は流れなければ涼み汚くなり、上流から下流にかけて流れることにより清らかさが保たれます。この自然の摂理を我々人間は忘れてはいけません。鮎等の魚が遡上出来やすい第十堰の改修をお願い致します。</p>		
	<p>東京の多摩川では川をきれいにすると同時に、魚の遡上を物理的に考慮した構造の堰を作っているとのこと。魚の性質を掴み堰の構造を考慮した結果、鮎やその他遡上する魚が増えてきているとのこと。参考にして下さい。</p> <p>[パブコメ4]</p>		
	<p>(k) 第十堰の政治問題化には絶対反対である。</p> <p>[パブコメ9]</p>		
	<p>(k) 第十堰が固定堰で危ないと言うが、固定堰の方が(洪水流が)上を乗り越えるため安全です。 可動堰をつくったら、将来維持費に困ると思う。(維持費の一部は)地元が負担しないといけない、無駄だと思います。 可動堰にしたら(流出した)家屋や乗用車が樋門に引っ掛かったり、工事するのに鉄矢板を打ち回して、100mの囲いをしないといけない。その時分に大きな洪水があったらどうするのですか。私は可動堰反対です。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Fさん]</p>		
	<p>(k) 可動堰などという馬鹿げた計画は撤回すべきである。ダムがあるのだから何百年に一度という洪水対策ではなく、排水路(河川)の整備で浸水地域をなくすべきである。</p> <p>[パブコメ31]</p>		

表.(59) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(k) 第十堰の改築反対、これから洪水があるとは考えられない。 [パブコメ62]</p> <p>(k) 今の第十堰でいいです。あれだけ反対があったのに、開閉堰をまだ、あれだけ反対があったのに。いくら国から補助金が出るからとそんな工事は必要ないと思います。もつと遊歩道とかマラソンロードとかそんな工事を進めたし。 [パブコメ65]</p> <p>(k) 可動堰は絶対反対です。県外からの来客には北岸をドライブして川幅の広さや夕日の素晴らしさを自慢しています。自然いっぱい吉野川でありますように！ [パブコメ75]</p> <p>(k) 無駄なダムや可動堰にお金をかけないでほしい。 [パブコメ79]</p> <p>(k) 可動堰は洪水の予防には何の役にも立たない。かえって洪水被害を助長するようなものである。第十堰は適正な補修さえすれば半永久的にもつ構造である。第十堰を撤去して可動堰を造るような、無駄な公共事業だけは止めて貰いたい。吉野川の洪水を防ぐためには、堤防の増強が一番であり、そのほかに上流の森林整備や堤防の嵩上げおよび増強、遊水池の確保などで対応出来るはずである。吉野川の自然を守るためにも、可動堰を造ることに断固反対する。 [パブコメ134]</p> <p>(k) 第十堰の代替を未だに未練がましく話題にしようとしている。私にはお役所の要らない仕事の一つしか思えない。 [パブコメ149]</p> <p>(k) 可動堰は将来も絶対建設しないでください。 [パブコメ160]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(60) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(k) 〔素案〕では全くふれられていませんけれども、可動堰を建設する事には絶対反対いたします。その理由は(菅原ハガキの)前項(関心のあるもの)でチェックした事がらに矛盾するからです。 [パブコメ179]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>(k) 台風が来る度に洪水になり死者も出て、それを見ているから河川整備はよいと思うが、第十堰は、そのまま良い。第十堰は市民が、反対投票を行っていたのに、又、問題にするのは、どうか？ [パブコメ193]</p>	<p>(k) (21世紀)後半に始めてBig Planを考えればよい。第十可動堰完成の折には、何派も押し寄せる大津波に対してタイムリーに開門すれば、同津波の威力をかなり減弱できるものと確信する。 [パブコメ196]</p>		
<p>(k) 可動堰はいらない。今の第十堰で十分治水ができると確信します。台風とか梅雨時の、降水量が多い時に、はん濫の危険をおぼえる地域にのみ、防波堤を作るとしたらどうだろうか。あまり必要のない所に、土手とか河原をこわして、コンクリートの防波堤にするのは良くないと考えます。液状化に関しては、土手の草とか木の方が強いと考えます。コンクリート化は、いざという時、弱いと思う。治水は、早明浦ダム、池田ダムで十分保全できると思います。 [パブコメ198]</p>	<p>(k) 古野川水系河川整備計画の素案に対する意見を言おうと思ってきました。この整備計画に対する意見を言わせてほしい。第十堰の問題については、この吉野川河川整備計画が終わった後に議論すると理解している。これは、一番妥当な方法じゃないかと思う。ここで、(会の進め方を)皆さんが決めてというわけにはいかないと思う。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)]さん]</p>		
<p>(k) 第十堰以外の流域住民の意見を聞く会、ということなのに何故第十堰の可能堰化に話がいくのか不思議。 [パブコメ208]</p>			

表.(61)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(k) 第十堰は現在のまま補修する。環境と自然を守るため。最良の方法で。 [パプコメ353]</p> <p>(k) 吉野川可動堰について、不安要素(堰の設置により、大雨時下流水位の上昇が予想され、榎瀬江湖川のはん濫、上別宮・北原地区で道路冠水)がある以上、反対です。 [パプコメ380]</p> <p>(k) 老朽化した第十堰は固定堰のまま改修、補強し、可動堰にはしないこと。年間10億円の維持、管理費用は国の予算であっても無駄だと思ふ。 [パプコメ406]</p> <p>(l) 河川の連続性の確保(P101)においては第十堰の魚道等の改善を含めること。その際、専門家や関係住民の意見を反映させること。 [パプコメ80]</p> <p>(m) 第十堰問題は棚上げにするとおいて8月27日に第十堰の調査を開始すると急に報道されたから、国交省四国地方整備局は県民の意見を聞く意志があるのか疑問です。 [パプコメ70]</p> <p>(m) 事務局側の説明では第十堰の問題は外した意見を聴く会のはずであるのに、第十堰賛成意見にとりまかれるのはやらせといわれでもしょうがないでしょう。この会は無効です。 [パプコメ210]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(62) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(n) 堰が原因でその周辺が決壊する対策について16年の23号台風では、園瀬川に構築されました、農水用の田中堰が決壊ありますが、この堰の決壊はまず堰の両岸がえぐり取られ、最後に堰が決壊して水路となり水位が下がるという、典型的な決壊の仕方がみられたわけですが、川の大きさはちがっていても、原理は同じでありますので、吉野川に見られる、数々の堰について、どのような対策をお考えでしょうか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(n) 整備計画の今後のスケジュールは3回が目処ということだが、そのときには第十堰の検討も終わっているのか。重要な問題である第十堰(の計画)が、突然出されて審議が終了するという形になることを危惧しているので、審議のやり方に関する住民参加のあり方というのを検討して、十分に周知した上で、時間もとった上でやって頂きたい。</p> <p>[流域住民(下流域:吉野川)Eさん]</p>		
	<p>(o) 河川断面は洪水対策として重要と思うが第十堰は流路障害とならないのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)XIさん]</p>		
	<p>(o) 吉野川第十堰は自然文化遺産として未来に残すべきです。新河口堰は自然を壊すだけでヘドロがたまり悪環境になります。</p> <p>[パプコメ95]</p>		
	<p>(o) 吉野川第十堰の建設計画は大手ゼネコンが動いて居るものであり、堤防の決壊につながる危険は非常に高い。</p> <p>[パプコメ114]</p>		
	<p>(n) 第十堰を放置しておいて上流の整備はあり得ないと今まで言ってきたことに対して、方向転換したのであれば、なぜ方向転換したのかというご説明はなさるべきだと思います。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)F2さん]</p>		

表.(63) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(q) 上堰の青石ぐみ、下堰の工法など文化的遺産をもっと尊重し、将来のために残すべき方策を考えてほしい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)YIさん]</p> <p>(q) 土木関係への利権は、橋を架けるとかIに使って、第十堰、吉野川をできるだけ自然のまま、後世に残したいです。 [パブコム6]</p> <p>(q) 第十堰は今のまま、補修すればよい。人口が減少している中で工業用水のこれ以上の利用など必要ないと思う。 このままの自然と水の環境を100年先の子供達にも残してやりたいので人工的な物は作ってほしくない。 [パブコム14]</p> <p>(q) 第十堰は今のままにして残してほしい。 [パブコム40]</p> <p>(q) 人間は川と共存共生するべきで、洪水予防イコール可動堰という考えには、反対です。 [パブコム58]</p> <p>(q) 洪水に備え、先祖の知恵も活かし、基本的に今の流れを変えず、遊水地域は今以上に広げることなく、堤防は近代的な技術力をもって強化し、合理的な工法で作られた堰を残し補強しつつ、後世に受けつぐ努力をしてほしい。 [パブコム83]</p> <p>(q) 堰上にシヨベルカーが置かれていて、以前に見た青石の見える堰とは全然違っていました。上流の方もあつちこつちコンクリートの防波堤で固められ、風景がまるで損なわれた感じがします。次世代に残す我々皆んなの財産である。吉野川の自然は、洪水(起こるかどうかわからん)を防ぐ名のもとに、消えていつているような気がする。せめて、第十堰を青石のままで保存してほしい。 [パブコム97]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(64)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(g) 堰の故障・破損部分の修復と魚道の増設が必要と思う。堰の堅牢な復元と南北堤防の補強も併せ補修必要。今の堰は250年も経いた古人が積み重ねて、経験と技術の施設である。年に2回程の洪水があっても堤防も堰も破壊されず残った。徳島特産の青石で深々積み重ね洪水にも持ち耐えた。</p> <p>[パブコメ102]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
	<p>(g) 現堰をそのままにして破壊されたときは、現堰に対する自然のシッパ返しと受け止め修理する。</p> <p>水害を徳島の農業にどう活かすかを考えるべきです。化学肥料や農薬を出来るだけ使用しないで洪水による冠水を徳島の農業に利用して他県にない独自の作物を考えるべきではないでしょうか。また被害を受ける住居や施設については、可動堰に1000億円以上の資金が必要と言われていますが、この資金を利用して防水対策を実施すればよいと思います。</p>		
	<p>現状で破堤の恐れのある地域から新築する建物に補助金を出して敷地に盛り上げることを法的に義務つけることです。この事により新たな建築需要が起こり徳島の経済が活性化すると考えられます。</p> <p>巨大な自然の力に逆らう事を考えずに、その力を上手に利用する立場から第十堰の問題を考えるべきではないでしょうか。</p> <p>[パブコメ132]</p>		
	<p>(g) 第十堰は「堰上げ現象」引き起こすが、文化的遺産でもある。人工の堰は長良川の例にもあるようにまた問題を含んでいる。上流部の堤防整備を中核として、ダム整備、植樹増進を中心に整備を進めるのが、妥当な方向であると思う。</p> <p>[パブコメ140]</p>		
	<p>(g) 今現在の第十堰を絶対存続すべきです。</p> <p>[パブコメ180]</p>		

表.(65) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>※379ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(q) 第十堰の対策として堰の高さとフラットの状態に川床を上げていったらどうか。深掘れするのであれば、(河床)勾配を吉野川橋あたりまでなだらかにすれば、堰でなしに川の流れと同じような状態になると思う。堤防の高いところは石積みか何かで補強をして頂けたらいいのではないかと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)さん]</p> <p>(q) 第十堰の表面材の整備 かつて災害復旧工事が頻発していたが今はコンクリートで固められている。これは逆に空洞化の原因となる。将来は1~1.5m位の厚肉ブロックを並べるべき。</p> <p>[パブコメ205]</p> <p>(q) 美しい第十堰を残してほしい。未来の子供達に豊かな自然を守ってあげなくてはいけない。</p> <p>[パブコメ227]</p> <p>(q) 今ある堰を補強しながら使用し、自然の環境を保全し子孫に残していけたらいいなあと思います。</p> <p>[パブコメ352]</p> <p>(q) 吉野川の自然を守るためと河口の鳥類魚介類守るが第十堰は現状の堰を修理で良いと思います。</p> <p>[パブコメ375]</p> <p>(q) 内閣の言葉「美しい日本」にふさわしく現在進められている吉野川の河川工事、堤防より望める青石で出来た第十堰自然環境を保持する。これこそが美しい日本3大河川の一つ四国三郎吉野川の風景と喜んで一住民です。</p> <p>[パブコメ385]</p>	<p>※378~380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(66) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※380ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(r) 先日の新聞で、徳島県には吉野川と云う大河があるのに、和歌山県新宮から阿南まで水を袋に入れて海上を引っぱって来ると云うのです。吉野川に可動堰を造って真水をしっかり溜める事をお願いしたいのです。</p> <p>[パブコム371]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	
	<p>(s) 最初、可動堰での(阿南への)送水計画ではなかったのですか。阿南工業地域の毎年の渇水による操業停止、吉野川の浄水を送水管にて送ることは、容易に出来ると考えます。実現を希望します。</p> <p>[パブコム80]</p>		
	<p>(s) 日本有名河川「四国三郎」を北岸南岸用水などの有効利用と共に、下流域でも更なる工業用水としての利用が望まれる。「第十堰」での利用分配方式は、見逃せない本県の課題である。</p> <p>[パブコム185]</p>		
	<p>(t) 第十堰から第十樋門迄の距離が約1000mで、第十堰の高さを1m下げると、(第十樋門では)1mmでほぼ水平となり、樋門に与える影響は無いと思う。堰の高さを1m～1.5m下げると予算が安くなると思われ。堤防も安心で有ると思われたが、(堆砂すること)現在と問をした時に砂がたまると言われたが、(堆砂することは)現在と同じであるから、工事がしたいかと思えない。</p> <p>[パブコム86]</p>		
	<p>(t) 第十堰は、川の半分は固定堰、残りの半分は可動堰にしては如何でしょう。</p> <p>[パブコム262]</p>		
	<p>(t) 第十堰改築すべきと思う。全面可動でなく集中豪雨前を計算し、半々位でどうか。堤防嵩上げは農家の負担のみとなる。</p> <p>[パブコム270]</p>		
	<p>(t) 石井町から上流の川の底を取り除いて下さい。</p> <p>[パブコム269]</p>		

表.(67) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※380ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(t) 環状道の橋は堰のすぐ近くを必ず通ります。流水の抵抗になる施設を併設するのは如何なものでしょうか？堰、橋が一体型であれば経費は少なくとも、固定堰の堰上げもなく、堤防の高上げも少なくて済み、補修も仕安く合理的と考えます。</p> <p>[パブコム275]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	
	<p>(t) 私は、堰と防潮扉の設計をして居ます。この2つの構造物は、可動動力源に地球が持つ自然の力を応用して居るのが大きな特徴です。</p> <p>地球温暖化防止に少しは役立つものと思えます。尚、設計完成予定は、防潮扉が2月末日、堰は年内完成を目指します。</p> <p>[パブコム372]</p>		
	<p>(t) 可動堰反対を勧めてくれた人に「可動堰って何」と問いかけたら、「何やら知らんけど反対するんがえんやって」と答える。こんな運動家も混っているようである。吉野川も、大局観の裏付けがないと整備の実効性があがらないので、雑音の沈静化に多少の時間をかけるのによいと思う。</p> <p>[パブコム340]</p>		
	<p>(t) ・今の第十固定堰の100m上に小さい可動堰を作る。 理由(固定堰は流量調整ができないが可動堰は洪水発生時に下流へ大量の水量放流を止めたり流したりすることができる。)工事費用も少なく第十堰も残せる。 ・第十堰より上流の河川敷内に生えている、ヤナギ、竹、その他の木を切って水の流れをよくする。 理由(木の繁殖の為に下に草が生えて川床に砂利がたまっていて。木を切れば草も砂利も下流に流され川床が低くなる。)</p> <p>[パブコム360]</p>		
	<p>(u) 国交省は、上流・下流、どれぐらいの範囲を第十堰の抜本対策としてお考えになっているか。その範囲をまず知らせてもらわないと、四国地方整備局の考え方の回答にはならないと思う。</p> <p>[流域住民(下流域・徳島Ⅱ)Bさん]</p>		

表.(68) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※380ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(v) 早明浦ダムが渇水時、水を制限するということになったら、旧吉野川の水は濁るので、第十堰を根本的に可動堰に変えて頂いて、美しいきれいな水を旧吉野川に十分に回してほしい。 [流域住民(下流域:北島)Fさん]</p>	<p>※378～380ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>(v) 元々は、本流が(今の)旧吉野川を流れていたが、あそここの堤防を切ったために、吉野川の支流が今の本流になってしまった。これによって、今の本流の方の川底が低くなり、旧吉野川へ水が流れなくなっただけで、第十堰の高上げをし、旧吉野川へ水が流れるようにした。第十堰は、旧吉野川へ水を流すための堰であって、可動堰にすればもっと効率がよくなる。 [流域住民(下流域:北島)Bさん]</p>	<p>(w) 平成18年11月17日付コモンズ第606号で国土交通省徳島河川国道事務所長あてに送られた意見書(①第十堰対策を除く理由)と、これに対する国交省の回答を、まず説明を頂きたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Cさん]</p>		

表.(69) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

③ 直轄管理区間外の整備等について

その他ー15 県管理区間の直轄化要望について

<p>a. 早明浦ダム下流の指定区間を直轄管理区間にいれるべきではないか。</p> <p>b. ダム設置として国が果たす役割、責任、これを果たしていくということを明確にするべきである。</p> <p>c. 上流域を直轄区間に加えるという地元の要望を、本省に本当に伝えられるか。</p> <p>d. 整備計画の中には、別子ダム、伊予川ダムは関係ないのかもしれないが、どう感じておられるか。</p>	<p>(a) 行政の立場での管轄ということはあると思うが、吉野川流域の住民として、生活エリアとして、吉野川の濁流、それから生活基盤は一緒である。直轄の管理であれば、全体の川の流量を管理するのが本来の姿であるべきだと思うので、大豊町、本山町、三好市も一緒に管轄に入るべきではないか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p> <p>(a) 上流域を国土交通省に訴えて、直轄区域に入れる考えがあるのかないのか、お聞きしてください。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Gさん]</p> <p>(a) ダムの管理の問題として、直轄で管理し、ダムの設置者としての責任を直下流、特に本山、土佐町、大豊町の浸水対策あるいは河川環境の整備、浸水機能の向上について、解決しないとなかなか難しい。</p> <p>[市町村長(上流域)本山町長]</p> <p>(a) (早明浦)ダム直下の土佐町、本山町、大豊町について、今回の計画で直轄管理区域として拡大して具体的な計画まで載せてもらおうということであれば、容認できない。</p> <p>[市町村長(上流域)土佐町長]</p>	<p>県(指定)管理区間の国(直轄)管理区間への編入に関しては、国土交通省令により以下に示す条件の何れかに該当することが必要であることから、早明浦ダム下流の県(指定)管理区間の国(直轄)管理区間への編入は、難しいものと考えています。</p> <p>国(直轄)管理区間への編入のための条件</p> <p>1. 河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から一体として管理する必要がある区間であって、次の何れかの該当するもの。</p> <p>イ 河川のはん濫により当該河川の流域における市街地等に甚大な被害が発生するおそれのある区間。</p> <p>ロ 水系に属する河川の流量、水質等に著しい影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間。</p> <p>ハ 水系における貴重な自然環境、優れた景観等その整備又は保全を行うことが特に必要と認められる河川環境が存する区間。</p> <p>ニ 二以上の都府県の区域にわたる治水上、利水上又は河川環境の整備若しくは保全状態の利害を調整する必要があると認められるもの。</p> <p>2. 前号の区間における河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設(当該区間に存するものを除く。)が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間。</p> <p>3. 洪水等の激甚な災害が発生した水系に属する河川の区間又は洪水が頻繁に発生し、若しくは河川環境の整備若しくは保全を図る上で重要な問題が生じている水系に属する河川の区間であって、河川管理に高度の技術を要すること、地方公共団体の負担の軽減を図る必要があること等と、理由により国土交通大臣が対策を講じる必要があると認められるもの。</p> <p>4. 前各号の二以上と直接に接続する区間又は前各号の区間のいずれかから河口までの間の区間であって、前各号の区間と一体となって管理することが必要と認められるもの。</p>
---	--	---

表.(71) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※402ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 指定区間の直轄管理区間への編入に関して、国土交通省の省令が出ており、これに当てはまるのであれば、国が管轄できるのではないか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Dさん]</p> <p>(a) 県の(河川整備計画)の方も、国のこの計画へ入れるようお願いしたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Fさん]</p> <p>(a) [今切川の国(直轄)管理区間を延長して、旧吉野川で9.1km、今切川]と【素案P18】とあり、国の直轄管理区間に編入されたという徳島県の事例があるので、同様に県と協議し、今後直轄の中へ入っていくような方針を計画して、次の会でご返答頂ければと思う。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p> <p>(a) 計画の始めの部分、直轄管理区間と非直轄区間の説明が少ない気がします。また、なぜこのような管理体制なのかの説明もほしいところ です。</p> <p>[パブコム304]</p> <p>(a) 早明浦ダムの前後だけでなく全体を整備計画対象区間に、編入してほしい。高知県内の流域市町村に対する取り組みが弱い。</p> <p>[パブコム415]</p> <p>(a) 高知県は水源流域として、水を徳島、香川に取られ放しである。池田～大歩危～早明浦ダム～源流域までを、直轄管理とし、前述の山、川、海のバランスに配慮した自然再生、治水、利活用、良好な管理を実現されることを強く主張する。</p> <p>[パブコム424]</p>	<p>※402～403ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(72) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※402ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) この河川整備計画は、この先30年ダム上流域には何もしないという計画であり、甚だ落ちがらあって、遺憾である。これから30年下流域の整備を直轄でして上流域には何の対策も講じないという事は、ダムの設置者として、全く無責任ではないかと思っている。ダム設置者として国が果たす役割、責任、これを果たしていくということを明確にするべきではないかと思う。</p> <p>[市町村長(上流域) 本山町長]</p>	<p>※402～403ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	
	<p>(b) (早明浦)ダム直下流の直轄区間でないところがなぜ計画で取り上げられていないかの説明で、被害の大きいところから対策をしていくという説明があった。その発言に非常に憤りを感じ、撤回してほしいと思った。</p> <p>[市町村長(上流域) 大豊町長]</p>		
	<p>(b) 治水・利水機能を備えたダムを設置し管理する責任において、流域は1つなのだから管理されるべきで、住民に配慮すべきだ、という考えである。</p> <p>[市町村長(上流域) 大豊町長]</p>		
	<p>(b) (早明浦)ダム下流域の直轄化の話の中で、予算軸と時間軸から言って無理だという話だったが、30年という期間がどれくらい長くて大きな時間かということをおわっているのか。</p> <p>[市町村長(上流域) 大豊町長]</p>		
	<p>(b) (早明浦)ダム設置者として、直轄区間であるないに関わらず、この下流域へどういう責任を負って頂けるのか。この30年以上にわたってダムにより、迷惑していると地域の者は感じている。</p> <p>[市町村長(上流域) 本山町長]</p>		

表.(73)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※402ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) ダム建設のときに、建設省は、(濁水はなく)、道路はよくなり、観光に大きな役割を果たすと言われた。しかし、大きな犠牲になっている今日、嶺北の直轄化が困難ということに対して大変不満である。県当局においては、地方分権ということもあったが、川の管理は地方分権で発展があるのか。国の責任においてやって頂かないければならないことではないか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Iさん]</p> <p>(b) 新宮ダムより上流の柳瀬ダムは、なぜ国の直轄(管理)なのか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Dさん]</p> <p>(c) 上流域を直轄区間に加えるという地元の要望を、本省に伝えられるか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Gさん]</p> <p>(d) 銅山川には、最上流に別子ダム、最下流に伊予川ダムがある。吉野川水系整備計画の中には最上流と下流のダムは関係ないのかもしれないが、そこあたりどう感じられているのか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Cさん]</p> <p>(e) 早明浦ダム、池田ダム間は国の管理下にすべし。国、(旧建設省の肝入りで始めた事業)の指導下の元で始めて事業。今の様な被害が出ている今日、国は責任を取るべし。清流にもとるまで下流域の町村に交付税(特別税)をもって補償すべきと考える。</p> <p>[パプコメ302]</p>	<p>※402～403ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(74) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他ー16 高知県管理区間の浸水被害について</p>				
<p>a. 早明浦ダムは放流によって、ダム下流域で浸水被害が発生していることをどのように考えているのか。</p>	<p>(a) 早明浦ダムの放流により、ダム直下流の県の管理区間で、護岸などへの被害が発生していることを、どのように考えているか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>	<p>高知県に確認したところ、 「まずは放流量と水位の関係などの現況把握に努めたいと考えています。」 という回答を頂いております。</p>	
	<p>(a) 平成16年10月20日の台風23号で、(早明浦)ダムの放流により大豊町の敷岩のハウスが浸かったという現状があるが、これに対してはダムの影響ではないという考えだろうか。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>		
	<p>(a) 治水機能を備えたダムが上流にありながら、農作物が1日でだめになるということを、住民がどのように受け止めているかを考えてほしい。</p> <p>[市町村長(上流域)大豊町長]</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>		
	<p>(a) H16年、16号、23号の台風で、ダム放流により直ぐ下流周辺が相応な被害を受け、河原の草木も無くなり、倉庫も無くなり、鶏舎用機械、器具等大変な被害を受けました。其の後も現在のままだと次第に崩れ、無くなり危険を感じます。1度現況調査して頂きたいと思えます。</p> <p>[パブコメ98]</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>		
	<p>(a) 日頃はとも住みやすく良いですが、毎年台風の時はどこかへ移りたい気持ちになります。これだけはどうする事も出来ないですが危険な所は整備して載きたい所もたくさんあります。何とか安心して暮らせる様にならないでしょうか。</p> <p>[パブコメ220]</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>		
<p>(a) ダムが出来てから、川の流れが変わり、川の岸が侵食されて、農道が消えそうになっている。水田も心配している。本山でも意見を聴く会を設けて頂いて、ダムの下流がどれだけ被害を受けているかについても把握して対処して頂きたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Jさん]</p>	<p>早明浦ダムでは施設管理規程に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p>			

表.(75) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

その他ー17 高知県管理区間の改修要望・河川整備計画について

<p>a. 早明浦ダムからの放流によって、地蔵寺川がせき止められないようにするべきではないか。</p> <p>b. 早明浦ダムから池田ダムの間で、洪水時にどこが浸かるのか、教えてほしい。</p> <p>c. 直轄管理区間や県管理区間の区別なく、危険な箇所は改善することを計画に載せてほしい。</p> <p>d. 早明浦ダムを建設し、水利利用を開発し恩恵を与えている、それに係る管理という考え方で言っている。</p> <p>e. 高知県の調査は、何年ごろまでするのか。そして、その計画は、何年ごろまで立てて、実施事はいつごろするのか。</p> <p>f. ダムが出来たために、本山の河原という河原はアシが繁って、見すほらしい川になっている。どうしてこのようになったのか確認して頂きたい。</p> <p>g. ダム直下にある本山町はダム竣工以来、30年余も、放流に堪えて来ましたが、どこよりも先に、対応されるべき地域ではないか。</p>	<p>(a) 本来は一本の河川として管理するのが本当ではないか。(早明浦)ダム直下の高知県側の住民が被害をこうむっているというのが現状であるので、今後、検討の中へ入れてほしい。 [流域住民(上流域:高知県)Bさん]</p> <p>(a) (事前放流の実施による対策)ができないのなら、現在掘っている田井の小学校の下あたりから、もう少し200~300m下(流)にまで掘削して、地蔵寺川をせきとめることにならないようにするべきではないか。 [流域住民(上流域:高知県)Aさん]</p> <p>(b) 池田ダムから下流の話がほとんどで、私どもには実感が無い。直轄だろとうと何だろとうと一本でつながっているものであり、国がかかわっていることである。ぜひ次の会の際には、(早明浦)ダムの直下から池田ダムまでの間で、洪水時にどこがつかつかのか、御存じだと思いうので、ぜひお聞かせください。 [流域住民(上流域:高知県)Fさん]</p> <p>(c) 危険箇所については上流域であろうが、必要などころは改善し、計画に載せていく、ということが行政としての努めではないか。 [市町村長(上流域)土佐町長]</p> <p>(c) 国土を保全するのは国の責任である。もう少し源流域に対する想いも整備計画の中で位置づけておくべきだと思う。 [市町村長(上流域)大川村長]</p> <p>(c) 直轄管理区域であろうが、県管理区域であろうが吉野川に違いなく、今回30年先を見据えての計画なので、しつかりと高知県とも調整を図ってもらいたい。 [市町村長(上流域)土佐町長]</p>	<p>高知県に確認したところ、 「今後早明浦ダム下流の県管理区間については現時点で改修事業等は行っておりませんが、直ちに整備計画を策定することにはなりません。今後、現況把握に努めるとともに指定区間の整備計画策定に向けて取り組み予定です。地元の見解や要望を聞きながら検討を進め、条件が整えば河川整備計画を策定したいと考えています。」 という回答を頂いております。 平成16年台風23号での浸水区域については水資源機構が概略を把握しており、提示します。 なお、本河川整備計画では国(直轄)の管理区間を対象として実施する施策を記述しています。</p>
--	--	--

表.(76)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※408ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) 今の整備計画は、これから30年は何もしてくれないという計画なので非常に遺憾に思う。 [市町村長(上流域)大豊町長]</p>	<p>—</p>
<p>(c) 事前に整備計画を熟覧したが、咄然とした。上流域に対する整備計画が無に等しい。 [市町村長(上流域)大川村長]</p>	<p>(c) 橋もつくって頂かないといけないが、古い橋の橋台を落としたまま放置している。環境面、自然、水の大切さということを考えたら、今後、撤去して頂けるものだったら撤去して頂きたい。 [流域住民(上流域・高知県)Eさん]</p>	<p>※408ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(c) 学識経験者の会議で、災害補償すべしという意見が出ていた。学識経験者が考えても、災害は補償すべしということであるので、そのことについて前向きな答えを頂きたい。 大豊町は護岸がほとんど進んでいないので、県にも、ぜひとも土佐町同様、大豊町の護岸を一日も早く調査をして、工事に掛かって頂きたい。 [流域住民(上流域・高知県)Aさん]</p>	<p>(d) 吉野川の場合、治水・利水のために四国の命として早明浦ダムを建設し、水利用を開発し恩恵を与えている、それに係る管理という考えで言っている。 [市町村長(上流域)大豊町長]</p>	

表.(7) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
<p>※408ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 高知県の調査は、何年ごろまでするのか。そして、その計画は、何年ごろまで立てて、実施工事はいつごろするのかということを知りたい。ぜひとも早くも頂きたい。 [流域住民(上流域:高知県)Aさん]</p>	<p>高知県に確認したところ、 「今後地元の方と話し合いながら、ヨシ繁茂対策も含め、親しめる川づくりに向けて一緒に取り組んでいきたいと考えています。」 という回答を頂いております。</p>
<p>(f) ダムが出来たために、本山の河原という河原はアシが繁って戻すほらしい川になっている。どうしてこのようになったのか確認して頂きたい。 [流域住民(上流域:高知県)Jさん]</p>	<p>(f) ダムから下流は、砂場がなくなって、ヨシばかりで大人でも川淵を歩くことができない。ヨシを除去するとか、川の整備またはそれに伴う護岸の災害等々もこの整備計画へ載せてもらいたい。 [流域住民(上流域:高知県)Fさん]</p>	<p>※408ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>
<p>(g) ダム直下にある我本山町はダム竣工以来、30年余も、放流による長期の、増水、濁水に苦しみ、堪えて来ました。どこよりも戸1番先に、対応されるべき地域では、ありませんか？川原の砂や石、魚類や水中生物、川岸の草花を早急に保護して頂きたく思います。 [パブコメ362]</p>	<p>(g) ダム直下にある我本山町はダム竣工以来、30年余も、放流による長期の、増水、濁水に苦しみ、堪えて来ました。どこよりも戸1番先に、対応されるべき地域では、ありませんか？川原の砂や石、魚類や水中生物、川岸の草花を早急に保護して頂きたく思います。 [パブコメ362]</p>	<p>※408ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(78) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他ー18 徳島県との連携について</p> <p>a. 整備計画について吉野川を完全に整備していくと、それに流れ込む支流の整備の方にはどのようになっているか危惧している。その点について市町村と十分に連携をとって、今後取り組んでいただきたい。</p>	<p>川の管理において、吉野川は国、支流は県となっており、この計画について吉野川を完全に整備していくと、それに流れ込む支流の整備の方にはどのようになっているか危惧しています。その点について市町村と十分に連携をとっていただき、もっと具体的にわかりやすく説明をしていただければ、今後取り組んでいただきたい。</p> <p>〔流域住民(中流域)Eさん〕</p>	<p>整備計画素案のとりにとりに際しては、徳島県と連絡調整を行っているところですが、過去から事業の実施段階等で個別に改修部へ流入する支川の河川管理者や市町村とも調整を図ってきたところであり、今後とも連携を図りつつ整備を進めていきたいと考えています。</p>	<p>ー</p>
<p>(a) (岩屋谷地区)の排水機場は県管理ということとでたかだか5m³/sであり、岩屋谷川の計画高水量85m³/s(に比べて)能力が小さくて、しかも吉野川の水位によっては、その排水機場を越えて国道192号線まで吉野川の水位が上がっていく。(平成)16年には、6度にわたってこの大藤谷川があふれた。これは将来どうなるのか。</p> <p>〔流域住民(下流域:吉野川)Fさん〕</p>	<p>岩屋谷川、川田川、大藤谷川は県管理区間であり、徳島県に確認したところ。</p> <p>「岩屋谷川流域の浸水対策として、県では、昭和62年度から河川改修に着手しましたが、一部で関係者のご理解が得られず、平成13年に事業を中止した経緯があります。</p> <p>県としても河川改修は必要と認識しておりますが、実施には地元の方々のご理解が不可欠ですので、今後の地元の状況、熱意を的確に判断した上で、対応を検討したいと考えております。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)は昭和46年に設置されたものであり、機器の機能が充分発揮されるよう平成16年～18年にポンプのオーバーホールを行い、平成19年には、電気設備の更新を行う予定です。なお、増水(出水)時の状況によっては排水ポンプ車による対応も検討したいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p> <p>徳島県に確認したところ。</p> <p>「県としても、浸水被害の大きかった箇所や流域の開発状況等を総合的に勘案しつつ、国土交通省と連携して支川の整備を進めて参りたいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p>岩屋谷川、川田川、大藤谷川は県管理区間であり、徳島県に確認したところ。</p> <p>「岩屋谷川流域の浸水対策として、県では、昭和62年度から河川改修に着手しましたが、一部で関係者のご理解が得られず、平成13年に事業を中止した経緯があります。</p> <p>県としても河川改修は必要と認識しておりますが、実施には地元の方々のご理解が不可欠ですので、今後の地元の状況、熱意を的確に判断した上で、対応を検討したいと考えております。</p> <p>また、排水ポンプ場(排水機場)は昭和46年に設置されたものであり、機器の機能が充分発揮されるよう平成16年～18年にポンプのオーバーホールを行い、平成19年には、電気設備の更新を行う予定です。なお、増水(出水)時の状況によっては排水ポンプ車による対応も検討したいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p> <p>徳島県に確認したところ。</p> <p>「県としても、浸水被害の大きかった箇所や流域の開発状況等を総合的に勘案しつつ、国土交通省と連携して支川の整備を進めて参りたいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	
<p>(a) (徳島県管理の)岩屋谷川の排水機場というのは、この流域整備計画でどのように扱われるのか。(岩屋谷地区では、吉野川の水が逆流して川田川へよってくため、川田川に幾ら排出していても(浸水被害は防げない)。(岩屋谷川排水機場)は本来、国交省が管理すべきではないですか。</p> <p>〔流域住民(下流域:吉野川)Fさん〕</p>	<p>吉野川本流に流れ込む支流の川や谷川の整備が、あまりにもおそまつ。担当は、県の土木事務所と云うことでしたか。もっと連携を取り合って同様に整備を進めてほしい。</p> <p>〔パブコメ152〕</p>	<p>吉野川本流に流れ込む支流の川や谷川の整備が、あまりにもおそまつ。担当は、県の土木事務所と云うことでしたか。もっと連携を取り合って同様に整備を進めてほしい。</p> <p>〔パブコメ152〕</p>	

6. その他

表.(79) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※411ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 一昨年、一昨々年の台風では、不動橋から名田橋へ行く県道1号線のハイパスが高く、矢三橋と四国三郎橋が高架になって堤防になつているため、田んぼがダムになって、飯尾川が溢れても下流へ流れないという現状である。</p> <p>環状線も道路を低くして頂き、県道の鴨島とシマダ線は東西線を下へぐぐるようにしてほしい。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Uさん】</p>	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「徳島西環状線はこれまでも幾度となく内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害に苦しんでいる地域を通過することから、道路設計に際しましては最大限、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)対策に配慮した設計を行っております。」</p> <p>先ず、道路高さにつきましては、飯尾川から吉野川の区間を除いては、堤防のような高い盛土構造とはなっておりませんので、ご心配しているような、県道徳島北環線の弁天橋～四国三郎橋間の高い盛土構造のような姿にはなりません。</p> <p>また、内水(河川)に排水できずにはん濫した水)被害が多発している地域であることから、国や県の河川改修事業とも連携して、道路排水がスムーズに行えるように排水路の整備等を行っており、道路の整備が地域の内水(河川)に排水できずにはん濫した水)排除に悪い影響を与えないことばないものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p>—</p>
<p>(a) 今切川の米津干拓のところが、まだ農林省の堤防であるというところで、同じ河川でありながら一体的に管理して頂きたい。かなり老朽化しているのので、農林省と国交省で話を進めて、一体的な管理ができるようにお願いしたい。</p> <p>【流域住民(下流域:北島)Aさん】</p>	<p>平成18年度より農林水産省と本堤防の所管移転に向けた協議を始めており、堤防の状況等の説明を受けながら段階的に話を進めていきたいと考えております。</p>	<p>民地の除草については実施することはできませんが、支川との合流地点などの県管理との境における除草については、可能な限り県と連携を図り、除草を実施していきたいと考えています。</p>	<p>—</p>
<p>(a) 毎年、県の管轄については、堤防の除草等も全部して頂いているが、国交省の管轄は、民地がある関係で手をつけられない。板東谷川と(旧)吉野川の境を県と国交省の方が協議して、維持して頂きたい。</p> <p>【流域住民(下流域:北島)Fさん】</p>	<p>吉野川支流の日頃の管理の徹底による洪水時の被害防止に努める必要がある。支流の馬路川等は両岸の樹木による水流の阻害、流木、流石による被害防止が出来る様、心掛けて頂きたい。また、その地区(つるぎ町)小谷には流域に樹木が生え繁り流れがせき止められ合流地域に大きな被害を及ぼす恐れがあります。常日頃から充分に巡視し管理を徹底して欲しいと思っております。</p> <p>【パブコメ411】</p>	<p>徳島県に確認したところ、</p> <p>具体的な場所はわかりませんが、県では、河道内で、治水上支障となる樹木については「河川区域内における樹木伐採基準」に従い伐採する必要がありますが、限られた予算の中で河川環境にも配慮しながら、対応せざるを得ないのが実情でありますので、今後とも増水(出水)時の状況や河川環境の保全を総合的に勘案し工夫しながら適切に対応して参ります。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p>—</p>

表.(80) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>その他-19 高知県との連携について</p> <p>a. 県管理区域であっても、国として県に対して国土保全の考えを指導し、連携をとり、どう対策を講じたらいいかを基本に置いて話をしてほしい。</p>	<p>(a) 高知県ともタイアップをし、(流域住民の意見を聴く会)に高知県の関係者も来ていただきたい、我々の意見も聞いてもらいたいし、またその計画も述べてもらいたい。</p> <p>[流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p> <p>(a) 高知県は財源不足であり、河川の堤防はできる状態ではないと言わう。そうすると、いつ被害を受けるかわからない源流域、上流域は我慢しなさいということか、このことについて高知県と話し合いはしたか。</p> <p>[市町村長(上流域)土佐町長]</p> <p>(a) 県管理区域であっても、国として県に対して国土保全の考えを指導し、連携をとり、どう対策を講じたらいいかを基本に置いて話をしてほしい。</p> <p>[市町村長(上流域)土佐町長]</p>	<p>整備計画素案のとりにとりに際しては、高知県と連絡調整を行っているところですが、今後、吉野川における河川整備の円滑な推進に向け連携を行っていきたくないと考えています。</p> <p>高知県に確認したところ、</p> <p>「今後、早明浦ダム下流の県(指定)管理区間について、国土交通省の協力を得ながら現況把握に努め、必要な対策についての検討を進めていきたくないと考えています。」</p> <p>という回答を頂いており、国土交通省としても、できるだけの支援をしていきたくないと考えています。</p> <p>四国内においては、脇川や那賀川で国と県がそれぞれ管理区間について記載し、合作して同時期に策定していただきます。吉野川においては、各県の整備計画策定に向けての調査状況等が違ったことから、各管理者が別途策定することになりました。</p> <p>災害復旧事業については、県管理区間では県が申請して、県が施行することになっていきます。</p>	<p>整備計画素案のとりにとりに際しては、高知県と連絡調整を行っているところですが、今後、吉野川における河川整備の円滑な推進に向け連携を行っていきたくないと考えています。</p> <p>高知県に確認したところ、</p> <p>「今後、早明浦ダム下流の県(指定)管理区間について、国土交通省の協力を得ながら現況把握に努め、必要な対策についての検討を進めていきたくないと考えています。」</p> <p>という回答を頂いており、国土交通省としても、できるだけの支援をしていきたくないと考えています。</p> <p>四国内においては、脇川や那賀川で国と県がそれぞれ管理区間について記載し、合作して同時期に策定していただきます。吉野川においては、各県の整備計画策定に向けての調査状況等が違ったことから、各管理者が別途策定することになりました。</p> <p>災害復旧事業については、県管理区間では県が申請して、県が施行することになっていきます。</p>

表.(81) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
<p>※413ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) この(上)流域は、県の管轄であるため、建設省はしないということだったが、第2回、第3回目には県の方と話し合いをして、県もここへ来てもらいたいと言ったが、来てくるか来てないか。 [流域住民(上流域:高知県)Aさん]</p> <p>(a) 大豊町と本山町の方は県の管理下であり、国の管理下ではないということだが、国と県とで、今後どのような河川の対策をしていくか、という話し合いはあったか。 [流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p> <p>(a) 整備計画の中で大豊町本山町の直轄の管理区間外の高知県との対応を具体的に示して来てほしい。吉野川は一本の川である。 [パブコメ305]</p> <p>(a) 早明浦ダムによる河川災害があったときに、県の方が整備計画を組んでやってくれると。(そのことについて、)国の方ではどう考えておられるか。 (高知県の河川)整備計画の中で、国としてはどういうバックアップをするというのがあればお願いしたい。 [流域住民(上流域:高知県)Cさん]</p>	<p>※413ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>

表.(82) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>その他-20 徳島県管理区間の改修要望等について</p>							
<p>a. 貞光川(県管理)のヨシ・立木は、どのようにすれば対処して頂けるのか。</p> <p>b. 新町川上流の田宮川の河川敷が不法占拠されているので、県や市に、きちっと指導して頂きたい。</p> <p>c. 貞光川と穴吹川の水利用計画を教えてください。</p> <p>d. 鮎喰川下流域の護岸、堤防作りに力を入れて下さい。</p> <p>e. 飯尾川についても早急な護岸工事をお願いいたします。</p> <p>f. 堤防(バック堤)の整備について。支川川田川の吐出しから上流への整備が中途でおかれている。完成してほしい。</p> <p>g. 三好市井川町岡野前の浸水対策をしてほしい。</p> <p>h. 鳴門インターの西側の中山谷川に、高速関係ができて10年間ぐらいい間は、アフターケアして頂けるのか。</p> <p>i. 樋殿谷川の水に困惑しているので改修工事をぜひお願い致します。</p> <p>j. 櫻瀬江湖川の堤防強化対策をお願いします。</p> <p>k. その他の支川に関する改修等について</p>	<p>(a) 貞光川沿いでは、平成16年17年の台風で、あと10cmぐらいまで水が来た。そのために、ヨシを刈ったり立ち木を切ったり、近所の川全体を今も管理しています。どのようなことをしたら、(行政が)対処してもらえらるのだろうか。</p> <p>【流域住民(中流域)Cさん】</p>	<p>(b) 新町川上流の田宮川の河川敷が不法占拠されている。県や市に、きちっと境界を画定し、遊歩道として活用するとか、桜を植えるとかヤナギを植えるとかを決めるよう指導して頂きたいと思っています。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島)Rさん】</p>	<p>(c) 貞光川と穴吹川の水利用計画で、小さな堰堤をつくる計画はないのか。貞光川、穴吹川の水利用計画の将来計画を教えてください。</p> <p>【流域住民(下流域:徳島)Rさん】</p>	<p>(d) 鮎喰川下流域護岸、堤防作りにも力を入れて下さい。私有地が水流で崩れて流失していています(一宮町東丁附近)。</p> <p>【パブコメ51】</p>	<p>河川管理者である徳島県へ確認したところ、 『特に水位上昇の原因となるなど、治水上支障となる樹木等については、「河川区域内における樹木伐採基準」にしがたい伐採を実施していますが、限られた予算の中で対応せざるを得ないのが実情でありますので、特に治水上問題となる箇所を最優先に対応しております。 今後とも、増水(出水)時の状況や河川環境の保全を総合的に勘案しながら、限られた予算のなかで、工夫しながら適切に対応してまいります。 また、行政だけの力だけではどうしても限りがありますので、一方では、地域の住民が行っている草木の除去に要する費用(人夫賃や機械の借り上げ等)の一部を助成するとともに、児童生徒による除草奉仕活動に対するゴミ袋や手袋の配布等を通じて、県民の皆様の協力をいただきながら取り組んでいるところがあります。』 という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ 「田宮川には河川と民地との境界が定まっていない箇所が残されておりませんが、今後とも適切な河川管理に努めて参ります。」 という回答を頂いております。 徳島県に確認したところ 「貞光川と穴吹川とにおいて利水ダムの計画はありません。」 という回答を頂いております。 徳島県に確認したところ 「ご要望の箇所では、堤防は整備済となっておりませんが、河川敷(高水敷)を守る低水護岸がありませんでしたので、事業化しましたが用地の境界確定ができていない等の理由により中止した経緯があります。今後は、地元状況や県下の河川整備状況等を総合的に勘案し判断したいと考えております。」 という回答を頂いております。</p>	

表.(83) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※415ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(e) 国府町東黒田の飯尾川について早急な護岸工事をお願いいたします。特に北側は脱輪事故が何度かおきており、市バスの通路にもなっております。今年こそ大きな台風等がなかつたのですが、先の事を考えてみると必ず路肩の崩壊が起こります。町内会としても、個々の人が、議員さんにも陳情したりしておりますが、ぜひ、もう一度点検されて、早急な対応をお願いしたいのです。必要とあらば、町内外の署名も集めて陳情するつもりです。よろしくご検討の程、お願い申し上げます。</p> <p>[パブコメ3]</p>	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「ご要望の箇所については、市道の路肩が下がっているため、徳島市が応急の安全対策を講じています。治水上必要な断面は確保されているものの、護岸の一部も下がっていることから、今後、道路管理者の徳島市と協議し、連携して取り組みたいと考えております。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ</p> <p>「飯尾川は、家屋の浸水被害の解消を目指して平成18年度から総合内水対策特別緊急事業により、整備を推進していますので、地元の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。」</p> <p>という回答を頂いております。</p>
<p>(f) 堤防(バック堤)の整備について。支川川田川の吐出しから上流への整備が中途でおかれている。完成してほしい。</p> <p>[パブコメ321]</p>	<p>支川川田川の吉野川合流点から瀬詰橋までの堤防は、国で整備してきました。また、瀬詰橋から山川橋までの右岸側については、一部未買収地が残っており、今後とも関係機関と調整を行っていきたいと考えています。</p>	<p>支川川田川の吉野川合流点から瀬詰橋までの堤防は、国で整備してきました。また、瀬詰橋から山川橋までの右岸側については、一部未買収地が残っており、今後とも関係機関と調整を行っていきたいと考えています。</p>	
<p>(g) 三好市井川町岡野前のふるさと交流センターの駐車場などは、雨水が来て、この前の洪水には何台か浸かりました。こういうところをなぜダムが何かで(対策)してくれないのだろうか。</p> <p>[流域住民(中流域:三好)Eさん]</p>	<p>平成16年10月洪水(出水)で駐車場の浸水は痕跡水位で確認しています。河川整備計画では、現在無堤地区である井川箇所については堤防整備の計画を位置づけています。</p>	<p>平成16年10月洪水(出水)で駐車場の浸水は痕跡水位で確認しています。河川整備計画では、現在無堤地区である井川箇所については堤防整備の計画を位置づけています。</p>	

表.(84) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 【素案】内容
<p>※415ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(h) 鳴門インターの西側の中山谷川に、高速関係の方で、土砂が流れてきている。その土砂に関して、除けてくれないかという地元の要望がある。聞くところによると、土砂を捨てる場所がなく、予算も余りない。高速関係ができて10年間ぐらいいの間は、アフターケアして頂けるのか。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Nさん]</p>	<p>徳島県に確認したところ、ご指摘の箇所は徳島県の管轄ではありませんでした。 当該箇所の関係機関にご相談下さい。</p>
<p>(i) 大麻町板東の樋殿谷川の水に、困惑致しております。樋殿谷川の改修工事を是非お願い致します。吉野川水系計画、組入れてくれることを願っております。</p> <p>[パプコメ159]</p>	<p>徳島県に確認したところ 「樋殿谷川は昭和41年度に河川改修に着手しましたが、河道の新設により、周辺地域が分断されること等の理由により、地元の理解が得られず、やむを得ず休止した経緯があります。徳島県としては、樋殿谷川の改修の必要性は認識しておりますが、事業実施には地元のご理解が不可欠であります。今後、地元の状況や熱意等を的確に判断した上で対応を検討して参りたいと考えております。」 という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>
<p>(i) 旧吉野川の東馬詰地区は、樋殿谷川が氾濫すると、水が全部流れてくるので、樋殿谷川の堤防をつくってほしい。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Mさん]</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>
<p>(i) 昭和45年ぐらいいに台風があり、物すごい出水があった。大谷の放水路のところまで水位がずっと上がった。そのときに、樋殿谷川が尻無し川になっており、旧吉野川につながるようにはかじないかという話があった。昭和45年から6年だと思ふ。今は、下流の方が困っている。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Nさん]</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>
<p>(i) 旧吉野川鳴門市大麻町から川崎に通ずる道路が冠水し通行止めにしたびたびたになります。夜間は通行止、柵もなく通行中車が停車し困りました。これに対する対策は取られたか、お願い致します。</p> <p>[パプコメ207]</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ 「ご指摘の道路は、県道徳島北灘線と思われ、当該区間の浸水(冠水)時の通行規制につきましては、適切な対応に努めてまいります。なお、当該区間におきましては、地域の内水(河川)に排水できずにはんぱした水(排水)排水能力が脆弱なことから、当県道の一部がしばしば浸水(冠水)しておりますので、道路の嵩上げにより浸水(冠水)を改善させることは困難と考えております。」 という回答を頂いております。</p>

表.(85)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※415ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(i) ①榎瀬江湖川の堤防強化 毎年の大雨、台風により堤防があふれております。至急対策をお願いします。 [パブコム380]</p>	<p>河川整備計画の中では、今切川からの逆流を防止する水門が今切川と榎瀬江湖川との合流地点に位置づけられています。 徳島県に確認したところ、 「徳島県では、老朽化した護岸の整備を進めています。」 という回答を頂いております。</p>
<p>(k) 馬詰地区の堤防の管理について、補強をずっとしてくれているが、まだ不備なところがある。どこへ言えばこれを修復してもらえるか。 [流域住民(下流域:北島)Mさん]</p>	<p>旧吉野川、今切川本川箇所であれば国土交通省旧吉野川出張所へ、支川であれば徳島県鳴門土木事務所の管轄となりますので、それぞれ窓口にお問い合わせください。</p>	<p>吉野川の支川はほとんどが県管理河川です。このようなご意見があったことを県にもお伝えしております。</p>
<p>(k) 吉野川は穴吹川などの多くの支流によって保たれていると感じます。 [パブコム172]</p>	<p>現時点においては、具体的な計画はありません。</p>	<p>現時点においては、具体的な計画はありません。</p>
<p>(k) 「バック堤」の整備 井ノ内谷川の洪水処理に関しての整備計画は有りや、いなや？ [パブコム452]</p>	<p>現時点においては、具体的な計画はありません。</p>	<p>現時点においては、具体的な計画はありません。</p>

表.(86) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

その他-21 板東谷川（徳島県）の産業廃棄物について

<p>a. 板東谷川(徳島県)上流の現在には閉鎖されている廃棄物埋め立て地からダイオキシンが流入し、上水が使えなくなる可能性があるため、対策を講じてほしい。</p>	<p>(a) 板東谷川(県管理)上流に、現在は閉鎖されている廃棄物埋め立て地がある。谷なので雨が降ると旧吉野川まで流れてくる。この廃棄物はダイオキシンを大量に含んでいるため、上水が使えなくなる可能性がある。河川管理者の責任として国土交通省が県との連携で対策を講じていただきたい。 [流域住民(下流域:北島)Gさん]</p>	<p>徳島県へ確認したところ、その処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定(廃止基準に適合)に基づき適正に廃止されており、その後の水質検査に異常はなく、土留めや水路等の施設についても問題ないと聞いています。 また、焼却灰についても撤去を完了したと聞いています。</p>
<p>(a) 処分場がいっぱい大麻の山にある。廃棄物処分場ができるという事は、そこに有害物質が出る可能性がある。有害物質で汚れてしまった伏流水は、もう飲めない。処分場ができないようにする規則とか、住民と一緒に監視する体制とか、そういうのをもうちょっと危機感を持って頂きたい。 [流域住民(下流域:北島)Oさん]</p>	<p>(a) 徳島県に確認したところ、 『「産業廃棄物最終処分場」の設置につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、処分場の設置に関する計画が構造基準や維持管理基準に適合していると認められるときに限って許可することとなっております。これら基準では、「埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染を防止するための措置を講ずること」や定期的に浸透水や地下水を検査し、水質の悪化が認められる場合は、生活環境保全上必要な措置を講ずることなどが定められています。徳島県では、産業廃棄物最終処分場の周辺水域が汚染されないよう施設設置者に対して、これらの基準を遵守するよう厳しく指導しています。また、徳島県では、「徳島県環境監視員制度」を設け、環境監視員を配置して、産業廃棄物の不法投棄や野焼きその他の不適正処理の未然防止や発生事案の早期解決を図るため、巡回監視や排出事業者や処理業者への定期的な立入調査や指導を行っています。』 という回答を頂いております。</p>	<p>徳島県に確認したところ、 『「産業廃棄物最終処分場」の設置につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、処分場の設置に関する計画が構造基準や維持管理基準に適合していると認められるときに限って許可することとなっております。これら基準では、「埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染を防止するための措置を講ずること」や定期的に浸透水や地下水を検査し、水質の悪化が認められる場合は、生活環境保全上必要な措置を講ずることなどが定められています。徳島県では、産業廃棄物最終処分場の周辺水域が汚染されないよう施設設置者に対して、これらの基準を遵守するよう厳しく指導しています。また、徳島県では、「徳島県環境監視員制度」を設け、環境監視員を配置して、産業廃棄物の不法投棄や野焼きその他の不適正処理の未然防止や発生事案の早期解決を図るため、巡回監視や排出事業者や処理業者への定期的な立入調査や指導を行っています。』 という回答を頂いております。</p>

その他-22 流域内の廃棄物処理施設の把握について

<p>a. 流域にある廃棄物処理施設を把握して、水質の悪化が起らないようにしてほしい。</p>	<p>(a) 流域にある廃棄物処理施設を把握して、水質の悪化が起らないようにしてほしい。 [流域住民(下流域:徳島II)B3さん]</p>	<p>産業廃棄物施設に関する許認可等については、徳島県の環境部局が行っておりますが、吉野川の水質事故に対処するため、四国地方整備局では平成2年度より関係各機関と水質汚濁防止連絡協議会を設置し、情報収集や連絡体制を整備しております。</p>
---	---	---

表.(87) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>その他-23 砂防事業区間の改修要望等について</p> <p>a. 上流域の溪流では、カワセミが堤防の中で産卵するため、河川工事を行う際には、多自然型工法を取り入れてほしい。</p> <p>b. 【素案P20-1】の砂防事業の記載はありがたいが、現状の報告だけで、これからの対策がないのが残念。</p> <p>c. 砂防事業区間についても、大水量が来ないうちに整備してほしい。</p> <p>d. 砂防堰堤には魚道がないため、緩やかな流れになるよう改良してほしい。</p> <p>e. 祖谷の砂防ダムは、堆積して瀧杯になった後の処置方法はどうなるのか。</p>	<p>(a) 吉野川の上流域では、カワセミが非常に少なかった。カワセミは、その溪流の堤防の土の中に穴を掘って産卵するので、今後、工事等を行う場合には、ぜひとも多自然型の工事を取り入れてほしい。</p> <p>[学識者 小林委員]</p> <p>(a) 上流域に関しては、ヤマセミは今徳島県の中では絶滅の方向に向かっていると書かれている、国としてどこまでできるかはわからないが、ここに挙げられているヤマセミはそういう種類であるということや、キンツツジなどの渓流性の植物や溪流に適応した植物群があるということも特徴だと思いますので、それを河川と直結して保護していく、あるいは管理していくということは大事だと思います。</p> <p>[学識者 鎌田委員]</p> <p>(a) 公共事業について、道路も河川整備事業も同様ですが、特に河川事業については、生態系に疑問を持っています。東祖谷の河川敷で国土交通省の整備事業で昔の自然な川のせせらぎはなくなってしまいました。</p> <p>[パブコメ110]</p> <p>(b) 【素案P20-1】の砂防事業(の記載)はありがたいが、(現状の報告)だけで、これからの対策がないのが残念)。</p> <p>[市町村長(上流域)いの町長]</p> <p>(c) 吉野川の支流の地蔵寺川や汗見川などの河川整備が、県の管理区域だからできない場合に、砂防事業でその堤防をやるとかということは全く不可能なことなのか。</p> <p>[市町村長(上流域)土佐町長]</p>	<p>魚類等については本川等の重要な河川の砂防えん堤や床固めに魚道を設置したり、透過型えん堤の採用により周辺環境への配慮を行うとともに、カワセミ等の鳥類についても、出来る限り護岸を石積みにより行い、石との間に隙間を開けるなど配慮を行ってまいります。</p>

表.(88) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 【素案】内容
<p>※420ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(c) (JR)辻駅の南側にある水路に、大きなダム(砂防ダム)がつくられたのですが、あそこらは地滑り地になっているので、掘削した時点で物すごく傷んでいる。これをいち早く今年度の大水害が来ないうちにやってもいいと思う。 [流域住民(中流域:三好)Fさん]</p>	<p>徳島県に確認したところ、 「H11からH17にかけ、龍谷砂防指定地渓流で土石流対策の砂防えん堤を整備しております。ご意見のとおり、砂防えん堤より下流側で一部水路工が整備できていない箇所がありますので、対応について検討すると共に渓流沿いの土地所有者や利水者など関係者との調整を進めてまいります。」 という回答を頂いております。</p>
<p>(d) 戦後土木工事のめざましい発展で、小さな谷々にコンクリートで整備したのが悪いように思います。(平成)17年10月の大雨などは、私も70年この地に住んでいます。予期せぬ所が冠水したり、役場の職員も手が足りなく、独居老人、又高齢化社会を心配する事が出て身一人の安全がやっとの事。一度に貞光川、吉野川と大水が、出て思わぬ災害になる。昔の様に谷は谷の様子が良い様に思う。ジンドク、メダカが谷の坂登って来ていました。 [パブコメ70]</p>	<p>徳島県に確認したところ、 「護岸工事や水路工事が整備される従前における自然の渓流では瀬と淵とが交互に存在するなど、多様な渓流環境を形成しており工事に際しては、地域社会の安全を確保するという目的を達成するために、その流域の実状に応じた適切な工法を選択し、施設の計画・設計にあたっては魚類等生態系をばいめ、自然環境への配慮に努めてまいりたいと考えております」 という回答を頂いております。</p>	
<p>(d) 中小の川の砂防堰は魚道がなく、深掘れのため、これからは緩やかな流れになるよう改良する必要が有ると思っております。 [パブコメ85]</p>	<p>徳島県に確認したところ、 「砂防えん堤は、上流の斜面や渓流からの侵食・崩壊による土砂生産を抑制し、また、流出した土砂を抑制・調節するための工法の一つであり、流域の実状に応じた砂防設備が造られてきております。中小の河川渓流等においても多様な生態系と連続性のある環境特性に配慮することが望ましく、必要に応じて既存施設の改良に努めてまいります。」 という回答を頂いております。</p>	
<p>(e) 祖谷の砂防ダムは、堆積して満杯になった後の処置方法はどのようなのか。 砂防ダムがつくられているところは、地すべりした土砂が流れ込んできた一気に崩壊すると思う。 [流域住民(上流域:愛媛県)Aさん]</p>	<p>砂防えん堤には、堆砂することにより河床を高め、両岸の傾斜を緩やかにし、山腹の固定を図る働きがあります。また、堆砂勾配より上には、流出土砂を一時的に補足し調節する働きがあり、砂防えん堤の効果は持続されています。 また、保全対象等の現地の条件により、土石流発生に備えて堆砂を排除し空き容量を確保する場合もあります。 なお、地すべり地域については、砂防えん堤を造るような対策とは別に、地すべりの原因となる地下水を排除するための対策や地すべり移動を抑制するためのアンカー工などの地すべり対策工を実施しています。</p>	

表.(89) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		素案に対応した【素案】内容	
その他-23-1 市町村管理区間の整備について							
<p>a. 鴨ヶ州の現在ある護岸が非常に危険な状態なので、早急に整備して頂きたい。</p>	<p>(a) 今切川の鴨ヶ州地区に、生活排水を行っている小さな樋門があり、その地区だけ堤防ができていないので、洪水があった場合に危ない。この地区は、町でいろいろやってくれというけど、なかなか進捗していない。この件に対して国交省の方はどのように把握をされているか。</p>	<p>[流域住民(下流域:北島)Aさん]</p>	<p>ご意見があったことについては、関係市町村にお伝えしております。</p>	-			
	<p>(a) 鴨ヶ州の現在ある護岸に、10cmほど上から下まで亀裂が生じている。非常に危険な状態なので、早急に整備して頂きたい。</p>	<p>[流域住民(下流域:北島)Bさん]</p>					
<p>b. 木津川の上流で、魚が見えて、水辺を利用できるようにしてほしい。</p>	<p>(a) 鴨ヶ州の件は、町の方にも申し入れて約6年になろうかと思う。しかしながら、一向に進んでいない。国土交通省においては、リーダーシップをしっかりと発揮して頂いて、早急に整備をお願いしたい。</p>	<p>[流域住民(下流域:北島)Cさん]</p>	-				
	<p>(b) 木津川の上流で魚が見える様に。又水辺を利用できる様下に降りれる様にしてほしい。又上流で砂がたまり堰止められている。</p>	<p>[パブコム120]</p>					
④ 国土交通行政へのご意見・ご質問について							
その他-24 調査・検討資料の情報公開について							
<p>a. 銅山川における河川水辺の国勢調査について、閲覧方法を教えてください。</p>	<p>(a) (銅山川での)河川水辺の国勢調査は、5年前にもやられているのかどうか。やられているのなら、そういう資料がどういうふうしたら閲覧できるのかを教えてください。</p>	<p>[流域住民(上流域:愛媛県)Eさん]</p>	-				<p>河川水辺の国勢調査結果については公表しておりますので、四国地方整備局や水資源機構の事務所にお問い合わせ下さい。</p>

表.(90) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
6. その他							
その他-25 旧吉野川の樹木伐採について							
<p>a. 大寺橋付近で、木の伐採やごみの清掃をしていただき、感謝している。川端地区の伐採についても、お願いしたい。</p>	<p>(a) 大寺橋付近で、昨年要望して木の伐採やごみの清掃をしていただき、感謝している。川端地区も木の伐採が必要などところがあるのでも、よろしくお願いしたい。</p> <p>[市町村長(下流域)板野町長]</p>	<p>樹木の伐採やゴミについて、今後必要に応じ環境の観点からできる限り実施していきたいと思っております。河川清掃などのご協力をお願いします。</p>	-				
その他-26 光ファイバーの占用について							
<p>a. 光ファイバーを市町村にも開放していただきたい。</p> <p>b. 三好市も単独で光ファイバーと防災カメラを主要河川に設置をしているので、またご協力を、ご指導頂けたらありがたい。</p>	<p>(a) 吉野川流域に引かれている光ファイバーを開放していただきたい。各市町村では、デジタル化対応をしようとしており、そういう部分についても国土交通省の情報系をできるだけ開放していただければ非常にありがたい。</p> <p>[市町村長(中流域)美馬市長]</p> <p>(b) 三好市も単独で光ファイバーと防災カメラを主要河川に設置をしているのですが、専門的に考えた防災カメラではないものから、またご協力、ご指導頂けたらありがたいと思えます。</p> <p>[市町村長(中流域)三好市長]</p>	<p>光ファイバーを堤防沿いに整備しており、一部の区間においては、光ファイバー芯線開放を実施していますので、利用計画がある場合は、協議をして頂ければ可能な範囲で対応していきたいと思っております。</p>	-				
その他-27 防災エキスパートについて							
<p>a. 吉野川における防災エキスパートの人員は何名ですか。</p>	<p>(a) 吉野川の、国土交通省の、防災のエキスパートの人員は何名か。</p> <p>[パブコム81]</p>	<p>徳島県全体で46名(H18.7月現在)の防災エキスパートが登録されています。</p>	-				
その他-28 採取砂利の活用について							
<p>a. 取り除いた砂利は公園などで使用したり、建築資材としてお金にして県の福祉に活用してはどうか。</p>	<p>(a) 取り除いた砂利は公園などで使用したり、建築資材としてお金にして県の福祉に活用してはどうか。</p> <p>[パブコム57]</p> <p>(a) 吉野川の砂、バラスは最高級なのにたまりっぱなしで砂、バラスを売って吉野川整備資金に有効利用できる。</p> <p>[パブコム360]</p>	<p>河川の砂利採取については、河川法及び砂利採取法に基づき実施しており、その採取につき採取業者は徳島県条例に基づき採取料金を県へ納めています。</p>	-				

表.(91) 素案に対するご意見とその対応

テーマ/意見要旨		意見及び質問		四国地方整備局の考え方		考え方に対応した【素案】内容	
<p>その他-29 堤防構造について</p> <p>a. 超合金鋼板の打設によって、工期の短縮と堤防の強化に資するべき。</p> <p>(a) 無堤地区の早期解消と堤防強化への一策として、超合金鋼板の打設により、工期の短縮と堤防強化に資すべき。 [パブコメ45]</p>							
<p>その他-30 上・下流域の関係について</p> <p>a. 早明浦ダムは他県に水の恩恵を与えているのに、その下流域ではダムの放流が行われるたびに浸水するなど、何の利益もない。</p> <p>b. 池田ダムは用水の水源地になっているが、水道や浄化槽という社会生活を支える整備が進まない。川全体で考えてほしい。</p> <p>c. 整備計画は、ダムに係る利害調整する制度について、踏み込んだ計画であるべきだと思う。</p> <p>d. 源流地域は、自分の郷里を犠牲にして利水地域の命を守っているのに、被害の大きいところからというプライオリティーの問題ではなく、トータルの問題として見て欲しい。</p> <p>e. 源流地域では、下流域の利水を守っているにも関わらず、フラッシュの整備が遅れている。</p> <p>f. 上流域、下流域のきれいな水の流れを継続していくためには、やはり山に対して投資が要る。この向こう30年の計画の中で、そういう上下流域の連携を1つのシステムにするということではできないか。</p>							
<p>(a) ダム管理規程に抵触するような放流は行われるたびに、下流では田んぼがつかかり、ハウスが傾き、修理もきかぬような状態になる。水は全部香川県が使うのに、我々には何の利益もない。このような不公平は今の日本にあっていいのだろうかと思う。 [流域住民(上流域・高知県)Cさん]</p> <p>(a) (早明浦)ダム直下で恩恵を受けていることは少ないと思う。早明浦ダムが濁水すると、香川県、徳島県の方から見学に来るが、残していくものはごみだけで、地元の人たちはごみ拾いに徹していないといけないときもあるもので、そんなことも含めてお願いをしたいと思います。 [流域住民(上流域・高知県)Dさん]</p> <p>(a) 早明浦ダムをつくった目的は、多目的ダムということで、受益(者)香川県とか徳島県の利益の方が優先的で、上流の方は漁業補償とかを多少しているが、ダムをつくったことよって生じる濁水とかいろいろんな環境破壊に目を向けていないのではないかと。責任を持って対処してもらわなければ、上流の住民は納得できないのではないかと。 [流域住民(上流域・高知県)Dさん]</p> <p>(a) 早明浦ダムが濁水すると、香川県の用水がなくなると新聞に出るが、これは、我々が香川県のために犠牲になっているということだ。香川県から課徴金をもらって、大豊町へ持ってきてもらわないと過疎になってしまう。そういう考えはないのか。 [流域住民(上流域・高知県)Gさん]</p>		<p>河川管理施設等構造令では、①工事の費用が比較的安い、②材料の取得が容易、③構造物としての劣化現象が起きにくい、④修復が容易、⑤基礎地盤と一体、⑥嵩上げ、拡幅等が容易、⑦復旧が容易・工期も早い等の理由から、堤防は土により築造することを原則としています。</p>		<p>早明浦ダムでは施設管理規定に基づき適切な洪水調節に努めており、原則として洪水時においては流入量を上回る放流はしておりません。これにより、下流の水位を低下させ、浸水被害の軽減に寄与しています。</p> <p>早明浦ダムの濁水放流の長期化の対策としては、今までは国(直轄)砂防事業・グリーンベルト事業による土砂流出防止対策、堆積した貯水池内の土砂排除、選択取水設備の運用等を実施してきたところです。</p> <p>なお、早明浦ダムの放流設備の追加が濁水軽減に効果があるとの検討結果もでており、放流設備の追加検討の際には濁水軽減を併せた検討をしていくこととしており、河川整備計画素案P41(2)に記載しています。また、様々な対策の検討は今後も引き続き行っていきます。</p> <p>また、ダム貯水池周辺は、森と湖に囲まれた貴重な水辺空間であるとともに、「湖水まつり」等に代表される地域コミュニティの場としても非常に重要であることから、関係機関と連携して、ダム環境の保全と整備を実施し、利便性の向上を図ります。また、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を目的とした「水源地域ビジョン」の推進について関係機関と連携し、積極的な支援を行うこととし、河川整備計画素案P89 2)「ダム貯水池周辺整備の推進」に記載しています。</p> <p>ゴミについては関係機関と連携し、モラル向上に努めます。</p>			

表.(92) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※424ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 池田ダムは香川用水や吉野川北岸農業用水の水源地になっているが、水道や浄化槽という社会生活を支える整備が進まない。徳島県の水道整備率は上流に行けば行くほど低く、廃水処理整備も厳しい。上流域が水を守っているという意識を持っていることを、下流域で思ってくれてしかるべきだ。国交省が思い切った政策を講じれば、大多数の下流域も喜んでくれるのではないかと。川の管理川全体を考え、土地は国土と考えるように、川も大きな意味で考えて頂く必要があると思う。</p> <p>[市町村長(中流域)三好市長]</p> <p>(c) 河川を管理するということは、流水を利用し、治水、利水を行い、その水をいかに守っていくかということである。その中で、当然利害がある。それを調整する制度について、この整備計画がそこまで踏み込んだ、全体を見据えた計画であるべきだと思う。</p> <p>[市町村長(上流域)大豊町長]</p> <p>(c) 治水・利水機能のあるダムの管理をすることで利益(メリット)を得る地域、デメリットがある地域の利害を調整する制度について、30年の整備計画の中で検討した経緯があるのかどうか、今後どうなのかについて伺いたい。</p> <p>[市町村長(上流域)大豊町長]</p> <p>(d) 源流地域は、自分の郷里を犠牲にして利水地域の命を守っているというプライドを持っているので、整備計画は被害の大きいところからというプライオリティの問題ではなく、トータルの問題として見て欲しい。</p> <p>[市町村長(上流域)大川村長]</p> <p>(e) 【四国地方整備局の考え方P124】その他-30の上・下流域の関係についての考え方として、「下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、～」とありますが、上流域、下流域のきれいな水の流れを継続していくためには、やはり山に対して投資が必要。この向こう30年の計画の中でモデル的にも、そういう上下流域の連携を1ツシステムにするということはできないか。やはりそういう考え方を、向こう30年の計画をつくるのであれば、ぜひ出してほしいと思う。</p> <p>[市町村長(上流域)大豊町長]</p>	<p>水源地域の重要性を理解するため、下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、一層理解していただけるよう努めてまいります。</p>	<p>—</p>
		<p>水源地域の重要性を理解するため、下流域を含む受益地域と水源地域の交流を今後とも進め、一層理解していただけるよう努めてまいります。</p> <p>なお、森林保全への取り組みについては、土砂流出の防備機能等の保全を図られるよう、森林整備を実施している関係機関と連携に努めることとし、河川整備計画素案P105に記載しています。</p>	<p>—</p>

表.(93) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	【素案】内容
<p>その他-31 河川利用への水量調整について</p> <p>a. アウトドアスポーツの普及により、河川に水量が必要となるため、かんがい期など、水量をもう少し幅広く運用できないか。</p>	<p>(a) 最近、アウトドアスポーツで河川の利用が始まっているため、かんがい期の流入量をもう少し幅広くとれないか(例えば5月以降も3月のかんがい期並の水量を確保するなど)。整備計画とも別かもしれないが、考慮して欲しい。 [市町村長(上流域) 本山町長]</p>	<p>水利補給のためにダムから水を流さなければならぬ水量の変更については、現在の運用の中では難しいと判断します。また、早明浦ダムからの補給は、早明浦発電所(電源開発株)の発電放流を通して行い、山崎ダムにおいて操作規程に従った安定した流量へと適正に調節し、下流へ流すよう運用しています。また、早明浦ダム下流から山崎ダムの間における流量は早明浦発電所による発電放流により変動します。 その間について、電源開発株からは確認したところ、「早明浦発電所からの放流については、これまでも運用協力要請を受け、最大限の協力を実施しているところであり、ご理解、ご協力をお願いします。」 という回答を頂いております。とのことです。</p>	<p>—</p>
<p>その他-32 発電事業について</p> <p>a. 山崎ダムの調節機能が十分に働いていないのではなかろうか。 b. 早明浦発電所からの放流を安定したものに改善してほしい。</p>	<p>(a) 山崎ダムは、早明浦ダムからの発電放水を貯留などにより調整し、山崎ダムより下流の河川流量を安定化する施設だと思いますが、その調整機能が十分に働いていないかと思えないため、運用の改善を要望するとともに、調整のための貯留量が不十分であれば、貯留量の増大のための改造をご検討ください。 [パブコメ78]</p>	<p>早明浦ダムからの補給は、早明浦発電所(電源開発株)の発電放流を通して行い、山崎ダムにおいて管理操作規程に従った安定した流量へと適正に調節し、下流へ流すよう運用しています。また、早明浦ダム下流から山崎ダムの間における流量は早明浦発電所による発電放流により変動します。 電源開発株からは確認したところ、「早明浦発電所からの放流については、これまでも運用協力要請を受け、最大限の協力を実施しているところであり、ご理解、ご協力をお願いします。また、山崎ダムからは下流については、ダムの管理操作規程に従い、適正な調節運用を行なっています。」 という回答を頂いております。とのことです。</p>	<p>—</p>

表.(94) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※426ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 早明浦ダムの発電放水は、河川利用が高い吉野川本流の流況に直接関わりますので、他の発電施設との連携などにより、より安定した変動の少ない放水運営に改善ください。 [パプコメ78]</p> <p>(b) 魚の卵が産みつけられていても、ダムを止めるとそこが干上がるということになって、魚が絶滅するということがあるので、(山崎ダムの)ピーク発電の見直しができないものか。 [流域住民(上流域・高知県)Pさん]</p> <p>(b) 「山崎ダムの運用改善や改造について」の質問に対し、電源開発(株)からは「山崎ダムから下流については、ダム操作規定に従い、適正な調整運用を行います。」とのことですが、実際には、時間単位で大きく変動することが多々あります。 河川管理者として、どのように実態を把握されておられるのでしょうか。 また、どのようにすれば、山崎ダムからの放水を調整していただけるのでしょうか。 [パプコメ432]</p>	<p>※426ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>
<p>その他-33 占用地の修繕について</p>	<p>a. 鴨島グラウンドは、洪水のたびに被災するため、対応をお願いしたい。</p> <p>(a) 鴨島グラウンドの整備をお願いします。洪水などですぐ利用できなくなるのでスポーツができなくなる。 [パプコメ36]</p>	<p>占用物件の管理については、許可受人が対応することとなりますので、ご理解をお願いします。</p>	<p>—</p>

表.(95) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

その他-34 銅山川の完全分水水問題について

<p>a. 銅山川の完全分水の問題についても配慮して頂きたい。</p>	<p>(a) 銅山川は完全分水で、愛媛県へ利水しているの、愛媛県は四国一の産業の盛んな町になっている。今日の所管の話ではないが、完全分水の問題についてもご配慮いただきたい。</p>	<p>銅山川では、富郷ダム建設に伴い設置された「影井堰」を活用した河川環境の保全のための放流を試行的に行うとともに、関係機関と連携したモニタリング調査を今後とも実施していきます。</p>
<p>b. 影井堰の2つの維持流量の算出根拠を説明して頂きたい。</p>	<p>[中流域] 三好市長 [上流域] 愛媛県下から吉野川合流までは、川と呼べるような状況ではなく、漁業やその他の水棲生物の生息はごくわずか、漁業は実質壊滅しています。新宮ダム(ないしは影山堰)からの放水の増加を要望します。 [パプコメ78]</p>	<p>なお、堰の運用によって流量は増加しており(河川整備計画素案P39に記載)、水面幅や水深が増す傾向にありま</p>
<p>(a)</p>	<p>(a) 銅山川は愛媛分水水によって常時水がないという悲惨な川になっているため、影井堰から流している(流量)をせめて1けた台の河川維持流量に上げることができないかどうか。</p>	<p>す。しかし、魚類などの生物から見た堰の運用効果は今のところ顕著ではなく、今後調査を実施します。また、水利権等により現時点では環境用水の流量を増やすことはできませんが、影井堰からの環境用水のより効果的な放流方法については検討を進めています。</p>
<p>(a)</p>	<p>[流域住民(中流域:三好)Jさん]</p>	
<p>(a)</p>	<p>環境を守るために(必要な流量を)毎秒流すというのは、全国的にそういう風潮になっていて、祖谷のダムでも四電がやっています。だから、新宮ダムからもせめて環境を守るために0.28m³/sぐらいの水は流してほしい。</p>	
<p>(a)</p>	<p>[流域住民(中流域:三好)Kさん]</p>	
<p>(a)</p>	<p>(a) (水量が少なく、水温が上がるとばい菌やいろいろなバクテリアの繁殖が増えて、川の水というのは汚れるわけです。銅山川のアユの漁は、7月から10月までになっているわけで、7月、8月にできるだけ流してもらった方が、同じ流すにしても価値があるのではないかと。</p>	
<p>(a)</p>	<p>[流域住民(中流域:三好)Kさん]</p>	
<p>(a)</p>	<p>銅山川中流では、水量を多く流して、常時安定した水量を流して頂のほうがいいと思う。もともとから生息していた魚も戻らなかったし、毎年、義務放流をしているが、思うように生育しない。</p>	
<p>(a)</p>	<p>[流域住民(上流域:愛媛県)Bさん]</p>	

表.(96) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※428ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 銅山川では、水質について対策されているか。今まで生息していた魚が生息しにくくなっていて、そういう面について、水質がどうなっているか調査はしてないか。ダムが出来る前の水質と現在の水質がどのようになっているかか。知りたい。そういう調査はしていないのか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Bさん]</p> <p>(a) 銅山川にたまる水は、水質がよくないので流すべきだと思う。多くの人がその水の恩恵を受けるが、我々は犠牲ばかりなので、少しは恩恵を与えてもいいのではないか。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Cさん]</p> <p>(a) 影井堰は、定期的に放流して水質を良くするためにつくったとお聞きはしたが、あまり流されているようでもないと思った。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Dさん]</p> <p>(a) 池田ダムから下流の確保流量として、早明浦ダムの不特定用水の一部を銅山川水系の3つのダムに振り分けられないでしょうか。別子、富郷、柳瀬、新宮ダムがなかったときの銅山川の濁水流量に相当する流量(1.5m³/s前後)を放流すれば、河川浄化や魚類の一部復活など環境放流にもなると思われます。</p> <p>[パブコメ432]</p> <p>(b) 河川局からの水利権更新に伴う河川維持流量設定で、10km²当たり0.1m³/sから0.3m³/sを設定するという通達があったと思う。今、そういう通達に伴う変更は、次回の水利権更新時に検討されるのか。</p> <p>馬立川の流量で、【素案】に示しているグラフは、影井堰の容量に依拠した数量しか出てないので、できれば0.17m³/sの日数の比較とかも、ぜひ次回の素案のときに出して頂ければと思う。</p> <p>[流域住民(上流域:愛媛県)Eさん]</p>	<p>※428ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>影井堰の容量のみから放流する場合には0.042m³/sを放流します。これは影井堰の容量約22万m³を60日間フラットに放流したときの流量です。</p> <p>また、流況がよく発電のために分水量が増量される時には、その一部を環境用水として新宮ダムに確保します。この貯水分がある場合には影井堰からの0.042m³/sに新宮ダムに貯留された環境用水分0.128m³/sを上乗せして0.17m³/sを影井堰から放流します。</p>

表.(97) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>※428ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(b) 影井堰下流の維持流量は馬立川と銅山川を合わせた水量というお話があったが、銅山川は銅山川、馬立川は馬立川で別個に見ないといけないのではないか。最低環境を守るために、国の方からも、維持用水は流さなければいけないという通達が出ているのに逆行している。</p> <p>【流域住民(上流域:愛媛県)Cさん】</p>	<p>—</p>
	<p>(b) 新宮ダムより下流域への放流毎時実施出来ないか！川の水の清潔は流れが滞って為すものでダムで一滴の水も流さないということ。例に0.25tは最終的といわれている筈。</p> <p>【パプコメ307】</p>	
	<p>(b) 1988年7月建設省通達「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」では、河川維持流量の目安として流域面積100km²当り0.1～0.3m³/sとのことですが、新宮ダムより下流の銅山川では、この適用はなされていないように見受けられます。</p> <p>馬立川の「0.285m³/s」の数値の意味を教えてください。影井堰による「0.042m³/s」の実績日数が示されていますが、同様に「0.17m³/s」の実績日数も明示ください。</p> <p>【パプコメ432】</p>	
	<p>(b) 【素案P39】に、影井堰の0.17m³/s、あるいは0.042m³/sという2つの維持流量の数値があるが、なぜ2個あるのか。この2つの数値の算出根拠を説明して頂きたい。</p> <p>【流域住民(上流域:愛媛県)Eさん】</p>	

表.(98) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	素案に対するご意見とその対応
<p>その他-35 今後のダムによる治水対策の国内の取り扱いについて</p> <p>a. 日本はまだまだダムをつくるのか。</p>	<p>(a) 外国では、ダムを取り払っていいと思いますが、日本はまだまだダムをつくっていくのですか？ 国の今後の方針を知りたいです。 [流域住民(下流域:徳島 II) C2さん]</p>	<p>アメリカでこれまでに撤去されたダム施設は、大半は高さ15m以下で、日本では「堰」と呼ばれるものです。その多くが、発電、レクリエーションを目的としたもので、既に使用不能な施設や老朽化等により安全面で問題のある施設、維持修繕費がかかりすぎ経済的になりたない施設です。</p>	<p>また、「米国連邦政府および州政府においてダム建設を全面的に中止・休止したわけではなく、西部の州においては現在も州政府により大型ダムを建設中である」とされており、ダム建設そのものが中止されたわけではありません。また、世界大ダム会議(ICOLD)が1999(平成11)年9月にまとめた資料によると、カリフォルニア州などの水需給の逼迫している地域などで、42ダムが工事中とされているところではあります。</p>
<p>(a) 新聞等を読んだら、あつちもこつちも国の事業を中止すると(書いてある)。このように、早明浦ダムを一遍、除けてから話し合いをするという考えはないのか。</p>	<p>[流域住民(上流域:高知県) Gさん]</p>	<p>国土交通省の河川整備にあたっては、最初からダムを排除することなく、また、ダムにこだわることなく、個々の河川や地域の特性を踏まえて、堤防や遊水地、ダムなどを総合的に検討し、最も適切な組み合わせで実施することが必要と考えています。 (国土交通省HPより抜粋・要約)</p>	<p>早明浦ダムにつきましては、洪水調節による下流部の浸水被害の軽減や各種用水の供給という非常に重要な役割を果たしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
<p>(a) パンフレットの中にある”河川本来の自然環境を有する吉野川の再生”これが一番。ダムありき、出来ればハイソレマデヨの行政なんかいいりません。 [パブコメ308]</p>	<p>[パブコメ335]</p>	<p>早明浦ダムにつきましては、洪水調節による下流部の浸水被害の軽減や各種用水の供給という非常に重要な役割を果たしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>自然と上手く付き合っていくために、無謀な自然を壊すようなダム計画等には反対。洪水や地震の備えは、個人がまずしっかりとしていることが何よりも大切だと思います。美しい吉野川を保つためには自然を壊さない個人個人の努力が最も重要だと思います。 [パブコメ335]</p>
<p>(a) 無駄なダムに使わないで。税金は有効に使って下さい。吉野川の水辺は、宝の島です。渡り鳥が安心して休める場所は人間も安心して住める地域です。 [パブコメ354]</p>	<p>[パブコメ169]</p>	<p>早明浦ダムにつきましては、洪水調節による下流部の浸水被害の軽減や各種用水の供給という非常に重要な役割を果たしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>吉野川は今、半病人の川となっております。毎年、瀬がなくなり、水はたまり場のようになっています。原因は、上流にできたダムのためです。これ以上、川をこわさないで下さい。 [パブコメ169]</p>

表.(99) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>※431ページの『テーマ/意見要旨』を参照</p>	<p>(a) 川は毎年、瀬が減少してまさに病気で、病んだ大河をこれ以上痛みつけるようなダムは作らないで下さい。 [パブコメ170]</p> <p>(a) ダムは絶対反対です。ダムの死んだような水にしない下さい。吉野川(の水質)は高知の四万十川に負けないと思えます。自然のままに洪水対策を考えて下さい。 [パブコメ155]</p>	<p>※431ページの『四国地方整備局の考え方』を参照</p>	<p>—</p>

表.(100) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨

意見及び質問

四国地方整備局の考え方

考え方に対応した【素案】内容

⑤ その他

その他-36 回答の特定できなかつたご意見

<p>—</p>	<p>(a) 環境について樹木管理に重点をおいているが、根本的な環境問題を考えてみてはどうか。 [パプコメ4]</p> <p>(a) 徳島の土木技術は全国水準よりも遅れていると感じる。 [パプコメ32]</p> <p>(a) この案は空と海のような案です。もっと具体的、抜本的な対策にしてください。 整備計画が重すぎます。 [パプコメ33]</p> <p>(a) 100万匹の鮎がのぼる川づくりの実行。 [パプコメ62]</p> <p>(a) 高知、愛媛での源流の管理、山肌、の下草の維持、木のすきと、広葉樹の植樹奇岩があるから美しい。この奇岩の管理根巻コンクリート、アンカー等。表面排水路工をボラコン、穴あきコンクリートで通す事。表面排水路工のネットワーク。砂防えん堤等。注意することは砂防えん堤の下側に穴をくっておく事。源流の維持管理も同じ。根巻コンクリート。アンカー工消音消波ブロック工等。等にダムとの維持管理に気をつける事、吹付コンクリート工等。さめうちダム。厚みの検討。穴をあけてこころ。水位調整ゲート式がよい。</p> <p>法面緑化工事、水を資源として考える事。多段堰化。射流を常流化。消音効果をねらった消波工。池田ダムでの水の炭等浄化。洪水時の板野での蛇カゴ。テトラのタテ横、ヨコ横で管理堤防の保護。洪水時をチャンスと思い、多段堰。かすみ提などによる水のたくわえ。 [パプコメ63]</p>	<p>—</p> <p>素案のどの項目に対しての意見か特定できないため、具体的な項目をお知らせ下さい。</p>	<p>—</p>
----------	---	---	----------

表.(101) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
—	<p>(a) 川の価値 川は暮らしの恵の源。社会資本としての価値をもっと見直し、将来にわたって保証されることを求めたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)K2さん]</p> <p>(a) 下流域の塩水化対策(特に地下水)河口堰(東環状大橋付近)迄淡水化して欲しい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)XIさん]</p> <p>(a) 船で池田ダムまで通行できるようにしてもらいたい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)G2さん]</p> <p>(a) 今後30年、100年後もおいしい魚が食べたい。漁獲高を確保できるように食物連鎖がくずれないように、もう1度具体的な調査、計画づくりをして下さい。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)T2さん]</p> <p>(a) 川上から川下へ、昭和50年4月1日より作動している、早明浦・池田両ダムの下流域に及ぼす影響について。 [パブコメ259]</p> <p>(a) 「吉野川水系河川整備計画【素案】」についてはハード面及びソフト面の双方からの整備を行う。 [パブコメ382]</p> <p>(a) 鮎喰川の水を石井国府の給水に利用する方策を(考えてほしい)。 [パブコメ447]</p>	<p>素案のどの項目に対しての意見か特定できないため、具体的な項目をお知らせ下さい。</p>	—

表.(102) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
—	—	—
(b) 潜水橋によるセキ上げ量はいくら程度ですか。 [パブコメ13]	(b) 水の管理について。今月水質調査を実施させてもらいますがBOD、気温、水温、硝酸性、不法投棄等を調査する予定です。毎年悪化の傾向にありながら対策の強化をお願いしたい。牛の食たい、人間の糖尿病の悪化本学西部がワースト1位とはなさげなく、医療も打ち切りなればだれが負担するのであるうか。大きな社会問題です。 [パブコメ26]	具体的な箇所が特定できないため、回答できませんでした。
(b) この堰堤とトンネルのコラボレーションの意義が県境を越えて大きな国土の動脈に繋がりが、流動人口の恒常化、生活圏の交流、生産物流、観光促進の媒体になることにより中流の発展が川下の末広がりの繁栄に繋がっていくことを疑わない。この機会を失えばふるさと三好郡は地域間競争に大きく立ち遅れ市町村の存在意義や連帯性は希薄に液状化し取り残された余白の地域と存在でしかない。ここに着目しない政治不在は、益々深刻な地域間格差を助長している。過疎の地域の再生と河川の整備の一体的合目的を住民の一人として提案し、よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。 [パブコメ85]	(b) お金をかけるより頭を使ってほしい、人類の損失にならないよう、世界に誇れる吉野川であってほしい、と切に要望いたします。 [パブコメ81]	

表.(103) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
—	<p>(b) 河川湧水枯渇の原因は、元建設省が洩水止めと称して堤防にブロックを積み、セメントで固めて了った為である。昔の改修工事は岩を積み、砂利を挟み岩を積みの工法で湧水を守っていたが、原点到立ち帰り、この際河川水門を設け洪水時開閉式にすべき。 [パプコメ82]</p> <p>(b) 両岸をきれいに整備していますが、何かの理由で整備していると思いますが、あの雄大な川をどこにでもあるような整備ではなく自然の状態を残したまま、補足するような方法はないのでしょうか？ [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C2さん]</p> <p>(b) ②河川構造物並みに港湾施設の津波対策について。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)V2さん]</p> <p>(b) 河川環境対策として葦原化した河川敷を作る方向で河川敷は埋立てしないように。運動公園等を縮小する。 [流域住民(下流域:徳島Ⅱ)XIさん]</p> <p>(b) 堤外地の活用 [パプコメ19]</p> <p>(b) 堤防管理用道路の通行時、粉塵を巻き起し、近辺住宅に多大な迷惑を掛けている。早急防塵対策を願いたい。 [パプコメ74]</p>	—

具体的な箇所が特定できないため、回答できませんでした。

表. (104) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
—	—	—
(b) 最近10年間位は川砂利、砂等の採取がなく、川底、川原等に土砂がたまり、落水橋等の高さであります。砂利等を取ると水位が下がるのではないのでしょうか。 [パブコメ76]	具体的な箇所が特定できないため、回答できませんでした。	
(b) 北側を整備すると南側が流れが変わって、道もなくなり水深くなったり、南側を整備する事により北側がよく水が出ると使えなくなったり、もう少し全体を考えた計画整備をお願いします。 [パブコメ107]		
(b) 早く工事に着手して貰いたい。マスコミは反対意見を多く取り上げる。交通渋滞の解消にもつながる以前の案が良いと思う。 [パブコメ156]		
(b) 家(人口増加に供い)が増え、川辺の近くに建てたりとか人為的に危険性を高めていると思う。 [パブコメ253]		
(b) 既に昨年中期より堤防改修工事を進行させていながらの意見聴取とは？逆ではないのか。 [パブコメ241]		
(b) 子供の頃、吉野川の中へ「クイ」を打ってあったのは、何の為だったのか。 この辺りで魚釣りなどをした、思い出がありますが、今では跡形も無く懐かしいです。 [パブコメ320]		

表.(105) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
—	<p>(b) 水運先進国を参考にし所要のゲートを設備して最もエネルギー効率の良い輸送方法を検討すると共に水量の確保を推進しては如何。USAのAKS Riverは16のゲート(国営)が州を横断しており1600tのバーク船が重量物を運んでおります。</p> <p>[パブコム356]</p> <p>(b) 魚道の作り方が悪い(流れ方向)。魚道に金網を取り付け防鳥対策をする。ダムを作らない。池田より下流に。</p> <p>[パブコム368]</p> <p>(b) 自宅の川に近い畑は、大水のたび水没し、野菜は流れ、ゴミが残り大変困っています。土を入れて埋めるのも、高額な費用を要するようで、いつも頭を痛めています。どうぞ、早期に解決して下さい。</p> <p>[パブコム438]</p> <p>(b) 吉野川は主に上の水を安全に下へ流すことです。川に水門なんか作るものではありません。杭一本打っても水の流れに反しません。</p> <p>[パブコム449]</p> <p>(b) 渡内川の改修</p> <p>[パブコム447]</p>	<p>具体的な箇所が特定できないため、回答できませんでした。</p>	—

表.(106) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>—</p> <p>その他-37 その他(河川関係以外、感想・意見)</p>	<p>—</p> <p>多様な価値観や互いの人間性を尊重しながら、寛容な精神で認め合うことで、共通理解・共通認識、より良い徳島県と国の行政が推進するのではないかと興味深く参加した。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Bさん]</p> <p>今切川とそれに伴う整備計画をほとんど入れて頂き大変感謝している。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Cさん]</p> <p>平成16年から直轄事業で角の瀬の排水機場、平成17年度から川島の排水機場に着手して頂き感謝している。また、漏水関係についても、今回の整備計画に入れていただき重ねてお礼申し上げたい。</p> <p>[市町村長(下流域)吉野川市長]</p> <p>角の瀬の排水場について、20m³/sの排水能力を持つポンプの設置の許可をいただいております。整備計画のP67に堤防漏水対策を実施する区間ということがありますが、すばらしいものができると期待している。</p> <p>[市町村長(下流域)石井町長代理助役]</p> <p>これまでのディスカッションでは、ピンポイントの箇所が多かったが、総合的な話も聞けて非常によくわかるようになってきていると思う。</p> <p>[市町村長(下流域)北島町長]</p> <p>水辺プラザについては感謝している。</p> <p>[市町村長(下流域:)北島町長]</p> <p>富郷ダムによって、新居浜市は非常に潤いをもらっている自治体であり、河川計画でこういうことをやって欲しいということはない。</p> <p>[市町村長(上流域)新居浜市長代理助役]</p> <p>(四国中央市は)1つの市で銅山川の3つのダムを抱え、水資源の恩恵を受けた町だと思う。</p> <p>[市町村長(上流域)四国中央市長]</p>	<p>—</p> <p>感想・意見等なので特に回答は控えさせていただきます。</p>

表.(107) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
<p>—</p>	<p>発言する場合にはルールを守ってやらねえといけません。進行係がもう少し毅然とした態度で処理してほしいと思う。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p> <p>吉野川水系河川整備計画【素案】は直轄管理区間における今後30年間の河川整備方針について治水、利水、環境等全てにわたって解りやすく十分に説明されている。</p> <p>[パブコメ49]</p> <p>名前と住所を言ってくださいと言うのに、ちっともそれを守っていただけではないので、それを完全にお願したい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)W1さん]</p> <p>吉野川整備計画については、その注意書きのところに、第十堰のことは論議しないということになっている。ルールは守れる人間でなければ、どんなにいいことを言われても、それはだめだと思ふ。ルールを外れるようなことは外して、第十堰のことはまた後でやるといふんだから、それは何年かけてもやったらいいのだから。今日はそういう場ではないという注意書きがあった。それを司会者も守っていただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p> <p>前回、国が回答していない点を積み残しにせず、質疑応答を保障した進行をしてほしい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)CIさん]</p> <p>前回の意見を聞く会において、国交省からの回答は十分と言えなかつたが、ファンリテーターは質問者が納得いく回答を得るまで責任があるのではないだろうか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)TIさん]</p> <p>今の状態だったら、コメントを外した方が話は早い。意見を聴くだけの立場なんだろう。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)AIさん]</p>	<p>—</p> <p>感想・意見等なので特に回答は控えていただきました。</p>

表.(108) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
—	<p>コモンズの立場をもっと明らかにして下さい。そして、住民の意見を整備計画にとり入れて下さい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) T2さん]</p> <p>コモンズの実体が、立場が良く理解できません。そもそも●●さん、●●さんの本職は何ですか？その立場が大きく影響を与えると思うのですが、ぜひ教えて下さい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) AIさん]</p> <p>コモンズは合意形成についてどう考えているのか？この会は議論しないので、(聴くだけなので) 意見がない。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) S2さん]</p> <p>コモンズのメンバーになれないですか。参加させてもらっていいですか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) AIさん]</p> <p>コモンズはフェアリテータの中立性を。住民の意見を、そのまま国土交通省へ、また国土交通省の回答をフェアリテーターは代弁しない。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) A2さん]</p> <p>グラウンド・ルールの中で、コモンズは国交省と契約を結ばれているが、住民とコモンズの関係がやっばりちゃんとしてない。国交省に対して中立というならば、住民に対しても中立でなければならぬのではないかと。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) S2さん]</p> <p>これだけ100人もの人間を集めて、何かちよつと二、三行書いて、それに対して国交省の見解はどうですか、これで終わりで済むなら、こんなに集めてやることは全くない。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) BIさん]</p> <p>ご意見はご意見で発表して、総合的な判断の中で、聞いたらどうですか。時間の無駄です。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ) E3さん]</p>	—

表.(109) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
<p>—</p>	<p>これだけ大勢の方が本日お集まりいただいているので、発言の方も、時間制限をかけてほしい。時間の無駄になりますので。同じような意見を何度もおっしゃらないということを徹底されたいかどうか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)B1さん]</p> <p>今日の段階では、会議の進め方を議論するとなると、これだけかかるの時間がかかると思う。今日は今までやってきた、司会者が今考えられている方法でやっていただきたい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p> <p>コメントは与えられた範囲内で精一杯よくやられている。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)E1さん]</p> <p>国交省に一言。ゆたかな恵みを未来へ</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)C3さん]</p> <p>工事責任者(局長、部長、課長)等がその工事に携わる期間が短いのでは。十分責任とれる期間在任して欲しい。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)L2さん]</p> <p>徳島県は、道路整備率や下水道整備率も47都道府県の中で最下位になっており、負担が多くて受益は少ない。県議員から市会議員、我々の代表である人が、県民の生活を考え、将来に美点を残すような政治をしてみたらどうか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島)Hさん]</p> <p>ヘリポート作ってほしいです。三好病院近くに一つほしいです。救急病院なのにヘリポートがありません。</p> <p>[パブコム116]</p> <p>川島町の県道の北側歩道工事-南の歩道はいつもガラ空き一何で必要なの！</p> <p>[パブコム149]</p>	<p>—</p> <p>感想・意見等なので特に回答は控えていただきます。</p>

表.(110) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方 考え方に対応した【素案】内容
—	<p>大麻山には、10何方所廃棄物の捨て場があった。 [流域住民(下流域:北島)Oさん]</p> <p>名田橋北詰の堤防の柱に、電光掲示板のようなものがあります が、車から見ると文字が小さくて何を書いているのかわからない し、税金の無駄使いだと思います。 [パブコメ218]</p> <p>土成町で愛媛の温泉に匹敵すると言われた温泉地を買いました が個人では何も出来ません。地域の何軒かの権利を分けてでも 滋養になる町づくりはどうでしょうか。 [パブコメ314]</p> <p>[吉野川水系河川整備計画【素案】]において一般県道・土成一徳 島線及び徳島一長原港線の交通安全対策事業を盛り込む。 [吉野川水系河川整備計画【素案】]に徳島外環状道路の徳島市 国府町西黒田と藍住町東中富とを結ぶ道路橋建設の着工を盛り 込む。 [パブコメ390]</p> <p>吉野川の車道の橋の右折禁止の点滅はよくできていますが、右 折と禁止で別れているのを、4文字点滅の方が大変わかりよとい 思います。それと真っ暗の右折禁止の赤と白の字も橋の上の左側 にあります。これも右折禁止の4文字点滅にすればよいと思いま すがどうでしょうか。理解できる人ばかりでは、ないので、案内灯 をお願いしたいです。 [パブコメ405]</p> <p>地球温暖化(の対策として、)従来の交通機関(を)利用(するこ と)。 [パブコメ448]</p> <p>コモンズの方に要望しておくが、誘導は絶対になされないよう に。協定書を結んでいるのだから忠実にそれを守って、そして会 議を進行してほしい。 [流域住民(下流域:吉野川)Aさん]</p>	—
—	—	—

表.(111) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>—</p>	<p>柳瀬ダムについては堆砂の撤去、あるいは堰堤改良事業としての放流設備等を実施して頂くということで感謝申し上げます。 [市町村長(上流域)四国中央市長代理]</p> <p>事前放流は下流域にもかわる問題であるが、早明浦ダムについても改築の必要性を認めて頂き、記述もして頂いたことは大変ありがたく思っている。 [市町村長(上流域)本山町長]</p> <p>(素案については)地域の方々の意見をよく聞かれ、また修正等もされているので、あまり申し上げることはほない。 [市町村長(中流域)美馬市長]</p> <p>前回のいろいろご質問やお願いをした件で、随分具体的に考え方、対応について記載を頂いておりますので、ほとんど満足しているというような感じもするわけです。 [市町村長(中流域)三好市長]</p> <p>吉野川は名にも負う美しく又役に立つ河川の一つです。「四国三郎」の名を後世に伝えたい。安全かつ県民にメリットの良い施設は必要。大吉野の清き流れを忘れまじ。 [パブコメ35]</p> <p>しっかりと備えてほしい。 [パブコメ22]</p> <p>住民参加の意見も受入れて頂きたい。 [パブコメ35]</p> <p>ダムができて、洪水被害が昔と比較するとずっと少なくなり、ありがたい。昔の建設省、今の国土交通省に感謝はしたい。 [パブコメ66]</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

表.(112) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
<p>—</p>	<p>きれいな空気と水には、本当に感謝しています。でも台風時の洪水の心配は毎夏しています。</p> <p>[パブコメ75]</p> <p>いろいろの施策感謝します。</p> <p>[パブコメ80]</p> <p>急がずに良い物を作ってほしいです。</p> <p>[パブコメ89]</p> <p>洪水に気をつけてほしいです。三好市池田町シマ地区は堤防で守られている地域です。ぜひとも地元と連携して整備してますが、より一層のお願い申し上げます。</p> <p>[パブコメ116]</p> <p>堤防、ダムが必要。しかし、自然破壊は人類の滅亡に繋がる。何が必要か専門知識、地域住民の考えを聞き未来の子供達が安全で、安心に住めるよりよい吉野川づくりを検討いただきたい。</p> <p>[パブコメ186]</p> <p>基本的な考え方に賛成です。</p> <p>[パブコメ188]</p> <p>コモンズさんは、分科会方式をとるべきという意見に対してどうお考えか。</p> <p>コモンズさんは、ただの進行役か。よりよい議論ができる形を提案すべきではないか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Eさん]</p> <p>コモンズさんから国交省の方への意見書は、配布資料の中に入っているのか。</p> <p>[流域住民(下流域:徳島Ⅱ)Dさん]</p>	<p>—</p> <p>感想・意見等なので特に回答は控えさせていただきます。</p>	<p>—</p>

表.(113) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容
-	<p>素晴らしい吉野川整備手法を駆動されて、淀みなく実行されていることに、感謝いたします。</p> <p>[パブコメ197]</p> <p>会に参加して思ったこと。国土交通省の考え方については、あらかじめ理解できた。会場の人たちの意見には、現状を見てない、空論のような気がしました。</p> <p>[パブコメ198]</p> <p>コモンスの方が、ワークショップ方式的に、皆さんの人間性や人格を尊重した配慮で運営なさっていることに対して敬意を表する。</p> <p>[流域住民(下流域:北島)Jさん]</p> <p>吉野川の整備計画に当って、素晴らしい策定方法を駆動させられました。</p> <p>[パブコメ221]</p> <p>1日も早く実現して下さい。</p> <p>[パブコメ232]</p> <p>日本に誇れる、雄大な人工「池田湖」は吉野川の清浄な水をたたえる湖で四面の山々を背景に調和した三好市の大切な財産として頼まれております。将来の水の需要に応えいつまでも吉野川を護って行きたいと思えます。</p> <p>[パブコメ330]</p> <p>計画に異論はありません。日々、この周辺流域の美しい自然環境を見守っております。</p> <p>[パブコメ331]</p>	<p>感想・意見等なので特に回答は控えていただきました。</p>	-

表.(114) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
—	<p>徳島県人の誇り。 [パブコメ389]</p> <p>人間中心的発想、主義に偏る事なく、大自然と共生、植物、魚貝類等の共生を最大限に保証される事が重要で、吉野川の水が飲める様に取り組んでほしい。 [パブコメ430]</p> <p>新聞折込の瓶ヶ森の写真は西黒森です。 [パブコメ434]</p> <p>吉野川は、戦中戦後にかけて、兵役で人手不足の為に上流域の山々が荒廃し、その上、堤防も貧弱でしたから、洪水の危険にさらされました。それから、着々と堤防が改築され、安心して暮らせるようになりました。日頃の河川管理に改めて感謝申し上げます。 [パブコメ439]</p> <p>漏水箇所復旧工事(が)完成(し)、一安心です。 [パブコメ445]</p> <p>今程度の水利用が良いことでしょう。 [パブコメ449]</p> <p>自然(を)守るのも大切なことです。現在で良いと思います。 [パブコメ449]</p> <p>北岸の陸橋下の運動公園に散歩の途次堤防修復の工事な大工事に感謝と感嘆と安堵を頂きました。厚く御礼申し上げます。 [パブコメ451]</p> <p>高越鉱山が出来てから、その排水を吉野川に流すようになってから、吉野川はだめになってしまいました。むかしの堤防が国道に利用されたことで、僕の家と吉野川は分断されてしまいました。あんな所に国道をつくったこと自体全く不自然なことです。生活道路が、全部車道になってしまっていますし。 河水整備・道路整備の計画自体が全て間違っているということで、国土省(建設省)が自然を破壊してしまった(している)という、その一言につきると思います。 [パブコメ5]</p>	—
—	—	<p>感想・意見等なので特に回答は控えていただきました。</p>

表.(115)素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方	考え方に対応した【素案】内容	
—	住民の安全と理由づけした過剰工事はやめてくれ！税金を無駄にするな！！ 国民の血税を何だと思ってるんだ。裏でひと儲けを企む業者や政治家にいいようにされてたまるか！！！！ [パブコメ25]	何の対策も示さず、何でも反対するNPOや無知なニセ有職者等の意見等は聞く必要はない(税金の無駄使いである)(河川管理には税金が使われることを何ら顧慮しないヤカラである)国土交通省の役人はNPOに弱腰である！！猛省すべし！！ [パブコメ32]	—	—
—	●●●に反対する。 [パブコメ52]	“人間”は正しい地球の支配者で在るので、「小生物」から「山」「平野・土・石・草木植物」迄、総べてに責任在り。まず、上から「正治山」(正植林等)そして、正「治水」に(魚・生物の共生を[動物・昆虫の自然圏を])を最大に“共生”した自然に優しい事業工事をすべきで在る。共生を考慮した優自然工法で実施を！そうすれば、自然や生植物がより豊かな良環境の自然を恩返ししてくれる3Rリターン。それが「豊かな地球策」リターン [パブコメ84]	—	—
—	[パブコメ64]	香川用水への分水を中止するか負担金を値上げする。又は中止せよ！！その費用を吉野川水系の保金に使う。又、砂利・砂等の骨材を売却し、同様の資金に使ってはどうか！ [パブコメ69]	—	—

表.(116) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
—	<p>地震に依る大災害と大津(波)による天変地異は人間の想像を超ええるものがある。昔の私私の母は明治20年の徳島大洪水を体験し、多くの阿波人が家の標(?)に股分(?)で助けを求めて海に流れた悲しい現実を見ている。母は水ほど怖いものはないとの遺言である。</p> <p>大洪水には飲用に用る塩水は飲めない ダム管理は特に飲水とか大安心である。</p> <p>[パブコメ104]</p> <p>民主政治はマチャベリズムへ経済は寡占欲望主義へ健全な家庭と社会崩壊へ文明の衰退期目の前に。 以上踏まえて日本全体から考えて欲しい。国庫の充実、民力の養育。世界の日本へ。日本の四国、四国の吉野川へ。文明の生き残りには日本へ。川だけでなく山全体からもタイアップして自然をできるだけ変えない。国の予算できるだけ少なく計画を。</p> <p>[パブコメ105]</p> <p>ダムは絶対に造ってはいけないと思います 現在の長安ロダム上流(那賀川)を見て下さい。あの惨状。もう元には戻るのが不可能と思います。 昔の川を思い出すと涙が出ます。</p> <p>[パブコメ190]</p> <p>四国整備局や徳島事務所には環境系の技術者がいたい何人いるのか? 環境目標を設定できないとかデータが不足しているというが、データは日本の川の中でもっとも多い川といわれている。データをよみとく技術者が不足しているのではないかと思う。そして、その技術者数で足りているのか?</p> <p>[パブコメ203]</p> <p>「あるか」「ないか」判らない地震や洪水にコトよせて、真意は、特定の個人や一部の組織の利便、利得ではないのか、という疑問がある。 百年に一度の洪水や無いと思っていた地震の災害に見舞われた後の起ちあがり、それも又、人の営みとして自然な姿ではないのか、とも。</p> <p>[パブコメ248]</p>	—
—	—	<p>感想・意見等なので特に回答は控えていただきました。</p>

表.(117) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	考え方に対応した【素案】内容
<p>何でも潰す事ばかり考えな。道路や橋。こうゆうことばかりやるから台風、地震が起こると、被害が大きいや。そんなこと子供もわかる。国から大きい金が自分のふところに入る。だから、力入れてんのやろ。市民県民がしてほしいこと頼んでも何にも助けもせんに、大きい金使うてまでもいらんことすな。自然を破壊するよなことすな。少しは人助けせえよ。</p> <p>[パブコメ273]</p> <p>税金使って吉野川埋めるのはヤメロ。オドレら何やってもおどれはゆるされるのか。</p> <p>[パブコメ277]</p> <p>ムダな工事に税金何100兆円も使って毎年税金タレ流すな。</p> <p>[パブコメ278]</p> <p>河川の不法投棄、河川の土砂、石、ジャリ動かすだけでお前ら難グセつける。オドレが河川埋め立てたり、税金の札束何千億円も使って吉野川埋め立てるな。</p> <p>[パブコメ279]</p> <p>吉野川の水が災害を起す事はない。水は増えないという事で。セメントや砂を使ってムダな工事をしたがるものです。本当に必要な工事はしない、お金がないといって、またやり直す工事はしない二度三度と業者とぐるで自分の手に金を手にする事しか考えていないこれが今の姿である。昭和20年台と今の違いがのみ込めない、力者達。山は木を切り、杉は植えたて、木炭のためバブルのため山は荒れ放題の時代の事を比較するバカ者、今は杉が直径40-50にもなりその1本の水を吸い上げる水量を林野庁を訪ねる。計算してもらえ。どれだけの水を根に持っているのか知れ。</p> <p>雑林で鳥と水を蓄えないと言っているのは無知そのものである。杉、桧、松全て水を葉から出し血液を空中に出しているのも洪水は(以下FAX送信エラー)</p> <p>[パブコメ312]</p> <p>職員は公僕で職務に専念されたい</p> <p>[パブコメ309]</p>	<p>感想・意見等なので特に回答は控えていただきました。</p>	<p>—</p>

表.(118) 素案に対するご意見とその対応

6. その他

テーマ/意見要旨	意見及び質問	四国地方整備局の考え方
—	<p>河川整備と称して、公金の無駄遣いが行われている現状とていえないと思います。そもそも自然相手に無理。皆そうとわかっているんだから、最低限にしましょう。洪水が起こったら補償できないし。</p> <p>[パブコメ337]</p> <p>こんな調査で税金使うなよ！！現時点では吉野川の改修工事は不要と思う。何故こだわるのか？税金の無駄使いは止めよう！！殆んどの農民は吉野川の改修は望んでいない。役所の体制維持の為、効果はどうでもよい、どうせ税金だ適当に自分等がよければそれで良い精神だろうが国民の税金を無駄に使うな。他に仕事はあるでないか良く考えよ！</p> <p>[パブコメ412]</p> <p>平成16年の洪水は判りませんが昭和30年の洪水は小生の記憶している最大の洪水でした。</p> <p>池田ダム完成後の状況不明ですがトウゲ地区、クヤウジ地区の塚目よりの増水は皆無となったのでしょうか。俗称「火の口」より増水には子供心より見廻りは欠かしませんでした。ほとんど夜の洪水に東が白ずんで来た。先は稲の下に相当進んで来ておりました。徹夜の番は自分の務めでした。</p> <p>[パブコメ416]</p> <p>自然を守る</p> <p>[パブコメ448]</p> <p>・風呂の湯(を)洗濯(やトイレ)に利用(すること)。 ・雨水(を)草木に利用(すること)。</p> <p>[パブコメ448]</p> <p>河川整備計画【素案】に對さないご意見や川づくりに期待しないので取り組んでほしくない事その他吉野川に関しない思いなどは何もしません。</p> <p>[パブコメ450]</p>	—
—	—	<p>感想・意見等なので特に回答は控えてさせていただきます。</p>